

住民意見に対する事業者見解書

分類	件数
1. 事業計画	686
2. 地域概況	5
3. 予測・評価全般	11
4. 大気質	56
5. 騒音	22
6. 振動	1
7. 低周波音	16
8. 水質	51
9. 水象	266
10. 土壌汚染	28
11. 地形・地質	22
12. 植物	31
13. 動物	68
14. 生態系	41
15. 景観	41
16. 触れ合い活動の場	4
17. 文化財	10
18. 廃棄物等	6
19. 温室効果ガス等	4
20. 電波障害	9
21. 光害	3
22. その他の環境要素	2
23. 災害	84
24. 事後調査	1
25. アセス制度・手続き	2
26. その他	2
合計	1472

諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書に対して、2019年7月1日から8月15日まで、住民意見を募ったところ、855人から意見が寄せられた。

これらの意見について、内容別に左記のように1472件に分類した。

諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の意見書に対する見解書

環境影響評価準備書の公告・縦覧及び意見募集について

- | | |
|-----------|---|
| ・公告日 | : 令和元年6月28日（金） |
| ・縦覧期間 | : 令和元年6月28日（金）から7月29日（月） |
| ・縦覧場所 | : 長野県環境部環境政策課、長野県諏訪地域振興局環境課
諏訪市役所市民部生活環境課、茅野市役所市民環境部環境課
茅野市米沢地区コミュニティセンター |
| ・意見募集期間 | : 令和元年6月28日（金）から8月15日（木） |
| ・意見提出先 | : 株式会社L o o o p 長野支店 |
| ・意見書の提出件数 | : 855件 |

特記事項

- ・意見書ごとに、事業者の見解をお答えしています。

なお、提出された意見については、「意見書1」～「意見書855」として記載しています。

意見書 1					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境に影響が少なく、会社も大丈夫そうなので、実施すればいいのではないかと。近隣地域に仕事が増えることも期待したいと思う。	建設工事及び運転開始後の発注にあたってはできる限り地元企業を採用し、ご指摘いただいたような地元企業の強みを活用させて頂きたいとします。

意見書 2					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		地元の人大切にしてきたものを壊してまでやる価値があるんですか。利益をうむだけなら、他にいくらでも方法があります。社会の公器として、企業として恥ずかしくない事業をしましょうよ。	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 3					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		持続可能な再エネ社会への転換という理念がありますか。地域や市民によるエネルギーを重視していますか？調達する再エネの持続の可能性はありますか。	再生可能エネルギーによる発電事業を固定価格買取制度 (FIT) の買取期間だけで終わらせず、できるだけ長期間にわたり継続することが、日本の再生可能エネルギーの今後の発展につながると考えています。

意見書 4					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は 50 年前、雪の深い新潟県からやって来まして諏訪の平でお世話になっております。今回の事業計画につきましては大変関心も有りますし最後には納得できる結論で終わってほしいです。賛成、反対関係なく 3 回の	弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思っております。

意見書 4

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				説明会に出席しました、又、報道関係を見た上で十分な説明がされたとはまったく思いません、ループさんとしては説明内容より説明回数を実績として強調し過ぎている感じです。	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>※水の関係で現在の科学の力では水の流れはわからない、それは賛成、反対も双方が認めているところです、「水は命その物です」それがはっきり結論が出ない以上、県知事さんが自信を持って認める事は出来ません、なぜなら、今後の水枯れ、水害、などの責任が取れないからです。命にかかわる水と災害が関係します、以上の事は大多数の地元住民が納得しなければ認められません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>※ループさんも希望者にどうぞ現地を良く見て下さい、ご案内も致しますと、努力すべきですが現在はまったく感じられません、もっと見やすい現地の地図を配ったり一目でわかる立体地図<約 100×100cm>や鳥瞰図を作成して見たい方にはいつでも見れるように数多く作り、賛成、反対ともお互いに良く現地を知ってから始める必要が有ります、今からでも遅くありません、説明会では一部の人のみが小さい地図を頼りに話をしているのが現状です、ループの社員の方や関係者も良く分かっておりません。</p> <p>※あまりにも面積が広く、自然を特に大切にすべき場所です。ループさんがもっとキチンと調査をし住民が納得するまで説明と必要性を何回でもすべきです。時間が無く、早く納得だけをさせようとの感じがあまりにもして、太陽光電気の必要性すら感じません。</p> <p>※反対運動はもっと、もっと大きくなるでしょう。賛成運動はあまり今後も表に出て来ません。規模が小さくなって設置が認められる、そんな気がします。</p> <p>※双方の今後は心のいがみ合いが続き自然に対する</p>	<p>過去には、希望する方には現地案内をした経緯がございます。建設完了後は定期的に現地案内する計画を検討します。弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思えます。下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動や、弊社 Looop でんきの特別価格提供など、地域と共生可能な様々な地域貢献を検討しております。30年後の霧ヶ峰ですが、発電事業としては永続的に実施しますので、発電所は稼働していると思えます。</p>

意見書 4

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>不安はず～とず～と続きます。現地は別の道を探し、時間をかけより魅力のある霧ヶ峰にして行きましょう。</p> <p>※「太陽光発電」私は大賛成です。今から30年後・すぐやってくる。私はもうこの世にはいないでしょう。30年後、1枚の太陽光パネルだけで1軒分の必用電気、冷暖房も十分確保できます、当然、自動車のバッテリーも3台位は充電できる時代になっております、そうでなければいけません。30年先の霧ヶ峰の場所がどうなっているか社長さんの心から思っている事をお聞かせ下さい。</p>	

意見書 5

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>子どもたちの未来が少しでも安全な世界になってほしいです。脱原発は「安全な世界」の一つであると考えておりますので、今回の太陽光発電所設置は賛成です。発電所の稼働時、異常や侵入者を監視するシステムは整っておりますでしょうか？無人なのであれば、子どもたちや侵入者が簡単に入れないようにして下さい。事件事故がなく、かつ自然エネルギーの有効利用が出来るような発電所を期待しております。</p>	<p>調整池に水位計、監視カメラ、雨量計を設置し、定期的に確認を行います。雨量計や水位計の値から豪雨災害の予兆を見出した場合は、速やかに関係市役所防災対策課にご連絡いたします。検知情報をどのように活用するか県及び市にご協力を頂きながら協議していきたいと考えます。</p>

意見書 6

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>パネル設置による下流域への影響について、大量の森林を伐採することで、表層崩壊や斜面崩壊が起きることが心配だ。また、抜根をしないと、木がなければやがて根は枯れ保水力はおちる。加えて根の残っている</p>	<p>事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画</p>

意見書 6

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				森林のあと地へ、どのようにパネルを設置するというのか。大雨や長雨によってパネルまで崩壊して流れ下ることになりかねない。このような計画には、断固反対する。	を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	川の中を掘る工事について、「明確なみずみちを確認したわけではない」のに、湧水の確保や排水についてどのように配慮しているというのか。全国各地で、軽率にみずみちを断った為にとりかえしのつかないことになっている。深さ13m、長さ200mにわたり川を掘ることがどのようなことになるのか、具体的に調査をすべきです。事後調査では間に合いません。この水はわたしたちの命の水なのです。	準備書に記載の水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行い、周辺の調整池の掘削が湿地の水位の低下や下流域の流量減少影響を発生させるほどの影響はほぼ発生しないものと予測しております。 調整池周辺の地質分布についてこれまでもボーリングを実施しておりますが、さらに詳細な地質状況や地下水位等を把握する目的で追加のボーリングを実施しております。これらの結果を基に、調整池の工事による周辺の地下水への影響について、予測内容を確認しながら慎重に工事を進めていく計画です。
3	第1章	事業計画の概要		環境アセス中でありながら、あたかも本事業が治水や防災の上ですばらしいもので、環境にも配慮され生活に影響のないものであるかのような誤解を与えかねない郵便物を、貴社は継続して配布している。これは一種の誇大広告である。殆どの下流域住民に受け入れられていない事業からの撤退を強く希望する。あなた方に私たちの生活環境を奪う権利はありません。	郵便物に関しては、地域住民の皆様にも正しく事業を知っていただきたいという趣旨で投函させていただきました。内容につきましては事業説明会にて説明した内容並びに長野県環境影響評価準備書に記載した内容を記載させていただきました。

意見書 7

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光事業をすることでそのまま森林が荒れてしまうよりきちんと責任を持って管理してもらおう方が森林にとっても良いと思う。	事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 8

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		エネルギー源として優しい環境の太陽光は良いと思う。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 9

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	私は長野県諏訪市にある霧ヶ峰高原の下、唐沢山の尾根における太陽光発電施設の建設に反対致します。理由は二つあります。 一つ目は水質の劣化です。諏訪市は美しい霧ヶ峰伏流水を利用した清酒を醸造する酒蔵が多く存在します。水質や水量の低下によって清酒が作られなくなることは製造者に大きな不利益になるだけでなく、清酒を求める観光客の足が途絶えることから諏訪市にとっても大きな損害となります。	酒蔵の水質や水利用に対しては、事業地周辺の湧水等と主体となる地下水流動系が異なると考えられ、事業による影響はほぼないものと考えております。酒造りについては今後もこれまでと同じく、お続けいただけるものと考えています。
2	第1章	事業計画の概要		二つ目は土石流です。施設建設のために森林を伐採してしまうと雨水の貯水能力が落ちるため土石流が起きてしまう可能性があります。山々に囲まれた諏訪地域で土石流が起きた場合、その被害は甚大なものになります。その場合、企業がいくら責任を取る、といったところで失われた命は戻ってきません。以上の二つの理由から唐沢山の尾根における太陽光発電施設の建設に反対	土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2

意見書 9					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				致します。	地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。

意見書 10					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		美しい諏訪の自然は私たちの誇りです。南沢水源の水、天然の湿地を守ることは、諏訪の未来を守ること。太陽光発電に対しては反対ではありませんが、霧ヶ峰の下部に、敷地面積 196.5ha のなだらかな山の斜面の森林を代採して巨大メガソーラーを設置することは断固反対致します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 11					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 2 章	地域の概況	2-88、 2-84	<p>1. 進行する温暖化で異常気象による災害が激甚化している中、山林を伐採し、土砂を掘り、調整池を作るなど土地改変を伴うような事業は、さらに気候変動の悪影響を増やすので、実施してはならない。</p> <p>【理由】</p> <p>第 2 章 第 3 節自然的状況 3-3 地象の状況</p> <p>ここでは事業予定地周辺の気象状況および、過去に起きた気象による大災害について述べられている。P.2-88 では、過去最大の豪雨被害は昭和 56 年、57 年、58 年の台風によるもので、特に昭和 58 年の連続雨量は、「現時点においても諏訪観測史上 1 位となっている」とある。これにより氾濫が起きた河川はその後、河川改修が行われている、と書かれている。</p>	詳細な情報をありがとうございます。地球温暖化の進行を食い止めるためにも、脱炭素の動きはますます加速させる必要があり、太陽光発電事業は大きく寄与するものと考えます。災害対策を万全にした上で、慎重に事業を進めて参ります。

意見書 11

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また P2-84 では、平成 18 年（2006 年）の豪雨災害では、諏訪湖の南西側の岡谷市などで、複数の溪流において土石流災害や表層崩壊による土砂災害が発生し、甚大な被害が生じたとあり、7 月の 3 日間で、月平均降水量を大きく超える 300mm の降雨を観測したとある。</p> <p>これらも含め、災害データが、最新で 2012 年までしかない。ここ数年巨大化した豪雨・土砂災害などが、取り上げられていないのは、この地域のモノではないとしても、激甚化している気候変動、予測のつかない気象現象、「命を守るため」などと警報のたびに言われるようになった現状を踏まえていないのは、問題である。</p> <p>FIT 法が施行された 2012 年以降のものでも、2014 年の 7 月～8 月にかけての「広島豪雨」「2014 年 8 月広島大規模土砂災害」「2014 年高知豪雨」、2015 年には「鬼怒川水害」「鬼怒川（茨城県）・渋井川（宮城県）の氾濫」、2017 年の「7 月九州北部豪雨」があり、そして 2018 年は 6 月～7 月にかけて「西日本豪雨」「岡山県倉敷市真備町の洪水害」がある。2014 年の「広島豪雨」では多くの太陽光パネルが流されたとのことだ。2015 年の「鬼怒川氾濫」では、太陽光発電事業が被害を大きくしたところもあり、茨城県は初めて「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を 2016 年施行した。長野県ではすでに 2015 年に日本で初めて太陽光発電を「環境影響評価条例」の対象としたのは周知のとおりである。</p> <p>2018 年の異常気象による土砂災害件数は過去最多の 3451 件である（国土交通省調べ）。7 月 23 日には熊谷市で 41.1℃という観測史上最高気温が観測され、気象庁は「この記録的暑さは『災害』と言える」と緊急記者会見を開いた。この年の熱中症救急搬送者は 9 万 2710 人（うち死亡者 160 人）と過去最多を記録した（消防庁調べ）。</p> <p>昨年夏のこうした現象に対し、2019 年 5 月 22 日、気象研究所は国立環境研究所等とともに、「地球温暖化の影響なくしては起こり得なかったことである」と断定し</p>	

意見書 11

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>た。</p> <p>2019年5月に北海道で最高39.5℃など38℃前後、東京や全国的にも30℃以上の記録的な暑さをもたらし、その後、長い梅雨で日照時間が極端に少ない6月～7月を経て、8月現在は猛暑に見舞われている。この異常気象は日本だけでなく、ヨーロッパで顕著になり、5月はスペイン、フランス、ドイツ、スイスなど、軒並み35℃以上～40℃以上を記録した。一方7月に入るとドイツでは観測史上最低気温の4℃など、ヨーロッパは一転して夏の寒波に見舞われたりした。</p> <p>すでに「気候変動」ではなく、「気候非常事態」(Climate Emergency)という言葉が使われ始めている。</p> <p>2018年10月に発表された、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」では、地球の平均気温は、産業革命以後、すでに「1℃」上昇しているとのことだ。「1℃」の範囲で、これだけのことが起きており、さらに予測のつかない事態になることは確実である。というのも、北極の氷や永久凍土が融けており、永久凍土が融けると、海面上昇だけでなく、凍土が貯留していた、メタンなどが排出される。メタンはCO₂に比べると、温室効果は桁違いに大きい。そうすると「パリ協定」に書かれた「2℃上昇」よりも、多少「安全圏」とされた「1.5℃」の気温上昇が、IPCC予測の最悪ケースとしてあげられている「2030年」よりもずっと早く起きる可能性もある。</p> <p>そして我々は、こうした予測のつかない事態にも「備える」こと、つまり「温暖化への適応策」を考えなければならない事態に陥っている。</p> <p>このように、気候変動に関する全体像の観点からすると、「準備書」が取り上げている過去の災害事例はあまりに古く、気候変動の最新の科学的知見を踏まえていない。</p> <p>気候変動の不確実性がますます高まっている今日、自</p>	

意見書 11

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>然環境に人工的な変化を加えることは、最も避けなければならない。特に山林は、貴重な水源であるだけでなく、土砂災害を防止する役割もあり、また山林を育ててきた土壌も、温室効果ガスを貯留し、植物、森林を育てる栄養分を蓄えている。土壌の温室効果ガスの貯留量は森林の3倍もあるとのことだ。それにより自然生態系を保つ動植物が豊かに育ち、全体として、安全性を最大限担保しているのである。</p> <p>土砂災害が増えているのは、開発などの人間活動により、こうした自然生態系が崩されているからに他ならない。よって、この事業は実施すべきではない。その方が自然生態系だけでなく、Loop社にとっても、大災害が起きたときの補償などから免れ、得になるはずだ。</p>	
2	第2章	地域の概況	2-88、2-89、2-91、2-105、2-106、1-119	<p>100万種の生物種が絶滅の危機に瀕し、「第6の大絶滅」に直面している今、自然の棲息地に改変をもたらす開発事業となる、本事業は止めるべきだ。</p> <p>【理由】</p> <p>第2章 第3節自然的状況 3-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>ここでは事業計画地内にある動植物の生息、生育、植生および生態系の状況について調査結果が示されている。しかしP2-88～89にある表2-3-5にある既往文献は古すぎる。最新のものは2017年の「長野県植物目録」で植物のみ、2015年の「長野県レッドリスト」は昆虫・クモ類・貝類、2013年の「長野県植物研究会誌」で、植物が多い。また文献として価値のあるものは、環境省、日本野鳥の会や日本哺乳類学会、研究者が著者の「諏訪湖教育会自然研究紀要」などだが、それらは1980年代、90年代、2000年、2010年のものである。</p> <p>P2-91～105までの表は、以上の古い既往文献をもとにした整理であり、動物・昆虫類などだけで「調査範囲内で記録されている種」である。</p> <p>一方、P2-105に別項目のように、2018年の環境省レ</p>	<p>動植物については文献等による資料調査並びに現地調査の結果から、多数の種を確認しております。結果に基づき、希少種等が数多く分布する場所等については保全エリアとして工事エリアからは外す土地利用計画を立案いたしました。生物多様性が確保されるよう、可能な限りの対策をとって参ります。</p> <p>ご指摘の様な遺伝子を持つ在来のアマゴに限った調査を行っておりませんが、事業区域内に生息するアマゴの遺伝的な価値を含めた保全を行って行く考えです。また、調査では、事業区域内の生息密度についても調査を行っております。対象事業実施区域に生息するサツキマス(アマゴ)は在来の可能性が高いと考えています。春、夏、秋と3季の調査を行いました。最大でも体長18cmと小さく、“降湖型”とされる個体が行き来している状況は考えにくい結果でした。生息状況については、工事中、供用後についてもモニタリングをしていく考えです。</p>

意見書 11

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ッドリストが出てくるが、その後続く P. 2-106～119 までの表は、「注目すべき種」を環境省と長野県のレッドリストをもとに、絶滅危惧のレベルで整理している。動物も植物も含まれているが、前半と後半の表の整理の仕方に整合性がない。</p> <p>そのため、魚類の中でも、8月8日に信濃毎日や長野日報で大きく取り上げられた「諏訪マス」と「縄文アマゴ」の在来種の産卵地が、事業計画地内にあることが、「準備書」の調査では見出されていなかった。アマゴは「諏訪マス」しか記されてなく、「純絶滅危惧種」に分類されているにもかかわらず、これらをどう保全していくかの提案はない。7月16日に茅野市で行われた Looop 社の説明会で、会場から「どんな種類のアマゴがいるのか調べてほしい、それらを保全したいから」という質問が会場からあったが、アセスの担当者は、「アマゴってそんなにいろいろな種類があるのですか」と逆に質問者へ質問をしていたくらい、無知であった。</p> <p>現在、さまざまな要因でこれら生態系の状況が著しく損なわれていることは明白なのに、こうした点が「準備書」では踏まえられていない。</p> <p>2019年5月6日、世界132カ国参加の「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」は、世界の生物多様性の現状をまとめた初の包括的な政府間報告書「生物多様性と生態系サービスに関する IPBES グローバル評価報告書」を発表し、人間活動によって今後数十年間で、史上最大の約100万種の動植物種が絶滅の危機に陥ると警告したばかりだ。またその喪失は、その量が地質学的歴史上過去5回起きた生物の大絶滅を上回り、喪失していくスピードが過去5回以上の速さだ。それも開発活動、農薬などの化学物質の多量使用、などの人間活動によって引き起こされているところが過去5回の大絶滅との大きな違いである。これに輪をかけているのが、進展する気候変動であ</p>	

意見書 11

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>る。</p> <p>Loop 社の「準備書」には、自然生態系がいかに自然を、そしてそこに住む人間の生活を守っているかについて、語られていない。広大な面積の山林を伐採し、土砂を「調整池」のダムのようなものに使うなどは、人工的で、自然生態系の「生態系サービス」を壊すことはあれ、改善することは決してない。人間は、この生態系サービスに依存して生きており、経済活動のすべてが、生態系サービスを根本としている、という視点がこの計画にはない。</p> <p>霧ヶ峰の豊かな自然は、自然資本的に考えれば、膨大な資産であり、これを壊すのは、経済的にも大きな損失となり、本事業は、私達人間の生活が成り立たなくなるほどの「生物多様性の損失」へ加担することになるだろう。さらにこの事業は、生物多様性を保全すること、つまり生態系や土壌・湿地などの現況に手を加えないことで気候変動を抑えられる可能性をも奪うので、実施すべきではない。</p>	

意見書 12

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大雨が降った場合の水害が心配です。ソーラー発電のたいせつさは解かりますが、観光県の長野県の緑の山にソーラーパネルが増えていき、せっかくの景観がだいなしです。長野オリンピックで山を抜採しスキー場とすぐに植樹したものの、今だに跡が残ってます。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p>

意見書 12

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 13

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	地形・地質	4-9-52	<p>パネル設置により、大量の森林伐採に至るのではないかと危惧しています。森林伐採により「表層崩壊」「斜面崩壊」を起こすのではないかと心配です。パネル設置場所が将来崩壊して、下流地域や私たちの住む米沢地区に様々な被害が及ぶのではないかと不安に思います。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 14

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	五蔵に影響が出るのはいかがでしょうかと思います。	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただき、採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告しております。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>

意見書 15

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>この計画は下記の理由により中止すべきである</p> <p>1 太陽光発電は自然エネルギーの活用として否定しないが大規模な森林破壊して水質悪化水害発生の危険を冒してまで建設すべきではない。環境影響評価準備書では環境に対して影響軽微という語は羅列するが、そもそも開発者がおこなう調査が開発側の不利な表記はないのが当然である。環境アセスメントではなく別名《環境アワズメント》と呼ばれる所以である。</p> <p>2 貴社も当然認識していると思われるが、来年2月末までに工事が着工しなければ買い取り価格が40円/kWhが18円/kWhに下げられ、それ以降も毎年下げられることになっている。2月末までに工事着工する自信があるのか。FIT法が適用されないなら賢明な経営者なら採算があわないとして撤退するであろう。</p> <p>3 利害関係者（下流住民 水利権者 漁協関係者 諏訪五蔵酒造関係者等）の工事着工承諾書を来年2月末までに取得できているのか。</p>	<p>1 弊社としましては長野県環境影響評価の手続き上での技術委員会の審議があり、客観性が担保されていく中で事業を進めてまいります。</p> <p>2 固定価格買取制度（FIT）を活用して売電する場合、制度により決められた期間は固定価格での売電になり、下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動や、弊社Loopでんきの特別価格提供など、地域と共生可能な様々な地域貢献を検討しております。</p> <p>3 法令に則って事業を進めてまいります。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	4 住民説明会で問題になっている一本の試掘井戸も掘らない水象調査のいい加減さを環境影響評価技術委	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地

意見書 15

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				員会が問題にしないと思っているのか。	下水として流れる層)の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。
3	第1章	事業計画の概要		<p>5 再自然エネルギーの利点が強調されていたが、その弊害が問題になり各地で反対運動がおきている。かつてのバブル経済時代のリゾート開発を想起させる。この地は以前レオパレス 21 (当時 MDI) がスイス村 ゴルフ場を計画し、環境アセスをおこなったが地元民の反対運動がおこり、準備書を出す前に中止されることになった土地である。</p> <p>6 電力を自然エネルギーから取得することには異存ないが、環境破壊を招く大規模開発だから反対するのである。また太陽光発電、風力発電は大規模蓄電施設が安価に設置できない限り主力電源にはなれない。補助電源として住宅 工場の屋根等に設置するのが望ましいが、ドイツでは自然エネルギーに大きく依存したためバックアップ発電施設の褐炭発電所を多数設置する必要があり結果的に二酸化ガスの増加と電力価格が非常に割高になっている。ドイツに見習えは虚構であり決して見習ってはならない。</p>	ご意見として賜りました。

意見書 16

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		万が一事業者が破産した場合、(事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する)とありますが、土地所有者が管理者、担い手不足で開発を希望した事から、	太陽光発電事業は、固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に実施する予定であります、事業が

意見書 16

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				撤去や計画地を管理する事は、放置になると思われる。準備段階では、策が示されておらず、放置や、環境などに悪いと思う。責任の所在を含め、明らかにする事を希望します。	継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に撤去に要する費用の積み立てを予定しております。

意見書 17

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>必要な調査をきちんと行ない、地質や水質への影響を公平な見方の出来る専門の方々との協議し尽くしたのでしょうか？</p> <p>開発の面積が大きいため、慎重にしすぎる事は無いと思います。ここ数年、雨の降り方も異常で、土砂災害への注意喚起はしょっちゅうあります。地震も多くなっています。「糸魚川—静岡構造線」もすぐ近くにあり、工事により地下を刺激し、水の流れを変えてしまうことで山が耐えられず人的被害をおよぼしかねないと思います。人への影響だけでなく、大きな環境破壊をしてまでやらねばならないパネルを設置する理由はほとんど無いと思います。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 18

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光パネルを置くのに木を伐採するので良くない部分はぬぐい切れないと思います。ただ、計画地は広大で現在でも管理していくのが困難である、という話を聞きました。エネルギー問題を併せて考えたときに、森をそのまま残すことが人間が住む地球環境として良いのでしょうか。私はそうは思わないです。地元の未来に役に立つ発電所を是非作っていただきたいです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-10	<p>以前開発計画地を地質調査してきた者として、また自身、大規模太陽光発電所の立地にたずさわってきた者としてコメント申し上げたい。</p> <p>全体感として、報告書はコンプライアンス違反（主に著作権法違反）、先行研究などの意図的な（？）改変、調査の不足とずさんさなどから、読むに足らないものと判断された。これらの不適當部分について、逐一反論を試みることは、他に職を持つものとして、時間的にも不能であることから、専門分野の一部について、反論し、上記内容のずさんさを浮き彫りにしたい。</p> <p>なお、地質の評価は、土砂災害等を地表の環境影響を予測するうえでも、また地下水の動態を予測するうえでも、もっとも重要な調査として位置付けられる。これらの基本となる調査がずさんである場合には、地表流量や地下水質などの数値情報をいくら集めても適切な評価ができていないとは到底考えられない。</p> <p>以下、報告書（4-6-10～14）を引用し、同部分について反論、コメントをいたすこととしたい。引用については、県環境部によるホームページ上の注書きの「当評価書に係る電子データは、著作権の対象となっており、著</p>	<p>事業計画地域の調査について、学術的なご指摘ありがとうございます。</p> <p>ただし、準備書での地質状況につきましては、事業計画地周辺に分布する湧水の流動状況を説明するため、地下水の帯水層として評価できる資料を引用しながら整理・記載したものです。その際に、事業計画地～大清水水源方向の地質断面図等、説明に使用すべき断面の不足等については長野県環境影響評価技術委員会でも指摘されておりますので、追加で断面図等をお示ししながら水文地質状況について一つ一つ説明を行い、ご議論いただいているところです。</p> <p>また、ご指摘の著作権無視、図版番号の間違い、表現の間違い等につきましては、弊社でも再確認を行い評価書の中で修正させていただきます。</p>

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>作権法により保護されています。『私的使用のための複製』や『引用』など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することは禁止されております。」には、抵触しないと考える。下部欄外に、引用元のページを記した。</p> <p>なお、コメントについては、わかりやすくするため、赤字表記とさせていただきます。また、諏訪教育会諏訪の自然誌・地質編編集委員会著「諏訪の自然誌・地質編」については、学術論文で引用元として、通常記載されている「諏訪教育会」とした。</p> <p>5. 調査結果</p> <p>1) 水文地形・地質状況</p> <p>三峰－霧ヶ峰火山群は八ヶ岳火山群とほぼ同じ時期（鮮新世末～更新世初：250 万年程前）に活動した古期火山群と</p> <p>>>>三峰－霧ヶ峰火山群は、八ヶ岳火山群に先行する火山活動であり、「同じ時期」ではない。そもそも原典がまったく記載されていないことは、著作権法上の問題が多々ある。しかも、数ある原典では、まったく記載されていないような考え方を述べていることは、先行研究者のアイデンティティとプライオリティを無視するもので、調査報告書としてはありえない。</p> <p>八ヶ岳地域に関しては、河内晋平（1972）地質図幅「八ヶ岳」が最も包括的な調査研究結果であるが、八ヶ岳火山群が鮮新世としてはいない。</p> <p>また、八ヶ岳団研グループ（1976）による八ヶ岳の詳細研究では、八ヶ岳地域の全ての堆積物は更新世とされている。</p> <p>比較的古い（1970 年代まで）の調査研究では、ごくわずかに霧ヶ峰・八ヶ岳火山群の地質時代を鮮新統とする意見もあったが、現在ではほぼすべての対象火山岩・火山碎屑岩の地質時代は更新統とされている。</p> <p>美ヶ原から霧ヶ峰にかけての地質時代論の集大成と</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>しては、向井ほか (2009)「中部日本、美ヶ原高原とその周辺における後期鮮新世・前期更新世の火山活動史」が挙げられる。同論文では、わずかに長和町の「和田牧場火山岩類」が鮮新統に属する以外は、霧ヶ峰地域のほとんどの火山岩類を更新統としている。</p> <p>以上のように、先行研究者の調査研究をまったく把握しておらず、地質に関する報告書を作成する真摯な業務活動とはとても思えない。</p> <p>その後の北北西～南南東方向に噴火した三峰山・鷲ヶ峰・車山 (標高 1925m) などの新期火山群で構成され、</p> <p>>>>先行研究から、三峰山・鷲ヶ峰・車山はこの地域の最終火山活動であり、間違っていない。</p> <p>緩やかな高原状をなす楯状火山 (溶岩台地) 地帯である。この高原の南側は緩斜面、北側は急斜面をなしている。</p> <p>>>>楯状火山とは、現在地質研究の世界ではほとんど使われない用語である。因みに Wikipedia から引用すれば、「楯状火山：流動性の高い玄武岩質の溶岩が積み重なった、傾斜のゆるい火山体。そのため、通常は面積が広い。日本でこれまで「アスピーテ」とされてきた火山は、成層火山が侵食によって平坦になったり、もともと平坦であった場所に小規模な溶岩流が重なったりしたものであり、楯状火山ではない。また、伊豆大島や三宅島は、玄武岩を主に噴出する火山だが、火砕物の量が多く、楯状火山ではなく成層火山である。火山の噴火タイプとしては、ハワイ式噴火やストロンボリ式噴火をする火山がこうした火山になりやすい。」とされている。</p> <p>また、溶岩台地とは、「溶岩台地 (ようがんだいち、英: lava plateau) は、玄武岩質の溶岩が大量に噴出し積み重なってできた、大規模な台地。世界的には、デカン高原 (52 万 km²、日本の国土面積の 1.4 倍) やコロンビア川溶岩台地 (16 万 km²) が巨大な溶岩台地として知られる。</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>日本では、雲ノ平・弥陀ヶ原（富山県）などがある。屋島（香川県）が溶岩台地とされることがあるが、屋島は第三紀に低地に流下した安山岩質の溶岩流が隆起し侵食され強固な溶岩が残ったもので溶岩台地ではない。このような地形はメサという。（引用同）」</p> <p>本地域における、平坦な地形は島弧会合部に特徴的な平坦面溶岩（秋葉ほか（1966））によるものであり、粘性が低い溶岩が噴出して形成された単純な「楕状火山」ではない。</p> <p>地域周辺には、角間川の西側をほぼ南北に延びる断層と踊場湿原を通る東西性の右横ずれ断層（踊場断層）が推定されている。</p> <p>>>>地形的・地質的に十分に想定されるが、何より問題はLoopおよび日本環境アセスメントセンターが調査したものではなく、先行研究によるものであり、初出でしっかりと諏訪教育会（1975）を引用と書くべきである。</p> <p>踊場湿原周辺は、小規模な陥没地形をなし、その凹地に湿性地が形成される。車山は周囲から突出した溶岩円頂丘である。</p> <p>なお、地域の溶岩台地は度重なる地塊運動と長期にわたる風化作用並びに浸食作用により、表層部は厚い崖錐堆積物に覆われて一部を除いて露頭に極めて乏しい。</p> <p>霧ヶ峰一帯は、三峰一霧ヶ峰火山群で構成され、古期火山岩類（Enb）と新期の霧ヶ峰火山岩類に分けられる。</p> <p>霧ヶ峰火山岩類は、部分的に角閃石やカンラン石を含むもの或いは石英を含むものなどやや変化に富んでいるが、基本的な岩石種は斜方輝石単斜輝石の複輝石安山岩を主体とする溶岩類と火山砕屑岩類で構成される。</p> <p>>>>「斜方輝石単斜輝石の複輝石安山岩」は、「斜方輝石および単斜輝石を含む複輝石安山岩」とすべき。</p> <p>古期火山岩類は角間川の左右両岸斜面に分布しており、これを覆う新期の火山岩類はさらに第Ⅰ期の火山岩</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>類（下部の安山岩溶岩主体層及び、上部の安山岩溶岩主体層）と第Ⅱ期の火山岩類（下部溶岩、中部溶岩及び、上部溶岩）に分けられる。</p> <p>第Ⅰ期下部火山岩類（KⅠa、KⅠa'）は古期の火山碎屑岩類（Ena、Enb）（記号で記す溶岩類の岩相は表 4-6-3 参照）を覆って分布する。この溶岩は柱状節理が発達し、流理構造を反映して板状に剥離しやすく、「鉄平石」として採掘されている。柱は基本的に四角形状をなし一面が 40～50cm、長さは 10m 前後であるが、一部には 10 数メートルに達するものもあり、柱同士は密着している。岩質は堅硬緻密で上位に分布する新期の火山岩類に比べやや透水性の劣る岩体である。</p> <p>>>>たしかに柱状の節理は認められるが、一般的には「鉄平石」は板状節理の代表として紹介されることが多い。「新期の火山岩類に比べやや透水性の劣る岩体」につき、通常、水理地質学的な調査研究においては、透水性は非常に重要な要素となる。本件の場合、諏訪教育会（1975）を引用する形で、層準ごとの透水性を「大」あるいは「やや劣る」としているが、なぜ透水試験なり、揚水試験を行わないのか？ 環境アセスメントとして、多大な欠陥があると思われる。</p> <p>第Ⅰ期上部の角閃石含有複輝石安山岩（KⅠb）は、火山碎屑岩類（Ena、Enb）、第Ⅰ期下部火山岩類（KⅠa、KⅠa'）などを直接覆って地域の北西部と中央南部の北大塩北部に分布する安山岩で、北大塩大清水水源や清水橋水源なども分布し、比較的透水性に富むと思われる。</p> <p>>>>上記透水試験および揚水試験を実施すれば、「比較的透水性の富むと思われる。」といった観念的な結論ではなく、より数値を含む科学的なデータが得られるはずである。</p> <p>地域の中央から北部にかけて表層近くに広く分布する第Ⅱ期の火山岩類（KⅡa、KⅡa'、KⅡb、KⅡc、KⅡc'）は、霧ヶ峰火山群における一連の活動末期の安山岩溶岩</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>及び火山砕屑岩類である。このうち車山の円頂丘を形成したのは霧ヶ峰火山最末期に活動したやや粘性の高い溶岩で、霧ヶ峰高原の広い面積を占めて分布している。岩石は、基質が細粒でやや粒状を呈し、中～粗粒の多斑晶質かつ多孔質な溶岩で、水の浸透性能が高く、保水性に優れている。なお、「諏訪市の自然誌地質編」（昭和50年、諏訪の自然誌・地質編編集委員会）によれば、踊場湿原を通る東西性の推定断層（踊場断層）は、第Ⅱ期火山岩類を切るものと推定されている。</p> <p>>>>「水の浸透性能が高く、保水性に優れている。」は、非常にあいまいな表現である。一般的には、浸透性は「浸透率」で表され、保水性とは「孔隙率」で表される全く別の概念である。この場合、あたかも「孔隙率」が大きく、浸透率が低いかのような表現となっているが、こうした火山岩孔隙の場合、孔隙率が大きくなるにしたがって（大方は、火山岩の裂隙による高孔隙率）浸透率は高くなる。</p> <p>図4-6-8(1)は表4-6-3に示した地質区分のうち、火山岩類を透水性に富む霧ヶ峰火山岩類第Ⅱ期の第Ⅱ期上部火山岩類(KⅡc、KⅡc')、第Ⅱ期中部火山岩類(KⅡb)、第Ⅱ期下部火山岩類(KⅡa、KⅡa')及び第Ⅰ期上部火山岩類(K1b)と、やや透水性の劣ると想定される第Ⅰ期下部火山岩類(KⅠa)、更にその下部に分布する古期火山砕屑岩類(En)に区分した水文地質図に湧水水源及び湿地分布を併記した図である。</p> <p>また、図4-6-8(2)は、対象事業実施区域における本事業で実施した地質調査を基に作成した地質図に湿地分布を併記した図である。</p> <p>>>>後述の通り、図4-6-8(1)と図4-6-8(2)は全く整合性が取れておらず、報告者の能力を疑うところである。とくに図4-6-8(2)は、地質図なのか、岩相図なのか、まったく判別不能であり、報告者がまったく地質の知識がないことの証左でもある。</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>霧ヶ峰周辺に分布している湿地あるいは湧水群は、上記した溶岩類の累重様式を反映して地域的に偏在している。対象事業実施区域内のA、C、D、E、F湿地及び踊場湿原は、すべて第Ⅱ期火山岩類（KⅡ）、第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）などの比較的透水性が高い溶岩分布域の低湿な平坦凹地あるいは、その下部の比較的透水性が低い第Ⅰ期下部火山岩類（KⅠa）との境界付近の谷部に位置している。対象事業実施区域内の地質と湿地の分布をみると（図4-6-8（2）参照）、A、C、D、E、F湿地及びそれを涵養する湧水は、凝灰角礫岩の分布との関連が伺える。</p> <p>>>>「凝灰角礫岩の分布との関連が伺える。」とは如何なることなのか？ 全く分からない。</p> <p>また、角間川上流域の湧水群（清水橋水源など）の分布は、新期の火山分布域と古期の火山岩類との境界部に分布する湧水であるが、特に清水橋水源については、比較的透水性が高い第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）の分布と関連している。</p> <p>>>>上述同様「特に清水橋水源については、比較的透水性が高い第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）の分布と関連している。」とは如何なることなのか？ 全く分からない。</p> <p>【参考文献】諏訪の自然誌・地質編編集委員会（1975）諏訪の自然誌地質編、諏訪教育委員会。</p> <p>熊井久雄（1975）大清水湧水の湧出機構について、信州大学地質学教室。</p> <p>南部の北大塩大清水水源は、比較的透水性が高い第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）を主体とする霧ヶ峰火山岩類の末端から湧水している。また北大塩大清水水源に近接する“殿様水湧水”は第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）と領家花崗岩類の境界付近からの湧水で、いずれも第Ⅰ期上部火山岩類（KⅠb）の分布と関連している。</p> <p>>>>領家花崗岩類は、本州弧内帯を特徴づける岩石</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>である。これは、日本の地質構造を論ずる上で、基本中の基本である。すなわち領家帯が四賀（一般的には「四賀花崗岩体」と称される）にあった場合には、日本の地質構造を特徴づける中央構造線が、当該岩体の南東側に無ければならない。しかるに、これを領家花崗岩としたら、日本の地質構造帯区分を一新しなければならない。一般的には中央構造線のフォッサマグナ内での表出場所は、岡谷市の横河川流域、いわゆる横河川断層に同定されている（河内洋佑ほか、1966）。</p> <p>なお、こうした花崗岩体はフォッサマグナ内に点々と分布し、松本哲一ほか（2007）によれば、10.8～11.2MaのK-Ar 絶対年代値を得ている。因みに、明らかに領家帯に属する花崗岩の絶対年代値は、120Ma～60Ma とされている。</p> <p>このように、高校地学の基本的な知識もない報告者が書いた報告書は、それなりの水準をもった報告書とはとうてい言うことができない。</p> <p>一方、地域西南部の南沢水源、地藏寺湧水、阿弥陀寺湧水は、共に古期火山碎屑岩類からの湧水となっている。</p> <p>>>>古期火山碎屑岩類は、報告書で述べているように透水性は「やや劣る」層準である。常識的には、少なくとも阿弥陀寺湧水は、透水性が著しく劣る古期火山碎屑岩類と透水性が「やや劣る」霧ヶ峰火山岩類第Ⅰ期下部のKⅠa'、KⅠaとの境界部からの湧出と考えるのが妥当である。これを科学的に明らかとすることが本環境アセスメントの調査意義であり、各層準の透水率の測定、ボーリング孔を利用したの透水（揚水）試験の実施が必要である。</p> <p>>>>凡例の「基盤岩類 領家花崗岩」は間違いである。</p> <p>古期碎屑岩類は、常識的に上位の第Ⅰ期下部火山岩類より透水係数が劣る。同層の基底高度、すなわち透水性</p>	

意見書 19

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の界面高度は西傾斜となっており、横河川水系より地下浸透した水は、角間川水系へ湧出している。しかし、両水系の水の動態を議論するときに必要な角間川水系の地下水調査はほとんど行われていない。こんな調査状況で、本地域の地下水学的な議論ができるとは到底思えない。</p> <p>>>>本図は岩相図と考えたとしても、墨重関係によって、地質時代を反映したもので、地質図と言えなくもない。</p> <p>最大の問題点は、図 4-6-8 (1) と全く整合性がないことである。本図では、D および E 湿地を結ぶ線の両側に安山岩溶岩Ⅱが分布することになっている。一方、図 4-6-8 (1) では、D および E 湿地を結ぶ線の西側では、第Ⅰ期下部霧ヶ峰火山岩が分布し、東側では第Ⅱ期中部火山岩が分布することになっている。</p> <p>両図は縮尺の違いだけで、示された層準も異なっている。このような整合性の取れていない地質図表現を行うことは、如何に報告者が地質調査（研究）の常識も持たない人間であるかが分かる。</p> <p>これらの他に大部である本報告書には、著作権無視、図版番号の間違い、表現の間違い等々数々あるが、逐一反論をすることは限られた時間では不能なので、これで意見書は終了することとしたい。少なくとも、本意見書にて「調査のずさんさ」、「現状認識間違い」、「コンプライアンス無視」等々が明らかになったことと思う。こうした状況が本準備書全編を通して横行しており、まともな環境影響評価報告書とは到底言えない。</p> <p>以上、繰り返しになるが、調査手法、調査精度とも本環境影響評価準備書はあまりに稚拙であり、事業の環境影響評価と言えるものではない。</p>	

意見書 20					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		地形環境が大幅に変わり破壊された環境はもともにもどりませんので心配です。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。

意見書 21					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		湧水、地下水に少しでも、影響があれば、開発に反対です。破壊されたものはもともにもどりません。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 22					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑</p>	ソーラーパネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 22

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるのか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大10分間雨量データは、1位は24ミリ、7位までが20ミリ以上ですが、資料では9ミリ、8ミリ、16ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大10分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおりま</p>

意見書 22

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>す。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去2度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？（何時から何時？ 何年間？）基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 22

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊦交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	
5	第1章	事業計画の概要		<p>㊦工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。</p>
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>㊦低周波による健康被害はありませんか？</p> <p>低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が</p>

意見書 22

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		⑤発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	⑥野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。	パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はもちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の

意見書 22

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					発注をさせていただく予定です。
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用することですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かにLoop社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎているLoop社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 23

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		山林の土壌にソーラーパネルを設置すると、木は倒され、下草も生えなくなり、動物、生物の居場所がなくなり生態系が崩れ、人へ悪影響を及ぼすことは言うまでもない。木の根、下草の根が無くなれば、土砂災害も起きやすくなり、ソーラー事業へも影響はあると思う。山林へのソーラー事業よりも、建物の上部への設置、窓、カーテンなどのインテリアへの利用を考え方が良いのではないのでしょうか。	調整池、管理用道路など防災、管理上必要な箇所以外は、伐採のみで抜根を行わない計画としています。生態系への影響は長野県環境影響評価にて法令に則り進めております。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 24

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然を壊しての自然エネルギーの開発は、本末転倒だと思います。影響はわずかとはいえ、100ha 近くもの樹木を代採し、大量の土を削り、河川にも大きな変化を与えかねない事。「自然環境保護調整地域」であり、財源豊かな神聖な山を無残な姿にしてほしくないです。パネル寿命の20～30年後、それらの処分、管理まで明確な計画が出されているのか、万全な対処がなされるのでしょうか。雨つぶ 雨つぶ どこしみる／涿養 たいせつ／田にしみる 森にしみる／土をつくれ／そしたら清水がわいてくる／百年かかって 大清水／この豊かな自然を後世に残していくべきだと思います	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 25

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		そもそも、再生エネルギーの必要性が高まっているのは環境に配慮する為、安定的且つ安全にエネルギーを供給する為ではないのですか？森林を大規模に伐採し、源	本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置

意見書 25

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>流を大規模に掘削する。それによる土砂災害や水質、水量への影響を与えかねない。今回の計画は、本来の再生エネルギーの意義とは真反対です。20年後の具体的な構想図、計画、責任者、パネルや支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について、具体的な計画を示さず、広告には持続可能な山林の管理に努めると謳っておられますが、「20年、持続可能な」という意味でしょうか。組合員の高齢化により維持管理が難しくなっていると説明されていますが、長野県が用意している森林税による森林整備の申請を県に相談すれば整備して良い状態に保てると聞きました。なぜその選択は無いのでしょうか。20年という一時の利益、表面状の意義の為に、霧ヶ峰の豊かな、貴重な自然環境を破壊し、住民の生活を脅かす今回の計画には断固として反対です。</p>	<p>し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 26

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・地質構造や地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要不可欠です。そのためのボーリング調査をしっかりを行い、100%の影響がない根拠を示して下さい。100%の影響がないという根拠がなければ絶対にこの計画は中止するべきです。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
2	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>・霧ヶ峰からの景観はとても素晴らしいものです。その景色が少しでも変わってしまうのであれば行うべきではないと思います。</p>	<p>事業地は霧ヶ峰の中腹にあたり、観光客が多く訪れる霧ヶ峰からはほとんど見えません。比較的に見える場所は車山の山頂から南西斜面となりますが、事業地は谷部の</p>

意見書 26

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				とても素晴らしい環境資源を人の手で壊すことはしないで頂きたいです。	奥まった場所であり、見える範囲も限られることから景観の変化は小さいものと考えています。使用する太陽光パネルも現状の森林の色に近い黒色であり、景観的には目立たないものと考えられます。

意見書 27

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私はソーラー事業に賛成です。豊かな自然と共に歩んできた長野県諏訪地域であるからこそ環境に優しいエネルギー供給源が出来ることは良いことではないでしょうか。ソーラーパネルがある限り、山の手入れは必然的に欠かせないものとなります。これも私は大きな利点と考えています。ただ森林を伐採することは確かですので、事業主にはソーラーパネル設置によって生じる悪影響をしっかりと調査と対策する義務を果たすようお願いいたします。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 28

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	大量の森林伐採される事で、山腹崩壊、流れ込む水の変化質の低下が考えられます。湧水を使って生活、農作物、酒の仕込みに使う水への影響が大きいです。	本事業の実施に当たっては、長野県の指導に従い、必要な安全率を見込んだ防災調整池を設置いたします。これにより、地域の防災上の安全性は現在よりも高まると考えています。また、本事業は、太陽光パネルによる発電事業であり、地下水を汚染するおそれのある有害物質を地中に埋設するような行為は実施いたしません。さらに、太陽光パネルの配置についても事業地の約5割を残置森林として残し、できる限り環境保全に努めてまいります。

意見書 28

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>なお、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>これだけの大規模の工事で、安全面、被害が出ないとはいえないと思います。今日ではゲリラ豪雨などの雨が降ることも考えられます。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第4章	第11節 生態系	4-11-6	<p>また、建設されることにより、環境を汚染し貴重な植物、動物たちを失うことも考えられます。</p> <p>上記の事等により、ソーラー事業計画は見直しするべきを考えます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 29

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>霧ヶ峰の伏流水を創立以来使用しており、この水量の変化、化学的な成分変化が非常に気にかかります。専門的な資料を提出されている様子ですが、我々にはその正否の判定は不可能です。大事なことは、もしもの事が起きた時（水量減少、水質変化等）誰がどのような責任をとるのかと思います。法人はあてにならないので許認可</p>	<p>霧ヶ峰から流れる地下水は諏訪・茅野両市民の大事な水資源であることは十分認識しております。</p> <p>そのため、既往の地質調査等の資料や河川・湧水の流量・水質調査からを行い、総合的に検討して事業計画地周辺の地下水の流れについて工事を行った際に生じる予測について予測を行っています。</p>

意見書 29

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				した長野県、諏訪市が全ての責任をとるよう要望します。それが無理ならば全面的に反対します。	<p>その結果、周辺に分布する湧水・水源に対しては水利用への支障を及ぼすような（水源の枯渇等）影響は発生しないと予測しておりますが、事業を進めるにあたってはできる限りの配慮を行いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。また、本事業は、太陽光パネルによる発電事業であり、地下水を汚染するおそれのある有害物質を地中に埋設するような行為は実施いたしません。また、太陽光パネルの配置についても事業地の約5割を残置森林として残し、できる限り環境保全に努めてまいります。</p> <p>なお、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 30

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	当社は清酒醸造業を営んでおります。清酒醸造に最適な要素は米、水、人であります。霧ヶ峰の伏流水を創立以来使用しており、この水量の変化、化学的な成分変化が非常に気にかかる事です。専門的な資料を提出されている様子だが、我々にはその正否の判定は不可能であります。大事なことは、もしもの事が起きた時（水量減少、水質変化等）誰が、どのような責任をとるのかと思います。法人はあてにならないので、許認可した長野県、諏訪市が全ての責任をとるよう要望します。それが無理ならば全面的に反対します。	酒蔵の水質や水利用に対しては、事業地周辺の湧水等と主体となる地下水流動系が異なると考えられ、事業による影響はほぼないものと考えております。酒造りについては今後もこれまでと同じく、お続けいただけるものと考えています。本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 31

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境に影響が少ない事業であり、またきちんと調査も行っている。現在は適正な管理がされていない土地のため、発電所としてきちんと運用管理がなされるのであれば、現在のまま放置されるよりも環境としてはよくなると考えている。ただし、工事完了後、きちんと責任を持った管理がなされるのかは厳しく見ていく必要があると考える。責任ある対応を望む。地元地権者としては、計画に賛成である。	本事業の環境影響評価は、長野県環境影響評価条例、長野県環境条例施行規則、その他関連法令等に基づき適切に実施します。事業の実施による環境への影響については、工事の施工中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。

意見書 32

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		広大な本用地は管理を行わないと荒廃地になる可能性が高いと思います。その点、本件は、自然エネルギー推進という目的があり、他の事業より危険性や汚染性等も少ないと思われるので賛成です。ただし、事業者には環境面や安全面を考慮し、しっかりと取り組んでいただくことを希望します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 33

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		木の伐採の仕事をしているので、今回のように一度に大量の木を伐採することへの恐怖を感じます。31万枚ものパネルなどいません。事業を中止してください。木の成長は、10年100年と長い年月の単位で考えなくてはなりません。2~3年でどうこう考えられるものではありません。	本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながる

意見書 33

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					と考えています。

意見書 34

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は諏訪市四賀ソーラー事業計画に反対します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 35

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	7月16日の茅野市における説明会に参加しての意見であります。 ①湧水の影響について ループ社の説明では大清水水源への影響は、少ないと説明されていましたが、地質学的なボーリング調査をしていないなどの点から、その影響が少ないという根拠が明確でない。	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて検討を行い、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であると推定しています。このことからことから大清水水源に対しては事業の実施に伴い湧水が減水する影響はほとんど想定されないと考えています。 長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	②調整池の件 昭和の終りに水害（災害）があった横河川の上流に調整池を造成すること。懸念されることは、水質の汚濁の問題（下流域は有数の米所）いつ決	水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土

意見書 35

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				壊するかわからない簡素か作りの堰堤。魚や植物への影響などの詳しい見解がない。	砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。
3	第1章	事業計画の概要		③社会的な責任について ループ社の社長は質問に対し、常に、3.11以降のエネルギー確保の前の社会貢献だと繰り返しています。私はループ社の言う社会貢献というのなら、あの計画を止めることが唯一の社会貢献だと考えます。ただ企業の儲けの論理を振りかざすだけが本当に社会貢献でしょうか？似非社会貢献です。山を削り土をダンプ5万台分運ぶ、自然破壊そのものが、ありえない。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 36

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		諏訪五蔵側の人間からすると、このメガソーラーの建設には大反対です。霧ヶ峰の伏流水を利用しているので、森林が伐採されては死活問題である。また、近年多くの場所でメガソーラーの建設を見るが、観光の観点からも自然の生態系をこわしかねないし、とても不気味に感じる。また、近年の異常気象により、大雨に対する土砂災害の危険もあるので、絶対に反対です。もし、多くの犠牲者が出た場合、このLoopという会社は責任を取れるのだろうか？利益を得るために自然を破壊し、住民	本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。

意見書 36					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				の命の危険をさらすなど、言語道断である。	

意見書 37					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・茅野市民として、茅野市米沢の地が危険にさらされるのは見過ごせません。</p> <p>人が亡くなったり、生活道路、家屋が被害を受けるような土砂災害が起こる危険性がゼロでない限り、計画をすすめるべきではないと思います。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 38					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は、湧水を知るには、「地質、構造、地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と報告、講演しています。地元説明会で、「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず、「影響はあるが、極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。ボーリング調査を実施して下さい。そして、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は、元に戻</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 38

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ることはありません。どうか、今、計画段階で、出されている。有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p>	
2	第1章	事業計画の概要		<p>除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのでしょうか。ひとたび、農薬が使われ汚染されると、農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません。Looop 関係者の除草剤使用が、インターネットで公開されており、不信感が拭えません。霧ヶ峰の自然や生物に、影響が出るような事業は、やめていただきたいです。</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内で確認しておりません。</p>

意見書 39

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年間再生可能エネルギーは良い事だと思うけど、その工事で山1つうしない、災害にまきこまれるの能生があるなら反対。災害がおき誰が責任を取るのか、本元のループか下うけ業者なのか、災害がおこってから責任のがれも目に見えている。20年後パネル撤去しても山、自然はもとには戻らない。作った後に会社がつぶれても、その後のたいさくは。</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地の下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p> <p>本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 40

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>東日本大震災を契機に、自然エネルギーにシフトする動きが活発になり、チャンス到来とばかりに太陽光発電に参入する企業が雨後の竹の子のように出てきました。その結果、私達は電気料金値下げの恩恵にあずかったでしょうか？地球温暖化が叫ばれて久しく、狭い国土の日本ですが、緑が多く育っているは誇りです。今、諏訪茅野に跨る大地の木々を倒して、土地の形状を変え、「自然エネルギー利用」「荒廃林野の有効活用」という言葉の隠れ蓑を使い事業を進めようとする事は許されません。例え、残置森林が49%とはいえ、他の木々を倒し、重機で山の形状を変える事は事業です。今回計画されている地区の西側は、角間新田から四賀地区を経て茅野市上原地区までは急傾斜地であり、常に危険な地域です。この危険地区の上流部にあたる計画地が引き金となって大規模災害を起す可能性が大きいと思います。又、東側は大事な水源地帯でもあり、諏訪茅野両市民にとってかけがえのない地域です。私たちは、この大事な場所を次世代に残していく為にも、今回の大規模ソーラー発電事業計画に絶対反対していきます。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守して事業を進めてまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地の下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>

意見書 41

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>山の管理には相応の費用が必要です。環境保全を訴えているだけでは、その費用を賄うことができません。結局、山を荒れさせることになるのではないのでしょうか。山の管理をするために何らかの開発が必要なのであれば、環境負荷の少ない太陽光発電事業は合理的な選択だと思います。ましてや、事業予定地は以前は牧草地として利用されていたと聞いていますので、木の伐採が環境に与える負荷は限定されるのではないかと思います。もちろ</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 41					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ん、事業者には、山の管理をしっかりとやっていただくことを求めます。	

意見書 42					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	四季を通して約30回ぐらい霧ヶ峰による者として米沢からの県道を利用しています。里山から高原への風景がとても素的な山道です。守屋山の例を見るまでもなく景観が損なわれては魅力半減です。是非止めさせたいと願うものです。	事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。また事業地は霧ヶ峰の中腹にあたり、観光客が多く訪れる霧ヶ峰からはほとんど見えません。比較的に見える場所は車山の山頂から南西斜面となりますが、事業地は谷部の奥まった場所であり、見える範囲も限られることから景観の変化は小さいものと考えています。使用する太陽光パネルも現状の森林の色に近い黒色であり、景観的には目立たないものと考えられます。

意見書 43					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		計画に反対です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 44					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境破壊、水源への影響、災害が起こる可能性など良い事は無い計画には、反対です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払

意見書 44

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 45

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		広大な本用地は管理を行わないと荒廃地になる可能性が高いと思います。その点、本件は、自然エネルギー推進という目的があり、他の事業より危険性や汚染性等も少ないと思われるので賛成です。ただし、事業者には環境面や安全面を考慮し、しっかりと取り組んでいただくことを希望します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 46

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		開発計画地の現地を見てきた。昔は牧野というだけあって、牧草、いわゆる家畜の餌を確保するために組合が管理してきたのだろうが、それも終わって今は20～30年もしくは50～60年樹齢の樹々が植林されている。しかし需要が減ってしまった。時代が変わったのだから、太陽光発電は決して悪いことではないと思った。	本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 47

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		近年の日本を襲う大災害を考えると、原子力発電所のような未来に傷を残す可能性がある発電施設ではなく、自然との共存、自然エネルギーを変換して電気に変える施設の増設は日本にとって極めて重要なプロジェクトであり、国がもっと支援して進めるべきことだと思います。よって、本件建設に賛成し、同様の建設プロジェクトが一層推進されることを望みます。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 48

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		現在、活用用途の低い広大な土地を有効活用できることは大賛成です。また太陽光発電という自然エネルギーの活用は、CO ₂ 削減など将来の環境改善につながるため、建設に関する安全性の担保が確保できれば、前向きに推進していただきたいです。	建設時に安全性を確保するように努めて作業をしていきます。

意見書 49

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		これ程の規模の事業だと変に真面目に推進しようとしている事業者が断念をさせると次に質の低い事業者が引き継がれることが往々にしてある。そうであれば事業を前向きに捉えて、どうすれば良い結果が出せるかを地域住民と一緒に考えて行くべきである。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、引き続きご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 50

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流水を知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」変えています「極めて小さい」をする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。知事意見にも「地下水影響の範囲については文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり準備書類第2編の「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘しています。いますが全く無視し、水質分析のみ評価しています茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば開発は反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 51

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然を破壊してまでと、電力は必要なのでしょうか？今まで土地を山を人を守ってきた木を伐採してしまうことが、どれほど、自然を破壊してしまい、その土地の人々への影響を与えることになるか、理解しているのか、疑問です。この土地に住んでいる人々が、大きな決断をしなければいけないような、危機がせまり、しかたなく、木々伐採するわけではありません。なのに、なぜこんなに大きなリスクを背負うことになるのか、どれだけの悲劇が起ってしまうのか、他人言としか考えているのではないのでしょうか？木々は、土を作っています、水を作っています。1度伐採してしまうと、どれだけの</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 51

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>時間、月、日が必要がわかっているはず。「失敗だったね」では済まないのです。この自然豊かな土地が大好きです。とてもよい所だと、つくづく思います。だからこそ、自然を守ることは、義務だと考えます。「今」がよければ、それではいいわけではありません。この先の人たちへ、この自然をつなげていくことも義務だと考えます。先人たちと、霧ヶ峰高原を守ってきました、ビーナスラインも、自然を守り、影響のないように作られてきました。植樹を行い、木を増やしています。この先の子の子の子の……その先まで同じ緑豊かな水とおいしい土地を変らず、残していくべきです。いつまでも、このままであるために、広域の森林を破壊を反対します。こんな酷い計画はやめていただきたいです。</p>	

意見書 52

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪地域には、多くの自然があり、その自然によって生み出される水や環境によって、醸造業や精密業の発展や日々の暮らしが支えられてきました。また、その自然を求めて、諏訪へ移住観光に来られる方々もいらっしゃいます。諏訪地域の生活には、自然は、必要不可欠です。そのような自然というのは、長い年月を経て、つくられたもので動物、植物や人々にとって、次世代に残すべき大事な資源、財産です。自然を破壊してまで得られるエネルギーにまったく意味も無く、諏訪にとっても地球にとっても悪循環しか起こらないです。また、先の技術委員会でもお話があった様に、ボーリング調査もしていないような適正でない調査のデータをもとにした計画では、最近の不安定な気候や多くの災害には対応出来ません。地球の大事な資源である自然を破壊してまで行く、</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守して事業を進めてまいりたいと思います。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えております。ボーリング調査については引き続き長野県技術委員会の審議の中で議論していく考えです。</p>

意見書 52

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				杜撰な計画には反対です。計画の中止を求めます。	

意見書 53

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		地球環境の破壊、諏訪地方にも営利目的で豊かな自然が失いそうです。地球上の小さな小さな街を私達で守ります。ダメな物はダメです。ソーラーは必要ないです。絶対反対です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 54

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		観光資源の大切な一大要素である大自然が大きく破壊されることになりそうで諏訪市内の住人としては不安要素が大きい。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	さらに霧ヶ峰の伏流を利用して清酒を長年製造している酒蔵がいくつかありますが、この良質な水が今後水質水量等影響が出てくるのではないかと思うとこのような巨大メガソーラーの開発事業はやめてほしいと思います。	お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。 酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。

意見書 55

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私は横河川下流で米を作っています、現在大清水の水霧ヶ峰からの豊富な美しい水で美味しいとほめられる様な米が出来ています。でも川の中に調整池を造ると、常に水が流れており、泥を沈めたり、水を澄ませることはできません。これからの時代もし大雨が降ったら、川はあふれ未来の調整池の役割をはたすことは出来ません。木がばっさいされた山からいっきに水が流れ出し、横河川を流れ下ります、そうなった時何の手だても出来ません。おそろしいです、どうかソーラーの設置計画の中止を願います。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、長野県の指導に従い、必要な安全率を見込んだ防災調整池を設置いたします。これにより、地域の防災上の安全性は現在よりも高まると考えています。また、太陽光パネルの配置についても事業地の約5割を残置森林として残し、できる限り環境保全に努めてまいります。なお、工事中や供用後の一定期間にかけて防災調整池の機能については監視を行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>準備書で報告された動物、鳥類、魚類、植物の調査報告は計画地が上部国定公園に続く豊かで貴重な自然環境であることを証明しています、坪前天然記念物のニホンヤマネ、ニホンカモシカ、国指定でもあり県のレッドリストにも指定されている5つの湿地。サクラソウ群落、堰堤を減らすことにもなった貴重な鳥類も確認されています。指定されないものにとっても貴重な自然環境です。ここ霧ヶ峰一帯は貴重な生物多様性の「ホットスポット」です。計画では沢と沢のつながりもパネルによって隔たれてしまいます。1km×2kmの周囲をフェンスで囲うことは高さの工夫がされても周囲との連続性が失われることになり、大規模伐採と共に自然に大きな負担となります。霧ヶ峰全体の自然環境として、固定公園と里山をつなぐ貴重な場所です、将来に引き継いで保護しなくてはならない大切な環境であり計画は抜本的に見直すべきです。</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図 計画 責任者 パネル支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい、放置されては困ります。万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する」とありますが、現土地所有者が管理者担い手不足で開発を希望した経緯</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。万が一の発電所廃止に備え、発電所の運転開始より撤去および処分費用の積み立てを行ってまいります。</p>

意見書 55

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				から、パネル撤去や破産後の計画を管理することは現実性がなく、産業廃棄物が放置されかねません、準備段階では対応策が具体的に示されていません。環境に負荷をかけたままにならない方策を準備者で明らかにする必要があります。現地権者はどの様に責任を負うかも明らかにして下さい、今の自然が破壊される様にならない様に又、少しでも不明な点があるなら、すぐに取り止めて下さい。人間の力でこわした自然はもとはもどらないのですよ！！	

意見書 56

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私たちの町は諏訪特有の風土、気候がもたらす恩恵を受けて成り立っています。霧ヶ峰高原からの水質源を古くから大切にし、私たちの生活の源となっております。今回の開発がもたらす環境破壊はこれから先の子供たちや子孫への影響が懸念されます。従いまして、今回のソーラー事業には断固として反対いたします。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 57

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	長野県、または諏訪市にとって環境保全は第一だと思います。市民に恵をもたらして来た高原地域は次世代にとっても観光にとっても大切な場所です。縄文イワナの産卵地であるとの報道がありましたが、他の生物にとっても目にみえないだけで大切な場所だと思われます。十分な調査がされたのか疑問ですし、良い点のみの宣伝しかなされていません。雷鳥の保護がよく伝えられます	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事

意見書 57

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				が、簡単な事ではありません。豊かな生態系の保全こそが目先の経済効果より遥かに大切だと思われま	業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。

意見書 58

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	技術委員会より、本事業の内容を十分理解した上で、事業者の側の調査は不十分で「地下地質構造を把握する必要がある」と指摘されているにもかかわらず、その調査を断じて必要と認めず実施する姿勢を見せない事業者に、社長の言う「地域へ貢献したい」という意志は、少しも感じられない。水質の変化を不安視している地域住民のためにも、地下地質調査を十分に行ってほしい。	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。
2	第4章	第9節 植物	4-9-52	これほどまでに広大な地域の森林を伐採することで、「治山力の向上」となるのか。調整池付近の希少種は掘削で「失われる」とわかっていて掘削するのか。移植で成功しなかった場合は消滅するとわかっていて、博打みたいな移植を行うのか。「向上する」「成功する」ことを数値なり何なりで、私たちにわかるよう示してほしい。どうしても目先の経済優先、利益ありきの行動となるためではないでしょうか。今「持続可能な社会」を目指そうという社会全体の動きの中で、これほど大規模な森林開発という名の自然破壊が、そもそも必要なのでしょうか。ご一考願いたい。	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図ります。また、パネルの設置と貴重な植物の生育がどうしても重なる場合は、移植を講じますが、最小限にとどまるようパネル配置を調整いたします。また、工事前から工事中及び供用後の一定期間に

意見書 58					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					わたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。

意見書 59					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	貴社の様々な説明の中で、『影響はきわめて少ない』という文が、ここかしこに出て参りますが、きわめて少ないという事は、影響は、ありますよと言っているという事ですよ。約31万枚という膨大な数のパネル、その設置の工事、自然が破壊されない訳がありません。私達が祖先から引きついで来た、霧ヶ峰、その自然を壊してはいけません。美しい景観、美味しい水、絶対に守り、子や孫に伝えて行きたいです。故に絶対反対です。	影響予測は科学的に行っていますが、計算モデルや既存の知見に基づき実施しています。ですので現実的に影響はゼロであるとはいえない性格を持っています。現実的にはほとんど影響が想定されないような場合に、影響は極めて小さいと表現する場合があります。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。

意見書 60					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		花の香り、木の香り、土のにおい、山からあがる蒸気の香りが私は大好きです。太陽光パネルは、どんな香りがしますか？鉄やくすりのきついにおいがしませんか？山の土や葉っぱからあがる新鮮な空気のかおりをさえぎりませんか？太陽光パネルのそばでは、おもいきり深呼吸をしたくなりますか？残った森林や泉はそのまま元気でいられますか？私が大人になるころ、私の大好きな香りが残っていますか？	太陽光パネルはガラスとシリコンが主たる構成物であり、ご指摘のような鉄やくすりの香りは致しません。

意見書 61

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>地元諏訪に居住し、永年親しんで来た自然環境の変貌を危惧致します。</p> <p>考えられる点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹木・草花等植物生態の変化 2. 上記に伴う動物の生息不安 	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>
2	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>3. 地域住民の方々の馴れ親しんだ風景の変化</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。また事業地は霧ヶ峰の中腹にあたり、観光客が多く訪れる霧ヶ峰からはほとんど見えません。比較的に見える場所は車山の山頂から南西斜面となりますが、事業地は谷部の奥まった場所であり、見える範囲も限られることから景観の変化は小さいものと考えています。使用する太陽光パネルも現状の森林の色に近い黒色であり、景観的には目立たないものと考えられます。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>4. 雨等地下浸透に伴う生活面の影響</p> <p>等々将来にわたる不安材料が多く、地域住民の方々にも反対される人が多いと伺います。地主・地域住民の方々のご理解と地域全体の将来に亘る不安材料の払拭が大事です。御思案下さい。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 62

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		これからの安全、災害もわからず自然をこわしてとてつもない巨大なものを作る必要はないと思います。今までの安全をこわさないで下さい。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 63

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	自然を大切にきてきており、農業を営んでいます大清水は北大塩にとって大切な水源です。汚染される可能性があることは、絶対にやめてほしいです。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては湧水量やほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。

意見書 64

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		事業20年後の原状復帰の具体的な構想、計画、責任を撤去、管理、費用等々について具体的な計画がない。経済面から放置されても、自然保護の観点から絶対にダメです。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。

意見書 65

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>新しい時代の流れで新規事業に頭から反対するものではありません。しかし、新事業が自然環境を変化させ色々の問題を発生させる可能は否定できないと思います。開発地の下流域にあるまた住んでいる私たちにとって身近な問題について意見を述べます。(1) 集中豪雨時の鉄砲水、土石流発生の心配について①A 降雨時の流域面積の算出 B20年～50年の過去の最大降雨強度の算出 C 流域面積のブロック別の流出係数の算出 D その他…を設定 A～C+Dにより一般的手法によって設計算出をし検討し実際的なもので目に見えるものが必要。…結論のあるものが必要である。②検討結果によって防止安全対策を考え施工実施計画を立てる③以上、住民に対して災害【あくまでも検討条件の範囲内】発生しないことを確約すること。⇒資料が多すぎるため何を言いたいのか何をどうやりたいのか全くわからない。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>(2) 将来（50年～70年後）の心配④設備が老朽化し（原子力事業も同様）その廃機の処分はどうか、又、事業の継続年数もはっきりしていない。どうしても原子力事業と同じ感じがして心配、不安感が全く現状では見えずこまったものである。最後に“ひと言”（1）の事柄だけでも検討してみてもどうでしょうか。</p>	<p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 66

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1、太古の昔からこの地の水源を守って来た聖地霧ヶ峯一帯に、大森林を伐採したり、防災のための大規模な調整地を造るなどの大自然の改造をすることは、孫子の代に、禍根を残すことになり、もってのほかのことであり、大反対です。</p> <p>2、何億円という固定資産税の税収を飴玉にして、この</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維</p>

意見書 66

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				地の行政担当者の判断を狂わせて、反対運動を抑えこむやり方で、計画を強行することは、断じて赦せません。	持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。

意見書 67

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		茅野市にも諏訪市にも影響は小さいとしていますが、大清水などの湧水、地下水に少しでも影響があるならば、ソーラー開発には反対です。また、ここ近年における集中豪雨による川の氾濫や土石流などの自然災害が多いのは、温暖化が進み異常気象が大きな原因だと思います。この先温暖化がさらに進めば、次々と想定外な災害のリスクがふえていくように思えますそのリスクがあるのに山の環境が変わっていく事はこの先この地域で生活していく上でとても不安でなりません。温暖化をくい止めることが難しいように一度壊れた自然を元に戻すのはとても計りしれない事です。今まで指摘されている地下水位のボーリング調査などを始め、予測される状況に関するすべての調査が行われない以上この開発計画を承認することは到底出来ません。	防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ボーリング調査については、調査地点の追加を検討しております。

意見書 68

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	源流に生息する北限のアマゴの固有種は川の大規模な掘削工事で産卵場所を奪われ。工事による水の濁りで生息は困難。アマゴの命を奪ってはいけません。川には、手をつけない計画をたてる事。水質のクラスター分析の数値はでたらめで県、自治会をだましている。お金がか	本事業計画では、河川の生物の環境保全に対しても、事業地内の沢や湿地は、十分なバッファゾーンを設けた保全エリアとするなど、環境保全に配慮しております。また、調整池の設置により魚類の遡上降下を出来るだけ阻害しない様に魚道の計画を行います。

意見書 68

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>かるからボーリングは少ししかしないではなく、事業者の責任としてたくさんのボーリングを行って、地層の調査を行って下さい。数本のボーリング調査でなぜ地層の調査ができるのか。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。</p> <p>長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 69

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水は小さな頃からの大切な水源です。北大塩では多くの人達が親しんできました。大切な水源をなくさないで下さい。長野県は、日本の中でも、自然の多い県です。これからの将来も考え反対します。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 70

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るため地質調査は絶対に必要」と講演が報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水</p>

意見書 70

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>るためのボーリング調査が全く行なわれていないにもかかわらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査してありません。「影響は小さい」ではすまされません。水が飲めない状態では生きていけません。雨が降り森林の根をつたい何千年も水をたくわえ徐々に水流を造りようやくにして今日湧水として出ているのです。今我々が飲んでる飲料水なのです。きちんとボーリング調査を実施して下さい。温暖化の影響で想定外が全世界で起きています。湧水は森林が造っているのです。他の物とは違い元に戻せるものではありません開発には反対です。</p>	<p>質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 71

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・水象予測の調査結果として、周辺水源等の影響は極めて少ないとしているが、当初より“影響はない”としてきたにもかかわらず、ここに来てこのような結果を出されたことに疑問を持つ。ボーリング調査もしない（できない場所）、あくまでも推定の域であり、少しでも影響があるのであれば本事業は即刻中止すべきである。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>・環境保全について、保全対策は不十分としか言えない、サクラソウの個体の消失、アマゴの生息数減少→全滅の危惧等、全ての動植物が生息域を脅かされることになる。人の手を加え、生態系を崩してしまえば、戻すことは不可能である。霧ヶ峰一帯そして、その下流域（横</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度</p>

意見書 71

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				河川) や、諏訪湖周辺域に暮らす、人間も生態系の一員である。米が作れなくなる、魚が採れなくなったら、安心な水道水が確保できなくなったらこの責任は本事業を進めた関係者全てにあることとなります。	の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。
3	第4章	第5節 水質	4-5-10	・工事中の舗装工事コンクリート工事に伴うアルカリ排水の影響について、異状が認められたら工事を中断し対策を検討する。	供用後の管理用道路はコンクリート舗装を実施せず、砂利敷きの計画です。また、調整池はダブルウォール工法というコンクリートの使用が比較的少ない工法を採用しますので、アルカリ排水についての影響をできるだけ軽減する計画です。そのうえで、工事中の水質については定期的に監視する計画で、異常が見られた場合は一時的な工事の中断も含め適切に対応いたします。
4	第1章	事業計画の概要		<p>供用時の自然災害時の点検について、施設が何らかの影響を受けた可能性が認められる際点検を実施する等、問題が起きてから対策を検討するのは遅い。一刻一秒、環境の汚染危険は増幅し、住民は不安を強いられることになる。全ての不安要素に対し明確な対策を事前に明記すべきである。</p> <p>・ダンプ5万台の残土を計画地外へ運び出し、アセスの対象外となりますが、御社には責任がないのでしょうか？万が一御社が事業の継続不可能になった場合の責任の所在が明らかではありません。積立金をされることであるが、工事開始後あるいは供用時の早期に（積立金が少ない状態）事業継続不可能になった場合誰が責任を負ってくれるのですか？</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p> <p>残土については採石場がアセスの対象外ではありますが、残土を採石場に引き渡すまでは弊社の責任であるという認識です。</p> <p>また、本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産して土地を返還したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 71

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>・ 工事中の工事関係車両の走行については、走行の平準化、学校周辺での通学児童が集中する時間帯は避ける とあるが、学校行事等を把握し、具体的に車両通行について学校及び地域住民に周知する必要がある。安心して暮らせる確証がない現状での開発計画は、絶対反対です。この事業に係わった地権者や住民全てに将来に渡り、不安と悔いを残す。禍根である事業であると思います。</p>	<p>貴重なご指摘をありがとうございます。学校行事などについてはご指摘のとおり、事前に把握し細心の注意を払いたいと思います。工事期間中は何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>

意見書 72

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>・ 森林伐採による生態系への影響はどこまで調査したのか、少しでも影響があるなら反対です。</p>	<p>生態系については、事業地を樹林生態系、草地生態系、湿地生態系、河川生態系に分類して、それぞれを構成する動植物種とそのつながりを検討し、それらが事業によりどのような影響を受けるかについて予測評価を実施しています。湿地や河川については事業計画を再検討し原則的に保全区域としましたが、樹林については事業の性格上、伐採による影響は発生します。ただし、事業区域の約5割を残置森林とするなど、できる限り環境保全を心がけています。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・ 水源・地下水への影響が少しでもあるなら反対です。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>

意見書 72

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<ul style="list-style-type: none"> ソーラーパネルによる付近の温度上昇は避けられないと思いますが、諏訪地区の気象変動について、研究調査したのか、少しでも変化が見込まれるなら反対です。 	<p>ソーラーパネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> 地震・強風を含め、火災対策が万全でなければ大規模な山火事になる可能性あり反対です。 当該事業に対する営利推移計画書及び 2011 年会社設立からの営業利益等現住までの推移表並びに中長期計画書を提出していただき、第3者の方に検証していただき、県、市等の評価表を提出していただきたい。 Loop 社のホームページに「Loop でんきとは」を開くと、「電気も自然派で」とありますが、山林を伐採までする事業が自然派と言えますか？全世界にウソの掲載をされているのですか？ 万が一、当該事業により災害が発生した時、Loop 社の資本金では約 22 億円では不十分だと思うため反対です。 	<p>人手による点検や調整池などの遠隔監視により、災害の予兆をこれまでに以上に把握、察知しやすくするよう電気設計、工事において安全に万全を期す所存です。</p> <p>資金計画は林地開発時に資金証明を提出することで担保されます。</p> <p>自然エネルギーをもっと「自然に感じてもらいたい」という思いから、お客様のもとに電力をお届けする電力小売事業「Loop でんき」をスタートしています。再生可能エネルギーの電源を積極的に活用することが、自然派につながると考えております。</p> <p>災害発生時に対処できるようしっかり積立を行ってまいります。</p>

意見書 73

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1) 開発計画地の現地を見てきた。昔は牧野というだけあって、牧草、いわゆる家畜の餌を確保するために組合が管理してきたのだろうが、それも終わって今は 20~30 年もしくは 50~60 年樹齢の樹々が植林されている。しかし需要が減ってしまった。時代が変わったのだから、太陽光発電は決して悪いことではないと思った。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 74

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光パネルを置くのに木を伐採するのでよくないと思いましたが、新聞の記事を読んだ印象ではいろいろ環境への影響を考えて計画しているようなので、変な業者が作るよりいいと思います。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、引き続きご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 75

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		霧ヶ峰という地名から考えても、この高地は、自然環境や気象状況によって（天気、気温等）今のすばらしい景観が保たれている場所と推察される。とすればこの景観への影響を評価するには、長い年月の気象や温度などのデータも必要と思われます。景観の変化を「小さい」とした根拠には疑問があります。「中山間地では世界有数の規模、実現はインパクトがあり、観光客は増え、プラスになると思う」とのことですが、その根拠はありますか？「観光客が自然を求めてこの場所へ来る」というこの場所の環境に対して観光客の視点が欠けていると思います。観光客の視点、つまり人の心理的な視点がぬけていると思われます。「観光客が来る」という事も環境として評価が必要だと思います。	霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないよう、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	地下水の問題は複雑です。地質調査をある程度時間、日数をかけて行なわなければいけないと思います。私の住んでいる地でもトンネル掘削により水が枯れたという経緯があります。予想外の事があります。必ずどこかに影響が出るものです。私は豊かな自然に満たされた霧ヶ峰が大好きです。計画の見直し（中止）を求めます。	今回の事業計画は地表面付近の工事であり、トンネル工事の様な数10mから100m以上といった地下深い部分の工事は行わないことを踏まえ、その中で地下水流動の把握のために必要な地質調査を実施いたしました。 本計画事業による地下水への影響については、地質分布状況や現地での調査結果から、生活に支障が出るような影響は発生しないとの予測を行っておりますが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「影響は極めて小さい」という表現で記載しております。事

意見書 75

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。

意見書 76

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・地震、台風、豪雨など、今後発生し得る全ての自然災害が、想定される最悪の状況で発生した場合でも、堰堤決壊、大清水への影響、化学物質の流出などを引き起こさないことを、科学的根拠により立証して下さい。</p> <p>・横河川の源流域の3ヶ所に計画する高さそれぞれ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤（県のコンクリートダムではなく、鋼矢板で現地の土を挟む工法）ができると、地元は大雨で満杯になった時や大規模地震の時の不安がより大きくなります。雨や地震により大災害になります。近くには、いつ地震が起こっても不思議ではないと言われる。「糸魚川—静岡構造線」が走っています。</p> <p>北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です。（土石流警戒区域）。県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。</p> <p>人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>・横河川に、天竜川水系のアマゴの在来種が生息している可能性が高いことが分かりました。</p> <p>また横河川が合流する上川でも在来種の可能性が高</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考</p>

意見書 76

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>いサツキマスが確認されています。</p> <p>準備書では、生息数の減少等の直接的影響があると予測されることですが、諏訪の魚であるこれらのアマゴやサツキマス等が後世に残るように、計画を見直して下さい。</p>	<p>えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分に相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してくることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>
3	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>・川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。本来の調整池の役割を果たすことはできません。工事中、大雨の時は道路、パネル設置場所の山の上から泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた堆積物・腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥、細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害は避けられません。調整池は本来川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	<p>沢を活用して調整池を作ることは一般的に行われています。調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・3つの堰堤は川床を上流に向かって広く、深く堀削します。長さがそれぞれ129m、77m、235m、深さが13.3m、11.5m、13.5mの大規模なものです。更に左右から多くの湧水がある急斜面も最大13mと大幅に削る工事は地下水の流れや河川に大きな変化を与えます。下流域の湧水・地下水・河川水が変わると暮らしている人々は生活できなくなります。</p> <p>源流域を大規模に堀る工事には絶対反対です。</p>	<p>下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴う周辺の地下水への影響予測は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流部の流量変化への影響はほとんど生じないもの</p>

意見書 76

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>準備書では、「大規模堀削による影響」について評価がなされていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形地質調査を4日間しかやっていないので、何も分からないと思います。 <p>溶岩の中をどのように水が流れているか、地質地層の状況をどのように水が流れているか、ボーリングを計画地の中に16本堀削深度10m程度行ない、溶岩層を広く正確に知る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質や地下水の研究者は、湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。 <p>地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がされていません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事意見にも「地下水の影響範囲については、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり。準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、全く無視し、水質分析のみで評価しています。調査は極めて不十分です。 	<p>と考えております。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、湿地の水位低下や下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>また、調整池周辺の地質分布についてこれまでもボーリングを実施しておりますが、さらに詳細な地質状況や地下水位を把握する目的で、長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方の指導を仰ぎ、追加のボーリングを実施しているところです。</p>

意見書 77

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>本用地は広大であり、何らかの管理を行わないと、荒地になる可能性もあると思います。その点本件は自然エネルギー推進という目的もあり、他の事業より、危険性、汚染性も少ないと思われるので、積極的に賛成した</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 77

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				と思います。事業者の方には環境面、安全面を考慮してしっかり取り組んでいただくことを希望します。	

意見書 78

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光発電をはじめとする自然エネルギーは、今後の社会の発展のために不可欠なものと考えています。また、その必要性、重要性は今後ますます認知されていくことと思います。私たちの故郷は自然に恵まれ、我々はその恵みを楽しんできました。今度はその自然のエネルギーを電気に変換し、皆の生活に還元することになります。そのように自然エネルギーの普及に率先して取り組むことは、地元の人間や、子供たちにとって将来自分が育った土地に誇りを持つことになるのではないかと思います。	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 79

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		森林を管理する人がいなくては、霧ヶ峰も荒廃していく。高齢化が進み、今後管理をする方がいなくなってしまうことの方が問題である。太陽光事業および森林の管理をしていただければ大賛成です。	事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 80

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>1、私達の生活の元となる、水資源への影響が不明確であり明確なデータ、検証が不十分です。①地下水道の調査確認のエビデンス。(ボーリングを含む)②茅野市が指定する調査機関でのエビデンス。③茅野市が指定する調査機関専門家の評価、判断。事前調査の不足があつては、生活の保証は不可能と考えます。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層(地下水として流れる層)の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>2、ハザードマップに関する地区ですので、直接影響はもちろん、間接影響により、地形、水源、水道、河川、野生動物の変化は十分考えられ、直近では無く、長期での測定、検証が保証としては必要です。</p> <p>①考えられる項目の地元との調整、決定。</p> <p>②検証のサイクル、方法、測定業者、開示方法、評価の方法、評価する専門家の選定、地元との都度の確認方法、等々の確立。</p> <p>以上、安心できる検証が無い限り、開発には反対です。</p>	<p>影響予測は計算モデルや既存の知見に基づき実施していますが、限界があるのも事実です。従って、影響が生じた場合周辺の住民の皆様に関係の深い事項を中心に、事後調査を計画しています。事後調査のあらましは準備書に記載しています(P6-1)。また、この結果については長野県に提出し公表されるものとなります。これらの事後調査の内容については、必要に応じて地元の皆様と調整させていただくことも考えております。</p>

意見書 81

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ループ社の調査と説明は信憑性が大変低く、信頼できない企業である。このような広大な森林・湿原をつぶすことは諏訪市民・茅野市民が大きな損害を被る。そのため、本ソーラー事業は即刻終了し、開発は止めてほしい。説明会にて提示された説明およびデータの信憑性は極めて疑わしい。今回の開発地域は、諏訪市の水のひとつとなっており、水質、水量ともに大きな影響を受け、全く飲用水として使えなくなる可能性が非常に高い。Loop社が提示した調査結果では、その水質・水量に影響</p>	<p>・環境影響評価における調査は、県環境影響評価条例並びに県環境影響評価技術指針に沿って、方法書に調査計画案をお示しし、住民の皆様の見解を参考にしながら、また、県知事意見に準拠して実施しました。</p> <p>また、その調査結果に対して客観的評価を頂戴するため、技術委員会により審議が実施されております。</p> <p>・本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウムは含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウムの溶出は想定されません。</p>

意見書 81

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>響がないと断言できるものではない。提示された調査結果は「何を根拠に影響がないと言っているのか」と思わせる物だった。例えば、彼ら自身の調査や見解で示したデータは、指標が誤っていると思われ、その場合、使えるデータではないため、「今回の開発に水の影響がない」と見解を下すことはできない。また、過去の他人の文献をそのまま写したものではないか、と思わされたり、その文献のデータは数十年前のものであるように見受けられた。準備書は大学生のレポートだったとしても落第レベル、調査結果および経営に関する一般市民の質問にもうまく回答できず、説明会はひどく低レベルだった。前例のない巨大メガソーラー（諏訪湖の1/7、東京ドーム9個分）を行うということは、それによりどのような影響があるのかという実例がまだないということだ。それならば、しっかりと水源はどこにあり、その水がどこにいくのかという調査を行うことは、基本中の基本だが、彼らの調査は全く信頼に値しないものである。十分な太陽光を得られないとパネルがすぐに劣化する可能性も高いが、冬期は開発地域に雪が降る。劣化しないと断言もされていない。劣化したパネルにはカドミウム（イタイイタイ病の原因）が発生し、市民が多大の被害を被る。31万枚のパネルを支える金属柱は亜鉛メッキのため、亜鉛の溶出も心配される。研究者ではなく一般市民からみてもいい加減な調査・資料作成・説明を行うこのような低レベルな企業が前例のない巨大ソーラー開発を運営できるとはとても思えない。開発後の管理もずさんになることは予想できる。一旦作ってしまい、水源がなくなったり、土が汚染されてしまえば、湿原・森・土・水を回復させるのに相当な年数が掛かる。Loop社がその費用を準備できるとも思えないし、対応するそのようなマネジメント力・運用力があるとは思えない。彼らが倒産した場合、パネルによる汚染・土砂崩れ・水と森の改善にたいして、市が対応する場合、そのような</p>	<p>・亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p> <p>・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産して土地を返還したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 81

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>莫大な予算を市が用意できるのかということも不安に思っている。結局、だれも何の対応も出来ず放置し、被害を被るのは市民ではないか、と思ってしまう。水源がなくなったり、水質・土が汚染されると、酒蔵は今のようなお酒を作ることは難しいだろう。また現在は湿原・山に水が蓄えられているが、開発後、水はそのまま川に大量に流れ、長期保存することはできない。山の保水力も低下するため、洪水の心配も大きく考えられるが、それだけでなく諏訪湖の水量は減少するだろう。それは、観光および漁業に大きな影響を与える。今でも、アオコ、水草で夏は臭く景観を崩しているのに、これ以上水量を減少させたら、観光のアピール力は激減だ。ループ社は大変信頼できない企業であり、このような広大な森林・湿原をつぶすことは諏訪市民・茅野市民が大きな損害を被る。こんなことをしてしまっただけでは自分の子供・孫たち世代に「なんてことをしてくれたのだ」と責められても仕方ない。ぜひソーラー開発を止めて欲しい。最後に、何故このような大きな事案が大きく説明されることもなく、意見書を申し立てる1ヶ月前に説明をされるのみなのか、その点も大変酷いと思っている。私の回りで本件について話題に上ったことはない。このような大きな影響を受ける事業について、市民がしらず、実態もよく分からないというのは問題だ。ひっそり裏で計画し、計画中止とならないよう、騙しだまし計画を進めてきたと感じている。もっと市民に本件をしっかりと伝える必要があり、本件はマスコミにもっと報道してもらい、議会でもしっかりと討議を重ね、その上で判断を下さねば、我々市民が被害を被るだけである。まったく酷い経過状況である。</p>	

意見書 82

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		もし、完成してしまい、その時になって不具合に気付いた場合は、どの機関が責任をもって回収をするのか？ その場合、完全回収まで予想される期間はどの程度なのか？ その時の治水の代替案はあるのか？	不具合に気づいた場合は、事業者が責任をもって対応いたします。不具合の内容にもよりますが、例えばパネルの交換でしたら数日で対応が可能です。設計時点で治水を考慮した設計を行っており、その内容は県に審査されます。また、技術的、資金的な実行可否についても審査の対象となるという認識です。

意見書 83

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		横河川を10mも掘り込み、長さ200m幅30m掘削の用ですが、地下150mぐらいボーリングを何か所も行う事、ソーラー対策協議会立合で地盤地下水の流断面図作成専門屋に検討していただき大清水。今出ている村中の湧水に影響あるか検討していただきその結果を報告していただきまた検討する。	防災調整池については、森林法の技術基準に則り長野県の関係機関に指導を受けながら計画を行います。ボーリング調査については、長野県環境影響評価の手順である技術委員会での審査において検討している段階です。

意見書 84

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 農薬を使わないとの説明が信用できません。水が汚染されてしまえばお米が作れなくなってしまいます。他の農作物にも影響が出るので事業をやめて下さい。 霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 私は大清水水源の水でお菓子作りをしています。水が汚染されると困ります。少しでも影響があるのなら中止を求めます。	発電所内の管理に関しては、除草剤を使わず人力による草刈りいたします。農薬の流出といったご心配は無用でございます。

意見書 84

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 横河川の幅はとても狭いです。水害が起きた場合、31万枚のパネルに降った雨が流れ込むと考えるだけでぞっとします。土砂災害の影響はどの様に考えていますか？</p> <p>もっときちんとした計画を作り直して下さい。 霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 構造線が走っている為、大震災が予想されます。道路の損壊・土砂崩れ等が起きた場合どのように保障してくれますか？</p> <p>保障できないならこの計画を中止して下さい。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 今までの説明や回答に納得のいく答えを頂いてないのですが、そのことについてどう思われますか？</p> <p>もっと真摯な対応をしてください。 霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。 住民の「再エネ発電促進賦課金」が上がってしまい負担増になることについての考えをお聞かせ下さい。 あなた方のせいで家計を圧迫されるのは容認できません。</p> <p>即計画中止して下さい。 霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p>	<p>再エネ発電促進賦課金は、再エネを普及するうえで国民が負担しているものであり、国が定める電源構成の実現化には必要と判断されているものであるという認識です。ただし、なるべくその負担を抑制させながら再エネを普及していくことが重要であると考えております。賦課金は本計画の有無にかかわらず、発生しているものであります。</p> <p>反対署名は真摯に受け止めております。 落雷による被害を防ぐため、各所に避雷器等を設置いたしますが、万が一雷により、パネルを含む機器が破損した場合、故障個所を直ちに停止させるとともに、遠隔</p>

意見書 84

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>自然を破壊してまで自分の利益を優先させるのは人としてどのように考えますか？</p> <p>地元の大切なものを奪う様な計画はやめて下さい。</p> <p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>法でカバーできないものはマナーで対応して頂きたいのです。これだけ住民が心配して不安だらけです。もう少し耳を傾けて下さい。</p> <p>これができないなら計画を中止して下さい。</p> <p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>住民との質疑応答会で誠実さや真剣さが伝わってきません。答えてる内容が全て信用できません。</p> <p>このような状態ではこの計画を進めることはできないとおもいます。中止して下さい。</p> <p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>反対署名を受けて、どのように捉えているのか感想をお聞かせ下さい。</p> <p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>雷が落ちた場合、多数パネルが損傷した場合の対処法を教えてください。</p> <p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>霧ヶ峰は雪がたくさん降ります。雪の重みによるパネルの損傷・除雪はどのように考えていますか？</p> <p>大丈夫と言うなら根拠を示して下さい。</p>	<p>監視装置からのアラートによって早期発見をし、交換等の対応を行います。また、落雷による影響だけでなく発電所に万が一電気的な障害が発生した場合、周囲への影響が生じないように発電所は直ちに中部電力殿との系統から切り離されます。太陽光パネルおよび、パネル設置用架台は積雪を含む計画地の環境状況を考慮し設計をいたします。設計上の問題がないかについては弊社のみでなく、電気事業法に規定される工事計画届を通して中部近畿経済産業保安監督部に審査がされるため、客観的な安全性が確認されるものと考えております。</p>
4	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>パネルを設置することによって何度の気温上昇を見込んでいますか？ 涼しい霧ヶ峰が台無しになるので計画を取りやめて下さい。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰メガソーラーの計画に反対です。</p> <p>霧ヶ峰がパネルだらけになると観光客が減ってしまい、税収が下がってしまうと思いますがどうですか？</p> <p>こんなソーラーパネルの施設なんて観光資源にはならないので、計画を白紙にしてください。</p>	<p>観光への影響については、「ふれあい活動の場」で環境影響評価の評価対象としている認識です。観光に対する景観の影響は、定量的に示す事は難しいと考えます。事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽</p>

意見書 84

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					減に努めます。太陽光発電所の設置によって、諏訪市に固定資産税が増える見込みです。

意見書 85

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	地質構造、地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要です。ボーリング調査が全く行われていない現状では困ります。私達の生活になくてはならない大事な大清水や南沢水源の湧き水、後になって問題が起きててももう遅いです。水質分析のみの評価だけでは危険です。開発には反対。やめてください。	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。
2	第1章	事業計画の概要		発電パネルからの火災の可能性。31万枚という膨大な数のパネル、万が一火災が発生したらどうするのですが、消火は大変難しいと思います。火災発生についても評価を希望します。	電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	川の中に調整池を造るのはやめて下さい。人的被害が出てからでは取り返しがつきません。	調整池は降雨による下流域への影響を低減する目的で設置します。その為に計画位置は最も水を集めやすい場所とすることが一般的です。その為、今回の計画では谷地形の箇所に計画しています。設計に当たってはレベル2地震動での安定性評価を行って十分な安全を見込んだ構造としています。

意見書 86

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>残置森林の管理作業内容について県、市長村長及び地元自治会と協定をする。としていますが、その後県林務部と協議決定後自治会も含め話をする。としていますが、一番心配な下流域の安全が無視されています。ボーリング調査、水質調査等についても、目新しい情報がなく、以前と変わらない説明になっており、本当に調査して説明する気が有るのか。川の中を深く掘り下げて工事をし、調整池を作ると言っていますが、この複雑な地形、地下水の流れ等、良く調査をしないとわからない事が多いと思いますが、湿地から離れているから大丈夫などと、地元でもわからない事を簡単に話をしても納得が行きません。その他、森林の伐採、産業廃棄物埋設地、横河川水系のその後の影響等開発面積が、大きいと何が起るかわからない事が多すぎます。それ等をきちんと説明する責任が有ると思いますが、あまりにも大雑把なわからない話で、今後、このまま事業を進める事に賛成出来ません。事業の見直しと云うより、中止すべきと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思っております。 ・ボーリング調査については、長野県環境影響評価の手順である技術委員会での審査において検討している段階です。

意見書 87

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>森林伐採計画にパネル設置場所は抜根されないとありますが、10年程度で残っていた根が一斉に腐り、土をつかむ力が衰えて、「表層崩壊」や「斜面崩壊」を起こす可能性があるそうです。</p> <p>いつパネル設置場所が崩壊して、下流域に被害が及ぶか不安を抱えながら暮すこととなります。抜根しないことは安全対策とは思えません。長い目で見た調査もきちんとしてください。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また防災設備の設計条件は、伐採、抜根をしたことを想定していいです。防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものであります。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 87

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	計画地には貴重な動物がいたり、植物などもたくさんあります。植物の移植など準備書には適した場所がどこなのかも記されていません。清流に住む生物も上流に移動して保護するというのはとても安易だと思います。一度破壊した環境は決して元に戻ることはありません。	移植が必要となっている種について、追加の現地確認を行うとともに、移植適地、移植手法、時期等について具体的な記載を行います。 特にサクラソウについては、有識者の助言を仰ぎつつ、5月に追加の調査を行い、異型株ごとの生息現況を把握するとともに、必要な保全対策を検討・実施します。

意見書 88

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する。」とありますが、現土地所有者が計画地を管理することには現実性が無い。パネル撤去や産業廃棄物が放置されない様子の様な対応策をするつもりですか、明らかにして下さい。 横河川に変化が起きるなら、やめてください。自然や生物に影響が出るなら事業をやめて下さい。災害が起こる事業はやめて下さい。	本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産して土地を返還したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものであります。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 89

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		7月22日の説明会でソーラーパネルが破損してすぐに交換するので有害な物質が流れる事はないと聞いたのですが、諏訪盆地は多くの活断層が分布して大地震の	本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウム等有害物質は含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウム等有害物質の溶出は想定さ

意見書 89

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				発生する確率が高いとされています。万が一大地震でソーラーパネルのある場所が崩落したらパネルは多くが破損します。道も塞がれば長い間ソーラーパネルが回収できない事態になり雨など降ればソーラーパネルに使用されている有害物質が地中に入る事になります。東日本大地震では想定を超える津波で原発が被害にあり、人々が住めない事態になりました。ソーラーパネルを建設する場所もある程度の地震は想定していると思いますが、想定を超えた場合取り返しがつきません。また大量の産業廃棄物が出ます。メリット以上にデメリットの方が大きいと思います。	れません。

意見書 90

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	米沢地区は水田地帯で良質なブランド米が作られています。春先から、秋にかけては大量の水が必要となり、その水は良質なお米が作られる最も大切なものです。その大切な水はメガソーラーがつけられる地域が源流域となる横河川から流れ下り、水田を満たします。しかし、その横河川の源流域に深さ13m、長さ200mもの堰堤がつくられるとなると、水量減少、水質悪化等水田への影響は必至です。そうになると、稲作は続けられません。水田は荒果て生活もできなくなります。横河川源流域にこのような工事はぜひやめて下さい。地質や地下水の専門の方は、地質構造、地下水の流れを知るため、地質調査は、絶対に必要と報告をしています。大清水や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず影響はあるが、極めて小さいとされていますが、これは手抜き調査としか思えません。きちんとしたボーリングをして調査報告をして下さい。	下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴い周辺の地下水への影響は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流部の流量変化への影響はほとんど生じないものと考えております。 大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思

意見書 90

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>ます。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>近年頻繁に起きるゲリラ豪雨の様な大雨や台風などの際に横河川に流れる雨水の量がソーラーパネル設置により更に増えて災害が起きた場合、川に架かっている橋や近隣の住宅・農地や道路が破壊された際にはその修繕や保障には莫大な費用が掛かると思いますが、その費用が想定外の金額になった場合、きちんと支払うことができるのでしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>豪雨や台風の災害でソーラーパネルが流されたり想定外の突風でソーラーパネルやラックが飛ばされたり破壊された際の周辺の農地や宅地への影響が心配されます。</p> <p>有害物質が流出したりパネルやその他設備の破片が土壌の汚染に繋がったりすることも予想されますが、そんな場合はどのように保障するのか？ また十分な補償が出来る準備があるのかを、明確かつ的確な説明をしてください。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>また、万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また、床上浸水の被害を与えた場合
2	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 ソーラーパネルを設置する場所周辺には学術上重要な史跡も沢山点在しております。 そんな場所を汚染・破壊される心配はないのでしょうか？ また、パネル設置による水害や地滑りで史跡の場所や周辺の環境にどのような影響が出るのか事前にシミュレーションして確実に心配が要らないのかを明瞭な説明を求めると同時に、万が一の際の補償や原状復帰について確実に実施できるのかも説明して下さい。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 ソーラーパネル設置が原因による土砂災害が発生した際に、近隣の大木が倒れる等して横河川や州の道路を塞いだり破壊した際には地元住民の生活及び客の減少による減収が予想されますが、地元が負う損害についてはどのように考えておられるのか？ きちんとした保障が約束されるのかをお聞きしたい。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 近年増えている竜巻災害でソーラーパネル敷設エリアに巻き上げられたゴミや異物が降り注ぎ、発電量が大幅に減少した場合、予定売電ができなくなることが予想されますが、その際に売電終了時の原状復帰に支出する積み立てができなかったりその他の支払部分の金額が</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。 <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ショートした場合、ショートした分の費用はどのように賄うのですか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>台風や豪雨、竜巻などの大規模災害の際に破壊された設備の高圧電線が設置して感電したり周辺に電気が漏電したりする心配はないのでしょうか？</p> <p>また、大雪や地震で送電網の電柱やタワーが倒壊した場合、撤去や修繕は時間かけずに速やかに対応して頂けるのでしょうか？</p> <p>近隣で生活している私たち住民の安全が脅かされるようなことは常識的に考えても容認できることではないと思うのですが、いつ起きるか分からない災害への対策を説明して下さい。</p>	<p>防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
4	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>ソーラーパネル敷設エリアを削った土には木の根や葉などたくさんの不純物が混入しております。その土を積み上げた場合にこの不純物が腐ったら崩れやすくなる可能性があります、その対策を明確に教えてください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>盛り土が大雨で流れたりその危険性が高まった際に、常に監視していて早い対応が出来る環境が整っているのでしょうか？</p> <p>上田市にあるソーラーファームの様ないい加減な管理しかできないと、個人的には思っております。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>計算上での盛り土の量と実際に出た盛り土の量が大きく違った場合、盛り土する予定地がきちんと埋まらないことが考えられますが、測量に関しての積算がどの程度正確なのかがよく分かりませんので、根拠を陳列して納得のいく説明をしてください。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>木の根や葉などが混入している表土は盛土の表面に使用することで緑化復元を促進する為に使用し、盛土の内部にはそれらの混入がない土を使用します。</p> <p>掘削土量と盛土量は測量した図面を元にした設計により算出していますので、設計と工事で大きな差が生じることはありません。</p>
5	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>盛り土の作業の際に産業廃棄物やその他埋めてはならないものを混入するのを防止するための監視体制が不明ですが、どのように監理するのかを教えてください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>残土処理の際に人工物（プラスチックや金属等）が膨大な量の処理土の中に入っていないかをきちんと確認する体制や方法は確立されているのでしょうか？</p> <p>土砂崩れなどの人間による二次災害防止対策の意味でもどのように考えているのか教えてください。</p>	<p>事業により発生する残土は、近隣の採石場での現状復帰のための土砂として利用していただく計画です。残土は主に調整池の掘削で発生します。調整池を計画している場所に人工物（プラスチックや金属類等）が混入している可能性は低いと考えていますが、施工の際には事業者が立会い確認いたします。</p>
6	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>残土処理の作業中に大雨が降ったり台風が来た際に土に大量の水が含有することが予想されますが、その状態でも作業を続けるのでしょうか？</p> <p>普通に土を盛り突き固めることなんて到底できないと考えますが、どのように作業していくのか、工期が長引いた際に出る損害や弊害に対してもどう考えておられるのかをご説明下さい。</p>	<p>通常の土木工事と同様に、継続した降雨時などは作業を行いません。</p> <p>工事工程については、天候によるリスクを見込んで計画を立てた上で、適切に実施いたします。</p>
7	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>山の土の中には昆虫の卵や幼虫・植物の種子等が沢山混入しております。作業終了後にその混入物が孵化したり発芽したりした場合、盛り土の中に空間が出来ると固めた土の強度が大幅に減少しますが、その監視体制や対</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>策方法を教えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>作業完了後に盛り土が崩れたり横河川に流れ込んだりした際にはどのように対策するのか、また、監視体制や対策を講じるまでのタイムラグをどの程度想定しているのか不明ですが、確実に対策を立てて頂かないと下流域の人たちの生活に支障をきたす為、どのように想定・対策を講じるつもりなのか教えて頂きたい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>盛り土の横河川や他の流域への流出による稲作や野菜・花づくりへの影響はどのように考えておられるか？</p> <p>水質や水温の変化によるブランド米や野菜の食味の変化、花卉の色の変化はとても顕著で一度品質が落ちると元通りのクオリティーの回復はほぼ不可能です。</p> <p>その際には莫大な補償費用が掛かると思われますが、きちんと補償して頂けるのか教えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>田畑の地質による影響評価はソーラーパネル設置後に頻繁に必要な作業と考えておりますが、その方法や検査の間隔・検査内容・検査する場所を明確に教えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>米沢米は他県でも非常に人気のあるブランド米で茅野市のふるさと納税の返礼品でもあり、農家の皆さんが丹精込めて作っておられる生活の糧でもあります。</p> <p>ソーラーパネル災害などで破壊された際に有害物質の田畑への流入やパネル自体の照り返しによる外気温の変化はいつ検査しているのでしょうか？</p> <p>また今後も小刻みの間隔での検査が必要になると思いますが、どのように対応されるのか教えて下さい。</p>	
8	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>茅野市内の地域には古来より大切に作り続けられているご当地野菜など貴重な農作物も沢山存在しており</p>	<p>本事業では、万が一災害が発生した場合に対処できるよう保険に加入する予定です。なお、本事業に起因して発生する被害案件が補償の対象になります。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ます。</p> <p>この種のもは環境のわずかな変化にも敏感で、今後も永く作り続けられるのかを不安視されている農家さんもおられると思います。</p> <p>この件に関して環境悪化による風評被害や作物が作り続けられなくなった際の補償はどうされるのでしょうか？ 納得のいく説明をお願いします。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>ソーラーパネル敷設エリアの下流は稲作や野菜・花卉栽培のほかにも養魚水田や畜産農家さんも沢山おられる地域です。</p> <p>どの産物もちよとした事で病気になったり作付けが不可能になったり、その影響が即風評被害にも繋がるデリケートな職種ばかりです。肥沃な土地である霧ヶ峰高原からの伏流水は天然の賜物です。</p> <p>そんな大切な財産を有効利用して生活されているこの農家の皆さんをソーラーパネル設置からのあらゆる災害に対して絶対に軽視は許されずきちんとした対策を講じる必要があると考えますが、この農作・畜産という「衣食住」に直結した仕事に対してどの様に考えておられるのか教えて下さい。</p>	
9	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>茅野市の大清水水源への影響は軽微と考えておられるようですが、未だ伏流水の流れてくるルートや水量など全容が解明されていないものに対してどうして影響が少ないと言えるのか教えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>諏訪市へ流れる南沢水源は諏訪五蔵の酒造りに欠かせない仕込み水ですが、この仕込み水が枯渇したり水質に影響が出ると酒造りができなくなるどころか諏訪大社に献上する御神酒も無くなるということになります。これは諏訪地方ばかりではなく日本の歴史への損失に直結しますが、万が一の場合にどうやって責任を負われ</p>	<p>事業計画地内の湿地を構成する湧水の涵養域については、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。湿地周辺すべての湧出メカニズムを把握していく事は非常に困難ですが、準備書では湧水の分布する流域全体で収支的に流出量や浸透量の変化について予測を行いました。</p> <p>また湿地湧水等の保全については、湿地の周辺や沢筋周辺に保全区域を設けるとともに、少しでも湿地の湧水に影響を与えないような対策を講じながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、地質調査については、調整池の設計に必要な比</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>るつもりでしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>ソーラーパネル敷設エリア下流の角間地域には各戸に小さな湧き水の水場が必ずと言っていいほどあります。</p> <p>その水場は日々の洗い物や安定した水温から野菜・果物や飲み物を冷やすなど、生活の上でなくてはならない重要な働きを今でも持っているものです。</p> <p>そんな古来より続いている生活の必須アイテムを簡単に奪う様な不安を抱えての生活を強いられるのは人として間違っていると思いませんか？</p> <p>ぜひ考えを聞かせて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>横河川は県外から釣り客が来られるくらい沢山の人が川沿いに居る川であり、良く川底を観察すると細かな湧き水が沢山出ているのですが、沈殿池が決壊したりした場合に突然の鉄砲水のような濁流が流れると簡単に死人が出る場合も想定されます。</p> <p>人の命はお金じゃ買えませんよ？ 万が一の場合はどうするおつもりですか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>諏訪地域にはたくさんの温泉が出ておりますが、この温泉への影響は無いのでしょうか？</p> <p>もしこの温泉が枯渇・泉質の悪化が見られた場合には即観光客の激減や風評被害に繋がり、果ては観光税収の減収にもつながります。</p> <p>温泉も大昔より大切に守られてきたかけがえのない財産ですが、簡単な環境影響評価で結論付けることができないものの一つだと思われます。影響が無いというならその根拠を示してください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>霧ヶ峰の「湧水」というのは長い時間をかけて流れてくる天然のきれいな水です。川の水温や水量を一定に保</p>	<p>較的浅い深度のボーリングを実施しましたが、深いボーリングを実施してはしません。しかし、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、地元説明でも説明しております（準備書内では示していません）が、酒造用の井戸は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、事業計画地周辺の地下水流動系が異なるため、影響はほぼ発生しないものと考えております。温泉についても同様の理由から影響はほぼ発生しないものと考えております。</p> <p>今回の事業では、工事着手後の最初に雨水調整池を築造する計画としておりますので、工事中から工事完成後を通して治水安全度は現状よりも向上すると考えています。また、調整池の堤体はレベル2地震動での安定性評価を実施しておりますので、大規模地震時でも安定していると考えています。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ち、動植物や流域の人々の命を支えてきました。この財産についてどの程度真剣に考えておられるか教えて下さい。	
10	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>横河川流域には「縄文アマゴ」という魚が住んでおりますが、この種は諏訪地方の流域でのみ発生した固有種です。アマゴはとても神経質な魚の為、この周辺の開発をするとちょっとしたことで死滅する危険性もありますが、このような貴重な魚を絶滅させた場合はどうなのでしょう？ お金なんて幾ら積んでも再生は出来ません。考えを聞かせて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>横河川の流域の支流などでは未だにサンショウウオが散見される、非常に綺麗な川です。このようなきれいな川でないと生息できない生物は他にもカワゲラやプラナリアなども居ますが、水質の pH 値が少しでも変位すると簡単に死滅します。</p> <p>そんな環境のそばを本気で開発する気ですか？</p> <p>とても正気とは思えませんが、どう思っているのか考えを聞かせて頂きたい。</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>
11	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>私は山野の植物が好きでよくカメラ片手に観察がてら山歩きをします。開発地域にはクリソウなど貴重な植物が沢山自生しておりますが、この貴重な植物は無くなってしまうのでしょうか？ 開発地以外に移植するなんてとても不可能ですし、実際できたとしても土の性質が違うので根付くことはできませんよ？</p> <p>どう対応するのか教えて下さい。</p>	<p>事業実施区域に生育する貴重種の多くは、湿性環境に生育する植物になります。湿性環境については、保全区域を設置し、改変を避ける計画となっており、大部分の貴重種について個体消失の可能性は低いと考えております。ただ、一部では、改変により消失する個体がありますので、そちらについては、自生地周辺や新たに環境を創出した場所において移植を行う計画です。</p> <p>移植を行う際には、対象種ごとの生態（生育場所、移植時期等）に配慮します。</p>
12	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>近年、鳥獣対策で各地域が鳥獣害の対策に乗り出しております。これは山の中の生態系の崩れが原因なのではないかと思いますが、貴重ではある水生生物や山野の植</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェ</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				物が餌となっていた動物が、餌不足により人里へ降りてきています。 もし霧ヶ峰を開発すると、この鳥獣害が加速度的に進んでしまうと思いますが、この対策を貴社でやって頂けるのでしょうか？	ンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
13	第1章	事業計画の概要		私はこのメガソーラー開発に反対です。 ソーラーパネルを敷設した際に、鳥による落石等でパネルの破損があった場合、31万枚という膨大な枚数のモジュールのチェックはどうやって行うのですか？ とても簡単にはいかないと思うのですが、方法を開示して下さい。	電気主任技術者が定期的に点検を実施することが義務付けられておりますが、その際にモジュールの確認を目視にて実施します。
14	第4章	第10節 動物	4-10-52	私はこのメガソーラー開発に反対です。 シカやイノシシがいる山々が尾根伝いに隣接する霧ヶ峰の開発地域にも当然シカなどが出没すると思われるますが、もし設置した設備が原因で開発エリアに死亡していた個体があったらどうやって処理するのでしょうか？ 対策と方法を教えて下さい。	設置するフェンス等に引っかかるなどの個体が出る可能性は否定できませんが、他地域での同種事業の実績より、設置する設備により動物が死亡する事象が発生する可能性は低いと考えております。万が一そのような事象が発生した場合には、動物種に応じて、埋設等による対処をするとともに、再発防止策を検討します。
15	第4章	第9節 植物	4-9-52	私はこのメガソーラー開発に反対です。 霧ヶ峰からの湧水や川の流域にはカボンバ（金魚草）をはじめ、ミズゴケなど綺麗な水でないで育たない水生植物も沢山見受けられます。 この植物が無くなると川の石が崩れたり、保水が難しくなる土壌も沢山出てくるのですが、この対策は広範囲に及び簡単には不可能ではないかと思えます。 この保全についてはどうされるのでしょうか？	事業地の下流部については、湧水などのきれいな水に生育する水生植物が生育していることを確認しております。 事業による水質への影響としては、工事中の濁水の発生が懸念されます。これに対しては、多数配置する沈砂池や調整池で濁水を沈殿させる、浸食防止養生マットを設置するなどにより、下流への濁水の影響を可能な限り抑制します。また、工事中、供用後についてモニタリング調査を継続し、異常があれば適切な対応を図ります。
16	第4章	第11節 生態系	4-11-16	私はこのメガソーラー開発に反対です。 霧ヶ峰はとても肥沃な土壌で、広葉樹林にはたくさんの昆虫も生息しております。 この土壌が保水できない状態が続くと、昆虫の生息が	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林で

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>困難になります。また、土壌を弄ることによる弊害で、昆虫に奇形の個体が増えたり雌雄の個体バランスが崩れることにより個体数の減少も懸念されます。</p> <p>この懸念は昆虫に留まらず動植物にも同様のことが言えると思います。これに関しては外来種の増加と同じくらい深刻なものと捉えますが、このリスクについてはどのような保全・サポートをされるのか、具体的に説明して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>茅野市や諏訪市の市街地に居るアキアカネは、夏場は霧ヶ峰及び八島湿原方面で避暑しており、その後秋になりまっかな体を羽ばたかせて里に下りてきます。</p> <p>里に下りると田畑の害虫を食べてくれ、水場で産卵して翌年孵化します。このような虫も湧水の恩恵を受けて命を繋ぎ、人々も昆虫とある意味での共生関係にあります。</p> <p>霧ヶ峰に広大なソーラー施設が出来るとアキアカネが避暑に上る場所がなくなり、個体数が激減するのは目に見えています。</p> <p>また田畑には害虫も増え、農作物の作柄にも影響が出るのは必至。</p> <p>農薬を増やしての作業は農家の皆さんに取っても負担増になるだけです。こう言った生物と人々の生き方を軽視してるのではありませんか？</p> <p>諸手を挙げて開発を賛成出来る様なきちんとした対策や保全の説明を求めます。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>近年は「ゲンゴロウ」や「タガメ」などの水棲生物の姿をめっきり目にしなくなりました。</p> <p>これは近年の人々の生活様式の変化によるものや地球温暖化など、多岐に亘る影響が大きいと思われますが、林地の開発による現象でもあると思われます。</p> <p>メガソーラーを設置した後は設置する前と変わらな</p>	<p>あるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>い自然環境を保っていく自信はおありですか？ 無いのでしたら開発をするべきではないと考えますが、もし自身がおありならその考え方や方法、今後のビジョンをお聞かせ下さい。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 鳥類がパネルの下に営巣した場合、撤去したりするのでしょうか？ また、送電網の電線を張ることにより、鳥類の糞害等の影響が心配です。 もしその影響が出たら早急な対策を講じてくれるのでしょうか？</p>	
17	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 先日、私の知人から「せっかくの霧ヶ峰を開発するなんて…。反対の看板も建ってるし、もう行く気になれないな」と言われてしまいました。 この一件で観光客が確実に減りました。 この状況を涼しい顔で静観できますか？ あなた方が開発するせいでこの状況が起きてます。このことについての考えを聞かせて下さい。</p>	<p>観光への影響については、「ふれあい活動の場」で環境影響評価の評価対象として審議中ですが、ご意見いただいたような声があることを真摯に受け止め、より環境に配慮した計画にしていきたいと考えています。</p>
18	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 霧ヶ峰はその名の通り、霧の出ている時間が意外と長い場所です。 また、その霧の pH 値はかなりの酸性で鉄を放置するとみるみる腐食していく程です。 この pH 値の原因は、下流域の人間の生活が影響していることが考えられ、その生活で出た硫黄化合物等が上昇気流に乗って霧ヶ峰高原に散っていると考えられます。 ソーラーパネルを敷設するラックやパネルのフレーム自体も腐食対策はしていると思われませんが、それでも頻繁にチェックしていく必要があるかと思えます。 また、パネルを敷設することにより風の流速が上がり、更に酸性雨や酸性成分を帯びた積雪などの影響によ</p>	<p>ソーラーパネルを載せる架台は腐食防止を施します。また現地周辺の霧が全国的に見て異常な酸性霧とは認識していません。ただし、パネル自体を含め、架台や地盤上状況など、日常的に点検を実施し、問題があれば補修していく計画です。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				り、ソーラーシステムに対しては非常に過酷な環境になると思われますが、そんな自然現象に対する対策をお聞きしたいです。	
19	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>霧ヶ峰の強清水という場所では観光シーズンになるとグライダーを飛ばし、観光客が空中散歩を楽しみます。</p> <p>そんな観光客の方々が一面の緑を楽しみに来たのに広大な面積にソーラーパネルを敷設した鏡張りの高原を見たらどう思うでしょうか？</p> <p>広大なソーラー施設なんて観光資源になるわけじゃないですか！</p> <p>そんなふざけた考え方で開発するなら即時中止・撤退して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>長野県はその大部分が山林であり、県も「森林税」を徴収してその財産を保全する活動をしているほど山林を大切にしています。</p> <p>また、この財産を観光にも利用しながら除間伐作業をしたりと、自然環境に敏感に対応しています。</p> <p>この長野県に広大なソーラー施設なんて人工物が合うと思いますか？</p> <p>また、この人工物が本当に必要だと思いますか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書を見ましたが、どの項にも「推測される」や「検討する」などの『多分』や『これから』と言った様な表現ばかり。</p> <p>とても本気で真剣に開発に向き合う姿勢が全く感じられません。</p> <p>適当な表現で何とか乗り切ってしまうなんて考えているのであれば、即時中止するべきです。</p> <p>もう一度スタートに立ち返ってゼロからプラン作りをやり直してください。</p>	<p>観光への影響については、「ふれあい活動の場」で環境影響評価の評価対象として審議中ですが、ご意見いただいたような声があることを真摯に受け止め、より環境に配慮した計画にしていきたいと考えています。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
20	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書内に調整池というものを作ると表記されていますが、図面を見ると明らかに『ダム』じゃないですか！</p> <p>後々の災害に対する安全を本気で考えるのであれば、中途半端にサイズを調整して「ダムじゃない」と言い張るのではなく、巨大なダムを建設するくらいのプランを立てて住民の安全に対する理解を求めるのが普通だと思います。</p> <p>きちんとした安全策を講ずることができないのであればこの開発は中止して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書内の調整池を作る際に川を10mも掘るということを知りました。下流域の住民の生活に欠かせない水が流れている川をあなた方の儲けの為だけに巨大に抉る様な工事をするなんて、正常な人間のやる事じゃありません。</p> <p>そもそもこんな工事をしただけで水は濁り、稲作は勿論の他の作物が作れなくなります。</p> <p>こんな工事を計画している様な開発は即中止して下さい。</p>	<p>調整池とは、雨水を一時的に貯めて調整しながら下流に排水する施設の一般名称です。</p> <p>堰堤（ダム）とは、水を堰き止めるための施設の名称です。一般に、高さが15m以上のものをダムと呼び、それ以下のものを堰堤と呼びます。</p> <p>今回は調整池を谷地形の箇所に計画するので、調整池の下流側に堰堤を計画しています。</p> <p>堤体（堰堤の本体）の設計においては、大規模地震動を想定した構造計算を実施して安定性を確認しています。</p> <p>調整池の計画地は個人の私有地であり、管理者がいる河川（水路）ではありません。</p>
21	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この事業の実施主体である『SPC』とはどんな団体ですか？</p> <p>御社を構成するという表記がされていましたが、この団体の詳細が全く分からず、「果たして本当にきちんとした仕事をしてくれるのか？」という疑念が湧きました。</p> <p>開発に携わる企業や団体の規模などの詳細をしっかりと公開することが必要ではないのでしょうか？</p>	<p>SPCについては現時点では正式には確定しておませんが、SPCは弊社が匿名組合出資し設立される合同会社です。本事業のみを行う特別目的会社となります。</p>
22	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>事業計画内に日曜日を除く日に工事を実施するとありましたが、土曜日や祝祭日・盆や暮・正月などはダンパーや工事車両が地域内の道路を走りまくるのです</p>	<p>工事期間中は車両の走行を計画していますが、土日祝祭日の車両走行を予定していません。工事期間中は何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いたします。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>か？</p> <p>観光客も多く訪れる季節もそんな工事車両が大量に走るのは困るので、パネルや資材の輸送方法などを最初から検討し直してください。</p>	
23	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>外来植物の持ち込みを防止するために工事の為に走行する車両のタイヤを洗浄すると書かれていましたが、この洗浄はどこで行うのでしょうか？</p> <p>もし霧ヶ峰の開発地域周辺で行うとすれば、この洗浄は全く無意味なものであると思われます。</p> <p>そもそも洗浄に使用する水はそのまま垂れ流しなのですか？</p> <p>もしそうならそれこそ環境破壊だと思うので、その場しのぎの表記なら撤回して検討し直してください。</p>	<p>対象事業実施区域周辺においては、区域脇を通る道路の往来により、外来植物の種子の持ち込みが現段階においても起きている状況であると考えており、道路際には、特定外来植物のオオハンゴンソウ等の生育もみられます。</p> <p>対象事業実施区域周辺において、新たな外来植物の進入を防止するため、車両のタイヤ洗浄については、事業区域周囲との出入口に設置することを考えております。また、洗浄で使用する水については、洗浄後、フィルター等を用いて外来植物等の種子を取り除く処置を行う考えです。</p>
24	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この事業を終了する場合の積み立てをするとありますが、説明会では売電総額の5%と言っておられました。そんな金額で本当に現状復帰できるとお思いですか？</p> <p>常識的に考えてもそんな金額では撤去費用もままならないと思います。出任せの様な返答は要りませんので、きちんとした積み立ての計画を開示して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>御社が破産開始手続き等の申し立てがされた場合、事業地域を地権者に譲渡し返還することを検討するとありますが、これは明らかに元の地権者も共同事業者だと思います。</p> <p>しかし説明会では中村社長がこれを撤回しました。</p> <p>この事業に対して本気で不安に思っている住民を煙に巻く様な答弁はとても受け入れられません。</p> <p>牧野組合等の役員も説明会などの場できちんとした説明をして住民の理解を求めることが当たり前の行為</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。また、本事業は各組合から土地を購入して実施しますので、組合は事業実施後は前地権者となりますので、共同事業者ではございません。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>だと普通は考えますが、なぜ Loop 社がこの人たちを擁護するのか全くの意味不明です。 きちんとした説明を求めます。</p>	
25	第4章	第16節 温室効果ガス等	4-16-4	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 樹木を伐採したことによる酸素の減少量が準備書に全く載っておらず、温室効果ガスの削減ばかり。 全く調査されていないじゃないですか。 都合の悪いことは全て適当な返事でごまかすのですか？ きちんとした説明をしてください。</p>	<p>伐採による酸素の減少というのは想定できないことから推計しておりません。予測評価では、伐採予定地の森林の二酸化炭素固定量と吸収量を推計し、伐採によってこれらがどの程度失われるかは計算しております。</p>
26	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 供用後の維持管理計画で除草の際は除草剤を使用しないと書かれていました。 しかしメンテナンスする人たちが勝手な判断で除草剤などを散布したらどうするのですか？ 発覚後に「知りませんでした。」ではすみませんよ。 現場の管理をする代人など、だれがどのような管理体制をするのかきちんと明確に開示して下さい。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 説明会等の開催状況や要望に対する応答などが書かれていましたが、沢山の説明会をされましたね。 しかしこれだけの説明会をされても住民の納得が得られないのはなぜだと思いますか？ これは偏に御社の説明が全くの不十分であり、きちんとした回答を得られないからに尽きます。 準備書が出ようとこの不信感は全く消えることはありません。 もう一度この計画をゼロから考え直して下さい。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 準備書の事業計画地の場所を見ましたが、もっと他にも良い場所があると思うのですが何故この場所なのか？ という疑問しかありません。 単にメガソーラー建設が本当の目的なのでしょう</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督のもと、地元会社の協力を得て、草刈り機を用いて除草を実施する考えです。 本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市を始めとする地元のためになる施策を検討していきます。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				か？ 他に何か別の隠れた目的があるのなら正直に明示して下さい。	
27	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この環境アセスは長野県のマニュアルに沿って作られているとされていますが、準備書縦覧開始後の技術委員会ではどうして意見の集中砲火を受ける様な構図になったのでしょうか？</p> <p>対行政への合法的な手続きを踏んでいるパフォーマンスと捉えているのであれば、住民の事など全く考えない金儲け主義に走っているとしか捉えられません。</p> <p>環境影響評価をもう一度やり直して一から住民との対話をしていくことも考えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書の大気質・環境保全措置の部分に『務める』という表記が散見されます。</p> <p>務めるとはあくまで『努力する』という意味なんです。目算通りにいかなかった場合は「仕方ない」という言葉で逃げることも可能です。もっと具体的な方法・対策を明瞭に記述して然るべきではないでしょうか？</p> <p>準備書の作成し直しを求めます。</p>	<p>環境影響評価については長野県の条例に従い手続きを進めさせていただいています。関係する地域の方々とは今後も対話を続けさせていただく所存です。また、準備書の中で記載させていただいている予測評価結果や保全対策については、全てを事前に把握する事は科学的に不可能なため、事後調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行い、必要に応じて必要な方策を実施する予定です。</p>
28	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書の騒音・振動調査の回数が一回とは少なすぎると思いませんか？ 普通に考えたってもっと長期的な観測をして結果を精査し、準備書に表記するべきです。こんな簡易な調べ方ではとても納得できません。調査を長期的なスパンでやり直してください。</p>	<p>本事業の環境影響評価を進めるにあたっては、長野県環境影響評価条例に基づき調査内容を検討し、方法書にてお示ししながら進めてまいりました。騒音の現状調査の回数をご指摘の通り1回ですが、地域の状況は把握できたと考えています。また、今後も工事中の状況についてモニタリング調査を実施し、結果の公表も行う予定としています。</p>
29	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>水象の部分で水の流れが詳細に明記されていないのはなぜですか？</p> <p>これはボーリングで充分判明する事だと別の調査会社の方が言うておりました。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>アセスの会社はこんなことも出来る技術が無いということですか？</p> <p>それとも単に費用が掛かるからですか？</p> <p>説明会では中村社長が「ボーリングは環境破壊になるので」と答弁されてましたが、メガソーラーを設置する開発をすること自体が大きな環境破壊だと気づかないのでしょうか？</p> <p>何方にしてもこの計画は中止すべきです。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>準備書に総じて言えることだと思いますが、どのデータも既存の論文や書物からの引用が目立ちます。</p> <p>これはアセスセンターの能力が無く、実地調査ができないことが理由なんでしょうか？</p> <p>説明会でも質問の答えに詰まることが多いのも実地調査が足りないからだと思うのですが如何でしょうか？</p> <p>書物の引用を並べるだけなら環境影響評価調査とは言えません。</p> <p>もう一度アセスをやり直す必要があると思います。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>水の同位体解析の部分を見ましたが、本当にこれで全て説明がつくのか疑問です。</p> <p>水は季節によっても硬度が変わります。</p> <p>短期間の調査ではとても結論付ける事なんて不可能です。</p> <p>本気でメガソーラー開発する気があるのであれば、長期間での詳細な調査をやり直してください。</p>	<p>水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>環境アセスメント調査については、長野県の条例に従い手続きを進めさせていただき、方法書提出の際にも長野県環境影響評価技術委員会等で協議をいただきながら進めてまいりました。調査についてもご指摘の通り、季節変化について把握するためには継続した調査が必要であり、可能な調査については現在も継続して実施しているところです。関係する地域の方々とは今後も対話を続けさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
30	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>諏訪市の税収が17年間で9億円との表記が地域指定郵便物にありましたが、余りにも諏訪の方々を馬鹿にしてませんか？</p> <p>災害や水象をはじめ、たくさんのリスクを背負わされて生きていかなければいけないのに、17年間でたった9</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるよ</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				億とは少なすぎやしませんか？ 行政からの指導や法だけでは片付かないことも沢山あることを学習して下さい。 人の気持ちというものをもっと理解してから計画を立て直して下さい。	うに計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。事業運営中は、事業地の下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。
31	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	私はこのメガソーラー開発に反対です。 水象の予測内容及び結果という部分で、どの水源・湧水でも『影響は極めて小さいと予測される。』とありますが、この文言は『影響あり』と書かれていることと同じ意味であると理解しております。 影響あるのであれば普通は開発しないのが当たり前ですよ。 しかもこの項も『予測される』という表現ばかり。 此方が知りたいのは予測ではなく確実な結果なんですよ。 それが開示されるまではこの計画は絶対に着手しないで下さい。	影響予測は科学的に行っていますが、計算モデルや既存の知見に基づき実施しています。ですので現実的に影響はゼロであるとはいえない性格を持っています。現実的にはほとんど影響が想定されないような場合に、影響は極めて小さいと表現する場合があります。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。
32	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	私はこのメガソーラー開発に反対です。 土壤汚染の項で重金属類との表記を見ましたが、そもそも霧ヶ峰は火山で出来た土地であるため、天然の重金属類が沢山分布しています。 その辺の調査はどのような手法で実施されたのでしょうか？ もし実施されていないのであれば、余りにもこの土地の事に関して不勉強ですよ？ きちんと調査して下さい。	土壤汚染対策法第4条の規定（一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の手続き）に従って、工事の着手30日前までに「土地の形質の変更の届出」を行う予定です。
33	第4章	第9節 植物	4-9-52	私はこのメガソーラー開発に反対です。 植物の調査の項を見ました。 他の項と同様この部分でも調査回数など余りに少なすぎて驚きました。開発エリアで移植などした際に変異種や変な派生種が増えたりする危険性は無いのでしょうか？	長野県のマニュアルに従い、調査を実施し予測評価に必要な結果を得ております。 事業実施区域に生育する貴重種の多くは、湿性環境に生育する植物になります。湿性環境については、保全区域を設置し、改変を避ける計画となっており、大部分の貴重種について個体消失の可能性は低いと考えており

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				根拠を示し説明して下さい。	ます。ただ、一部では、改変により消失する個体がありますので、そちらについては、自生地周辺や新たに環境を創出した場所において移植を行う計画です。 移植等の保全対策を行う際には、有識者の助言を得ながら、対象種ごとの生態（生育場所、移植時期等）に配慮します。
34	第4章	第10節 動物	4-10-52	私はこのメガソーラー開発に反対です。 動物の項で生息している個体の調査をされていましたが、生物学の学者さんが書かれたような内容と比べるとかなり簡素な印象を受けます。 リスが沢山いるエリアのはずなんですが、なぜ表記されていないのでしょうか？ また、爬虫類も蛇の種類が足りていないと思います。が、この調査って本当にきちんと実地調査されたのでしょうか？	環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査を実施いたしました。また、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。
35	第4章	第18節 光害	4-18-3	私はこのメガソーラー開発に反対です。 景観の項で、見える部分でもかなり目立たない工夫をされているとの対策を講じられていますが、諏訪湖の対岸の高台からはしっかりパネルの敷設エリアが見て取れます。 低反射のパネルを使用するとありますが、周囲を飛ぶドクターヘリや災害時に飛行する防災ヘリ・県警ヘリへの反射の影響は本当に無いのでしょうか？ 利益追求は企業にとって必要なことですが、人命の方が遥かに大切です。そういった事の対策はどのように講じているのか説明して下さい。	太陽光パネルの存在による航空機等の事故報告は事例がありませんので影響評価には取り上げませんでした。ただし、今後、そのような情報についても収集を続けていきたいと考えます。
36	第1章	事業計画の概要		私はこのメガソーラー開発に反対です。 計画地の造成で、伐採はしても抜根はしないとされていますが、本気ですか？ 抜根しなければ数年で根が腐り土砂崩れ等の災害を起こす元凶にもなりうるのですが、何か特別な手法で根を残すのでしょうか？ ひこばえが生えてくると設置物の障害になることは	なるべく地形を変えないという目的から調整池、道路以外は抜根をしない予定です。 なお、準備書に記載された設計内容、また林地開発における設計内容を断りなく事業者都合で変更することはできません。

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>言うまでもありません。</p> <p>ラックを組む際には根があっても高さ調整で何とでもなるでしょうが、数年後の災害のリスクが気になります。</p> <p>後から「やっぱり抜根して地表を大きく変えました。」では準備書の内容が嘘になりますよ。説明して下さい。</p>	
37	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>ジャコッパラ遺跡への影響が否定できないとありますが、もし埋蔵物が出てきた場合に道路の計画等を見直しができない状況に陥った場合、どのように対応をするのでしょうか？</p> <p>『検討する』ではなく明確な回答をお願いします。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。</p>
38	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>防災調整池の設計条件の部分で、長野県は50年確立降雨強度式を採用しているのもその基準以上で設計しているようですが、市街地での10分間降雨量と山間部での10分間降雨量では相当数字に差があるはずなんです。その部分が全く考慮された設計になっていないと思います。気象台から計画地への降雨量のデータを取り寄せればこの調整池の強度や容量は足りない部分があることがうかがえるのでは？</p> <p>再度検討の余地ありだと思います。</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>
39	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発区域から出た残土は鉄平石採掘場へ運ばれて、採掘場所の埋め戻しに使用されるとなっておりますが、この残土がその後の大雨などで大量に流出した際の責任の所在はどこにあるのでしょうか？</p> <p>当然ながらLoop社にも責任は及ぶものと思っておりますが、明確な説明をしてください。</p>	<p>残土についても、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>
40	第4章	第13節 触れ合い活動の場	4-13-11	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>説明会で、観光客へのヒアリングを実施されたとのことですが、その人数が100人程度と聞いて耳を疑いました。</p>	<p>触れ合い活動の場としては、最も利用の多い夏季の週末に調査を実施しました。調査地点とした車山肩における利用の目的としては登山・ハイキングが約45%、散策と立ち寄り・休憩がそれぞれ約25%であり、この場所の</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				小学生の自由研究じゃないのですから、もっとたくさんのサンプルを集めて精査する必要があるのではないのでしょうか？	利用の傾向としては概ね把握できたものと考えます。
41	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>大清水でモニタリング調査をしているようですが、この結果が出るのは気の遠くなるような先の話です。</p> <p>それまで開発せず結果を待ちますか？</p> <p>水量の変化を誰がどうやっていつ決めるのか？ に対し、「有識者の意見を聞いて対応する」と返答してはいましたが、現段階での有識者の意見を受け止めず、反論ばかりで無視しているのは納得できません。</p> <p>もっと真摯に対応すべきです。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
42	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>横河川の上流域に計画されている三か所のダブルウォール工法のダムですが、これが決壊することは無いのでしょうか？</p> <p>計算上では大丈夫とのことですが相手は予測不可能な自然ですし、強度計算はあくまで『静加重』での計算ではないのですか？</p> <p>もし『動加重』での計算がなされていないのであれば、このダムは危険極まりない欠陥構造物ということになるのではないのでしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>横河川の上流域に計画されている三か所のダブルウォール工法のダムはなぜ川の中に作るのでしょうか？</p> <p>普通は川の外に作るべきものはずなのに、これでは水流が止まらず調整池の役割がありません。</p> <p>下流の田圃の水口へ汚泥やシルト等が流れ込む可能性はほぼ確実です。こんな無謀であり得ない構造物を作るのはやめて下さい。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>設置位置については、調整池が集水対象とす</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>る流域の雨水が集まる低地に設置することが最も地形改変を少なく出来るために、この様な配置計画としています。</p> <p>調整池の計画地は個人の私有地であり、管理者がいる河川（水路）ではありません。</p>
43	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発地の近くに産業廃棄物の埋設地がありますが、この部分への影響は本当にありませんか？</p> <p>準備書では影響ないとありますが、最近のゲリラ豪雨など信じられない量の水量が流れますし水位も上昇する開発だと思えます。</p> <p>少しでも心配される部分があるならアセスの対象とするべきであり、地下への影響の不安は払拭できません。</p>	<p>事業地の南西に位置する産業廃棄物の処理場については、一定の距離があり、地形的にも影響は想定されないと判断しています。</p> <p>また、今回の事業地とは流域も異なることから、降雨による影響が生じる可能性はきわめて低いと考えています。</p>
44	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発地域の面積ですが、196.5ha とのことで、関連水域も含めると横河川水系の約三割を占めます。</p> <p>開発による横河川への影響はかなり大きなものとなることが容易に予想出来ます。</p> <p>横河川から上川、諏訪湖、果ては天竜川から海への影響も懸念されます。</p> <p>余りに巨大すぎるこの開発、やめませんか？</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>
45	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>天然記念物のニホンヤマネは専門家が計画地内で確認・放獣の経験があり、計画地はこの種の最良の場所とのことです。</p> <p>調査で確認されなかったのは手法が全く適切でないからだそうです。もっと適切な調査方法で詳細な結果を出せるようきちんと調べて下さい。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モニタリングしていくことを計画いたします。</p>
46	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>森林伐採とパネルの設置による気温の上昇についての表記がありません。</p>	<p>ソーラーパネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>工事後は植物からの蒸散量の減少による温度の上昇が見込まれます。霧ヶ峰は真夏でも非常に涼しいことで人気がありますが、このパネル設置により気温が上がってしまうのは困ります。事業による税収より観光税収の方が大きいので、この開発はやめて頂きたい。</p>	<p>置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
47	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 開発地域内のジャコッパラ遺跡は文化庁から日本遺産『星降る中部高地の縄文世界』の指定を受けている一角です。準備書では調査が行われておらず、評価書に掲載するとありますがどうしてでしょうか？ 縄文時代の貴重なこの遺跡は諏訪市の貴重な文化財でもあるので、評価書までには必ず丁寧な調査を実施して下さい。 また、試掘による計画の変更など、どんな細かなことも必ず公開するようにして下さい。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。</p>
48	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 事業区域には地下に多くの「みずみち」が形成されているものと判断される。これらの「みずみち」を今回の計画・施工で止水或いは流路変更が余儀なくされると湿地や下流での利水環境に影響を与えることも予想される。施工に際しては湧出箇所の確保及び排水には充分配慮されたい。(2018.2.25 地元説明会 於北大塩公民館)とありますが、調整池の為に斜面を13メートルも削る計画であるにも関わらず、この大量の「みずみち」の調査と対策が不十分です。</p>	<p>準備書に記載の水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行いました。また、調整池を計画している3か所については、水収支調査結果からも顕著な流量増加区間にはあらず、詳細な検討を行っているわけではありませんが、工事中に仮に水みちにあたり湧水が発生した場合においても斜面崩壊につながるような湧水は発生しないものと考えております。 しかしながら、工事の実施にあたりましては、ご指摘の内容に十分注意し、湧出箇所の確保や排水方法には充分配慮しながら工事を進めて参りたいと思います。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
49	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>草刈りした草の乾燥や冬の植物の冬枯れの状態で、ソーラーパネルからの火災の可能性はないのですか？</p> <p>31万枚というとんでもない枚数のモジュールと、100個の大容量コンデンサの故障等の不具合による火災の評価がされていませんが、風が強く、ススキなども枯れている期間が長い上、春先は乾燥しているので出火したら一気に火が回ります。水害以外の人定災害についてもきちんと評価をしてください。</p>	<p>電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p>
50	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>湿地部分の湧水減少率を5～19%と見積もっているようですが、これは湿地の機能を殆ど果たさなくなる環境激変の値です。</p> <p>また、上部のモジュールからの降雨時の大量の土砂侵入に対し木製杭による堰の設置・伐採後のチップをろ過材にするやり方ではパネル面積分の雨水が流れ下り、濁水が湿地に流れ込む量を想定すれば湿地の保全は難しいと思われます。チップも腐敗すれば周囲の水質も影響が出ます。湿地の水がやがて地下水にも加わることになるので、湿地保全は絶対必要なことです。</p> <p>この計画はこの湿地保全を阻害する元凶になるので中止して下さい。</p>	<p>湿地水は、全てなくなれば（湧水が枯渇する状況になれば）、湿地の機能を失い激変といわれる状況となると考えられますが、計画地内の湿地湧水の減少は5～19%であり、80%以上は残るものと考えています。</p> <p>そのことから、湿地を保全するために、その残った80%以上の水が湿地全体に行きわたるような保全対策を考えています。工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングしていくことを考えています。</p>
51	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発に着手する前に供用後の原状復帰の具体的プランを提示して下さい。</p> <p>設置物や構造物の撤去や処理方法、費用など明確にしてください。</p> <p>伐採した樹木は何十年も経たないと元に戻りませんが、現状に戻るまでの災害対策の管理もきちんと定めて開示して下さい。</p> <p>突然の転売や放置は困ります。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>そもそもこの計画ではモジュール設置で雨の9割が流れ下る事業になります。</p> <p>そんな計画はいくら対策を講じても地下水や河川、その他動植物や災害などへの影響は否定できるものではありません。</p> <p>計画地の事を何も知らない事業者が安易に考えている計画は</p>	<p>本事業は永続的に継続する計画となっております。</p> <p>防災設計上は安全側に見て雨水の9割がパネル表面と地表面を流れる計算としていますが、パネルは離隔計算をして設置しますので実際にはパネル間でかなりの隙間があり、雨水は地面に浸透します。また計画地は浸透性の高い土質であることが判明しており、かなりの雨水が浸透するものと考えております。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>余りに危険なので、即中止の表明をしてください。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 地元でこの計画を知っている人が余りに少ないのはなぜでしょう？ これだけ説明会を開催しても地域指定郵便物を送付しても反応してくれている人口が増えていません。 そんな中でもこの開発を推し進めるといのは如何でしょう？ ソーラー施設を供用スタートしたら地域住民とはご近所付き合いしていかなければいけません。 今の状態ではそんなに円滑な人間関係を築くことは不可能です。 本当にこの開発を進めるつもりなら、もっと地域全体に周知を徹底して理解を求めることからやり直してください。</p>	
52	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 開発エリアで大型の動物の確認は鹿程度でしょうか？ この地域にはイノシシも沢山いますし熊もいます。 イノシシはかなり大きく深い穴を掘りますし、熊がラックやその他設備によじ登ったりしたら少なからず構造物にダメージを与えることが充分予見できます。 生息している動物の習性などもしっかりと熟知することからやり直してください。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 鳥類が上空から小石を落としても簡単に割れてしまう場合があるモジュールを31万枚も敷き詰める今回の計画。 単純にモジュール表面のガラスが割れたりしたものが数枚程度なら、メンテナンスで早期発見すれば危険性は少ないと思いますが、大型動物や突然の倒木などで一度に大量破壊された場合の対応はどうなっているのでしょうか？ シリコン自体は一定の波長の光さえ当たればパネルの原型をとどめていなくても発電し続けますし、火災などの二次災害も心配です。 あらゆる場合を想定した対応策を示して下さい。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のように計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を検討いたします。 地震や台風などの自然災害の後には、上記はもちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。 太陽電池アレイ用支持物(架台)や太陽電池パネルの架台取付部(固定部)の地震時の耐力については、地震荷重を想定の上設計を行い、工事計画届の中で監督部に審査を受けます。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
53	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発エリアまで資材などを運ぶトラックはかなりの重量になります。構造物を作っている最中はそんな大型車両がひっきりなしに往来するわけですが、使用する道路もかなりのダメージを被ります。</p> <p>大きく破損した道路では安全な通行の妨げになるほか、冬場の除雪作業もかなり大変になることは予想できます。勿論道路を破損させた場合は修繕をされるのですが、破損状況の確認や修繕はどのように進められるのでしょうか？</p>	<p>工事の着工前に利用が想定される道路の舗装状況を確認し、着工後、工事車両による破損が見受けられた際には、道路管理者である行政と相談の上、事業者の負担にて補修を行います。</p>
54	第1章	事業計画の概要		<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>霧ヶ峰に巨大なソーラー施設を建設した場合、相当な発電量が期待できると思いますが、この地域は冬場はそれなりの積雪があります。</p> <p>山間部ではスキー場もあるくらいなので更に積雪もあり、パネルの上にも当然ながら雪は積もります。また気温もかなり下がる為、積もった雪が中々溶解せず長期に亘り発電が困難になることが予想されます。</p> <p>その場合、想定した発電量が見込めず売電にも影響することは当然の事になりますが、この場合はどのように雪の除去などされるのでしょうか？</p> <p>まさか手作業で雪かきするとか言いませんよね？ 具体的な雪害対策を教えてください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この開発には約2年半の期間がかかるとありますが、冬場は霧ヶ峰まで車で上がるのはなかなか大変だと思います。</p> <p>時には予想を超える積雪量が有ったり、凍結してなかなか溶解しない場合もあります。</p> <p>その場合開発の遅れが出たりすることが考えられますが、開発期間の予定と実際の進捗状況のズレはどのようにして吸収するのでしょうか？</p> <p>中部電力との連携予定日ありきの手抜き工事は災害の現況になる場合があります。</p> <p>計画が予定通り進まない場合のリカバリー方法を説明して下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として賜りました。 ・積雪対策はメンテナンスの一貫として状況に応じて実施する可能性があります。運用としては専用重機等でパネル下部の積雪を敷地内に移設することを検討しています。 ・開発期間に関しては冬季休業期間を設け、余裕を持った設定にしておりますが、安全を優先して取り組んでいく考えです。 ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守して事業を進めてまいりました。 ・法令で定められた説明会の開催以外に準備書事前説明会や個別説明会等、通常の法令で定められた規定回数以上の説明会を開催させていただいているとともに、事業のお知らせをお伝えする郵便物を諏訪市・茅野市全域に配達させていただきました。 ・弊社では2017年6月に長野支店を開設し、事業地周辺に在住の社員も複数名おります。 ・調整池の施工会社は現時点では確定しておりません。 ・反対署名は真摯に受け止めております。 ・本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>太陽光発電所建設に関する基本方針に、『説明会の開催を通じて、地域住民の皆様様の理解を得られるよう努めます。』とありますが、説明会の開催以外で今まででどんな理解を得る方法をされましたか？</p> <p>説明会も御社の主義主張ばかり繰り返している様にしか聞こえず、とても『地元への理解・配慮に努めること』とは大きな乖離を感じます。</p> <p>住民の「開発地域内への入場」の要望も許可しないし、質問への答弁も的を射ていないと思わざるを得ません。これでは住民との溝は埋まりません。こう言った部分の対策は開発工事以前に必要なだと感じますが、御社の努力が不十分であると感じませんか？</p> <p>考えを聞かせて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>人間社会での文明を進化させていくためには開発行為も必要なことは充分理解しています。</p> <p>実際にこう言った大きな事業で我々の生活の質も向上して現在に至ります。</p> <p>しかし今回の開発は景観・動植物・水象など総じての損失が余りに大きいと思いませんか？</p> <p>もう一度検討し直すという勇気ある判断をされることを望みます。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>御社中村社長はじめ、この事業に携わる皆さんはこの霧ヶ峰周辺に住まわれたことはありますか？</p> <p>東京などで生活している環境とはあまりに大きく違うことが沢山あるのですが、そういった環境に精通しているのでしょうか？</p> <p>自分が住むわけじゃないから何をしても関係ないという考えをお持ちなのでしたら大間違いですよ。</p> <p>地元の間人が何を大切にしているのか、霧ヶ峰にどんな愛着や感情を持っているのかよく調査してから開発の検討をしてくだ</p>	<p>また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p> <p>・残土に関しては、土壌汚染対策法第4条の規定（一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の手続き）に従って、工事の着手30日前までに「土地の形質の変更の届出」を行う予定です。</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>開発地域の売買の話し合いの際に、ソーラー施設建設のほかに森林整備での保全管理などの方法を地権者に提案しなかったのでしょうか？</p> <p>森林を整備して環境を維持することを生業としている方々も地元にはたくさんいらっしゃいます。</p> <p>その方々の仕事を奪い、ソーラー施設の建設によって雇用を増やすなんて横暴極まりないと考えますが、その方々への補償もされるのでしょうか？</p> <p>メンテナンス会社への雇用促進ではなく、別の形での補償をするのか教えてください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>諏訪市への税収の件が地域指定郵便物の中に書かれていましたが、茅野市や災害のリスクを背負うことになる米沢地域へのメリットって何があるのでしょうか？</p> <p>米沢米は元々の数量もそんなに沢山ではない為、御社が買い取って福利厚生に利用するなんて不可能です。</p> <p>もっと違う現実的なメリットを考えて納得のいくものを開示して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この巨大なメガソーラーの建設候補地を他の場所で検討する事は不可能なのでしょうか？</p> <p>日本国内にはまだ他にもたくさんの候補地があると思います。</p> <p>売電以外にも Looop でんきの電源として使用するのであれば、本社のある東京にでも作られたら如何でしょう？</p> <p>地方の山を無理矢理切り開いて作るより、都心の方が観光スポットとしても儲かるのでは？</p> <p>金属の対腐食性能を持たせれば、京セラが作ったメガソーラーのように海上でも可能だと思いますが如何ですか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この昨今、太陽光発電はもう旬の事業ではないと感じます。</p> <p>ソーラーは不安定な発電方法である上に売電価格が下がり</p>	

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>FIT法の締め付けも厳しく、事業者サイドには逆風のように思いますが、それでも事業を推し進めるのは如何でしょうか？</p> <p>もし発電事業をされるのであればもっと他に高効率で良い発電方法はないもののでしょうか？</p> <p>この手の専門業者さんであるならもっと熟慮検討して頂きたいと思います。</p> <p>自社で新しいものの開発も可能かと思いますがどうでしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この事業計画をスタートした時から沢山の経費が掛かっていることと思います。</p> <p>説明会の会場費用・移動費用・アセスの費用・その他人件費や通信費など…。</p> <p>ここまで費用掛けてしまうと売電価格 40円/Kwでも利益は少ないのでは？</p> <p>これからまだ建設費用や土地の売買費用など莫大な費用が掛かってきますが、それでもこの地で開発をする理由を具体的に教えて下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この開発自体、何としても進めると中村社長が言われてましたが、逆にどんなことが起きれば開発を断念するのですか？</p> <p>御社が考える『開発に対しての絶対不可能なこと』をお聞きしたいです。地元住民からすればかなり無理な開発のように見えるのですが、御社はもっと高次元なものの考え方をされているのでしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>このメガソーラーが完成したら相当大きなものになることはよくわかりますが、「周辺の人々から見たら…」という質問も多いかと思いますが、もしこれを人工衛星で宇宙から見たらどんな風に目に映るのでしょうか？</p> <p>日本列島のど真ん中辺りに妙な巨大鏡が見えるなんて、余り見栄えの良いものではない気がします。</p> <p>大林組が提唱している“月をソーラーパネル敷設で一周する”</p>	

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>なんて方が邪魔な大気も無く発電には持って来いだと思いますが、潤沢な費用があるのでしたらそういった構想にシフトされるのは如何でしょうか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>この事業で雇用が生まれると仰っておられますが、それならなぜ地元の業者に環境影響評価をさせなかったのですか？</p> <p>これも充分雇用創出の一つだと思います。</p> <p>地元住民にとっても自分の住んでいる場所の更に詳細な事実が分かることがとてもメリットになるのですが、何か都合の悪いことでもあるのでしょうか？</p> <p>もう一度地元企業にアセスをやってもらいませんか？</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>調整池の巨大ダムを造る事業者はどこですか？</p> <p>地元の土木工事の皆さんは地元民だけに霧ヶ峰の事も良く熟知していると思います。</p> <p>雇用も創出できますし、地元にお金も落ちるのでとても地域貢献には良いことなのではないでしょうか？</p> <p>説明も工事も何もかも地元住民をないがしろにしているように思えますが、どう思われているのかお聞かせください。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>どんな業種にも言えることですが、何かアクションを起こせば、メリットもあれば当然ながらデメリットもあります。</p> <p>しかし御社の説明ではメリットの様な話ばかりでデメリットの部分が全くと言っていいほど出てきません。</p> <p>こんなデメリットゼロなんて話は無いと思いますが、どうお考えですか？</p> <p>何か隠しているようなことがあるなら全て正直に開示して下さい。</p> <p>私はこのメガソーラー開発に反対です。</p> <p>このメガソーラー開発に対し、昨年地元住民を中心に世界中から 50,000 筆を超える反対署名が集まりました。</p> <p>これは災害・景観・動植物・水象など、あらゆることに対しての不安や怒りの表れだと認識しています。</p>	

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>この民意に対しての御社の考えをお聞きしたいです。 反対を表明している方々がこんなにいる開発なんてやめて下さい。 私はこのメガソーラー開発に反対です。 開発地から環境影響評価の区域から出される残土ですが、この残土の中にはどのような成分のものが含有しているのですか？ 重金属類など、後々悪影響を及ぼす様なものが入っているのであればその悪影響のリスクを負うのは地域住民です。 この成分の詳細な調査結果が出ていないままの開発は中止して下さい。</p>	
55	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 開発エリアは火山の噴火でできた土地であり、鉄平石も火山噴火による産物です。 この噴火による噴出物の堆積物には危険な物質は無いのでしょうか？ 素人のイメージだと硫黄化合物などが眠っているようにも思えるのですが、この調査に関するものが準備書の中に見当たりません。実際に調査していないのであれば、きちんと調査をやり直して情報開示して下さい。</p>	<p>現況調査で土壌汚染について分析を行いました。特に問題はありませんでした。この地域でたとえば鉱山跡などや特定有害物質を廃棄浸透していたような土壌汚染の恐れのある施設は事業地の中にはありません。自然由来の汚染物質についても特にこれまで事例は把握しておりませんが、実際に調整池の掘削工事などを実施する前には土壌汚染について改めて確認を行いながら、慎重に工事に着手します。</p>
56	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 意見書の説明会では鉄平石の層より下には掘削しないと書いておりましたが、鉄平石の層より上部に調整池のダムなど巨大な建造物を作っても強度的に大丈夫なのでしょうか？ 調整池の予定地は湿地帯なので、相当深く矢板を打ち込むなどの工事が必要に思います。 巨大な調整池が満水時に決壊などしたら下流域の住民はひとたまりもありません。 こんなリスクな開発行為は是非中止して下さい。</p>	<p>調整池の堤体検討については、現地の地盤状況を評価して支持力の検討を行っており、支持力は問題ないという結果になっております。 調整池の予定地は湿地帯ではなく、崖錐堆積物等の砂礫層を主とした地盤となっています。</p>
57	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>私はこのメガソーラー開発に反対です。 開発地域に隣接している農場には牛が飼育されていますが、牛と言う動物は案外神経質な一面を持っていると聞きました。 工事の期間がかなり長期に亘り、その間は大型の車両や沢山の重機などが牧場の周辺をひっきりなしに通行すると思いますが、</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音については現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～</p>

意見書 91

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>この騒音などで家畜へのストレスが心配です。 畜産に少しでも影響が出る様な開発であるならこんな開発行為は即中止して下さい。</p>	<p>うるさい」とされ、60 dBで「静かな乗用車」70 dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。牛については、人とほぼ同じ可聴範囲を有しているが人よりも低音の感度が高いとの研究報告もあるようです。したがって牛に対しても同じように影響を想定する必要があるかもしれませんが、こうした比較的大きな騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。工事中には騒音の状況をモニタリングすることも計画していますが、慎重に工事を進めてまいります。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思っております。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？ 森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。 森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気</p>	<p>ソーラーパネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、これまでの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>す。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去2度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？（何時から何時？ 何年間？）基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員な</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>④準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑦交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>どの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>⑤工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。</p>
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>④低周波による健康被害はありませんか？</p> <p>低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね1Hz～100Hzの音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。</p>
7	第1章	事業計画の概要		<p>㉗発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>㉘野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>㉙霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パ</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。	配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の発注をさせていただく予定です。
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かにLoop社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p> <p>生まれてから今まで諏訪に住み、登山が好きで20年以上長野県内の山で働いてきました。諏訪市民、登山者、</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				山で働くものとしての意見です。	
12	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>①登山者、観光客は自然の中の人工物は見たくありません。</p> <p>登山者の目線から言えば、眺める自然の中に違和感ある人工物があることはとても残念に感じます。景観に関して調査が不十分だと思います。「見えにくいからいい」ではありません。</p> <p>日本100名山で日帰り登山者も多く、霧ヶ峰に近接している蓼科山、同じく100名山である霧ヶ峰最高峰車山と反対側に位置する鷲ヶ峰、美ヶ原、ロープウェイで手軽に登れる北横岳など、更には北、中央、南アルプスの峰からはどう見えますか？</p> <p>山岳県を名乗る長野県内の計画であれば、当然登山者が多い山の山頂、及び登山道からの眺望は調査すべきだと思います。</p> <p>また、観光客が多く、CMや映画の撮影地としても有名なビーナスライン沿いからの景観はどうなのでしょう？ ドライブしながらどこからどう見えますか？</p> <p>霧ヶ峰の風物詩ともいえるグライダーですが、そのフライト時には、どんな風に目に入るのでしょうか？</p> <p>調査地点の選定理由や予測写真の作り方、「影響が小さい」との結論には恣意的なものを感じました。山岳救助の現場では遭難者を探す際に「光るものは見つけやすい（視認性が高い）」と言われます。ぴかぴか光る人工物は遠くからでも目立ちます。</p> <p>よく見える場所を調査し、実際に近い色、反射を加工した写真を示して下さい。</p> <p>（霧ヶ峰ブランドで潤してもらってきた諏訪市茅野市、また「山岳リゾート」を世界に発信する長野県なら、登山者や観光客からの目線を考えるべきではないでしょうか？ 巨大なメガソーラーを山中に作ることは、自</p>	<p>視野範囲の解析から、蓼科山、鷲ヶ峰、美ヶ原からは見えないことを確認しています。北横岳については、ロープウェイ坪庭駅及び山頂からは見えることを確認しており、現地からも見え方を把握していますが、直線距離が坪庭駅・山頂とも14km以上あり、見えるのは事業地内尾根部の限られた範囲です。北アルプス・中央アルプス・南アルプスも視野範囲的には見える場所があると考えられますが、いずれにしても距離が遠く、はっきりとは判別できないものと考えます。ビーナスライン沿線は車山付近の車山肩～富士見台付近で見えますが、方向としては斜面下部となり部分的に垣間見える程度の見え方です。事業地上空を飛行するグライダーからは事業地全体が見えるものと考えられます。距離が近く、構造物が肉眼で判別できると考えられる主要な地点からは現地の状況を写真撮影し、工事中及び供用後の景観変化についてフォトモンタージュ画像を作成し、準備書へ掲載しております。太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、離れた場所からピカピカ光るということはないものと考えられます。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				然を求めてくる国内外の人からのイメージダウンは避けられません。)	
13	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>②山の関係者（山小屋、林業、山岳気象予報士など）の視点から意見を聞いたことはありますか？</p> <p>ハヶ岳や上高地など山に近い場所で20年以上仕事をしてきました。山中での人力で登山道の整備や土木作業を行い、大雨、増水、土砂崩落など自然の脅威をよく知る山の関係者であれば、今回の工事が非常に危険であることを本能的に感じます。現代の建設の技術をもってしても、それをやすやすと乗り越える自然です。もし着工しても完成すら危ういのではないかと想像します。山の関係者からの意見を参考に計画の中止や見直しを求めます。</p> <p>この計画を進めるつもりであるのなら、災害を想定外とせず、災害が起きることを前提にし、災害発生時の対応策を示して下さい。復旧には地元の税金を投入せずLooop側が全額負担するよう、着工前に工事費用に見合った金額を諏訪市に託してください。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>また、万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また、床上浸水の被害を与えた場合</p>
14	第1章	事業計画の概要		<p>③諏訪市には内容はおろか計画自体を知らずにいる人が多すぎます。</p> <p>ここまで計画が知られていないのは住民の怠慢さだけではないと感じます。特に角間新田から下の角間川流域は、計画地が見えないだけでかなり近い場所にあります。その一帯の住民が知らない間に世界有数、日本で最大規模のメガソーラーができてしまっていていいものでしょうか？ 工事中、供用中、何らかの影響が出てきたときに、「事前に説明をしました。」というつもりでしょうか？</p> <p>ダイレクトメールと区別のつかないLoop作成の全戸配布のリーフレットで住民の理解が得られたと思っていますか？ 説明を尽くしたと言いますが、未だ計画を知らない人への説明責任はありませんか？</p> <p>(事業者に近隣住民へ説明させることは諏訪市にも責任があるのではないかと感じています。災害やLoop社の倒産などが起きることもあると思いますが、その処理に税金を投入する可能性があるなら、今、諏訪市民に納得のいく説明をする責任は諏訪市長にもあります。諏訪市の税収が増えると言いますが、それ以上に災害対応費用や撤去費用、裁判費用が掛かるのではないかと危惧しています。)</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様様に丁寧の説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思っております。</p>
15	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>④計画地の土地は大切な水源であり貴重な自然です。計画地は人の手が入らない荒れた土地ではなく、湿地も多く水源としても貴重な場所です。</p> <p>計画地内の自然が破壊されてしまうと取り返しがつきません。計画地の鳥（ハイタカなど猛禽類も含む）や動物など、移動範囲が広い動物がパネルの反射を嫌って営巣しない可能性はありませんか？ 自然については専門知識を持った方の意見書にお任せしますが、自然を</p>	<p>事業の実施にあたっては、自然環境の保全にできる限り努めながら実施してまいります。また、工事中や事業実施後も一定期間動植物のモニタリング調査を実施し、慎重に事業を進めてまいります。太陽光発電事業は地球温暖化防止に寄与できるものと考えております。ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>土地契約については、現段階では現地権者の3組合が所有しております。</p>

意見書 92

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>破壊する自然エネルギーは本末転倒です。</p> <p>また、今後は水がビジネスになるとも聞きます。近い将来、有効活用ができると思うのですが、貴重な土地が人手に渡ってしまうことも心配です。準備書の段階ですが、土地の売買契約はどこまで進んでいますか？</p> <p>(諏訪市、茅野市もこの土地が人手に渡る重大さをよく考えていただきたいと思います。)</p>	

意見書 93

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>我家の裏庭に大きな大きな樺の木が一本ありました。それを切り倒した後、大雨の度に上から流れてくる水が滝の様に石段を流れ落ちて来る様になりました。この木が我家の守り神だと言って切らないでいたのが、今度はそれが恐怖になりました。水は上から下に流れて来る。自然の破壊がどういう形で恐怖につながって来るか実感した私です。</p> <p>○水は生きもの通り易い所を一気に流れ落ちます。木が水を制し土が水がきれいにするのではないか。水源の水質が変化するのではないか、我家の水はどこの水よりも美味しい水です。</p> <p>○自然が破壊されれば、生態系が変化し、環境破壊にもつながるのではないだろうか。</p> <p>○大山国日本の中心にある諏訪地方、フォッサマグナ、地震が起きた時の対策は大丈夫なのだろうか。</p> <p>○先日のテレビであるダムの放水管理がうまく出来ず部落に多量の水が流れ込み、多くの死者が出たという。地震や、災害の時池の水が満杯になった時の管理体制は充分に行なわれるとは考えられない。大きな被害が出た時、想定外では済まされないと思う。</p>	<p>防災調整池を事業予定地内に3か所設置し、雨水増加に対する区域内での対策、流出土砂量の工事中・後も含めた対策をすることで、放流量が絞られ、防災上の強度を向上させます。計算根拠は県の許可基準値以上の安全率を確保し、ゲリラ豪雨対策等も兼ね備えた計画を行います。また、万一の有事に備え各種保険加入を検討しています。</p>

意見書 93

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>○最近、地球全体が何か経済とか便利とかスピードとかそんなことばかりを追求して人間として、一番大切な、心を哲学を忘れていた様な気がして恐ろしくなる時があります。心を豊かにして動物とは違って、人間が唯一、追求出来る最も大切な真理</p> <p>愛を追求していくようになればいいと願っている。高齢している私は、増々皆についていけないことに不安を感じているところです。但、原子力発電所より、太陽の力を利用することの方がいいということは思っています。何処に造るかが問題だと思っています。</p>	

意見書 94

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「作業道について」</p> <p>この計画のままでは、水が走る筋道をつくり、大雨のたびに大量の土砂が流失してしまう。</p> <p>ましてや、コンクリートやアスファルトで固めてしまうなどはもってのほかである。</p> <p>そこで「四万十式作業道」を検討してもらいたい。</p> <p>森杜産業社長の道づくりの考え方を、ぜひ学んでもらいたい。そして、その講習を受けるとき、貴社のみならず、地元の人にも受けさせてあげるチャンスを作れば、少しは地域貢献となるのでは？ また、囲いの山々の整備をする仕方の講習・補助金など出して、人々の山へ対する関心・意欲を高めることができれば、大きな貢献になるのでは？ それは、100年単位で考えなくてはならない。地元のご機嫌とりのような、目先の貢献しか考えられないのなら、自分たちの事業区域のことしか考えが及ばないようならこのような大規模な計画はすぐ中止することです。</p>	<p>計画については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。発電所建設後のメンテナンスについては地元企業を積極的に活用していく考えです。</p>

意見書 94

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				大企業といわれるような会社は、もっと広い視野でものごとを考えています。	

意見書 95

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		もっとも重要な自然環境、パネルが多量に設置されると自然を愛するため、涼を求めるため動植物を愛する人達の足が遠いてしまう。この昔ながらの景観で良いではないか。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 96

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		メガソーラーパネルの建設は、環境破壊以外の何ものでもない。多岐に渡る測定不能な悪影響が出るのは必至であり、ひとたび事がおきてから、「想定外」と片づけられても破壊された環境は元には戻らない。 ソーラーパネルが設置された場所の下方に流れる川からヤマメやイワナが消えたという記事も読んだ。すでに、その弊害があらこちらで取りあげられている。 どんなことがあっても本プロジェクトは、中止されるべきである。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 97

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「事前教育の強化」</p> <p>調査をすすめればすすめるほどこの地は「自然の宝庫」ということがわかります、細心の注意をもって入山しなければなりません。しかし、1番大切なのは現場で実際に働く人々の知識、意識だと思います。そこで次のような事前教育を要求いたします。</p> <p>1、現場に関わる全ての人（地元の人、アルバイトの人も含める）に次の2つの試験を受けさせる。</p> <p>(1) 筆記試験（環境知識の点数評価）</p> <p>満点をもって合格とする。</p> <p>実技試験〈例〉保護すべき対象物を見つけた時の対処の仕方（動植物、考古学的なもの等）</p> <p>○今回の事業における重機の特別な扱い方等。</p> <p>◎試験の内容については、住民も含めた委員会を立ち上げ、吟味すること問題のみを公表すること</p> <p>たとえ、他地での経験者、資格取得者であっても優遇措置はしない。平等に試験をうけ合格したもののみ作業、入山できることとする。</p> <p>◎試験監督には米沢地区 Looop ソーラー対策協議会委員、六市町村から各1人は参加させること。</p> <p>2、現場監督</p> <p>○試験の時と同様、地元から参加させ、参加したものの日当や保健は Looop 社が用意すること</p> <p>○現場監督に入った者は、必ず日々の詳細を公表すること</p> <p>3、現場の職人に工期を遵守する負荷をかけないこと（賃金においても）</p> <p>もし、保護すべき対象物が発見された時は、工期を遅らせてでも、保護することを優先する意識をもつよう徹底させること。</p> <p>山中のような現場においては、予測不能なことがおこりやすい、また、不注意によりこわされてはとりかえしがつかない。</p>	<p>ご意見として賜りました。施工に関しては大規模太陽光発電所の建設実績のある企業を採用する予定です。地元企業にもご協力いただきたく考えております。</p>

意見書 97

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				細部まで行きとどく事前教育計画を公表して下さい。 それができないのなら、今回のメガソーラー計画は、机上の空論で終わらせるべきです。決して、現場に入ってはならないと思います。	

意見書 98

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	私は、観光にかかわる仕事をしています。 諏訪地方に観光にこられる方達は自然を求めて来られます。そこに31万枚ソーラーパネル、皆さんがっかりされ二度と来てもらえなくなるかも。 観光客の方々が来てくれなくなれば、私も生活出来なくなります。 自然を破壊する事には反対です。	事業地周辺の主要な観光地のうち、事業地が見える場所はビーナスライン沿線の車山付近の車山肩～富士見台付近、利用の多い場所としては車山山頂付近です。方向としては斜面下部となり、部分的に垣間見える程度の見え方です。太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。

意見書 99

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	1 手つかずの5か所の湿原やアセスで証明されている貴重な動植物の住処を破壊しないで下さい。(実際は夜行性の動物などまだ発見できない種も?)	湿地及び、調査にて確認した希少な動植物について、保全対策を実施いたします。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。
2	第4章	第5節 水質	4-5-10	2 大清水など湧水は飲料水、農業用水など大切な生活用水です水質の汚染や減水あってはならない米沢のみならず茅野市の自然の恵みです。	大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、農薬の使用も計画していませんので、水質に対する影響も想定していません。

意見書 99

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第4章	第12節 景観	4-12-36	3 多数の（31万枚）人口パネルは霧ヶ峰とその周辺の景観が変わり観光魅力を失い長野県の観光客の減少も心配です。	本事業は霧ヶ峰とその周辺の景観を大きく変えるほどの影響はありません。太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。
4	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	4 渓谷を遮り調整池作成のため10m掘削長さ200mダム？は貯水後の水圧などにより水路が変わり隣接の産廃施設から有害物質の漏洩など心配です。またダムの強度なども簡易な工事法では心配です。50年に一度の豪雨など毎年のごとく起きて被害が拡大しているのが現状です防災上絶対安心などと言えません。	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
5	第1章	事業計画の概要		5 工事用の残土（5万台のダンプ相当の）が鉄平石跡地に処分するその説明や管理者責任の明確だけでなく工事関係者や残土受け入れ側と住民と行政の市や県との防災計画書のようなもの作成して戴きたいです。（土砂災害が心配です）また被害のあった時の保証の担保。	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。残土を採石場に引き渡すまでは弊社の責任であるという認識です。万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合

意見書 99

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
6	第1章	事業計画の概要		6 共同事業者の地権者が住民説会になぜ出席しないのか。事業者の全戸配布には名を連ねてお願い広告しているのに。不誠実です。	本事業は事業者である株式会社Loopが現地権者から土地を購入して実施する事業となり、地権者は共同事業者ではありません。
7	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	7 水象調査のボーリングの深度が浅いので正確な結果が出ていないなど専門家の指摘もあり再調査をしてより正確なデータを出して欲しいと思います。	長野県環境影響評価技術委員会との協議の中で検討してまいります。

意見書 100

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ループ社のメガソーラー事業は、自然破壊、景観、環境、湧水、防災など、多方面で地域住民に生活上の影響を及ぼすので、この事業の撤回をお願いします。</p> <p>反対署名も短時間で5万筆以上が茅野市を含め全国から届いています。</p> <p>霧ヶ峰は日本の中でも自然豊富な観光資源であり、諏訪地方においても、八ヶ岳や諏訪湖、蓼科山、白樺湖など周辺も含めてすばらしい自然です。アセスの説明では、その場しのぎの説明が多く、担当者の認識が浅いため、会場から、何のためのアセス調査なんだ！との怒りの声が多かったと聞きました。手つかずの自然は、踊り場湿原に勝る自然条件です。この地区を、県の保護区に、指定して守れば、隠れた観光スポットになり、多くの人が自然とのふれあいの場とすることができるでしょう。</p> <p>貴重な自然を工事により破壊しないでください。一度壊した自然は復元するまで何十年、何百年の歳月がかかり、環境の変化で再生できなくなり、喪失する種もあります。</p> <p>この諏訪地方の美しい自然は誇りであり、長野県のかげ値のない自然の宝物です。子や孫の代まで残していく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・反対署名は真摯に受け止めております。

意見書 100					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				べき自然財産です。重ねて事業の撤回を、お願いします。	

意見書 101					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		地域の皆様が反対しているのでしたら、霧ヶ峰にメガソーラー計画を中止して、場所を変えたら良いのではないですか。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 102					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>技術委員会で指摘されるまで、貴社が水象を重視していなかったことは貴社に委託され環境アセスを担当している業者がいかにかに不能かを露呈していると思います。ろくな調査もせず、既存のデータだけに基づいて、「影響はほとんどない」とは、水源への影響を心配している米沢地区などの住民を馬鹿にしていると思います。なんでボーリング調査をしないですか？1ha 当たり直径数センチ～十数センチの穴を1本開けても、環境破壊にならないし、現場の詳しい地質が一気に明らかになります。その結果を恐れてやらないことにしていると思えないうです。やるべきことをやってから、その結果に基づいて「こういう理由で影響はないと思われる」というならともかくとして、やるべきことをやらずに「影響がほとんどない」とは説得力ゼロです。技術委員会でも、貴社の調査の乏しさ、怪しさが指摘されている。</p> <p>貴社に訴えても仕方がないことですが、そもそも貴社</p>	本事業にあたっては、これまで長野県環境影響評価条例に基づき実施してまいりました。今後も法令に準拠して事業を実施してまいります。日本の現行の環境アセスメントの制度では、地方も国も事業者が環境影響評価を実施して、事業者が実行可能な範囲でできる限りの環境保全措置を実施する事となっております。なお、今回の環境影響評価における環境調査は、法令に基づき、かつ一定の技術水準で適切に実施していると考えています。また、技術委員会のご審査や知事の意見に準拠し、かつ住民の皆様の意見をお聞きしながら、調査内容を充実しながら調査予測評価を行ってまいりました。

意見書 102

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>から多大な予算を受けて調査を行っているはずの環境アセス業者が貴社に不利な見解を出すことは考えにくいです。本来、事業者がアセスに必要なお金を全く独立した機関に収め、その機関が環境アセス業者に調査を委託することで中立性を保つべきです。事業者と環境アセス業者が肩を並べて住民たちに説明するという構図に違和感はないですか？こんな環境アセス制度では、結論は最初から「影響はほとんどない」と決まっている。技術委員会のメンバーの知識と良心が唯一の便りですが、ただでさえ忙しい有識者たちができることにも限界があり、意味あるものにするために環境アセス制度を根本から見直すべきだと思います。</p> <p>希少動植物種にしても同じ。ヤマネを見つけない場合、今回のように見つからない調査法を使えばよい。（現地にはニホンヤマネは確実に生息している。）何もかも、「影響はほとんどない」という結果が出るような調査をして、説明会や報告書で「影響はあっても非常に小さい」などと連発していますが、山の上で、貴重な水源の中でこれだけ莫大な乱開発をしても影響がほとんどないとは考えられません。再生可能エネルギーの必要性は言うまでもないが、事実上広大な貴重な自然環境を破壊する今回のこの計画は、誠意を示し断念していただきたいです。</p>	

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>まず、この事業を行う事について意見を述べさせていただきます</p> <p>7月29日の説明会の後に、会場で中村社長にお話しさせていただきました者です。</p>	<p>ご意見として賜りました。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>あの時にも申し上げましたが、私は社長の記事などを読ませていただきこの方ならきっと分かっていたのではないかと思いましたが 特に感銘をうけたのは、以下のインタビュー記事</p> <p>中村：じつは中国でレアメタルビジネスに成功していた頃、日本に冷めた気持ちを抱いていました。活況を呈する中国から見ると経済が停滞し、「座して死を待っている」ように感じました。活力のない日本は、魅力的に映らなかったのです。そんな残像を頭の片隅に残して被災地をまわったのですが、そこで心を揺さぶられる出来事がありました。被災者の方々とひっそり酒を交わしていたとき、震災時に合流地点で落ち合えたものの、自宅に大切なものを取りに帰って亡くなった方の話を聞いたのです。驚くことに、それは位牌だというんですね。位牌は流されたら二度と取り返せないもので、絶対に守らなければいけない—現金や金目のものだろうと思っていたボクは、冷水を浴びせられた思いでした。</p> <p>確かにいまの日本は不況で元気がない。でも「先祖を敬う」という、人としての大切な「心」が残っている。まだまだ捨てたものではない。そう感じると同時に、中国でもっとも良くない点だと思う拝金主義に、自分も侵されていたとわかったのです。そのようなことがあり、原点に戻って日本でビジネスをしたい、少しでも日本が再生できるようにお手伝いしたい、という気持ちになりました。」</p> <p>私は、中村社長が「地域に貢献したい」という気持ちは心底本当のことだと思います。しかし、それは会場でも申し上げた通り中村社長のおごりです。そう申し上げた時に中村社長は「確かにおごりかも知れないけど、今の特に地方は疲弊している。何とかしたいんだ」とおっしゃいました。でも、人が社長と同じ価値観をもって、</p>	

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>暮らしている訳ではありません。</p> <p>Loop の若い社員の皆さんも、中村社長の様に仕事に高い理想と誇りをもって取り組んでいらっしゃるのだらうと思います。説明会場でお会いする皆さんとお話させていただいてもそのように感じます。</p> <p>今、ネットで Loop と検索を入れると、でんき、の次に霧ヶ峰と出てきます。</p> <p>技術委員会でも厳しい意見が出ています。漁協や諏訪5 蔵も反対しています。すでに 5 万人の反対署名が提出されています。</p> <p>こんな状況の中、事業を進めることは、いままで築いていらっしゃった会社のイメージも損なう事になるのではないのでしょうか？</p> <p>動き始めた事業を中止するのがどんなに大変な事か多少なりとも承知しているつもりです。すでにかんりの投資をなさっているはずですし。しかし、本当にこのまま進めることが正しい事なのでしょうか？</p> <p>Loop を立ち上げた時に、中村社長が「日本も捨てたもんじゃない」と感じた、その“捨てたもんじゃない”部分の日本が、今回の事業に反対していることをどうか分かっていただきたいのです。</p> <p>自然に対して畏敬の念をもって、祖先を敬い地域のつながりを大切に生きてきた暮らし。そんな皆さんは、たとえ数年間自分たちが潤ったとしてもそれを良しとはしません。</p> <p>地元出身の新田次郎の書に「霧の子孫たち」と言う小説があります。霧ヶ峰を舞台に開発計画が起こった時の反対運動を書いたものです。この時は自殺者もでるような運動でした。</p> <p>貴社の計画が始まった時にこの小説のことを知り読んでみました。こうして私たちの先輩たちはこの地域を守って来てくれたのだと胸に染みました。</p>	

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>私たちもこうして祖先たちが守ってきた環境を後世に語り継いでいける霧の子孫たちでありたいと願っています。</p>	
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>◆水象について 貴社の準備書説明会で反論された信州大学小坂教授の意見。またその反論を読まれて提出された小坂先生の主張は素人にも分かりやすいものです。 要望事項は一つだけ、「大清水水源や南沢水源などに計画地からの地下水が加わっている可能性があるけれど、影響は軽微だというのなら、一体どの程度の割合で加わっているのかを明らかにせよ。計画地を大規模に改変するとそれがどう変化するのかを明らかにせよ。そのためには、ボーリングを実施して地下水の流れを明らかにするしかない。」 何も 1000 個もボーリングを掘れとは言いません。せめて地質の専門家が納得できるような根拠が示せるくらいの調査は実施してください。おそらく 100 本くらいのボーリングで済むのではないかと専門家の意見でした。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>◆抜根をしないという事について 環境にやさしい事業として抜根をしないという説明です。しかし、素朴な疑問が湧いてきます 抜根をしないで残った根はいずれ腐ります。根が腐ってしまった場所の土は脆弱になってしまうのではないのでしょうか？ 最近、豪雨後に、メガソーラー現場で土砂災害が起きている事例が見受けられます。そんな危険性が増すのではないのでしょうか？抜根をしないで行った事業と災害の関係性はないのか？ ソーラー事業の長い経過の中で、まだ実証されていないと思います。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また防災設備の設計条件は、伐採、抜根をしたことを想定していいです。防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものであります。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>◆堰堤につて 横河川の源流域に計画されている3か所の堰堤は、それぞれ高さが13mほどに及びます。その現場に立ってみ</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の</p>

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ると規模の大きさに圧倒されます。これほど大規模に源流を開発し、周りの湿地にも影響がないとどうして言うのでしょうか？ 開発予定地の湿原を含む自然環境は、それぞれが影響し合って現在の形になっています。</p> <p>何よりも川に貯水池を作ることが納得いきません。あと2m、15mの高さになれば、ダムになります。</p> <p>下流部の皆さんの心配は当然の事です。川の中に貯水池を作るという事、この事業の無謀さを物語っています。</p>	<p>表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>調整池の建設により生じる法面や堤体については、安定性を評価し、十分な安全を確保する様に計画しています。</p>
5	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>◆動植物について</p> <p>準備書の中ではほとんどの調査で影響が少ないと結論づけられています。説明会ではサクラソウを1000株ほど移植なさると説明がありました。我が家の小さな庭でさえ、それぞれの植物の定植できる環境が違います。移植してその場所が適地ではなかった場合、どのように責任を取るのでしょうか？</p>	<p>サクラソウについては、保全区域内に約10,000株のサクラソウが生育しており、大きな群落として維持されるものと考えております。ただ、一部の個体については、改変により消失する恐れがありますので保全の観点から移植を行います。</p> <p>移植については、新たに環境を創出し、そこに移植を行います。新たに環境を創出する際には現在、生育する環境と類似環境を創出できるよう環境条件等の調査を行い極力、類似環境を創出できるよう努めます。創出する環境について評価書へ記載を行います。また、移植個体をできるだけ減らすために、パネルの配置を一部調整することを計画しています。</p>
6	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>8月8日の新聞各社で報じられたあまごの原種に関しても、一度失ってしまったものは回復することは不可能です。そうしたことへの責任についてはどう考えていらっしゃるのでしょうか？</p>	<p>調査で確認されたサツキマス（アマゴ）については、貴重な個体群を保全するため、河川は、調整池の設置区間以外、改変しないほか、河川沿いの森林を保全区域として設定する、産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は、河川沿いの工事を行わない等の対策を行います。また、調整池末端の構造については、魚道の設置を検討しますが、そのことによって下流側で放流された国内外来種が移動してくることも鑑み、サツキマス（アマゴ）の保全にとっての最善策を採用していきたいと考えております。</p>

意見書 103

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第1章	事業計画の概要		<p>◆地域貢献について</p> <p>準備書の内容ではありませんが説明会会場でも話題に上がったので意見を述べさせていただきます。</p> <p>草刈り作業で何人かの方が雇用されても、それは「地域への貢献」と呼ぶにはほど遠いものではないでしょうか？</p> <p>本当の地域貢献を考えるなら、地域で作ったエネルギーが地域で使えるような永続的に使えるような循環型の仕組みをこの地域で作ってくださったらありがたいです。</p> <p>あるいは、20年後に数多くのソーラー発電事業が終了となることが予想され、撤退した時に、どれだけのソーラーが処理されるのか？その活用法の研究に力を注いでいただくとか・・・</p> <p>あるいは、多くのメガソーラー事業が撤退すると思われるその後の自然エネルギーについて考えていただくとか・・・</p> <p>貴社のように先見性をもって事業を進めて来れた企業に、つよく期待するところです。</p>	<p>本事業では、地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。弊社としては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えですが、撤去については、売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 104

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ソーラー事業に関して、賛成はできません。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 105

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		大清水などの湧き水等に少なからず影響が予測される以上、反対します。子供達の未来の為、反対します。子供達は自ら大清水を研究して、地いきで発表（寸げき）しました。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 106

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ソーラーパネル自体には利用価値はあると思います。ただ、豊かな森を、木々を伐採してまで設置する必要性は感じません。むしろ、多大な害悪をもたらすデメリットしかありません。 ①森林、植物伐採による土砂流出の影響②生物多様性の喪失③ソーラーパネルによる光害④ソーラーパネルによる温度の上昇と、周囲環境への影響⑤湿原の乾燥化	防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。ご意見として賜りました項目につきましては、長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。国立研究開発法人新エ

意見書 106

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>への懸念⑥生物の生息地が断片化される⑦渡り鳥が多く飛来する霧ヶ峰で、反射した太陽パネルを水面と間違い衝突してしまう可能性⑧時に 500℃を超える熱が集まるパネルに接触し死亡する野生動物への影響。等 豊かな森と動植物、そして美味しい水。 太古からつづいてきた大切な自然を殺さないで下さい。 子どもたちと、その先の未来へ残すために中止を求めます。</p>	<p>エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっておりました。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>1、はじめに 今回の「諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）」（以下、本事業）は、太陽光発電施設では、長野県で初の環境影響評価（以下、アセス）の適用対象として全国からも注目を集めており、その結果次第では、今後広まるであろう同種の事業に対しても、一つの指標となるはずであった。しかし、その規模の大きさや地下水涵養域としての森林伐採などから、周辺住民から不安の声が相次ぎ、5万人を越える反対署名が県に提出される事態となり、アセスでの調査結果の行方に注目が集まった。 こうした背景から、当事務局で管理している長野青年研修道場は、本事業の隣接地権者でもあることから、関係者からも多数、意見を求められるとともに、本事業による様々な影響が予測されるとの観点から、(株) Loop およ</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>び調査会社（以下、事業者）に対して、アセスにおいては十分、かつ検証可能なデータを提示するとともに、評価対象や調査の方法をはじめ、調査結果にもとづく事業の推進・運営にいたるまで、誰もが納得し、広く理解を得られるよう、事業者に対しては厳しく要望してきた。</p> <p>しかし今般、事業者より提出された準備書は、これまでの方法書段階で示された長野県知事意見をはじめ、住民らの意見に対し、調査不足や憶測に基づく過小評価や、調査すら行っていない項目が目立ち、「調査への信頼性や、安全性に疑問が残る」とする声が、住民から多数寄せられている状況である。</p> <p>事業に伴う影響の範囲や、その大きさが何も分からないまま、開発が進んでいくとすれば、環境影響評価制度そのものの信頼性が損なわれるばかりか、共用後の災害や、地下水への影響、さらには動植物の絶滅などが発生してしまった場合は、二度と元には戻れず、誰も責任がとれない事態となりかねない。</p> <p>したがって、長野県知事意見で指摘された内容を中心に、長野県環境影響評価条例第 18 条第 1 項の規定により、標記準備書に関し、意見書を提出する。</p> <p>2、準備書に対する意見 2-1〈大気質について〉</p> <p>【意見】</p> <p>大気質における蒸発散、温度上昇については、長野県知事意見にもあるにも関わらず、準備書・表 3-3-2 では、「影響はない、または極めて小さい」との理由から、評価項目から外れている。</p> <p>さらに、「国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構」（以下、NEDO）による、誤った実証結果の引用や、太陽光パネルの技術的な検証による熱収支も示さず、温度上昇はないと断定するのは、科学的根拠を欠く評価であり、完全な誤りである。</p> <p>森林がこれまで担ってきた蒸発散効果による潜熱フラ</p>	

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ックスの消失分（伐採による）を無視しているほか、森林と太陽光パネルの顕熱フラックスを比較、検討しないのは適切ではない。下記の理論的な検証から、周辺大気を3～5 [°C] 程度、上昇させる可能性があり、人の生活または自然環境へ及ぼす影響があるのは必至。</p> <p>同時に、温度上昇について事業者は、説明会やダイレクトメール等で喧伝してきたが、正確な情報を住民に対して示さなければならない。</p> <p>【理由】</p> <p>これまで、太陽光パネルによる温度上昇については、技術的な検証や議論が浅く、標準化されたデータも乏しい。しかしながら近年、パネルによる反射熱による苦情や温度上昇を懸念する声も、各地で聞かれるようになった。</p> <p>同種の事業者の間では、こうした声があるにも関わらず、NEDO の調査結果や、自分の事業内では「そういう声はない」との理由で、調査・評価をしないケースが多く見受けられる。</p> <p>そこで、本事業が持つ地域性や環境なども考慮し、以下の理論的検証を示しておく。</p>	
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>①森林伐採にともなう温度上昇</p> <p>今回の計画では約 48 [ha] の森林伐採を行う。これまで樹木が担ってきた蒸発散効果によって涼しく感じられた現象は、潜熱フラックスという熱の吸収と、上空への移動によって熱が輸送されてきた、いわば自然のクーラーとも言うべき熱交換作用で成されてきたものである。</p> <p>森林周辺の気温を下げる気化熱は、開発による森林消失により、そのほとんどが顕熱エネルギー（空気を暖めるエネルギー）と変わる。ここでは、簡略ながら試算してみる。</p> <p>一般に、水の気化潜熱量 l は、温度 T [°C] に対して次式で与えられる。</p> $l = 2.50 \times 10^6 - 2400T \text{ [J} \cdot \text{Kg}^{-1}] \quad (\text{式 1})$ <p>これは、水 1 [Kg] を水蒸気にするための熱量であり、</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>蒸発散の水量が分かれば、エネルギー量が算出できる。</p> <p>ここで、一年の中で、蒸発散量が多く、気温が高い8月を例に試算すると以下の通りとなる。</p> <p>8月の可能蒸発散量は、準備書・表 4-6-5 から、$E=108.675$ [mm/30d]、同月の平均気温 18.3°C を T とすると、気化潜熱量 1 は、</p> $1=2.50 \times 10^6 - 2400 \times 18.3 = 2.456 \times 10^6 \text{ [J} \cdot \text{Kg}^{-1}]$ <p>これを単位時間あたりの仕事量に換算すると</p> $2.456 \times 10^6 / 3600 = 682.22 \text{ [Wh} \cdot \text{m}^{-2} \cdot \text{Kg}^{-1}]$ <p>これは、1 [m^2] に 1 [mmh^{-1}] の水分が蒸発する際に吸収するエネルギー量なので、8月の蒸発散エネルギー量 = $1E=108.48/30/24 \times 682.22 = 102.98$ [$\text{Wh} \cdot \text{m}^{-2}$]</p> <p>このエネルギー量は、これまで森林が担ってきた気化熱による気温低下作用の仕事量である。森林伐採によって、このエネルギーは、逆に周辺大気を暖める作用である顕熱に転じる。その大きさは、1 [m^2] あたり 103 [W] の電熱線を 1 [m] 間隔で 48 万個、広さで言うと縦横 692 [m] という広大な熱源を 1 時間、働かせたのと等価である。</p> <p>また、この仕事量が、気温 20 [$^{\circ}\text{C}$]、上空 100 [m] までの標準大気をどのくらいの温度にするかの試算では、</p> $\text{温度変化量 } \delta T = 1E \times t / (0.2778 \times c \times p \times V) \quad (\text{式 2})$ <p>但し、$c=1.007$ [$\text{KJ} \cdot ^{\circ}\text{C}$] : 空気の比熱 $p=1.251$ [$\text{Kg} \cdot \text{m}^{-3}$] : 空気密度 $t=1$ [h] : 時間 $V=100$ [m^3] : 体積 (上空 100 [m] の空気として計算) 上式を適用し、</p> $\therefore \delta T = 103 \times 1 / (0.2778 \times 1.007 \times 1.251 \times 100)$ $= 2.94 \text{ [}^{\circ}\text{C}]$ <p>したがって、当計画で 48 [ha] の森林を伐採しただけで、48 万 [m^2]、上空 100 [m] の空気を、僅か 1 時間で約 2.94 [$^{\circ}\text{C}$] 上昇させる能力と等価である。</p> <p>※但し、蒸発散量は平均値であるので、蒸発散が主に行われる日中ではさらに高い。</p>	

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>②太陽光パネルの熱収支の配分 近年の実験研究では、太陽光パネルの熱収支はおよそ以下の通りとの報告がある。 太陽からの入射量 100 [%]のうち、反射エネルギー（アルベド値）が約 14 [%]、電気に変換されるエネルギーは約 17 [%]、その他、僅かの貯熱と電氣的損失が 16 [%]。残りの 53 [%] が、パネルの表と裏面から、周辺大気を暖める顕熱作用となる実験結果がある（日本工業大学、野村、2015）。</p> <p>この 53%の顕熱フラックスは、都市部の構造物とほぼ同じ大きさであるため、建物の上部に太陽光を設置しても、これまでの顕熱輸送量は、ほとんど変わらない。</p> <p>事業者が、NEDO の調査結果を用いて、「パネルによる温度上昇はない」とする前提条件は、都市部などの比較的顕熱フラックスが多い地域での事例であり、あくまで鉄筋コンクリートの建物や住宅の屋根に設置した場合と等価であって、本事業のように、山間林地にパネルを設置するとは、全く前提条件が異なっており、NEDO の文献を、本事業に適用して、開発対象地域およびその周辺の温度上昇はないとするのは、完全な誤りである。</p> <p>さて、前述の日本工業大学調べの熱配分を、開発対象地域の 7～8 月の 1 時間日射量の最高値 $3.62 \text{ [MJ} \cdot \text{m}^{-2} \cdot \text{h}^{-1}]$ に適用すると、放射量は $1000 \text{ [Wh} \cdot \text{m}^{-2}]$ と近似して求めた仕事量は、約 $530 \text{ [Wh} \cdot \text{m}^{-2}]$ (53%)。この等価熱源が、空気を暖める顕熱作用となる。</p> <p>$530 \text{ [Wh} \cdot \text{m}^{-2}]$ は、上記の (式 2) を適用すると、$100 \text{ [m}^3]$ の空気 ($1 \text{ [m}^{-2}]$、上空 100 [m]) を、1 時間で $15.14 \text{ [}^\circ\text{C}]$ 上昇させるエネルギーに相当する。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
4	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>③森林と太陽光パネルの熱収支をアルベド値での比較 森林と太陽光パネルの熱収支を比較検討するためには、それぞれのアルベド値を比較すると、森林がパネルに置き換わった際の、日射エネルギーの移動量、および熱の増減が評価できる。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>アルベド値は、入射量に対する反射率であり、この値が大きい雪や白色の地目の場合は地表面温度が下がり、シベリアなどの低温の局地気候も、アルベド値が大きいことにより低温化が加速されている。反対に、値が小さければ、地表面への入射量が増えることになり、地表面温度が上昇する。</p> <p>樹木の場合、種類や季節によっても変化するが、概ね、針葉樹で0.1～0.15、落葉樹で0.1～0.2前後である。一方、太陽光パネルのアルベド値は、日本建築学会編(2001)「建築設計資料集成」、(丸善)によれば、0.1としており、森林より低い。</p> <p>このことから、森林がそのまま太陽光パネルに置き換わった場合、理論的に現状の森林の場合より温度上昇がある。</p> <p>また、草地の場合や低層の樹木のアルベド値は、0.2前後と、森林やパネルよりも大きくなる傾向があり、太陽光パネルに置き換わった場合も、森林の場合より、さらに温度上昇が予測される。</p>	<p>変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
5	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>④森林と太陽光パネルの熱収支をエネルギー量で比較 一般的な地表面に入るエネルギーの正味放射量 R_n、出るエネルギーの顕熱フラックスを H、潜熱フラックスを $1E$、さらに地中に向かう地中伝導熱を G とすると、地表における関係は次の熱収支式で表される。 $R_n = H + 1E + G$ (式3) この式は、いかなる場合にも成立する基本式である。 太陽光発電施設においては、(式3)に、発電量のほか、電氣的損失などが加算されるが、直接的に大気温度の上昇に関わるエネルギーは(式3)の顕熱フラックス H である。 森林が太陽光パネルに置き換わった場合を想定し、7月における最大日射量を $1000 [Wh \cdot m^{-2}]$ から、大気温度の上昇分を試算してみる。 森林、太陽光ともに貯熱は同程度(極めて少ない)と仮</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>定し無視する。顕熱フラックスは、森林が約 40 [%] (渡辺力、1998、「気象利用学」、太陽光パネルは②の実測より 53 [%]、とすると、大気を暖めるエネルギーの差は約 13 [%] = 130 [Wh・m²]、太陽光パネルが高い。</p> <p>この量は、(式 2) より、 1 [m²]、上空 100 [m] の大気を、1 時間で約 3.71 [°C] 上昇させる。</p> <p>実際は、気体や熱は流体であり、風の流れや熱比重の違いによる分散で、混ざり合いながら移動するほか、日中や朝夕の日射量の変化に加え、必ずしも一定の計算値の温度ではないが、現況の森林植生の状態から比べれば、エネルギー量の差は明らかで、人間が感じる暑さの程度や、後に詳説する生態系へ及ぼす影響は、無視できない。</p>	
6	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	<p>⑤ (株) Loop の独自調査の結果では、周辺大気の温度が約 5 [°C] も上昇</p> <p>平成 27 年 8 月 10 日 15 時半における、栃木県にある (株) Loop 社の太陽光発電所の温度データを提示して頂いた結果を見ると、一目瞭然である。</p> <p>最寄りの気象庁の発表では、この調査した日の同じ時間帯の気温は、29.8 [°C] ~ 30.7 [°C] であったが、太陽光発電所の周辺大気は、35.7 [°C] と、気象観測データより約 5 [°C] も高く、④での温度上昇の試算以上の温度になっていた (詳細は「意見書」に記載)。</p> <p>なお、このときのパネル表面温度は最高値で 41.0 [°C]。施設内は 36.9 [°C] と、明らかに太陽光パネルに熱せられた空気が、周辺に及び、影響していることがわかる。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
7	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	<p>⑥ 夜間は逆に周辺気温を下げる作用となり、昼夜の温度変化量が增大する</p> <p>これまでは、日中における熱収支を検証してみた。では夜間、日射が無い場合はどうであろうか。</p> <p>前述の (式 3) では、地中伝導熱 G は、日中は地中の中に吸収され貯熱される。そして夜間、貯熱された熱は大気中に放出され、大気を暖める作用に働く。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>太陽光パネルが設置された場合の地中伝導熱は、パネルによって日射が遮られるため、貯熱量が少なくなる。したがって、夜間における貯熱の放出量は、日射があった時に比べ少なくなることから、相対的に冷却作用として働き、パネルが無かった時よりも温度が下がることとなる。</p> <p>尚、本意見書では掲載しないが、大阪府が公開している、</p> <p>「ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル」(excel)による試算を行った結果でも、</p> <p>同じ結果が導き出された(以下、参考 URL)</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyoto_ppage/model_top.html</p> <p>2- 2~4 (騒音、振動、低周波音)</p> <p>(紙面の都合上、省略)</p>	
8	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>2-5 (水質について)</p> <p>【意見】</p> <p>工事により発生する濁水は、十分な対策を講じても完全に取り除くことは不可能であり、工事箇所から表流水になって川に流れ込む。3箇所の調整池による対策では、調整池より上流域での生態系が壊滅的な影響を受けることが考えられるほか、貯水による水温の上昇など、法的基準以外に生態系への影響がまったく予測、評価されていない。</p> <p>また、調整池による沈殿槽効果でも防ぎきれなかった濁水についても対策を示し、水中生物等の生態系への影響や、下流域での水資源の利用に関わる影響を検討せよ。</p> <p>【理由】</p> <p>最近も他事業での実例として、工事業者による不手際から濁水が大量発生し、魚類が窒息して死滅する報道もあった。</p> <p>開発対象地域には、稀少な水中生物や魚類も生息しており、たとえ少量・短期間の濁水でも生態系にどのような影響を及ぼすか不明である。</p>	<p>調整池の設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。また、通常時は調整池はダムのように多くの水を溜めることはありません。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、準備書によれば濁水対策として、調整池となる3箇所に濁水沈下用の貯水を行うとあるが、これより上流域での濁水に対しては、どのような影響が出るか何も対策が講じられていない。</p> <p>したがって、開発対象地域内に生息する稀少動植物に対しては、下流域より濁水の影響を直接受けることになり、死滅の可能性すらある点も考慮すべきである。</p>	
9	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>2-6〈水象について〉</p> <p>【意見】</p> <p>地下水流動系把握の要となる現地調査および地質構造の調査が不足しており、湧水の涵養域の特定および、開発に伴う地下水への影響がまったく不明。事業者は「大規模な土地の改変がない、地下水の取水がない」ことを理由に、影響を過小評価しているが、大規模な森林伐採やパネルの設置は、地下水涵養に大きなインパクトを与える。認識をあらためるべきである。</p> <p>さらに、度重なる説明会でも、事業者側の公式見解として「開発地域に降った雨が、どこに出るか全く分からない」と認めており、影響への十分な調査・説明を行わない姿勢は、住民の不安を一層、深刻化させている。これでは、当会で使用している地下水も、影響がある可能性も否定できない。</p> <p>大深度ボーリング調査、標高と天水線の科学的根拠に基づく確定、湧水箇所の踏査を綿密に実施し、開発地域に涵養した地下水が、どこで、どのような影響を及ぼすかを詳細に解明し、住民に対してわかりやすい説明をするとともに、技術委員会にて再度、検証結果を審議すること。</p> <p>【理由】</p> <p>地下水の影響評価は、1) 実態掌握のための綿密な調査と、2) 定量化・将来予測を目的としたモデル構築が、基本的な手法である。そして「地下水面の分布」と、「地下の内部構造」の把握が出来て、はじめて「地下水ポテンシャルの分布」が解明でき、涵養域や、流出域などの地下水</p>	<p>ご貴重なご意見ありがとうございます。 各質問に関しましては、以下①～⑦に戴きました内容毎に説明させていただきます。”</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>流動系が特定できる。</p> <p>しかしながら本調査では、開発規模に対して、相応の調査をしておらず、環境影響評価手法の基本すら怠っているなど、終始曖昧な調査結果しか導き出せていない。</p> <p>一方で、ボーリング調査に関しては、県の指導に対して「不確実性を伴う」との理由から、調査自体を拒否している姿勢が伺える。</p> <p>もとより、曖昧な推定のみで水源の涵養域を特定しようと試みている時点で、「不確実性」をさらに助長しており、誰が見ても十分な調査とはいえない。</p> <p>本事業は、森林伐採の規模、開発の広さからして、地下水と水循環に対して大きなインパクトを与えることは必至である。また、現在まで太陽光パネルの設置に関して地下水の影響評価をした実績がない事から、本事業では未知の影響が出る可能性が指摘されている。事業者は、住民不安を取り除くためにも、綿密かつ精度の高い予測を行わなければならない。以下、地下水の影響評価の基本手法から、準備書の問題点を指摘しておく。</p>	
10	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>①森林伐採にともなう蒸発散量は、定性的ではなく定量的な把握を行うべきである</p> <p>準備書では、森林の蒸発散量の算定に、ソーンズウェイト法を用いているが、実際に現地の測定をしていないため、より正確な実態把握ができていない。ソーンズウェイト法は、平均気温から経験的に求めた公式であって、実際の開発地では条件の違いからどのような数値になるか誤差が大きすぎる。</p> <p>本準備書では、蒸発散の量を数値で示しているものの「定性的」という言葉を使い、誤差が大きく不正確であることを事業者自ら認めており、開発規模の大きさに比例して、その誤差も無視できないほどの大きさとなることは必至である。</p> <p>大きな誤差を含んだまま、調整池の流量計算を行っていることは、地下水量はおろか、河川の流量にも関わる重</p>	<p>森林における蒸発散量の厳密な算定を行うことは、技術的にも非常に困難であると考えられます。</p> <p>本調査では、一般的に用いられるソーンズウェイトの方法を用いて蒸発散量を求めています。森林伐採に伴う蒸発散量の変化については、既往の文献資料を用いてその変化率等を検討して予測結果を行いました。</p> <p>なお、調整池の設計については、県の指針に基づき最大限の影響について検討しており、その中では蒸発散量は考慮しておりません（降雨時の流量が最大となる条件について検討しております）。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>要なデータであるだけに、土砂災害への危惧を感じざるを得ない。定量的な実態を掌握しなければならない。</p>	
11	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②湧水箇所の十分な踏査調査を行っていない 湧水の踏査調査は、地下水面形状を把握する手がかりになる。開発対象地域を含め、方法書で示した広範囲な調査範囲だけでも、湧水箇所はもっと多数存在しているはずであるにも関わらず、準備書では全く踏査した形跡がない。 既知の湧水のみで評価しており地価水面形状の把握をするレベルではない。全ての支沢での湧水を調べなければならない。</p>	<p>湧水については、県知事・諏訪市長・茅野市長からいただいた意見書を踏まえ、環境アセスメントの観点から、事業計画地の周辺に分布して影響予測について行う必要があると判断した湧水について把握を行ないました。 その他の湧水については、収束的な検討を行うために、河川の流量増加の要因となるものを含め流域全体としその量をとらえる形で調査を行ないました。</p>
12	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>③ボーリング調査をしなければ地下構造・地下水面の解明は不可能 既存の文献や、推定資料は、その地域の地質を推定するうえで、有用な資料である。しかし前述のように、地下水の影響を知るためには、地下水ポテンシャルの調査が最も本質的で必要不可欠な調査であることを鑑みれば、既存の資料では、地下水面の位置や地下水等高線は描けない。 そのためには、どうしてもボーリング調査が必要になってくる。事業者は、ボーリング調査しても「分からない」と述べているが、調査もせずに分からないと断定するのは、技術調査の信頼性を真っ向から否定する行為であり厳に慎まなければならない。 また、ボーリング調査を行う事について事業者は、「本事業の性格上、必要ない」「環境破壊になる」という判断を行っているが、大規模森林伐採のほか、大量のパネル設置という地表面の涵養域全体に対して蓋をするのと同様の事業であることを考慮すると、トンネル工事による水道の寸断以上に、大きな影響があることは明白である。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところで</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
13	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>④涵養域の特定が完全な想像図であり、地質図、成分分析および水素・酸素安定同位体からどのように導き出されたか論理的求め方の説明が一切ない。</p> <p>事業者が出した、準備書・図 4-6-75 の既知の湧水および地下水の涵養域の推定では、地質、成分分析および水素・酸素安定同位体分析の結果から涵養域を特定したとしているが、成分と同位体による論理的な導き方がされておらず、涵養域もおよその楕円であり、根拠もまったく説明されていない。</p> <p>また、同・図 4-6-75 による断面図においては、なぜか開発地域を避けて横断する断面図を示しており、影響が少ないとする説明が導き出されていない。</p> <p>一方で、既存の地質図を示しながら、各水源の地下水流れの推定を試みているが、実際に地質構造が不明であるのと、⑤および⑥で詳説する、水素・酸素安定同位体の季節変化の挙動に不確実性が伴うことから、その真偽は不明である。</p> <p>開発対象地域から涵養された地下水が、どこに流れているか不明なのは、実際の地質構造が分からないからである。</p>	<p>湿地周辺で確認した湧水分布と地質との関係、主成分分析結果、湿地水の水温観測結果等から、事業計画地内の C, D 湿地の湧水は分析を行った地点では最も狭い範囲から流れてきた湧水であると判断しました。</p> <p>降水の水素・酸素同位体分析は実施できてはいませんが、事業計画地周辺の湧水の涵養域の推定については、学会論文等で発表されている手法を用いて、事業計画地周辺に分布する湧水の涵養域が C, D 湿地の湧水の涵養域よりも比べて高いのか、同程度か、また低いのかという検討を行いました。</p> <p>その上で、準備書では仮に C, D 湿地の湧水地点の標高をあてはめた場合に、それぞれの湧水の涵養標高の平均がどこなのか、地質分布（帯水層分布）を考慮したときにどのあたりが涵養域として想定されるのかを推定しました。</p> <p>図 4-6-75 には示していなかった事業地と北大塩大清水水源を結ぶ地質断面については、長野県環境影響評価技術委員会においても指摘され、既往の地質図を基に追加作成しました。その上で、事業計画地付近で涵養した地下水は角間川流域方向に流れている可能性が大きいものとして説明しています。</p>
14	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>⑤水素・酸素安定同位体分析による標高基準の設定は明確な誤り</p> <p>準備書・図 4-6-31 の水素・酸素安定同位体のデルタダイアグラムでは、C、D 湿地を標高基準（1,350m）としているが、同湿地は毎分 146 [l/min]（C 湿地）、288 [l/min]（D 湿地）もの流量があり、上部集水域からの流入した水がかなり存在すると考えられる。したがって準備書では、+150 [m] もの誤差があると記述しているとおり、涵養域の基準標高データとしては、誤差が大きすぎるので用いてはならない。</p> <p>少なくとも天水線は、同時期の降水データを採取して調べなければ分からない。</p>	<p>準備書に示す涵養域の検討については、④のご意見に対して回答した通り、学会論文等で発表されている手法を用い、最も限られた範囲から湧出していると考えられる C, D 湿地の分析結果を基準として、周辺湧水の涵養域について検討を行いました。</p> <p>誤差による標高差につきましては、分析の精度誤差から仮定として述べているものであり、一般的に発表されている論文等で使用されている分析値と精度とは同等であると判断しています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
15	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>⑥率節変化と涵養標高の関連を、他の文献の調査結果とともに比較検討し説明せよ</p> <p>調査の結果をみると水源によっては、5月、8月、11月の採水では水素・酸素安定同位体に大きく変動があることがわかる。標高の高い所に位置する水源は比較的、季節変化は少ないが、下流域での湧水では、四季を通じて大きく変化している点は説明されていない。</p> <p>単なる季節変化としては数値変動が大きいことや、涵養域から湧水までの滞留の長さから考察すれば、季節によって涵養標高が違う可能性もある。このことは、標高の高い位置の水源は、地下水滞留の短さや、同一涵養標高からの涵養である可能性も高く、説明がつく反面、下流域の水源の挙動は、単なる季節変化で説明ができない複雑さを示しており、滞留の長さや、河川途中からの伏流水の影響など、代表数値のみで涵養域を特定することは避けるべきである。</p> <p>また、事業者が参考文献として、宮原裕一（2017）「諏訪市水道水源の水質及び涵養域に関する基礎調査」を取り挙げているが、この調査では標高毎の降水データと関係式としてまとめている。しかし、本調査で得られた安定同位体の数値を、宮原氏の計算式から求められる涵養標高が、実際の標高から大きくずれているのは、どうしてか説明が必要である。</p> <p>さらに同氏の研究でも、本準備書で見られた季節変化の相違が見られ、「4月と10月で水源の涵養標高が大きく異なったため、各水源の涵養域の特定には至らなかった」としており、ある一時期の値から涵養標高を特定するには、さらなる調査の必要性を指摘している。</p> <p>本調査のように、僅か1年半程度、数回の調査で、これだけ誤差が多いデータをもとに涵養域を特定することは不可能であり、調査不足は否めない。</p>	<p>準備書に示した3回の分析値については、若干の値の変化は確認できることから、ご指摘の通り湧水の涵養域はある幅をもっているものと考えられます。しかしながら、涵養域の推定の基準としたC,D湿地については同様の値を示しており、涵養域にはほとんど季節的な変化はないものと考えられます。</p> <p>また、季節による変化がみられる水源の分析値についても、基準としたC,D湿地の値との上下関係（事業計画地より上で涵養したか、下で涵養したかの関係）が変わるような結果ではないと認識しています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
16	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>⑦環境保全措置の手法の再現性や信頼性が不透明。明確な設計手順を示せ</p> <p>準備書・図 4-6-86 および 4-6-87 では、環境保全措置として模式図が描かれているが、設置実績が無いように、設計ファクターが何一つ示されておらず、再現性は難しいと言わざるを得ない。</p> <p>準備書の段階では、予測される影響に対して、具体的かつ、定量的な評価にもとづいた保全措置を示さなければならない。</p> <p>図 4-6-86 では、降雨を少しでも地下浸透させようとの試みであるが、地下に浸透するには相当の時間が必要である。したがって、パネル滴下に僅かばかりの礫を敷き詰めたところで、地下に浸透するはずがなく、なぜこのような構造で浸透していくのか、どの程度の水を浸透させるのかなど、理論的に説明が必要である。</p> <p>今回の計画では、膨大なパネル枚数であることを考慮すれば、降雨の大部分の水が集水され、一箇所に滴下する構造的特性であり、大雨の時にはその量も大量となる。ほとんどが表流水となって流れ落ちてしまうことは明かであり、広大な開発対象地域を一つ一つ点検し、表面浸食や流出を防ぐ方法には、自ずと限界があり現実的ではない。</p> <p>当然のことながら、森林伐採による蒸発散量、および地下水浸透量から比べれば、到底賄える設計とはいえない。</p> <p>軽減措置として講じるならば、全てのパネル滴下に側溝で集水し、開発対象地域の全体かつ均等に、大量の浸透升を作らなければならない、図らずも、「ボーリングは環境破壊である」とする事業者の見解に逆行する施策となろう。</p> <p>また、同 87 においても想像の範疇で描いた模式図であり、設計値や定量的な評価結果を出さなければ、準備書としての評価に値しない。</p>	<p>環境保全措置の模式図については、イメージ図として示させていただきました。これについては長野県環境影響評価技術委員会の有識者の方々からのご意見を頂き、事業地に太陽光パネルを敷くことによる土砂移動を防止しながら、雨水の浸透を促す事を念頭に、さらに見直しを行っており、評価書に掲載予定です。ただし、これらの効果を事前に定量的に把握する事は難しいと考えます。保全対策の効果については、モニタリングを実施しながら確認し、必要に応じて追加的な対策を検討することを考えています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
17	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>2-7〈土壌汚染について〉</p> <p>【意見】 本事業では、31万枚の太陽光パネルを支持鋼材により、直接土壌に埋設する計画であるが、準備書・図 1-6-8によると地下2[m]まで打ち込む計画となっている。これは、安全面や耐久性からも適切な施工とは言えない。また、支持鋼材は絶縁処理がされておらず、土壌と直接接触することとなり、腐食を促進させ、金属の溶出が考えられる。</p> <p>亜鉛溶融メッキ等の防食処理でも、経年劣化や施工時の剥がれ、さらにメッキのスルーホール付近では、腐食や電蝕が加速する恐れがある。特に、大規模発電所という電気的特性を鑑みれば、電蝕作用により、多くの金属イオンが土壌に溶け出すことは必至である。</p> <p>推定では、数万本から十数万本もの支持鋼材が、集中的に埋設されることから、たとえ支持鋼材1本からの溶出量は微量でも、局地的な土壌汚染や水質汚染は無視できない。</p> <p>こうした影響は、施工直後よりは、経年とともに加速されていくため、長期的な予測に基づく評価を行い、溶出量を検討しなければならない。また、土壌のみならず、地下水への水質の影響も、併せて評価しなければならない。</p> <p>【理由】 土中における金属類の直接埋設は、腐食の可能性が高くなり、適切な施工とはいえない。また、安全面から見ても、風圧による引き抜き方向への強度評価をしていないため、耐久性にも問題がある。ここでは、土中における腐食と溶出する金属について検証する。</p>	<p>発電（電気）システムは土壌とは電氣的に絶縁されており、パネルを含めました発電システムの絶縁確保は運転開始後の試験においても継続的に確認をしていきます。</p> <p>また、発電所の運転開始後においても継続的に水質調査を行い、発電所の設置前後の水質変化をモニタリングしていきます。</p>
18	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>①亜鉛メッキ処理は万能ではない。土中環境による腐食の影響を検討せよ</p> <p>亜鉛メッキ処理は、防食性に対しては極めて良好な防食処理であるが、施工時における剥がれや、異種金属や地下の礫との接触、さらには経年劣化や、メッキが十分でな</p>	<p>発電（電気）システムは土壌とは電氣的に絶縁されており、パネルを含めました発電システムの絶縁確保は運転開始後の試験においても継続的に確認をしていきます。</p> <p>また、発電所の運転開始後においても継続的に水質調</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>い箇所に生じたピンホールは、どうしても防ぐことができない。こうした、場所からは腐食が進むことになり、たとえ防食処理を施していても、地金金属の溶出や、「犠牲防食作用」による亜鉛の溶出は防げない。</p> <p>本準備書の地質調査においても、地下2[m]の範囲には、黒ボク層、褐色のローム層など、比較的腐食スピードが速い異種類の地層が多数あるほか、粘性も砂状や粘土質まで様々な地質が確認されている。</p> <p>土壌評価法では、埋設金属類の腐食に関して、土壌の比抵抗（比電気抵抗）、pH、酸化還元電位（Redox 電位、Eh）、水分、硫化物など5項目の含有量で腐食性が大きく変化するとされている。</p> <p>また、土質に関しても、砂地と粘土質の土壌が混じり合っているところに金属が敷設されていると、通気性が良い砂地の方から、「通気差腐食」による腐食の局所化が生じやすい。</p> <p>以上のように、開発対象地域の地質状況から、金属の支持鋼材を直接、埋設する事は、腐食を増進させ、少なからず腐食箇所から金属類が溶け出す。</p>	<p>査を行い、発電所の設置前後の水質変化をモニタリングしていきます。</p>
19	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>②漏れ電流や迷走電流によって生じた「電蝕」に対する影響を評価せよ</p> <p>都心部では、鉄道や大規模事業所など、大電力を使用する工場や、送配電施設と発電施設との中間地点では、電蝕被害が多数報告されている。当施設でも、埋設した水道管が、新築から僅か5年で穴が空くなど、地下電流の場所によっては、電蝕被害が大きくなる。</p> <p>本事業は、大規模太陽光発電施設であり、その発電量も大きい。こうした施設からは、たとえ施工上の問題がなくとも、数[mA]～数十[mA]程度（またはそれ以上）の漏れ電流や、送電線や機器間の容量結合、さらには高調波による誘導電流によっても漏洩電流が流れることから、例えば、漏電遮断機が動作しない微小電流でも、常時、支持鋼材は通電状態となり、抵抗値の低い箇所や、防食処理のス</p>	<p>発電（電気）システムは土壌とは電氣的に絶縁されているので地中に漏れ電流や迷走電流が流れる事を想定しておりません。</p> <p>パネルを含めました発電システムの絶縁確保は運転開始後の試験においても継続的に確認をしていきます。</p> <p>また、電線の周りに誘導電流や磁界が発生しても微小かつ限定的であり、エリア全体に、架台の鋼管杭等の支持鋼材を電蝕させるような電位差は生じないと考えます。</p> <p>万一迷走電流が生じた場合でも、支持鋼材には、太陽光発電所で標準的な防食コーティングを施工しており、腐食防止が図られていることから、土壌への金属イオンの溶出は抑制されております。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ルーホールから電蝕を加速させることは言うまでもない。問題は、支持鋼材の機械的強度もさることながら、電蝕によって溶出する金属イオンが、どの程度あるかを正しく評価しなくてはならない。</p> <p>その速度は、支持鋼材の材質によっても大きく左右されるが、アルミニウムのようなイオン化傾向が強い金属では、さらに溶け出す金属イオンの量も多くなる。</p> <p>また、①でも述べた通り、開発対象地域の土質は、多様な性質を持つ地質であるから、地質間でも電位差が生じ、電蝕を加速させる。そして金属と異種類の物質が、土壌のような電解質の性質を持つ水分と接触した場合、ボルタの電池のように起電力を生じさせ、電蝕を加速させることにも注意が必要である。</p> <p>準備書では、発電施設であるにも関わらず、漏洩電流や特別高圧の送電線路から生じる、迷走電流による「交流腐食」などが評価されていない。たとえ法的に問題なくとも、こうした環境への影響が考えられる項目については予測・評価しなければならない。</p>	
20	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>③溶け出した金属は、地下水の水質にも影響することを評価せよ</p> <p>上述のように、地中で溶けた金属イオンは、地下水に溶け出し、水源や下流域の水質に影響を及ぼす。特に、地下水の水質においては、環境基準に無くとも、水源の利用者のニーズによっては、影響を考えなくてはならない。</p> <p>とりわけ、南沢水源のように酒蔵で醸造用を使用する水質は、金属類の含有は死活問題となり、酒の出来具合に大きな影響を及ぼす。そのためにも、開発対象地域を涵養域とする地下水の行方を明確化することは、地下水水質の影響を予測できる手がかりとなるために必須次項である。</p>	<p>支持鋼材には、太陽光発電所で標準的な防食コーティングを施工しており、腐食防止が図られていることから、土壌への金属イオンの溶出は抑制されております。</p> <p>防食コーティングは溶融亜鉛メッキを考慮しており、高い防食性が期待できます。</p>
21	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>2-8〈地形・地質について〉</p> <p>【意見】</p> <p>長野県知事意見には「土地の安定性について、工事中だ</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>けでなく供用時においても、簡易項目ではなく重点化項目として予測評価を行うこと。また、住民の安心の観点から、林地開発許可に係る技術基準より強い降雨強度や、想定する地震の震度を上げた検討結果等を分かりやすく示すこと」とある。しかし、準備書では上記に関する調査および評価がされていない。</p> <p>当初計画の盛り土が無くなったから実施しないのではなく、住民の安全の為に明らかな地盤耐力の減少に対して、評価・予測を行わなければならない。</p> <p>特に、1) 伐採した根系の土壌保持力の低下、2) 一度植生した土壌は、表面浸食ではなく表層崩壊の確立が高くなる、3) 東海地震、牛伏寺断層地震など糸魚川・静岡構造線で多発する地震——の3項目は、土砂災害において最も恐れなければならない項目であるにも関わらず、完全に無視をしているか、過小評価している点は、万が一の災害に対する危機管理意識が欠如している。</p> <p>【理由】</p> <p>いかなる事業も、人命・財産およびその他の危険性が予測される場合には、必ず調査・予測・対策を講じなければならない。過去の災害事例にあるように、多くの災害は自然の脅威を過小評価し、対策を講じなかったが故の「人災」としての側面が多かった。また、昨今の大雨や大規模地震の発生にともなう土砂崩落は、多くの尊い命を奪った。</p> <p>本事業でも、7万3千本の木の伐採、傾斜地へのパネルの敷設、地震動の影響など、数多くの災害要因を含んでいるにも関わらず、こうした危険項目に対する予測評価がない。</p> <p>盛り土が無くなったから評価項目から除外したのであれば、明らかに論点のすり替えであり、人命を軽視していると言わざるを得ない。</p>	<p>砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
22	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>①森林伐採による土砂災害の危険性を、長期的推移を含めて検討せよ</p> <p>アセス実施にあたり、方法書の「意見書」でも述べたが、森林の表層崩壊防止機能は、崩壊地面とすべり面に育成する根系によって持たれている。森林の地表面の表層土中には非常に多くの水平根が成長しており、隣接する根系と複雑に絡み合いながら「ネット効果」と呼ばれる表層崩壊防止機能が働いている。</p> <p>こうした根系によるせん断力は、伐採により、その効果は弱くなっていくことは砂防の分野では常識となっている。</p> <p>北村嘉一・難波宣一（1968）「樹根の抵抗力に関する現地試験Ⅱ」（79回日林論）では、生立木と伐採木の根系について、抜根抵抗力を測定した結果、生立木の抜根抵抗力は樹齢や木の直径の増加とともに指数曲線的に増加する半面、伐採木の抵抗力は、伐採後の経過年数に対して指数曲線的減少することを示し、伐採から10～20年で、表層崩壊防止機能が最小になることを述べている。これは、実際の崩壊現場とほぼ同じ傾向を示しており、方法書の意見でも指摘した。</p> <p>また、執印康裕（2002）「植生が表層崩壊に発生に与える影響について」（砂防学会誌）では、一度、植生が発達した土壌では、表面浸食より表層崩壊が多くなると述べている通り、開発対象地域においては、かつては樹木がなく草原に近い植生が、今や高木が生い茂る森林植生である。</p> <p>したがって、ひとたび根系の保持力が弱まったときは、表層崩壊の発生確立が高まり、太陽光パネルと一緒に谷筋へ落ち、災害規模が大きくなる可能性が指摘される。</p> <p>太陽光パネルのような通水性のない構造物が河川に落ち、調整池で堆積する事態となれば、大量の土砂や水がせき止められ、万が一にも崩壊した場合は、下流域の道路を飲み込み、人命に関わる大災害となりかねない。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
23	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>②大規模地震（糸魚川・静岡構造線、東海地震）による土地の安定性を評価せよ</p> <p>土砂災害の危険性は、森林伐採のみではない。近年多発する大規模地震に対しても、あらかじめ危険予測と対策を講じなければならないことは時代の要請でもある。</p> <p>しかし、本準備書には、こうした地震動に関する検討がない。唯一、地震に関する記述は、霧ヶ峰断層郡の存在を示唆した内容のみであり、地震による影響を評価しないのは、地域住民に対して、安全配慮が欠けていると言わざるを得ない。</p> <p>長野県には、糸魚川－静岡構造線断層帯が長野県北部から諏訪湖付近を經由して、山梨県南部にかけて延びる巨大な活断層帯が通っている。</p> <p>最近発生した地震では、平成26年11月22日深夜に発生した長野県神城断層地震（M6.7、最大震度6弱以上）は、同断層帯の一部の神城断層の活動によるものと言われ、多くの負傷者や建物被害が発生した。30 [km] 以上遠く離れた松本市でも、震度4、数秒以上続く激しい横揺れは、改めて活断層や地震に対する備えについて認識を新たにする契機となった。</p> <p>ここであらためて、開発地周辺の活断層の状況をみると、諏訪湖南部から明科まで伸びる糸魚川－静岡構造線のなかでも牛伏寺断層を含む長さ45 [km] の「中北部区間」は、規模M7.7、発生確率13～30 [%] と、国内でも最も地震が発生する可能性が高い断層帯が存在する。</p> <p>また岡谷市を起点として諏訪湖北縁から富士見町南端まで延びる「中南部区間」33 [km] は、開発対象地域からわずか2～3 [km] の近傍にあり、規模M7.4、発生確率0.8～8 [%] の断層帯が走っている。いずれの断層も開発対象地域は、震度6弱以上の揺れが想定され、内陸部の地震だけに地震加速度も大きくなる。</p> <p>しかし、準備書では霧ヶ峰断層郡のみ記載されているが、火山活動に伴う活断層であり、地震予知の研究対象と</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				しての危険性は少ない。なぜ、危険性の高い断層帯を考慮しないのか疑問が残る。	
24	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③森林伐採は、地震、豪雨などとの複合災害の可能性も考慮しなければならない</p> <p>森林伐採にともなう地盤耐力の減少、昨今の集中豪雨、さらに大規模地震など複合的に起こりうる災害をどのように想定しているか、準備書からは安全対策が見えてこない。森林伐採がたとえ緩斜面であっても、地震などの揺れにより、被害が大きくなる可能性が十分ある。</p> <p>本事業のように7万3千本の樹木を伐採する行為は、こうした自然災害をより大きな「人災」への引き金になりかねない。人命を危険に晒すような開発は、絶対に行ってはならない。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
25	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>2-9〈植物について〉</p> <p>【意見】</p> <p>詳細は、2-10、11〈動物、生態系について〉と同じ。</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。</p>
26	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>2-10〈動物について〉</p> <p>【意見】</p> <p>希少種の分布が認められることから、広大な敷地面積</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリン</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>に対して調査期間および踏査調査が少ない。</p> <p>植物には、数年にわたり調査しないと発見できない種もあり、未発見の種が多数存在しているはずである。</p> <p>また、事業地の周辺にも、希少動物が生存するにも関わらず、土地の連続性や餌場の確保など、生物相互間の共存関係を無視しているため、計画地外であるから保全措置をしない判断が多い。</p> <p>計画地の内か、外かの判断ではなく、希少種の生存位置を中心に、周辺の餌場の確保、生殖行動などの生活圏の確保など、幅広い見地に立って保全措置を講じるべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>希少種の動植物は、その絶対数が少ないだけに、僅か1年半程度の調査で見つけられない種も多数ある。例えば、種子の発芽の時期は、全てが一斉に発芽するわけではなく、翌年や翌々年に発芽するものなど、種の存続のために獲得した複雑な生態系もある。</p> <p>また、開発対象地域には、まだ多数の希少な動物や昆虫が生存している可能性が高く、住民説明会でも「ニホンヤマネ」や、「縄文アマゴ」など、当地でしか生息しない固有種の絶滅を危惧する声も出た。こうした希少種の保護については、関係者のみならず長野県民の誰もが心配するところである。</p> <p>特にヤマネに関しては、当会研修道場に住み込みで業務に従事していた管理者の証言からも、20年間で1度目撃した程度であり、僅かな調査期間で生息の範囲を判断することは、少々拙速である。</p>	<p>グ調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。</p>
27	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>2-11〈生態系について〉</p> <p>【意見】</p> <p>本事業の実施により、開発対象地域とその周辺の環境変化は大きな生態系へのインパクトとなる。変動要因には、大気質で述べた気温変動と、森林伐採および草本類の変動にともなう、ニホンジカの森林被害の可能性がある。</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。ご指摘の温度変化については、まだ事例が少ないですが、これまで</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>気温変動は、人間への感覚に対する反応はもとより、生態系へも大きな影響がある。これまでの研究では、気候変動による生態系への影響として、1) 生物の季節変化、2) 分布の移動、3) 生物相互間作用の変化——などがあり、本事業では局地的とはいえ、開発対象地域内では大きな変動といえる。</p> <p>また、今回のアセスでは、誤った憶測で「温度変化はない」として影響予測を全く行っていないことは、こうした気象変化に対する影響を見逃してしまう可能性がある。</p> <p>一方、本調査によれば、開発対象地域を含めた周辺一帯には、ニホンジカが多数生息していることがわかる。現在でも個体数は増え続けており、霧ヶ峰ではでニッコウキスゲなどの草花の食害が問題視されており、今後も監視、注意が必要である。</p> <p>個体数の相対密度は、ニホンジカの数から推定すると、およそ1 [km²] あたり、5～10 頭以上生息している場所もあると考えられ、既に環境収容数の 1/4 を越えるレベルではないかと危惧する。</p> <p>本事業の実施により、従来から生活圏としていた場所や餌場が少なくなり、相対的に環境収容数を上回ることで、嗜好植物の相対的低下から、さらに特定の種のみが採食され、種の減少が進行すると推測される。そして、植物生態の変化を一層、加速させる結果となろう。</p> <p>一般に、ニホンジカが環境収容数の 1/4 を越えるレベルに達した時点から、植生の異変が顕著にあると言われており、特に注意が必要である。</p> <p>準備書では、ニホンジカの保護のみを考慮した影響しか検討していないが、現地の個体固有の特性や、嗜好動向などをまったく見ておらず、過採食の進行による植生への影響が、検討すらされていない。</p> <p>また、「餌資源である草本類が増加する」(表 4-11-2) とか、「生息環境である森林環境は、対象事業実施区域外周辺にも広く分布している」(表 4-10-23) から、「工事お</p>	<p>太陽光発電所で気象を変えるような事例報告は把握しておりません。ただし、当事業におけるモニタリング調査で、ニホンジカの状況についても確認してまいります。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>よび共用時に影響が無い」と述べているが、相対密度の増加に対する植生への影響を評価をすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>個々の種については、紙面の都合で割愛する。ここでは、気温変動およびニホンジカに関わる生態系への影響について科学的見地を示す。</p>	
28	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>①気温変動の影響を認め、植生への影響を正しく評価せよ</p> <p>周辺気温が変動することで、まず起こるのは「生物季節の変化」である。植物の開花や動物の繁殖などの生物季節が変化すると考えられる。植物の開花時期は、積算温度で制御されている場合が多く、中には、冬期の積雪や低温を経験しないと開花しない植物もある。また、日中の長さによって制御されている植物を餌とする昆虫は、温度を感じて繁殖や送粉を行うなど、複雑なバランスで持たれている場合が多い。今回の開発により、周辺の平均気温の変化がたとえ僅かでも、こうした動植物への影響は大きい。</p> <p>次に、気象変動で最も定説となっているのが、動植物の「分布の移動」である。</p> <p>昨今の地球温暖化の影響は、生物の北上化を促進している。昆虫は、越冬の温度条件が分布を決めている場合も多い。さらに、「生物季節の変化」「分布の移動」が加速すると、「生物相互間作用の変化」が起きる。これは、それらの種と相互関係を保ってきた動植物にも影響を及ぼすことを意味する。こうした一連の生態系の変化は、これまで動植物たちが担ってきた土壌の栄養素の提供や、有機物の分解など、目に見えないサービスにも影響が及び、不可逆的な環境へと変わる。</p> <p>一方で、樹木の病気を媒介する昆虫などの分布移動は、その地域において壊滅的な被害を受ける。特に近年では、松枯れの原因であるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリの分布移動は、いまや長野県でも広範囲に広がっており、禿げ山と化した山間地では、土砂災害の</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。ご指摘の温度変化については、まだ事例が少ないですが、これまで太陽光発電所で気象を変えるような事例報告は把握しておりません。ただし、当事業におけるモニタリング調査で、調査対象とした動植物の状況についても確認してまいります。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				危険が叫ばれている。	
29	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>②ニホンジカの相対密度の増加による生態系および森林被害を予測せよ</p> <p>当会研修施設においても、近隣に太陽光発電施設が完成してからは、ニホンジカによる樹木の外樹皮の剥皮が多数発生し、樹勢低下や、枯死するものも目立ってきたことを考慮すると、本事業による採食地の改変および、相対的な餌場の減少が及ぼす影響は、他の地域への拡大・拡散を引き起こす可能性がある。</p> <p>既に開発対象地域や周辺では、こうしたニホンジカによる被害が目立っていることから、単に、生活圏が周囲に拡散すれば良いだけではない。</p> <p>本準備書では、こうした森林被害について一切触れていないのは、近年、霧ヶ峰一帯におけるニホンジカの生態や、被害の実態をまったく調べていない証左であり、地域性や植生の分布などから、当地における環境収容数の把握も、定量的な把握と実態調査が必要である。</p> <p>ニホンジカによる被害は主に「枝葉食害」による被害が中心である。また、角の皮膚を剥がす際や、オスのマーキング行動として樹皮を剥がす行動もある。</p> <p>また、文献によれば、シカの採食行動は、枝葉、萌芽、冬芽、種子、草本の葉、茎、花、種子など、植物のほとんどを食べるといわれ、最も嗜好性が強い種を集中的に採食し、食べ尽くした後は、次第に他の採食種へと植物を変えていく特性があり、食害に対して脆弱な種は、最終的に絶滅してしまう。</p> <p>こうした事例では、シカの高密度化が持続している大台ヶ原、秩父山地、京都府芦生地区では、この20～30年で草本種が半分以下まで減少し、北海道洞爺湖では、草本種が359種から64種まで激減するなどの影響が報告されている（宮木雅美、2011、「高密度エゾジカ個体群が植生</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。</p> <p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>に与える影響と植生回復の目標)。このように、シカの環境収容数に対する相対密度の増加は、最終的に草原化へと変貌させると言われている。</p> <p>以上のような変化を、三浦慎吾は(1999)「野生動物の生態と農林業被害、共存の論理を求めて」で、図のように示し、シカの植生改変が森林生態系そのものを壊滅させる可能性を指摘しており、近年の霧ヶ峰の動向をみると、特に注意すべき点ではないだろうか。</p> <p>図1 シカの密度増加と森林生態系の変化</p> <p>さらに、こうした影響は、植生だけではなく生物相互作用の変化としても大きな影響を及ぼす。この場合、シカの過採食に対する抵抗性や食耐性のない植物を、餌場や隠れ家、または生息空間としている昆虫や、鳥類、哺乳類などの種に変化をあたえ、やがては高次の動物に、直接ま</p>	

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>たは間接的に影響を与える。</p> <p>本事業のような大規模開発が、霧ヶ峰という特色のある環境下で行われた場合、局地的な大気質の変動、ニホンジカによる森林の草原化への進行があるとみて間違いのないといえる。</p> <p>また、開発対象地域の生態系は、長い時間をかけて持たれてきたバランスの上に成り立っている事を考慮すると、短期間での環境変化は想像以上であろう。</p> <p>特に希少種の動植物は、まだ研究も十分にされていない場合も多く、生態や季節変化にどのような動きを見せるか不明な点も多いために、僅かのレジームシフトが大きな変動を起こすことが予想される。</p> <p>以上のように、動物の保護以外にも、開発が及ぼす、二次、三次的な影響も含めて保全措置を検討しなければならないが、準備書では、ほとんどの種において、「環境への影響はないか、軽微である」との理由から、保全措置がほとんど講じられていない。</p> <p>また、これだけ短期間の調査で、種の保存や、生物相互作用の変化を正しく把握しているとは到底思えないために、例え保全措置があっても、従来の方で、良いとも限らない。特定の種が絶滅する可能性を避けるためにも、綿密な調査を行い、生態系の実態把握を行うべきである。</p>	
30	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>2-12 〈景観について〉</p> <p>【意見】</p> <p>本事業は、膨大な量のパネルを敷き詰める計画であるにも関わらず、あまり目立たないような写真を示しているように見て取れる。</p> <p>開発地域は、諏訪盆地周辺はおろか周辺の山間地からも眺望できることは、方法書の意見でも記述した通りである。</p> <p>開発地の周囲および眺望可能な範囲から見る対象地も、ほとんどが自然の景観であり。人工物がほとんど無い眺望である。したがって、たとえ人間の視野角から見た場</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、杖突峠や守屋山からも事業地が見えることを予測していますが、視野の中では相対的にわずかであると判断しています。なお、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。</p> <p>事業地の約5割を残置森林としていますが、供用後も管理を継続し、景観に対する影響軽減を図ります。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>合でも、目立つ人工物がある場合は、視線が集まると考えられる。準備書では小さな写真も、恐らく周囲から見る開発地は、異様に見えるかと予測される。</p> <p>また、当会研修道場は隣接であり、とても見るに堪えない光景となることは十分予想され、自然の美しさや、すばらしい景観といった立地的価値がなくなることは遺憾の極みである。さらに、こうした状況を再三にわたり通達しているにも関わらず、十分な保全措置を講じていないのは、企業倫理として疑問が残る。</p> <p>2-13～15〈触れあい活動の場、文化財、廃棄物について〉</p> <p>(紙面の都合上、省略)</p>	
31	第4章	第16節 温室効果ガス等	4-16-4	<p>2-16〈温室効果ガスについて〉</p> <p>【意見】</p> <p>事業計画でも謳っているが、太陽光パネルの設置による二酸化炭素の排出削減量と、森林の持つ二酸化炭素の削減量を比べて、太陽光発電の優位性を主張するのは誤り。</p> <p>太陽光発電と森林では、双方の持つ役割がまったく異なっており、単に二酸化炭素の排出削減量だけを比べ、森林を伐採して良いとする論理は、環境保全の観点からも矛盾する。</p> <p>森林は、二酸化炭素そのものの物理量を減らす(分解する)機能であり、排出削減機能ではない。人間の生活に例えるなら「ゴミ処理施設」。一方、太陽光パネルは、人間が出す「ゴミ」に対して、「ゴミ処理施設」(森林)の処理能力を超えてしまったために、「ゴミ減らそう」との運動論である。いくら太陽光パネルを設置しようとも、今現在、大気中に存在する二酸化炭素そのものの物理量を減らす削減機能はなく、草木1本の分解能力に及ばない。</p> <p>「ゴミ処理施設」を壊しておいて、「ゴミを減らそう」といくら叫んでも、どこか矛盾を感じる空論に過ぎない。</p> <p>「森林は、なぎ倒すものではなく、守り育てるものであ</p>	<p>ご指摘のとおり、太陽光発電と森林では双方の持つ役割が全く異なり、森林の持つ機能が他にも数多くあることは認識しております。今回は伐採によって森林の持つ二酸化炭素吸収という機能が失われることから、太陽光発電によってそれをどの程度補えるかを試算した結果を掲載いたしました。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				る」——。環境を標榜する太陽光事業者であるからこそ、こうした企業哲学を持たない限り、世界中の森林が破壊され、取り返しのつかない事態となってしまうことを危惧する。	
32	第4章	第17節 電波障害	4-17-3	<p>2-17〈電波障害について〉</p> <p>【意見】</p> <p>電波の電界強度は、現地で測定器によって測定するものであり、準備書にあるような、電波伝搬条件の全く異なる地域（送信所：埼玉県、受信地：神奈川県）の電界強度を、当地にあてはめて予測することは、電磁波理論を完全に無視した、あってはならない行為である。</p> <p>もし、これが技術調査として通用するならば、事業者を含めた長野県環境影響評価に関わる全ての関係者の見識を疑わざるを得ない。</p> <p>さらに言えば、パワーコンディショナー（以下、PCS）から放射される電磁波の電界強度が、直線距離（見通し距離）で52 [dBμV/m] の強度は、当地に於いて電波障害（この場合、混信）を起こすレベルであり、送電線（電磁波としての伝送線路）の影響も考慮すれば、視聴地での電界強度はさらに強いものになる。</p> <p>発電電力量に比例して大きな値になる可能性も予想されることから、十分な保全措置を検討しなければならない。</p> <p>原則として視聴地での妨害電波の電界強度は、放送法に規定された「放送区域」（低雑音区域）の電界強度を下回り、かつ異種放送局からの「混信保護比」を考慮した値以下にすることが条件となる。</p> <p>仮に、混信保護比を26 [dB] すると、視聴地におけるPCSからの電界強度は、21.96 [dBμV/m] 以下にしなければならない（詳説は②および③）</p> <p>本議題における評価・予測においては、電磁波理論の基礎的知識を十分に習得した上で、開発対象地域において様々な条件下のもと、再調査をせよ。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。電波障害につきましては、準備書に記載したとおり、神奈川県に設置されている本事業と同種の既存施設で測定した値を採用しております。PCS等への対策につきましては、建屋への格納、ノイズフィルター等の設置を検討しております。しかしながら、本事業予定地におけるNHK及び信越放送のAMラジオの近接送信所は、NHKが諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも100Wとなっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約9.05 km、信越放送-研修道場間が約6.25 kmであるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHKからの電界強度は約78dBμV/m、信越放送からの電界強度は約81dBμV/mになると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。今後、何らかの問題が発生し、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>【理由】</p> <p>準備書の手法は、まかり間違っても技術調査では絶対に行ってはならない。準備書は、公の文書であるから多数の閲覧者に誤解を与えるのみならず、特別高圧を扱う電気事業者として、電気物理の基本を覆す調査をすることは、事業者としての安全管理や信頼性を疑わざるを得ない問題に発展する恐れがある。</p> <p>電波伝搬は、アンテナからの空中線電力、距離、障害物、電離層反射など、様々な条件で、その伝わり方が違ってくる。特に AM ラジオが使用する中波帯域の伝搬には、昼と夜間、電離層の状態を左右する四季の変化（主には太陽活動の影響）などの影響もあり、単純に送信アンテナからの距離で決定づけられる性質のものではない。</p> <p>ましてや、空中線電力も異なれば、埼玉－神奈川間のように関東平野で障害物が少なく、送信アンテナから直接波が届くような条件と、開発対象地域のように、直接波ではない伝搬をする地域とでは、電界強度は違うに決まっており、「関東ではこの数値だから、諏訪も同じにしておけ」との手法が、どこから出てくるのかをまず、説明してもらいたい。</p> <p>また、振幅変調である AM 波は、FM 波（キャリア信号が常時、出ている場合など）と違って、電界強度の強弱によって、弱い混信波を抑圧する特性ではなく、無信号時の場合は、同じ周波数成分の影響を直接受ける。</p> <p>したがって、PCS から放射される電磁波の強度は、ラジオ放送の電界強度よりも、混信による影響が無視できる低いレベルでなければならない。</p>	
33	第 4 章	第 17 節 電波障害	4-17-3	<p>①電界強度は、視聴地のオープンフィールドで実測せよ</p> <p>電波の強度は、現地で測定するのが基本。スペクトラムアナライザあるいは、中波用の電界強度計を用いて測定する。</p> <p>中波は、アンテナ長が長くなるので通常はループアン</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。電波障害につきましては、準備書に記載したとおり、神奈川県に設置されている本事業と同種の既存施設で測定した値を採用しております。PCS 等への対策につきましては、建屋への格納、ノイズフィルター等の設置を検討しております。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解								
	章	項目	ページ										
				<p>テナが用いられるが、測定用のアンテナには必ずアンテナ補正係数が定められており、電圧表記の場合は乗算、対数表記の場合は加算により補正した数値が、測定場所における電界強度となる。</p> <p>また、ラジオ周波数は、その伝搬特性が地表波であるため、建物や障害物があると、反射やフェージングの影響で測定誤差が大きくなる。したがって、中波のラジオ放送は、オープングランドという、障害物のない場所を選んで測定し、電波の指向性などから最大値を求めるのが基本である。</p> <p>なお、アンテナ地上高は、1.5 [m] で測定するのが一般的。</p>	<p>ラジオの近接送信所は、NHK が諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約 9.05 k m、信越放送-研修道場間が約 6.25 k m であるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK からの電界強度は約 78dBμV/m、信越放送からの電界強度は約 81dBμV/m になると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。今後、何らかの問題が発生し、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>								
34	第 4 章	第 17 節 電波障害	4-17-3	<p>②法律が定める「放送区域」の電界強度を基準とせよ 総務省令による電波法にもとづく「基幹放送局の開設の根本的基準」に定められた「放送区域」に該当する電界強度は表 1 の通り。</p> <p>これによれば、開発対象地域は、周囲に工場やその他、電磁波を発生する施設が少ない「低雑音地域」であるので、表 1 から、放送区域として定められた法定電界強度の最低値は、0.25 [mV/m]。すなわち約 47.96 [dBμV/m] となる。準備書・図 4-17-10 で推測した 75~85 [dBμV/m] ではない。</p> <table border="1" data-bbox="779 1070 1451 1195"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>電 界 強 度 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高雑音区域</td> <td>10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下</td> </tr> <tr> <td>中雑音区域</td> <td>2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満</td> </tr> <tr> <td>低雑音区域</td> <td>0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1 中波放送を行う基幹放送局</p> <p>この電界強度は、東京の TBS ラジオが、開発対象地域で高性能な受信機とアンテナを使った場合に視聴可能（「低雑音地域」における法定電界強度の限界）な範囲となり、NHK や信越放送の視聴のみが保全対象ではない。</p> <p>また、開発対象地域は、携帯電話会社によっては通話不</p>	区 域	電 界 強 度 の 範 囲	高雑音区域	10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下	中雑音区域	2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満	低雑音区域	0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM ラジオの近接送信所は、NHK が諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約 9.05 k m、信越放送-研修道場間が約 6.25 k m であるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK からの電界強度は約 78dBμV/m、信越放送からの電界強度は約 81dBμV/m になると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。そのため、現在、モニタリング等は検討しておりません。しかし、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>
区 域	電 界 強 度 の 範 囲												
高雑音区域	10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下												
中雑音区域	2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満												
低雑音区域	0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満												

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>可能なエリアであることから、緊急時の情報収集や防災無線を聞く場合にも、できるだけ電波環境は低雑音でなくてはならない。</p> <p>さらに、振幅変調である AM 波は、無信号時には本放送と妨害波が同時に聞こえるため、放送区域の定める電界強度と同じレベルでは混信を生じさせ S/N 比が低下する。したがって妨害波は、これよりもさらに低い電界強度であることが条件である。</p>	
35	第 4 章	第 17 節 電波障害	4-17-3	<p>③妨害電磁波の強度を、「混信保護比」を下回るレベルを厳守すること</p> <p>ラジオ（中波）放送における同一周波数の混信保護比は、1949 年ジュネーブにおける第 3 地域無線通信主管庁会議における規準および C. C. I. R (Comite Consultatif Internationale des Radiocommunications 国際無線通信諮問委員会、現: ITU-R 国際電気通信連合 無線通信部門) における Rec448、および Rec449-1 にて、同一周波数における混信保護比を 40dB と定めている。また、総務省による電波法関連審査基準でも、FM 放送 (VHF) での同一周波数の混信保護比は 36 [dB] となっており、大変厳しい基準である。</p> <p>実質的には、中波放送は混信が多いため、40 [dB] を下回ることは、他の混信の影響が大きいことから、実現は難しい。そのため、ラジオ放送に限って、わが国でのチャンネルプラン上の混信保護比の規準は、同一周波数および異なる送信系列の場合の電波に対しては、26 [dB]、同じ送信系列の電波に対しては 14 [dB] としている。</p> <p>但し、本事業の場合は妨害波の発生源がラジオ放送ではなく、電気設備から輻射される電磁波の影響であるため、さらに厳しい基準が必要と考察する。</p> <p>ここで、準備書に記載された PCS の電界強度をもとに、視聴地でのレベルを、上記基準から試算してみる。</p> <p>1) CCIR 勧告である混信保護比を 40 [dB] とした場合 放送区域で規定された 47.96 [dBμV/m] -40 [dB] =</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM ラジオの近接送信所は、NHK が諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約 9.05 k m、信越放送-研修道場間が約 6.25 k m であるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK からの電界強度は約 78dBμV/m、信越放送からの電界強度は約 81dBμV/m になると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。そのため、現在、モニタリング等は検討しておりません。しかし、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>7.96 [dBμV/m] ※0.25 [mV/m] の1/100以下にしなければならない。 ※但し、この数値は現実的に不可能なレベルであるので一般的には2)を用いる。 2) チャンネルプランで規定された26 [dB]とした場合 47.96 [dBμV/m] -26 [dB] =21.69 [dBμV/m] ※0.25 [mV/m] の1/20以下にしなければならない。 以上の様に、PCSから当研修道場における妨害電磁波の電界強度は、最高でも21.69 [dBμV/m]を上回ってはいけない計算となる。 また、PCSからの妨害電波は、電力量が大きくなれば、さらに大きくなることが予想され、一概に準備書・表4-17-4のレベルとなるかは不明である。しかし、仮に同表の電界強度を用いた場合、上記の21.96 [dBμV/m]を下回るためには、さらに設置距離を伸ばす必要があり、準備書・表4-17-4からは、およそ3~4 [km]以上、離れた位置に設置しないと、上記の基準をクリアできないこととなる。</p>	
36	第4章	第18節 光害	4-18-3	<p>2-18 〈光害について〉 【意見】 光害については、四季を通じた太陽の位置など、詳細なシミュレーションによる評価の他に、眩しさ以外にも道路からの目立ち方や、運転者からの見え方にも十分検討が必要である。 特に、運転者が太陽光パネルの存在に気を取られ、自動車事故につながらないとも限らない。安全上からも検討・評価を行うべきである。</p>	<p>太陽光パネルが、仮に鏡のように光を反射するとした場合の反射シミュレーションを行い準備書に掲載しております。その結果、周辺の民家等への反射の可能性はないことが予測されました。ただし、季節によっては事業地東側近傍の道路（市道21号）に夕方わずかな時間（10分程度）反射するとなりました。しかし、実際は太陽光パネルは、鏡のように光を反射する者ではなく黒色のパネルですし、事業地の周囲には残置森林を確保しますので、影響は極めて軽微であると評価しました。</p>
37	第1章	第7節 地元関係者への説明等	1-49	<p>2-19 〈その他〉 【意見】 準備書表1-7-10に記載の、当会との議事録については、内容および公開の有無については承認していない。また、記載内容に事実と違う項目があるため、削除あるいは当会より承認した内容に差し替えること。</p>	<p>ご指摘の表1-7-10については、貴会への説明の概要を記載したもので、議事録には当たらないという認識でした。ご承諾をいただいていない点についてはお詫び申し上げます。必要であれば改めてご承諾をお願いにあり、必要に応じて評価書で修正いたします。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>【理由】 通常、事業者間における取り交わしの内容を公開する場合、あるいは利用する場合、少なくとも双方の承認行為を受け交わすのが常識であるにも関わらず、事業者の都合の良い部分だけを記載し、当方からの指摘に対しては、ほとんど曖昧な回答で、納得できる内容ではなかった。 掲載する内容については再度、修正を行い、双方議事録の承認行為をするように求める。</p>	
38	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>3、総評 今回行った本事業における環境影響評価準備書の調査結果は、結論からすれば、「不確実性」や「推測」があまりにも多いにも関わらず、何故か環境への影響は少ないかのような、科学的根拠に乏しい独自の判断が目立ち、果たして本事業が及ぼす影響が、どこにどのように出るか「全く分からない」という一点に帰着する。 また、大気質や電波障害における調査のように、基礎的理論を無視した手法を用い、誤った内容を準備書に記載しているということは、他の調査においても正しく調査、評価されているか疑念を抱かざるを得ない。 特に、水象など人への影響に関わる重要事項については、科学的根拠を欠く曖昧な推測に終始しており、事業者が「十分、調査し尽くした」「説明会を何十回開催した」と理解を求めようとも、要の調査結果が、およそ技術調査ではあってはならない想像で描いた図を示し、「涵養した水が、どこに出るか分からない」と言われれば、住民不安が一層、高まってしまうのも至極、当然である。 また、技術データに関しては、許容できる誤差範囲が、評価に耐えうる限界値をはるかに超えているにも関わらず、安易に基準データに設定するなど、とても技術調査としての信頼性を確保するには至っていない。したがって、誤差の低減と許容誤差範囲の確定、不確定要素の定量化、当初予測とは違う挙動に対しての科学的解明を行わなければ、正確な環境への影響は予測、評価できない。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、改訂され太陽光発電事業が追加された、長野県の環境影響評価条例に基づきこれまで実施しています。準備書の記載内容については、同条例技術指針に準拠して、また、県内外の同様の面的開発事例を参考にできる限り科学的に実施していると考えています。環境影響評価の性格上、自然を相手にする場面が多く、ことさら予測においては「絶対」という事はいえない側面があります。予測の科学的な限界については、事後調査で検証しながら、必要に応じて追加的な対策を検討することとしています。本事業は比較的面積が大きく影響が小さいとはいえない点はお認めします。しかしながら、あくまで地下水を取水する、あるいはトンネルを掘削するなどといった、地下水に直接影響を及ぼす事業ではありません。こうした事業の性格から、影響項目を定め調査予測評価を実施してまいりました。今後も、関係する地元の皆様との対話を継続していく所存です。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>自然環境の予測や評価は、必ずしも100%解明できるわけではないとしても、どこまでその本質に近づき、少しでも精度を上げていくかが、影響予測・評価をするうえで大変重要になってくる。故に、今回行った事業者の調査では、未だ評価に値しない不十分な点に関しては、再調査の必要性を指摘しておく。</p> <p>最後に、本事業の実施に対して、当会からの絶対条件として「必ず、住民の了解を得る」ことを何度も訴え、事業者を確認してきた。故に、環境影響評価の準備書の段階では、住民が事業者に対して、事業計画や環境への配慮などの観点から意見が述べられる最後の機会であることを考慮すると、誰もが納得し、理解を得られる完成度の高い内容でなくてはならず、単に説明回数を増やせば良いという性質のものではない。しかし、度重なる住民説明会での質疑応答も含めて、不安視する住民に対して、推測や想像での回答に終始しており、住民不安が解消できたとは到底言えない状況である。</p> <p>これでは、事業の成功とは言えず、将来にわたって、住民との間に深い禍根を残すと同時に、水道水や災害への懸念など、生活上に関わる多大な不安や恐怖感を背負いながら生活して行かなくてはならない住民の気持ちを察する時、その苦しみは、いかばかりであろうか。</p> <p>事業者は今一度、環境へのインパクトの大きさと、住民不安への重大性を鑑み、事業計画の見直しを含めた、綿密で徹底した再調査をするべきである。そして真に、人にも環境にも優しい事業を目指すことを切に望む。</p> <p>以上 参考および引用文献 1) 北山正文著：(2005)「環境アセスメントの実施手法」日刊工業 2) 筑波大学水文科学研究室著：(2009)「水文科学」共立出版 3) 近藤純正著：(1998)「水環境の気象学」朝倉書店</p>	

意見書 107

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				4) 中村太士／菊沢喜八郎著 (2018) 森林科学シリーズ「森林と災害」 共立出版 5) 小池伸介／山浦悠一／滝久智著 (2019) 森林科学シリーズ「森林と野生動物」 6) 土田勝義著 (2017) 「失われゆく植物たち」 信濃毎日新聞社 7) 野村洋平 (2015) 「太陽光パネルの熱収支特性の評価に関する研究」 日本工業大学 8) 中静透 (2015) 年報「森林環境 2015」 巻頭論文 9) 執印康裕 (2002) 「植生が表層崩壊発生に与える影響について」 砂防学会誌 Vol155	

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	森林伐採と太陽光パネルによる気温上昇について、 ①森林伐採ともなう温度上昇 今回の計画では約 48 [ha] の森林伐採を行う。これまで樹木が担ってきた蒸発散効果によって涼しく感じられた現象は、潜熱フラックスという熱の吸収と移動によって成されてきたものである。森林周辺の気温を下げる気化熱は、開発による森林消失により、そのほとんどが顕熱エネルギー（空気を暖めるエネルギー）と変わる。定量的に試算してみる。 一般に、水の気化潜熱量は、温度 T [°C] に対して次式で与えられる。 $l = 2.50 \times 10^6 - 2400T \text{ [J} \cdot \text{Kg}^{-1}] \quad ()$ これは、水 1 [Kg] を水蒸気にするための熱量であり、蒸発散の水量が分かれば、エネルギー量が算出できる。 ここで、一年の中で、蒸発散量が多く、気温が高い 8 月を例に試算すると以下の通りとなる。	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>8月の可能蒸発散量は、準備書の表 4-6-5 から、$E=108.675$ [mm/30d]、同月の平均気温 18.3°C を T とすると、気化潜熱量 1 は、</p> $1=2.50 \times 10^6 - 2400 \times 18.3 = 2.456 \times 10^6 \text{ [JKg}^{-1}] \quad ()$ <p>これを単位時間あたりの仕事量に換算すると</p> $2.456 \times 10^6 / 3600 = 682.22 \text{ [Wm}^{-1}] \quad ()$ <p>これは 1 [mmh⁻¹] の水分が蒸発する際に吸収するエネルギー量なので、</p> $8 \text{ 月の蒸発散エネルギー量} = 1E = 108.48 / 30 / 24 \times 682.22 = 102.98 \text{ [Wm}^{-1}] \quad ()$ <p>この量は、これまで森林が担ってきた気化熱による気温低下作用の仕事量である。森林伐採によって、このエネルギーは、逆に周辺大気を暖める作用である顕熱に転じる。その大きさは、1 [m²] あたり 103 [W] の電熱線を 1 [m] 間隔で 48 万個、広さで言うと縦横 692m という広大な熱源があるのと等価である。</p> <p>また、この仕事量が、気温 20 [°C]、上空 100 [m] までの標準大気をどのくらいの温度にするかの試算では、</p> $\text{温度変化量 } \delta T = 1E \times t / (0.2778 \times c \times p \times V) \quad ()$ <p>但し、$c=1.007$ [KJ・°C]：空気の比熱 $p=1.251$ [Kg/m³]：空気密度 $t=1$ [h]：時間 $V=100$ [m³]：体積（上空 100 [m] の空気として計算）</p> <p>上式を適用し、</p> $\delta T = 103 \times 1 / (0.2778 \times 1.007 \times 1.251 \times 100) = 2.94 \text{ [}^{\circ}\text{C]}$ <p>したがって、当計画で 48 [hr] の森林を伐採しただけで、48 万 [m²]、上空 100 [m] の空気を、僅か 1 時間で約 2.94 [°C] 上昇させる能力と等価である。</p>	
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>②太陽光パネルの熱収支の配分</p> <p>最近の報告では、太陽光パネルの熱収支はおおよそ以下の通りとの報告がある。</p> <p>太陽からの入射量 100%のうち、反射エネルギーが約</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回こ</p>

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>14%、電気に変換されるエネルギーは約 17%、その他、僅かの貯熱と電氣的損失が 16%。残りの 53%が、パネルの表と裏面から、周辺大気を暖める顕熱作用となる実験結果がある（日本工業大学 2015、野村氏）。</p> <p>この 53%の顕熱エネルギーは、コンクリートとほぼ同じ大きさである。したがって、都心部の建物の上部に太陽光を設置しても、これまでの顕熱量からすると、ほとんど変わらない。事業者が、産業技術総合開発機構（以下、産総研）の調査結果を用いて、「パネルによる温度上昇はない」とする根拠となっている。</p> <p>また、これはあくまで都市部の様にビルや舗装道路に設置した場合であって、本事業のように、山間地や草原にパネルを設置するとは、全く条件が異なっており、産総研の文献を本事業に適用して、当該計画地の気象上昇はないとするのは大きな誤りである。</p> <p>仮に、先ほどの日本工業大学調べの熱配分を、霧ヶ峰の 8 月の日射量 $3.5 \text{ [MJ} \cdot \text{m}^{-1}]$ に適用すると、正味放射量は 1000 [W] と近似して求めた仕事量は約 530 [W]（53%）。この等価熱源が、空気を暖める顕熱作用となると試算できる。</p> <p>530 [W] は、上記の式を適用すると、$100 \text{ [m}^3]$ の空気（上空 100 [m]）を、1 時間で $15.14 \text{ [}^\circ\text{C]}$ 上昇させるエネルギーに相当するなど、決して無視できる顕熱量ではない。</p> <p>実際は、日中や朝夕の日射量の変化、空気や熱は流体なので、分散し混ざり合いながら移動するため、必ずしも計算の温度ではないにせよ、このエネルギー量は明らかに、周辺大気の気温を上昇させるといってよい。</p>	<p>れだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
3	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	<p>③（株）Loop の独自調査の結果によると平成 27 年 8 月 10 日 15 時半ごろにおける、栃木県にある Loop 社の太陽光発電所の温度データの提供を受けた。</p> <p>最寄りの気象庁の発表では、この調査した日の同じ時</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温</p>

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				間帯の気温は、29.8 [°C] ~30.7 [°C] であったにも関わらず、太陽光発電所の周辺大気は、35.7 [°C] との事であった。なお、このときのパネル表面温度は最高値で41.0 [°C]。施設内は 36.9 [°C] と、明らかに太陽光パネルに熱せられた空気が、周辺に及び、気象観測データより約 5 [°C] 高くなっていた（詳細は意見書に記載）。	変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。
4	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>④計画地および周辺に及ぼす影響（温度および生態系）</p> <p>温度変化は、人間への感覚に対する反応はもとより、特に生態系における影響は大きなものとなる。これまでの研究では、気候変動による生態系への影響として、1) 生物の季節変化、2) 分布の移動、3) 生物相互間作用の変化一などがある。今回のアセスでは、誤った推測で気象変化はないとして、影響予測を全く行っていないことは、危惧すべきである。</p> <p>1) 生物のもつ季節の変化</p> <p>周辺気温が変動することで、植物の開花や動物の繁殖などの生物季節が変化すると考えられる。植物の開花時期は、積算温度で制御されている場合が多く、中には、冬期の積雪や低温を経験しないと開花しない植物もある。</p> <p>また、日長によって制御されている植物に対して、その植物を餌とする昆虫は、温度を感じて繁殖や送粉を行うなど、複雑なバランスで持たれている場合が多い。今回の開発により、周辺の平均気温の変化がたとえ僅かな変化も、こうした動植物への影響は大きい。</p> <p>2) 分布の移動</p> <p>気象変動で最も定説となっているのが、動植物の分布の移動である。昨今の地球温暖化の影響は、生物の北上化を促進している。昆虫は、越冬の温度条件が分布を決めている場合も多い。また、植物では新たな種子の散布地域で自生する半面、環境変化に適応できなかった個体は死滅する。</p>	環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。ご指摘の温度変化については、まだ事例が少ないですが、これまで太陽光発電所で気象を変えるような事例報告は把握しておりません。当事業におけるモニタリング調査では、調査対象とした動植物の状況についても確認してまいります。

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>3) 生物相互間作用の変化</p> <p>上記 1) 2) の変化は、その種と相互関係を保ってきた動植物にも影響を及ぼす。一方で、樹木の病気を媒介する昆虫などの分布移動は、その地域において壊滅的な被害を受ける。特に近年では、松枯れの原因であるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリの分布移動は、いまや長野県でも広範囲に広がっており、禿げ山と化した山間地では、土砂災害の危険が叫ばれている。</p> <p>こうした、状況は当該計画地でも同様に起こりうる。特に希少種の植物は、まだ研究も十分にされていない場合も多く、生態や季節変化にどのような変化を見せるか不明な点も多い。したがって既存の保全方法ではまず、種が絶滅する可能性は大きいと言わざるをえない。</p> <p>(以上)</p>	
5	第 4 章	第 17 節 電波障害	4-17-3	<p>〈電波障害について〉</p> <p>【意見】</p> <p>電波の電界強度は、現地で測定器によって測定するものであり、準備書にあるような、電波伝搬条件の全く異なる地域（送信所：埼玉県、受信地：神奈川県）の電界強度を、当地にあてはめて予測することは、電磁波理論を根底から覆す、とんでもない間違い。このような電界強度の求め方は古今東西、聞いたことがければ、これが技術調査として通用するならば、事業者を含めた長野県環境影響評価に関わる全ての関係者の見識を疑わざるを得ない。</p> <p>さらに言えば、パワーコンディショナー（以下、PCS）から放射される電磁波の電界強度が、直線距離（見通し距離）で 52 [dBμV/m] の強度は、当地に於いて電波障害（この場合、混信）を起こすレベルであり、送電線（伝送線路）の影響も考慮すれば、視聴地での電界強度はさらに強いものになる。</p> <p>発電電力量に比例して大きな値になる可能性も予想されることから、十分な保全措置を検討しなければなら</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。電波障害につきましては、準備書に記載したとおり、神奈川県に設置されている本事業と同種の既存施設で測定した値を採用しております。PCS 等への対策につきましては、建屋への格納、ノイズフィルター等の設置を検討しております。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM ラジオの近接送信所は、NHK が諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約 9.05 km、信越放送-研修道場間が約 6.25 km であるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK からの電界強度は約 78dBμV/m、信越放送からの電界強度は約 81dBμV/m になると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。今後、何らかの問題が発生し、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ない。</p> <p>原則として視聴地での妨害電波の電界強度は、放送法に規定された「放送区域」（低雑音区域）の電界強度を下回り、かつ異種放送局からの「混信保護比」を考慮した値以下にすることが条件となる。</p> <p>仮に、混信保護比を 26 [dB] すると、視聴地における PCS からの電界強度は、21.96 [dBμV/m] 以下にしなければならない（詳説は②および③）</p> <p>本議題における評価・予測においては、電磁波理論の基礎的知識を十分に習得した上で、開発対象地域において様々な条件下のもと、再調査をせよ。</p> <p>【理由】</p> <p>準備書の手法は、まかり間違っても技術調査では絶対に行ってはならない。準備書は、公の文書であるから多数の閲覧者に誤解を与えるのみならず、電気事業者としての物理の基本を覆す行為は、企業としての信頼性に関わる問題に発展する恐れがある。</p> <p>電波伝搬は、アンテナからの空中線電力、距離、障害物、電離層反射など、様々な条件で、その伝わり方が違ってくる。特に AM ラジオが使用中波帯域の伝搬には、昼と夜間、電離層の状態を左右する四季の変化（主には太陽活動の影響）などの影響もあり、単純に送信アンテナからの距離で決定づけられる性質のものではない。</p> <p>ましてや、空中線電力も異なれば、埼玉－神奈川間のように関東平野で障害物が少なく、送信アンテナから直接波が届くような条件と、開発対象地域のように、直接波ではない伝搬をする地域とでは、電界強度は違うに決まっており、「関東ではこの数値だから、諏訪も同じにしておけ」との手法が、どこから出てくるのかをまず、説明してもらいたい。</p> <p>また、振幅変調である AM 波は、FM 波（あるいはキャリア信号が常時、出ている場合など）と違って、電界強</p>	

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				度の強弱によって弱い混信波を抑圧する特性ではなく、無信号時の場合は、同じ周波数成分の影響を直接受ける。PCS から放射される電磁波の振幅成分は、受信機の検波回路によって復調され、ノイズとなって聞こえる。	
6	第4章	第17節 電波障害	4-17-3	<p>①電界強度は、視聴地のオープンフィールドで実測せよ</p> <p>電波の強度は、現地で測定するのが基本。スペクトラムアナライザあるいは、中波用の電界強度計を用いて測定する。</p> <p>中波は、アンテナ長が長くなるので通常はループアンテナが用いられるが、測定用のアンテナには必ずアンテナ補正係数が定められており、電圧表記の場合は乗算、対数表記の場合は加算により補正した数値が、測定場所における電界強度となる。</p> <p>また、ラジオ周波数は、その伝搬特性が地表波であるため、建物や障害物があると、反射やフェージングの影響で測定誤差が大きくなる。したがって、中波のラジオ放送は、オープングランドという、障害物のない場所を選んで測定し、電波の指向性などから最大値を求めるのが基本である。</p> <p>なお、アンテナ地上高は、1.5 [m] で測定するのが一般的。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。電波障害につきましては、準備書に記載したとおり、神奈川県に設置されている本事業と同種の既存施設で測定した値を採用しております。PCS 等への対策につきましては、建屋への格納、ノイズフィルター等の設置を検討しております。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM ラジオの近接送信所は、NHK が諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-研修道場間が約 9.05 km、信越放送-研修道場間が約 6.25 km であるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK からの電界強度は約 78dB μV/m、信越放送からの電界強度は約 81dB μV/m になると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。そのため、現在、モニタリング等は検討しておりません。しかし、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>
7	第4章	第17節 電波障害	4-17-3	<p>②法律が定める「放送区域」の電界強度を基準とせよ</p> <p>総務省令による電波法にもとづく「基幹放送局の開設の根本的基準」に定められた「放送区域」に該当する電界強度は表1の通り。</p> <p>これによれば、開発対象地域は、周囲に工場やその他、電磁波を発生する施設が少ない「低雑音地域」であるので、表1から、放送区域として定められた法定電界強度の最低値は、0.25 [mV/m]。すなわち約 47.96 [dB μV/m] となる。準備書・図 4-17-10 で推測した 75~85 [dB μV/m] ではない。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ご指摘のとおり、「基幹放送局の開設の根本的基準」には、法定電界強度の最低値は 0.25 [mV/m] (約 47.96 [dB μV/m]) と記載されています。この数値は、放送局を開局する際に必要な電界強度と認識しております。本事業予定地における NHK 及び信越放送の AM ラジオの近接送信所は、諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも 100W となっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-予測地点間が約</p>

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解								
	章	項目	ページ										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>電 界 強 度 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高雑音区域</td> <td>10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下</td> </tr> <tr> <td>中雑音区域</td> <td>2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満</td> </tr> <tr> <td>低雑音区域</td> <td>0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1 中波放送を行う基幹放送局</p> <p>この電界強度は、東京のTBS ラジオが、開発対象地域で高性能な受信機とアンテナを使った場合に視聴可能（「低雑音地域」における法定電界強度の限界）な範囲となり、NHK や信越放送の視聴のみが保全対象ではない。</p> <p>また、開発計画地域は、携帯電話会社によっては通話不可能なエリアであることから、緊急時の情報収集や防災無線を聞く場合にも、できるだけ電波環境は低雑音でなくてはならない。</p> <p>さらに、振幅変調であるAM波は、無信号時には本放送と妨害波が同時に聞こえるため、放送区域の定める電界強度と同じレベルでは混信を生じさせ S/N 比が低下する。したがって妨害波は、これよりもさらに低い電界強度であることが条件である。</p>	区 域	電 界 強 度 の 範 囲	高雑音区域	10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下	中雑音区域	2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満	低雑音区域	0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満	<p>8.67～9.05 km、信越放送-予測地点間が約 5.45～6.25 kmであるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK から約 9.05 km地点の電界強度は約 78dBμV/m、信越放送から約 6.25 km地点の電界強度は約 81dBμV/mになると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。今後、何らかの問題が発生し、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>
区 域	電 界 強 度 の 範 囲												
高雑音区域	10 [mV/m] 以上、50 [mV/m] 以下												
中雑音区域	2 [mV/m] 以上、10 [mV/m] 未満												
低雑音区域	0.25 [mV/m] 以上、2 [mV/m] 未満												
8	第4章	第17節 電波障害	4-17-3	<p>③妨害電磁波の強度を、「混信保護比」を下回るレベルを厳守すること</p> <p>ラジオ（中波）放送における同一周波数の混信保護比は、1949年ジュネーブにおける第3地域無線通信主管庁会議における規準およびCCIR Rec448、およびRec449-1にて、同一周波数における混信保護比を40dBと定めている。また、総務省による電波法関連審査基準でも、FM放送（VHF）での同一周波数の混信保護比は36[dB]となっており、大変厳しい基準である。</p> <p>実質的には、中波放送は混信が多いため、40[dB]を下回るとは、他の混信の影響が大きいことから、実現は難しい。そのため、ラジオ放送に限って、わが国でのチャンネルプラン上の混信保護比の規準は、同一周波数および異なる送信系列の場合の電波に対しては、26</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。本事業予定地におけるNHK及び信越放送のAMラジオの近接送信所は、諏訪湖北側湖畔の岡谷湖畔公園（岡谷市）、信越放送が諏訪湖南側湖畔の諏訪湖ヨットハーバー東側（諏訪市）にあり、空中線電力はどちらも100Wとなっております。各送信所と予測地点との直線距離は、NHK-予測地点間が約8.67～9.05 km、信越放送-予測地点間が約5.45～6.25 kmであるため、空中線電力と距離から電界強度を計算すると、NHK から約 9.05 km地点の電界強度は約 78dBμV/m、信越放送から約 6.25 km地点の電界強度は約 81dBμV/mになると考えられ、「混信保護比」は満足すると考えております。そのため、現在、モニタリング等は検討しておりません。しかし、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には</p>								

意見書 108

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>[dB]、同じ送信系列の電波に対しては 14 [dB] としている。</p> <p>但し、本事業の場合は妨害波の発生源がラジオ放送ではなく、電気設備から輻射される電磁波の影響であるため、さらに厳しい基準が必要と考察する。</p> <p>ここで、準備書に記載された PCS の電界強度をもとに、視聴地でのレベルを、上記基準から試算してみる。</p> <p>1) CCIR 勧告である混信保護比を 40 [dB] とした場合 放送区域で規定された 47.96 [dBμV/m] -40 [dB] = 7.96 [dBμV/m] ※0.25 [mV/m] の 1/100 以下にしなければならない。 ※但し、この数値は現実的に不可能なレベルであるので一般的には 2) を用いる。</p> <p>2) チャンネルプランで規定された 26 [dB] とした場合 47.96-26=21.69 [dBμV/m] ※0.25 [mV/m] の 1/20 以下にしなければならない。</p> <p>以上のように、PCS から視聴地における電磁波の電界強度は、最高でも 21.69 [dBμV/m] を上回ってはいけない計算となる。</p> <p>また、PCS からの妨害電波は、電力量が大きくなれば、さらに大きくなることが予想され、一概に準備書・表 4-17-4 のレベルとなるかは不明である。しかし、仮に同表の電界強度を用いた場合、上記の 21.96 [dBμV/m] を下回るためには、さらに設置距離を伸ばす必要があり、準備書・表 4-17-4 からは、およそ 3~4 [km] 離れた位置にしないと、上記の基準をクリアできないこととなる。</p>	追加対策を検討する予定です。

意見書 109

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	霧ヶ峰の自然や生物に影響が出ないでしょうか。	本事業の実施にあたっては、長野県環境影響評価条例及びその技術指針とそのマニュアルに沿って手続き及び調査予測評価を実施しております。その中で、調査結果等に基づく様々な保全対策を計画し、その効果を検証するためのモニタリング調査も行う予定です。できる限り霧ヶ峰の自然環境に配慮した事業を目指しております。事業に対してご理解をいただければと考えます。
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	大雨等で水はけが心配です。	水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。
3	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	地震の際設置したパネル等が破損して周囲に影響が出ないでしょうか？	太陽電池アレイ用支持物（架台）や太陽電池パネルの架台取付部（固定部）の地震時の耐力について、地震荷重を想定の上設計を行い、工事計画届の中で監督部に審査を受けます。 発電所の運営においては、日常の巡回点検に加えて、地震や台風の後には緊急点検を行いますので、そこで破損パネルが発見された時には、安全に撤去し新しいパネルと交換することになります。
4	第4章	第1節 大気質	4-1-18	ソーラーパネルの太陽の反射熱の影響は？	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 110

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>長野県を訪れる観光客が何よりも求めているものは『美しい自然』です。連なる山々、澄んだ空気、美味しい水、緑豊かな景色。そのひとつに、霧ヶ峰高原があります。霧ヶ峰は、長野県の、日本の、世界の共有財産です。地権者は「自分の土地だから売るのも自由だ」と主張したいのですが、多くの人命にも関わる自然破壊に手を貸すのは、地権者の勝手ではありません。そして、未来を担う子ども達が私たちの共有財産であるように、「自分の子どもだから」といって虐待している親を許すことはできないのと同じで、それは親の勝手ではないのです。</p> <p>「ピーターラビット」の作者ビアトリクス・ポターは、湖水地方に住み、破壊を恐れて多くの近隣の土地を購入し、死後は遺言により所有していた土地がナショナルトラストに寄付されました。自然・環境は代々受け継がれていかなければならないものなのです。</p> <p>自然を護ることと、自然を破壊することの違いは「知性」の差にあります。</p> <p>Loopの見解によると、「ここは『危険渓流』だが『土石流危険区域』ではない。」</p> <p>などと言っています。ボーリング調査だの、調整池だのを議論する以前に、そして「危険渓流」や「土石流危険地域」であろうとなかろうと、巨大な範囲におよぶ自然を破壊してはいけません。世界中で自然破壊が問題とされているのに、このLoopという会社はどこまでもその流れに逆行しています。2019年8月6日の信濃毎日新聞の1面には「再生エネ 買い取り縮小へ」と題する記事が載りました。「制度を見直す時期が来た」として「安定収入を目当てに事業計画がずさんな発電業者もみられた」とあります。業者も、地権者も、自分たちの利益しか考えない、カネの亡者ではありませんか。自然</p>	<p>供用後のパネルは、地形的に遠方からは見えますが、周辺からは見えにくいという特性があり、眺望に対する影響は大きなものは想定されません。また、残置森林の保全を実施し、対象事業地の約50%が森林のまま残されます。霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないよう、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。</p> <p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p> <p>そして弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えております。</p>

意見書 110

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>は自分のものではありません。「土地（自然）は先祖から受け継いだものではなく、未来の子どもたちから預かっているだけである。」というネイティブアメリカンの言葉があります。それは、少しも形を変えることなく未来の子どもたちに譲らなければいけない、ということです。業者と地権者のやりたい放題、好き放題で自然を破壊することは許されません。</p> <p>そして「さわやか信州」を標榜する長野県も、はっきりと態度表明をしなければいけません。長野県は公式ホームページで、「NAGANO～TO MOVE YOUR EMOTIONS～ Summer long Ver」という名で、諏訪湖や茅野市の映像を流して信州をPRしています。それを見た県外者が観光・移住したくなるような美しい映像ですが、そこに霧ヶ峰にメガソーラーが設置された後の予想画像も載せたらいいのです。そうしたら誰ひとり、長野県には寄りつかなくなるでしょう。観光地としての長野県もおしまいになります。</p> <p>以上</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>事業実施区域内において調査池は川の中に作られる。これは登記上は川ではないが誰が見ても川である。川の底には土砂が堆積しており、水面より露出している部分（B調整池 29-Z1）の調査結果として、B調整池（29-Z1）の試料は $P5=2.765\text{g}/\text{cm}^3$ と「重鉱物が多く含まれる土」であると判断されると報告書に書かれている。当然重鉱物がどの様な物なのか、この時点で自然由来の重金属汚染を考慮しなければならない。黄鉄鉱（パイライト）が含まれていれば調整池を大規模に掘削し水面より下の</p>	<p>現況調査で土壌汚染について分析を行いました。特に問題ありませんでした。この地域でたとえば鉱山跡などや特定有害物質を廃棄浸透していたような土壌汚染の恐れのある施設は事業地の中にはありません。自然由来の汚染物質についても特にこれまで事例は把握しておりませんが、実際に調整池の掘削工事などを実施する前には土壌汚染について改めて確認を行いながら、慎重に工事に着手します。なお、ご指摘の黄鉄鉱については、地質的に熱水変質帯や海成泥岩層などに含まれる鉱物</p>

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>堆積している土砂や岩ズリに含まれる黄鉄鉱を空气中に曝す事により黄鉄鉱が酸素と反応し、硫黄を生じるそして硫黄が水に反応し硫酸となり土が酸性化する。その酸性化した土をダブルウォール工法の調整池の堰体を使う計画で余った酸性土は外部へ搬出する予定となっている。当然調整池内の裏流水を酸性化し、地下へ浸透し滞水層の地下水は酸性水となり、滞水層に存在する鉱物を溶解し、溶液を取り込み、重力に従って移動し、湧水へ湧出する。調整池から湧水（水源）までの滞水層にどのような鉱床、鉱脈が存在しているか、自然由来の重金属がどこに、どの程度存在しているか、ボーリング調査を試みなければ解らない。しかし汚染原因者は明確で存在している。Loop が調整池を作る為、大規模な掘削をする事で、酸性水が発生し汚染が始まり、数十年後、水源に汚染された地下水が湧出し人々の健康被害が生じる。「人の健康被害が生ずるおそれがある」とは、・汚染された土壌が人に直接摂取される可能性がある・敷地内に存在する土壌汚染が原因となって汚染された地下水が、ア) 人の飲用に供せられ、または供せられることが確実である。イ) 水道法に規定する水道事業、水道用水供給事業または専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、または取り入れられることが確実である。ウ) 災害対策基本法に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供される水の水源とされている。エ) 水質環境基準が確保されない公共用水域の水質汚濁の主たる要因となり、または原因となることが確実である。と定められている。調整池の掘削が開始された時点で汚染は始まり、汚染水、酸性水が地下浸透し滞水層を数十年かけて水源に到達し、飲用水として摂取され健康被害が生じる。直接表流水、伏流水の流れている場所を掘削するので酸性水の地下浸透は防げない。対処は色々あるが返って汚染の原因になる可能生があり数十年後に飲用出来なくなる危険が大き</p>	<p>で、掘削等により水や空気にくれるとその反応で酸性水を生成し、周辺環境に影響が及ぶことがあるとされています。事業地において黄鉄鉱を含有する地質は確認しておりませんが、工事中は土壌汚染の確認とあわせ、水質（pH）の監視も行います。</p> <p>また、現在事業地内で工事前の調査の一環として、追加的にボーリング調査を予定していますが、その中でも地質状況居について改めて確認いたします。</p>

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>くなる。又、残土として搬出する場所は隣の鉄平石の採石場であり同じ水源の涵養域で雨が酸性土に触れ酸性水となり地下浸透し、滞水層に達し数十年かけて水源に到達する。鉄平石の採石場に搬入された酸性土は他の土と混ぜずに雨に触れない様に、又地下へ浸透しない様に処置する必要がある、定期的に検査する等管理する必要がある、中和する事も出来るが、横河川の生態係に悪影響を及ぼす可能性が高い。搬出した残土の管理は誰が行うのか、上桑原牧野農業協同組合、霧ヶ峰上桑原共有地組合、上桑原山林組合、が積任を持って管理してもらわないと数十年後に健康被害が出てからでは遅い。又万が一健康被害が出た場合の保障も取り決める必要もある。自然とは不確定なものでないとは言い切れないと、Looop から説明を受けている。知事意見として土壤汚染に係る環境基準項目の全項目の調査を実施し、準備書に記載する様に指示されたのに自然由来の重金属汚染について調査してなければ準備書に不備がある事になり再提出すべきである。その為には再調査が必要で、特に地下水の滞水層の調査が重要である。調整池の掘削域を30m グリッドでボーリングを滞水層より深く行いどの様な鉍床・鉍脈が有るのか、無いのかを調査するのは当然であるが、事業実施区域内のボーリング調査を詳しく行い且つ事業実施区域・残土搬出場所から南沢水源・大清水水源までの区間の滞水層にどの様な重金属や重鉍物、鉍脈、鉍床が存在するか、しないかを30m グリッドで滞水層までボーリング調査し、調査結果を準備書へ記載して再提出する事で、調査したと言えるので他の調査を引用しているだけでは本当の調査とは言えない。口先だけで誤魔化し、質問した事にキチンと答えない準備書の説明会よりも詳しい調査結果に勝るものはない。上記の再調査が出来なければ中止するべきで、もし黄鉄鉍が発見されるか、(少量に係わらず) ボーリングした試料の酸性化があれば健康被害は起こり有るので即刻事業は中止</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>すべきで、自分達の子や孫に健康被害をもたらしてまでも事業を実施して利益を得たいのか、周辺住民の健康を奪う権利はどこにも存在しないはずである。</p> <p>昨年 2 月 25 日事前説明会（北大塩公民館で開催）で要求した資料の中に平成 29 年 6 月 23 日～平成 29 年 9 月 6 日に株式会社技術開発コンサルタント及び株式会社アースリサーチが行った地質調査の報告書その 2 に B 調査池の DtC 層について重鉍物を多く含む土壌であると報告されているが準備書には記載されておらず、29 日の質問説明会で自然由来重金属汚染の観点からどのような重鉍物が含まれているか、又、土壌の酸性化による酸性水の地下浸透の原因となる黄鉄鉍が川床に含まれているか質問したが、その様な調査はしていないとの回答であった。酸性水が地下浸透した場合、地下にある重金属等を溶出し水源へ湧出する恐れがあるのではないかと質問したところ、環境アセスには、その様な項目はない。県の指導により環境アセスを実施している。たとえ酸性水が重金属を溶出し飲料水として使用しても霧ヶ峰水係の地下水は非常に潤沢であり、プールに 1 滴を垂らす様なものであり影響は非常に軽微であるとの回答であった。しかし、知事意見として、残土処理計画の見直しにより工事に伴う残土を隣接の採石場に搬出することを踏まえ、土壌汚染に係る環境基準項目について全項目の調査を実施すること。また、重金属等が含まれていた場合の対処方法などの環境保全措置の検討を行い準備書において記載すること。と指示されている。平成 31 年 4 月 1 日に施工された土壌汚染対策法には黄鉄鉍による酸性土の記述もある。何より、酸性水の地下浸透による汚染の影響に対してプールに対して 1 滴であるとする譬えは、南沢水源、大清水水源を飲料水として利用している人達の健康・生命・財産を軽視した表現である。第二種特定有害物質（重金属等）地下水準備によれば、カドミウム及びその化合物は 1L につき 0.01mg 以下であるこ</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ととある1滴=1g(1cc)と仮定すると、プール=10M×50M×深さ2Mとすれば、1000M³である。1mg=1g÷1000であるから1Lをプールに換算するとカドミウム及びその化合物は10g、つまり10滴となる、六価クロム化合物は0.05mg、プールに対し50滴、シアン化合物は検出されないこと、水銀は0.0005mgであるから、プール2杯分に対して、1滴となり、プールに対する譬えは当然不適切なもので認識不足では済まされない。恣意的な準備書を作成しても住民の理解が得られるどころか、反感・不信が増すばかりである。周辺住民の理解が得られない以上、事業は中止すべきである。</p> <p>土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に平成15年2月15日に施工。その後、土壤汚染対策法の施工を通じて生じた課題等を踏まえ土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、搬出土壤の適正処理の確保等の内容を追加した土壤汚染対策法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施工され、さらに法律の施工5年が経過し、法の状況について、検討を加え、必要な内容を追加した土壤汚染対策法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施工された。</p> <p>残土処理計画の変更について、知事意見では、「残土処理計画の見直しにより工事に伴う残土を隣接の採石場に搬出することを踏まえ、土壤汚染に係る環境基準項目について、全項目の調査を実施すること。また、重金属等が含まれていた場合の対処方法などの環境保全措置の検討を行い準備書において記載すること。」としている。</p> <p>土壤汚染の項目に自然由来重金属等含有土があり、土壤汚染対策法の特定有害物質でかつ土壤汚染の自然的</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>原因となり得る化学物質としては、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ほう素、およびこれらの化合物が挙げられる（第二種特定有害物質のうちシアンを除くもの、以下「重金属等」という。）これらの物質を自然的に含み、これらの重金属等が生活環境への悪影響を与えるおそれがある土、岩ずり等の発生や地山の土や岩盤を指す。又、酸性土として、硫酸イオンや鉄イオンの存在下でかつ、還元的雰囲気中で堆積した堆積物には、一般的に黄鉄鉱（パイライト）等の硫化鉱物が含まれている。この地層が隆起などにより地下水面より上に位置する状況下で水と酸素と反応すると硫酸を生じ、土が酸性化する現象が生じる。火山活動などに伴って鉱化変質作用を受けた岩にも黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれている。建設工事においては、こうした土が堀削されて空気と水に曝されることにより、酸化的雰囲気に置かれ、硫酸が生成されて発生土が酸性を呈する場合がある。</p> <p>こうした土は「酸性硫酸塩土」と呼ぶ。酸性化する地山や自然由来重金属等が溶出しやすい状況となり、よりリスクの高い土となることにも留意が必要である。と記述してある。</p> <p>知事意見として、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を指示されているのであるから自主申請にはならない。又、準備書に自然由来重金属の記述がない。</p> <p>A 調整池構造図・B 調整池構造図・C 調整池構造図に堰堤の基礎の構造が書いていない。しかも図面は参考図と書いてあり「※設計条件により変更となる場合があります。」と書いてある。設計条件とは何か設計は調査により、条件が確定して出来るのではないか、確定していないという事は調査が不足しているのではないか。そもそもなぜ準備書の資料編に株式会社東日本開発が株式会社土木管理総合試験所へ発注したボーリング調査の柱状図が掲載されているのか。7月29日の質問説明会で東</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>日本土地開発と L000P との関係を質問したところ、本事業に関して、無関係であると回答があったが、土木管理総合試験所は発注及び料金は東日本土地開発より受け、調査結果報告書は東日本土地開発に提出してあると聞いている。なぜ関係しない東日本土地開発の調査結果が掲載されているのか、しかも、A 調整池では実施されていないが、B 調整池 B-3 深度 6.60M~7.60M・C 調査池 C-3 深度 5.50M~6.70M で実施された室内試験三軸 CUB の結果が準備書に表記されていないのはなぜか。堰堤の支持地盤の耐力が分らなければ条件が確定しないので基礎・堰堤の構造が設計・検討出来ないのではないか。必要な調査がされているのか疑問である。何より調査結果が出ていても検討の根拠としなければ正しい判断が出来ない。又、他の調査結果の信憑性があやうくなる。今まで何度も準備書の事前説明会を開催する度不安が増して来ている中で準備書が提出され、内容を見ると、調査不足や不備が見つかり、信憑性が低下している。ボーリング調査等を必要最大限行い設計条件を確定し、設計が正しいか調査結果を用いて判断して準備書を再提出するか、事業を中止するか判断すべきである。</p> <p>1) 平成 29 年 10 月に株式会社技術開発コンサルタント・株式会社アースリサーチから、ソーラーパネル四賀太陽光発電設備設置事業に伴う地質調査その 2 の報告書が提出されていて、A・B・C 調整池のボーリング調査で室内土質試験三軸圧縮試験 CUB が実施されて、表土 F 層（黒ボク）の粘着力 C (KN/m²) せん断抵抗角 φ (度) の結果が報告されているのに準備書に掲載されていない理由が示されていない。</p> <p>2) A・B・C 調整池は事実上川床でボーリング調査が実施されており、コアの状態で保管されているので Dtc 層のコアを A・B・C 調査池で各々三軸 CUB の室内試験を行った方が実際に近い値が出るのではないかと、なぜ B-4 の値が各調整池へ応用出来るのか、しかも、川の中ではな</p>	

意見書 111

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>く、山の中である。含水率・飽和度が極度に違い過ぎる。</p> <p>3) 技術解説書に地振時に液状化のおそれのある地盤として、イ、地表から 20m 以内の深さにあること、ロ、砂質土で粒径が比較的均一な中粒砂等からなること、ハ、地下水で飽和していること、ニ、N 値が概ね 15 以下であること、とあるが、調整池は実際に川の中に作られるので、当然地下水で飽和されているにも拘らず液状化の判定が行われていない理由は、液状化する可能性のある土の上限値は平均粒度 D50、10mm で標準貫入試験が実施できる程度の礫質土は液状化の可能性のある土とみなされている。</p> <p>4) 準備書の対象事業の内容として、A・B・C 調整池の構造図が掲載されていて、調整池詳細図・構造図の中の調整池放流断面図で上流側壁面材がセグメント鋼矢板 (t=6mm) と表記されているが、実際は鋼矢板ではなく軽量鋼矢板である。本来鋼矢板とは t=8.0mm 以上の厚さの鋼材の名称で t=6mm の鋼材は軽量鋼矢板で飲み川砂防堰堤では、SP-10H つまり、t=10.8mm の鋼矢板が使用されている。鋼矢板と軽量鋼矢板では断面二次モーメントに大きな差が有り、軽量鋼矢板では強度不足ではないか。50 年、80 年確立降雨強度の必要容量をクリアしていても、堰堤自体の強度が不足していて、水圧に耐える事が出来なければ、土石流災害は甚大なものとなる。しかも、地震時の短期荷重も考慮されておらず、周辺住民の不安は大きくなり、準備書の内容自体信用出来なくなっている。再検討・再調査を第三者機関に託す事で納得出来る準備書を再提出するか、事業を中止するか、判断すべきである。</p>	

意見書 112

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>ソーラーパネル設置により、周辺よりも気温が3℃上昇すると言われているようです。</p> <p>以下の心配があり、その心配を払拭するべく、調査・回答をお願いします。</p> <p>心配事：パネル温度上昇にともなう上昇気流の発生と、霧ヶ峰グライダー飛行への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が太陽光発電パネルに置き換わることによる、晴天時の温度分布を提示いただきたい。 夏季、春秋、冬季別に、霧ヶ峰のグライダー発着場から、ソーラー建設予定地およびその周辺5? までを対象エリアマップとし、4:00~20:00で1時間ごと ・上記温度分布をもとに、上昇気流の規模（最大速度、範囲）を提示いただきたい。 ・グライダーが上昇気流に入ったときの危険度について見解をいただきたい。 	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第18節 光害	4-18-3	<ul style="list-style-type: none"> ・晴天時、グライダーが離発着する際、太陽光発電パネルの反射による、操縦者への幻惑の可能性と、危険度について見解をいただきたい。 <p>リスクは 発生率×深刻度×リカバリー性 から推し量るべきであり、本ケースでは、</p> <p>発生率…上昇気流は確実に発生する。強さが問題。反射光による幻惑は確実に発生する。角度が問題。</p> <p>深刻度…最悪の場合は転落・死亡までの可能性があり、極めて深刻。</p> <p>リカバリー性…危険な状況が発生した場合のリカバリーはグライダー操縦者にゆだねられ、Loop 側からのリカバリーはできない。</p> <p>と考えております。</p> <p>上記質問に科学的根拠に基づく回答が得られない場合は、本事業に賛同できません。</p> <p>御検討をお願いします。</p>	<p>太陽光パネルの存在によるグライダー等の事故報告は事例がありませんので影響評価には取り上げませんでした。ただし、今後、そのような情報についても収集を続けていきたいと考えます。</p>

意見書 112

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第1章	事業計画の概要		<p>各地のメガソーラーですでに問題になっている事例を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や河川氾濫などの自然災害によりパネルが割れたり架台から引きはがされたりする。 電気配線も破壊される。 ・森林伐採地では土砂の流出が起こっている。 ・景観の破壊 ・反射光による生活環境の悪化 ・調整池の不適切な運用 ・火災時の消防士の感電死 <p>と、ぞろぞろと出てきます。</p> <p>本来、このような大規模開発には、いくつもの法令や条例によって、市民生活に不都合が出ないようにしている筈ですが、</p> <p>この状況を見る限り、現行の法令・条例ではカバーしきれていないのが明白です。</p> <p>Loop さまの説明は、環境アセスメント規定にある治水に関するものが殆どです。</p> <p>また、説明に使われている資料の出自は、「〇〇の文献」といったものが殆どで、</p> <p>諏訪市四賀を直接 Loop さまの手で調べたり実験したものは見当たりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法・現行条例で規制されそうな部分だけに対応し、 ・「都合のよい文献を探してきて、反論なければ承認」と見えてしまいます。 <p>しかしながら、市民・県民の生活は、現行法令・条例のみにあらずです。</p> <p>毎日目にする山の景色や、毎日口にする飲料水や、毎日仰ぎ見る天候や、毎日耳にする鳥や虫の鳴き声。遠く東京に本社のある Loop さまにでも想像がつくでしょうか？我々諏訪市民、長野県民は、豊かな自然を愛して大事に思っています。ドイツでは「メガソーラー建設に伴</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。

意見書 112

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>う森林伐採には、その5倍の新たな森林を健全な状態で創る」というような制度があるそうです。諏訪の四賀で失われた森林は、どこで補われるのでしょうか？また、メガソーラー事業によって、地権者や諏訪自治体にお金が入るのはありがたいことですが、失われる景色、失われる水、不安定なバランスの天候、変わっていく生態系、その他さまざまな未知のリスクなど、マイナス面を金額に換算すると、はたして電力の固定額買取が終わるころまでのトータルとして、それほど恩恵があるのでしょうか？ましてや、大規模自然災害の発生時に万が一でもメガソーラーが原因で人命が失われるようであれば、この事業の収支はあつという間にマイナスではないでしょうか？ソーラー発電に反対なわけではありません。人工物の多い都会の屋根などは、電力消費地と近く、エネルギー効率も上げられ、副作用が見えない自然環境の心配がないため、うってつけでしょう。しかしながら、いまや地球環境や諏訪市・茅野市にとって大きな恩恵をもたらしている山野を切り開いて、未知な副作用のリスクをとるには、この規模は大きすぎます。あまりに大きすぎます。リスクは 発生率×深刻度×リカバリー性 から推し量るべきであり、本ケースでは、発生率…全国のメガソーラー施設で発生している各種課題から推察すれば、何も無いことはあり得ない。Loop さまの見積もりはかなり偏った資料だったり、自己批判的な姿勢が見られず、信頼に値しない。深刻度…規模が問題。たとえば「金属由来の地中溶出物はメッキ処理で軽微」と言っているが、本数が数十万本となれば、影響は大きくなる。このあたりの簡単な計算も Loop さまはわかっている筈であるが、文書にされていないあたりが、不誠実である。リカバリー性…現行法令・条例だけをクリアして認可が下りた段階で、県や市にも発生した災害や不都合をリカバリーする責任は生まれる。これは裏を返せば Loop さまの責任減少となり、Loop さまが自己批判的に施工の</p>	

意見書 112

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>質を上げたり、運用を改善していくとは、現在までの Looop さまの態度からは考えにくい。従って、発生した災害や不都合をリカバリーする主体は市や県となるが、これも民間企業に公共機関が支援することはあり得ないので、結局リカバリー性は期待できない。と感じております。どうか Looop さまにおいては、自社の事業拡大と同じように、諏訪市、長野県民の負うリスクを、自己批判的に考えていただいた上で、科学的根拠に基づいたデータの取得の上、太陽光発電がもたらす本来のメリットと、それを自然環境中にありえない程の大規模構造物として作製するデメリットを天秤にかけ、圧倒的にメリットが多いとう説明を期待しております。その説明がなされないと、どう見ても御社の事業拡大のみに走られているという気持ちを拭い切れず、本計画には賛同できません。御検討をお願いします。—以上—</p>	

意見書 113

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>①樹木の伐採について 木の保水力は地域の保水力として大きな機能をはたしていますが73000本の木を伐採して、その機能を果たし続けられる数値的地盤的な具体的データを開示するよう調査下さい。 国土交通省河川局、農林水産省林野庁共に保水機能がある森林について、飽和流出量が少ないことをデータで示しています。</p>	<p>調整池は、森林が地下浸透力や保水能力により一時的に雨水を蓄えてから時間差で流していた機能を、貯留という形で保水機能を代替する機能を有しています。 ただし、森林は一般的に降雨終了後に緩やかに降雨を流し続けるのに対して、調整池は比較的速やかに降雨を流します。 調整池の規模については、長野県の基準に従い、また指導を受けながら防災上必要な容量となるよう設計しています。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>②中村社長はお母様が政界に通じておられると思いますが、御自身の「まずはやってみる」で政界に話を通じ、「まずはやってみる」で樹木の73万本伐採を「やっ</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 113

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				てみちゃう」のでしょうか？ ここで災害が起こった場合、人の生命に関わる事態が発生したくして「やってみただけ失敗しちゃった失敗も大事だよ」で済ませるおつもりでしょうか。私たちの生命線をご自身のマイルストーンになさいますか？	・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
3	第1章	事業計画の概要		3) 納税効果、投資対効果(利益)を住民の前で話さず、市及び県に経済効果でゴリ押しされるのですが、私たちの子供はそんな選択をした(する?) 現政権を代々愚弄することになるようなことだけは、選挙のすぐあとにすることは避けて欲しいと思っています。 つまりは、森を守り、湖を守り、木を守り、水を守り、人を守って欲しいということです。Loop の納税で行ったどの事業よりも、森を守ることを高く広く長く、市民は評価すると思います。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 114

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	茅野市にも諏訪市にも影響は小さいとしていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。 破壊した環境は元に戻ることはありません。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 115

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ソーラー事業の20年後の見通しがわかりません。私共年寄はまもなく寿命で居なくなりますが、子供・孫・ひ孫の世代への負の財産は残したくありません。どうか目先のことばかり考えないで、明るい未来へつながる事で頑張りたいと思います。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。

意見書 116

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>この度のソーラー事業は色々と悪い影響を与えています。</p> <p>事業実施面積は東京ドーム約40個分、そこに31万枚のソーラーパネルを並べる計画と聞いています。これは広範囲の環境破壊です。森林伐採によって水を汚染し、動植物の生息地を奪い、災害のリスクも増えます。周辺の住民は安全な生活が出来るのか不安に思っています。そこまでしてソーラーパネルを設置するのに値するのが疑問に感じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 117

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>現在、活用用途の低い広大な土地を有効活用できることは大賛成です。</p> <p>また太陽光発電という自然エネルギーの活用は、CO₂削減など将来の環境改善につながるため、建設に関する安全性の担保が確保できれば、前向きに推進していただきたいです。</p> <p>私はかつてこの計画地にきのこ取りに行き、倒木や鬱蒼とした放置された林で道に迷い大変な思いをしまし</p>	建設時に安全性を確保するように努めて作業をしていくとともに、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 117

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				た。 よって、ぜひ開発していただきたいです。	

意見書 118

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「大清水」は、沢山の方々が飲料他に利用させてもらっています。モニタリングをしても結果が出るのが数十年後と資料にあり変化があったら本当に取返しがつかないと思います。</p> <p>自然を破壊して（植物・水そして景観）パネル設置による気温上昇による、観光地としての（一）面は沢山あります。色々な条件をクリアしないで設置することに何が（+）になるのでしょうか？ 手をつける前にぜひ皆で考えましょう。</p> <p>クリアしない今のまゝでは絶対反対です。</p>	<p>大清水湧水は本事業計画地から地下水涵養域は外れているため、影響はないと想定しております。ただし、大清水湧水の流量モニタリング調査は継続してまいります。その他ご意見として賜りました項目は、長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 119

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>建設予定地内には多くの動、植物が生息しています。又、横河川のアマゴは固有種である事が確認されました。一度自然を壊してしまえば再生するのに長い年月がかかってしまいます。</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p>

意見書 119

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>又種は絶滅してしまえば終わりです。 なので貴重な自然を壊してまで建設しなければならないのか自然に対する貴社の考えをぜひ聞かせて下さい。</p>	<p>事業では対象区域の約半分に相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>

意見書 120

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>8月8日の長野日報で計画地が“諏訪マス”や“信州縄文アマゴ”の産卵地だと知りました。他にも固有種や在来種の動植物が多数存在していると考えられると思います。 太陽光発電に全て反対というわけではありませんが、今回はかなり大きな規模での計画ですので、十分な調査をお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。</p>	<p>在来個体群と考えられるアマゴも含め、調査にて確認した希少な動植物について、保全対策を実施いたします。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。</p>

意見書 121

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>【地域社会の不安とどう向き合うのか】</p> <p>東日本大震災で被害を受けた、石巻、気仙沼へ中村氏が赴き、独立型ソーラー発電セットを無償で設置し、地域の役に立つことの喜びから始まったという LOOP 社は、電源開発事業について地域社会と共に再生可能エネルギーの普及に取り組みますとしています。低炭素社会の実現には、あくまで地域主導のエネルギーを基礎とした分散型社会の広がり不可欠です。</p> <p>温暖化の進行による気候変動が常態化し、今年も、各地で大雨等による被害が絶えません。当該地域にも、大雨注意報が何度も発令され、地域住民は不安な時を過ごしています。里山の自然とは、そこに暮らす人々が、長い年月をかけて作り上げてきた、山と人との関係性に他なりません。とりわけこの地域は、古来から、「奥山の太木、里に下りて神となる」として神との心の契約を大切に、御柱祭を継承しながら里山と集落の平和を維持してきました。そこへ突然参入した企業が、登記簿上の契約を根拠に、山を削り、川を改変する事を、地域社会と共にと強弁するのでしょうか。地域の役に立つことの喜びは何処へ行ってしまったのでしょうか。何よりも中村氏自身が、工事中、あるいは稼働後も自宅の TV ニュースで、茅野・諏訪地方の大雨洪水注意報を聞き、地域の人々の不安と災害の危機に思いを巡らせた時、穏やかな気持ちでいられるのでしょうか。</p> <p>開発を行う者の覚悟と心境を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loop でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。
2	第1章	事業計画の概要		<p>【パネル火災への対応策を問う】</p> <p>毎日目視できる住宅太陽光発電とは異なり、山間に設置した 31 万枚のソーラーパネルの監視は至難の業であり、設置時そしてその後もパネルが全て健全であると考えerには無理があります。パネルの不具合で、あるいは自然災害や小動物被害による破損が原因でショートし、火災が発生することが懸念されます。設置環境は、落ち葉などの着火剤や山火事拡大につながる残置森林があ</p>	<p>電気主任技術者が事業地もしくは事業地から 2 時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p>

意見書 121

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				り、パネルは太陽や火災そのもの光で発電を続ける為、鎮火は容易ではありません。水は下へ、火は上へ、霧ヶ峰にも被害が及びます。消火活動も感電の危険から、特殊な対応が必要です。茅野市、諏訪市の消防署はもとより、地域の消防団とも緻密な防災計画が必要となり、地域に背を向けたままの事業は許されません。 消防との連携および防災計画を教えてください。以上	

意見書 122

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>少しでも水源の影響があるかもしれない所にわざわざつくる必要があるのでしょうか。</p> <p>もし影響が出た場合 失われたものは戻ってきません。</p> <p>自然エネルギーを普及させる事は素晴らしい事だとは思いますが、それによって自然が失われるのは本来転倒です。</p> <p>ただソーラーパネルをどんどんつくって自然エネルギーだからいいという訳ではないと思います。</p> <p>ソーラー事業を業とするのであれば、もっと環境を考えた設置場所、方法を研究する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。

意見書 123

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		1. まずは計画規模が大きすぎます。それぞれの土地にはその土地の環境に見合った「環境容量」があります。これを無視した開発行為は地域環境を損ね、自然災害を引き起こす原因となります。今回の計画には「環境容量」の観点が欠如しています。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第1章	事業計画の概要		2. 太陽光発電は自然エネルギーの有効利用の観点から今後も進められるべき事業ではありますが、山地荒廃対策として進められてきた植林地を伐採してまで進められるべき事業ではありません。太陽光発電施設の当地への建設には、70年生前後の山林の持つ環境安定化能力を零に戻してまでの利用に正当な根拠はありません。仮に失われた環境維持能力を補うための対策（調整池、砂防ダムの建設など）が取られたとしても、現在の自然能力に匹敵したものを造成することには無理があります。急斜面を有する山地渓流域での今回の土地改変事業には将来の災害発生の懸念が多く、地域住民として環境保全、水資源保全の観点からも反対です。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	3. 本計画の対象地域は水源保護地域ではありませんが、水資源を保護するには水資源保護地域を取り巻く広い山野の保全が必要です。霧ヶ峰を取り巻く里山地域はこの地域の水循環機能を健全に保つ上で重要な役割をしていると認識する必要があります。地下水の流動についての科学的な知見には未解明な部分が多くありますが、軽微でも影響ありと判断された場合には、その地域の開発は控えることが水循環法設定の精神と考えます。本影響評価書の地下水に対する影響は小さいとの表現を重くとらえて事業開始の可否を判断すべきと考えます。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。
4	第4章	第9節 植物	4-9-52	4. 本事業対象地には小規模ながらミズゴケ湿原の創成地が含まれています。この湿原は規模からすると小さく、貴重性は低いと判断され、希少植物については移植等により保護する処置がとられるかと思われそうですが、現段階では移植後の植物の生残の可否は不明です。今ある	ミズゴケが生育する範囲を含む湿地環境については、保全区域として基本的に改変しない計画となっておりますが、道路の設置により、ヌマガヤ群落の一部が消失する場所が存在します。改変する範囲に生育する希少種については、移植等による保全を行う予定です。移植個

意見書 123

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				所にその植物を残すことがその植物の保護に適切な対策と言えます。	体については、その後のモニタリングを行います。
5	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>5. 表流水の処理には調整池の設置で対処する計画ですが、調整池の設置そのものがこの地域の水収支、斜面地の崩壊につながる恐れがあり、環境影響評価の対象となります。</p> <p>以上5点について当案件について意見を述べました。</p> <p>当該地は、およそ70年前に山地荒廃による下流域の災害を防除するために先人が深慮し、身を挺して努力し、その植林の成果は未だ道半ばではありますが、現在の当該地域の安定化をもたらしている山地です。先人の努力と後世への遺志を無にして、再び災害を起こすことの無いように、本計画の実行可否に当たっては慎重な判断をお願いします。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 124

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	水がよごれるのは反対。	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を

意見書 124					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 125					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・私たち世代のためではなく、これから生きていく世代のためのことを考えた判断を希望します。 ・ある企業や、個人が、大自然を所有しているわけではなく、元々、誰のものでもない。多くの反対意見と、自然破壊のおそれのある状況では、工事を進めるべきではないと思います。また、強引に進めようとしている態度にも違和感しか感じられず悪い事をしようとしているようにしか見えないので、まずは寄りそった態度と、ゼロからの対話が必要ではないでしょうか!!! 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 126					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私はこの地域の住民ではございません、地域に根ざしておりませんので、振りかざす正義は持ち合わせておりませんが、縁がありましてこのメガソーラー計画を、浅いものではありませんが本計画を勉強させていただき、思うことがあり意見書を書いております。</p> <p>まず御社の理念、ヴィジョンを拝見し感銘を受けました。エネルギーを巡る争い、戦争、自然の恵みにより世界から無益な争いをなくしたい。富の偏在をへらし、より良い世界の実現、自然との共存をめざす等。都会に生きて、当たり前のようにエネルギーを消費する社会に生</p>	ご意見として賜りました。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 126

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>きている私どもにとって、自分の心に突きつけておきたい正義だと思います。自然エネルギーの活用はとても大切だと思います。しかし気をつけなくてはいけないのは、確証バイアスに惑わされない様にしなくてはいけないのではないのでしょうか、メガソーラーありきではなく、より良い世界が目標のはずです。</p> <p>さて、今回の計画ですが、豊かな森林を伐採して行われると承知しております。日本人の自然観に近い、ネイティブアメリカンの言葉を借りれば、父なる太陽の恩恵にあずかる為に母なる大地を傷つけるのに違和感を覚えます。森林管理の様々な問題や、計り知れない地域の問題もあるかと思いますが、設置地域と、周辺地域の軋轢が生まれようとしているのではないのでしょうか。形は変われどエネルギーを巡る争いがここでも生まれてしまうのではないかと危惧しています。これは地域住民の心の環境の変化として問題ではないのでしょうか。計画で失われようとしている森について意見ですが、伐採は環境に問題ないという考えの前に想うことがあります。日本には豊富な森があり、普段あまり気に止めないものかもしれないが、森はこの国の素晴らしい財産であるのではないのでしょうか。森は私たちには計り知れない仕事していて、閑遊地はないのです。</p> <p>数多い恵みの一例としてですが、森林浴健康効果が研究され、森のもつ力が注目されています。これは世界的に話題になっており、日本は森林浴発祥の地でありそのトップランナーです。</p> <p>この研究成果が広がっていけば、素晴らしい森を持っている日本の存在意義は注目され、インバウンドの格好の材料です。森林セラピー基地施設が拡大し、産業や雇用の創出、森による地域活性が具体化するといった可能性は多様で大きいのではないのでしょうか、未来へむけて重要な戦略のひとつになり得ます。</p> <p>自然と共に暮らすことで生まれ、培われた知恵や思想</p>	

意見書 126

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が 自然の豊かな恵みから得た木材や紙の建物や食文化、自然の脅威を恩恵に変える賢さ、そこから生まれた伝統の文化や技術。この日本の素晴らしさを大切にしたい土台の上で、この先の未来を考えて行くことは、我々、今を生きる世代が向かうべき道だと思っています。</p> <p>御社の理念にもある「全方向へ無限に」あらゆる方向に想いを寄せるエネルギー、資源、環境、生き物、生き方、自然、現在、未来、どれか一つにかたよらず、ワイドアングルビジョンで何が一番、自然や、地域、未来にとっていい方向なのか、もう一度再考していただけたらと願っています。</p>	

意見書 127

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の計画が進むこの地域は、土石流の危険区域にハザードマップで指定されています。準備書に環境への影響は“極めて小さい”と記載されていますが、本当にそう言えるのでしょうか？ここ最近では、豪雨とは呼ばない程度の雨でも、土砂が崩れることがありました。今後、環境が安心して守られていくのか疑問です。また、米沢の魅力は豊かな自然です。大清水、米沢米、農作物…など住民が誇りに思い守ってきた財産が沢山あります。それらが、これからも守られ次世代へと受け継いでいかれると言えますか？少しでも影響がでるのであれば、建設は中止してください。</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>

意見書 128

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は霧ヶ峰の自然が大好きで、この自然を次の世代へ残すべきだと思います。一度破壊した自然は二度と元に戻す事は出来ません。このような計画は将来を総合的に見すえた時に何かメリットはあるのでしょうか。買い取り価格も下がるようだし、この電気料金の上乗せも、なぜ、私達が負担しなければならないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loop でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。 ・固定価格買取制度 (FIT) を活用して売電する場合、制度により決められた期間は固定価格での売電になり、再エネ発電促進賦課金は、再エネを普及するうえで国民が負担しているものであり、国が定める電源構成の実現化には必要と判断されているものであるという認識です。ただし、なるべくその負担を抑制させながら再エネを普及していくことが重要であると考えております。賦課金は本計画の有無にかかわらず、発生しているものであります。

意見書 129

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪市四賀地区に設置予定のソーラーシステムについて いつも使っている水道の水源が自然がこわされず安心して飲める水を求めます。</p> <p>自然破壊される山、環境破壊等が懸念されます。おいしい水をいつまでも飲むためにソーラー設置には反対いたします。</p>	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。
2	第4章	第12節 景観	4-12-36	都会から観光に来て、ソーラーがあれば景観が悪くみどりの山々を観たくて来ているのに失望すると思います。ソーラー設置に反対します。	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。

意見書 130

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		森林を自治体住民の同意なしに営利目的で取引、利用すべきではない。権利者のものと捉えるべきでない。「極めて影響が少ない」＝「少なからず影響がある」とも受けとれる。少しでも環境に影響があるなら反対します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 131

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	地下水のモニタリングの結果が出るのは数十年後だと思いますが、その時に異常があっても手遅れです。その際の対応法を明確に説明して下さい。	本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 132

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		安全で継続可能なエネルギーとしてソーラー発電の重要性はわかりますが、長期的な環境への影響を考えた場所に設置しなければ原子力と大差ないように思います。 この場所への設置は反対です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 133

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		何か事がおこった時誰がどの様に責任をとるのか？保証はどうするのか？（東京電力の事を思えば、同じ様になるのはあきらか）	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 133

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>自然は一度破壊されると二度と元にはもどらない。 自分達が使用する電気はもっと違う方法で得られるのでは？ (長時間営業をやめる・各家庭の節電 各家の屋根へのソーラーパネル設置の補助額アップ等) 今本当に電気は不足しているのか？</p>	<p>・予測結果評価から必要な項目について事後調査を実施し、想定外のインシデント発生後でも影響を低減できるようなモニタリングを実施していきます。</p>

意見書 134

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪市四賀地区に設置予定のソーラーシステムの説明会に参加しましたが、ループさんの説明内容は、ただ内容の説明については形式的であり、地元住民に対して、十分に説明をするという気配が全く感じられません。</p> <p>また、説明内容も十分な調査を行わず憶測とループさんの都合の良い話であり、地元の住人はとても納得できるものではありません。</p> <p>又、当地区は南沢水源地でもあり多くの人の飲料水として利用されているところです。将来、水源汚染の心配があります。</p> <p>人々の生活の根定をおびやかす恐れのある事業は絶対反対です。</p> <p>将来水源が汚染された時だれが地元地区の水源保証をするのですか、ループさんはそれができますか！</p> <p>この地区は、豊かで安心して飲める水のおかげで、長年にわたり清酒業が盛んな地域でもあり、絶対に地元の産業と大切な水は守っていかなければなりません。</p> <p>その上で今回のループさんの計画、そのものについても反対です。</p>	<p>弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思えます。</p>

意見書 135

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	<p>ソーラーパネルの廃棄はどの様にするのですか。再生利用できない様なパネルを大量に設置する事は環境にとって、良い事なのでしょうか。</p> <p>再生利用できるのであれば、具体的な使用方法を教えてください。</p>	<p>太陽光発電パネルの廃棄は、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）に努めます。</p>

意見書 136

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電所は原子力発電所・火力発電所・水力発電所に比較して、開発・設置時とその後の運転時における環境への影響がもっとも少ない発電所だと思います。資源を使わず大規模発電していくことは、環境を破壊せず、長い眼でみて、子孫のため、社会のためになると思います。開発・設置時の造成等による環境への影響をしっかりと調査した結果が問題無ければ大賛成です。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、長野県環境影響評価条例、長野県環境影響評価条例規則、その他関連法令等に基づき適切に実施します。事業の実施による環境については工事の施工中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p>

意見書 137

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰全体の自然環境として、国定公園と里山をつなぐ貴重な場所です。</p> <p>将来に引きついで、保護しなくてはならない大切な環境であり計画は抜本的に見直すべきだと思います。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 138

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>天然記念物ニホンヤマネの専門家は、計画地内で確認したり放獣した経験があり、計画地は生存、繁殖に適した環境にあるそうです。</p> <p>確認されないのは調査方法が全く適切でないからだそうです。</p> <p>適正な調査を改めて実施して下さい。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モニタリングしていくことを計画いたします。</p>

意見書 139

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>貴社が行なおうとしている、大量の森林伐採計画は流域を大規模に掘る工事、また、20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画責任者、パネル支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示していない事業は絶対反対です。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>大規模森林伐採の裸山とパネル設置の山に大雨が降ったら、下流域に住む米沢地区住民はどうなるのでしょうか？</p> <p>また、「糸魚川ー静岡構造線」が走っているこの地域で大地震が起きる可能性は大きく、その危険性と不安はより大きいものになります。</p> <p>昔から繰り返し、土石流災害をおこしてきたこの土地の上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないで下さい。</p> <p>31万枚という膨大な数のパネル、100個ものコンデンサー、地震や故障等による万が一の火災発生。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、堰堤が決壊する等……想像を絶する様な危険を多く孕んでいる。大規模開発は絶対反</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を</p>

意見書 139

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				対です。	防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。
3	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	又、隣接地の産業廃棄物埋設地については、地下に浸みこんだ産廃の成分が地下水に影響を及ぼす不安が強くなります。そして、湧水、地下水への影響に関する調査、対策が不十分であるにもかかわらず『影響は小さい』という表現で誤魔化するのはやめて下さい！！	霧ヶ峰農場に隣接した産業廃棄物埋設地は、C調整池から200m程度以上離れた尾根を挟んだ場所に位置するため、事業により埋設地への影響は想定できません。なお、漏出等がないか県による水質調査が定期的に行われており、問題のある結果は出ておりません。本事業の現地調査の中でも、県と同様の調査を確認のため実施しましたが、現状で産業廃棄物埋設地から下流へ汚染物質が漏出していないと考えられる結果でした。
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	破壊した自然、環境は二度と元に戻ることはありません。 私たちの諏訪のすばらしい貴重な財産を破壊しないで下さい。このような事業者の計画は無謀きわまりなく危険で即刻中止すべきです。 「大清水」や南沢水源の湧き水は、次の世代の人々へ…と守り続け、ひきつがれていかなければならない「大切な命の水」なのです。 美しい聖地霧ヶ峰のすばらしい自然、貴重な動植物達、貴重な縄文遺跡、そして、私達の存在を無視した大規模ソーラー事業はやめて下さい。 なぜ？一企業の利益のために、私達ががまんしなければいけないのですか？ なぜ？ここに日々暮らしている私達が大きな不安をかかえ、犠牲を強いられなければいけないのですか？ この様なことは、決して許されるべきことでなく、絶	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果です。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。 なお、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 139

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>対にあってはいけないことであると、今、私は声を大にして云いたいと思います。</p> <p>中村代表あなたにも大切な家族、かわいいお子様がいらっしゃると思います。私達もみな同じなのです。</p> <p>『自分達がこれから、いったい何をしようとしているのか……？』</p> <p>どうか、今一度、あなたのその胸に手をあて、静かに熟考して戴きますよう切に切に願っております。</p>	

意見書 140

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪の水質に影響が出る可能性があるので、確かなデータが無いのであればソーラー設置すべきではないと思う。影響が出てからでは遅い。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 141

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>ボーリング調査を全く行わないのに、何故「影響はあるが極めて小さい」と言えるのでしょうか？</p> <p>貴社達の利益の為に、何故下流住民が不利益を持たされなければならないのでしょうか？</p> <p>湧水、地下水に少しでも影響が出た場合、貴社は、どのように対処するのでしょうか？</p> <p>法律の中で許させる範囲なら、今の長い時間をかけて造られた自然環境、地下水の流れ、湧水を破壊する可能性のある事業を進めるのは反対します。</p> <p>やるのであれば、しっかりボーリング調査をして下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>20年後、原状復帰の構想、計画を示して下さい。</p> <p>パネルなどの処理計画が示されないならば、単に利益だけ出した後は放置で、負の遺産を未来に残すことになります。</p> <p>環境に配慮して事業を進めるのなら、最大限の影響を想定した計画が出されなければ、工事は中止すべきです。</p> <p>工事により破壊した自然は、何十年も戻りません。</p> <p>多くの住民の命である地下水を破壊する可能性のある工事は中止すべきです。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 142

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>災害保険等には加入されるのでしょうか。その場合の保証の範囲を教えてください。</p>	<p>災害保険には加入する方針です。内容については現段階では検討中となっております。</p>

意見書 143

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。本来の調整池の役割を果たすことはできません。工事中、大雨の時は道路・パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた堆積物、腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥、細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により、農作物の生産に影響します。</p> <p>農業被害は避けられません。</p> <p>調整池は本来、川の外に造るものです。</p> <p>川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	<p>沢を活用して調整池を作ることは一般的に行われています。調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 144

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>数十万枚というソーラーパネルの設置と言う大きな事業は、どんな対策を講じても、地下水、河川水及び自然環境（動物、植物、鳥類、魚類）にも多大な影響をおよぼすものと思われまます。</p> <p>そしてパネル等設置に伴う大規模伐採により自然がこわされ現在の生育環境の変化により、多くの物が失われ、そして二度と取り返す事はできないでしょう。</p> <p>パネル設置により気候変動で気温の上昇、降雨の多発等々いろいろな事が心配され、とても不安な思いになります。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 145

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		我が国の環境対策技術は近年大幅に進歩している。また新たに開発する能力もある。諏訪エリアの地元住民への負荷ゼロ、環境に優しく人に優しい、長野県が日本全国に誇れる太陽光発電所になってもらいたいものである。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 146

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・諏訪湖の1/7の面積、31万枚のパネル設置は、大雨の時、災害が起きても、おかしくない規模です。2011年の福島第一原発で巨大津波が、過去起きているにもかかわらず、大事な対策を取らなかった東京電力。結局、巨大津波がおそい、取り返しのつかない事態になってしまった。この米沢地区も、この二の舞をふまない為に、パネル設置工事は、絶対反対です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 146

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第2章	地域の概況		<p>・過去 10 年間に米沢地区で大雨警報と土砂災害警戒情報が何回出され、それぞれが、いつ（年、月、日）発令され、被害状況はどうだったのか、教えて下さい。又、昭和 58 年の大雨の際の水害、土砂災害、規模の大雨が降った場合、絶対大丈夫なのか、説明が必要です。今後、それ以上の豪雨が降ることもあり得ます。具体的に雨量が、どこまでなら安心出来るのか。時間雨量、1 日の雨量、TOTAL 雨量、それぞれでも示して下さい。</p>	<p>地域概況では、洪水を伴う大規模な災害について把握し掲載しています。ご意見いただいた内容については対応を検討させていただきます。</p> <p>調整池の計画規模については、調整池に流れ込む降雨量（調整池にたまる雨量）と、調整池の排水施設（オリフィス）から流れ出す降雨量（調整池から出て行く雨量）の差し引きで調整池に残る雨量の最大値を元に調整池容量を決定しています。この計算では、降雨のピークを降雨の初期、中期、後期にずらして、降雨が長時間連続する事を想定した検討を行い最も不利となる後方集中と呼ばれる降雨波形により調整池に流れ込む雨量を算出しています。その為、ご質問いただきました時間雨量、1 日の雨量、TOTAL 雨量に対しては、雨の降り方により結果が大きく異なる事から一律のお答えが出来ません。参考までに、気象庁の過去データでお示しすると、諏訪観測点のこれまでの降水の経歴では、今回計画している調整池は満水（余水吐までの湛水）とはなりません。</p>
3	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>・諏訪湖の 1/7 の面積に 31 万枚のパネルを設置する事で、今までその地にいた鳥が、住みづらくなり、近隣に移住してくる事が考えられます。鳥が増えると、鳴き声が、騒々しくなり、又、ふん害も増え、迷惑です。又、生態系の変化により、昆虫の異常発生等も心配です。少しでも変化があるようなら、工事は絶対反対です。</p>	<p>対象事業実施区域やその周辺におきましては、騒音ふん害などの影響を及ぼすことがあるサギ類やカラス類などの繁殖繁殖地や集団ねぐらは形成されておりません。そのため、事業によりこれらの集団繁殖地や集団ねぐらが移動することはないため、鳥類による騒音やふん害による近隣への影響はないと考えております。</p>
4	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・パネルから落ちる水で、表土が削られ、ため池に流出します。年間、どの位、表土が流出するのか、教えて下さい。水路（U 字溝）の冬期間の凍みによる、ズレ、破損、土砂による埋没も心配です。</p> <p>以上の見地から工事には絶対反対です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安</p>

意見書 146

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>上記の対策により、パネルからの落水による土砂の流出はほとんど生じないと考えています。</p>

意見書 147

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「諏訪」という地名で皆さんが思い浮かぶ事は、自然の理を活かした観光地であり豊かな自然ではないでしょうか。</p> <p>目先の利害で損なわれた自然は元に戻る事はありません。不十分な検討書からは、水質問題も自然破壊の不安も何も解決されません。</p> <p>この地域に住んでいる私達の意見は未来への希望でもあります。改めて地域に目を向ける事で考えさせられました。</p> <p>ソーラー設置は反対です。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 148

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>ここ米沢（北大塩）の地はその名のとおり湧水が多くおいしいお米のとれる土地です。</p> <p>恵みの水でもありますがS58年の災害をはじめ昔から土石流災害を経験してきたと聞いています。豊かな森林でかろうじて守られている状態であるかと思えます。</p> <p>地下水脈が多いこの土地を十分なボーリング調査もせず、人口の手を加えることは自然への冒涇です。</p> <p>人工的な堰堤等ひとたび自然災害が起きればもろく、ひとたまりもありません。逆に凶器になりかねません。調整池を造らなくてはいけない工法がすでに初めから間違っていないですか？ 人は水で生かされています。今後の米作り水質悪化等不安です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>国定公園の霧ヶ峰近くに設置されることにより霧ヶ峰全体の自然環境に大きな変化をもたらします。大量の森林伐採と源流域の大規模な削堀は、豊かな動植物が生息地を奪われたヤマネやカモシカアマゴカジカそしてサクラソウ等絶滅、減少の道をたどります。</p> <p>国定公園への外来植物への浸食は里山がクッションとなって食い止めている部分は大きいと思います。国としてはどのように考えているのでしょうか。</p> <p>豊かな森林によって保たれていた下草、コケ類土壌の水分が失われ、気温の上昇による大雨や乾燥による火災も心配です。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、長野県環境影響評価条例及びその技術指針とそのマニュアルに沿って手続き及び調査予測評価を実施しております。その中で、調査結果等に基づく様々な保全対策を計画し、その効果を検証するためのモニタリング調査も行う予定です。できる限り霧ヶ峰の自然環境に配慮した事業を目指しております。事業に対してご理解をいただければと考えます。</p>

意見書 148

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第1章	事業計画の概要		<p>一度破壊された自然は絶対元には戻りません。20年後の原状復帰等あり得ません。そして事業者が破産した場合「現地権者に譲渡し返還することを検討する」とあるが、現在の土地の管理も出来ない現状と代替り等して権利の放棄でもしたら誰が責任を負うかも不明で現地権者はあまりにも無責任です。</p> <p>縄文時代より栄えてきた豊かな自然が宝である、この土地を豊かなまま私達の子孫に残してバトンタッチしてゆくべきだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。 本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 149

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>S. 58年9月に桧沢川土石流の被害にあいました。台風や大雨のたびに、その時の記憶がよみがえってきて、又起きるのではないかとそのたびに恐怖です。</p> <p>自然風化していくものはしかたないとしても、それに人工の手を加えたことで、更にそれを加速させるおそれがあることに反対です。</p> <p>ここ米沢の里は古来より湧水が豊かなおいしい米のとれる場所です。その水脈が工事によって変わる恐れが考えられます。</p> <p>米作りやのみ水等に影響が出れば死活問題です。建設には絶対反対です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止し</p>

意見書 149

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>ます。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 150

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>196.5haの大規模開発区域の約半分の88.6haのに太陽光パネルが設置される計画は、自然破壊と大規模な土砂災害を常に起す、危険度が最も高い開発となるため、この計画に反対します。</p> <p>土石流危険区域には「今は無い」との見解のようですが、この開発計画を行うことで、工事による影響はもちろん大規模のパネル設置により、想定外の降水等がひんぱんに起こる、今回、土石流等の災害発生が常に懸念される状況が起こります。</p> <p>下流域に生活する住民にとっては、常にこれ等の不安を押しつける開発事業には絶対反対です。</p> <p>株式会社 Loopはこの計画を中止すべきです。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p>

意見書 150

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水の湧水は地方、北大溝、又茅野市の水源としても重要なものです。</p> <p>諏訪市四賀ソーラー事業計画では、この湧水について「影響はあるがきわめて小さい」と説明されていますが、影響がでること自体この計画に問題があります。</p> <p>心配される地下水について、地質や地下水の専門研究者の方々は、湧水を知るためには、地下構造、地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要なことで、この調査にはボーリング調査が必要ではないですか。</p> <p>湧水、地下水に少しでも影響がある開発行為なら絶対反対です。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>

意見書 151

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>開発による外来植物の侵入に対しては車の洗浄、抜き取りなどの対策が立てられています。森林の伐採、道路のための切土、盛土工事、草刈り等によって日の当る面積が一気に拡大します。</p> <p>近年、里山まで爆発的に増えてきたセイヨウタンポポ、ヒメジョオンなど、森林では増殖できなかった飛来植物が開発によって定着、増殖することになります。やがて計画地を中継して上部国定公園へと種子を飛ばすことになり、現在でも国定公園周辺の外来植物の抜き取り作業は、追いつかない状況にあり、国定公園への負担は、一気に増大することが考えられます。その対処方法は準備書には、記されていません。これらは草刈りでは、対処できません。</p>	<p>外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p>

意見書 152

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>近年はどんどん過疎化が進み、若者達は都市部に流出していく中で町を変える・盛り上げる何か取り組みが必要だと常々思っていた。税金と人口の低下もありいつか私たちの生きてきた地域や文化がなくなってしまうのではないかと凄く寂しかった。今回の大規模太陽光発電は一定以上の森林を残したり、環境と市政に配慮した設計・工事を最優先に考慮するとの事で、下手なゴルフ場開発等よりもよっぽど建設的に市政の活性化に繋がるのではないかと。そして原発や火力発電よりも圧倒的に自然や人体にリスクや影響が少ないものであり、“自然との共生”を考えた上での地域の活性化としてはロールモデルと言えるため是非ともこれを利用しない手はない。</p>	<p>地元住民、諏訪市、茅野市が本事業によるメリットを享受していただけるような仕組みが必要と考えています。たとえば建設工事や保守管理業務の発注にあたってはできる限り地元企業を採用し地域活性化を図るという方針を持っています。ほかにも地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される業務となるよう努力していきます。</p>

意見書 153

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電は、クリーンなエネルギーとして期待されておりますが、広大な森林資源を破壊してまで行う意味はあるのでしょうか？ 森林を伐採することで、地力が落ち土砂災害が起こりやすくなる事、又、効率的にパネルを稼働させるために使用される農薬により、将来的に水質汚染が懸念される事、どちらも高確率で起こる可能性があるリスクであるにもかかわらず、それに対する明確な対策は未だ示されていないように感じます。</p> <p>ソーラーエネルギーの売電価格が安くなっている現在、御社が利益を出すためには、効率の良い発電と、無駄を省いた工事が必須条件かと思えます。だからこそよけいに乱雑な伐採、雑草駆除のための強力な農薬散布が懸念されるわけです。</p> <p>最近、霧ヶ峰では、長年の懸案であった廃墟の取り壊しがようやく実現いたしました。リゾートブームで建て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指してます。 ・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして継続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。 ・メンテナンスに農薬は利用致しません。 ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒</p>

意見書 153

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>られた後、所有者不在となり、安全面でも、美観の面でも問題になっていたものです。御社が建設するメガソーラー施設は、同じ轍を踏まないと明言して頂けるのでしょうか？ 万が一運営がうまくいかなかった時の対策、20年後、50年後の施設の姿もあわせて明示して頂ける様、お願いを申し上げます。</p>	<p>産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 154

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>再生可能エネルギー利用に異論はありませんが、悪影響を及ぼす事業には反対です。御社はこの開発計画で大きな利益を上げるでしょうが、負の影響を受けるのは地元の住民です。負の影響の金額保障を御社が負えますか。開発工事から操業期間そして事業終了まで、長い期間、住民は不安の中暮らしてゆかなければなりません。不安をもたらす当事業には反対です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loop でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。

意見書 155

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪市の水源に関するボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響が小さい」とされていますが、安心できません。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも湧水・地下水に少しでも影響があるなら開発はやめて下さい。</p>	<p>大清水水源の影響については、水文地質が検討可能な既往の地質調査結果があり、これらの既往資料等を基に地下水の流れについて推測可能であると判断し、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。</p> <p>科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事</p>

意見書 155

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 156

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	水の事が気になります。作ってからの調査では困ります。 大規模な物を作らなくてはならないのですか？	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。 また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 157

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ループは中部電力が株主でもあるようだし、災害時の非常用電源にもなるのでこの地域に必要だと思う。	災害時に利用できる独立キットを備えておくなど、発電所の運営のみならず、多方面からの地域貢献を検討していきます。

意見書 158

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	湧水への影響が心配だったが除草剤を使わずに管理するとの事なので安心していきます。 管理は地元の人を使って下さい。	本事業では農薬を使用せず人力での管理を行います。 地元の雇用等へ協力させていただければと考えております。

意見書 159

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		霧ヶ峰への太陽光発電「メガソーラー」設置 茅野市で開催された説明会で ・諏訪市への固定資産税増加 ・除草剤を使用せず、人力で除草するので雇用の拡大 観光面では、 ・自然との調和 ・中山間地での世界的な大規模の太陽光発電でインパクトがあるとの説明がされていますが 元々、設置されることになっている地籍は、一年を通し豊かな自然の恵みをもたらしてくれる場所です。 丈の低い草原や、ふかふかした広葉樹の土壌に、年間を通じて天からの恵みの雨水がしみ込んだ水源の場所です。 ・春先は、青々として草木の芽生えや、ひばりが空高く舞い ・夏は、亜高山帯の蝶が飛び交い、野の花が咲き乱れ ・秋は、紅葉でハイカーの目を潤し ・冬は、一面が真っ白な雪に覆われて、溶けた水が地下水になって、信州の銘酒を生み出す酒蔵に使用され ・また、一年を通じて降り注いだ雨水が、ゆっくりと地下に浸透し、諏訪湖へ流れ込み「諏訪の自然の源」となっています。 私も中学生や高校で「生物クラブ」で、休みになると、仲間たちと捕虫網やどうらんを持って、昆虫採集や植物	ご意見として賜りました。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・下流域を中心とした、事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loop でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。 ・売電収入から毎年撤去費用を積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。現行の太陽光パネルの耐用年数は20年以上であり、撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 159

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>採集に出かけ、分布状況などの研究課題として行ってきました、</p> <p>現在の太陽光パネルは、十分な発電能力を得る耐用年数も25年から30年と短く、廃棄する際の「鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質」の処分方法も確立されていません。</p> <p>日本各地の原発が、核のごみ処理方法が定まっていな いと同じで、太陽光発電も同様です。</p> <p>山梨県北杜市周辺での、ソーラーパネルを設置された場所を見ると、緑の中に「ギラギラと太陽光を反射するパネル」が設置され、周辺を車で通過するのにも、思わず直視できないような状態です。</p> <p>私の家から直線で10kmほど離れた山間に、ソーラーパネルが設置されていますが、太陽の角度により「ギラギラ」と反射光が見られます。</p> <p>自然の中で花の蜜を求めて青空を舞う蝶や、虫を追う鳥にとって、「ソーラーパネルのギラギラした輝きがどのような影響を及ぼすか」想像してみてください。</p> <p>また、ソーラーパネルから反射された放射熱の問題も直視できません。明石市で家の隣にソーラーパネルが設置され、その反射の熱で室内温度が50℃を超して、著しく居住環境が悪化した例があるように。「山の中に大きなボイラーが置かれた」と同じような状態になり、周辺の緑の森が乾燥し、地球温暖化になるのではないのでしょうか？</p> <p>今回の説明会で、</p> <p>諏訪市への固定資産税増加、除草剤を使用せず、人力で除草するので雇用の拡大とあるソーラーパネルが設置された地表は、従来からの自然の植物相を破壊する行為になり、これらの植物相の中で、営々と生命を育んできた動植物にとっては、死活問題になる。</p> <p>観光面では、自然との調和、中山間地での世界的な大規模の太陽光発電でインパクトがあるとの説明がされ</p>	

意見書 159

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ていますが、裏を返せば「世界的な大規模な自然環境破壊」で環境面へのインパクトがあまりにも大きすぎます。</p> <p>今までの説明会では、地下水への影響は殆どないとも説明されていますが</p> <p>メガソーラー設置は「一企業の目先の利益優先の説明に過ぎません」</p> <p>ましてや、一回破壊された自然は、元の通り「復元することは不可能」です。</p> <p>自然エネルギーへの転換は理解できますが、100年後、いや数百年後の末代の孫子の世代に豊かな自然を残すのは今を生きる世代の義務です。</p> <p>地域住民の反対を押し切って、メガソーラー計画を進めることは、「御社の企業倫理」にも反するものではないでしょうか？</p> <p>「自然環境を破壊し尽くす『本メガソーラー計画の白紙撤回』を強く求めます。」</p> <p>株式会社 Loop 環境方針</p> <p>私たち株式会社 Loop は、持続可能な仕組みづくりが求められる現代社会において、自らが果たすべき役割と責任を認識し、環境へ与える負荷を減らしていくための継続的改善を実行します。再生可能エネルギーを普及させる企業としてエネルギーの無駄をなくし、事業活動と環境配慮を両立させ、社会に貢献する企業を目指すために、以下の項目を重点的に推進します。</p> <p>1. 環境方針に基づいた環境目的・環境目標を設定し、その実行状況を定期的に見直すことによって、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、汚染を予防します。</p> <p>2. 弊社は、ソーラー発電所に必要な部材の調達から設置方法の考案、販売までを提供する企業として、お客様へ環境に配慮した製品・サービス・情報をお届けします。</p>	

意見書 159

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>3. 省資源・省エネルギー、廃棄物の削減などに取り組み、製品の開発・研究・企画の段階において、環境負荷の軽減に努めます。</p> <p>4. 事業活動に適用される環境に関する法令、及び弊社が同意するその他の要求事項を順守します。</p> <p>5. 環境方針は文書化し、すべての社員に周知し理解を得ることによって、環境に対する意識の向上と教育及び啓発を図るとともに、文書やインターネットのホームページを用いて一般の人々に公開します。</p> <p>御社の環境方針で、2. ソーラー発電所に必要な部材の調達から設置方法の考案、販売までを提供する企業…3の項目に廃棄物の削減がうたわれているが「廃棄する技術の確立が環境方針に無い」</p>	

意見書 160

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の現状復帰の具体的な構想図、計画、責任者等処理計画が、不透明であり、その場合の審査等詳細が不明具体的な計画を示して下さい。</p> <p>撤去費用等の算出、撤去期間も教えて下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 161

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	パネル等の金属が熱せられることや稼働することにより発生する環境変化などが無いのか調査して欲しいです。環境変化がどの位で何%増加するか知りたいです。	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 162

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>○木を切って抜根はしないとの事ですが、数年後にその根が腐っていった時にその場所の土はどうなるのですか。パネルを支える事が出来なくなるのではそうなると思われだして、横河川や私たちの住む下流域に被害が出ると思います。</p> <p>いつも不安を抱えながら、地元住民は暮していかなくてはなりません。</p> <p>木を切ってパネルを設置する事は絶対にやめて下さい。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 162

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>○調整池は大雨が降った時に水をためるもの水の流れている河川を掘り下げて造るものではないと思います。</p> <p>水の流れ、汚れになるような調整池（ダム）の工事はやめて下さい。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>設置位置については、調整池が集水対象とする流域の雨水が集まる低地に設置することが最も地形改変を少なく出来るために、この様な配置計画としています。</p> <p>調整池の計画地は個人の私有地であり、管理者がいる河川（水路）ではありません。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>○湿地は森林の中にあつてこそ樹木の伐採や調整池の掘り下げパネルの設置等々によって湿地はなくなってしまう。</p> <p>まわりに木を残すから大丈夫！ そんな事は絶対にありません。湿地が今のまま残り水ごけ、さくらそう、ときそう、その他の植物が生きのこれるよう。</p> <p>パネルの設置は絶対にやめてください。</p>	<p>踊場湿原（池のくるみ）の様に、湿地は森林の中だけに存在するとは限りません。また、湿地およびその周りの保全地域として設定した範囲の樹木は樹木の伐採等も行わず、これまで通り残存する計画としております。</p> <p>また、受け皿となる地質（土質）の分布や流入する湧水があり続けることにより、湿地としては存在するものと考えています。予測によれば、計画地内の湿地湧水の減少は5～19%であり、80%以上は残るものと考えており、事業実施に当たっては、湿地を保全するために、その残った80%以上の水が湿地全体に行きわたるような保全対策を考えています。</p> <p>なお、工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングいたします。</p>

意見書 162

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
4	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>○森林を伐採してパネルを31万枚 そのパネルからの温度上昇は大丈夫ですとの事ですが、我が家のすぐ近くに100枚程のパネルがあるだけで夏場には涼しい風が吹かなくなりました。 31万枚のパネル、どんな事がおこるのかわかりません。 とても心配です。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 163

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>森林伐とパネル設置による気温上昇について評価されていません。樹木・下草・コケ類・土壌の水分で今までは温度が下げられていましたが、工事後は植物からの蒸散量の減少に伴い温度上昇が予想されます。観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、微気候変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発などが懸念されます。 パネル設置は絶対にやめて下さい。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 164

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>わたしは、いつも大清水に水をくみに行っています。もしその水がよごれたりでなくなるのがこまるのでソーラーはぜったいにつくらないでください。 おねがいします。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 165

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	霧ヶ峰の伏流水を豊富に使って生活している者として自然環境が破壊されることに大変な不安を覚えます。一度変わってしまったら、もとは戻せません。子どもに今と同じ水を残せるよう、計画を見直して下さい。	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 166

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>計画されている土地は、昭和 24 年頃からの植林によって、長い年月をかけて森林の姿になっているということです。この森林としての利用、活用を根底からくつがえす程の理由があるのでしょうか。理解出来ません。</p> <p>諏訪湖や諏訪地方の面積を比べてみても、本当に広大な斜面になります。</p> <p>景観がそこなわれるというだけでは勿論なく、森がなくなることで水の保全が出来なくなることの影響はどのようなのでしょうか。「清水」があってこそその醸造業への影響はさけられないのではないのでしょうか。</p> <p>ふるさとを離れて半世紀近くすぎた現在でも、この地は大切なふるさとであることに変りはなく、そのふるさとへの想いも変わりありません。</p> <p>変化していくべきものもあると思いますが、どうしても守り続けていくべきものもあると思います。</p> <p>この事業、どうしても納得いくものではありません。</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 166

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ぜひ、考え直していただきたい。</p> <p>「自然エネルギーの開発」という名のもとに、自然を大きく破壊することは、まったくもって本末転倒と言わざるを得ないと思います。</p> <p>その開発をしなかったら、諏訪地方にすら大部分。人の命にかかわるとか、そういった絶対的な根拠があるのでしょうか。</p> <p>私たちには、今、現在のくらしを成り立たせていくのと同時に子や孫の未来に、こわれていない地球を残していく責任もまた、あると思うのです。</p> <p>もう一度、一からしっかり調査を行なっていただきたい。「想定外」などという言葉将来使ってもらいたくありません。</p> <p>どのような影響がこの開発によって、あるのがないのか、どれくらいあるのか、諏訪にすら人々にしっかりと説明できるようにしていただきたいです。</p>	

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>再生可能エネルギーの発展に太陽光発電は重要です。しかし、どこにでも設置すれば良いというものではありません。「どこで」一設置場所が問題です。</p> <p>今回のLoop社の計画は自然破壊以外の何ものでもありません。全てにわたり、影響は少ない、とする見解。小坂先生がおっしゃっているように、このような問題は影響が多い少ないではなく、有るか無いかで考えるべき。</p> <p>万が一影響があるとすると、30年後ぐらい。この問題に私たちはどのようにして責任を取るのですか。</p> <p>今こそ、この無謀な事業を中止させていただきた</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また調査の結果、事業計画地が地下水に影響を与えることは限りなく少ないと捉えておりますが、今後も大清水湧水の流量調査などモニタリング調査を行って監視してまいります。</p>

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>い！！！！</p> <p>後世のために今私たちがしないといけないことではないでしょうか。</p> <p>Loop 社のこの事業にたいする、姿勢は非常に無責任であるとみられます。</p> <p>例えば、事業計画の 1.6.5.7 で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物：当該地域において重要な植物の生息及び生育が確認された場合、本事業による環境影響を可能な限り回避、低減方法を検討します。 <p>「問題が起こってから対処する姿勢」「しかも可能な限り…検討する」</p> <p>「環境への影響は少ない」の一点、張り。もし影響が判明したら…、</p> <p>その時点で、対応する。このような考え方、姿勢が事業計画の随所に見られます。</p> <p>一旦人が開発したところが簡単に元に戻ると考えているとしたら、自然というものを知らないにもほどがあると思います。たとえ人間の目から見て軽微な問題であったとしても、小動植物には未曾有の大地震みたいなもの。地球上のすべての生き物の頂点に立つ人間の今回のような身勝手な開発を絶対に許してはいけないと強く思います。</p> <p>霧ヶ峰の自然は単に諏訪地域や長野県の宝だけではなく、日本の国の宝と確信します。今ある知恵を駆使して、現状保存に努力することこそ、が、今こそ、求められているのではないのでしょうか。</p> <p>信州大学の宮原裕一教授を技術委員会の会議に是非お呼びください。</p> <p>教授のお話を聴き、的確な判断をしていただきたいです。</p> <p>ほとんどの一般市民は専門知識がありません。</p> <p>将来に禍根を残すことのないよう、英知を集めていただきたい。</p>	

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>事業計画 1.6.5.9 発電所廃止後の撤去及び処分 「…撤去及び処分に要する費用を積み立てます。」また、「万が一事業者の破産手続き開始等の申し立てがされた場合、事業用地を現地権者に譲渡することを検討します。」とあります。</p> <p>諏訪市での説明会の折、とても十分な積立金額ではないし、地権者の合意はどうなっているのかとの質問者の指摘に対する返答は曖昧でした。このように、曖昧な返答は技術的な面でも何回もあり、説明はとても納得のいくものではありませんでした。万事「事が起こった時に検討する」という無責任な姿勢。</p> <p>事業計画に対して、明快に返答ができないような事業者を信頼することはできません。</p> <p>ともかく、政府の FIT 政策の恩恵だけを目当てに強硬策をとっているとしか思えません。</p> <p>平気で地域住民をだますような行動を展開——配達地域指定郵便で承認されてもいない時に「すでに Loop 社のこの事業は承認され、工事手順は…」という文書を茅野市、諏訪市の全戸に配布。由由しきことと、Loop 社長野支店長、上久保氏に、訂正と謝罪をはっきりお願いいたしました。が、相変わらず自社の本工事への正当性や社会貢献度の大きさのみを大きく提示。地域住民や本工事への誠意などかけらも無い会社。本当に信用できません。</p> <p>Loop 社は長野支店を二年前に地域住民の質問への対応窓口として諏訪市に開設。しかし Loop 社の偽善行為だと思います。地域住民をだますための隠れ蓑——大事な、また、肝心なことは現場対応責任者の支店長の頭の上を通過していると強く感じます。</p>	
2	第 4 章	第 9 節 植物	4-9-52	<p>開発による外来植物の侵入に対しては、車の洗浄、抜き取りなどの対策が立てられています。</p> <p>が、森林の伐採・道路のための切土、盛土工事、草刈</p>	<p>外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専</p>

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>り等によって日の当たる面積が一気に拡大します。近年里山まで爆発的に増えてきたセイヨウタンポポ、ヒメジオンなど、森林では増殖が出来なかった飛来植物が開発によって定着・増殖することになります。やがて計画地を中継して上部国定公園へと種子を飛ばすこととなります。現在でも国定公園周辺の外来植物の抜き取り作業は追いつかない状況。更なる国定公園への負担は一気に増大することが考えられます。その対処法は準備書には記載されていません。これらは草刈りでは対処できません。</p> <p>実施区域内に進入する前にタイヤを洗浄と記されていますが、その洗浄設備はどのようになっているのでしょうか。誰がどのように管理・監督をするのでしょうか。</p> <p>ある問題を解決するために、次の問題が出てくる。その解決のために狭い広いに関わらず、新たな開発地域が生まれ、新たな環境破壊の危惧が生じる。</p> <p>基本的に本工事は無謀な自然破壊以外の何ものでもなく、自然界への畏れを忘れた愚かな人間の仕業。都会ではすぐには理解しにくいかもしれませんが、この地域では自然の営みや恵みを無視しては多くの生活はなりたちません。農業、漁業、林業は言うまでもなく、豊かな水があつてこそ酒作り。観光も然り。この地域に都会的なものを求めて人々はやってくるのでしょうか。</p> <p>本工事の即刻中止を求めます。</p>	<p>用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p> <p>また、車両のタイヤの洗浄については、「対象事業区域への進入前」の洗浄を重点的に実施するとともに、他地域から資材を運搬するような車両については、「対象事業実施区域を含む山域への進入前」の実施を検討しています。洗浄後の外来種子が含まれた水については、フォルター等を用いて種子をこしとり種子の拡散を防止します。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>信州大学、宮原裕一教授からお聞きしましたご意見をそのままお伝えします：</p> <p>先日の説明会には参加できませんでしたが、配布資料は諏訪市からいただいております。</p> <p>1. 水象の部分について、「宮原の様に分析した」とありますが、私よりも雑な涵養標高の推定を行っており、その標高を根拠に結論を出しているのが気になります。</p> <p>2. 河川（横河川）の水量についても、</p>	<p>1. 湧水の酸素・水素同位体分析を用いた涵養域の推定において、他の論文等（風早・安原, 1994）で発表されている手法を用い、最も限られた範囲から湧出していると考えられる事業計画地内のC, D湿地の湧水の分析結果を比較の基準として平均涵養標高を推定しました。</p> <p>2. タンクモデルによる流出解析結果からは、流域からの浸透がある（茅野横河川流域全体の涵養量に対して38%）水収支結果となっており、整合の取れる状況となっていると考えています。</p>

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>比流量でみると計画地下流で地下浸透があることが示唆されるにも関わらず、その点を無視しているような印象も受けました。</p> <p>3. 建設により角間川東側の支流の流量が減れば、角間川沿いの農業用水にも影響するようにも思えます。</p> <p>宮原 裕一</p>	<p>3. 準備書においては、角間川左岸側（東側）の支流は茅野横河川の流域に比べ全体的に比流量も小さいことから、これらの流域の表流水は他流域等からの流出域ではなく、流域内の地下水流動が主であるものと考えて表流水に対する影響予測は実施しておりません。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>Loop 社の配達地域指定郵便、Vol.5 に諏訪市への税込収予想が記されています。</p> <p>17年間で約9億円。諏訪市への税込収寄与をうたっております。</p> <p>しかし、本工事は多くの専門家が危険であるという警告をだし、即刻中止すべしとの意見が出されています。</p> <p>9億円は自然破壊の代償金？</p> <p>破壊された自然はお金をどんなに積もうとも二度と戻ってはきません。</p> <p>霧ヶ峰の大自然の価値など金銭で測れるものではありません。それに、本工事の地籍は諏訪市にあったとしても、この自然の宝は諏訪市だけのものではありません。</p> <p>Loop 社のやり方は「やくざ的」だと思います。「困っている人にいかにも親切そうに、手助けを申しでて、その結果、周りがどうなろうが知ったことじゃない。」</p> <p>お金儲けだけを考えるとしか見えない Loop のような会社に売るに等しいような行為をすることは諏訪市の、いえ、長野県全体の恥だと思います。</p> <p>日本全国が注目していると聞きます。</p> <p>「貧すれば、鈍する」だと言われたくないですね。</p> <p>本日、令和元年8月8日、長野日報の第一面に、Loop 社の開発による「諏訪マス」と「縄文アマゴ」の主要産卵地が破壊され、絶滅の危惧の記事が大きく出ています。</p> <p>私達一般の市民は知らないだけで、このような小さな動植物の問題はまだまだいっぱいあると思います。</p>	<p>売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。弊社としましては動植物に関しましても、長野県環境影響評価の手順の中での技術委員会の審査を経た上で、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 167

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>Loop 社は説明会の折でも、影響は認めています。しかし、万事にわたり、「わずか」だとか、「移動させる」などです。</p> <p>このような考え方は人間のおごりだと思います。</p> <p>地球環境が大きく変わりつつある現在、私達が今考えなければいけないのは、今ある貴重な自然をどうしたら後世に残していけるかということではないでしょうか。</p> <p>それには小さな動植物の声なき声に真剣に耳を傾けて聴くことだと思います。</p> <p>後世に禍根をのこさないために！</p> <p>大きな、大きな、人工的工事は、土地とその自然の破壊でしかありません。</p> <p>準備書では「影響はわずかである。」といったコメントが多く、想定外ということになったら誰が責任をとれるのでしょうか。</p> <p>100%安全といわれた原子力発電所の事故の例に学ぶべきです。</p> <p>「想定外」ではすまされないのですから。</p>	

意見書 168

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>震災ボランティアから始まり、メディアにも様々な取り組みが取り上げられ、まじめに再エネ普及に取り組んでいる会社の印象です。応援しています。</p> <p>大規模太陽光発電所のことは悪い話もよく聞く。記事を読むと Loop のように環境に配慮し、計画的に作れば悪いものではないのではないかと思います。これも一つの大切な電源だと思います。</p>	<p>この電源を活用し地元で安価な電気を供給し、災害時に利用できる独立キットを備えておくなど、発電所の運営のみならず、多方面からの地域貢献を検討していきたいと思います。</p>

意見書 169

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>1. 自然環境 今回の事業計画については、面積が広大で、自然に影響を与える事が懸念されます。一度破壊された自然の復元は簡単には出来ません。 自然への影響を充分調査するべきと考えます。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、長野県環境影響評価条例及びその技術指針とそのマニュアルに沿って手続き及び調査予測評価を実施しております。その中で、調査結果等に基づく様々な保全対策を計画し、その効果を検証するためのモニタリング調査も行う予定です。できる限り霧ヶ峰の自然環境に配慮した事業を目指しております。事業に対してご理解をいただければと考えます。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>2. 災害等 北大塩には、霧ヶ峰より多くの川が流れており、又、水道水として利用される重要な大清水の湧水があります。これらに本当に何の影響もないのか答えられる人は、誰もいないと思います。有識者も、あくまでも予想の範囲としているだけであって、洪水が各地で起こっても、予想外であったと云うのみで、予想外の事はあちこちで起こっています。その様な場合、誰が責任を取るのですか。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>また、万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また、床上浸水の被害を与えた場合 <p>事業者の責において対応致します。</p>

意見書 169

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第1章	事業計画の概要		3. 構築物等 事業に関しては、広範囲にパネル設置等の施設が必要になります。もし事業者が、事業から撤退した場合に、施設はどうするのでしょうか、バブル経済当時、各地で観光事業と称して、多くの建物が建てられ、その後、採算が取れず、そのまま放置され、今では負の遺産として、困っている自治体が多数あります。今回の事業については20年という事ですが、事業を継続するか否かに拘わらず、将来、老朽化した施設を放置しないという明確な説明が必要と思います。	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 170

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		八ヶ岳中信高原国定公園の一角を担う霧ヶ峰山中に「大規模・ソーラー事業」を計画する事自体が、貴方の知性・見識の欠如の表われであります。そもそも国定公園の目的とする所は、優れた自然の風景地を保護すること、生物の多様性の確保に寄与する事であります。貴方の計画はこれの真逆の景観を損ね、生物の多様性は言うまでもなく、その存続さえ危うくする行為であります。このような支離滅裂・筋道の立たない事を、阿部知事が許可する事はありません。計画を取り下げて下さい。以上	<ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 171

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	降雨・降雪は事業区域、約200町歩(196ヘクタール)の山林に地下浸透して帯水層に供給される。そして大清水などに湧出するのは5~20年後だそうです。これが現	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく

意見書 171

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				況です。パネル設置によりこの現況は著しく悪化するの は明らかであります。パネルにより雨水は集水され地表 を走り地下浸透は激減する。これにより土石流災害の危 険度は高くなり、反面、地下浸透は少量となり数年後の 「南沢水源」「大清水水源」など貴重な水源の衰退は火を 見るより明らかであります。よって「土砂災害の危険性 の増大」「水源涵養の著しい機能低下」を考慮すれば、阿 部知事が「林地開発」を許可する事は万に一つも無い事 を貴方は認識すべきであります。以上	予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言え ない性格をもっていることから、「極めて小さい」という 表現で記載しております。事業についてはできる限りの 配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思い ます。 また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化 の有無について把握するためのモニタリングを行い、そ の結果については長野県に報告を行いながら事業を進 めてまいりたいと考えております。

意見書 172

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		もりのきをきらないでね	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境 に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払 拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 173

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	メガソーラー建設に反対です。 近年増加している豪雨などへの対策不足、また建設す る事で2次的に誘発してしまう災害に対する評価が低 く感じられます。 また、事業終了後の土地の原状復帰に対しても具体的 な計画も無いと聞きます。 無責任な計画の元、行なわれる当計画は地元は必要と していません。	土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うこと で安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土 砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な 抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2 地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っていま す。 また、水害等のリスクに対しては、次の対応を行うこ

意見書 173

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>とで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>なお、固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして継続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 174

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>現在地球温暖化による水面上昇が懸念されています。今回長野県に設置される大型太陽光発電所が利用できればCO₂を削減し後世の人々のためになると思います。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 175

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		化石燃料はいずれ底を尽きます。であれば、今から再生可能エネルギーの主である太陽光発電所を作るとは、我々の子供らの為にもなると思います。爆発や放射能汚染、大気汚染などの危険性が限りなく少ない安全な発電所が設置されることを望みます。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 176

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>私は諏訪市諏訪に生まれた時から住んで 45 年になります。</p> <p>小さいころから水道の水を飲んできました。冷たくて、おいしい</p> <p>それが普通の水だと思って飲んでいました。</p> <p>親戚の人が来た時も「諏訪の水というより家の水はおいしいと言ってくれ」それが自慢のようでした。私は学生時代に都会で生活をしましたが</p> <p>水道水をはがぶがぶ飲むという事はほとんどありませんでした。</p> <p>それはおいしくないから…</p> <p>諏訪はお水がおいしいから酒も、味噌も醤油も作っている</p> <p>未来ある子供たちの為においしい水を飲ませてあげたい</p> <p>きちんと地下水、水質の調査をし、問題がないか調査をして欲しい。</p> <p>東京都の豊洲市場の時と同じように専門家の調査をし首長に納得をいく説明を求めます。</p> <p>人口が減少していくのにこれ以上の電力は必要ないのではないか、景観を壊し、環境を壊してまで工事をやる必要はない。</p>	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 177

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>森林を伐採して、諏訪湖の面積の1/7がソーラーパネルになるなんて、自然エネルギー開発とは言えません。本末転倒です。パネル31万枚！想像もできません。</p> <p>車の運転中、東京に向かう電車から、山を削ってのパネル設置を見かけます。山が崩れてこないのか、ここに住んでいた生き物たちはどうなったのだろうか、と思っていました。</p> <p>人間はなんて傲慢だろうかと思います。その92.3MWはどうしても必用なんですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えております。環境保全と両立した再エネ導入を目指しています。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 178

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>表記事業がもたらす問題（影響）を公に示し、然るべき第三者機関の調査結果を添えて決定機関に訴える。</p> <p>1. 水の問題</p> <p>諏訪・茅野両市共に、水質に影響のする心配があるのであれば、水源・涵養地と各使用水との因果関係をきちんと示すことが肝要。</p>	<p>水質に関しては環境影響評価条例に従って、調査予測評価の方法案を提示する方法書の手続きを経て、実際に調査予測評価を実施しその結果案を掲載した準備書を公表したところです。その中で、今回の事業の内容を勘案した調査予測評価を実施し、水質についてきちんとした対策をとることで概ね環境に対して大きな影響を及ぼすことは想定されない内容の評価結果とさせていただいています。第三者機関による調査という問題はこれまでも指摘されることがありますが、現行の環境影響評価制度では事業者自らが実施することとなっています。事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 178

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	2. 景観・文化財・動植物の問題 水の問題を提起する団体とは別の団体の意見を提起しないと、単なる脚色に取られかねない。	準備書の公告縦覧にあわせ長野県環境影響評価条例に従い住民の皆様のご意見を頂戴いたしました。受付期間は過ぎましたが、ご意見やお問い合わせについては、随時承っております。
3	第1章	事業計画の概要		3. 運営の問題 先進地の聴取等を経て、許認可権限を持つ市が、責任を持つしかない。 人口が減少していくのにこれ以上の電力は必要ないのではないか 景観を壊し、環境を壊してまで工事をやる必要はない。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 179

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		貴社の影響評価の数字と信大教授達の数字との乖離があります。事業者側と識者側相互の理論争を行い、再度その説明会を開催していただきたいと思えます。その後でなければ、この計画を進めるべきではありません。	技術委員会で協議中ですが、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 180

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		毎年ゲリラ豪雨が各地を襲うようになり、このような気候の変調を目の前にしながら、また、その原因がCO ₂ の増加にあることが指摘されて久しいのに、我々は大量に化石燃料を使用し続ける現状に有効な歯止めを掛けられないでいます。年々激しくなる風雨は、日本のすべての地域で起こっている現象であり、自然の警告にこれ以上耳を貸さないことを許さないと、叫んでいます。日	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 180

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				本のすべての地域で、低炭素社会の実現に取り組み、全世界に範を示し、狂い始めた宇宙船地球号の安定化への一助とすべきです。万難を排して、本ソーラー事業を実現し、今後の明るい日本の未来と地球全体におよぶ気候変動の安定化に寄与すべきであり、一刻の遅滞も許されないと考えます。	

意見書 181

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価されていません。樹木下草 2ヶ類 土壌の水分で今までは気温が下げられていましたが工事後は植物から蒸散量の減少に伴い気温上昇が予想されます。観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、微気温変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発、豪雨などが懸念されます。	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 182

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		地球の異常気象は年々ひどくなる一方です。大雨による災害で沢山(たくさん)の人や命や財産が失われています。線状降水帯などがソーラーの山の上に何日も居座って土砂災害が来ないとは誰も言えません。この人的な災害は被害者にどれほどの衝撃を与えるか想像するだけで恐ろしい事です。自分自身またその子供の世代、いつ起きるかわかりません。人間の欲望に任せて作った大掛かりな施設は後世に悔いを残すものになります。作ることを断念する勇気を持っていただきたいと切に思い	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 182					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ます。	

意見書 183					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		世界中で環境破壊が進み、反対の声を上げる事のできない哺乳類、鳥類、植物などはなすすべもなく愚かな人間の行為を見ているのみです。少しでも今の環境を保つ努力をしないと緑の地球は茶色の死の星になってしまいます。欲に目のくらんだ人間もやがて絶えてしまうのです。一度壊れた自然は元通りになる事はありません。中村様にぜひともお願いをしたいです。貴方の力でこの自然をなくす事のない様な決断をして下さい。お願い致します。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 184					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	県のレッドリストに指定されている「サクラソウ」は調整池建設場所の横河川源流の両岸に群落として生育しているもので堰堤工事で壊滅しています。その場所の昔からの環境が変化しないので、生育できるものであり移植、種まきでは保護できません。移植するに適した場所がどこでもあるかも準備書には記されていません。群落として残せる手段があるならば明確にする必要がある湿地のサクラソウに関しても湿地の水の減少が報告されていることから、保存は難しいと思われ専門家の指導を受けても地形、環境が大幅に変わり、乾燥化が進む	事業区域内のサクラソウについては、沢沿いを中心とした湿性環境に生育しています。湿性環境については、保全区域を設置し、改変を避ける設計となっておりますので約 10,000 株以上の個体が保護され、群落として維持されていくものと考えております。ただ、一部については、調整池の設置により消失する個体がありますので、それらについては、新たに環境を創出し、移植を行います。 新たに環境を創出する際には現在、生育する環境と類似環境を創出できるよう環境条件等を調査を行い極力、

意見書 184					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ため計画地内のサクラソウは大幅に減少、壊滅的な影響を受けてしまいます。	類似環境を創出できるよう努めます。 また、湿地については、周辺の保全区域の設置、雨水を地下浸透させる方策などの保全措置を計画しております。

意見書 185					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について、具体的な計画を示して下さい。</p> <p>パネル設置で雨の90%が流れ下る事業は、対策を講じても、地下水、河川水への影響は否定できません。</p> <p>計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>「ジャコップアラ遺跡」が広く計画地に、確認されています。</p> <p>縄文遺跡が日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」として文化庁の指定を受けその一角を占めています。</p> <p>準備書では開発による切土、道路予定地の調査が行われていません。</p> <p>準備書ではなく、評価書に掲載することありますが、何故でしょう。</p> <p>諏訪市の貴重な文化財でもあるため、評価書までに丁寧な調査をして下さい。</p> <p>試掘による、計画の変更箇所がある場合も含め公開して欲しい。</p>	埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。

意見書 186					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	大清水の湧き水は100年先も飲めますか？ 少しでも影響があるならやめてください。 にごった水が田んぼに入るとお米はできません	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 187					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	大清水のモニタリングをしても、結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。 水量変化の原因は誰がどの様に何時究明するのでしょうか。その時の対処法については、「今現在は決めていない、有識者の意見を聞いて対処する。」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。 また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 188					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	①開発による外来植物の侵入に対しては、車の洗浄、抜き取りなどの対策が立てられていますが、森林の伐採、道路の為の切土、盛土工事、草刈り等によって、日の当る面積が一気に拡大します。近年里山まで爆発的に増えて来たセイヨウタンポポ、ヒメジョオンなど、森林	外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、外来植物の分布を継続してモニタリ

意見書 188

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>では増殖できなかった飛来植物が開発によって定着・増殖する事になります。</p> <p>やがて計画地を中継して上部国定公園へと種子を飛ばす事となり、現在でも国定公園周辺の外来植物の抜き取り作業は追いつかない状況に有り、国定公園への負担は一気に増大する事が考えられます。その対処方法は準備書に記されていません。</p> <p>これらは草刈りでは対処出来ません</p>	<p>ングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>②草刈り後の刈り置き場の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で発電パネルからの火災の可能性について評価されていませんが、31万枚という膨大な数のパネル、100個のコンデンサーの故障による。万が一の火災発生についての評価も加える事を希望します。開発地は西の諏訪湖から強い風の吹き上げる地域で枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら上部へと広がり、又は飛び火し、消火には難しい地域です。過去の火災の様に、特に春の乾燥時期は危険な為、火災発生についても評価を希望します。</p>	<p>電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p>

意見書 189

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>水の湧き出る所、その上流域に住む者の責任としてそこをいたずらに手を付けるべきではない。</p> <p>聖書の言葉を引用します</p> <p>川は海に流れていくしかし海があふれることはない</p> <p>川は始まりからまた流れる</p> <p>伝道1章7節</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 190

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>何ゆえに美しい霧ヶ峰をこわそうとするのか？ 20年先30年先どうなっているか真剣に考えてみるべきだ。開発と銘打ってグロテスクな造形物が続く霧ヶ峰は見たくない。</p> <p>目先の利益を求めて開発してとり返しのつかない事態がおこるのか目に見えているではないか。</p> <p>原発がそうであるように。 早まった決断をしてはならないと思う メガソーラーを作りたいのならいくらでもある休耕地を買いあげて作ればよい。わざわざ観光地にそのようなものは作ってほしくない。ましてやLoop社が倒産しないという保障はない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 191

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(91歳の老人です。眼が悪くなり自筆ができないので代筆してもらいます)</p> <p>幼い頃から、大清水で遊び、大清水の水を飲み、お米を作り、恩恵に預ってきました。</p> <p>この水は霧ヶ峰から地下水になって、何十年もかかって湧いてくるのだそうです。</p> <p>霧ヶ峰に31万枚もの大型のソーラーを建設するなど、とんでもない事です。</p> <p>以前信大の先生が大がかりの調査をされ、地下水は、大清水にも流れていると、発表されたそうです。今回は、会社側では、流れて来ない。→ごくわずかと説明されているようですが、信大の先生がされたような、きちんとした調査はされていないようですね。</p> <p>後で問題が発覚しても、取り返しがつきません。私はもう生きていないと思いますが、この地に生活する者達</p>	<p>熊井先生が実施した結果を参考にさせていただきながら、文献の中では実施されていなかった茅野横河川の流域や角間川流域内の調査も追加して実施しました。</p> <p>その上で、工事による北大塩水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響は発生しない、との予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格も持っていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討いたしますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 191

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				が、不安なく、暮らすためには、大型のソーラー建設は いりません。 建設に反対です！！	

意見書 192

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	パネル設置は茅野市にも諏訪市にも「影響は少ない」としてはいますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。

意見書 193

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>変えるべきものと変えてはならぬものを判断するにあたり、不具合の事象が顕著でなければ利便性や有益性を優先させることが往々にしてあります。</p> <p>その判断基準を盾に当該事業が正当化され実施に至ることは沖縄の辺野古埋め立ての事象に酷似する事となり、たとえ環境側面に対する影響評価の値が小さいものであっても、過去から受け継がれて来た自然の営みを閉ざす行為は後世に繋ぐものとして選択してはならぬものであると考えます。</p>	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 194

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要	4-6-62	株式会社 Loop 様の諏訪市四賀ソーラー事業が破産した場合事業用地を現地権者に譲渡し返還する事を検討するとありますが、パネル撤去や破産後の計画地を施工前の状態にする事は現実性が無く産業廃棄物として放置されかねません。その場合、株式会社 Loop 様はどのように責任を負うのかを明確にして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。

意見書 195

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ダンプ 5 万台分の残土は計画地から運び出されるため、アクセスの対象から外されましたが、運び出される先の鉄平石採石場はやはり横河川水系になります。盛り土の詳細な設計、計画、管理方法、泥水の流出対策（調整地等）工事中供用中、発電事業終了後以降の各責任者が明確ではありません。</p> <p>アセス対象でなくても残土に関して、一体的計画として具体的な安全土法や責任者を明確にして下さい。</p>	鉄平石採石場の現状復旧に関しては本環境影響評価の対象外となりますが、当事業地の残土を現状復旧として利用予定であり、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価されていません。樹木、下草、コケ類、土壌の水分で今までは温度が下げられていましたが、工事後は、植物からの蒸気量の減少に伴い温度上昇が予想されます。</p> <p>観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、微気変動による気温上昇気流による降雨の多発、豪雨などが懸念されます。</p>	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 196

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば開発には反対です。 破壊した環境は元に戻ることはありません。	大清水水源の影響については、地質分布状況や現地での調査結果から、ほとんど影響がないとの予測をしておりますが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 197

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	パネル設置で雨の90%が流れる事業は対策を講じても地下水河川水への影響は否定できません。 計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。	ご指摘のとおり、河川への影響は否定できないと思います。 そのため、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置する計画として、パネル設置エリア、管理用道路および調整池の流出係数を0.90(降った雨の降った雨の90%が直接流出)する条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。 工事中から供用後の一定期間においては湧水等の水量・水質変化の有無についてモニタリング調査を行い、効果が表れているかどうか(予測した影響よりも大きいか小さいか)について検証していきたいと考えております。

意見書 198

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	茅野市に諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば開発には反対です。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対して

意見書 198					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				破壊した環境は元に戻ることはありません。	も取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。

意見書 199					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然発電には、全面的に反対ではないが、景観・自然ハカイ etc。</p> <p>あと、中の液体【エキタイ】の毒性【ドクセイ】等自然ハカイ等にむすびつく、あと突風のおきた場合の安全性等は保障されているのか、ギモンである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 200					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>子、孫の世代に、自然を残し、負の遺産を残さないようお願いします。</p> <p>今の自然な霧ヶ峰が大好きです。無残な姿にしないでほしいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 201

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>設備には寿命があります。現在、ソーラーパネルの寿命は約20年とされています。</p> <p>この計画の長期的判断が不明です。原子力の二の舞にならないか不安です。設備も会社も永遠ではありません。しかし、地域社会はほぼ永遠の安心を希望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。

意見書 202

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>どうしてなのか？ このソーラー事業は初めから施設、設備、有きで始まっている様に思われ、誰かがどこかで、美味しい汁を吸い上げている様に思われ非常に悲しいです。</p> <p>資料を見たり、読んでみると、いかにも見切り発車が見え見えで本当に後で、後悔した時には取返しのつかない事になってしまいそうななせももっと有識者の話を聞いて行なわないのか</p> <p>それに何も、地質調査、水質調査も、キッチリ行なわれていない様で、これで県、近隣市町村長が何も言わない事が、増々の不信感を作り上げています。なぜ、もっと回りの者を説得する、出来る資料等を提出し、これなら良いでしょうと言わせる資料と裏付を出していただきたい物です。</p> <p>今時の事なので、良い物であれば、賛成もいただけると思いますが、問題無い物であれば</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 203

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1) 計画地は牧草地需要、林業需要が無くなったあと、何度もリゾート開発話などが持ち上がっては消えを繰り返してきた。自然再生可能エネルギーである太陽光発電所であれば、産廃処分場となる心配もなくなり、工事期間中は地元の経済活性化の一助となるだろうし、将来的には地元諏訪地域の住民に供給される電力となるのだから、大いに歓迎したい。無事に事業を立ち上げ、遂行してもらいたい。</p> <p>2) 東日本大震災後、原発に頼らずにエネルギーを使っていきたいと思うようになりました。子どもたちや未来の日本を考えたとき、太陽光発電所は必要だと思います。この発電所は全国でも有数の規模ということなので諏訪市の自慢になるような発電所にして欲しいです。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>この電源を活用し地元へ安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市を始めとする地元のためになる施策を検討していきます。</p>

意見書 204

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ほとんど工事による影響は出ないとあれば、原発や火力発電所と違う再生可能エネルギーの発電所は造ってほしい。</p> <p>原発には反対で、原発の代案として原発に匹敵するような太陽光発電所が必要と考える。霧ヶ峰の下地域は管理ができなくなった原生林状態で、休耕田や里山などではとても追いつかない。そのような荒れた土地をしっかりと管理された土地にしていく必要がある。原発廃止を率先したドイツでは、太陽光発電とバイオマス発電で電気を補っている。長野県諏訪地域においても積極的に検討してもよいのではないかと。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元へ安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 205

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>この事業では、地元企業を使ってもらえるものと思っている。土地の状況、環境をよく知っている地元の企業の意見や技術、地域に密着したノウハウを是非活用してもらいたい。</p> <p>太陽光発電所は原子力発電所・火力発電所・水力発電所に比較して、開発・設置時とその後の運転時における環境への影響がもっとも少ない発電所だと思います。どんなに節電をしても旧来どおりのエネルギー施策では全世界が存続できません。長期的視点、全世界という広い視野を考えれば、太陽光発電による再生エネルギーをエネルギー施策とすることはこれから必要不可欠なことです。そういった意味で、設置に関して環境に影響がないのであれば、賛成致します。</p> <p>この事業では、地元企業を使ってもらえるものと思っている。土地の状況、環境をよく知っている地元の企業の意見や技術、地域に密着したノウハウを是非活用してもらいたい。</p> <p>太陽光パネルを置くのに木を伐採するのでよくないと思いましたが、新聞の記事を読んだ印象ではいろいろ環境への影響を考えて計画しているようなので、変な業者が作るよりいいと思います。</p>	<p>建設工事及び運転開始後の業務の発注にあたってはできるだけ地元企業を採用し、ご指摘頂いたような地元企業の強みを活用させて頂きたいと考えています。</p>

意見書 206

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪の自然を壊すことは許されないとします。個人の自宅の屋根にソーラーを付けるのは自由ですが、自然を壊すと天災が起きた時に崩れ落ちて来るなり二次被害が起き家が潰れることが間違いなく予想されます。諏訪は観光地として他からたくさんの方が来ます。景観を損ねることも教えられ反対したいと思います。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 207

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>里山は日本古来の風景として親しまれていますが、人間が手を入れて計画的につくられた風景という話です。先祖代々計画的に自然に手を入れてきて、その風景が今に残っているということです。原生林が悪いとは言いませんが、今後の地球レベルでのエネルギー環境を考えたとき、太陽光発電所がある田舎の風景も、今後必要になってくる、自然の風景になるのではないのでしょうか。</p> <p>福島原発事故のようなこと再び起こるようなことがあれば、また大きな悲劇が繰り返される。そんなことにならないために脱原発を進めたほうがいいと思っている。その代替電源として、再生可能エネルギーを促進することは必要だと思っている。ただし、いい加減な工事や事業運営によって地域の自然や人々の生活が脅かされるような事態はくれぐれも避けていただきたい。そのためにも、環境アセスメントをちゃんとやって欲しい。</p>	<p>この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市を始めとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 208

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>最初は正直、大規模な開発は災害などの発生の原因になるのではないかとマスコミの話を鵜呑みにしてしまっていたけど、よく自分で調べるとその原因は、事業者の無計画性であることが分かりました。今回 Loop さんは、環境への影響を調査されたり、災害が起きないように対策をされるという事なので、私は Loop さんの計画であれば問題ないと思います。</p> <p>中部電力も出資しているので、地域貢献に繋がるまちづくりをお願いします。</p>	<p>事業地周辺地域の消費向上に努め、地域活性化に繋がっていきます。</p>

意見書 209

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>毎年ゲリラ豪雨が各地を襲うようになり、このような気候の変調を目の前にしながら、また、その原因がCO₂の増加にあることが指摘されて久しいのに、我々は大量に化石燃料を使用し続ける現状に有効な歯止めを掛けられないでいます。年々激しくなる風雨は、日本のすべての地域で起こっている現象であり、自然の警告にこれ以上耳を貸さないことを許さないと、叫んでいます。日本のすべての地域で、低炭素社会の実現に取り組み、全世界に範を示し、狂い始めた宇宙船地球号の安定化への一助とすべきです。万難を排して、本ソーラー事業を実現し、今後の明るい日本の未来と地球全体におよぶ気候変動の安定化に寄与すべきであり、一刻の遅滞も許されないと考えます。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 210

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光は将来のエネルギーを牽引していく、環境に優しい資源である。事業用地をきちんと管理していただくという意味でも、今回の発電所建設には期待している。</p> <p>太陽光発電所は原子力発電所・火力発電所・水力発電所に比較して、開発・設置時とその後の運転時における環境への影響がもっとも少ない発電所だと思います。どんなに節電をしても旧来どおりのエネルギー施策では全世界が存続できません。長期的視点、全世界という広い視野を考えれば、太陽光発電による再生エネルギーをエネルギー施策とすることはこれから必要不可欠なことです。そういった意味で、設置に関して環境に影響がないのであれば、賛成致します。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元へ安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 211

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>中村さま</p> <p>大規模な森林伐採を伴う開発には反対です！パネルの管理はどなたがなさるのですか？ 1年間を通して夏と冬の霧ヶ峰に住んでみて下さい。</p> <p>どれだけ自然が厳しいか管理が大変か御自身で体験してみてください。お金を払って他人にやってもらうなんてことは人の道に反します。</p> <p>霧ヶ峰は自然を求めていらっしゃる方々です。</p> <p>不自然なものや考えはやめてください、どうか中村様が子や孫たちに好かれるよいおじいちゃんになってくれます様に、何か他に環境によいことでやりたいことはないのですか？ 化学肥料や農薬を使わない野菜づくり諏訪湖のわかさがよみがえる嬉しくなること一緒にやりましょう！！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所建設後のメンテナンスについては地元企業を積極的に活用していく考えです。 ・下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loopo でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。
2	第1章	事業計画の概要		<p>中村様</p> <p>二度の大戦、広島、長崎への原爆投下、沖縄戦、南京大虐殺、74年経った今でも人々に語り継がれています。そして福島原発事故はこの先何年語り継がれることでしょうか！</p> <p>自分の利益のために自然をこわしてもその富を死ぬ時は持っていかれません。とり返しのつかない事をして子や孫たちに語りつがれていいのですか？</p> <p>やめるならまだ間に合います。</p> <p>やめる勇気を応援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 212

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>北大塩地区の上の霧ヶ峰から車山にかけては、非常に森林が少ない中ですばらしい大清水の湧水が保たれています。これ以上の森林伐採をし山を荒らして湧水を枯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 212

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>渴してはなりません。この大清水は茅野市民の大切な生活用水を減らしたり汚したりする様な事は断じて許されません。</p> <p>横河川の源流の川の中にコンクリート製でない堰堤などを絶対に作ってはいけません。近年の気象状況は以前では考えられないような、線状降水帯等がかかると今回の様な脆弱な堰堤では、ひとたまりもなく瓦礫化し、下流域に甚大な被害が想定されます。</p> <p>今回の事業を中止すべきです。</p>	

意見書 213

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>説明会に参加した中で、色々な意見が出ておりました計画地自体の変更を検討すべきと考えます。</p> <p>本当に諏訪地区、茅野地区を思っているのであれば、行政の指示にのった調査をし、水／温泉に影響無い証明を説明して貰いたい。</p> <p>又、万が一にも影響が出た場合にはどの様な形で保障していくのか明文化して頂きたい。</p> <p>変更が出来ないのであれば上記の理由により計画の見直し、中止を検討下さい。</p> <p>当地区には南澤水源を利用している住民がおります。この事業によって本当に水源に影響は少ないのでしょうか？ 信州大学教授の文書では違うと断言しております。</p> <p>どちらが正しいのでしょうか？ この調査は必ず行って貰いたい。小さい子供達も居る地区です。20年、30年この場所に住み続けていく中で生きていく事に一番重要な水に不安を抱えて暮らしていかせるわけにはいきません。</p>	<p>環境影響評価については長野県の条例に従い手続きを進めさせていただいています。関係する地域の方々とは今後も対話を続けさせていただく所存です。その結果、湧水や水源井戸については水源の利用に差し支えるような影響はほぼ発生しないと考え、説明させていただいております。</p> <p>なお、温泉への影響については準備書には示しておりませんが、既往の文献にも「断層に伴うキレツ水によるもの」「深度 300m付近の安山岩層や石英閃緑岩中で温泉が確認される」(稲垣益次, 諏訪地方の温泉(1983))とあり、事業計画地周辺を流動している浅い循環系の地下水とは異なる流動により湧出していることから、事業による影響はほぼないものと考えています。本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 213

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				住民を納得させる調査報告をして下さい。	

意見書 214

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>計画地は牧草地需要、林業需要が無くなったあと、何度もリゾート開発などが持ち上がっては消えを繰り返してきた。自然再生可能エネルギーである太陽光発電所であれば、産廃処分場となる心配もなくなり、工事期間中は地元の経済活性化の一助となるだろうし、将来的には地元諏訪地域の住民に供給される電力となるのだから、大いに歓迎したい。無事に事業を立ち上げ、遂行してもらいたい。</p> <p>今回の提示内容から、環境について大きな問題はないとのこと。自然を大切にしたい気持ちはもちろんありますが、今後の日本としての将来性や、日本という小さな島国で活用されない放置される土地の問題という観点からも、太陽光発電という、地球自体に優しい自然エネルギーを後押ししていくことは、よい選択だと思います。しっかりと環境などへの配慮がされて建設されるのであれば、何も言うことはありません。</p>	本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 215

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光パネルを置くのに木を伐採するので良くない部分はぬぐい切れなと思います。ただ、計画地は広大で現在でも管理していくのが困難である、という話を聞	事業実施による環境への影響については、工事の施工中と工事完了後において影響を低減するように努めます。

意見書 215

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>きました。エネルギー問題を併せて考えたときに、森をそのまま残すことが人間が住む地球環境として良いのでしょうか。私はそうは思わないです。地元の未来に役に立つ発電所を是非作っていただきたいです。</p> <p>未来の子供たちに環境との共存をしたエネルギー供給を継承してゆくためにも、再生可能エネルギーの施設は重要だと思います。日本の未来のためにも本件建設に賛同いたします。</p>	

意見書 216

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>開発計画地の現地を見てきた。昔は牧野というだけあって、牧草、いわゆる家畜の餌を確保するために組合が管理してきたのだろうが、それも終わって今は20～30年もしくは50～60年樹齢の樹々が植林されている。しかし需要が減ってしまった。時代が変わったのだから、太陽光発電は決して悪いことではないと思った。</p> <p>この事業では、地元企業を使ってもらえるものと思っている。土地の状況、環境をよく知っている地元の企業の意見や技術、地域に密着したノウハウを是非活用してもらいたい。</p> <p>管理されていない山が自然エネルギーの発電所になり、きちんと管理されていくので、積極的に賛成したい。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 217					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		準備書を読むと、環境への影響はほとんどないとのことだった。国として再エネを推進していることもあり、せっかく作るのであれば、地元にしっかりと入って対応している Loop さんに作ってほしい。	今後も地元の皆様の意見や関係機関の指導により、より良い計画としてまいります。また本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 218					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>未使用の土地を有効活用という部分で賛成です。生態系を壊さず、できる限り景観を損なわないようにしていただきたいと思います。今後、新しい発電所を作る際の指標になるような設計をお願いします。また正当な方法で土地を購入され、ルールに則り申請・開発を進めているようなので、反対する理由がないのではないのでしょうか。</p> <p>本計画は地表を削ったり内部を掘ったりするものではなく、また様々なシミュレーションも示されているため、水などへの影響は少ないと思う。パネルも可能な限り見えないよう設置して頂けるとのことなので、管理者不在の森になるよりよっぽどマシだと考えます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p> <p>良好な景観を損なうことがないよう、影響を実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減するようにします。</p> <p>また将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 219					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>未来の子供たちに環境との共存をしたエネルギー供給を継承してゆくためにも、再生可能エネルギーの施設は重要だと思えます。日本の未来のためにも本件建設に賛同いたします。</p> <p>環境に影響が少なく、会社も大丈夫そうなので、実施すればいいのではないかと。近隣地域に仕事が増えること</p>	建設工事及び運転開始後の業務の発注にあたってはできるだけ地元企業を採用し、ご指摘頂いたような地元企業の強みを活用させて頂きたいと考えています。

意見書 219

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				も期待したいと思う。	

意見書 220

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		上桑原の皆さんに2度めの過ちを犯すあと押しをしないで下さい。 添付した昭和48年の新聞記事を読んでください(4枚)	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 また調査の結果、事業計画地が地下水に影響を与えることは限りなく少ないと捉えておりますが、今後も大清水湧水の両量調査などモニタリング調査を行って監視してまいります。
2	第1章	事業計画の概要		貴社のこのメガソーラー事業は「ほんとうに正しい山の使い方」なのでしょうか？	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 221

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電をはじめとする自然エネルギーは、今後の社会の発展のために不可欠なものと考えています。また、その必要性、重要性は今後ますます認知されていくことと思います。私たちの故郷は自然に恵まれ、我々はその恵みを享受してきました。今度はその自然のエネルギーを電気に変換し、皆の生活に還元することになります。そのように自然エネルギーの普及に率先して取り組むことは、地元の人間や、子供たちにとって将来自分が育った土地に誇りを持つことになるのではないかと思います。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 222

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>ソーラー事業の問題点として思う事は、米作りへの影響や諏訪湖の影響があるのではないのでしょうか。</p> <p>後は、酒蔵で仕込み水を使用しているので、水源にも影響があつて、水が出なくなったりするのではないのでしょうか。計画を見直してほしいです。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示しておりません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>

意見書 223

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>絶対に反対です。</p> <p>伊那市在住ですが、霧ヶ峰の自然が大好きで、今年の春にも訪れました。</p> <p>茅野市、諏訪市の皆さんで大切にされてきたこの美しい自然を、別の方法でこれからも維持していただきたいと心から願います。</p> <p>水道水の問題にも不信感が募りますが、仮に本当に影響が無いという結果が出たとしても、それにかかわらず、貴重な景観を壊すという点でやめていただきたいです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、自然環境の保全にできる限り勤めながら実施してまいります。景観についても事業地の約5割を残置森林として残すなどできる限りの配慮を行います。また、工事中や事業実施後も一定期間動植物のモニタリング調査を実施し、慎重に事業を進めてまいります。太陽光発電事業は地球温暖化防止に寄与できるものと考えております。ご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 224

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰の大規模な伐採により観光地としての景観そして事後の動植物、魚類の環境変化による失われる物の大きさは計りしれません。</p> <p>大規模伐採により自然環境に大きな負荷となり、開発により山の命を養う力を永遠に失くしてはいます。霧ヶ峰での汚染は湧水に重大な影響を及ぼすと思えます。</p> <p>霧ヶ峰は国定公園と里山を繋ぐ貴重な場所です。</p> <p>伐採面積 97.4ha/96ha とあまりにも大規模な伐採は将来に引き継いで保護しなくてはならない大切な環境であり計画を見直すべきだと思えます。</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 225

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>あまりにも不安しか残らない計画と思わざるをえませんが、専門の研究者の報告や県の指導等に反する意見がでて、根拠がない上に、地元住民の意見無視では、反対しかできません。</p> <p>ボーリング調査なしで影響が小さいとする理由はなんですか。</p> <p>数本のボーリング調査で地下水流動経路を知ることが、困難とありますが、困難なら不要なのですか。</p> <p>川の中に調整池を作る計画らしいですが、水の流れる川で工事ができるのでしょうか。</p> <p>工事中の事故等にも続くような気がしてなりません。</p> <p>明確な「みずみち」を確認したわけではない、とありますが、それでいいのですか。事後調査を適切に行うとありますが、責任をとれるのですか。</p> <p>なお、破産した場合、返還を検討とありますが、深刻な悪影響がでていても返還するのでしょうか。</p> <p>危険溪流なのに工事するのでしょうか。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行い、周辺の調整池の掘削が湿地の水位の低下や下流域の流量減少影響を発生させるほどの影響はほぼ発生しないものと予測しております。</p> <p>水の流れる箇所での工事については、水替工という工法を用いて、施工箇所に水が無い状態として施工を行いますので、水の流れている箇所でも確実な工事が行えます。また、工事中の安全対策には十分配慮いたします。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>国指定でもあり、県のレッドリストに指定されている生物・湿地等を本当に保護できるのでしょうか。</p> <p>外来植物の侵入への対策が記されていないのですが、実際に対処できるのでしょうか。車の洗濯、抜き取りでは、効果が不明です。</p>	<p>湿地については、周辺の保全区域の設置、雨水を地下浸透させる方策などの保全措置を計画しております。湿地については、工事中から供用後の一定期間にわたり、モニタリング調査を実施し、必要に応じて追加的な保全措置を実施します。</p> <p>外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。</p> <p>また、外来植物の分布についても継続してモニタリン</p>

意見書 225

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					グするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。
3	第1章	事業計画の概要		<p>近年、異常気象により、38℃を超える高温が続いています。</p> <p>ただでさえきびしい気候なのに、伐採して、影響はきびしいと思います。</p> <p>残土は運びだすため対象から外されましたが、これもどうかと思います。</p> <p>工事で発生した物である以上、処理方法や責任者は、明確にしてほしいです。</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。</p> <p>建設残土は鉄平石採石場に運び、採石事業者が採石場の跡地整備に使います。盛土工事は県の安全基準に則って進められます。</p>

意見書 226

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する堰堤、川床を広く深く堀削し、地下水の流れも変え、河川にも大きな変化を与え、本当に心配です。</p> <p>川の中の工事だから、工事中から土砂で川がにごり下流まで、そして水田までも影響すると思います。大雨が降ればもっと心配です。</p> <p>川の中の調整池、本当に池の役割、濁りを沈砂できるのでしょうか。</p> <p>パネル設置の工事により、ダンプ5万台分の土が運び出されるのに、計画地から運び出されるため、アセスの対象から外されたようですが、だれが責任をもって工事をするのでしょうか。</p> <p>大雨による土砂災害が心配です。</p> <p>事後調査とか、対策措置とかではなく、もっとしっかり調査し、専門家の意見を聞くべきです。</p>	<p>調整池の設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。また、通常時の調整池はダムのように多くの水を溜めることはありません。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 227

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>これだけの地域住民の反対を受けながら、これ程大規模なソーラーな建設するのは無謀だと思う。このエリアにはもう十分なソーラー設備がある。</p> <p>この建設は地域の自然や生物、水源に少なからぬ影響を与えるでしょう。又、大規模な災害につながる恐れもある。</p> <p>3年半にも及ぶ工事期間中の自然破壊や、近隣地域への影響も見逃すことはできない。</p> <p>今の自然環境をそのまま後世に残せるよう、すみやかに建設を中止してもらおうのが、一番の地域貢献であると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 228

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>巨大すぎるものは、何が起こるか分からないから、反対。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 229

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>水に由来する町名である清水町や諏訪清陵高校が清水が丘と呼ばれているように、霧ヶ峰の伏流水の恵みを昔から諏訪市は受けています。今回のソーラー計画は、この恵みに悪影響をもたらす計画です。未来の為に、この計画に反対をすることが、今を生きている私たちの使命と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 230

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>前回の説明会に参加させていただきました。一番気になったのが太陽光パネルの取り扱いについてです。</p> <p>万が一会社が倒産してしまった場合でも、それまでに積立てを行いその積立てでパネルの処分撤去をしないと事でしたが、あまりにも安易な考えであり現実的でないと思われま。もっと具体的な準備を考えていただきたいと思ひます。</p> <p>処分する事が出来なければ、産業廃棄物が放置され、環境に負担をかけたままになるので、そうならない方策を準備書で明らかにする必要があります。</p>	<p>・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されま。</p>

意見書 231

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>パネルを置くことによって土が劣化する→土の流出→災害となってしまう。</p> <p>パネル下の土の劣化に対してどのような対策をとりますか？</p> <p>土の大切さについてわからないのなら、添付した記事をまず読んでください。</p> <p>何の対策も思いつかないのなら、この計画をやめて下さい。</p> <p>◎何故“お便り”の中で、31万枚のパネルを設置すると書かないのですか？</p>	<p>浸食防止シートの設置を検討しています。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 231

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		

意見書 232

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>自然災害について意見を書かせて頂きます。 山の木を切り、ソーラーパネルを設置すると、やはり、土砂災害が懸念されると思います。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土</p>

意見書 232

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ここ数年、夏では、各地でゲリラ豪雨が発生したり、冬では、豪雪だったり、暖冬だったり、異常気象が頻繁に行っています。それにもなって雨などが増えて土砂災害がおきると思います。台風などもそうですが、ゲリラ豪雨等が発生したとき、どのような対応をするか、土砂災害がおきたらどう対応するかしっかりと納得するような案を出すべき。</p> <p>それと、工事等で残土等の処理はどうするのか。詳しいことは分からないが、素人は山積みしておくと考えてしまう。</p> <p>そうすると、大雨等がおきたら、残土が崩れて多少被害は出ると思う。</p> <p>再生可能エネルギーは魅力的なことだが、ここまで大きい必要があるか、なぜこの場所で、建てるのが理由をしりたい。</p>	<p>砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>掘削土砂については、隣接する採石場へ搬出する計画としており、事業地内へ残土を盛土することはありません。</p>

意見書 233

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		今までの自然をこのままでいてほしいです	<ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 234

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>長野県茅野市のハザードマップを確認すると、異常気象が多く重なり災害が多発している昨今、現在自然に手をつけ災害の起こる可能性のある事業は大変危険と思われる反対します。</p> <p>事業者の方々の絶対と述べる言葉に信用性はなく、何か事が起きるたびに「想定外」だったという言葉は聞きたくないからです。</p> <p>我が身、我が命を守るため断固として反対します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 235

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する」とありますが、現土地所有者が管理者・担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や破産後の計画地を管理することには現実性が無く、産業廃棄物が放置されかねません。準備書段階では対応策が具体的に示されていません。放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにする必要があります。</p> <p>現地権者はどの様に責任を負うのかも明らかにして下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、土地の所有権が移転しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>もうひとつ 森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価されていません。樹木・下草・コケ類・土壌の水分で今までは温度が下げられていましたが、工事後は植物からの蒸散量の減少に伴い温度上昇が予想されます。観光地としての霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、わずかかもしれませんが気候変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発・豪雨などが懸念されます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 236

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>除草剤は全く使わないと、説明していますが、ほんとうでしょうか。除草剤を一度使用されたら、農作物への影響、水質汚染など、観光に影響がでると思われます。インターネットでLoop関係者の除草剤使用が公開されているとききました。下請け会社の方々も、使用したくなると思います。広大な土地の草刈り作業が確実に実施される方法が明確ではないと聞いています。</p> <p>様々なことが不安な状態のなか、このまま、許可され計画が進むことは絶対に反対です。</p> <p>「安全神話」なんてほんとうにありません。</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内を確認しておりません。</p>

意見書 237

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>・環境への影響は小さいとあるが、少しでもあるならそれは環境破壊だと思う。自然は人工で作りだすことはできないので、今ある自然を大事にすべき。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・近年、豪雨災害が全国各地で頻発している。土砂災害から我々を守ってくれているのは森林であるので、これ以上森林に手を加えるのは許されないと思う。</p>	<p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 238

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>今回の計画で心配な点が三点あります。</p> <p>一つめ、水質の変化について。</p> <p>水質、水量に影響はあっても小さいという説明が、何を根拠にしているかわかりません。茅野市の25%が飲料水としている水源が近くにあり、水質が変化し、飲めな</p>	<p>大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、また農薬の使用も計画し</p>

意見書 238

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				い水、もしくは、水量が減少した場合、対処できますか？	ていませんの、水質に対する影響も想定していません。 なお、大清水水源の湧水量についてはモニタリング調査を実施してまいります。
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>二つめ、大規模な森林伐採、自然破壊について。 土石流危険区域ではないからといって、最近の日本各地での大雨災害を見て、過去のデータは参考にはならず、開発に大きな不安を感じています。想定外の雨でした。想定外に崩壊・浸食しました。では困ります。計画地の下には大勢が生活しているのです。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>三つめ、霧ヶ峰の観光への考え方の違いについて。 私の実家は車山にあります。幼少期より、美しい自然の中で育ちました。霧ヶ峰は諏訪地域の美しい観光資源です。</p> <p>それを、森の中の建設で、景観には影響はない。世界有数の規模でインパクトがあり、観光客が増えプラスになるという説明会での社長の発言があったとのことですが、全く説得力がなく、幼稚で憤りを感じました。</p>	<p>本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>

意見書 239

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	山の地形に手を加える事により、災害がおこりやすくなる為、反対します。	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 240

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラー発電のパネルがここ信州の美しい景色を変えています。そこにあるもののありがたさは、日々見聞きしているだけに当り前になってしまっているのかもしれない。でも、山の中腹にキラキラ光る物体、道路の間際まで迫って来るパネル。原発事故以来、節電と言われていたはずなのに去年の夏は節電を呼びかける言葉を耳にすることがありませんでした。それがソーラー発電のお蔭だと聞きました。</p> <p>でも原発も安全、安心、安価な電力供給をうたい、設置が進められました。事故が起きた時の安心や安全に目をつぶり見切り発車されたと常々感じていました。</p> <p>今、ソーラー発電も同様のことが起きていると危惧しています。一度壊された自然を元に戻すことは、とてもむずかしいことです。何十年もかかって形成された自然は、人間の力によってたやすく破壊されます。それが間違っていたと気付いても一朝一夕に元に戻せるものではありません。私自身は、ひと昔前の不便な生活に戻る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 予測結果評価から必要な項目について事後調査を実施し、想定外のインシデント発生後でも影響を低減できるようなモニタリングを実施していきます。

意見書 240

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ことも仕方がないことと考えています。</p> <p>一度汚された水は、空気はどうなるのでしょうか。</p> <p>沢山の汚染物質も使われているパネルの寿命が尽きた時それらは環境に何の負担も掛けずに、処理される保障はありません。</p> <p>レッドリストに載っている動植物も、元はと言えば身勝手な人間によって、減少させられています。今は、そのような情報も沢山得られ、考える機会も与えられています。どうぞ知恵を絞って人間だけではなく多く周囲にある大切なものを失うことのないようにしていただきたくお願いします。</p>	

意見書 241

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪で暮らし、生活する人々の心配な事について。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、樹木を伐採する事で土砂災害の危険性 2、動物・植物の生態への影響 3、風景の変化に伴う観光への影響 4、自然破壊による水の汚染 <p>主だった問題として上記の4つを上げました。</p> <p>住民の不安になるような計画は見直ししていただきたく思います。</p> <p>以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・予測結果評価から必要な項目について事後調査を実施し、想定外のインシデント発生後でも影響を低減できるようなモニタリングを実施していきます。

意見書 242

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市が誇る自然が壊されるのは耐え難いことです。森林の伐採が広範囲に行われ、地下水の流れが明確でなく、広範囲の自然の大地が日光から遮断される未知の経験を余儀なくされます。</p> <p>自然エネルギーと称して自然を破壊し、利益を上げようとする会社は、霧ヶ峰には合いません。</p> <p>自然を自然のまま未来に残すことが、今を生きる私たちの使命だと思います。</p> <p>霧ヶ峰へのメガソーラー発電所設置には、断固反対します。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 243

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪の五蔵は霧ヶ峰の伏流水を利用して諏訪の人や他県の方たちに愛されている清酒を長年醸造してきました。清水町という名もある通り、酒蔵のある地域は良い水が出る地域です。</p> <p>Loop 社の計画地はこれらの水源域と予想されているのですがほとんど影響がないと言われておられます。</p> <p>水質水量とも本当に影響がないのですか？</p> <p>クリーンエネルギーと言われ太陽光パネルはとても良いものと思っていますが、近年の山をけずり貼られるパネルを見るとどういったものか？ 自然にやさしいエネルギー？ とぎもんをもたざるを得ません！！</p> <p>子供たちのためにもおいしい水と自然を少しでも残してあげたいと思います。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>

意見書 244

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>市・地域住民からの設置要望があつて作るのか？ 実施への道の地域住民から、これだけ多くの反対があるということは“設置条件の良いこの場所に目をつけた！！”では済まされません。</p> <p>設置によりどんな悪い状況が起こるか懸念して反対しているのです。</p> <p>森林の半分以上が無くなることに対する自然災害、土壌への悪影響、水質への影響、それ等に伴う人体への影響……。私達の自然環境や安心して暮らせるこの場所をこの気持（心）を破壊しないで下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 245

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>緑の山野を覆う計画には絶対反対します。</p> <p>近年自然が失われている、これ以上の破壊は許されません。各地のソーラー設置を見て来ましたが、広大な土地に違和感あります。不自然極りないです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 246

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰の環境が破壊されると思います。森林を伐採してまでやることなのでしょう。土石流などとても心配されます。近年、ゲリラ豪雨のようにすごく雨がふることが多くなりました。諏訪でも岡谷の地区で土石流がおこったりしています。山でおきれば、動植物に多大な影</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した

意見書 246

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				響をあたえ、近くにあるスキー場やビーナスラインでも観光に影響がでると思います。問題が解決でき、反対する人がいなくなったらやるべきだと思います。	設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 247

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>わたしは諏訪市出身、茅野市在住、現在生後2カ月の赤ちゃんを子育て中の者です。</p> <p>中高と、諏訪市清水にある学校へ通い、真夏の暑い日や、部活で疲れた帰り道に湧き水を飲んだ思い出があります。先日も霧ヶ峰へニッコウキスゲを観に行き、周辺をドライブして戻りましたが、森林、高原、花といった景色に、キラキラと光るパネルが立ち並ぶのかと思うと、とても悲しくなり、そのようなことはやめてもらいたいと思いました。</p> <p>太陽光発電は原発に変わる発電方法として良いものだと思っていますが、森林を破壊し、その土地の環境を悪化させるような大規模なものに関しては全く良いと思えません。またソーラーパネルの小型化や、発電効率の高いものも開発され、近い将来、このような大規模なものは必要なくなるため、企業は今あるものを今のうちに大量に消費したいのだという話も聞きました。</p> <p>原発同様、発電ができなくなったり、規模縮小などの場合も含め、今後、このような大規模な設備が必要でなくなった場合、御社はこの土地をどうするつもりなのでしょう？ 仮にパネルを撤去し、木を植えてくれたとしても、一度枯れた土壌が戻るには何百年とかかり、元通りになることはないでしょうし、何百年も先まで責任をもってこの土地を活用してくれるのでしょうか？ それにこの事業では新たな雇用を生むなどのメ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。発電事業を存続している間は草刈りの雇用を実施致します。除草は1度あたり516人工を想定しております。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 247

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>リットもあるとおっしゃっていましたが、何人の人が、何年先まで雇用してもらえるのですか？</p> <p>わたしは、万が一水質や水量が変わったことでおこる地元の酒蔵さんの損失や、生態系の破壊、景観を壊すことで霧ヶ峰を訪れる人に与える不快感といったデメリットの方が大きいように思えます。</p> <p>知人の家では、裏の土地にソーラーパネルが設置されたのち放置され、壊れたパネルがそのままになり、雨が降ると土砂が流れ込んでくるようになったそうです。発電もしていないただのゴミと化したものが庭から山を見上げた場所にあり、どうにかしてもらいたいけど、所有者とは連絡もとれず困っているそうです。</p> <p>そのようなことが、この広い土地でおきてしまったらと思うとゾッとします。森林や土壌は、一度壊れたら回復に何十年という年月が必要です。壊すのは簡単ですが、今の子供たちやその次、また次の世代に残したいのは、使えなくなったパネルではなく、キレイな水や景色、生物が育まれる場所だと思います。こういったことを理由に、御社によるこの度のメガソーラー設置開発はやめていただけますよう、どうかお願い申し上げます。</p>	

意見書 248

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>1 気候変動により、従来のデータでは予想できない降雨や台風による風水害等が、これからは起こり得ると思われま。また地質等の綿密な調査が行われていない中で、建設予定地やその周辺・下流域の環境に与える影響について、根拠のない過小評価がされていると断じざるを得ません。</p> <p>建設ありきの環境影響評価準備書は有り得ません。</p>	調整池計画地については、設計に必要となる地質調査を実施しています。

意見書 248

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第1章	事業計画の概要		2 当該地について、組合員の高齢化等の理由により、森林整備等が行われず、荒廃してゆくとの会社による説明がありますが、地権者・地元の林業者や有識者・行政等が協力してゆくなどの方策は可能なので、あたかも、太陽光発電のみが土地の有効活用的手段と断定する理由も当たりません。	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っており、その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業ではこのような地域の課題解決に取り組んでいきたいと考えています。
3	第4章	第5節 水質	4-5-10	3 飲み水や、水田に利用される水は、一度汚（若しくは枯渇）されれば、その回復は不可能に近く本計画には断固反対いたします。 また、希少生物が棲息していることに対する丁寧な調査等も全く不十分であり、広い意味の環境変化がもたらす悪影響は、私たちの気づいていない分野にも及ぶはずで、地域の住民自身がそれらに対する思いや知識を改めて問い直す時間も必要だと考えます。急いでしまうことで、取り返しのつかない事態を避けるためにも、早期の着工には断固反対です。 以上	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 249

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	8月8日付の長野日報“諏訪マスと縄文アマゴが絶滅しかねない”四賀ソーラー計画地内に主要産卵地の記事を読み、大変驚きました。ソーラー事業を計画している会社の方々の調査に疑問を持ちます。地元の方々の覚悟を知って頂きたい。一度壊された自然は元にはもどらない、シンプルな言葉の重さを知って頂きたい。	対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。 事業では対象区域の約半分に対応する97.4haを残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）

意見書 249

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。

意見書 250

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>なぜ国定公園と里山を繋ぐ貴重な場所でソーラー事業をするのでしょうか？</p> <p>私は現在埼玉に住んでいますが大清水は後世に残さなくてはいけない場所だと思います。きちんとボーリング調査をして地下水の清水を知る必要があります。必要な調査を優先し取り返しのつかないことはしないでください。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 251

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	私達にとって命と共に大切な水に異変が起きたなら私達は生活していきません どうかやめて下さい	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 252

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	湧水・池下水また、森林に対して少しでも影響があるなら開発には反対です。 自然エネルギーを利用する事は良い事だと思います。しかし、代償として自然破壊をしてはいけません。	大清水水源の影響については、水文地質が検討可能な既往の地質調査結果があり、これらの既往資料等を基に地下水の流れについて推測可能であると判断し、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。 科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 253

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	土石流災害がいちばん心配です。大清水に異変があった場合どうしてくれるのですか？	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 254

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>意見提出参考としての資料に地元住民の声として「下流域に住む・米沢地区住民を無視されては困る」とありますが、私はまさにその米沢地区住民のひとりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧ヶ峰の自然や生物に影響がでること ・地下水への影響 	<p>大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、農薬の使用も計画してい</p>

意見書 254

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>・湿地の湧水減少の危懼 等々の問題は既に提起されておりますので、身近な心配を述べたいと思います。 米沢地区住民として 「大清水の水源とおいしい米沢米」は絶対に守ってほしい。 濁った泥水が田んぼに流入することでおいしい米沢米がつかれなくなったら大変な問題です。 努力してつくりあげた「米沢米」というブランド力が落ちるのは目にみえております。 計画は中止すべきではないかと思えます。</p>	<p>ませんので、水質に対する影響も想定していません。なお、大清水水源の湧水量についてはモニタリング調査を実施してまいります。</p>

意見書 255

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造、地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要」と講演、広告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としてはいますが湧き水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っております。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります。</p>	<p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工</p>

意見書 255

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 256

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	ソーラーパネルをすることによる、大清水の影響について「影響はあまりない」とのことですが、じっさいには地下水は複雑に流れているので、そういったことはわからないのではと思います。なので、地下の状態についてボーリング調査を行ってください	地質調査については、深いボーリングを実施してはませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。

意見書 257

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		開発には反対します 環境が破壊され戻る保証がありません ①3ヶ所の堰堤が鋼矢板の工法で有ること ②調査池の造る場所 川の中ではこまる ③霧ヶ峰は雨と多く豪雨の多発で表層破壊や斜面崩壊の可能性大 ④残土が大量で有り泥水の対策崩壊の対策がない ⑤原状復帰の具体性が見えない ⑥横河川に豪雨の時に何がおこるのか、水は汚れる ⑦大清水に変化はないのか、あるのではないか？	堰堤となるダブルウォール工法は全国各地の民間工事や公共工事での実績があり、安全な構造物です。集中豪雨にも耐え、茅野横河川に流す水量も一定量を保ちます。 大清水湧水は本事業計画地から地下水涵養域は外れているため、影響はないと想定しております。ただし、大清水湧水の流量モニタリング調査は継続してまいります。 その他ご意見として賜りました項目は、長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 258

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境には影響は少ないと言っていますがどこからそういう回答が来るのですか？ 茅野市米沢、諏訪市に住んだことがない人には分からないと思います。</p> <p>31万枚という膨大な数のパネルを立て、100個のコンデンサー、それを建てるまでの工事。そんなことをすれば、大清水の地形、自然環境が変化するに決っていますみんなに愛されている大清水の水源を変えないで下さい。</p> <p>子供達が大好きな大清水の場所をなくさないで下さい。</p> <p>霧ヶ峰の自然環境を壊さないで下さい。</p> <p>良く実験などをしてから考えて下さい。</p> <p>あいまいな難しい言葉を並べて説明しないで下さい。</p> <p>そして、近年の雨量の統計を取ってから考えて欲しい。</p> <p>土石流警戒区域の地域となっていることを知っていて計画を進めているのか？</p> <p>人的被害が出てからでは遅い。自分達は良くていいのかもしれないけど作られた後のことを考えていない。責任を取ってくれるのでしょうか。</p> <p>地元の言葉に耳を傾けて欲しいです。計画を見直すべきです。</p> <p>宜しくお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・事業地内は土石流警戒区域の地域には該当致しません。が、地域貢献の一貫として、下流域を中心とした事業地外の浚渫の実施を行政と協議の上、実施していく計画です。

意見書 259

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>まず、貴社が発行されている「計画の説明」や「計画のご案内」の広告を読み、「負の遺産化した森林の所有者を、発電所の建設により助ける」という趣旨に、断固として異を唱え、計画の中止、撤回を強く求めます。私たちの地元の山の価値を貶めるな。馬鹿にするなど言いた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電

意見書 259

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>い。</p> <p>環境の保全とは森林を伐採し、安易な計画によって山や河川の形を変え、不安ばかりの発電所を建設することではなく、その地域の人々が行う森林の整備によって果たされるものです。</p> <p>日本の森林はその地域の文化、歴史の基層であり、その地域の環境の下支えそのものです。</p> <p>その環境を無視し、勝手な計画を持ち込み、山を壊すこの計画には絶対に反対です。</p> <p>以下にその具体的な理由の一部を書きます。</p> <p>①長い年月にわたる育林により復活しつつある計画地の森林は諏訪五蔵、地域住民の飲み水をまかなう水源地である可能性が高いこと。</p> <p>②その可能性を完全に否定できるような、十分な調査がされていないこと。</p> <p>③この地域の在来種である川魚の生息域をはじめ、生物多様性に大きな影響が予想されていること。</p> <p>④景観を著しく損ない、地域の観光価値を低下させる可能性が高いこと。</p> <p>⑤地権者に「治山力が上がる」などという“ほとんど嘘”と言っていいような説明をしていること。</p> <p>⑥「治山力の向上」を具体的に証明する説明が圧倒的に不足していること。</p> <p>など、挙げればきりがありません。</p> <p>作ることありきのあなた方のあいまいな調査方法とその結果には到底納得がいきません。</p> <p>私はこれまで、いわゆる反対運動というような活動には参加したことはありませんでした。</p> <p>しかし、あなた方が持ち込んだこの計画には黙っていられなかった。</p> <p>子供たちが育つ地域に必要なのは、自然を破壊し立てられる発電所ではない。</p> <p>計画を白紙に戻し、どうしてもやりたいなら、あなた</p>	<p>設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p> <p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 259

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の地元でやってください。</p> <p>森林整備、樹木管理のプロとして意見書を提出させて頂きます。</p> <p>貴社が提案する「治山力の向上」「持続可能な山林の維持管理」という説明には、どのような根拠があるのでしょうか。</p> <p>諏訪地域の林業従事企業が一年間に伐採搬出する材の総量にも匹敵する樹木伐採を短期間で行い建設するという高インパクトな工事を行い、枯死する針葉樹の根株や抜根作業などにより保持力が一気に低下した土壌に対し、流出や崩壊などを防ぐ手立てなどありません。</p> <p>あるのであれば具体的にその方法を示し、詳細な説明をしてください。</p> <p>森林の整備を行うのではなく、発電所の建設という方法で行う「持続的な山林の維持管理」とはどのような管理方法でしょう。これはまったく理解ができません。</p> <p>美辞麗句ばかり書かれた「事業計画のお知らせ」の配布しておられますが、高齢化した森林の所有者にでたらめな説明をし、地域住民に誤った説明を流布するのはやめていただきたい。</p> <p>森林の公益的機能の全ての面においてその機能を低下させ、</p> <p>地下水、表流水など地域住民の利活用水、土壌、草本、樹木、菌から大型動物までを含んだ多様な生物の生息、景観などの観光資源、河川などを含む環境の全てに影響を及ぼしかねないこの計画は地域を壊すものだとは断じざるを得ません。</p> <p>その全てに影響がないと証明するための徹底的な調査すら行われずに進められる本計画には強く反対し、計画の白紙撤廃を求めます。また詐欺にも等しい説明を繰り返している事にも強く抗議します。</p>	

意見書 260

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		これからは太陽光発電や風力発電の時代になると思う。今回の太陽光を機に自然エネルギーを促進する長野県であってほしい。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 261

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	196haの林野を伐採する今回の計画を御社は、「景観の変化は少ない」と言われていますが、はたしてそうでしょうか、諏訪インターからはソーラーパネル群が丸見えで、諏訪を訪れた皆さんにどう映るのでしょうか、御社の思慮には首を傾げます。信州諏訪地方には自然を求めて多くの観光客の皆さんに訪れていただいております。諏訪地方の主力産業の1つは観光です。観光客の皆さんへのおもてなしとして、ソーラー計画には断固反対します。	本事業の計画地約196haのすべてを伐採するのではなく、全体の約5割は残置森林として残します。敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。ご指摘の諏訪インターチェンジ付近からは地形的に見えないことを確認しています。

意見書 262

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	太陽光発電施設を作るのは良いとは思いますが、この辺は湿地なので水が多く、木を沢山切ってしまう事がとても心配です。地下水、河川水への影響も心配です。面積は196.5hもあり、横河川への影響も大きくなり、家も何軒が建っているのが危ないと思います。	事業計画に伴う周辺の地下水・河川水への影響については、湿地の周囲に湧水が多いという特性を流域全体の収支ととらえ、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置、パネル設置エリア・管理用道路および調整池から流出が多くなる（流出出数を0.90(降った雨の90%が直接流出))する条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。 また、調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的で行政の基準に従いながら調整池を計画し

意見書 262					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>ています。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させることで、下流部へ影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p>

意見書 263					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>知事意見にも「地下水の影響範囲については文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、全く無視し、水質分析のみで評価しています。</p> <p>調査は極めて不十分です。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 264					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>近年のゲリラ豪雨が全国各地で予想も出来ない様な水害が大発生しています！</p> <p>それなのに昔から泥石流災害を繰り返して来た米沢地区に影響を与える。</p> <p>太陽光発電を、山を開発して作るなどと言う事が許さ</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な</p>

意見書 264

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>れる訳がありません。</p> <p>あまりにも素人考えで他人事だ！人的被害が出たら、どう責任を取るのだ！</p> <p>それでも発電所を作ると言うなら、自分が（Loop 役員）北大塩地区に住んでみろ！</p>	<p>抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 265

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 10 節 動物	4-10-52	<p>新聞記事 (8/8) で、源流域は貴重な魚の生息域だとありました。大きく川を屈削し、えん堤を造ってしまえば、今までの生息環境が大きく変わり、生き残る事はできません。川を改変しなくてはならないような開発はすべきではありません。又、濁った水が魚、水生生物の生息に悪影響を及ぼします。中止して下さい！！</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分に相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）</p>

意見書 265					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。

意見書 266					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>長野県は森林税を導入し、緑を大切にしています。その森林を大規模に伐採することは災害のリスクを高めるとともに長野県の観光にとっても180度以上から目視できるパネルは大きな損失となります。</p> <p>自然エネルギーに貢献できても一時的なもので器械の老朽化など数十年先の事を考えれば問題が大きすぎます。森林の大規模開発は反対します。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 267					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私たちの住んでいる諏訪には、きれいな水を使った産業がたくさん残っています。米沢には米沢米が作られていて、諏訪湖周辺には真澄という会社がきれいな水を使ったお酒作りをしています。また、諏訪地方全体で温泉が出ていて、これも地域の産業に使われています。</p> <p>また、寒冷な気候と乾燥していることを活かした寒天作りもされています。茅野の寒天は特に世界中で使われ、茅野の寒天でないと正確な結果がでない実験があります。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>・弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思ひます。</p>

意見書 267

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>そんな地域の地形や気候の特長が活かされた産業が残っている諏訪は日本全体の中で貴重だと思います。そして、今諏訪はこの特長を活かしてまた産業を盛んにさせようとしています。</p> <p>今回の太陽光パネルの設置に関するいろいろな作業で、産業の復興の足がかりとなる地域の特長が崩されなにか心配です。貴社の太陽光パネルの設置も、地域の特長を活かした産業だと思います。諏訪の地域を借りてパネル設置をするわけですから、もっと他の産業に対しての影響を考えてほしいです。地下の水圧の関係で地下水がでなくなったりしないのでしょうか。太陽光パネルが森林の代わりに光をうけることで温暖化や湿潤化を誘発しないのでしょうか。いろいろ気になりますが、全ては僕の杞憂なのでしょうか。特に諏訪の気候に対しての影響は微量でも降水量、日照率に関わることなので、しっかり調べてほしいです。ついでに環境アセスメントの報告書以外にも、地域の住民を安心させるためのわかりやすい報告書を作ってほしいです。160 ページぐらいあるのはしっかりした人以外は読まないと思います。</p> <p>地域の住民がちゃんとした説明を受け、建設を許可するまで、僕は反対です。</p>	

意見書 268

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の諏訪市四賀ソーラー事業 (Loop) 計画に大変疑問不安を感じる。</p> <p>第一にその大規模な開発計画と業者の説明見解に納得がいかない、本人は専門家ではないから細かい点まで良くわからない事も多々有るおさら不安になる。湧水の減少災害の増大困り込みによる鳥獣被害等未知な事</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリングの追加実施や動植物に関しましても、環境影響評価の手順の中での技術委員会の審査を経た上で、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進して

意見書 268

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が多すぎる。</p> <p>ボーリング調査等ちゃんとせず事後調査対策ではとり返しが見つからない事になるのは明白でとても得心はしない。下流域に住む者としては過去にも水害が有り、上流部に大規模各施設が造られた場合とても安心して暮す事ができなくなるのは目に見える。</p> <p>異常気象の多い昨今この様な大規模ソーラー事業は絶対に容認ではない。</p>	<p>まいりたいと思います。</p>

意見書 269

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私自身には自然エネルギーの推進を進めるだけの行動力や資金はありませんが、自然エネルギーを推進している人や会社がいればそれを応援することはできます。今回はたまたまその縁ができましたので、この太陽光発電所の設置を応援することで少しでも自然エネルギーの普及になればと筆を取りました。当然地元住民への悪影響を及ぼさないことが条件となりますが。</p>	<p>今後も地元の皆様の意見や関係機関の指導により、より良い計画としてまいります。また事業の実施による環境への評価については、可能な限り環境への影響を回避・低減するよう努めます。</p>

意見書 270

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>貴社の企業案内には「社会から尊敬され求められる企業になる」また企業の本質は「人の役に立つ事」「社会貢献をする」とありますが、この度貴社が建設計画中の諏訪市四賀における太陽光発電所設置事業は196ヘクタールの拡大な自然を破壊し31万枚のソーラーパネルを山の斜面に敷き詰める事業だと認識してますが、その様な人工建築物が、近年異常気象が問われる中で集中豪雨に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては自然保全と両立する再生可能エネルギーの導入を目指して、長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防

意見書 270

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>よる大洪水・土石流・地下水流の変化、水質汚染等の原因となることを大変恐れています。その様な現象を完全に防止出来ると確信が持てますか？</p> <p>貴社の計画は一部の地権者には貢献するでしょうが、諏訪市、茅野市の約 10 万 5 千人の殆どの人々に不安と恐怖を与えています、それでも社会貢献・人の役に立つ事だとお考えですか。</p> <p>貴社が推進中の再生エネルギーの活用には賛同する面も有りますが、当計画の様な拡大な自然と生態系を破壊してまでする必要が有りますか。自然と共生出来る範囲でソーラー発電は出来ないのでしょうか。</p> <p>また将来的に現状復帰すると聞いてますが、準備段階で不十分な調査方法で、地元住民に不安を与えている事業主を信じることは出来ません。一度破壊された自然や生態系は、元に戻ることはありません、計画の中止を切に願います。</p>	<p>災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 271

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>大清水、自然や生物を守って下さい。</p> <p>自然破壊した環境は元に戻せません。開発に絶対反対します。湧水、地下水に少しでも影響があれば、中止すべきでは、ないのでしょうか？ 下流域に住む米沢住民を殺すつもりなののでしょうか？ 大規模地震、大雨の大災害時の不安が恐ろしいです。</p> <p>人的被害が出てから、どう責任をとってくれるのですか？ 災害が起き死にたくありません。家、先祖様のお墓が、流されてしまう事は絶対に辞めて下さい。開発面積が大きすぎます。横河川から上川、諏訪湖、霧ヶ峰全体の自然破壊になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 <p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <p>-水が汚染され身体障害が発生した場合</p>

意見書 271

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>森林伐採とパネル設置による気温上昇について、調査されているのでしょうか？ パネルはすごく温度上昇しますので、不安でたまりません。</p> <p>川床を上流に向かって広く、深く堀削します。129m、77m、235m、深さ13.3m、11.5m、13.5mの大規模なものです。更に左右から多くの湧水がある急斜面も最大13mと大幅に削る工事は、地下水の流れや河川に大きな変化を与えます。下流域の湧水、地下水河川水が変わると暮らしている人々は生活できなくなります。</p> <p>米沢米、米作りが不安で仕方ないです。源流域を大規模に掘る工事には絶対反対です。</p> <p>ダンプ5万台も残土は計画地から運び出されると聞きましたが、米沢より、昇る「道を、大量に通ってほしくありません。交通、CO₂大問題です。事業者が破産した場合、事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する」とありますが、現土地所有者が管理者・担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や破産後の計画地を管理することには、現実性が無く、廃棄物が放置されかねません。対応策が具体的に示されてない為、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにして下さい。</p> <p>工事の場所にもゴミが埋められると聞いてます。危険づくめです。</p> <p>絶対、反対です。</p>	<p>-騒音が発生し身体障害が発生した場合</p> <p>-工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合</p> <p>-設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合</p> <p>- 固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p> <p>・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 272

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然破壊絶対反対します。</p> <p>湧水、地下水 (大清水、殿様水) に少しでも影響があるならば、開発には絶対に反対します。破壊した環境は</p>	<p>・準備書の中でも水象の項目で蒸発散について検討いたしました。樹木からの蒸発散量を考慮すると、伐採により蒸発散量は減少し、その分、表流水となったり、地</p>

意見書 272

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>元に戻りません。</p> <p>開発面積が広すぎます。人の住む上流に耐震性のない、危険な人工物を絶対に造らないで下さい。被害が起きたら、どう責任をとってくれるのでしょうか？ 私たちを殺すつもりなののでしょうか？</p> <p>大規模伐採は絶対反対です。昔より、森林があり、自然を守ってきてもらっています。大切な環境です。動物、魚類、植物の生育環境を奪わないで下さい。大自然、霧ヶ峰全体の自然破壊の計画は根本的に見直すべきです。里山を殺さないで下さい。</p> <p>温暖化にも年々、なってきたっており、パネル事業は、暑さに柏車をかけ、気温上昇の理解ありますか？</p> <p>森林伐採について、もう1度見直すべきではないでしょうか？</p> <p>森林に住む動物たちは、下界の作物を食べにきたり、住んでいる動物たち、天然記念物に壊滅的な被害を受けてしまいます。大規模な、伐採するという事は、蒸散量の減少、温度上昇、自然破壊です。</p> <p>北大塩、上のサンゲンヤのほうでは、今でも豪雨が来ると、大水が流れ土砂崩れがありますので、更に被害が出るのは、目に見える事だと感じます。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、決壊する恐れは高く、人的被害、家屋が崩れてからでは、取り返しがつきません。どうしてくれるのでしょうか？ 責任は、とれるのでしょうか？ 明確にして下さい。死んでしまえば終わりですが、恨みきれません。</p> <p>下流域に住む米沢地区住民の意見を無視されては、本当に遺憾です。大規模伐採・堀削、堰堤の開発によって危険になることは大変不安です。被害が出てから、死んでからでは、手遅れです。</p> <p>根本的な見直し、私たちの里山を伐採しないで下さい。</p> <p>殺さないで下さい。殺人計画とも思っています。反対</p>	<p>中に浸透する量が増える事になり、湧水への影響がより小さく見積もられる事になるため、予測では安全側にたって（より影響の大きい予測結果となるよう）蒸発散量を敢えて考慮しないモデルとしました。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 272

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				します。	

意見書 273

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>横河川は、霧ヶ峰の南斜面を源流域とし、ほぼ全域が「土石流危険溪流」と区分されています。</p> <p>以前にも崩壊歴があり、この米沢地区土砂災害で被害を受けたこともあり、大規模開発で災害等の不安が大きくなる。大清水、その他の湧水への影響</p> <p>大清水は、主要水源であるため、水質・水象の影響もでてくるのでは、諏訪市側には、酒蔵があり伏流水を使用しているといえます。ここにも影響がでるのではないのでしょうか。</p> <p>霧ヶ峰は、観光地としても有名な場所です。自然と景観を壊してほしくありません。</p> <p>大規模な計画を考えているのに、自然、住民のこと軽く考えていませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 274

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にとっても特に北大塩住民は、大清水をなくして、考えられません。毎日大清水の原料水として利用しています。この清水は県外からもわざわざ求め、車を止めて、持ち帰っています。大自然に囲まれた大切な大清水の水…、絶対に影響ないわけがありません。何百年も前から、大切に守られて現在に至っている大切な水源で</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの</p>

意見書 274

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>す。過日、大清水の量が大きく減り、どうしてかと、心配になり大清水から出る水を大切に使っていました。やっと元通りになるようになり、本当に安心しました。この水が汚染され大切な大清水に影響がないわけはありません。除草剤をまき、地下に流れ、知らず知らずに大切な水に入り込むことが考えられます。こんな水を飲めるのでしょうか？ こんな大切な水源のことで地質検査のボーリング調査が全くされていず、影響がきわめて小さいということはどうして言えるのでしょうか。きろくとしたボーリング検査を実施し“きわめて小さい”ということから「絶対にない！！」として下さい。</p> <p>「絶対にない！！」ということを書ききれるのは、将来の子どもたちにとっても安心して生活出来る為必要なことです。</p> <p>一度汚染した水源は、元には絶対にもどりません。</p> <p>太陽光パネルを設置することで大切に育てていた林、地面を支え災害にも役立っていたのに、この地面は支えきれません。</p> <p>「表層崩壊」「斜面崩壊」を起こすことは、目の前におこります。この大きな災害、人的災害がおこることは、あたり前です。日本中、自然災害が大きく多く発生する中、大切に育てられて来た自然の大木が皆の命をすくってくれています。自然災害がもたらすおそろしきは、絶対にさけるべきです。誰が責任を取ってくれるのですか？</p> <p>こんなリスクの大きい事業を誰が賛成出来るのでしょうか。</p> <p>たくさん太陽光発電開発による面積があまりにも大き過ぎます。この広い土地の管理はどうするのでしょうか。草刈りをするのですか？</p> <p>それとも「除草剤！！」誰が広い場所の手入れに草刈りが出来るのでしょうか。この水源の下にある大切な大清水！！絶対に安心なくして飲めません！！ きれ</p>	<p>配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>地表面の安定に対しては樹木の伐採区域及び地形改変区域には侵食防止養生マットを施工して地表からの土砂の流出を抑制します。また、造成法面に対してはすべり解析を実施して安定性を評価して、必要な範囲には法面補強工を施工し、法面全体の安定性を確保します。</p> <p>なお、発電所内の管理に関しては、除草剤を使わず人力による草刈りといたします。農薬の流出といったご心配は無用でございます。</p>

意見書 274

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				いな清水の中に住む大切な魚やさわりトンボ セミ タニシ…自然の中で守ってあげるべきです。以上の理由で絶対に反対です！！	

意見書 275

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		毎年ゲリラ豪雨が各地を襲うようになり、このような気候の変調を目の前にしながら、また、その原因がCO ₂ の増加にあることが指摘されて久しいのに、我々は大量に化石燃料を使用し続ける現状に有効な歯止めを掛けられないでいます。年々激しくなる風雨は、日本のすべての地域で起こっている現象であり、自然の警告にこれ以上耳を貸さないことを許さないと、叫んでいます。日本のすべての地域で、低炭素社会の実現に取り組み、全世界に範を示し、狂い始めた宇宙船地球号の安定化への一助とすべきです。万難を排して、本ソーラー事業を実現し、今後の明るい日本の未来と地球全体におよぶ気候変動の安定化に寄与すべきであり、一刻の遅滞も許されないと考えます。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 276

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境影響について問題がないとの見解が出ているのであれば、それはしっかりと調査を行った結果であると言える。ルール通りに事業を進めているのであれば何でもかんでも感情的な反対をするのではなく、本当に影響がないことを別の視点で確認するべきと考える。	今後も地元の皆様の意見や関係機関の指導により、より良い計画として進めていくとともに、引き続き可能な限り環境への影響を回避・低減するよう努めます。

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>(I) 計画の中止を求めます</p> <p>諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)は開発規模が大き過ぎます。計画地の下流では霧ヶ峰からの潤沢な湧水や地下水を利用して縄文時代から平穏な暮らしが営まれてきました。</p> <p>現在でも大清水湧水は茅野市の水道水源として、南沢水源は諏訪市の水道水源として利用されています。また、諏訪市内の造り酒屋5店は、霧ヶ峰からの伏流水を清酒の仕込み水として使用しています。さらには計画地を源流とする茅野市横河川から取水して米作りや養魚業も営まれています。上川水系では諏訪東部漁協が諏訪湖では諏訪湖漁協が漁業活動を行っており、開発による上川や諏訪湖への影響も心配されています。</p> <p>そのような状況の中、本計画に対し以下の団体が懸念を示しています。</p> <p>■2017年8月4日</p> <p>計画地の下流域に当たる米沢地区(北大塩区、鋳物師屋区、埴原田区)の慣行水利権者が林地開発許可に伴う事前説明の対象に指定するよう茅野市長に要望。(3区の農業者142人と水産業者1人)</p> <p>■2017年9月14日</p> <p>諏訪湖漁協は9月14日の理事会で諏訪東部漁協が諏訪市四賀ソーラー建設に反対を表明したのに合わせ反対の方針を決定。(信濃毎日新聞)</p> <p>■2017年9月27日</p> <p>北大塩区対策協議会が区民を対象に行なった反対署名を諏訪市長に提出。(反対署名は区内在住の18歳以上874人のうち811人が署名。)</p> <p>提出に際し、諏訪東部漁協も同行し上川への影響が心配されることを伝えた。</p> <p>■2017.10.27</p> <p>諏訪市内の造り酒屋5店が林地開発に伴う説明結果概</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>要書提出の該当地区に指定するよう諏訪市長に要望。</p> <p>■2017.12.5</p> <p>諏訪市内の造り酒屋5店が使用している伏流水への影響に関し、調査が十分行われたかどうかについて、技術委員会できちんと検討するよう長野県に対し要望。</p> <p>合わせて林地開発に伴う説明結果概要書提出の該当地区に指定するよう諏訪市長に要望したことを報告。</p> <p>開発によって影響を受ける多くの人たちが声を上げている現状から考え、環境影響評価の内容の如何に関わらず本計画の即時中止を求めます。</p> <p>8月5日に開催された経済産業省小委員会（第17回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において、大規模太陽光発電については、国民負担の増大と地域との共生といった懸念から、2021年以降FITの対象から外す見直し案が示されました。これにより、大規模太陽光発電は社会的な役割を終えることとなります。そうした社会情勢も考慮し、地域との共生が不可能なこの事業については、中止すべきと考えます。</p> <p>以下、環境影響評価の内容から具体的な意見を述べます。</p>	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>（Ⅱ）水象について</p> <p>方法書に対する知事意見には、水象について次のように記載されている。</p> <p>（1）水象に係る予測評価に当たっては、計画地が下流域の地下水資源の重要な涵養域になっていることを十分に考慮し、計画地及び周辺地域の湿原や既存の水源（湧水、井戸を含む）の分布を踏まえて、地下水の涵養源や湧水の湧出機構の解明のための調査範囲及び調査地点を適切に設定すること。</p> <p>（2）地下水の影響範囲については、地形的な集水域と地質的な集水界が異なることに留意し、文献や地質調査</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。これらの検討にあたっては、熊井先生の論文等も参考に調査を実施しております。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>環境アセスメント調査については、長野県の条例に従</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>等の結果に基づき検討すること。また、地形的な集水域の外にあると考えられる次の地点についても、影響範囲を確認するための調査地点として追加することを検討すること。</p> <p>ア 踊場（池のくるみ）湿原 イ 霧ヶ峰農場の水源、茅野市米沢地区の水源（北大塩大清水水源等） ウ 事業計画地北側の水源（夫婦清水・大笹・細久保・道場・清水橋水源等） エ 事業計画地南西側の水源（南沢水源、地藏寺の湧水、阿弥陀寺の湧水等） オ 檜沢川、前島川、角間川</p> <p>Loop 社が行った調査方法は、ヘキサダイアグラム（主成分分析）による水質区分とトリリニアグラム（同位体分析）による水質区分よって涵養域を予測したものと、基底流量の観測から比流量を算出し、流域ごとの水収支を求めることで地下水の流動予測をしたものである。この2つの調査方法だけでは知事意見にある「地質的な集水界」の解明は不十分である。重要なのは、水道水源である大清水湧水や南沢水源と諏訪五蔵の井戸に到達している地下水が計画地の地下を通過しているかどうかである。</p> <p>本計画の調整池は河床を最大で13.5mも掘削することから、地形改変を伴う事業であり、掘削によって地下水の水みちを破壊した場合には、水道水源である大清水湧水や南沢水源と諏訪五蔵の井戸に影響を及ぼす可能性がある。よって、まずは計画地の地質的な地下構造を平面的に解明し、大清水湧水及び南沢水源、諏訪五蔵の井戸に到達している地下水が開発によって影響を受けないことを証明する必要がある。</p> <p>調査方法としては、長野県環境影響評価技術指針マニュアルに記載されている物理探査（電気探査）と滞水層まで達する深度のボーリング調査及びボーリング孔を</p>	<p>い手続きを進めさせていただき、方法書提出の際にも技術委員会等で協議をいただきながら進めてまいりました。調査についてもご指摘の通り、季節変化について把握するためには継続した調査が必要であり、可能な調査については現在も継続して実施しているところです。関係する地域の方々とは今後も対話を続けさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>利用しての試験を実施する必要がある。以下に具体的な調査箇所と調査方法を記す。</p> <p>①計画地と南沢水源及び大清水湧水の間を直線で結ぶ測線として電気探査を実施。</p> <p>②調整池設置において、河床を掘削する範囲を直線で結ぶ測線として電気探査を実施。</p> <p>③上記の各測線内において、滞水層に達する深度までボーリング調査を実施。(各測線ごとに最低でも2箇所必要)</p> <p>④各ボーリング調査孔において、透水試験や揚水試験などを実施。</p> <p>参考までに、霧ヶ峰周辺を過去に調査した熊井久雄さん(大阪市立大学大学院名誉教授)の報告書(大清水湧水の湧出機構 1975.3)には、「大清水湧水の湧出地下水は、相の倉沢(桧沢川)、檜沢(前島川)、横河川などの河川流域に降った降水が、この地域に広く発達する上部塩嶺類層の熔岩キレツ中を通して集められたものである。」と記載されている。</p> <p>また、論文(八ヶ岳火山山麓の水理地質学的研究 Vol. 17, No. 1, 2 1982)には、「南麓最大の湧泉は、檜沢(前島川)と相の倉沢(桧沢川)を分ける尾根の末端近くに存在する大清水湧泉である。この湧泉の湧出量は1974年5月には平均0.2197m³/secであり、同年9月にも約0.2m³/secあった。したがって、相の倉沢(桧沢川)本流との合計水量は約0.4m³/secとなり、単位面積当りの流出量は約0.0395m³/sec・km²となる。この量は流出河川である三沢の0.0255m³/sec・km²をはるかにしのぎ、渋川や音無川支流のそれの約1.6倍になる。すなわち、集水面積が約1.6倍あることを示している。また、後述する個々の溶岩の単位面積当りの湧出量0.0208m³/sec・km²に対しても約1.9倍の集水面積を有することになる。相の倉沢(桧沢川)本流の流域面積に対する流出量はほぼ集水面積に見合うものであるから、大清水湧泉の湧出量</p>	

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>に相当する約 6～9km² のかん養地が追加されなければならない。これに見合うものとして、相の倉沢（桧沢川）の西隣りの横河川がある。横河川の下流域では測定困難なわずかの流量が見られるだけで、この流域の水はほとんど伏流している。したがって、大清水湧泉を含む相の倉沢（桧沢川）、檜沢（前島川）の流出量は、四賀花崗岩の表面構造、すなわち、その東傾斜の面に沿って集水され、その集水域は流域を越えて広がっていることが推定される。」と記載がある。</p> <p>この論文で熊井さんは、霧ヶ峰南麓の水収支は、降水による涵養だけでなく他流域からの地下水による涵養も含めて考えなければならない状態であると言っている。</p> <p>このように、熊井さんの調査結果と準備書で示されている推定結果には矛盾している点があるため、少なくとも Loop 社は熊井論文を否定できるだけの調査データを示す必要がある。ちなみに熊井さんは「大清水湧水の湧出機構」の調査において電気探査を行っている。</p>	
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(Ⅲ) 河道内への調整池設置について</p> <p>調整池とは本来、開発によって生ずる雨水の流出を適正量に緩和し、流出した土砂を沈殿させ濁水などを河川を含む下流域に流さないことを目的に設置されるものである。調整池を河道内に設置した場合には、水量の調節をして欲しくない計画地以外の集水域から流下する水についても水量調節が行われてしまう。また、河道内には常時流水があるため沈殿させた後に浚渫するはずの泥土やシルトが平常時の流水によって少しずつ流下する。この泥土やシルトは茅野市横河川から取水している水田に入り、米作りに悪影響を及ぼすことになる。</p> <p>よって、河道内に調整池を設置することは避けなければならない。</p> <p>さらに、茅野市横河川は土石流危険溪流に指定されていることから開発により土砂の流出が増大することは</p>	<p>調整池の設置位置は、対象流域内の最も雨水を集めやすい位置として谷地形の最下点としております。</p> <p>なお、調整池の堤体はレベル2地震動に対しても安定性が確保できる構造としております。</p> <p>調整池の流域については地形の尾根で分割していますので、基本的に流域外からの表流水の流入はありません。</p> <p>樹木の伐採区域及び地形改変区域には、侵食防止養生マットを施工しますので、流域内からの常時の流水は開発以前の水質と比べて大きく変わらないものと考えております。</p> <p>今回の事業区域は、土石流危険溪流の流域に含まれておりますが、砂防指定地とはなっていないことから、土石流の発生は想定しておりません。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>必至である。調整池に設置されるオリフィス（A 調整池＝φ570mm B 調整池＝φ360mm C 調整池＝φ600mm）には格子状のスクリーンが取り付けられることから、少量の土砂流出により簡単に閉塞することが予想される。</p> <p>従って、防災上からも河道内に調整池を設置することは危険である。</p>	
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>（IV）河床掘削について</p> <p>B 調整池の地下水位については、自然地下水位は、掘削後に孔内洗浄し、翌朝水位を確認した水位を自然地下水位とした。B-2, B-3 地点では、掘削終了後に孔内水位がGL-9.8m～8.3mに急激に低下している。採取された棒状コアに変色していた亀裂が散見される事から、この部分が「水みち」となっている可能性が高い。（4-8-15）とある。</p> <p>C 調整池の地下水位については、自然地下水位は、掘削後に孔内洗浄し、翌朝水位を確認した水位を自然地下水位とした。各地点共に掘削中に完全逸水が確認されている。採取されているコアは変色した亀裂が発達しており、多くの「水みち」を有している事が予想された。（4-8-19）とある。</p> <p>このような場所で河床を掘削すれば地下水の水みちを破壊し、取り返しのつかないことになるため、決してやってはならないことである。</p>	<p>準備書に記載の水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行い、周辺の調整池の掘削が湿地の水位の低下や下流域の流量減少影響を発生させるほどの影響はほぼ発生しないものと予測しております。</p> <p>調整池周辺の地質分布についてこれまでもボーリングを実施しておりますが、さらに詳細な地質状況や地下水位等を把握する目的で追加のボーリングを実施しております。これらの結果を基に、調整池の工事による周辺の地下水への影響について、予測内容を確認しながら慎重に工事を進めていく計画です。</p>
5	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>（V）茅野市横河川の水量減少について</p> <p>本計画は残置森林エリアを除く伐採開発面積が99.1haと広大である。水収支を考えた場合、森林による保水力の低下に伴い地下水流出量が減少し、その分だけ横河川への直接流出量が増大する。</p> <p>（茅野市横河川の流域面積907haに対し伐採開発面積99.1haは9.15%に相当。）</p> <p>降水量＝流出量＋蒸発散量 流出量＝地下水流出量＋直接流出量 計画地を源流域とする茅野市横河川の下流では諏訪</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について水収支の観点から予測検討を行っております。その結果、ご指摘の通り茅野横河川の下流部（水田への取水箇所直上）では豊水時期には約1%の流量増加、渇水時期には約2%の流量減少と若干ではありますが流量変化が生ずると予測しています。流量についてはモニタリングを実施しながら、慎重に事業を実施してまいります。なお、調整池</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>市側と茅野市側の両方で横河川からの取水によって米作りが営まれている。古くより茅野市横河川へは桧沢川から水を引くための農業用水路（繰越セギ）が2本開設されている。（上の相之倉セギと下の相之倉セギ）このうちの一本、下の相之倉セギは現在も使われている。セギが開設された理由は、言うまでもなく水田を耕作する際に横河川の水量だけでは不足する時期があるからである。</p> <p>開発により茅野市横河川への直接流出量が増大すれば、雨の少ない時期に横河川の水量が減少することとなる。つまり、梅雨前に一斉に大量の水を必要とする代掻きの際に水が不足する可能性がある。この問題を解決するには、事業規模を大幅に縮小して残置森林を増やすか、事業を中止するしか方法はない。</p>	<p>の設置により、洪水などのピーク流量は穏やかになり、横河川の防災機能は向上すると考えています。</p>
6	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>（VI）湿地の保護について</p> <p>計画地内に存在する5箇所の湿地は、環境省指定の特定植物群落に「諏訪高原リゾート開発地内湿地」として登録されている。また、県レッドデータリスト高層湿原植生のミズゴケ群落としても指定されている。</p> <p>開発後これらの湿地が残るとは到底思えない。理由は、湿地では植物の遺体が嫌気状態により泥炭化するため養分の循環が発生しない。一方森林では落ち葉や枯れ枝が微生物によって分解され、養分豊富な土となり、この養分を植物が吸収し循環している。ミズゴケなどのコケ類は、貧栄養状態で育つ植物である。開発により、湿地に栄養豊富な腐葉土が流入すれば、ミズゴケの生育は阻害され、逆に養分を必要とする植物が繁茂することになる。</p> <p>湿地を残すには、湿地へ雨水が流入する可能性のある集水域の全てを計画地から除外する以外に方法はない。（パネルの設置だけでなく、管理用道路をつくることでも影響が出る可能性がある。）</p>	<p>湿地については、周辺の保全区域の設置、雨水を地下浸透させる方策などの保全措置を計画しております。湿地については、工事中から供用後の一定期間にわたり、モニタリング調査を実施し、必要に応じて追加的な保全措置を実施します。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(VII) 計画地内の湧水について</p> <p>計画地内にある5箇所の湿地の周辺や3本ある河川の両岸には多くの湧水個所が確認されている。これらの湧水の涵養域はどこか？ 流出経路はどうなっているのか？ 途中で湧出した地下水以外に残りの地下水量がどの程度あり、その地下水がどこに向かって流下しているのか？ そうした地下水の湧出メカニズムを正確に把握しなければ、湿地の保護対策や調整池の河床掘削に伴う護岸の保護対策を計画することはできない。</p> <p>この準備書においては、地下構造を解明するための十分な地質調査が実施されていないため、地下水の湧出メカニズムについては推測の域を脱していない。計画地及びその周辺の地質構造について、ボーリング及び電探などの物理探査を行い明確にする必要がある。</p>	<p>事業計画地内の湿地を構成する湧水の涵養域については、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。湿地周辺すべての湧出メカニズムを把握していく事は非常に困難ですが、準備書では湧水の分布する流域全体で収支的に流出量や浸透量の変化について予測を行いました。</p> <p>また湿地湧水等の保全については、湿地の周辺や沢筋周辺に保全区域を設けるとともに、湿地を保全するための対策を講じながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
8	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(VIII) D調整池について</p> <p>当初計画されていたD調整池は未設置となった。D調整池で調整する予定だったパネル設置場所⑰（敷地面積17955m²）からの排水及び流出土砂は、人工的な水路によってC調整池まで導き調整する予定とのことである。（7月29日の質疑応答の会でLoop社が返答）</p> <p>しかし、準備書には、パネル設置場所⑰からの排水及び流出土砂に関する処理方法についての記載が一切ない。D調整池で調整するはずだった集水域からの排水及び流出土砂と、C調整池の集水域外に設置されるパネル（パネル設置場所⑱の内、C調整池左岸側の尾根筋を超えて反対側の沢に向かう斜面に設置されるパネル）からの排水及び流出土砂による影響についても、準備書の審査において環境影響評価を行う必要がある。</p>	<p>今回の事業計画では、開発区域を3つの流域に区切りそれぞれの流域の最下流部に調整池を計画しています。</p> <p>これらの各流域については調整池を経由せずに直接雨水が外部に流出する直接放流域があります。この直接放流域は現在の森林をそのままの状態に残す残置森林のみであり、樹木伐採を行う開発地は含んでいません。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
9	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(IX) 踊場湿原（池のくるみ）から上部の集水域とその特殊性について</p> <p>踊場湿原（池のくるみ）から上部の集水域は地形的には桧沢川の集水域となっている。しかし、池のくるみは湿原であり、水がたいへん浸透しやすい熔岩性の地質構造のため、流入した表流水の全量が桧沢川に直接流下するような流水経路にはなっておらず、その一部が諏訪市の角間川や茅野市横河川に流入している。この角間川や茅野市横河川への流入については、一度地下に潜った水があちこちから染み出したものであるが、中には滞留時間が極めて短く限りなく表流水に近い状態のものも存在すると考えられる。言ってみれば、池のくるみの底から角間川側と横河川側に暗渠パイプが埋めてあるような状態である。</p> <p>仮に、池のくるみに流入した表流水の一部がすぐに横河川へ流出してくるような状態だとすると、横河川の集水面積が広がったことと同じである。よって、調整池の容量を決める際にも集水面積をその分だけプラスして流出解析を行わなければ安全性が確保できないことになる。</p> <p>よって、池のくるみ周辺の地形地質と湧出機構について詳細な調査を行い流出機構について解明する必要がある。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。</p> <p>事業地内に分布する湿地の周辺には湧水が多数分布しており、これらの湿地は広域の既往地質分布と比較すれば、第Ⅰ期上部霧ヶ峰火山岩類（KⅠb層）～第Ⅱ期下部霧ヶ峰火山岩類（KⅡa層）の境界部付近に位置しており、これらの層を流動した地下水が湧き出ているものと考えます。</p> <p>湧水直下に位置する湿地は、比較的透水性の劣る下位の第Ⅰ期下部霧ヶ峰火山岩類（KⅠa層）を受け皿として、地形的に勾配の緩やかな箇所に形成しているものと判断しています。</p>
10	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(X) 工事中の流出係数について</p> <p>工事中の流出係数については、パネル設置前の森林伐採実施の段階では、草地となることから、その中で最も安全側を考慮して「浸透能力小」の値である0.7～0.8から平均値の0.75とした（4-6-67）とある。</p> <p>しかし、工事中は伐採後の木材搬出や、パネル架台の設置及び資材搬入のためパネル設置エリアを頻りに重機が行き来することになり、草地の状態を維持することは不可能である。</p> <p>よって、工事中の流出係数については、裸地の1.0を</p>	<p>工事中の影響予測については、工事中・工事後（供用後）について、パネル設置部および道路予定地（工事中・管理用含む）の流出係数を、工事中・工事後（供用後）の各々に関して以下の条件を設定して検討を行いました。</p> <p>工事中（樹木伐採後）・・・0.75（草地相当）、 工事後（供用後）・・・0.90（裸地相当）</p> <p>工事中の条件は刻々と変化する可能性があります、途中段階として、樹木伐採後の時点の条件を「パネル設置部」「工事中道路（のちの管理用道路）」ともに0.75（草</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				用いて流出解析を行い対策を講ずる必要がある。	地相当)の流出係数とし、影響予測検討を行い、供用後の影響予測検討では、地下浸透量が少なくなる(さらに影響が大きくなる)条件として、改変範囲の流出係数を全て0.90(裸地相当)と設定した予測を行っております。
11	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(XI) 供用後の流出係数について</p> <p>供用後の流出係数については、太陽光パネル敷設エリアの流出係数を0.90(最大値)と仮定し、沢沿いや湿地範囲、残置森林域の流出係数を現況と同じ(Y-6:0.384、Y-7:0.576、Y-9:0.232)とし、それぞれの流域における面積比と流出係数の加重平均した値を供用後の流出係数とした(4-6-96)とある。</p> <p>しかし、長野県林地開発許可申請の手引(233p)には、太陽光発電設備(ソーラーパネル投影面積及びソーラーパネル間の管理道)の設置に関する流出係数は、裸地の値を適用するものとする(平成26年3月11日付け26森推第725号)と記載されていることから、裸地の流出係数1.0を用いた流出解析に基づき調整池の容量を求める必要がある。</p>	<p>水象のシミュレーションでは、供用後の流出係数については、パネル設置エリアは0.90、森林として残る部分の流出係数は現状から変化しないものとして検討しています。その際のパネル設置エリアおよび関連道路の流出係数については手引きの中間値の0.90として横河川の流量変化について検討しました。</p> <p>また、流出係数と降雨強度について、計画地内の排水施設(U型側溝など)の規模決定においては、ソーラーパネル設備はf=1.0、残置f=0.65として、降雨強度は1/30です。さらに、調整池の計算においては開発区域f=0.9、残置f=0.6として、降雨強度は1/50です(林地開発の基準値です)。</p>
12	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>(XII) 河川環境と洪水との関係について</p> <p>河川の自然環境は、川形が蛇行していること、所々に淵があること、河床が凹凸していること、土砂の移動があること(たまには大きな石も移動すること)など川の動きによって維持されている。そうした川の動きは洪水によって生み出されている。</p> <p>今回の計画のように河川内に調整池を設置した場合には、一定量の水量以上は下流に流れ出さなくなるため、川の中の生態系が貧弱となるばかりか、川周辺の生物多様性も失われ、下流の河川環境は大きく悪化することになる。</p>	<p>ご指摘の通り、調整池を設置する事により豪雨時のピーク流量はなだらかになり、防災に寄与する事になります。場合によっては、防災と自然環境の保全を両立させることが難しい事になりますが、調整池下流の貴重な植物などについては、モニタリング調査を実施しながら、保全を検討していきたいと考えています。</p>
13	第1章	事業計画の概要		<p>(XIII) 抜根について</p> <p>本計画では、伐採後は抜根を行わずにパネルを設置することとなっている。落葉松や赤松などの針葉樹は伐採後の切り株から萌芽はないが、広葉樹の場合は萌芽する</p>	<p>事業地内では除草を定期的に行いますので、同時に対応することを検討致します。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ため、抜根無しでのパネル設置はその後の管理を考えると非現実的な方法と思われる。</p> <p>萌芽の管理について、パネル設置面積に対する広葉樹の割合を明確にした上で、その管理方法と作業に必要な人日数を具体的な数値で示し、本当に実行可能な方法かどうか再検討する必要がある。</p>	
14	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>(XIV) ジャコッパラ遺跡について</p> <p>管理用道路だけでなく、パネル架台の支柱を打ち込む全箇所についても地下に遺跡が存在していないかどうか試掘調査を行い確認する必要がある。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。</p>
15	第6章	事後調査計画	6-1	<p>(XV) 事後調査について</p> <p>準備書には、「事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。」(6-21)とある。</p> <p>しかし、「水質」、「水象」、「土壌汚染」、「植物」、「動物」、「生態系」などの項目については、事後調査の結果を受けてから何らかの環境保全措置を講じても環境の回復は期待できないことが多い。</p> <p>よって、準備書段階で厳しく環境影響評価を行い、事業の縮小もしくは中止を含めた判断が必要である。</p> <p>なお、「地形・地質」、「景観」、「廃棄物等」についても、事後調査は必要である。特に「廃棄物等」の残土の発生・処理に関しては、計画地外の鉄平石採石場で処理することになったが、新たな残土処理場も茅野市横河川の流域内であることから、Loop社が責任を持って事後調査を行うべきである。</p>	<p>準備書では、予測結果に不確実性が伴う項目や、住民の皆様のご関心の高い項目について事後調査を計画している事を記載しています。これらの事後調査は、工事中から実施し、その結果を公表し問題のある場合には対応を検討することとしています。したがって、効果が期待できないとは考えていません。ただし、項目によっては数年の経過を見なければならぬ場合もあるため、観察期間については結果を見ながら、専門家の意見を参考に検討していきたいと考えています。なお、残土の処理については、直接的には本事業とは別の事業主体となる、採石業者による採石後の現状復帰に活用される事となる見込みですが、採石業者と情報共有しながら適切に処理されている事を確認していきたいと考えています。</p>
16		資料編	資7-2-20、 資7-	<p>(XVI) その他（資料編について）</p> <p>E 湿地踏査結果、写真7-2-7（夏季）と写真7-2-8（晩秋季）が同じである。</p>	<p>ご指摘の写真については、掲載が間違っていました。大変失礼いたしました。評価書では修正いたします。ご指摘頂きありがとうございます。</p>

意見書 277

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
			2-21	F 湿地踏査結果、写真 7-2-9 (夏季) と写真 7-2-10 (晩秋季) が同じである。	

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		環境の保全をどれだけやったとしても、今ある自然の破壊には変わりありません。ましてや 200 ヘクタールにも及ぶ開発です。そして残置森林として 100 ヘクタールを残すので環境への影響は少ないとお考えでしょうが、こちらの 100 ヘクタールも結果的には周辺環境の急激な変化により徐々に破壊されて行くことになるでしょう。開発されれば、取返しのつかないことになります。当該事業の建設中止を心から願います。その上で以下の意見 16 を述べたいと思います。	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第 4 章	第 11 節 生態系	4-11-16	<p>① 国の天然記念物ヤマネの再調査の必要性</p> <p>「業用予定地内にヤマネは見つからず、事業予定地周辺で 1 頭の確認が取れた。」という調査結果ですが、調査方法があまりにも杜撰です。事業予定地 200 ヘクタールという広さにたった 5 ヲ所のセンサーカメラ設置しかしていません。周辺の調査地域に至っては多分面積にすれば 200 ヘクタール以上でしょうか、この広い範囲にたった 1 ヲ所のセンサーカメラ設置です。それでも 1 頭の確認が来ています。</p> <p>「平成 28 年 4 月～11 月に連続的に撮影した」と準備書には書かれています。「複数回ヤマネを確認したことから営巣場所として利用している可能性がある」とも記載されています。連続的に撮影しているのなら、当然育った子の確認も出来ているのではないのでしょうか。オスの成獣と子、つまり数頭は確認しているはずではないのでしょうか？それを隠しているのでしょうか？それとも</p>	調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モニタリングしていくことを計画いたします。

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>連続的に撮影したというのが嘘なのでしょうか？</p> <p>調査方法については、平成 29 年 3 月に太陽光発電問題連絡会から「調査用巣箱を使つての調査をしていますか？九州の現場では 1 ヘクタールに 2 ヲ所の巣箱です。当該事業でしたら 200 ヘクタールと周辺ですから 400～500 個必要です。何カ所設置しましたか？」という公開質問状を提出しています。回答は、準備書の結果を見て下さい、それまでは応えられませんという内容でした。</p> <p>結局、巣箱は使わずに、たったの 5 ヲ所の調査でした。それも、木の上部の樹洞に向けてセンサーカメラを設置した、というものです。これでは見つからないのは当然です、生息調査とは言えません。</p> <p>準備書が出る前に、調査中に精度を高めるための正しい調査をして欲しかったので質問状を出したわけなのですが。これでは、天然記念物のヤマネは見つからないように調査をしたと疑われても仕方がないのではないのでしょうか？</p> <p>センサーカメラの設置場所に関しても、樹洞に向かつてのみです。ヤマネは樹洞だけを利用するのではなく、木の根元なども利用します。7/29 の茅野市の質問会場で、担当者が用地内の樹洞を全部見たが 5 ヲ所しかなかったと発言しています。誰がそんなことを信じるのでしょうか？</p> <p>その質問会場で、担当者は「巣箱を使わなかった理由は誘引をしてしまうため」と回答していましたが、巣箱に餌を置くわけでもなく匂いがあるわけでもありませんから、通りがかりの普段その場をテリトリーとしているヤマネが、たまたま見つけた巣箱で子育てや冬眠をする程度の誘引です。「なぜ誘引するといけないのですか？」という質問に「その場所にいるヤマネの調査をするためです」と答えています。その場所という言葉の意味が想像出来ませんでした、その場その場の点のような調査をしたいのであれば、200 ヘクタールに 5 ヲ所で</p>	

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>は無意味です。1000 ヲ所でも足りないのではないのでしょうか？</p> <p>巣箱を設置すると、どの程度の距離からヤマネを誘引するのでしょうか？あたかも事業予定地外から誘引してしまうようなニュアンスを受けましたが、根拠を示してほしい。</p> <p>今回の5本の木の樹洞にセンサーカメラを設置した結果というものは、この5本の木をヤマネが利用しているかどうかということしか結果としては言えません。</p> <p>また、準備書の予測結果で、「ヤマネは比較的高い移動能力を持つ」とありますが、10～4月の半年近くの間冬眠します。冬眠中に工事がされれば当然殺すこととなります。例え冬眠していない時期であっても、現在の大型建設重機は高速作業で、あっという間に山林を造成地に変えてしまいます。10～30gしかないヤマネが安全な場所に逃げられるとは思えません。移動能力が高いと書かれていますが、ネズミのようなスピードで地面を走れるわけではありません。そして冬眠時だけでなく、事業予定地のような標高の高い場所では、日中でも20℃以下になると、体温を下げて日内休眠に入ります。この仮眠状態では、当然動けないのですから、工事用重機が来ようと逃げられません。</p> <p>幸い、予定地周辺でヤマネが見つかっています。彼らはもうすでに予定地内に入り込んでいるはずで、天然記念物のヤマネを殺さないためにも、調査をやり直すべきです。</p> <p>6 ヲ所のセンサーカメラで1 ヲ所確認されているわけですから、正しい調査を行えば必ず見つかるはずで、彼らの命を救えるはずで、見殺しにすることはしないで下さい。</p>	
3	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>② ヤマネの環境保全区域の必要性</p> <p>対象事業実施区域外のみで確認したとありますが、その場所は対象事業実施区域から100mほどしか離れてい</p>	<p>事業地内でヤマネの確認はありませんが、事業地内の保全エリアは一定の保全環境として機能するものと考えます。モニタリング調査を実施する中で、確認状況に</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ません。ヤマネの行動範囲をご存知でしょうか。常識的に考えれば、少なくとも複数頭が、予定地南部F湿原周辺に生息していると言えます。</p> <p>今回確認されたヤマネに対する保全区域として、少なくとも、F湿原の東と西に細長く設置するパネル設置計画は中止にするべきです。この部分のパネルの設置は全体から見れば、規模は少ないものの森林を分断する形になってしまっています。これ位の縮小は、作業効率面からしても、貴社には再考の余地があるはずで。また、そうすることで、同時にノスリの営巣木の保全拡大になり、わずかでも、まとまった森林が残せる形となります。</p> <p>準備書で河川の連続性の確保を意識していますが、多くの生き物にとっては、細長く残すよりも、広くまとまった森林を残すことが必要です。</p>	<p>応じて対応策を検討していきたいと考えています。</p>
4	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>③ モモンガの生息調査の不備について</p> <p>樹上性哺乳類の調査に、巣箱を使用しなかったのはなぜですか？モモンガは針葉樹の樹洞を利用していますが、広大な開発予定地ではなかなか樹洞を見つけるのが難しいです。担当者は踏査で全ての樹洞を探したと言っていました。200～500ヘクタールの調査予定地の樹洞を見つけるために、何日間踏査したのでしょうか？</p> <p>一般的な調査では、そんなことはせずに、適当な針葉樹に巣箱を設置するだけで、モモンガが利用する確率は高いようです。ヤマネは広葉樹を好み、モモンガは針葉樹です。別々に調査をするべきだと思います。</p> <p>モモンガの調査を巣箱使用で、やり直す必要があります。ましてや200ヘクタールに5カ所のセンサーカメラをセットしただけでは、調査をしたと言えます。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モニタリングしていくことを計画いたします。</p>
5	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>④ 猛禽類営巣環境の保全について</p> <p>ハイタカの営巣木があり、保全措置が書かれていますが、1組のハイタカが営巣するためには、半径1kmの森林が必要と言われています。つまり、予定地全部です。</p>	<p>対象事業実施区域内での営巣が確認されたハイタカにつきましては、対象事業実施区域内だけでなく、対象事業実施区域外も利用していることが明らかになっております。また、対象事業区域内におきましても、営巣地や湿地環境を中心とした保全区域や残置森林により</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>可能な限りハイタカが利用できる環境を残すよう配慮しております。</p> <p>ハイタカなどの猛禽類につきましては、供用開始まで継続して生息状況の調査を行い、必要に応じて保全区域や残置森林の管理や環境整備を行いながら、環境配慮を実施して参ります。</p>
6	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑤ 猛禽類営巣の確認について</p> <p>猛禽、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサの営巣が確認された場合は、保全対策をするとありますが、誰が確認をするのでしょうか？それは信用が出来るのでしょうか？</p> <p>昨年、リニア関係の事業で、ブッポウソウの営巣木の近くで工事をしたために、ブッポウソウの営巣が放棄されたというニュースがありました。見つけたのは、ブッポウソウ保護団体です。事業者ではありません。当事業では、野鳥の会にでも委託したらいかがでしょうか？</p>	<p>対象事業実施区域とその近傍におけるハイタカ等の希少猛禽類の生息状況につきましては、準備書作成段階から継続して調査を行っております。調査は事業者が責任を持ちますが、自然環境調査に精通した専門業者に委託する予定です。調査結果につきましては、長野県環境影響評価技術委員会へ報告し、ご指導をいただきながら進めております。</p> <p>調査は工事中、供用後まで継続して行い、可能な限り希少猛禽類の保全に努めて参ります。</p>
7	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑥ 野鳥についての影響</p> <p>65種の野鳥が見られるような環境は、あまりありません。人間があまり入らなかったため、残された貴重な自然だということがわかります。</p> <p>準備書の中に「生息環境は予定地外周辺に広く分布しているので影響は少ない、或いはないと予測する」という表現がどの種にも出てきますが、それを言うのであれば、周辺の山林を購入して保全管理するべきではないのでしょうか？いつ、周辺にメガソーラー建設計画が持ち上がるかわかりません。</p> <p>それに、多くの野鳥にとって、採餌場と営巣地の確保は貴社が思うほど、そう簡単ではありません。中村社長が、一切の財産も持てずに、見知らぬ土地で生活を始めるようなものです。この開発が、この予定地に生息する全ての動植物にとって甚大な影響があることは確かです。直接的影響、間接的影響が少ない或いはないなどと書くべきではありません。訂正をお願いします。</p>	<p>鳥類の生息状況を含めた環境影響評価につきましては、長野県の条例に従い手続きを進めさせていただいています。準備書の中で記載させていただいている予測評価結果や保全対策については、ご意見にもありますように全てを事前に把握する事は科学的に不可能であるため、工事中、供用後も調査を実施しながら保全対策の検証を行い、必要に応じて必要な方策を実施する予定です。事業においては、鳥類を含めた自然環境につきましてもできる限りの配慮を検討して参ります。</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑦ 動物の環境保全措置について</p> <p>「工事中、騒音の低減に超低騒音型の機械の使用や発生源を防音シートで覆うことにより、騒音を低減する。」とありますが、工事関係者に打診をしていますか？実行性も欠けませんが、同時に効果も期待出来ません。</p> <p>コンディショニング（馴化）についても、「工事用機械を作業実施前から設置することや保全区域から離れた場所から工事を実施することにより、保全対象種が工事に馴れるようにする」とありますが、常識から言って、重機が動かずにただの構造物の状態なら、馴れるかもしれませんが、動き出したらそれこそ別の次元です。生物の馴化というのは、何世代かを通して別の環境に徐々に適応化していくことで、2、3年のスパンのことではありません。ましてや、工事は200haの広さを2、3年でやろうというのですから、こういう信ぴょう性のない言葉を準備書に並べるといことが、不愉快極まりないです。</p>	<p>工事関係者には保全対策の内容を周知し、予定した保全対策を事業者の責任で実施させます。コンディショニングについては事例が多くあり、一定の効果のある方法であると考えています。モニタリング調査を実施しながら、その結果に応じて保全対策を検討していきます。</p>
9	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑧ ツキノワグマについて</p> <p>予定地内外にツキノワグマが来ていると知り、大変嬉しく思います。ツキノワグマは、日本では危険なイメージを植えつけられていますが、大きな誤解です。山が人工林になり、別荘地になり、餌不足で、人里に降りて来ただけでニュースになり殺処分されてしまう様な現状です。絶滅してしまうのではないかと心配をしていました。</p> <p>この予定地にメガソーラーが出来たら、ツキノワグマはどこに行くのでしょうか？周辺に深く豊かな山林はありません。おまけに周辺は観光地です。もし、行き場を失って、人のいる場所に行かざるを得ない状況になった場合は、クマと人との接触が心配です。多くの日本人は、クマに対しての正しい知識がないため、クマを驚かせて事故を起こさせてしまうケースも時々あります。これは、人間にもクマにとっても不幸な事態です。</p> <p>もし、観光地に頻繁に出没するようにでもなれば、殺</p>	<p>ツキノワグマは、その大きな身体を維持するために、餌となる植物（葉っぱ・木の実等）の生育や実りの状況に応じて様々な環境を必要とする動物であり、その行動圏面積はオスで平均約100km²、メスで平均約50km²にもなります。</p> <p>対象事業実施区域の広さは、クマの行動圏面積にすると数%であり、今回確認した個体も、霧ヶ峰周辺の広い範囲を生活圏としていると考えられます。</p> <p>また、霧ヶ峰周辺は元々ツキノワグマの生息数が少ない地域であり、調査でも、ニホンジカやイノシシ等と比べると、確認頻度は非常に低く、対象事業区域及びその周辺に生息している個体は数少ないものとみられます。</p> <p>上記のような理由から、ツキノワグマへの直接的な影響は少ないものと考えています。</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>処分もあり得ることです。「個体群の縮小といった影響はない」とか「対象事業実施区域周辺には生息環境が広く分布することから、影響はない」という予測を訂正して下さい。</p> <p>クマは冬眠のためにドングリを大量に必要とします。幸い予定地には、ミズナラの木が沢山あります。クマが餌不足で人里に降りて来ないためには、この開発予定地が必要なのです。どうか、クマのためにもメガソーラー計画を中止にし、今ある自然を残して下さい。</p>	
10	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑨ サツキマス、他の魚類の保護の必要性</p> <p>貴重な諏訪マスと縄文アマゴの主要産卵地である開発予定地の河川。その河川内に巨大な調整池を造る予定なのに、「河川域の改変はほとんどない」と書かれています。お金儲けのために貴重な残された川を台無しにしないでほしい。調整池が必要なら他の場所に造るべきです。他の場所に造れないなら、メガソーラーも造るべきではありません。</p>	<p>調整池は降雨による下流域への影響を低減する目的で設置します。その為に計画位置は最も水を集めやすい場所とすることが一般的です。その為、今回の計画では谷地形の箇所に計画しています。また、パネル設置エリアでも別途、土砂の流出を防ぐ対策を行います。</p> <p>調査で確認されたサツキマス（アマゴ）については、貴重な個体群を保全するため、河川は、調整池の設置区間以外、改変しないほか、河川沿いの森林を保全区域として設定する、産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は、河川沿いの工事を行わない等の対策を行います。また、調整池末端の構造については、魚道の設置を検討しますが、そのことによって下流側で放流された国内外来種が移動してくることも鑑み、サツキマス（アマゴ）の保全にとっての最善策を採用していきたいと考えております。</p>
11	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>⑩ サクラソウの移植、管理について</p> <p>改変により 1000 株以上のサクラソウが生育地を奪われます。その対応として移植を予定しているようですが、意図が理解できません。サクラソウ保全の意味はその環境を守ることではないのでしょうか？移植をしてその個体を生かすことだけを目標にしているのではないのでしょうか？</p> <p>さらに移植作業とその後の管理をよく理解してないのかと思います。移植すれば自然に育つわけではあり</p>	<p>事業区域内のサクラソウについては、沢沿いを中心とした湿性環境に生育しています。湿性環境については、保全区域を設置し、改変を避ける計画となっております。これにより約 10000 株以上の個体が保護され、群落として維持されていくものと考えております。</p> <p>ただ、調整池の造成範囲等の一部の個体（約 1000 株）については、有識者による指導のもと、生育適地の創出を含めた移植等による保全を行います。</p> <p>移植直後は、管理作業も含め定期的なモニタリング</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ません。勢力の強い外来植物ならともかく準絶滅危惧種のサクラソウです。その後の管理作業は必須です。また、移植先（湿原周辺）も逆に心配になります。人の手が入ることで思わぬ環境の変化が起こり、こちらも他の外来植物や雑草に負けてしまう可能性があります。</p> <p>事後調査として、移植後1年、3年、5年めに調査を行うとありますが、常識では考えられません。事後調査よりも、移植後の管理を毎日でもやるべきです。</p>	<p>（地上部が枯れる8月頃まで）を行います。その後については、長野県環境影響評価技術指針に基づき、1年、3年、5年目に年2回のモニタリングを行っていきます。</p>
12	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>⑪ 生態系 環境保全措置 外来種の対応について</p> <p>工事中に外来種の進入抑制は当然のことですが、森林を切り開くと数年後に大型外来植物が繁茂するという現場をよく見かけます。種が空から来るのです。そして一度繁茂した外来種は、駆除は不可能に近いです。</p> <p>工事後、200ヘクタールを常に監視して、駆除する人員を置くべきです。除草だけでは不十分です。</p>	<p>ご指摘の通り、一度外来種が繁茂してしまうと、駆除は困難になると考えています。外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p>
13	第1章	事業計画の概要		<p>⑫ 供用後の除草の維持管理について</p> <p>水を汚染するので除草剤を使わないと言っていますが、信用が出来ません。以前はシルバー人材などを5～11月まで雇うとか言っていましたが、草の伸び方や人材、過酷な労働をあまりにも知らなかったのでしょうか。今回修正していますが、全体の7割を乗用機で刈るとあります。あの斜面で草刈り乗用機が使えますか？抜根をしないので、切り株も多くあり、土地もデコボコです。他3割を肩掛け機で刈るとあります。傾斜のきつい場を肩掛け機で除草するのでしょうか、この猛暑で現場は30℃以上になるでしょう。20人が18日間もパネルの回りを除草し続けるという過酷な労働です。そんな人材が集まるのでしょうか？</p> <p>刈払機は振動工具に該当し、振動障害予防対策指針（労働省・基発）に配慮しなくてはなりません。その指導では、「刈払機を使っての作業時間は1日2時間以内とする。一連作業時間は30分以内とし、5分以上の休止時間を設ける。」とあります。</p>	<p>本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、手作業及び除草機を利用して年間2～3回の除草作業を実施することを計画しております。一度の除草で516人工の作業を計画しており毎年の売電収入より一定の予算を確保して取り組んでまいります。除草剤の利用は検討しておりません。</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>結局、人による除草は出来ないという結果になり兼ねません。除草対策の予算計上もお願いします。実現するにあたって予算が何倍にも増えた時、やっぱり薬剤使用の方向に行くのではないのでしょうか？除草に対する管理計画、予算計上等をもっとしっかりと立て、担保していただかないと、努力したが、出来なかったということになるのではないのでしょうか？</p> <p>工事後、2年間は草もそれほど生えませんが、3年目からものすごい勢いで大型外来植物が生えてくるはずで。多分5年間位は、お約束の除草作業が出来るかと思いますが、後半にかけては、さらに大変な作業になり、経費も嵩むはずで。</p>	
14	第1章	事業計画の概要		<p>⑬ 供用後のパネルの清掃について</p> <p>近頃は、ソーラーパネルの清掃会社も出来たと聞きます。パネル表面の汚れを洗剤で洗って、汚れが付きにくくなる曇り止めみたいな化学物質を塗るようです。これは水の汚染に繋がります。使用しないと明記すべきです。ただ、問題は貴社を信用出来ないことです。</p>	<p>太陽光パネルの洗浄において、溶剤、研磨剤及び洗剤は使用せず、純水（現場生成）と精密洗浄ブラシによる機械式洗浄を行います。</p>
15	第4章	第16節 温室効果ガス等	4-16-4	<p>⑭ 事業計画温室効果ガス排出削減効果の試算の仕方について</p> <p>これには、パネルの原料の調達、パネル製造、輸送などが入っていません。さらに廃業後のパネル廃棄、調整池の撤去、山の再生などに要する温室効果ガスの排出量も含まれておらず、3年で回収できるというのは、誤りです。廃業後も木が大きくなるまでにはかなりの時間がかかります。さらに工事掘削により、地中に含まれている大量の二酸化炭素を排出してしまうわけですから、これらのことを加味すれば、3年ではなく、私は20年位じゃないかと思います。つまり、削減効果は期待できないと思います。私は素人ですので、専門家をお願いして、試算を最初から最後まで入れて、正確にやってみてください。よろしくをお願いします。</p>	<p>予測評価において用いた太陽光発電による二酸化炭素削減量の中には、パネルの製造時に排出される二酸化炭素排出量が加味されています。ただし、ご指摘の廃業後のパネル廃棄、調整池撤去、山の再生については時期と作業内容が未確定であることから算定に含めていません。地中に含まれる二酸化炭素のうち、樹木の枯死木並びにリター（葉や枝）については算定に含めています。</p>

意見書 278

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
16	第1章	事業計画の概要		<p>⑮ 事業計画 発電所廃止後の撤去及び処分 撤去処分の費用として5～10億円を積み立てると言いましたが、それでは不足です。緑の健全な山の再生も必要です。河川に造った調整池はどうするのでしょうか？埋め戻しをしても一度掘った河床は再生出来ません。高さ14mの堰堤は撤去するのでしょうか？撤去しても、しなくても、どちらにしても危険はそのままです。造らないように考えるべきです。</p> <p>破産した場合、現地権者に返還することを検討すると思いますが、それは変ではないですか？破産したら、本来ならパネルの撤去処分、危険な堰堤や調整池の後始末も出来ないわけです。その費用は、稼働中に積み立てるのでなく、初めに用意をして茅野市など信用における機関に預けるべきです。</p> <p>また、現地権者は高齢化しており、山の手入れも出来ない人達です。購入した土地代を返してもらおうつもりですか？それは無理です。むしろ、諏訪市に寄贈すべきです。負の遺産となっている場合は、諏訪市が責任を持つべきものです。</p> <p>説明会で、中村社長は、責任をもってパネルの撤去はすると約束しましたが、口約束です。不測の事態になれば、気持ちはあっても出来ない状態になるのが当然です。その担保が欲しいです。</p>	<p>⑮売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えですが、終了する場合、調整池の撤去については行政と協議の上検討していきますが、防災調整池を設置することで現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしていることが前提としての考え方です。本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>
17	第1章	事業計画の概要		<p>⑯ 事業の転売に関して もう一つ不安が出来ました。よくメガソーラーの転売の話しを聞きます。中村社長も、メガソーラーではないですが、上田の太陽光発電所を売却したと先日話していました。それほど業界では頻繁にあることです。</p> <p>もし、貴社が発電事業半ばで、何らかの理由により他社に転売をした場合、全てのお約束はどうなるのでしょうか？</p>	<p>本事業を転売する計画はありません。</p>

意見書 279

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>説明会に何度か参加をし、反対派の方々意見を聞いてみると、水が汚れる、災害が起きる、木を切るより保護しろ、観光地だから景観を大事にしろや観光客が減るといった意見が非常に多かったと記憶しています。</p> <p>水が汚れるについては、どのように水が汚れるか反対派の方は、わかっていないと思います。ただただ、反対したいだけのわがままにも聞こえます。水の心配は気にする必要はないと思います。水の汚れなど調べているようですし、このくらいで水が汚れるのであれば、車やバイクなども走らせるべきではないと思います。</p> <p>木を切ることについては、(株)Loop 様の従業員にも教えて頂きました。</p> <p>寿命が近い木や悪く言えば腐っている木を切るのも、全く問題ないと思います。木を切らずにいたほうが腐った木を放置しているため、環境汚染や自然災害に繋がると思っています。</p> <p>景観や観光客が減るについては、景観に入り組んだ所への太陽光パネル設置なので、わからないと思います。というか、太陽光発電に興味がある人でない限り注意してみないと思います。観光客が減るといった意見もありましたが、太陽光発電所を作ったら観光客が減るほどしょぼい街だと、自ら諏訪には魅力がないと言っているように聞こえます。諏訪はそんなにしょぼくはありません。むしろ今はやりのインスタ映えできるようなスポットにしていけると思いますし、温泉、神の住む町、オルゴールや時計を始めとした精密の街、高原野菜や地ビール、かんでんや山菜といった食物の良さ、スキー場などのリゾート地、山岳地帯ならではの登山コース、少し考えただけでもアピールは止まりません。私、元は青森ですが観光大使を狙っており、インスタへのアップや諏訪のアピールを頑張っているつもりです。地元の方は反対したいだけで、アピール方法をもっと考えるべきです。</p> <p>私は、(株)Loop 様の事業は賛成です。応援しています</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p> <p>また地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるように努力していきます。</p>

意見書 279

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ので、頑張ってください。	

意見書 280

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>今、地域規模においても、日本にしても自然破壊が急速に進行しており、異常気候が多発し、海、河、空気と汚染が、問題化しております。</p> <p>長野県をみても、例外でなく、豊かな自然をアピールしている県でもあり、諏訪も全く同じです。これから一層「自然との調和の開発が必須と考えます。安全、安心を担保する為には、経済的に莫大な負担が必要だと認識すべきと考えます。今度の太陽光発電事業に関して、営業開始の手續上の為に説明会と形式的な資料で表面的な感じがします。</p> <p>太陽光発電事業について全てに反対と思いませんが、自然との生存な事業開発が必須と考えて下記の意見を提出します。</p> <p>1、自然環境の問題</p> <p>○山林の伐採面積が全体の約 30%程と計画がありますが伐採木の規模本数の多さに対して、貯水池だけで集中豪雨の対策が十分だと考えているのか…</p> <p>山林の降雨に対する効果を認識してもらいたい。人的水害の要因が考えられる。土砂災害も同様である。</p> <p>○また伐採による地下水の変化の具体的な説明が必要。地下水は諏訪にとって、大切な飲料水であり、又豊かな水資源は産業にとっても最も重要です。従って地下調査が必須と考えます。</p>	<p>調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採した場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えていますが、工事中には水質の監視を行い、異常があれば適切に対応することを計画しています。</p> <p>工事による水源への影響につきましても、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、樹木の伐採やパネルの設置等に伴い、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。具体的な数値につきましては準備書にお示ししております。事業実施に当たっては皆様のご大切な水源をお守りするためにもできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ます。</p>

意見書 281

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈たり水を澄ませることができません。</p> <p>本来の調整池の役割を果たすことはできません。工事中、大雨の時は道路、パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時に更に沈殿していた堆積物腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥・細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害に避けられません。調整池は本来川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	<p>沢を活用して調整池を作ることは一般的に行われています。調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 282

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ ひとたび農薬が使われ汚染されると農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません。</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。</p>

意見書 283

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>湧水、地下水に少しでも影響が出るなら、反対です。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 284

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ぼくの祖父は、地元で蜂追いをします。祖父は蜂に関する知識、経験が豊富です。ある家の近くに木のウロがあり、蜂が巣を作るとの相談に対し、祖父はその木のウロに細い1本の棒をたてました。通常ならアースなど殺虫剤をまくなどするのですが、そういった人工的なげきたいはせず蜂の性質をうまく利用したのです。蜂はその棒をへびなど侵入者と思いよってこなくなったのです。結果、蜂はあられなくなりました。このように、人と自然は共生できるはずで、それを無理やり人の都合で人工物を置き山を破壊するのはあまりにもひどい暴力だと思います。もう少し地元の経験者の話を聞き自然とのつきあい方を学んでください。こわしてからではとりかえしがつきません。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。建設後も、地域と共生できるよう長野県「生物多様性保全パートナーシップ協定」制度の活用等を検討しています。</p>

意見書 285

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	<p>霧ヶ峰どう観光に適した自然をメガソーラーを構築することで台無しにしても良いのだろうか疑問に思います。また、100haに近い森林を伐採する事が地域の自然環境に影響が無いとは考えられないです。まず伐採することで出る大量の木材をどう処分するのが明確に示されていません。これだけ大量な木材ですから、事業としても大規模になるのではないのでしょうか。</p>	<p>伐採によって発生する木材は約 15,000 トンと見込んでいます。これらは原則として売却し、資源として有効利用することに努めます。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>また、伐採された木材のうち抜根するのは道路だけで他は既存のままとされている様だが、林業を営む人達に意見を求めると抜根は5年もすると腐り始め、10年も経つと空洞になると聞いている。そして空洞化した穴は急速に土地の保持力と保水力が無くなるのではないのでしょうか。そうすると近年多いゲリラ豪雨があるとたちま</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p>

意見書 285

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ち土地は荒れ土石流の心配があります。	<p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第 4 章	第 5 節 水質	4-5-10	さらにその対策として穴あきダムを計画されていますが、ダムを作る事により滞留水が発生すると思います。そうすると落葉や泥がたまる事になり、それを定期的に浚渫するとしていますが、浚渫すれば更に泥やシルトが流出することになると考えられます。	浚渫にあたっては、作業中下流へ影響が及ばないように、一時的に遮水するなど細心の注意を図って実施します。
4	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	パネルを設置した際の環境への影響にも疑問があります。31 万枚ものパネルを設置すると伐採されて、植生を失った事によるものと、パネルによる温度上昇が全くとされていいますが、本当にそうなのでしょうか。植生による蒸発散熱を失えば温度上昇はあるものと思います。無いならば、何か論文など根拠を示して下さい。	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。
5	第 4 章	第 7 節 土壌汚染	4-7-13	パネルを支える亜鉛メッキ柱も同様に根拠を示して下さい。溶出は必ずあると思います。	<p>支持鋼材には、太陽光発電所で標準的な防食コーティングを施工しており、腐食防止が図られていることから、土壌への金属イオンの溶出は抑制されております。</p> <p>防食コーティングは溶融亜鉛メッキを考慮しており、高い防食性が期待できます。</p>

意見書 285

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>熔融亜鉛メッキはメッキ処理後一定の時間を置き表面に酸化被膜ができ活性度が落ちたものを使用いたします。</p> <p>また、発電所の運転開始後においても継続的に水質調査を行い、発電所の設置前後の水質変化をモニタリングしていきます。</p>

意見書 286

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪の酒蔵で働いています。水質・水象に関する影響は比較的小さいという見解ですが、実際やってみないと、分からないだろうし、確実に影響はないということではないと、賛成はできません。もしメガソーラーを設置し、酒の重要な水が変わってしまい、酒造りに影響が出てしまった場合どうなるのでしょうか？ 歴史ある酒蔵が5つもあり、これが水質の悪化でダメージを受けてしまうのではと考えます。</p> <p>また、多くの地域の水源ということで、住民の生活にも影響が出ないとは、言えないと思います。</p> <p>あまりにも面積が広すぎます。</p> <p>メガソーラーは自然エネルギーとっていますが、実際、樹木伐採や工事が行われることで、自然を破壊してのエネルギーというイメージになってしまいます。</p> <p>災害に関しても、近年とても増加していて、人が住む上流にメガソーラーをつくって、土砂くずれが起きたら、責任を取れますか？</p> <p>伐採、工事、設置をしてからでは取り返しがつきません。多くの問題点があるのに事業を進めないで下さい。メガソーラー設置、絶対反対です。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内には示しておりません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p> <p>防災に関してですが、開発による樹木伐採区域には侵食防止養生マットを施工し、土砂の流出を抑制します。</p> <p>また、造成法面についてはすべり解析を行い法面の安定性を確認し、必要に応じて鉄筋挿入工により法面の補強を実施しております。</p>

意見書 287

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然を大切にしてください。 霧ヶ峰の森林の価値を今一度、見直してみてください。 考えてみたら、何がこれからの霧ヶ峰に大切なことなのか分かるはずですよ。 人間の利益ばかり考えていては、将来どうなってしまうのでしょうか？ きをきらないでください。7さい（さや） 自ぜんを大切にしてください。どうしてかという川の水もなくなっちゃう空気もすえなくなるし、生き物がいなくなっちゃうからです。 4さい りく おねがいします。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 288

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>自然破壊（国立公園の景観を破壊する）</p>	<p>事業地周辺には八ヶ岳中信高原国定公園が位置していますが、事業地に国立公園の指定はありません。本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>

意見書 289

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>霧ヶ峰は古くから諏訪地域の聖地として、貴重な自然とともに大事にされてきたはず、縄文遺跡が計画地に広く確認されていることから明らかです。</p>	<p>沢を活用して調整池を作ることは一般的に行われています。調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防</p>

意見書 289

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>聖地とは極力人間が手を触れてはいけない場所です。動植物の生息にとっても重要な場所であることは間違いありません。その直下の大規模な森林伐採を伴う開発行為は愚かとしか言いようがありません。今まで数々の開発計画がとん挫してきた背景には地域住民の意見が大きく反映しています。数百年この地で生きてきた人々の声に耳を傾けて、計画の白紙撤回を望みます。</p> <p>●出水対策としての河道内調整池では沈砂はできません。濁った水が横河川へ流れ、水生生物へ悪影響が及びます。それは結果、諏訪湖の水質悪化の原因となることから、上川流域協議会より、知事に意見書が出されています。調整池は川の外に造るべきです。</p>	<p>止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>●計画地が横河川水系の30%を占めることから、地下水への影響は大きいと思われる。十分な調査解析が行われないまま、影響は極わずかで済ましてはいけない。茅野市の大事な水源である大清水水源の減少、汚染が懸念される以上上流域での大規模開発は反対です。</p> <p>●3か所の堰堤と川の掘削が行われるということは、大規模な土地の改変が実施されることとなります。過去には洪水被害が起きています。今ある自然を守り、より災害に強い森を育てていくことが急務です。自然がやっとなんと踏ん張ってくれているのにその足元をさらうような行為は断じて許されなくなっていることを認識すべきです。</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>調整池の建設により生じる法面や堤体については、安定性を評価し、十分な安全を確保する様に計画しています。</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop 社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温暖化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温暖化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。デー</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけ</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>タとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>㊦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？それがどのように続きますか？(何時から何時？何年間？)基準値を超えることは無いのですか？ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>㊧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>する事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>㊩工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力させていただきたいと考えてお</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					ります。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました。十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。</p>
7	第1章	事業計画の概要		<p>㊦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>㊦野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ださい。	事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。</p> <p>人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や 動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた 山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。 このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実 際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになってい るようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木 を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネ ルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパ ネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番 よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してくださ い。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の 間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討し ています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場 地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ち る秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは 計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反 射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画 をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、 確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設 備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのま ま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置 し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画を</p>

意見書 290

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>しています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 291

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地下水への影響をしっかりと調査することは、開発を進める上では大変重要なことであります。</p> <p>従ってきちんとした調査を実施すべきと考えます。</p> <p>もし、地下水等に少しでも影響がある様であれば開発には反対です。環境破壊につながる開発は絶対にすべきではないと考えます。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 292

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>パネル設置で雨の90%が流れ下る事業は対策を講じても地下水、河川水への影響は否定できません。</p> <p>計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。</p>	<p>ご指摘のとおり、河川への影響は否定できないと思います。</p> <p>そのため、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置する計画として、パネル設置エリア、管理用道路およ</p>

意見書 292

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>び調整池の流出係数を 0.90(降った雨の 90%が直接流出)する条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。</p> <p>工事中から供用後の一定期間においては湧水等の水量・水質変化の有無についてモニタリング調査を行い、効果が表れているかどうか(予測した影響よりも大きいか小さいか)について検証していきたいと考えております。</p>

意見書 293

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>☆酒蔵の命の1つは仕込み水となります。水質・水量への影響は「今までの水質調査」、「説明」では払拭できません。</p> <p>30年後・50年後、いつ影響が出だすかは解からない…。という事に賛成は出来ません。</p> <p>「影響は想定されない。」という報告でしたが、調査範囲・期間共に不十分だと思います。安心出来るレベルの説明ではありません。</p> <p>「五蔵向けの貢献活動」などの案もお願いしたいと思えます。何か水質・水量に問題が出た時は、「言いのがれの為の調査」をするのではなく、すべて賠償責任を持ちます位の覚悟が Loop 社にはあるのでしょうか？</p> <p>「想定外でした」「メガソーラーの影響ではありません。」などのコメントを出して終りというイメージが払拭出来ません。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 294

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1、環境保全、災害防止、水源水質保全等々全てにおいて影響調査不十分と考える。</p> <p>2、発電事業終了（20年後）時の原状回復はどのように行われるのか具体的に説明、報告を求める</p> <p>(1) 構想図（パネル支柱の撤去、処分方法、跡地の状態等々）</p> <p>(2) 費用（想定金額、どのように土面。）</p> <p>(3) 責任者（Looop社、現地権者）</p> <p>以上</p>	<p>1. 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p> <p>2. 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えですが、売電収入から総工費の5%程度を総額として、事業者の責として毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去方法については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 295

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>未来の子供たちへ負の遺産をこれ以上増やしたくありません</p> <p>新事業の計画、実行はソーラーに限らずすべて工期どおり進行しますが、東北大震災の原子力発電のように、最後の後始末はいつも地元のあきらめとがまんのくり返しです</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 296					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>○自然破壊に依る災害</p> <p>○地傾的に洪水の場合、米沢地区に被害が出る為以上の様な事で反対する</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 297					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>発電パネルからの火災を心配しています。</p> <p>開発面積が膨大なので一度火災が起きると大規模な山火事になる恐れがあります。</p> <p>事故が起きてからでは取り返しがつかなくなります。</p>	<p>電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。</p>

意見書 298					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境に優しいはずのソーラー事業のはずが森林伐採、整地等により環境破壊につながる事をするのは本末転倒。</p> <p>①環境に対し、影響の少ない事業規模の考えはないか？</p> <p>②工事の最中に地下水及び河川への影響が発覚した場合、直ちに延期、中止等の対策をしてくれるのか？</p> <p>③ルートはこの事業でどれだけの利益があるのか数字が知りたい。</p>	<p>①長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>②防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。影響が発覚した場合には直に対策を実施致します。③非公開とさせていただきます。</p>

意見書 299

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>大量の森林伐採計画ではパネル設置場所は抜根されないとされていますが、林業の方や森林災害の研究者から、10年程度で残っていた根が一斉に腐り土をつかむ力が急に衰えて「表層崩壊」・「斜面崩壊」を起こす可能性がある事を聞きました。</p> <p>パネル設置場所が将来崩壊して横河川・下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら地元住民は暮らさなければなりません。</p> <p>抜根しないことは、決して安全とは言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 300

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>近年、大規模地震や豪雨災害が多くあります。大規模掘削や森林代採による崩壊の危険性や、それにより破壊されたソーラーパネルが除却できるのか？ 環境に影響はないのか気になります。</p> <p>住民の安全を守ること、貴重な環境資源を守ることが考えると、ここまで大規模に環境を変えてしまうことが、地域や住民の為になるのか疑問です。</p> <p>この人数の反対者がいるまま計画を進めてしまうのは関係者全ての為に適切な選択ではありません。更なる広く深い説明を求めます。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 301

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>専門家の意見を聞き、調査時間及び回数も多いボーリング調査をお願いします。</p> <p>地質構造・地下水の流れを把握するために、事後でなく現在必要な調査を優先すべきです。</p> <p>湧水箇所の確保・排水には十分な配慮が必要です。取り返しが見つからない事にならないように十分な調査を実施して下さい。</p> <p>工事で濁りが発生すると解消出来ず、横河川は下流まで濁ります。調整池は川の外に造るべきです。</p> <p>霧ヶ峰全体の自然環境が、動物・植物・鳥類・魚類にとって大事な貴重な生物多様の「ホットスポット」になっています。将来に引き継ぎ守るべき環境です。計画を抜本的に見直して下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 302

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>地下水の流れが解明されておらず、大清水の水が変化するのはないかと心配です</p>	<p>大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、農薬の使用も計画していませんので、水質に対する影響も想定していません。なお、大清水水源の湧水量についてはモニタリング調査を実施してまいります。</p>

意見書 303

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		1) 森林伐採による雨水の下流域への整備されるか 2) 大雨時の地下水への対策をしっかりと出来るか 3) 調整池の造りが十分でない 4) 計画説明が十分でない 以上	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 304

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	諏訪市の酒蔵の集まる地域は、酒造りに欠かせない良質な水が湧き出る地域です。些細な工事でも枯れてしまうことがあるといわれる井戸、水源域ではないのか影響が懸念されます。	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 305

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		牧草地から森林として甦った場所、県の森林税を上手く利用して保存するような方法も考えられるのではないかと、ソーラー発電を進めていくことを良しと思うが場所の選定にもっと慎重であってほしいと思うが、いかがなものでしょうか。 想定外は許されないのではないかと。 特に水に関しては。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 306

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		木の伐採は寂しくはありますが、環境に良い太陽光発電所がその後に立つというのは土地の使い道としては決して悪くないと思います。これまでの業者の対応を見ていると、発電所が立った後の管理もきちんとしてくれそうなので安心です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。また事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 307

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然環境を破壊して良い事なし！！ 地球温暖化対策でソーラー発電は良いが、森林を無くす事はダメ！！ 霧ヶ峰の大自然を大切に守ろうよ！ 土地所有の組合での管理が出来ないのなら市、県国の補助金を引き出し森林を守ろうぜ！！	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 308

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然一動物たる人間 この大切な事を忘れて自分たちの都合を優先し、自然を変えていく。まちがっている事を知っていながら何故ですか。 自然と人為の調和なくして人間の生存はあり得ません。これからの子供達の未来を何より大切に考えてください。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 309

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光発電は子供も学校で勉強しており、いい印象を持っている。子供も理解できる、誇れる発電所をつくってほしい	本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力をしていきます。

意見書 310

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<ul style="list-style-type: none"> 湧水・地下水に少しでも影響があるなら、開発には反対です。 地下水位のボーリング調査を検討していない現状では、認められません。 準備書の提出が、大幅に遅れて出される様な事業者は、信用できません。 	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>準備書の作成にあたっては、長野県の指導をいただきながら慎重に作成を進め、一定の時間を必要としました。</p>

意見書 311

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私は子どもです。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「えいきょうは小さい」としてありますが、わき水・地下水に少しでもえいきょうがあるならば開発には、絶対に反対です。はかいしたかんきょうは元にもどることはありません。困るのは今の子ども、私たちです。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは</p>

意見書 311

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 312

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ソーラーパネルを建設すると、雨の90%が流れて地下水や河川水への影響は否定できず、計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 313

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	わたしは、森の近くにすんでいます。わたしは、きれいな鳥の声で朝をむかえます。ソーラーを、森をつぶしても、つくったら鳥の声やしかのフン鳴き声まで聞こえなくなります。ソーラーをつくるのは、ぜったい反対です。	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと思いますと考えております。

意見書 314

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>196.5ha のものの面積の開発で、自然環境の連続性が遮断されることによる影響は、面積以上の大きなものであるはず。本来移動し、少しずつ遷移していくはずの環境が急激にその姿を変えろという計画に、流域住民として本当に不安を覚えます。</p> <p>生態系、水質、土質への影響で将来にわたり責任ある運営を約束しているとはとても言えない現在の準備書を受け入れ、評価する事は全くできません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 315

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地下水の流れを知るためのボーリング調査が行われていません。</p> <p>湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。</p>	<p>大清水水源の影響については、水文地質が検討可能な既往の地質調査結果があり、これらの既往資料等を基に地下水の流れについて推測可能であると判断し、湧水への影響予測を行いました。</p> <p>科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>

意見書 316

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>今年もすでに横河川、前島川に土砂災害警戒情報が発表されました。近年、豪雨による上川の氾濫が頻繁におきています。それだけ短時間における雨量が多いということです。</p> <p>東京ドーム 40 個分の面積の森林等が消滅すれば、森</p>	<p>事業地の管理にあたっては、除草剤を使用しないで人力による管理を予定しています。</p> <p>大清水水源の影響については、水文地質が検討可能な既往の地質調査結果があり、これらの既往資料等を基に地下水の流れについて推測可能であると判断し、湧水へ</p>

意見書 316

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>林の保水力が創造できないほど失われることは、容易に理解出来ます。その雨水が一気に流れて来たときは、雨水の行き場はどうなるのでしょうか？</p> <p>また、とてつもない広い面積の管理は薬を使わないで本当に出来るのでしょうか？ 地元住民の生命、茅野市の人口の1/4の住民の飲み水だということを考えると、Loopの計画は無謀だと思います。</p> <p>先日の県の環境アセスメントでも、委員さんからLoop提出のデータに疑問の声が上っているということに合わせて、計画には絶対反対です。</p>	<p>の影響予測を行いました。</p> <p>科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>長野県環境影響評価技術委員会では、慎重にご議論をいただいております。</p> <p>降雨時に雨水がいきなり下流部に流出しないために調整池を計画します。調整池では下流に流す雨水の量をオリフィスにより調整しながら放流して参ります。</p>

意見書 317

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		100年後にいらぬ物は今もいらぬ。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 318

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>8月8日信濃毎日新聞に計画地に流れる横河川に天竜川水系のアマガが生息しているという記事が掲載されていました。</p> <p>在来種の生息は貴重です。その他にも天然記念物のニホンヤマネ、ニホンカモシカ、県のレッドリストに指定されているサクラソウなど様々な貴重な生き物が暮らしています。</p> <p>環境に優しいはずのメガソーラーが自然を破壊する</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリ</p>

意見書 318

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				とはなんと皮肉なことなのでしょう。 一度壊した自然は元に戻りません！ 計画の見直しをして下さい。メガソーラー建設は反対です。必要ありません。	アとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。

意見書 319

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	大清水のおいしい水がのめなくなったり夏大清水で遊べなくなったりしてしまうと大清水の近くに住んでる人たちがこまるのでやめてください。 ぼくは自然が大好きなのでやめてください。だからぼくは、はんたいします。	事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 320

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	意見1 樹上性哺乳類の確認調査方法について 196.5ha という規模の事業実施区域に、5箇所樹洞に向けてセンサーカメラをセットしただけの調査では、不十分だ。それも、ヤマネとモモンガ両種をセットにした調査目的である。ヤマネもモモンガも巣箱を設置して調査をするのが一般的なのだが、なぜ巣箱を使用しなかったのか？ ヤマネは広葉樹、モモンガは針葉樹に巣箱をセットすることで、かなり調査の精度が上がる。 少なくとも300カ所以上、巣箱を使用したヤマネとモモンガに対しての正しい生息調査をやるべきだ。 また、準備書では事業実施区域にヤマネはいないという結果からヤマネに対する保全措置を何もしていない	調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。

意見書 320

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が、不十分な調査で、保全措置を不要と決定するのは危険だ。</p> <p>ヤマネは長期冬眠もするが、当該地域のような高地では気温が低いために、5、6月や9月でも日中に、体温を下げて休眠することがある。このような時は動きが鈍く、工事の重機が作業しても逃げられない状態にある。国指定の天然記念物であり、近年、数が減少しているので、再調査と保全措置を強く要望する。</p>	
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>意見2 猛禽類、野鳥の保全措置について</p> <p>調査によりハイタカ、ノスリ、ハヤブサの営巣が確認された。それに対する環境保全措置を計画しているが、形ばかりで、確実性はまるでない。営巣木の周囲を200m残そうが、周囲の樹木を伐採して太陽光パネルを並べたら、営巣する確率はないに等しいだろう。猛禽類初め鳥類には、当メガソーラー予定地は、営巣地というだけでなく、採餌場であり、周囲を安全な環境と判断した上での生活圏だ。工事が始まれば、皆逃げ出すだろう。準備書の中には「本種の生息環境は対象事業地内外に広く分布していることから影響はないと予測する」という文面が度々出てくるが、196.5haの森林から逃げ出す鳥獣には死活問題となるであろう。森林を切り開いて造るメガソーラーは、自然環境破壊著しく中止を求める。</p>	<p>猛禽類やその他の鳥類への保全措置につきましては、保全区域の設定や残置森林による周辺地域との森林の連続性の維持、工事中の騒音の抑制や作業員の立ち入りの規制などにより可能な限り配慮して参ります。しかしながらこれらの保全措置の効果については一定の不確実性があるので、モニタリング調査により検証し、必要に応じて対策を検討いたします。</p> <p>また、保全区域や残置森林及びソーラーパネル設置箇所周辺での草地環境の整備など、鳥類の生息に適した環境の整備も検討いたします。</p>
3	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>意見3 ツキノワグマ</p> <p>「対象事業区域内外で確認した。本種は広い行動圏をもつとともに、対象事業区域外周辺には生息環境である森林環境が広く分布することから、工事による生息域の分断や個体群の縮小といった直接的影響はないと予測する。」と準備書に書かれているが、周辺にクマの生息環境が広く分布しているとは思えない。</p> <p>霧ヶ峰でも、たまに「クマ出没、注意」という張り紙を見る。クマは広い行動圏を持つ。持たざるを得ないのだ。霧ヶ峰のそばの山林196.5haにメガソーラーが出来た場合、餌も隠れ場も失い、霧ヶ峰などにクマは移動す</p>	<p>ツキノワグマは、その大きな身体を維持するために、餌となる植物（葉っぱ・木の実等）の生育や実りの状況に応じて様々な環境を必要とする動物であり、その行動圏面積はオスで平均約100km²、メスで平均約50km²にもなります。</p> <p>対象事業実施区域の広さは、クマの行動圏面積にすると数%であり、今回確認した個体も、霧ヶ峰周辺の広い範囲を生活圏としていたと考えられます。</p> <p>また、霧ヶ峰周辺は元々ツキノワグマの生息数が少ない地域であり、調査でも、ニホンジカやイノシシ等と比べると、確認頻度は非常に低く、対象事業区域及びその</p>

意見書 320

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>る可能性が高まる。これは観光客の不安の元となり、クマは何も悪さをしていなくても、出没が頻繁だと捕殺されてしまう現実がある。霧ヶ峰だけでなく、周辺は観光地だ。まとまった山林 196.5ha は、クマにとっては無くてはならない大事な山なので、計画をやめてもらいたい。</p>	<p>周辺に生息している個体は数少ないものとみられます。上記のような理由から、ツキノワグマへの直接的な影響は少ないものと考えています。</p>

意見書 321

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市が全国に、又、世界に誇れるものの一つに諏訪湖とそれをとりかこむ地域環境：気候風土だと思います。我々は諏訪湖のほとり、上諏訪で清酒造りにたずさわっておりますが、この地域環境は絶対に失くしてはならないと考えます。我々は酒造りを通して、昔からの先人達が築いてきた自然の恵みをこれからの人々に受け継いでいく役割も同時に担っていると自負しています。山の自然をとりこわしてソーラーという人工的なものを設置するということは我々が子孫に残さなければならない自然を自らの手でうちこわしているのと同じだと思います。故にソーラー設置には反対します。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 322

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画では、パネル設置場所に抜根されないとされていますが、10年程度で根が腐ります。その時、表層崩壊や斜面崩壊がおこることをおそれています。現在の雑木林になる前の牧草地の時にはたびたび、土砂くずれがおきていたようです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 322

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>せっかく安定した現在の雑木林をこわさないで下さい。</p> <p>人的被害が出た後ではとりかえしがつきません。</p> <p>また、諏訪市にも茅野市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるなら開発に反対です。</p> <p>破壊した環境を戻すには、多くの時間がかかります。</p> <p>子どもたちに負の遺産を残したくありません。</p>	

意見書 323

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>森の伐採によってその地の温度の変化はどうなるのでしょうか。</p> <p>パネルの設置で景観も変り、反射などで空気の流れが変わったりしないのでしょうか。そこだけ気温の上昇が激しいなんてことはありえないのでしょうか。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 324

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>パネルの設置で都会の街路に見るように水が集中するのが心配です。現に雨後に砂利が県道の舗装路上に流されてきているのに出くわすことがあり、そんな事態にならないかが気になります。</p>	<p>ソーラーパネルの設置により増加が見込まれる雨水の流出量に対して下流域に悪影響を及ぼさない様に調整池を計画します。調整池では、雨水と雨水の影響により流れ出してしまう可能性のある土砂についても一時貯留します。調整池の設置により、下流域における治水安全度は高まると考えています。</p>

意見書 325

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>長野県環境影響評価条例第18条第1項の規定により、標記準備書に関し意見書を提出します。</p> <p>1. 残土の処理について</p> <p>「工事によって発生する残土18.7m³は隣接する採石場に運びだす」ということですが、これによる将来にわたる災害の発生するリスクは小さくないと思われます。その責任をどう考えるのか？私どもの血縁の者の家屋も10数年前の岡谷の豪雨災害で大きな被害を被りましたが、横河川流域でもかつては豪雨災害を経験していると聞きます。今回の環境影響評価には含まれていませんが、採石場における斜面崩落の災害防止対策を具体的に示してほしいと思います。また、昨今の気候変動の状況を鑑みれば、50年に一度といわず、100年に一度の気象災害がいつ起きてもおかしくないでしょう。予想外の状況だったで済まされる話ではありません。採石場における斜面崩落の災害防止対策の詳細も明らかにしてほしいと思います。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>2. 発電所廃止後の撤去及び処分について</p> <p>処分に要する費用を積み立て、元の状態に戻すということのようですが、一度破壊された自然環境は短期に復旧することは出来ないでしょう。そんな状態で現地権者が再び災害対策を含めた維持管理ができるとは思えません。処分方法の確かな具体的方法と費用見積もりが必要だと思います。</p>	<p>・ 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>
3	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>3. 事業実施後の環境変化について</p> <p>気象変動はCO₂のプラスマイナスだけでなく、自然環境の変化（樹木の持っている温湿度の維持機能がなくなる。ソーラーパネルの出す熱など）による気温、湿度</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モ</p>

意見書 325

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				の変化がローカルには大きな影響を与えられると思われ ます。それは事業地だけでなく、周りの自然環境の変化も もたらすであろうと思われ。そのようなリスクをも たらすべきではありません。	ニターしていく事を検討いたします。
4	第4章	第12節 景観	4-12- 36	<p>4. 景観について</p> <p>長野県の山岳景観はかけがえのない資源であり、事 業者の都合の良い「景観の変化は少ない」という言葉で 納得できるものではありません。代表的な眺望変化で見 せられた写真でも丸の記号で記されたエリアは眺望の 大きな割合を占めています。少なくともソーラーパネル が設置された場合のシミュレーション画像を見せてい ただきたい。</p> <p>事業を進める立場の一方的主観による判断ではなく、 そのようなわかりやすい資料をもとにした第三者によ る感想のアンケートなどがあれば、客観的な見方として 説得力があるはず。</p>	<p>視野範囲の解析から、蓼科山、鷲ヶ峰、美ヶ原からは 見えないことを確認しています。北横岳については、ロ ープウェイ坪庭駅及び山頂からは見えることを確認し ており、現地からも見え方を把握していますが、直線距 離が坪庭駅・山頂とも14km以上あり、見えるのは事業地 内尾根部の限られた範囲です。北アルプス・中央アルプ ス・南アルプスも視野範囲的には見える場所があると考 えられますが、いずれにしても距離が遠く、はっきりと は判別できないものと考えます。距離が近く、構造物が 肉眼で判別できると考えられる主要な地点からは現地 の状況を写真撮影し、工事中及び供用後の景観変化につ いてフォトモンタージュ画像を作成し、準備書へ掲載し ております。</p>

意見書 326

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>植物：環境保全措置について</p> <p>事業による植物への影響は大きなものがあると思わ れますが、特に直接改変によりサクラソウだけでも10 00株以上の個体消失があると予測されています。この 消失する個体を生育適地へ移植するとありますが、その ような場所があるとは考えられません。保全区域とし て残した場所はすでに安定した植生を形成しており、そ こに手をつければ新たな環境破壊になります。改変した場 所はどこも生育適地ではありませんね。個体移植の具 体的な方法が示されてもいません。改変したらもう失われ</p>	<p>サクラソウの移植にあたっては、新たに環境を創出 し、そこへ移植を行います。新たに環境を創出する際 には現在、生育する環境と類似環境を創出できるよう環境 条件等の調査を行い極力、類似環境を創出できるよう努 めます。創出する環境について評価書へ記載を行いま す。</p>

意見書 326

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				たものは戻らないということですね。	
2	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>景観について 距離や水平角が小さいからとか、主要な眺望対象から外れているからなどの理由で、すべての調査地点で景観の変化は小さいと結論づけていますが、とても信じられません。国定公園直下の緑豊かな風景の中にソーラーパネルが並ぶ光景は、大きな景観の悪化だと感じる人々も多いはずです。</p> <p>先日茅野市で行われた質疑の会で、観光への影響を心配する質問に対し中村社長は「この事業により観光地としての価値は向上する」という趣旨のお答えをされましたが、全国でソーラー設置場所が観光地になった事例はありますか。人の感じ方は様々ですので一概には言えませんが、長野県の魅力は豊かな自然環境だという声を多く聞きます。私は、多くの樹々を切ってまで、そこへソーラーパネルを並べることが本当にこの地域のためになるとは思いません。全国（全世界）に先駆けてそういった事業を許可すれば、長野県にとって大きな汚点になるのでは、と心配しています。</p>	<p>景観については、地形の特性上ごく近傍を除き、遠距離からのみ事業地は見えにくい事がシミュレーションの結果判明しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となりますが、事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。なお、比較的遠距離の杖突峠や守屋山からも事業地が見えることを予測していますが、視野の中では相対的にわずかであると判断しています。時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。</p> <p>事業地の約5割を残置森林としていますが、供用後も管理を継続し、景観に対する影響軽減を図ります。</p>

意見書 327

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境に対する致命的な影響はなさそうである。太陽光発電所・再生エネルギー普及は日本全体にとって大切なことである。有意義な事業であるので、地元と共存して取り組んでもらいたい。</p>	<p>本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力をしていきます。</p>

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は何度も Looop 社が主催する説明会に参加させていただきましたが、一度として Looop 社が十分な説明がなされた説明会、地域住民が納得できた説明会はありませんでした。住民が安心できない工事施工を住民の意思を無視して行うことは、断じてあってはならないことです。多くの署名をもって住民が反対しているこの工事を住民が納得できるまで、十分な説明を時間を要して行っていただきたいと考えます。もしくは、納得を得られないまま工事施行するのではなく、工事中止を検討していただきたいと考えます。</p> <p>日本全国で、工事施工による人的な災害が起き、地域住民が苦しめられる例は、後を絶ちません。私は Looop 社の「大規模掘削による災害」の心配をしています。高さそれぞれ 12.9m、12.4m、12.9m の「ダブルウォール工法の堰堤はもはや調整池ではなく砂防ダムと言えるでしょう。それを県などが実施するコンクリートダムではない、鋼矢板で土を挟む工法で、雨や地震に耐えられない可能性を考えていただきたい。</p> <p>北大塩はこのダム建設の計画の下流域にあたります。大雨で満水となった時、また地震によりダムが決壊することで、下流域の住民に及ぶ影響を考えていただきたい。またそれらがおこるかもしれないと不安をかかえる住民の気持ち、不安をかかえながら生活していく実際を考えていただきたい。雨水を貯水しておけば安全と考えることは、平地での理論であって、このような山間地、また下流域が「土石流警戒区域」また「糸魚川ー静岡構造線」が近くを走る大規模地震がおこる警戒区域で、計画される工事施行内容ではないと考えます。1 時間 80mm の設計でも山腹崩壊での大量の土砂の流出、流入により、ダムは決壊する可能性はあり、人的被害が出てからは取り返しがつかないことになってしまいます。民間事業者が将来何 10 年、何 100 年に渡って責任をもって管理できる工事内容でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思えます。 ・観光に対する景観の影響は、定量的に示す事は難しいと考えます。事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の低減に努めます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・追加アンケートの実施については、ご意見として賜りました。 ・弊社としましては法令に則り、ボーリングの追加実施や動植物に関しましても、環境影響評価の手順の中での技術委員会の審査を経た上で、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思えます。 ・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から 2 時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。 ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人</p>

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>北大塩地区は、昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です。大雨や地震の度に心配をかかえながら、未来を過ごしていかななくてはならない、ここに住む若者たちのことを考えて下さい。工事の即時中止もしくは、不安を解消できる科学的根拠のある十分な説明及び適切な環境評価をお願いしたい。</p> <p>私は、7月29日(月)に茅野市「マリオローヤル会館」で行われた「質問説明会」において、「観光客に工事施行の是非をアンケートして聞いて下さい」との質問に感動しました。世の中が激変する中で、企業のあり方として、斬新であり、信用を構築していく良い方法であると賛同致します。是非やってみていただきたいと思います。</p> <p>Loop 社長の中村創一郎さんは、「地域貢献」「この工事の意味・価値」について、「日本初の山間地域での大規模工事のインパクトがある」とお答えしていましたが、まさにそのお答えが正しいかを証明するアンケートを観光客にしてみることは、馬鹿にできないアセスメントになると私は考えます。</p> <p>企業は、今や利潤追求だけでなく、地域・世の中に対しての社会的責任(CSR)を負っています。地域や世の中での理解や社会的貢献を考えないで営業、施工、運営は、ありえない時代となりました。利潤追求のみで、施工されないという、地元産業、観光業を含めた社会貢献を考えない経営は、瞬時にしてSNSで叩かれる時代です。</p> <p>私は、様々な形で「アンケートを実施」していくことを望みます。実施をお願いします。</p> <p>あわせてお願いがあります。それは、私たち成人だけでなく、未来に生きる若者へのアンケートを実施して欲しいと考えます。太陽光発電の施設が20年単位で考えられていますが、例えば現在10歳の子どもは、10年後(施設施工の半年にあたる)、20歳で成人(これからは、18歳となるようですが)になっています。現在15歳の中学3年生は、10年後は25歳です。</p>	<p>が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されま</p>

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>その子どもたちこそ、施設建設の利益を得るか不利益を被るかの対象となるわけです。だとすると、企業が考えなければならないのは、将来生きる世代へのアンケートではないかと私は考えます。地方公共団体の「住民投票」が非有権者をも対象として実施される時代です。</p> <p>中村創一郎社長の言う、「この地域でのインパクト」「この建設工事の意味・価値」について、若者たち、実際にこれからの未来を担う世代へのアンケート（建設工事の是非に迫る）の実施をあわせてお願いしたい。</p> <p>私は、「なぜ、中村創一郎社長が平地ではなく、山間地建設にこだわるのか」という疑問を持っています。私は、地元中学校で教員をしておりますが、中学の社会「地理」の教科書にも、「太陽光発電所の設置は、平地での設置が特色の一つである」と説明されています。「水力発電は、水の流れがあるところ、風力発電は、風の吹くところ、原子力発電は冷却水の豊富な海沿い、火力発電は、燃料を海外に依存する日本では、輸入に便利な海沿い」と記述されるように太陽光発電の立地条件としては、平地を選ぶべきであると考えます。もちろん平地とは、「平野」や山間部の「盆地」も含まれるわけですが、傾斜地に建設するには適さないそれ相応の理由があるからです。</p> <p>「自然災害」、「人的災害」、「環境開発と人々の生活の調和」など、社会科の学習内容から見ても、今回の四賀ソーラーの建設にあたっては、生徒たちの生きた教材となるわけです。今後おそらく、四賀ソーラーのような事案を「人間はどう解決していったらいいか」といった観点で、問題解決していく題材の学習は、「新学習指導要領」の元で増えていくことになると思われませんが、今のまま工事を実施していくと、「悪い過去の事案」として、地域住民の不安を抱かせ、地震や大雨の災害にもなっている地域の自然破壊と地域生活の安定を脅かす事案として、教科書に載る題材になりかねません。</p> <p>それだけ山間地を利用して建設されるデメリットが</p>	

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>大きく、いかにメリットが少ないかが露呈してしまうものかわかる題材ということがお分かりいただけるのではないのでしょうか。</p> <p>日本に住む多くの人々が「再生可能エネルギー」に賛成をしています。昨今の気候変動を考えても「持続可能な社会」を社会全体で取り組んでいる世の中です。クリーンエネルギーは、国民皆の願い希望です。しかしながら、「山間傾斜地の森林を伐採して、環境を変えてしまうクリーンエネルギー」は、世の中において絶対的に理解されることはないでしょう。</p> <p>Loop 社が正しいと考えて、法的に認可されて、建設が実現されたとしても、社会的、人道的視野に立っての貴社のデメリットはあまりにも大きすぎると考えます。</p> <p>つまり、この霧ヶ峰のこの土地でなければ、他の平地であれば、普通にリスクなくデメリットなく、世の中から応援される企業と成り得るわけです。勇気ある撤退が今後の貴社の発展にもつながると考えます。地域の味方の企業であって下さい。よろしくお願い致します。</p> <p>Loop 社の説明会で、地質・地下水など水文学の研究者の意見として、何度も「地質構造・地下水の流れを知るために地質調査が絶対に必要」として、『ボーリング調査』の必要性、その要望が出されているのにも関わらず、実施が検討されないことに疑問を持っています。知事意見としても「地下水の影響範囲については、文献、または地質調査等の結果に基づき検討すること」とあります。また県の指導として、「湧水・湿地に関して複雑な浸透・浸出のメカニズムがあることに踏み込んだ調査が必要。水質分析や水収支計算だけのデータ解析だけでは不確実で、地下地質構造を明らかにすること」と、文献と水質調査だけでは、充分ではないという指摘がされています。</p> <p>『ボーリング調査』が全く行われていないにも関わらず、Loop 社は、「影響はあるが極めて小さい」としてい</p>	

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ますが、「極めて小さい」とする根拠となる「水象」として、重要な調査の計画、実施、検討がなされていないのが現状です。</p> <p>きちんとした形で『ボーリング調査』の実施をして下さい。</p> <p>準備書第2編「県関係の質問」でも、「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、現在のところLoop社は、全くこれらを見做し、水質分析のみで評価がされています。また「大清水のモニタリング」でそれらの環境評価を補おうとしています。モニタリングの結果が出るのは数十年後となり、工事後の水量変化の原因を究明する材料にもならず、何ら環境評価に値しない調査で、これらを片付けようとしています。</p> <p>『ボーリング調査』なしに地下水の流れを知ることはできません。科学的な判断のための必要な調査を工事施行前にきちんと行なって下さい。それこそが環境アセスメントを行っている意義、意味となることと思います。地下水流動経路を知る努力をして下さい。地域市民の生活を守るために『ボーリング調査』を実施して下さい。</p> <p>諏訪の冬の環境の把握はされているのでしょうか。設置にあたって今一度見直された方がよい点があると思われ。まずは、霧ヶ峰の積雪についてです。</p> <p>説明会では、「雪かき」を作業されるとお答えになられていましたが、諏訪湖7分の1にもあたる面積、しかも山間傾斜地で果たして実施できるのでしょうか。</p> <p>また積雪だけでなく、凍みわたる低温が続く日がありますが、積雪とあわせて、発電設備を管理していく厳しさをあまりにも考えていない状況があると思われてなりません。そして何より心配なのは、管理不能の状態になった時の放置が目につかびます。「事業用地は、万が一の場合、現地権者に譲渡、返還を検討」とありますが、現土地所有者が、管理者・担い手不足で本開発を希望した経緯からも、パネル撤去、Loop社破産後の現実的管</p>	

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>理は不可能となり、産業廃棄物が放置されることになりかねません。現地権者がどの様に責任を負うのかについても明らかにしてほしいところです。</p> <p>また、冬から春にかけての乾燥する気候について把握されているでしょうか。31万枚にもおよぶ膨大な毎数のパネル、100個のコンデンサーの故障により、万が一火災が発生することを想定してみてください。冬場の枯れ草は、あっという間に燃え広がり、大きな山火事となります。山の上、傾斜地、山間地域であるため消火活動は、思うようにはいかないはずで、平地砂漠地域での海外での太陽光発電施設の火災では、施設のみでの延焼で済みますが、日本の山間地域では、これから検討しなければならない検討材料になってくると考えられます。</p> <p>また、パネルの機材からの発火だけでなく、電線、静電気、放火など、様々な管理上の心配が山積された状態だと思われまます。</p> <p>このように山間地での大規模発電施設の計画には、管理だけではなく、いかに24時間をどう監視するかという点で難点があります。雪積、凍結、火災、防犯上の評価についても、足りないところだらけです。十分に安心できる施設と言える十分な対処をして下さい。</p> <p>昨日、8月8日の「長野日報」に掲載された「四賀ソーラー計画地内、諏訪マスの産卵地」の記事、アマゴの降湖型サツキマス『諏訪マス』の生息地である。計画の整備方針と固有亜種の絶滅回避に向けての配慮対策、開発を取りやめるよう求められたという内容を見て、Loop社には、自身が発表している「環境評価手続、準備書」説明書類の1.6.1の「基本方針」の④、⑤、⑥の内容に照らして、適切な調査を開始するとともに、データ収集、その正当な評価、取るべき対策にあたり、地域、関係市町村に説明責任を果たしてもらいたいと考えます。</p> <p>私は、魚釣りをするので、上流域の工事施行で下流域</p>	

意見書 328

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の種の絶滅や魚に与える影響がどれくらいのものか実感できますが、今回の『諏訪マス』の生息への影響についての調査は、その真剣度も含めて、Loop 社の信頼のカギを握る調査となると思います。きっちりとデータや工事施工が及ぼす環境影響の評価をしていただきたいと考えます。今回新聞に掲載された事案は、湧水の調査と同じくして、環境負荷を与えない形での施工を考える、まさにアセスメントの意義が見い出せる事案だと考えます。Loop 社がどれだけ真剣にアセスメントできる信用ある企業であるかがわかるものになると思います。水量や生息数といった単的（端的）なデータにとどまらずに、こうした目に見えない環境破壊を及ぼさない環境に優しい安全な設計の見直しに役立てていただきたいと考えます。</p> <p>実は、ママゴだけでなく、カジカ、ハコネサンショウウオの生息、産卵場所であったり、特別天然記念物のニホンヤマネ、ニホンカモシカなど、上流部、工事施工地に湿地を持つ特別な生態系を破壊しないようにかねてから調査と評価をお願いしていますが、今回のアマゴ（掲載記事）のような観点で、自然環境を再調査し、工事方法を改善される努力が必要だと判断します。</p> <p>この地でしか生息していない動物、植物を守りたいという視点から、今のような粗雑な調査ではなく、今一度丁寧な調査を一からやり直して欲しいと考えます。</p> <p>諏訪地域の自然環境を守り抜く意気込みを見せて下さい。よろしくお願いします。</p>	

意見書 329

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>国定公園、霧ヶ峰は日本国内でも特に「ホットスポット」と言われ、豊かな自然環境にあります。わずか500mに位置する本計画地はアセスの報告によると、上部国定公園に準じた豊かな環境にあることが報告されます。</p> <p>その豊かさは、霧ヶ峰に降った雨雪が湧き出した5つの湿地の存在が支えており、水量、水位の低下が予測されていることから計画地のみならず広い範囲に影響があると思われます。</p> <p>又周囲を柵で囲むこと、パネル設置、道路工事により環境が切り離され、連続性が失われることとなります。自然環境の保護のため今の計画内容には反対です。</p> <p>大規模な森林伐採を伴う開発、河川を深く長くしかも3ヶ所も掘削するような開発は現在の自然環境を大きく変えるため反対します。</p> <p>この開発で茅野市、諏訪市への湧水への影響については、安心できる調査報告がされておらず生活の重要な水の問題であり調査は不足していると考えます。</p> <p>納得できる調査報告を求めます。</p> <p>また、万が一水量の減少、水質の変化が顕著になった場合の対策も明確にして下さい。 以上</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 330

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>湧水、地下水に影響がある場合開発には反対です。水害がおこってからではとり返しができません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。また、水害が発生しない様、長野県の指針に基づきながら、調整池の計画を行っております。</p>

意見書 330

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 331

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の流れが、工事により変わるリスクがあるので開発には反対です。 事前のボーリング調査を十分に行い、専門家に参考意見を聞き、下流域に本当に影響がないか判断し、住民への説明と、県の指導に対し、回答してもらいたい 県の指導のすべてに回答し、県が問題なしと判断できないのであれば開発中止を求めます。 	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。

意見書 332

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は九一になります。大清水を守りたい。ソーラーはんたい。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 333

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象		<p>影響はあるが極めて小さいと説明していましたが湧水・地下水に少しでも影響があるのでしたら開発には反対です。</p> <p>水害や土砂災害が起こってからでは遅く、とり返しがつかなくなります。</p>	<p>大清水水源の影響については、様々な既往資料により水文地質分布の状況を把握し、水収支・水質分析結果等の現地調査結果を踏まえて総合的に検討を行っています。その結果、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、安全を鑑み行っているところです。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 334

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>地質構造、地下水の流れを知るためには地質調査は絶対に必要と聞いております。説明会では「全く影響がない」と言われていますが、地下水調査が行なわれていないと…。ちょっとしたことで地下水の流れが変わり、水源が乾き、元に戻らない事を実際に経験しています。だからきちんとボーリング調査を行ない、納得できる説明をして下さい。大清水は大切な財産です。それを失うような事は絶対にできません。</p>	<p>事業地の周辺の水源等の水がどこを主な涵養域としているかを探る調査を実施することにより、影響を検討しました。事業地周辺の地質については、既存資料として長野県などから公開されている、これまでの学術調査の結果である地質図を参考にしています。広域の水の流れを把握するためにはこうした既存の学術調査成果も活用させていただいており、新たに事業地周辺の広域にわたるボーリングなどの地質調査を必要としないという判断をしております。</p>

意見書 335

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>ボーリング調査を実施してほしい。</p> <p>地下水の影響範囲についての調査が不十分に思う。茅野市にも影響は小さいとしていますが湧水、地下水に少しでもあれば開発には反対です。</p> <p>大清水という大きな美しいおいしいお水をよごさないでほしいです。</p>	<p>事業地の周辺の水源等の水がどこを主な涵養域としているかを探る調査を実施することにより、影響を検討しました。事業地周辺の地質については、既存資料として長野県などから公開されている、これまでの学術調査の結果である地質図を参考にしています。広域の水の流れを把握するためにはこうした既存の学術調査成果も活用させていただいており、新たに事業地周辺の広域にわたるボーリングなどの地質調査を必要としないという判断をしております。</p>

意見書 336

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>現状のままが最適です。</p> <p>尾玉地区では土砂の心配があります。今と変わらず水道からのおいしいお水が飲める環境であってほしい。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 337

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>50年に一度、100年に一度とされる豪雨が数年おきに発生しています。この様な異常気象が多発多発している現在、人工構築物（堰堤）では防げるわけがありません。</p> <p>よって、この様な大規模ソーラー事業は反対です。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価</p>

意見書 337					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 338					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>パネル設置で雨水・気温上昇など気になる。観光地としての霧ヶ峰への影響・気温上昇や気流による降雨の多発・豪雨が懸念されます。</p> <p>破壊された環境は元に戻ることはできません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 339					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>森林伐採により、自宅裏の土砂災害の危険度が増す事に懸念がある。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 340

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>2011年に起きた東日本大災害の様子をテレビで見るといろいろな調査安全対策がとられたとしても絶対に大丈夫ということはないという思いにさせられました。</p> <p>○このところの夏は命の危険とまで言われる気温の上昇です。涼しいと言われてきた茅野も同じです。今年、はじめてエアコンを設置しました。森林伐採とパネル設置による気温上昇について、評価されていません。樹木、下草、コケ類土壌の水分で今まで温度が下げられていましたが工事後は植物からの蒸散量の減少に伴い温度上昇が予想されます。</p> <p>観光地として霧ヶ峰は夏でも、涼しいところですが、微気候変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発豪雨が懸念されます。</p> <p>○県の施設ではなく民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、破壊した環境は元に戻ることはありません。開発は反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は、太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 341

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>太陽光発電施設の面積が、196ha。31万枚のパネル数と知り、そのおびただしい光景を想像しただけでも、鳥肌が立ちます。</p> <p>その施設の設置に当り、大規模な伐採が考えられます</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林で</p>

意見書 341

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が、それは自然環境に大きな影響を与えると同時に、近年に多い集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対して、自然災害を引き起こす要因にもなり得ます。</p> <p>又霧ヶ峰全体は動物、鳥類、魚類、植物などの自然環境として、上部国定公園と里山をつなぐ貴重な場所です。そこに大きな光物（パネル）が表われるとなると動物、鳥類は元より、霧ヶ峰という自然豊かな観光地としてのダメージも大きいと思われます。</p> <p>又、豊かな湧水があり、私達の貴重な水源地にもなっており、その水路の形態がくずされるのには、納得がいきません。</p> <p>何年か先使用不可になった時、あるいは事業者が破産した場合など処理計画が具体化されていません。</p> <p>私達大人は、これから続く子供、孫達のために、自然を豊かな遺産として守り、残していく義務があると思います。</p>	<p>あるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p> <p>また、本事業は、固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に実施する予定であります。事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に撤去に要する費用の積み立てを予定しております。</p>

意見書 342

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>大量のソーラー設置により、雨水が地中に浸透するのを妨げられ、地下水の減少による大清水の水が減少し、水切れの発生が大いに心配されるが、その対策は、どのように考えているのか、又、集中豪雨が発生した時、地下浸透を防げられた雨水が地表を流れ、今まで経験したことのない量の雨水が河川に流れこみ、大災害が発生することが予想されるが、その対策はどのように考えているか。</p> <p>動・植物の生態系への影響も懸念される。今までこの場所で生息していた生き物たちが行き場を失って、下流の住民におよぼす影響が心配です。</p>	<p>事業計画地周辺の湧水への影響については、水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、枯渇等の影響は発生しないとの予測結果を示しております。</p> <p>しかしながら、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。</p> <p>また、調整池の設置により、洪水などのピーク流量は穏やかになり、横河川の防災機能は向上すると考えています。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

意見書 342

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					なお、周辺水源に対する影響は、影響の有無について確認していくために、継続してモニタリングを実施していく予定です。

意見書 343

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪四賀ソーラー事業計画に反対です。中止して下さい。</p> <p>理由① 上記事業計画は自然環境と社会環境を大規模に破壊する可能性が大きいため。</p> <p>理由② 諏訪市・茅野市の地下水・湧水・河川水に影響し、土石流災害の恐れがあるため。</p> <p>理由③ 湿原を破壊するため。</p> <p>事業計画地内の5つの湿原は長野県レッドリストに記載されています。また、環境省の特定植物群落にも指定されています。大規模な自然改変を伴う上記事業は、保護措置を施したとしても、それが有効に機能するとは言えず、湿原は壊滅的損傷を受けるでしょう。</p> <p>理由④ 調整池の問題。調整池を沢筋に造ると、沈砂する時間がなく濁水が排出されます。また、調整池は本来沢筋以外の場所に造ってこそ水の調整ができるのであって、沢筋に造るべきものではありません。また、調整池の規模が大きすぎて、自然環境を損ないます。</p> <p>理由⑤ 固有亜種のサツキマスや在来原種のアマゴの主要産卵地を破壊し絶滅させかねないため。</p> <p>理由⑥ 気温上昇を招き、生態系に多大な影響を及ぼすため。</p> <p>大澤雄三氏（創価学会）の試算によると、森林伐採に伴う温度上昇が2.94℃とのこと。</p> <p>さらに、太陽光パネルの熱収支で、太陽からの入射量</p>	<p>・準備書の中でも水象の項目で蒸発散について検討いたしました。樹木からの蒸発散量を考慮すると、伐採により蒸発散量は減少し、その分、表流水となったり、地中に浸透する量が増える事になり、湧水への影響がより小さく見積られる事になるため、予測では安全側にたつて（より影響の大きい予測結果となるよう）蒸発散量を取って考慮しないモデルとしました。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p> <p>ご意見として賜りました。</p> <p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 343

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>100%のうちの 53%が周辺大気を温めるとのこと（日本工業大学 2015 野村氏）。</p> <p>また、(株) Loop の独自調査結果によると、平成 27 年 8 月 10 日 15 時半頃における栃木県にある Loop 社の太陽光発電施設の温度データでは、気象観測データより約 5℃も高くなっていたと。上記のように、森林伐採並びにパネル設置により、大幅な気温上昇は否定できません。</p> <p>それによって、植物並びに昆虫・鳥類をはじめとする動物に予測不可能な影響を及ぼすと考えられます。現在、昆虫をはじめとする動物・植物が急速に減少し、絶滅の危機にあるものも多く、ダメージを加速させることは避けるべきです。</p> <p>また、現在、温暖化現象によって、各地で夏の高温に悩まされています。</p> <p>今年 8 月の毎日の最高気温が、長野市、松本市、飯田市が軒並み 34～35℃のときでも、諏訪市はそれより決まって 2℃低くなっています。そのありがたい現象の理由は、諏訪地域を囲んでいる山々と諏訪湖のお蔭、また標高が前記 3 地域より高いためだと思います。</p> <p>その霧ヶ峰の里山の樹木を大規模に伐採すると、森林の蒸発散の気温低減効果を失わせ、その上、パネルはコンクリートを敷き詰めたと同じ気温上昇をもたらすと上記研究結果に出ています。住みやすい諏訪地域の気候を変えてしまう恐れのあるメガソーラーには断固反対です。</p> <p>諏訪人にとって神聖な霧ヶ峰の地を売り渡さず、破壊から守り末永く維持していきたいものです。</p> <p>(株) Loop 様 計画を中止し撤退してください。</p>	<p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 344

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大規模伐採、掘削、堰堤の開発により、危険になることが住民の不安であり、危険区域でないから心配ないということは言えません。</p> <p>パネル設置により、霧ヶ峰の自然環境に大きな負荷になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 345

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>大清水のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は、誰がどうやって何時究明するのですか？ その時の対処法については「今現在は決まっていないう識者の意見を聞いて対処する」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>

意見書 346

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者パネル支柱の処分堰堤撤去管理処理費用計画等について、具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります</p>	<p>固定価格買取制度（FIT）の契約期間である20年経過後も発電事業は継続しますが、万が一の発電所の廃止に備え、現状回復の為の費用の積立を行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります</p>

意見書 346

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					す。

意見書 347

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>「大清水」水源への影響は、「きわめて小さい」とする根拠を明らかにして下さい。縄文の昔から、人間に限らず、多くの生物が、「大清水」の変らぬ水の恵みを得て命を継いできていることを考えると、今回の開発が、影響しないとは思えない。</p> <p>そもそも、人の能力は、自然の力には、足もとにも及ばないものであることは、最近の災害からも明らかである。</p> <p>一部の地質調査のみで、影響がないと言うのは無理がある。かと言って、大規模なボーリング調査は、調査そのものが、「水源」に影響する心配もあります。「事業を進めること」ありきの調査では全く意味がありません。</p> <p>少しでも影響があると考えれば、開発は中止すべきです。</p> <p>破壊した自然は元に戻らず、影響は、はかり知れません。過去にも、県は、県道、諏訪、茅野線のルートを、「大清水」への影響を心配し、「大清水」上側ルートを断念したことがありました。</p>	<p>大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、また農薬の使用も計画していませんので、水質に対する影響も想定していません。なお、大清水水源の湧水量についてはモニタリング調査を実施してまいります。</p>

意見書 348

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪地域は、観光都市であり、生計をたてている人も多くいます。観光客は霧ヶ峰の広大な草原・雄大な景色等自然を求めて訪れます。ソーラーパネルの人工物は、わずかでも違和感を感じますし、大規模ソーラーをわざわざ見学に来るとは到底思えません。杖突峠のソーラーでさえ、突如現れる異様な風景に恐怖を感じます。その何十倍もの広さが、景観に影響を与えないはずはありません。わずか100人程度の観光客のアンケートの結果で判断しないで下さい。自然の景観は一度損なわれたら、取り返せません。それに貴重な動植物の宝庫でもあります。先日新聞に貴重なアマゴの在来種の最重要の産卵地があると報道されています。今の環境があるからこそ生育できるのであって、移動・移植は安易な対策です。大切な自然を破壊してしまう計画は絶対に反対です。</p> <p>昨年想定外の気象変化が多く、米沢地区も今夏土砂災害レベル4が数回発表されました。工事中の土砂災害はもちろん、パネル設置場所は抜根されなくても、10年ほどで残っていた根も腐り、崩壊の可能性があるそうです。地元住民として、とても不安です。</p> <p>質問会等で、明確で納得できる回答は1つもありませんでした。「環境調査も信用できない。」と指摘があり、準備書すべての内容に対し、不信感を覚えました。</p> <p>水・災害・環境はこの地域に住む私たちの命に係わる事です。後生に安全・安心に住み続ける事のできる場所を残さなければなりません。それができないこの開発は絶対反対です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全と両立した再生可能エネルギーの導入を目指しており、そのために環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、事業調査等によりご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・準備書の中でも水象の項目で蒸発散について検討いたしました。樹木からの蒸発散量を考慮すると、伐採により蒸発散量は減少し、その分、表流水となったり、地中に浸透する量が増える事になり、湧水への影響がより小さく見積もられる事になるため、予測では安全側にたって（より影響の大きい予測結果となるよう）蒸発散量を敢えて考慮しないモデルとしました。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。

意見書 349

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は、湧水を知るには、(地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要)と講演・報告をしています。地元説明会で(全く影響がない)と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず(影響は、あるが極めて小さい)と変えています(きわめて小さい)とする根拠である(水象)として重要な調査がしてありません。きちんとしたボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも(影響は、小さい)としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は、元に戻ることはありません。</p> <p>大清水のモニタリングをしても結果が出るのは、数十年後です。その時に変化があっても、取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのですか。その時の対処法については、今現在は、決まっていない。有識者の意見を聞いて対処するとの回答でしたが、それ以前に今、有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p> <p>源流には、諏訪東部漁協によって北限のアマゴの固有種の存在が確認されています。カジカ、ハコネサンショウウオ等清流に住む生物は、川の大規模な掘削工事で産卵場所を奪われ、斜面工事による水のにごり等、今の生育環境を奪われ生き残ることはできません。横河川源流、清流の現在のかんきょうで命をつないできたのであって、上流に移動して保護するというのは、安易な対策です。</p> <p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。</p> <p>本来の調整池の役割を果たすことができません。</p> <p>工事中、大雨の時は、道路、パネル設置場所の山の上から泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層(地下水として流れる層)の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、濁水については影響の想定される工事中は、多数の沈砂池を設置し、同時に土砂移動防止の措置を図りながら慎重に工事を実施する予定です。</p> <p>河川や湧水の水量や、濁水の状況についてモニタリングを行いながら慎重に事業を進めてまいります。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の流出を抑制します。この対策により、開発工事後も土砂の流出が現状と比べてそれほど増えることはないと考えています。</p>

意見書 349

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>下ります。</p> <p>しゅんせつの時は、更にちんでんしていた堆積物、腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥、シルトが流れ込むことは、さけられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害は、さけられません。</p> <p>調整池は、本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	

意見書 350

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>地球温暖化がすすみ、異常気象により、近年の豪雨は、毎年のように観測史上最大を更新しています。土石流災害により、多数の死者・けが人等が出ているニュースを耳にする度に、諏訪市四賀ソーラー事業の事を考え、もしもこの事業を進めてしまった事により、災害が起こった場合、多数の死者、家屋の崩壊等が出る大惨事となる可能性も考えられます。</p> <p>危険な事が0%の事業ならかまいませんが、このような事業は絶対に反対です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に</p>

意見書 350					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。

意見書 351					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大清水の水は、米沢の貴重な資源です。どこにも負けない美味しい大清水の水。</p> <p>どこにも負けない美味しい米沢米。</p> <p>米沢の自然を壊す恐れのあるソーラー事業には絶対に反対です。</p> <p>もっと安全な場所、人に無害な場所は他にあると思います。</p> <p>このソーラー事業には絶対反対です。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 352					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境への影響に不安。</p> <p>ソーラー計画を進めるのであれば、“影響なし”と確かな調査をしたうえで進めていただきたい。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 353					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1、水象に関して、各水源について、すべて推定されるとしているが、まったく信用できない。ただの机上の空論ではないか。どの位の時間（何年）をかけて調査した</p>	水象については、様々な既往資料により水文地質分布の状況を把握し、水収支・水質分析結果等の現地調査結果を踏まえて総合的に検討を行っています。その結果、

意見書 353

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>のか</p> <p>2、撤退した時、パネルはすべて撤去すると中村社長は言いましたが、後の山はどうするのか？</p> <p>禿山と巨大な留池がただ放置されるだけなのではないか！ 20年後、30年後に負の遺産だけが残される開発は止めてほしい。</p> <p>3、横河川には調整池で留められて、泥濁された水を流すのですから川が汚れる事は明白ではないでしょうか</p> <p>4、調整池の工法は予測されている巨大地震に耐えられるのでしょうか、とても耐えられるとは思えない</p> <p>5、工事中的水質汚染はどの様に対処するのか</p> <p>巨大な穴を掘り、矢板を打ち込み、まちがいなく工事中的3年間は汚泥が横河川を流れるのは明確です</p> <p>3年間汚泥の流れ込んだ田んぼはダメになるでしょう</p> <p>その様な工事は絶対に止めてほしい、絶対に！！</p>	<p>例えば、大清水水源の影響については、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を記載しております。固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p> <p>調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、安全を鑑み行っているところです。また、濁水については影響の想定される工事中は、多数の沈砂池を設置し、同時に土砂移動防止の措置を図りながら慎重に工事を実施する予定です。</p> <p>事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水や水質の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 354

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>草刈り後の仮置き後の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で、発電パネルからの火災の可能性についての評価はされていませんが、31万枚という膨大な数のパネル、100個のコンデンサーの故障等による、万が一の火災発生についての評価を加えることを希望します。開発地は西の諏訪湖から強い風の吹き上げる地域で、枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら上部へと広がり、又は</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。 固定価格買取制度（FIT）の契約期間である20年経過後も発電事業は継続しますが、万が一の発電所の廃止に備え、現状回復の為の費用の積立を行います。使用で

意見書 354

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>飛び火し、消火には難しい地域です。過去の火災のように、特に春の乾燥時期は危険なため、火災発生についても評価を希望します。</p> <p>万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し、返還することを検討する。」とありますが、現土地所有者が管理者、担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や破産後の計画地を管理することには、現実性がなく、産業廃棄物が放置されかねません。</p> <p>準備書段階では対応策が具体化されていません。放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにする必要があります。現地権者はどの様に責任を負うのかも明らかにして下さい。</p>	<p>きなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>湿地の湧水減少率を5～19%と見積もっていますが、ほとんど湿地の機能を果たさなくなり、環境は劇変する数字です。また、上部のパネル設置場所からの降雨時の大量の土砂浸入に対し、木製杭による堰の設置、伐採後のチップをフィルターにする方法では、パネルの面積分の雨水が流れ下り、濁水が湿地に流れ込む量を想定すると、保全は難しいと思います。</p>	<p>湿地水は、全てなくなれば（湧水が枯渇する状況になれば）、湿地の機能を失い激変といわれる状況となると考えられますが、計画地内の湿地湧水の減少は5～19%であり、80%以上は残るものと考えています。</p> <p>そのことから、湿地を保全するために、その残った80%以上の水が湿地全体に行きわたるような保全対策を考えています。工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングしていくことを考えています。</p>

意見書 355

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>横河川の源域の堰堤だけで、万が一の災害を食い止める事ができるのか？ 疑問である。北大塩地区は昔から繰り返し土石流災害や溪流災害を経験してきた土地です。自然災害です。</p> <p>人の手が加わった大規模伐採・掘削、道路設備の為の切土盛土工事、残土処理問題など最早土石流危険区域、</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 355

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>危険溪流区域の評価に当てはまるとは考えられない。 人的災害被害は避けられない。 誰が責任を取る？ Loop？ 行政？ きれい事ではなく責任の所在を明確にできないだけでなくいざとなれば擦り合いにもなりかねない。 ズサンな計画、金儲け主義でなく、地域密着型開発でなければならない、断固反対です 上空 500M に宇宙ステーション型で開発計画すればどうでしょうか？</p>	

意見書 356

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとしたボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水にも少しでも影響があるならば、開発には反対です。</p> <p>太陽光発電施設の面積は 196.5ha もあり、関連水域も含めると横河水系の約 30%の面積を占めます。開発による横河川への影響が小さいとは言えません横河川から上川、諏訪湖へと負荷がかかります。開発面積が大きすぎます。</p> <p>知事意見にも「地下水の影響範囲については、文献や</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 356

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり、準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、全く無視し、水質分析のみで評価しています。調査は極めて不十分です。	

意見書 357

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>除草剤は全く使用しないと説明しているが誰が検証するのか？ ひとたび農薬が使用されると農作物への影響・風評被害は計り知れません。</p> <p>ループ関係者の除草剤使用がインターネット公開されており不信感が拭えません。</p> <p>広大な土地の草刈り作業が確実に実施される方法も明確ではありません。</p> <p>刈草について</p> <p>冬季の植物の冬枯れの状態で発電パネルからの火災の可能性について評価はされていませんが、31万枚という膨大な数のパネル100個のコンデンサーの故障による万が一の火災発生についての評価も希望します。</p> <p>一旦、火災が発生したら消火には難しい地域です</p> <p>春の乾燥時期は危険なため火災発生についても評価を希望します。</p> <p>○1人の人間として、正しい道を歩いてほしいです。これが本当に良い事でしょうか？</p> <p>地質構造の「地質調査は絶対必要」と講演報告しています。</p> <p>地元説明会で「全く影響がない」と説明された。</p> <p>「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず、「影響は極めて</p>	メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内を確認しておりません。

意見書 357

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>小さい」と変えています。極めて小さいとする根拠は、どこにあるのですか？</p> <p>北大塩はむかしから繰返し土石流災害を経験しています。（土石流警戒区域）</p> <p>人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも作らないで下さい。</p> <p>下流ではとてもおいしい米沢米が作られています。他にもたくさんのおいしい野菜も作られています。私たちの生活をみだす様なことはやめて下さい。</p> <p>近年の豪雨は全国各地でも観測史上最大を記録しています。</p> <p>人的被害が出てからでは、取り返しがつきません。この時ループさんは、どのような手だてをするのですか。</p> <p>お答え下さい。</p>	

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>原発をなくし、再生可能エネルギー普及のため、太陽光発電について反対するものではありませんが、諏訪市四賀メガソーラー事業（仮称）の計画地には、地域の持続可能な暮らしという観点から問題が山積しており、将来を見据えた場合、不安が解消されることが無いため、計画中止をお願い致します。その将来への心配が無ければ、このような反対は致しません。</p> <p>また地権者の皆さんを守っていくという発言をお聞きしましたが、将来取り返しのつかない状況になった場合、御社と共に歴史的・社会的に地元の地権者の皆さんの責任も問われることになりかねません。その意味でも賢明なご判断を頂けるよう、お願い致します。</p>	ご意見として賜りました。

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				御社の社会的な活動が、行政にも地域にも利用者の皆さんにとっても将来のエネルギー問題を解決し信頼され発展して行かれるよう、よろしく願いいたします。 意見については2ページ以降のとおりです。	
2	第1章	事業計画の概要		<p>1. 事業内容</p> <p>1 この計画による問題は多岐にわたり、問題となる項目が余りにも多過ぎる。(土砂災害・湧水や地下水・堰堤や調整池の強度や影響・河川汚染・動物・植物・景観や観光・廃棄問題・残土処理・遺跡保存・交通量・20年後の処理問題や原状復帰・20年間の管理等広範囲に亘る。)地域の将来への不安が解消できない。</p> <p>2 傾斜地の多い森林に対する伐採を伴う大規模開発、水源の涵養域と考えられている計画地内に、河川を最大235mに亘り、深さ13.5mと、3ヶ所も掘削する開発、河川内に調整池を造る計画、(国指定、県のレッドリストに指定されている)湿地帯が広く5か所存在、国定公園に続く動植物の豊かな環境と連続性に対し、切土・盛土・掘削によって影響のそれぞれの環境変化が予測される開発計画である。</p> <p>3 発電事業によって諏訪市にも茅野市にも電気が送られることは無い事業でありエネルギー供給に関しては地元貢献する計画では無い。</p> <p>4 「事後調査」「モニタリング」実施の項目が多い。調査は必要だが、後になって出てきた結果が開発の影響が見極める責任者・対応する責任者が未定のみである。良くなかった場合の対処方法が示されていない。有識者とは誰か? 一旦変化したり壊れた環境を元に戻すことは不可能。</p> <p>5 撤去に関する計画が明確でない。必ず実行できる計画・責任者・予算計画を明示すべき。</p> <p>6 余りに大規模な森林開発であり、残置森林は割合としては条例の範囲内であっても伐採面積が大きく、問題点が多く安全な開発とは思えない。割合だけで安全を保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うための特別目的会社により発電所の運営は継続されます。地権者に事業用地を返還する場合は、発電所の運営開始より積み立てられた復旧費用によって維持管理が継続されます。 ・本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>障するものではない。</p> <p>7 計画地内に湿地・湧水・河川の数が多き状況の本質を考えると、霧ヶ峰の溶岩台地により、霧ヶ峰特有の水象が考察されるべきで、本事業の開発は茅野市にも諏訪市にも影響が大きい。</p> <p>8 再生可能エネルギーの普及として太陽光発電の普及が必要であることは認められるが、設置場所の規模・地域における環境・災害・歴史等を考えると地元にとっては将来に亘って不安をもたらすものである。条例の規定による数値が適合するかどうかだけでは無く、地域性を十分調査・理解すべき。</p> <p>9 事業者、特に社長としてどの位現地を訪れているのか？ 現地・周囲の環境を隅々まで歩いて、どのような地域であるか、計画地がどのような状態であるか理解できているか？ 季節によってどのように変化しているのか？ 特に厳冬期に足を入れているか？ 地権者からの説明が理解できているか？</p> <p>その理解の上でアセス調査を依頼すれば、どのようなことが重要で必要となるか理解できるのでは無いか。ボーリング調査不足を指摘され、「ボーリングは自然に負担をかける」と言われた社長の発言が地元から受け入れられないことが理解できるのでは無いか。</p> <p>調整池設置の3箇所へ社長自らが足を運んでどのような場所に工事が行われるか想像しているか？ 川を深く、広く、長く掘削する想像ができていないか？</p> <p>それこそが「自然に負担をかける」という想像はできないか。山肌を歩いてパネル設置場所周辺の想像ができていないのか。</p> <p>それでも良い開発と言えるだろうか。</p> <p>10 河道内に調整池を造ることは、土砂を貯め、水を澄ます本来の機能が果たせるのか？ 危険性はないのか？ 下流域住民としては、上流に堰堤ができ、大雨の時大量の水が貯まるという事が不安で仕方ない。将来に</p>	

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				なるにつれ、危険性はますます高まる。管理責任者はLoop 本社か？ 下請けか？ 適正に行われるか？ 転売後の責任者は誰になるのか？ 県の管理するダムとは体制が全く違うことが大きな不安となる。	
3	第2章	地域の概況	2-1	<p>2. 地域概況</p> <p>1 霧ヶ峰一帯は、戦後の開拓に続き、観光開発、ゴルフ場会開発と、開発問題が続いた歴史を持つ地域である。反対運動が繰り返されたのは、霧ヶ峰一帯が、水の涵養域となっている事、自然環境が「ホットスポット」といわれ、特異で豊かであること、災害の多い地域等の理由からである。</p> <p>その歴史について知っているか、地権者に聞いていいかを確認したところ（2018. 2. 25 の質問）、聞いていないという返答であった。開発地として事前の聞き取り調査がなされておらず、開発地として問題が多く適地でないことの理解が出来ていないのではと思われる。</p> <p>2 山梨県から八ヶ岳、霧ヶ峰と続く縄文文化遺跡が集中している地域で、文化庁の文化遺産に指定された地域である。遺跡が広く確認され、計画地も未調査範囲を広く残し、先立つ調査が必要であることもこの地域の特徴である。</p> <p>多くの遺跡は八ヶ岳、霧ヶ峰からの湧水の場所を拠点に生活していた証拠となっている。大清水は駒形遺跡が、諏訪側では角間から清陵高校に続く山麓一帯に旧石器時代からの遺跡が広く残されている。昔から霧ヶ峰の水に支えられていた証拠である。</p> <p>3 霧ヶ峰の溶岩台地からの地下水・湧水が諏訪地域の重要な生活・生産・観光の元となっており、いずれも諏訪湖への流入と繋がっている事の理解が必要。</p>	<p>1 について ご意見として賜りました。</p> <p>2 について 事業地内に埋蔵文化財包蔵地が存在していることは諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。</p> <p>3 について 地質及び水象については予測評価を行っております。</p>
4	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>3. 予測・評価全般</p> <p>1 4-8-16B 調整池、1-8-19C 調整池には「みずみち」の記述がある。対処方法は蛇籠と排水管と報告されているのみ。</p>	<p>事業計画の検討、及び環境影響評価の実施に当たっては、ご指摘の地質調査結果だけでなく、様々事前調査を踏まえております。ご指摘の「みずみち」に関しても、実施設計及び施工に当たっては十分注意してまいりま</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>県の指導記録(7月29日技術委員会)(122)では「みずみち」に対し、「一般的に考えられる可能性について記載しているもので当調査地で明確な確認をしたわけではありません。」と回答している</p> <p>しかし、地元説明会(2018.2.25 北大塩公民館)でLoopに要求したデータを一時期貸して貰った「ソーラーパーク四賀太陽光発電設備設置事業に伴う地質調査その2報告書平成29年10月 株式会社技術開発コンサルタント、株式会社アースリサーチ」では</p> <p>3. 地形・地質概要 p32、大量の湧水箇所 p34、斜面からの湧水画像 p143~146、斜面からの湧水画像</p> <p>4. 調査結果 p49「掘削中に完全逸水が確認、多くの「みずみちを有している」等の報告があり、「本事業区域には、地下に多くの「みずみち」が形成されているものと判断される。」「これらの「みずみち」を今回の計画・施工で止水・あるいは流路変更が余儀なくされると、湿原や下流での利水の環境に影響を与えることも予想される。従って施工に際しては、湧水箇所の確保及び排水には充分配慮されたい。」とある。</p> <p>これだけの調査報告があるにも関わらず、準備書では慎重に配慮された記述は見当たらず、調査資料も掲載されていない。</p> <p>県の指導に対しても「一定の不確実性が伴います。」とし、事後調査を行い、必要に応じて県の有識者の助言を受けるとしている。(120)</p> <p>このように調査報告を軽視した準備書の信用性はなく、事後調査の結果を県の有識者の対策に依存するような計画は、地域住民にとっても県担当者にとっても納得することはできない。</p> <p>全ての調査・評価がこのような考え方で行われ、アセスの準備書の提出になっているかのと想像されてしまう。アセス結果に信頼性を持つことができない。「みずみ</p>	<p>す。また、ヤマネに関しても、弊社の現況調査では事業予定地での確認はなかったわけですが、モニタリング調査を検討させていただきます。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ち)に関しては調査を充分行い理解した上で、配慮した開発計画として頂きたい。</p> <p>資料は公表する必要がある重要事項だと思う。</p> <p>2 調査報告・評価は、調査が十分であるか一般人では分からない。動物のニホンヤマネの調査方法が調査不足として専門家から指摘されている。</p> <p>それぞれの評価項目に対し、調査不足により、軽視した評価がされているのではと詮索してしまう。「影響が小さい」との評価が多いが、影響が小さいとする科学的な根拠が理解できる内容となっていないように思われる。</p> <p>具体的な対処方法を示さない場面も受けられる。調査をしたから大丈夫、モニタリングをしているから大丈夫、「影響は少ない」とは別の段階だと思う。調査資料を示し、報告しているだけと思える事項が多い。特に問題となっている水象に関してはそのように思え、地元としては納得できない。</p> <p>3 希少種、保護すべきものが何故「影響が少ない」と評価できるのか疑問。</p> <p>国指定・県のレッドリスト指定、国の天然記念物、公表されていなかった魚類の特殊性、保護すべき鳥類が確認されたため調整池が1つ減らされたこと、技術委員会では一般・報道にも公表されなかった事項がある等、計画地は特殊で豊かな環境にあることが明らかになってきている。開発で失われたり減少、変化してしまうものが多く、具体的な保護対策が立てられていない。影響が少ないと判断できない。</p> <p>4 モニタリング・事後調査の項目が多いが、それ以前に、現在の調査・検討・問題発生への対処方法を明確に提示することを優先すべき。</p> <p>5 3ヶ所の大規模掘削に対する影響評価がされていない。調整池の容量確保が主で、掘削による擁壁の強度、湧水・地下水・河川水への影響が評価されていない。</p>	

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>4. 大気質</p> <p>1 蒸散作用を行い、温度を下げている森林や下草を伐採・刈込をし、パネルを設置した場合、気温上昇が顕著にみられると思われる。何故、評価として影響が小さいとなるのか理解できない。</p> <p>霧ヶ峰の観光客は「冷涼」を求めて訪れるものであり、温度上昇は「ホットスポット」と言われる自然環境に大きな影響を与えてしまう。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
6	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>5. 騒音</p> <p>1 牧場の動物への影響は小さいと言えるだろうか？音が小さいから良いという事では無く、今までしなかった人工音がするだけで人間でも気になる。まして、冬季を除いて3年間もの間の経験しない音が続くことによって、動物や暮らしている人は影響を受け続けることになる。牛舎のすぐわきを今までにない数の大型車両が通行するストレスも小さくないと思われる。</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。牛については、人とほぼ同じ可聴範囲を有しているが人よりも低音の感度が高いとの研究報告もあるようです。したがって牛に対しても同じように影響を想定する必要があるかもしれませんが、こうした比較的大きな騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。工事中には騒音の状況をモニタリングすることも計画していますが、慎重に工事を進めてまいります。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思っております。</p>
7	第4章	第3節 振動	4-3-7	<p>6. 振動</p> <p>1 牧場のすぐ脇に道路があり、工事用の大型車両の振動は、牧場の動物に影響を及ぼすものと考えられる。</p> <p>2 工事用、運搬用の大型トラックは、特に諏訪側の住宅街を上ることになる。国道から入ると霧ヶ峰線は細い道の急傾斜であり運転時気を付けても、エンジンをふかすことになり、生活している地元住民にとっては振動は苦痛では無いかと思われる。</p> <p>茅野側は逆に広く直線の道路であり、現在通行する大型ダンプがビーナスラインから侵入し十五社前を直角</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定していますが、振動については大きな変化は予測されません。家畜に対しても大きな影響は発生しないと考えています。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				に曲がる音や振動は近くに住んでいる者にとっては心地よいものとは言えない。交通量が増えることで住民にとっては3年間の工事期間は苦痛となる。	
8	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>7. 低周波</p> <p>1 パネル設置による低周波は問題があるとしばしば耳にする。31万枚のパネルを稼働させるための100個のコンデンサーによる低周波が計画地内の動物・魚類に及ぼす影響についての評価記述がない。農場への影響はどのようなのか？</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。また、動物や魚類に対する低周波音の影響については一定の知見が見当たらない状況で、環境影響評価の項目としても取り上げられることはなく、問題は発生しないものと考えられます。</p>
9	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>8. 水質</p> <p>1 開発工事中、供用中も、大規模に道路のための切土・盛土、森林伐採による表土が削られることによる、河川の濁は横河川に生育している魚類・水中昆虫、植物など自然環境に影響があり、下流域の生活にも支障を来す。</p> <p>濁水は特に大雨の時が問題で、現在は数日で澄むが、開発により何日も濁水が流れ下ることが予想される。フィルターで除去する対策が取られているが、大量の水に対応することは不可能である。</p>	<p>調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応するこ</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また下流に流れ下った泥は川底に堆積する。誰が川底の泥を除去するのか？ 一級河川になれば県が浚渫するのか？</p> <p>2 堰堤の上流で土砂をとどめても、濁り水は下流に流れ下る。農業や養魚業者には大きな影響を与える。又、浚渫事には大量の泥水・堆積腐敗物が巻き上がり、今の澄んだ水には戻らない。勿論、魚・水生昆虫等の生息状況は失われてしまう。</p>	とを計画しています。
10	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>9. 水象</p> <p>1 知事意見、技術委員会、県境部、研究者の意見書、地元住民の何れからも、水象の理解のためには、ボーリング調査が必要であると指摘されているが準備書に調査報告されていない。地質の専門家、地下水水文学の先生方が指摘している「地下の地層を理解した上での評価が必要」との意見を全く無視している。計画地と大清水、南沢水源・五蔵井戸を結ぶ地点において水象に関するボーリング調査を1か所も実施していないのは、住民として納得できない。住民が日常使い、将来に亘って安心できる水を求めるために現在可能なレベルの調査が必要だと思う。</p> <p>2 知事意見に、「地下水の涵養源や湧水の湧出機構の解明のための調査範囲・調査地点を適切に設定すること。文献や地質調査等の結果に基づき検討すること。」とある。調査日数も調査内容も足りないまま、評価書が出来上がるのは危険である。</p> <p>3 広い霧ヶ峰溶岩台地の広範囲 196.5ha が開発地になっている。降った雨がこの溶岩台地のキレツを複雑に流れ下って茅野市・諏訪市の湧水・地下水・井戸となっていることを考えると、湧水機構を厳しく把握できないまま影響は「軽微」とするのは、諏訪地域の将来への問題となりかねない。</p> <p>4 方法書の知事意見公表の寸前の技術委員会 2017.4.22 資料でも地下水の集水域が地形の集水域に沿</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ったもので、霧ヶ峰の溶岩台地として考察する水象の見方では無い。技術委員会で指摘された「地形的な集水域と地下水の流れとは全く違う」という指摘が生かされていなかった。その後諏訪市への影響が認められる等、事業者が現地を理解していないことは明白であり、水象を理解するために必要な調査が不足していると考えられる。</p> <p>5 「大清水」は茅野市の4分の1が使用している一番大きな水源で、現在更新中の大清水水源の貯水池工事は今後、中央病院・運動公園に繋がれ、拠点病院・避難場所に停電でも水が流下するための設備を整えていく計画にある。重要な水源であり、万が一水量・水質に変化が及ぶ可能性があるならば、大問題となる。影響が極僅かとするならば数的な根拠も含めた調査報告が必要。</p> <p>説明会では「地下の水の動きはわからない」との回答があったが、分からないものに手を加えるのは危険である。</p> <p>6 調査会社としては、知らない地域の調査であるため、文献と共に地権者・地元からの情報を得ることが初期の段階で重要であると思う。</p> <p>霧ヶ峰は、ビーナスライン開通計画時から、幾多の観光開発問題が繰り返されてきた。</p> <p>熊井論文が報告されたのは、霧ヶ峰南麓の観光開発に関して茅野市長が「大清水」への影響を懸念し調査依頼をしたものである。</p> <p>今回の開発地は更に大きなダイケンホームの観光開発（後に中止）の一部であり、霧ヶ峰の水問題は当時から大きな問題点となっていた。</p> <p>アセスの調査に先立って地権者や地元の方への聞き取り・確認は大前提である。2018.2.25 北大塩公民館で開催された事前説明会の質問事項の最後に、地権者から状況を聞いているかと質問したが「聞いていない」との回答だった。その後、聞き取り調査をしたのか？ 地権者で現地の状況をよく知っている立場からの情報収集</p>	

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>をする事によって、霧ヶ峰一帯の水象についての凡その理解が出来たのでは無いかと思う。</p> <p>7 意見書提出の地質学者、地下水水文学の研究者からの報告、県環境部の指導内容、水象を心配する地元住民の見解とアセス準備書の評価内容がくい違っていることに対し、今後どの様に対応するのか。食い違ったまま開発行為が許可されることはあり得ない。</p> <p>8 水象のモニタリングをする事業者はどこか、このまま準備書段階で食い違った評価を出した現調査会社が行うのか？</p> <p>結果を評価するのは誰か、結果について責任を持つのは誰か、それは可能なのか？</p> <p>対処するためのアドバイスを有識者は誰か、アドバイスに従ってどのような対応を想定しているのか、今から明確に示して頂きたい。</p> <p>9 諏訪湖の漁協の問題となっている貧酸素に関連した、「地下からの伏流水」の問題がある。この地下からの伏流水と霧ヶ峰からの水の流れの関係の検討も必要では無いか。南沢水源や大清水には計画地の一部が影響しているが影響が小さいとするならば、残りの部分からの地下水は諏訪湖の伏流水であると言えることになるのか。そうなれば、直接諏訪湖に影響が及ぶことになるのでは無いか。</p>	
11	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>10. 土壌汚染</p> <p>1 計画地近くの産業廃棄物埋設場の影響は無いと評価されているが、現在の表流水の問題では無く、シートも敷かず、大きな穴に大量の産廃物が埋められ、そこから地下に浸み込んだ物質の行方が地元としては以前からの心配事であった。そこに調整池を造ることにより、たとえ短時間であっても今までにない水位上昇を招く状況になる。その影響が問題で、事業を進めるに当たっては、水位上昇の標高と産廃物への影響はアセスで調査・検討されるべき。</p>	<p>事業地の南西に位置する産業廃棄物の処理場については、一定の距離があり、地形的にも影響は想定されないと判断しています。また土壌汚染については、調整池掘削予定地で現況調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。土壌汚染については着工前にも確認をいたします。</p> <p>本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウムは含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウムの溶出は想定されません。冬季の積雪対策はメンテナンスの一貫として状況に応じて実施しま</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>2 「破損したパネルにより土壌が汚染される可能性がある」「破損したパネル及びそれらに関する部品については現地に廃棄せずすべて回収する」とあるが、パネルの高さ最高 3.41m、長さ 4.24m、厳冬の気温の厳しい状況のなかで 31 万枚のパネルの監視・メンテナンス計画は実際に可能なのか？ 誰が担当するのか？ 可能性があるとは安全ではない、という事と理解する。31 万枚の可能性は、地元としては大変不安である。支柱は何本か？ 金属類・人工物が水源涵養地に大量に存在することが脅威である。</p> <p>3 自然由来の金属が掘り起こされ空気に触れたり雨にあたって悪影響があるという重金属類が、建設関係では問題になっているとのこと。大量の残土が同じ横河川水系に置かれる計画になっているので、残土予定となっている土については調査実施を市、安全であることを確認してほしい。7月29日説明会で質問者から出た「黄鉄鉱」等がそれに該当すると思われる。平成30年3月7日の残土処理変更に対する知事意見 1 にも指摘されている。</p>	<p>す。運用としては専用重機等でパネル下部の積雪を敷地内に移設することを検討しています。</p> <p>架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p> <p>また、現況調査で土壌汚染について分析を行いました。特に問題ありませんでした。この地域でたとえば鉱山跡などや特定有害物質を廃棄浸透していたような土壌汚染の恐れのある施設は事業地の中にはありません。自然由来の汚染物質についても特にこれまで事例は把握しておりませんが、実際に調整池の掘削工事などを実施する前には土壌汚染について改めて確認を行いながら、慎重に工事に着手します。なお、ご指摘の黄鉄鉱については、地質的に熱水変質帯や海成泥岩層などに含まれる鉱物で、掘削等により水や空気へふれるとその反応で酸性水を生成し、周辺環境に影響が及ぶことがあるとされています。事業地において黄鉄鉱を含有する地質は確認しておりませんが、工事中は土壌汚染の確認とあわせ、水質 (pH) の監視も行います。</p>
12	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>12. 植物</p> <p>1 外来植物の侵入に対する対策が掲載されているが、セイヨウタンポポ、ヒメジョオン等飛散する種についての対策はどうするのか？ 国定公園では既に侵入したこれらを含む外来種の抜き取り作業が追い付かない状況にある。</p> <p>森林を伐採し草刈りをする事で地面に陽が当たる面積が一気に増大する。森林の状態では繁殖できなかった</p>	<p>外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p> <p>湿地や沢沿いについては、サクラソウをはじめとする</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>これらの種が計画地内に一気に増殖し、諏訪湖からの風で上部国定公園に更に種を飛ばすことになる。上部国定公園での著しい繁殖が予想されるが、それに対する対策はどう考えているのか？</p> <p>2 サクラソウの群落は、横河川源流域・湿地に広がっている。どちらも開発で影響を受ける。大規模掘削により堰堤・調整池で現在の生育地は失われることになる。湿地は水の減少が予測されており、濁水の流入も加えると湿地での生育も難しい。移植・種をまいて生育させるとあるが、具体的に何処を想定しているのか？ 誰が実施するのか？</p> <p>3 湿地は水位低下が予測されており、現状を維持することは難しい。上部のパネル設置場所や道路整備による濁水が流れ込むことを防ぐことはできない。伐採後のチップによる過が計画されているが、果たして可能なのか？ チップがやがて腐敗する影響についてはどう予測しているのか？</p> <p>湿地については地元説明会では「湿地の専門家に指導を受けながら」との報告があったが、専門家とは誰か？ 専門家から勧められた保護・対処方法が準備書に記載されているのか？</p>	<p>湿性の注目すべき種が生育しております。そのため、それらが生育する環境については、保全区域を設置し、改変を受けない設計となっておりますので多くの注目すべき種が保全されるものと考えております。</p> <p>特にサクラソウについては、保全区域内に約 10,000 株のサクラソウが生育しており、大きな群落として維持されるものと考えております。ただ、一部の個体については、改変により消失する恐れがありますので保全の観点から移植を行います。</p> <p>移植については、新たに環境を創出し、そこに移植を行います。新たに環境を創出するには現在、生育する環境と類似環境を創出できるよう環境条件等の調査を行い極力、類似環境を創出できるよう努めます。創出する環境について評価書へ記載を行います。</p> <p>湿地については、湿地周辺の湧水が枯渇する状況になれば、湿地の機能を失い激変といわれる状況となると考えられますが、計画地内の湿地湧水の減少は極めて安全側の条件で検討した結果、5～19%であり 80%以上は残るものと考えています。</p> <p>そのことから、湿地を保全するために、その残った 80%以上の水が湿地全体に行きわたるような侵食防止養生マットなどを活用した保全対策を考えています。工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングしていくことを考えています。</p>
13	第 4 章	第 10 節 動物	4-10-52	<p>13. 動物</p> <p>1 国の天然記念物ニホンヤマネの調査は、専門家によると適正な調査が行われていないとのこと。調査不足でヤマネが確認されないので評価に問題ないと結論付けるのは問題がある。ニホンヤマネの頭数は減少傾向だと聞く。計画地の調査はやり直す必要がある。</p> <p>2 現在自由に移動できる動物の行動が、大規模な計画地の周囲を囲うことにより、移動が妨げられる。又、</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>パネルの設置、道路造成によっても、自由な行き来が妨げられる。このことについての納得できる評価が行われていない。</p> <p>3 現地で生息している小動物の減少による鳥類への影響について評価されていない。計画地尾根の西の玉団地では定期的な野鳥の会の観察会が行われており、尾根を挟んで一帯はゆたかな生息環境となっていることが予想され、計画地に住む鳥類への影響も想定される。又、開発により餌となる小動物の減少については「どのような対処ができるか」の評価も必要だと考える。</p>	<p>動物の移動については、周辺にも森林の生息域が広く存在することにより大きな影響は生じないと予測していますが、シカを対象にモニタリングを予定しています。</p> <p>事業地は、樹林環境が消失し、広大な草地環境が出現します。鳥類の餌となる生き物の種類が変化する可能性がありますので、それにつれて利用する鳥類相の変化が想定されます。</p>
14	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>14. 生態系</p> <p>1 調査結果をみると国定公園、霧ヶ峰の資料かと思われる程の多くの動植物の調査報告がある。貴重種も確認されている。囲われることにより、今までの計画地内外の生態系のバランスは崩され、連続性は失われる。広範囲の開発であるためこの地だけが異質な生態系となることについてはどう対処するのか？</p>	<p>本事業の実施にあたっては、長野県環境影響評価条例及びその技術指針とそのマニュアルに沿って手続き及び調査予測評価を実施しております。その中で、調査結果等に基づく様々な保全対策を計画し、その効果を検証するためのモニタリング調査も行う予定です。できる限り霧ヶ峰の自然環境に配慮した事業を目指しております。事業に対してご理解をいただければと考えます。</p>
15	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>15. 景観</p> <p>1 遠方からは目立たない、又は窪地であるとの評価だが4.12.1にあるように、観光地、四賀地区を撮影する最適地の杖突峠・特に晴が峰から、県内を広く見渡せる守屋山、高速のサービスエリア、八ヶ岳連峰、八ヶ岳の裾野等、180度以上の地点からソーラーパネルが確認できる。観光立県信州としてはふさわしくない。ソーラーパネルが稜線に置かれるものであるため、遠くからの景観として適切ではない。</p> <p>2 準備書説明会 2019.7.29 で社長から「観光にはインパクトがある」という発言があった。地元説明会では当初から「山間部に建設されるメガソーラーとしては世界有数の規模になると想定され、観光立県として、日本全国、及び世界に発信することにより、国内外からの訪問客が増え環境や文化、歴史を知って頂く観光産業としての可能性も広がると考えている。」との説明があった</p>	<p>1について ご指摘の通り、守屋山、諏訪湖 SA、八ヶ岳連峰、八ヶ岳の裾野の一部からは事業地が見えます。これらの場所からの景観変化は予測評価を行い、準備書に記載しております。</p> <p>2について 本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。その意味で国内外に発信できると思っております。なお、いわゆる景観については、準備書では地形的に周辺からは見えにくい特徴がある点などを考慮して予測評価を実施しております。</p> <p>3について 本事業では敷地境界において幅 30m の残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が、長野県の観光は、豊かな自然環境を満喫するものであり、メガソーラーを見に来る観光客を対象としてはいないし集客にはつながらない。それを目的とするならば、人の目に大きく見える立地の建設地であるべきとなる。アセスの目的の「景観に影響がない」という趣旨とは逆になる。</p> <p>3 近頃はインターネットでも平面の地図では無く、立体画像や空からの空撮風景が検索できる。現在霧ヶ峰付近は、冬は枯葉色の霧ヶ峰の台地、鉄平石採石場、既に稼働しているメガソーラーが大きく目立つ。そこにこれだけの面積の開発が視覚的に確認された場合の霧ヶ峰の印象や観光への影響は大きい。</p>	
16	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	<p>16. 廃棄物</p> <p>1 大規模な森林伐採が予定されているが、伐採された大量の樹木・枝の処理について、適切に、とあるが処分方法が明確でなく、現地に産業廃棄物として残される可能性がある。搬出先の確保と廃棄運搬に必要なトラック台数・諏訪側・茅野側の交通量も評価する必要がある。</p> <p>2 雑草処理の計画についても現地に残し、腐敗させないための具体的な方法を知りたい。</p> <p>3 供用中の廃棄資材の処理、供用後の廃棄処理に対する具体的な方法を知りたい。現地に残されることは絶対にあってはならない。</p>	<p>1について 伐採によって発生する木材は約15,000トンと見込んでいます。これらは原則として売却し、資源として有効利用することに努めます。なお、木材を含む廃棄物を運搬する車両の交通量は推計に含んでいます。</p> <p>2について 除草した草は現地で仮置きして乾燥させた後、産業廃棄物として事業地から搬出し処理する計画です。</p> <p>3について 事業により発生する廃棄物は全て適切に処分いたします。工事により利用する発生土を除き、現地へ残すことはありません。</p>
17	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>17. 文化財</p> <p>1 ジャコップラ遺跡は諏訪市の文化財である。広範囲に広がっていることは既に方法書の段階でも事業者において確認されている。以前行った試掘調査は諏訪市埋蔵文化財調査報告などとされているが、今回の開発のための準備書では調査されておらず、評価書で公表とある。これでは準備書で調査・予測・評価が完了していないことになる。文化庁指定「星降る中部高地の縄文世界」に含まれ、古くは旧石器時代からの遺跡を含み、広範囲に広がっている。切土・道路予定地などの遺跡調査を完</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。発掘調査は今後予定しているため、評価書にて報告いたします。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>了させてからの開発とすべき。 評価書で報告というのは、何故か？ 指導する県環境部・教育委員会、文化庁の指導はどうなっているのか。</p>	
18	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>19. その他の環境要素 1 過去に草原であっても、現在のような森林でも、大幅な表土の移動は無く、厚く湿気が多い、腐葉土の蓄積があった。その為微生物環境が豊かであり、下流域の農業・米作りに適していた。工事用道路、U字溝、パネル設置で、表土の環境が大きく変化する。90%の水が表面から流れ下るという事で微生物環境が大幅に変化し、乾燥化してしまう。農業にも影響があり、災害にもつながる。これらについてどの様に評価するのか。</p>	<p>本事業において表土の大幅な移動は予定していません。また、下流の農地の流域の全てに太陽光パネルを敷設するわけでもありません。事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
19	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>20. 災害 1 調整池の堰堤は、ダブルウォール工法となっているが、県が責任をもって管理するダムとは違い、個人事業者が責任をもって管理し続けられる保証は無く、最悪放置される可能性もある。一番危険な状態となり得る。事業が終了後の撤去も含む計画が今から明確にされる必要がある。 当初、地元の説明会資料にはダブルウォール工法は「原状復帰が容易」として紹介されていた。撤去が容易として採用された工法では地元住民としては大変不安である。事業者内に専門部署の知識者の存在があるわけでもなく、外部委託する管理体制も不安。問題が起きた時、下請け会社の責任にされかねない。事業が継続される保証はない。災害の危険は誰が住民に知らせてくれるのか？ 社長か？ 森田責任者か？ 長野支店長か？ その体制はどの様なものか？ 下流域住民は不安のまま 20年以降も生活しなくてはならない。全国・県内に多くの実績がある工法だからと言って、この計画地でも安全とは言えない。 2 たった幅 3m 程の北大塩ネックポイントで 1%以下の影響にするため、大規模開発に対して 50 年確率の降</p>	<p>本事業の実施にあたっては、長野県の環境影響評価制度が定める説明会だけでなく、数多くの説明会をさせていただいております。資料等のご提供については不備がありましたら、改めてお詫び申し上げます。時間の関係で説明会の席上、お受けできなかったご質問に関しては、今回の意見書という形で承ったと考えています。今後も、事業の実施に当たりできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>雨に対応できるためには余りに大きい容積の調整池が必要になる。容量確保のため、堰堤の上流を最大 13.5m、長さ 235m、しかも河道内を 3 ヶ所も掘削する必要がある、高さ 14m もある堰堤・調整池は余りに危険である。</p> <p>50 年確率の水量が貯まった時を想像すると、下流域住民としては、安心できない。再悪の場合、現在の「土石流警戒区域」としての予想被害より大きくなり、米沢小学校にまで及ぶ。</p> <p>堰堤図断面を見ると、A・B 調整池は河床堆積物－玉石混じり砂礫、C 調整池は安山岩溶岩風化岩にそれぞれ鋼矢板を打ち込むことになっている。この地層に鋼矢板が安定するのか疑問。50 年確率で降った大量の雨、糸－静線の地震に対し、又は双方が同時の場合、安心できる強度が得られるのか、現地の地質や「みずみち」の存在などの状況を踏まえた上で、ダブルウォール工法そのものについて建設工学の専門家からの見解をお聞きしたい。</p> <p>素人の一般住民はとても危険だと思う。流域に住む人達は雨が降る度に不安になる。</p> <p>3 霧ヶ峰は寒冷地で、青草の時期は短く枯れたススキが一面に広がっている時期が極端に長い。太陽光パネルは陽が当たれば発電し続けるという。万が一、パネル・100 個のコンデンサー等のトラブルからの出火があれば、燃えやすい針葉樹地帯を経て、または飛び火し、諏訪湖側からの風に吹き上げられ、火災が広がり上部国定公園への延焼の可能性もある。早期発見と火災への対策は是非検討すべき。平成 25 年のような広範囲の火災を想定した関係部署と連携をとった事前対策計画が必要である。</p> <p>4 抜根しないとする計画だが、抜根しないままの数十年後に「表層崩壊」「斜面崩壊」の危険が想定される。茅野市開催講演会「森林の土砂災害抑制効果について考える」(2019. 5. 19 信大平松晋也教授) で、木の根の「緊縛効果」「杭効果」が無くなることを学んだ。抜根しない</p>	

意見書 358

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>場合の危険性も評価すべき。 林業に携わっている方からも同様の危険性が指摘されている。 間伐のような伐採でなく、抜根では無い一面の伐採方法が安全であるか検討をする必要がある。</p>	
20	第1章	第7節 地元関係者への説明等	1-48	<p>21. 環境影響評価制度・手続き 1 1.7.1の地元説明会の開催については、区長との説明を地元説明会としてあるが、地元住民への説明会とは別であり、窓口相談の開設が地元説明であるとする認識は丁寧に説明したことにはならない。説明会では事業者の説明が長く、時間切れで終わることが多く、住民の発言は充分保障されていない。 2 説明会の資料提供がされなかった。2018年1.25 諏訪会場、2.2. 茅野会場共に、事前説明会では資料が無く、説明を聞くだけだった。又、準備書説明会 2019.7.11 諏訪会場では、水象の重要な部分の資料がないまま説明がなされた。技術委員会には専門家と事業者との違いの一覧が提供されていない。 3 茅野市・諏訪市全域に地域指定郵便が3月末から郵送されてきた。第1号では「太陽光発電所設置事業を開始する運びとなりました。」と、まだアセスの準備書も公告・縦覧の開始前の段階、県知事から許可されない段階での表現は適切でない。 4 準備書地元説明会では、質問に対する回答時間が短かったため、7月29日に回答のための日程を取って貰えたのは良かった。しかし、質問に対する返答は時間切れで質問できない人数が多く残ってしまった。再度説明会を開催して頂きたい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、長野県の環境影響評価制度が定める説明会だけでなく、数多くの説明会をさせていただいております。資料等のご提供については不備がありましたら、改めてお詫び申し上げます。時間の関係で説明会の席上、お受けできなかったご質問に関しては、今回の意見書という形で承ったと考えています。今後も、事業の実施に当たりできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

意見書 359

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境への影響に不安。 ソーラー計画を進めるのであれば“影響なし”と確かな調査をしたうえで進めていただきたい。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 360

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は、湧水を知るには、(地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要)と講演、報告をしています。地元説明会で(全く影響がない)と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず(影響はあるが極めて小さい)と変えています(きわめて小さい)とする根拠である(水象)として重要な調査がしてありません。きちんとしたボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも(影響は小さい)としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>大清水のモニタリングをしても結果が出るのは、数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのですか。その時の対処法については今現在は決まっていない、有識者の意見を聞いて対処するとの回答でしたが、それ以前に今、有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p> <p>源流には諏訪東部漁協によって北限のアマゴの固有種の存在が確認されています。カジカ、ハコネサンショウウオ等清流に住む生物は川の大規模な堀削工事で産卵場所を奪われ、斜面工事による水のにごり等、今の生</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層(地下水として流れる層)の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 360

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>育環境を奪われ生き残ることはできません。横河川源流、清流の現在のかんきょうで命をつないできたのであって、上流に移動して保護するというのは、安易な対策です。</p> <p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり、水を澄ませることができません。</p> <p>本来の調整池の役割を果たすことができません。</p> <p>工事中、大雨の時は、道路、パネル設置場所の山の上から泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。</p> <p>しゅんせつの時は、更にちんでんしていた堆積物、腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥、シルトが流れ込むことは、さげられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害は、さげられません。</p> <p>調整池は本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	

意見書 361

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 362

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>196.5ha もの山林を太陽光発電用地に適用する大規模開発に反対します。森林としての生態系サービスが維持されている機能が失われることをトレードオフにしてまで、この場所で太陽光発電を行う理由があるとは思えません。土壌流出や生態系の損失、下流域への災害の危険性など、長い年月をかけて築かれた今の環境の価値は、太陽光発電による電気の創出価値とは釣り合わないと考えます。なぜならば、太陽光発電用地は代替可能ですが、この場所での森林生態系サービスは代替不可能だからです。</p> <p>太陽光発電用地として適した土地の条件は、その開発によって失われる環境的な価値と釣り合う場所を利用して行われるべきです。そして、環境影響調査は、開発により毀損される価値が少なく済む場所を前提に機能するものだと考えます。</p> <p>開発により失われる生態系や、湧水・地下水、土壌流出のリスクは、ことが起こる前に評価をすることが非常に難しいものです。だからこそ、何かが起こった時の因果関係を証明することも困難となります。そういった前提条件がある中で、太陽光発電の適地とはいえない196.5ha もの山林での開発を行うことは、土地の所有権の範疇を越えて、社会共通資本としての側面からの評価が必要です。</p> <p>もし計画を進めるのならば、諏訪市四賀で計画されている太陽光発電の価値と森林生態系の価値が釣り合うものでなければならぬと強く思います。しかし、この計画の生み出す電気の価値を社会共通資本として考えたとき、そこまで逼迫したものではありません。なぜならば、この計画の背景には、FIT 制度が立ち上がった当時の、今となってはかなり優遇された売電単価設定があるからです。FIT 制度による現在の太陽光発電の単価であれば、この地での計画は成り立たないことは明白です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っており、その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業ではこのような地域の課題解決に取り組んでいきたいと考えています。 ・本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。

意見書 362

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				よって、有利な単価設定を背景にした太陽光発電ビジネスという名の開発には強く反対します。	

意見書 363

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1・茅野市にも「影響」は小さいといいますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>2・米沢は昔から土石流災害の多い土地です。最近も土石流警戒レベル4が何回も出ています。人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p> <p>3・除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ 下請・孫請会社がやらないという保証はありません。広大な土地の草刈り作業が確実に実施される方法も明確ではありません。</p> <p>4・面積が大きすぎます。湧水・地下水・河川への影響は、小さいとはいえません。</p> <p>5・観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、森林伐採とパネル設置により気温上昇（面積が大きすぎ）や上昇気流による雨の多発・豪雨などが考えられる。</p> <p>6・万が一Loopが破産した場合、パネル撤去や産業廃棄物をどうするのか？ Loopは「現地権者に返還することを検討する」といいますが、現地権者が管理。担い手不足 etc で手ばなすのにどうして管理。対応できますか？ 誰が責任を負うのかも明らかにして下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池を設置することで、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。 ・メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。地元企業のご協力を得ながら実施します。 ・万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うための特別目的会社により発電所の運営は継続されます。地権者に事業用地を返還する場合は、発電所の運営開始より積み立てられた復旧費用によって維持管理が継続されます。 ・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は、太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。

意見書 363

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。

意見書 364

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ちゃんとした調査、計画をして準備書を提出し、適切な手続きをしたからといって、メガソーラーが設置された山の下で暮らす、住民の不安、不満がなくなるわけではありません。</p> <p>私には、小さな子供が2人おり、メガソーラーが設置されると分かっていたら、家を建てるのもやめたと思います。北大塩が大好きで暮らしているのになぜ？ と思います。</p> <p>富士見町のメガソーラーも住民の反対があり取りやめになりました。Loop はこれだけ反対されているのにどうしてここまでこの場所にこだわり設置しようとするのですか？ Loop の社員さん達も自分の家の近くにこれだけのものを作られたら不安や嫌な思いわないのですか？</p> <p>再生可能エネルギーを使用することに対しては賛同できますが、設置場所や近隣に住む人の気持ちを考えた方法は選べないでしょうか。私は40歳で環境への影響が出る所に生きているか、分かりませんが、子供達には今の自然のままを見せてあげたいと思っています。</p> <p>Loop 代表取締役中村さん、メガソーラーがある山の下下の地区に住みたいと自身も思いますか？</p>	ご意見として賜りました。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 365

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構造図・計画・責任者・パネル・支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等の具体的な計画を示して下さい。絶対に放置されては困ります。</p> <p>又、森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価がありません。木、下草コケ類、土の水分で今まで温度は下がっていましたが工事後からは上記の植物等の蒸発量の減少に伴い温度上昇は必ず予想されます。気温の上昇、気流の変化による降雨の多発等が懸念されます。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>・準備書の中でも水象の項目で蒸発散について検討いたしました。樹木からの蒸発散量を考慮すると、伐採により蒸発散量は減少し、その分、表流水となったり、地中に浸透する量が増える事になり、湧水への影響がより小さく見積られる事になるため、予測では安全側にたつて（より影響の大きい予測結果となるよう）蒸発散量を敢えて考慮しないモデルとしました。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は、太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 366

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>除草剤は使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？</p> <p>表層崩壊、斜面崩壊を起こす可能性があるそうですが、将来崩壊して横河川「下流域に被害が及ぶという不</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。侵食防止養生マットを施工</p>

意見書 366

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				安を抱えながら、暮さなければなりません。決して安全とは言えず、崩壊のリスクは大きくなると思います。	することで地表面の土砂の移動を抑制し、表層からの崩壊を防止します。

意見書 367

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1、準備書の図 1-6-7 に示されている調整池計画ですが、図 1-6-3 から変更とあります。図面内表示がありませんが A、B、C3 カ所の計画とあります。A・C の調整池については 1 級河川横河川の支流（源流）となる河川上に計画されています。これらの範囲は湿地帯があり、新聞で報道されたとおり貴重な魚等の生育場所にもなっています。</p> <p>貴重な植物も生育しています。</p> <p>公図がないので確認できませんが、横河川支流となる数本の河川は掘削等土砂の移動はするべきではないと思います。反対です。調整池の位置の検討をお願いします。</p> <p>調整池です。砂防ダムではありません。</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。ご意見いただいた内容については、技術委員会での審査を踏まえて決定してまいります。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>2、全国各地で起きている最近のゲリラ豪雨をみても、設計については、50 年確率でなく、100 年確率でないと安心できません。</p>	<p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>3、自然景観上、この場所に 196.5ha の太陽光発電設置事業には反対します。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 368

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>大清水の湧水は、霧ヶ峰近辺の伏流水がここの霧ヶ山系の扇状地で湧水となって噴き出している。近くには、縄文時代の駒形遺跡寺がある。そして美味しい水が得られる場所を住居としていたことが伺える。</p> <p>この恵まれた大池上流に開発のメスをいれる事により、環境への影響は、大きく考えられます。</p> <p>最低の調査でも、①ボーリング調査（10箇所以上） ②水質調査（地下水に溶け込んでいる成分）（イオン等）・ナトリウム・カリウム・カルシウム・マグネシウム・塩素・炭酸水素・硫酸これらを示すパターンダイアグラム ③湧水の発生メカニズム</p> <p>説明資料の提出は、当たり前でしょう。以上</p>	<p>事業地の周辺の水源等の水がどこを主な涵養域としているかを探る調査を実施することにより、影響を検討しました。事業地周辺の地質については、既存資料として長野県などから公開されている、これまでの学術調査の結果である地質図を参考にしています。広域の水の流れを把握するためにはこうした既存の学術調査成果も活用させていただいており、新たに事業地周辺の広域にわたるボーリングなどの地質調査を必要としないという判断をしております。なお、湧水や表流水の性質を調べへキサダイアグラムやトリリニアダイアグラムなどのパターン分析を実施するための水質調査は実施いたしました。さらに安定同位体分析も実施いたしました。そうした水質分析に加え地形地質の状況などを検討し、湧水の主な涵養域を推定いたしました。</p>

意見書 369

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>最近1回のドシャ降りですぐ警戒警報が出されます。このメガソーラーの計画は諏訪湖の7分の1という広さを大規模伐採・堀削・堰堤と危険この上ないです。おまけに、残土は鉄平石採掘後地に置くとの事。雨が降る度に、横河川へ流れ、おいしいお米は作れません。</p> <p>除草剤は全く使わない。草刈り作業を地元にお願ひすれば、雇用が増えて、地元が潤うような事を、社長さんおっしゃっていましたが、農家でも草刈り作業は大変で、敬遠されています。とても仕事として、やりたい人はいないでしょう</p> <p>人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも作らないで下さい。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を</p>

意見書 369

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				1 時間 80mm の設計でも堰堤が決壊する恐れは高く人的被害が出てからではおそすぎます。	<p>防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 370

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 7 節 土壌汚染	4-7-13	<p>隣接地の産業廃棄物埋設地については、影響範囲が周囲 20m とし影響がないとしています。一時的ではあっても今までにない水位の上昇が起きる開発であるので、地下に浸みこんだ産廃の成分に対しての影響は開発行為によるアセスの対象とするべきです。地下水への影響の不安は解消できません。</p> <p>湧水・地下水に少しでも影響があるならば開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>霧ヶ峰農場に隣接した産業廃棄物埋設地は、C 調整池から 200m 程度以上離れた尾根を挟んだ場所に位置するため、事業により埋設地への影響は想定できません。なお、漏出等がないか県による水質調査が定期的実施されており、問題のある結果は出ておりません。本事業の現地調査の中でも、県と同様の調査を確認のため実施しましたが、現状で産業廃棄物埋設地から下流へ汚染物質が漏出していないと考えられる結果でした。</p>

意見書 371

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>この事業では、地元企業を使ってもらえるものと思っている。土地の状況、環境をよく知っている地元の企業の意見や技術、地域に密着したノウハウを是非活用してもらいたい。</p>	<p>建設工事及び運転開始後の業務の発注に当たってはできる限り地元企業を利用し、ご指摘いただいたような地元企業の強みを活用させて頂きたいと考えています。</p>

意見書 372

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>○ソーラーパネルについて、寿命がきた時や故障したときの産業廃棄物の処理はどうなるのか？。ソーラーパネル自体シリコン系とカドミウム・テルル系の二種類と聞いているが日本の四大公害のひとつであり毒性が強く、大量の産業廃棄物となった時の人体への影響がある。</p> <p>○親の立場から考えると、次世代へより良い自然環境を残してあげたいという思いから、森林は非常に大切な財産です。</p> <p>森林は、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、二酸化炭素を固定するなど、私たちが生きる環境を守るために様々な役割を果たしています。人は昔から森林の循環を大切にしながら森を守り育て、暮らしに木を活かす、木の文化を築き上げてきました。県土をまもり、水をたくわえ、空気をきれいにする。動物や植物の生きる場所を私たちの大事な暮らしを破壊へと向かいパネルの設置により、子ども達の豊かな将来の資源を奪ってしまうことは断固反対です。一度削った土は元にはもどせません。文明が急速に発達し便利な世の中個人の利益を求める事になりがちですが、地球温暖化になぜなってしまうのかをよく考えると自然への環境破壊や人工的なものの影響が多にあると思います。</p> <p>○パネルからでる電磁波による健康被害について何十年後かに表面化してくるのではないかと思います。</p> <p>電磁波過敏症の子どもたちが現在で増えており、体調が数十年経った頃でなくても遅いような気がしてなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウムは含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウムの溶出は想定されません。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。また事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 <p>ソーラーパネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人 電気安全環境研究所 電磁界情報センターの調べによれば、太陽光パネルより 0.2m離れた場所での最大実測値は 8.33 μT、パワーコンディショナーが 7.49 μT との結果でありました。ICNIRP(国際非電離放射線防護委員会) ガイドラインにおいて磁界のガイドラインは 200 μT 以下と定められておりますが、この値に対し十分に低くまた、磁界は発生源からの距離をとればとるほど、小さくなっていきますが、本発電所において発電所設備は周辺道路より少なくとも 30mは離れた位置に設置されまた、周辺の住宅とはそれ以上に十分に長い距離が離されているため、影響は考えられません。参考として家庭用電気カーペットの表面における電磁波は最大 10.4 μT 程度となります（東京電力 PG 資料より）。

意見書 373

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		敷地の中に木が多く残るといことで、環境面に配慮をしていると感じる。環境アセスメントに時間をかけて慎重に検討していると思う。SDGsが叫ばれている中、化石燃料の発電所ではない太陽光発電所の設置は時代の流れに沿うものであると思う。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。また事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 374

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	発電事業が終了、もしくは事業が頓挫した後にパネル等が放置されては困ります。具体的な撤去費用、方法の計画を示して下さい。	・ 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用を積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 375

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	地質構造、地下水の流れを知るためのボーリング調査が全く行われていなく、しっかりボーリング調査を行い安全性をきちんと判断してからじゃないと納得がいきません。 自然豊かな環境を破壊する恐れがあり、破壊した自然は元に戻すことはできません。 この自然豊かな環境を子・孫後世にも残すことが大切であり、ソーラー事業に反対します。	地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。

意見書 376

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>◎ボーリングの調査は環境を破壊するので、実施しないの事ですがこの事業そのものが大きな環境破壊です。</p> <p>◎八ヶ岳赤岳、中央道、守屋山などからは一部しかパネルなどが見えないと準備書にはありますが、その足で赤岳に登って見たのでしょうか。とても信じられない事です。少ししか見えないの問題ではありません。高山の花の間にパネルの光があるのはほんとにゆるせません。</p> <p>◎大清水の水も各川の水もずっと流れて海まで行く水の件もきちんと調査して下さい。</p> <p>以上の件など疑問点がありすぎてこの開発計画は絶対反対します。</p>	<p>・環境保全と両立した再生可能エネルギーの導入を目指しており、そのために長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、事業調査等によりご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。ご意見いただいた内容については、技術委員会での審査を踏まえて決定してまいります。</p> <p>・景観について、調査地点とした箇所はすべて直接踏査並びに調査を実施しております。</p>

意見書 377

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>準備書説明資料から 1.6.5、事業計画内容について 7/11（諏訪市）7/19（茅野市）での質問に対し回答が得られなかった。 1.1.6.5.4 発電事業の運営体制・稼働計画内容について 記載されている、「特別目的会社」の会社概要と株主構成を含む内容</p>	<p>特別目的会社については現時点では正式には確定しておりませんが、特別目的会社は弊社が匿名組合出資し設立される合同会社です。本事業のみを行う特別目的会社となります。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>2.1.6.5 事業計画 1.6.5.9、発電所廃止後の撤去及び処分 ①積み立て費用（金額、期間表示） ②破産手続き開始後の状態（地権者に戻す、地権者と合意がされているか？） ・地権者（牧野組合など）との契約内容開示 ・地権者（牧野組合など）でない場合はどこが、撤去、</p>	<p>売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。土地は現地権者より Loop が購入して実施する事業となりますので、事業者が責任を持って対応致します。</p>

意見書 377

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				処分、現状回帰するのか？	
3	第1章	事業計画の概要		<p>……準備書説明資料から</p> <p>2.1.4 事業目的及び必要性への疑問</p> <p>①地権者、牧野組合などによる、いままでの牧草地からの管理に対しては、敬意を払います、何処の地域の山林も抱える課題として共通の悩み（全国的に高齢化など）ですが</p> <p>当開発地予定地は、戦前、戦後牧草地から植林が行われ現在の山林になり、災害もなく生活が営まれております。</p> <p>現在の森林になるまで長い年月がかかっています、その森林を計画で伐採してしまうことは災害発生、貴重動植物への影響は誰が考えても明らかなことです、分かりませんか？</p> <p>高齢化等による森林管理方法として、長野県には「森林税」活用ができます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の森林税活用 ・専門業者に、森林の維持、管理を委ねる。など、など <p>検討できる内容はありますが、諏訪市及び地権者には「金」は入りません</p> <p>諏訪市も地権者も一時的な「金」で諏訪地域の貴重な資源である自然を手放すのですか？</p> <p>Loop も観光立県長野県において「諏訪市四賀ソーラー計画（仮称）」が会社にとってこれからの会社発展において如何な事業でしょうか？（社員全体で考えては如何でしょうか？）</p> <p>諏訪市にとっては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧ヶ峰、諏訪湖、温泉、お酒（五蔵）は過去から未来まで継続させなければならない重要な自然環境と事業では無いのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が通減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 377

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>如何でしょう、未来に汚点を残す行政は如何なことで すか？（市長、議員、他に問います） 諏訪市および事業者に問います？？</p>	
4	第1章	事業計画の概要		<p>1.1.6.1、太陽光発電所建設に関する基本方針への疑問点</p> <p>①安全な設計を行うこととは、どんな設計基準に基づき「安全が保障」されているのか？ （・社内基準を項目毎に具体的表記し管理体制（P.D.C）にて解るようにあわす</p> <p>②地域貢献に努めること、具体的に記録に残る記述として議事録で表記 （数値化、人員、金額、期間、時期）</p> <p>③環境負荷軽減に努めること、水質、災害、による被害発生時の「誠意」を持って対応とは？ 具体的に金額なのか？ 原状復帰なのか？（原状復帰は出来ない、誰でもわかる事）</p> <p>④地元への理解・配慮につとめること ・事業終了する場合は、速やかな処置とは具体的に表記 （今まで事業内容変更において地元下流域および関係団体への説明は行われずあたかも実施したような記録の列挙で不十分）</p>	<p>・本件工事に関わる設計において、各法令を遵守いたします。電気設備においては JIS, JEM, JEC 規格に適用します。また電気事業法に則り、工事計画届、安全管理審査を行う事で産業保安監督部の審査を受けます。</p> <p>・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えですが、売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。土地は現地権者より Loop が購入して実施する事業となりますので、事業者が責任を持って対応致します。</p> <p>・本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p> <p>・今までに数十回の説明会を実施してまいりましたが、林地開発説明会を今後実施予定です。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>〈第三者機関による地質調査及びボーリング調査実施要望〉</p> <p>大清水水源及び南沢水源の水質、水量について疑問点 両水源について、当初影響は無い…との説明があり 故熊井先生の論文及び小坂先生の検証結果等により影響はあるが小さいと検証もしないのに説明をするたび変えてきています。</p> <p>下流域住民及び事業者の不安、心配、会社の信用を得るために</p> <p>①水脈のボーリング調査を要望します。 ・開発地域から南沢水源まで</p>	<p>・環境保全と両立した再生可能エネルギーの導入を目指しており、そのために長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、事業調査等によりご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。ご意見いただいた内容については、技術委員会での審査を踏まえて決定してまいります。</p>

意見書 377

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発地域から大清水水源まで ②ボーリング調査は、第三者機関が実施、費用はLoop社負担 ③調査方法は、地質、水質、林業者など専門家を含めた第三者機関とする。 	

意見書 378

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>樹木1本を伐採しても環境は変化します。今回のような大規模な計画では何万本という樹木が伐採される為、地域の土や水に多大な影響を及ぼすことは目に見えています。不確定要素だらけの自然を調査、対策によって、コントロールできる規模の計画でないことは、多くの問題が指摘されている準備書により明らかになっています。県外出身者で近いうちには移住しますが、どこに住もうと、今回のような人々の生活を破壊する計画には反対します。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 379

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大清水の近くで生れ育ちました。かつては飲水として洗い場として、農業用水として使い子供の遊び場でもありました。茅野市で一番大きな水源として有名で多くの人の飲み水となって居ます。大きな開発で少しでも影響があれば将来の不安となります。水は生きる上で一番大切なものです。明確に影響が無いとの結論が出なければ開発は中止して下さい。</p> <p>私の所属する創価学会の道を隔てた場所の木が切ら</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 379

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>れ、パネルが 31 万枚と置かれたら、温度が上昇して、研修道場への影響が心配です。気温の上昇で夏は雷雨が発生しやすくなり、災害が起りやすくなります。危険な計画だと思えます。即中止して下さい。</p> <p>信州の良い所は、山国です。森林や草原田園風景が観光客の心をいやします。遠くからとは云え、180° 似上から開発地が見えるのではがっかりです。観光の面からも反対です。帰省した時、今のままの景色で有って欲しいと願います。人工物は観光にとってはマイナスでしか有りません。</p>	

意見書 380

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>「大清水」のモニタリングをしても、結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。</p> <p>水量変化の原因は誰がどうやっていつ究明するのですか？</p> <p>その時の対処法については、「今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>・本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 381

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには、「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>川の中に調査池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。本来の調整池の役割を果たすことができません。工事中、大雨の時は道路、パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた推積物・腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥・細かいシルトが流れ込むことは、避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により、農作物の生育に影響します。農業被害は避けられません。</p> <p>調整池は、本来、川の外に造るものです。 川の中に調整池を造るのは、やめて下さい。</p>	<p>事業地の周辺の水源等の水がどこを主な涵養域としているかを探る調査を実施することにより、影響を検討しました。事業地周辺の地質については、既存資料として長野県などから公開されている、これまでの学術調査の結果である地質図を参考にしています。広域の水の流れを把握するためにはこうした既存の学術調査成果も活用させていただいており、新たに事業地周辺の広域にわたるボーリングなどの地質調査を必要としないという判断をしております。</p> <p>また、調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 382

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>○茅野市にも、諏訪市にも、「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に、少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは</p>

意見書 382

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。
2	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>○湿地の湧水減少率を5～19%と見積もっていますがほとんど湿地の機能を果たさなくなり、環境は劇変する数字です。また、上部のパネル設置場所からの降雨時の大量の土砂浸入に対し、木製杭による堰の設置、伐採後のチップをフィルターにする方法では、パネルの面積分の雨水が流れ下り、濁水が湿地に流れ込む量を想定すれば湿地の保全は難しいと思われれます。チップの腐敗も問題です。</p> <p>湿地の水がやがて地下水にも加わることになるため、湿地保全は、重要です。</p>	湿地についてはモニタリング調査を実施しながら工事を実施する計画ですが、比較的涵養面積の小さいと考えられるC,D,E湿地については、特に細心の注意を図りながら工事を実施します。湿地は植生の遷移の過程では樹木が繁茂することにより焼失していくことも想定されますので、専門家の意見を参考にしながら、湿地の保全に努めてまいります。なお、チップフィルターについては、様々なご意見をいただいておりますので、使用については再検討いたします。
3	第1章	事業計画の概要		<p>○万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する」とありますが、現土地所有者が管理者、担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や、破産後の計画地を管理することは、現実性が無く、産業廃棄物が放置されかねません。準備書段階では、対応策が具体的に示されていません。放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにする必要があります。</p> <p>現地権者は、どの様に責任を負うのかも、明らかにして下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。
4	第4章	第15節 廃棄物等	4-15-1	<p>○20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去・管理処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。</p> <p>放置されては困ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 383

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>○「大清水」のモニタリングをしても、結果が出るのは、数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。</p> <p>水量変化の原因は、誰がどうやって何時究明するのですか？ その時の対処法については、「今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する。」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解いただきたいと思えます。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>○3つの堰堤は川床を上流に向かって広く、深く堀削します。長さがそれぞれ129m、77m、235m 深さが13.3m、11.5m、13.5mの大規模なものです。更に左右から多くの湧水がある急斜面も最大13mと大幅に削る工事は地下水の流れや河川に大きな変化を与えます。</p> <p>下流域の湧水、地下水、河川水が変わると暮らしている人々は、生活できなくなります。</p> <p>源流域を大規模に掘る工事は絶対反対です。</p>	<p>下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴い周辺の地下水への影響は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流域の流量変化への影響はほとんど生じないものと考えております。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>○大量の森林伐採計画では、パネル設置場所は抜根されないとされていますが、林業の方や森林災害の研究者から、10年程度で残っていた根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて「表層崩壊」、「斜面崩壊」を起こす可能性がある事を聞きました。パネル設置場所が将来崩壊して横河川下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮らさなければなりません。抜根しないことは、決して安全とは、言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を</p>

意見書 383

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 384

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>*長野県を代表する観光地である霧が峰において、196.5haもの大規模開発をする事は、大変な自然破壊であり、イメージダウンになると思う。</p> <p>茅野市に自然を求めて観光に来る人々にとってマイナスイメージである事はもちろん、大きな面積を人の手により、自然の形と変えてしまう事で、今後どのような影響が出るか、動物、植物の生態系が崩れる事は間違いないと思う。</p>	<p>動植物については文献等による資料調査並びに現地調査の結果から、多数の種を確認しております。結果に基づき、希少種等が数多く分布する場所等については保全エリアとして工事エリアからは外す土地利用計画を立案いたしました。生物多様性が確保されるよう、可能な限りの対策をとって参ります。また景観面の配慮として、敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>*人間によって一度壊されてしまった自然を取り戻す事は簡単な事ではない。貴重な天然記念物であるヤマネの居場所を残す事は、何より大切な事ではないか。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計</p>

意見書 384

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					画いたします。
3	第1章	事業計画の概要		<p>*20年間使った土地を元に戻すのは不可能である。開発する事は簡単だが、どうやって元に戻すのか。そこまできちんとした責任を必ずとる保障はあるのか。かなり不安がある。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。
4	第1章	事業計画の概要		<p>*1年をかけて、敷地内を人間の手で除草すると言っていたが、本当にきちんと人の手を使って広すぎる土地をすべて除草できるのか。信憑性に欠ける。</p>	<p>本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、手作業及び除草機を利用して年間2～3回の除草作業を実施することを計画しております。一度の除草で516人工の作業を計画しており、地元企業のご協力のもと、実施していく考えです。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>*貴重な長野県の財産である山岳地帯にわざわざ太陽光パネルを設置する意味がわからない。茅野、諏訪の莫大な住民に対し、全く予測できない災害を引きおこすかもしれない恐ろしい開発をする事で多大なる恐怖心、不安感を抱かせてまで、自分たちの私欲の為だけに大規模開発を行なう意味がわからない。平坦な土地で、ふもとに人々が暮らしていない。人に迷惑をかけない場所というのは日本にいくらでもあると思うが、なぜ、このように、莫大な人数が下に住む場所を大勢の人々の怒りやうらみを買ってまで開発しようとするのか。人々や動物、自然を全て敵に回し、皆を不幸にする開発に断固反対する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 385

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰の八島湿原や踊場湿原といった高層湿原は、1万年以上の時間をかけて形成され、今日に至っている貴重な財産である。今回の大規模ソーラー建設予定地における自然環境も、同様に我が国の貴重な財産であり、一度壊してしまうと元に戻すことは不可能である。</p> <p>このような場所の貴重な森林を伐採し、ソーラー施設を設営することは、論ずるまでもなく、不適切だと考えます。</p> <p>今回の建設が、麓の米沢地区の湧水や河川の水質へ影響を及ぼす可能性がゼロだと証明できていないのが現状。一度壊してしまうと元に戻すことは不可能である。</p> <p>このような状況で、ソーラー施設を設営することは、論ずるまでもなく、不適切だと考えます。</p> <p>今回の建設が、下流地域の水害リスクを増加させる可能性がゼロであることが全く証明されていないのが現状。「安全は全てに優先」されなければならないことは、製造業や建設業などの民間企業においては当然のことである。</p> <p>このような現状でソーラー施設を設営することは、論ずるまでもなく不適切だと考えます。</p> <p>霧ヶ峰は、茅野市だけでなく、諏訪地域全体のシンボルである。大人から子供達にいたる地域の人々にとって「心の山」ともいうべき、地域の宝である。富士山の斜面にソーラー施設を造ってよし、とする日本人がいるだろうか？</p> <p>こうした神聖な場所にソーラー施設を設営することは、論ずるまでもなく、不適切だと考えます。</p> <p>太陽光発電が、これからの我が国にとって必須の事業であることは確かです。しかしながら、このような場所に敢えてソーラー施設を造る必要性が全く理解できない。経済的にも環境破壊リスク・災害リスクの面でも、より建設に適した場所はいくらでもあるはず。</p> <p>それを探し、地域と協調しながら事業活動を行うの</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 385

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が、企業努力というものであり、ソーラー事業者の社会的責務である。そして、こうしたリスクが「ゼロでは無い」と認識したら、待ったをかけ、適切に対処するのが行政の責務である。</p> <p>どうか、「地域の宝、自然環境を守りたい」「子ども達の安心安全を守りたい」という地域社会の切なる思いをくみ取っていただき、建設中止の英断をお願いいたします。</p>	

意見書 386

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然を大切にしましょう。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 387

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>200 平米の木を伐採してソーラーパネルを設置することで、自然への影響があるため反対します。</p> <p>源流から流れている浸透水への影響、それによる様々なリスクを考えると木を伐採することは、自然環境を破壊することへつながるので止めて下さい。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 388

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>私達の地区は、地下水を生活用の水として使っています。市からの水道がないので、水が、使えなくなれば、生活が出来ません。</p> <p>ずさんな計画は、止めて下さい。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 389

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今すぐに、大きな影響が無ければ、計画を実行しても良い事にはなりません。</p> <p>除草剤についても、人が長く体内に取り入れ続けていく、水質に、なにか害があるのであれば、計画は中止して下さい。</p> <p>子供達が大人になった時に、病気になっては、困ります。</p>	<p>本事業ではメンテナンスに除草剤を利用する計画はありません。</p>

意見書 390

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>車仲間と霧ヶ峰によくドライブに行きます。四季折々に変わる景色を車を入れて写真を撮っています。また、テレビのCMなどでもよくロケ地として使われています。その時にもし、ソーラーパネルが映ってしまったら霧ヶ峰を訪れる気がなくなってしまいます。絶対反対です。</p>	<p>本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>

意見書 391

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「真澄」というお酒があります。</p> <p>以前にサイパンに行った時にホテルにありました。日本を代表する銘柄なのです。</p> <p>このお酒に使われる水が、今までの水と変わってしまう可能性があるのなら、それは味にも、変化がでるので、その時の損害はどのように補償されるのですか？</p> <p>お酒が変わってしまうのは絶対困ります。</p>	<p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合 ・本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 392

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>茅野市民の飲用水の25%にあたる量の水源がこのソーラー事業の用地よりきているときいています。</p> <p>災害等で流れ出し、有害物質が含まれて人的被害が出た場合。(水俣病の様に)</p> <p>その損害賠償、また他の地区から水をひいてくる様になった時の費用まで含めて考えていますか？</p> <p>福島原発事故のように「想定外」という言葉は通用しません。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては法令に則った長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>また、万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合

意見書 393

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>大量の森林伐採は確実に土地の保水力を低下させます。森林土壌の表面は、落ち葉やそれらが腐ってできた。有機物の層またその下に砕けた岩石と有機物が混り合って作られた土の層があり、そこに水が蓄わえられると聞きました。木の根はその土壌を雨などで流されないようにしているのだとも…。</p> <p>伐採すれば当然落ち葉も無くなるし、根もいずれ腐ります。</p> <p>パネルの設置場所が豪雨などで崩壊し、周囲の木々を巻き込んで土石流となり、下流域に被害が出るのではないのでしょうか？</p> <p>私は以前住んでいた岡谷市湊5町内では、平成18年に土石流災害があり、7名の方が亡くなりました。亡くなられた方は、雨が心配で外で見回りにしていた方と、建物の1階で寝ていた方々です。土石流の発生時刻が午前4時過ぎだったこともあり、ほとんどの人は自宅で寝ていました。皆、泥だらけになって学校の体育館へ避難していたのを覚えています。</p> <p>6年程前に北大塩に家を建て、引っ越して来たのですが、妻は平屋建てで良いと思っていたのですが、2階建てにして、寝室は2階に作っていただきました。(私の意見で) 同じ建物でも2階にいた方は助かっていたからです。</p> <p>ちなみに、平成18年豪雨時、岡谷市の48時間雨量は約350mmだそうです。近年では温暖化の影響で、1時的な雨量は上がる一方です。茅野市でも500mm/48h以上の降雨があってもおかしくない状況です。</p> <p>災害が起こる可能性がある事業は反対させていただきます。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。</p>

意見書 394

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>建設予定地の面積が196.5haと広範囲で、ここは水源として保全してほしいです。</p> <p>事業者は「事業計画地より上流域を涵養域とするため影響は予測されない」とするが、樹木の伐採・抜根して影響がないとは思えない。</p> <p>諏訪市南沢水源の配水エリアでは、井戸水を汲み上げて上水道として使用しているうえ、酒蔵・五蔵では「霧ヶ峰伏流水」を、酒の醸造に使用しており質の面でも心配である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・なお、なるべく地形を変えないという目的から調整池、道路以外は抜根をしない予定です。

意見書 395

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は難しい事は、よくわかりません。</p> <p>川が沢山あって、水がきれいで、それが私たちの住んでいる所。</p> <p>小学生の時に孫の作文で、この川がいつまでも、きれいでいる為に僕たちは守って行きたいと書かれています。そんな所を大人たちがこわしてどうなるのでしょうか？ 調査がよく行なわれないのに影響はあるが極めて少ないなどと言うのではなく、全く影響がないと言うまで調査をして下さい。</p> <p>レッドリストに指定されている物を壊さないで下さい。</p> <p>住んでいる人たちがそれなら大丈夫と思うまで、納得いくまで調査して下さい。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 396

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		災害リスクの負担は必要ない。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 397

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	大清水を守ってほしい	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 398

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	霧ヶ峰地域については、諏訪市・茅野市にまたがる一大水源地域だと考えていますが、この地域に太陽光パネルを敷きつめる事、自体、人間にとって、もっともたいせつな水源の枯渇をまねく結果にはなりませんか。 地下水のボーリング調査を数十箇所した結果だとか、地質調査の文献で、問題ない様な説明はされていますが、私共が子供頃感じていた。清水、川の流は道路網の整備、特に霧ヶ峰線（ビーナスライン）によってここ40年の間に変わっています。むかしの米沢地区の大清水の水量はむかしにくらべたら大変少なくなっています。道	水象については、様々な既往資料により水文地質分布の状況を把握し、水収支・水質分析結果等の現地調査結果を踏まえて総合的に検討を行っています。その結果、例えば、大清水水源の影響については、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、安全を鑑み行っているところです。また、濁水については影響の想定される工事中は、多数の沈砂池を設置し、同時に土砂移動防止の措置を図りながら慎重に工事を実施する予定です。

意見書 398

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>路・ゴルフ場・その上、太陽光発電パネル設置と環境を変えて行くことは、次の代への重い負の遺産になる事は充分考えられる事です。福島県の原因事故もしかり、学者がテレビでくりかえし安全だと言っていました。が今はどうでしょうか。東京電力が倒産におこまれるくらい深刻な事態です。はたして、「Loop社」とは、どんな会社で何年持続可能な会社でしょうか。これを押し進める行政の長はあと何年この結果に責任を持ちつづけていけるのでしょうか。…まさしく「ありえない」…。です。長い歴史の中では、その場しのぎといわれてもしかたありません！</p> <p>提案：この土砂災害警戒区域がならなる霧ヶ峰地域を森林税又は諏訪地方のあらたな税の開発によって森林整備（保全林として整備し）・安全な治水・水の利用に寄与する霧ヶ峰整備に変えてい様提案します。</p> <p>一言：金子市長はもっと「はっきり」諏訪市民に「長」としての見解をのべて、住民が理解しやすくする義務がある。諏訪市役所の担当課の対応ですむ問題ではない。</p>	<p>事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水や水質の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 399

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見1. ツキノワグマの環境保全の必要性について 今、全国でクマ問題が深刻になっています。開発や植林で自然の山が無くなって行き場がなく、クマは度々人間の生活圏に出没しています。</p> <p>御社が開発しようとしている 200 ヘクタールの山林は、八ヶ岳個体群のクマにとって生きるための大事な場所です。準備書に書かれた「開発区域外周辺に生息環境である森林が広く分布する」と書くのは誤りです。周辺は観光地であり、高級別荘地、ゴルフ場と散々開発され</p>	<p>ツキノワグマは、その大きな身体を維持するために、餌となる植物（葉っぱ・木の実等）の生育や実りの状況に応じて様々な環境を必要とする動物であり、その行動圏面積はオスで平均約 100km²、メスで平均約 50km² にもなります。</p> <p>対象事業実施区域の広さは、クマの行動圏面積にすると数%であり、今回確認した個体も、霧ヶ峰周辺の広い範囲を生活圏としていると考えられます。</p> <p>また、霧ヶ峰周辺は元々ツキノワグマの生息数が少な</p>

意見書 399

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>尽くしています。クマは広い行動圏が必要な動物ですが、人間に見つかっただけで殺されてしまう現代社会です。つまり御社の開発用地で隠れる様に移動生活しているわけです。</p> <p>もし、メガソーラーが出来た場合、当然周辺に出没することになります。クマは本来臆病な性格の持ち主です。人間との軋轢を避ける上でも、広範囲の環境保全が必要です。そんな場所でのメガソーラー計画は中止して下さい。</p>	<p>い地域であり、調査でも、ニホンジカやイノシシ等と比べると、確認頻度は非常に低く、対象事業区域及びその周辺に生息している個体は数少ないものとみられます。</p> <p>上記のような理由から、ツキノワグマへの直接的な影響は少ないものと考えています。</p>
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見2. ヤマネの調査と環境保全の必要性について</p> <p>工事による直接的影響の記載に、「確認個体周辺は改変されないので影響はない」とありますが、用地内に入り込んでいる可能性が大きいと思います。ヤマネの冬眠時期10～4月は工事をしないで下さい。</p> <p>また、200ヘクタールで5箇所の樹洞にセンサーカメラを設置しただけでは不十分です。なぜヤマネの調査用巣箱を利用しないのでしょうか？再調査をするべきです。また、確認出来ていない開発用地内に生息しているヤマネに対しての環境保全区も設けるべきではないでしょうか。パネル設置場所を大幅に減らし、残置森林を帯状でなく、まとまった形の森林をそのまま残さなければ無意味です。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>
3	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見3. ハイタカの保全区域の不足について</p> <p>御社の開発用地内で、ハイタカの営巣木が見つかり、半径200mをハイタカの保全区域とするとありますが、ハイタカは広い範囲の森林を必要とする猛禽です。保全区域が狭すぎます。逆に言えば、開発地の200ヘクタールで1組のハイタカしか生存できないのです。今回の半径200mでは保全とは言えません。それにその周囲をパネルで覆うのですから、ハイタカは、そこから逃げるようになります。御社は、周囲に森林が広く分布するので影響が少ないと予測していますが、それも誤りです。ハイタカに限ったことではありませんが、どの鳥、どの動</p>	<p>対象事業実施区域内での営巣が確認されたハイタカにつきましては、対象事業実施区域内だけでなく、対象事業実施区域外も利用していることを調査により確認しております。また、対象事業実施区域内におきましても、営巣地や湿地環境を中心とした保全区域や残置森林により可能な限りハイタカが利用できる環境を残すよう配慮しております。</p> <p>ハイタカなどの猛禽類の生息につきましては、工事中から供用後の一定期間まで継続して生息状況の調査を行い、可能な限り配慮して参ります。</p>

意見書 399

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				物も、生活圏を奪われれば、生死をかけた深刻な問題となります。人間と同じです。 残された自然を守るのが、今の人間の役割だと信じています。どうか今回の計画を見直して下さい。	

意見書 400

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		○巨大すぎるものは、何が起こるか分からない かつて「スモールイズビューティフル」という本がありました。人間にとってあまり大きすぎるものは、何が起こるか分かりません。 身の丈に合ったサイズというものがあるように思います。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第1章	事業計画の概要		○取りこわし費用は積立方式 倒産しても大丈夫なように積み立てるといわれていますが、十分積み立て出来ずに倒産したらどうなるか心配です。	・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。

意見書 401

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		森林を伐採しての、自然エネルギー開発は本末転倒！！ 牧草地を昭和24年頃からの植樹で今は森林の姿となっています。せっかくよみがえった森林です。森林としての利用、活用が本来のあるべき姿ではないでしょう	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 401

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>か。</p> <p>諏訪にとって、製造業と観光業は大きな柱です。自然は観光資源の大切な一大要素。それを破壊してしまつては風光明媚な地域のイメージを損ねてしまいます。</p> <p>「影響はあるがわずかである」と言ったコメントが多いのですが、100%大丈夫と言われた原子力発電所の例にもある通り想定外と言われて終わりになったとき、誰が責任を取れるのでしょうか？</p>	

意見書 402

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>当社は、日本酒醸造において、霧ヶ峰の伏流水を使用しています。長年使ってきた井戸水に影響が出ない可能性が0%でない限り水質が変わってしまいます。</p> <p>地下水の調査で、科学が未成熟である以上、調査が難しい地下水の流れなどは、目に見えない場所は容易に信ずる訳にはいきません。</p> <p>日本のエネルギー自給率を高めることだけを考え、環境保全ができない状況では開発に反対です。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>

意見書 403

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>山の管理には相応の費用が必要です。環境保全を訴えているだけでは、その費用を賄うことができません。結局、山を荒れさせることになるのではないのでしょうか。山の管理をするために何らかの開発が必要なのであれば、環境負荷の少ない太陽光発電事業は合理的な選択だと思います。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画</p>

意見書 403					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				います。ましてや、事業予定地は以前は牧草地として利用されていたので、木の伐採が環境に与える負荷は限定されるのではないかと思います。もちろん、事業者には、山の管理をしっかりとやっていただくことを求めます。	地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 404					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		①なぜ、わざわざ自然破壊をして、ソーラーを建てるのですか？ それも山の上に…。 大清水は昔から地元の方や観光客にも、愛されて来ました。 その水にも、もしも少しでも何らかの変化が生じるなら計画を白紙にして欲しいです。 100%、何も変わらないという証明をしてください。変わってしまったからでは、遅いのです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
2	第1章	事業計画の概要		②Loopさんは、なぜ、ソーラー事業を始めたのですか？ 自然エネルギー（ソーラー）を広めようとする企業が、自然を壊す事をしているなんて本末転倒です。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 405					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私達の住む信州諏訪地方は、風光明媚、山紫水明、東洋のスイスと銘打って精密工業観光産業を営んで参りました。 ここに来て、私達の水源である霧ヶ峰の中腹から麓にかけて太陽光ソーラーパネル約 31 万枚の設置開発が強行されようとしております。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・景観については、環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、

意見書 405

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>該当業者、Loop は、伏流水の流れのボーリング調査もせず、企業に都合の良いようにインフォメーションしております。</p> <p>南沢の水源を飲用しておる市民（角間町、北沢南沢桑原など）にとっては、大変な事です。また、同じ水源を使っている酒蔵にとっては、1 滴でも有毒物質が確認されれば死活問題です。</p> <p>森林 73000 本を伐採することは、5 ケ年もすれば根腐れを起こしそこに直径何 m かの空洞ができると聞きます。土砂災害は大丈夫でしょうか、調整池の水が汚泥と一緒に鉄砲水となり里を襲う事になりませんか？</p> <p>また設置に於ける支柱からの亜鉛浸透は数十年の長きに渡り子孫の口へ届いてしまうのでしょうか？</p> <p>諏訪の酒蔵も同様の事です。心配や不安が起っております。</p> <p>「景観や生態系に配慮する」とありますが、パネルや調整池の設置により、今まで育てて来た生態系が崩れるのは必須です。</p> <p>観光面も重視する、諏訪にして、諏訪湖サービスエリア、インターチェンジ四賀～霧ヶ峰線の道中、パネルの輝きが見える事に違和感があります。霧ヶ峰農場の辺りは最悪でしょう。西日の照り返しと気温上昇に悩まされるのではないですか？ 高原野菜は大丈夫でしょうか？</p> <p>自然を破壊した観光地になんの魅力もなければ、集客力もありません。</p> <p>牧野組合他地権者は県の森林助成金や企業のボランティアを使って、整備し、山の遊び学習の場にしたり、若い人の農業法人などを活用し、山を蘇らせるべきです。安全で安心なふる里を残してゆくべきです。</p> <p>先祖から続く大事な土地が、一企業に渡ってしまったら…北海道では、設置時の企業は解散し、今は、中国資</p>	<p>より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p> <p>・パネル設置に利用する架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p>

意見書 405

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>産の企業に買い取られたとか…。水源上部を取られてしまったら。</p> <p>諏訪にとっては一大事です。</p> <p>諏訪には「霧の子孫たち」の教えがあります。</p> <p>守らなければ、いけないものは、自分達の手で守りましょう</p> <p>立木トラスト、など方法を見つけて。</p> <p>どうぞ、Loop さんには、今回の事業から撤退されますよう要望致します。</p>	

意見書 406

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>環境に対する致命的な影響はなさそうである。太陽光発電所・再生エネルギー普及は日本全体にとって大切なことである。有意義な事業であるので、地元と共存して取り組んでもらいたい。</p>	<p>本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力をしていきます。</p>

意見書 407

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）の計画中止を求めます。ソーラーパネルを建てるために、膨大な森林樹木の伐採が行われることを望みません。森林破壊の上に成り立つ自然エネルギー開発を我々の選択肢にはしてはなりません。</p> <p>森林を切り開いた数十年後、森林・地質構造・地下水への影響はどれほどのものになるのですか？ 準備書において『影響はあるがわずかである』とのことですが、少しでも影響があるならば計画を中止してください。こ</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 407

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の計画がもたらす長期的な自然への影響は計り知れず、私たちにはその責任をとることはできません。</p> <p>地域の人々が長年かけて守り、育ててきた美しい森林を一瞬にして失わせてしまう計画を中止してください。我々の子供たちにきれいな水と空気をとどける美しい森林を守ってください。</p>	

意見書 408

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>水質の件：現在の水質、水量が将来にわたって確保されなければならない。</p> <p>これに対して当事業は十分な調査が行なわれているとは思えない。又、たとえ調査が行なわれたとしても、それが本当に将来にわたる水質を保証するものかどうか、多方面にわたって議論を尽くさなくてはならない。現時点で、工事領域から元町の酒蔵への水系が関連ありとの研究が提出されている以上、計画は中止すべきである。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
2	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>景観の件：事業者の目から見れば、何もない。活用されていないただの地に見えるのだろう。</p> <p>しかし、この土地で生まれ育った者からすると、“何もない”事が大事である。人工物が無い、“何もない”地が、元々の霧ヶ峰の姿である。</p> <p>この“何もない”状態のまま、未来世代に、自然豊かな霧ヶ峰を渡してゆく事が、自然破壊を「開発」の名の元に行ってきた我々世代の使命でないかと考える。新田次郎著「霧の子孫たち」を一読されたい。</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。できる限り、自然環境を保全しながらの事業実施を目指しておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。</p>

意見書 409

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「太陽光をうばわれた土は死ぬ！」 かつて諏訪の山々がハゲ山になったことがある。戦時中、山の資源をすべて使いはたしてしまったからだ。 先月、Loop の社員さんが「それでも水は出てたんだから大丈夫ですよ」と言った。「ビーナスラインを通す時も、もめたようですが、開発された今、現在も水は出ますよ」とも言った。しかし、今回の事業はそれらとは大きく違う。木を伐採し、パネルでふたをし、太陽光をさえぎってしまうのだ。これは致命的である。 「生きている土」は、太陽光、空気、水、腐植が必要なのだ。生きている土は、たくさんの土だんごからできている。だから太陽光をうばわれると土だんごができない。「土は死ぬ！」死んだ土はかたくなり、水を通さない。涵養できない。そして湧水の水は枯れてしまう。 添付した文章を読んでください。今、日本でおきていること… 「土は死ぬ、水は枯れ、人が生活できない」そんな事業を絶対おこなってはならない そんな恐ろしいことを進めるための会社なのですか？ 今ならまだ止められるとやかえしがつく。 知恵を絞って考え直して下さい。 霧ヶ峰は、メガソーラーをつくる場所ではない！ ことを冷静に判断してみてください。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 410

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電をはじめとする自然エネルギーは、今後の社会の発展のために不可欠なものと考えています。また、その必要性、重要性は今後ますます認知されていく</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していく</p>

意見書 410

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ことと思います。私たちの故郷は自然に恵まれ、我々はその恵みを楽しんできました。今度はその自然のエネルギーを電気に変換し、皆の生活に還元することになります。そのように自然エネルギーの普及に率先して取り組むことは、地元の人間や、子供たちにとって将来自分が育った土地に誇りを持つことになるのではないかと思います。</p>	<p>ことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元へ安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 411

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>子どもたちの未来が少しでも安全な世界になってほしいです。脱原発は「安全な世界」の一つであると考えておりますので、今回の太陽光発電所設置は賛成です。発電所の稼働時、異常や侵入者を監視するシステムは整っておりますでしょうか？無人なのであれば、子どもたちや侵入者が簡単に入れないようにして下さい。事件事故がなく、かつ自然エネルギーの有効利用が出来るような発電所を期待しております。</p>	<p>調整池に水位計、監視カメラ、雨量計を設置し、定期的に確認を行います。雨量計や水位計の値から豪雨災害の予兆を見出した場合は、速やかに関係市役所防災対策課にご連絡いたします。検知情報をどのように県及び市にご協力を頂きながら協議していきたいと考えます。</p>

意見書 412

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー計画は、人、自然の環境保全が悪化するので反対します。</p> <p>やめてください。</p> <p>山林の伐採、パネルの設置を広く行う事は必ず影響が</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 412					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>出ます。計画につごうの良い調査を並べてもそのとおりにはありません。</p> <p>ループ社の利益はどこから出るのでしょうか。私達消費者からの電力料金に上乗せてしてることもおかしな話です。地元のリスクをかえり見ないやり方は福島原発のし方と同じです。ループ社の屋根にパネルを並べる程度にしてください。</p>	

意見書 413					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ループ社の諏訪市四賀ソーラー事業に反対です。やめて下さい。</p> <p>地元住民、電力消費者にとって、いやな事が多く、工事の影響は長期に続きます。</p> <p>自社の利益優先のやり方は賛成しかねます。</p> <p>工事をしない事が、最善です。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 414					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>霧ヶ峰付近のメガソーラー計画について</p> <p>諏訪市四賀メガソーラー建設について下流地域の住民として反対します。</p> <p>最近ソーラー建設に対する 反対意見等が多くなっています。地元の市議員や自治体の区長等での会合などで反対する声が日を迫うごとに増えています。</p> <p>私はソーラー建設に於ける技術的なことは判りませんが、茅野市民の反対署名が 12,000 筆以上集まったと云われています。(全体では 50,000 筆とも云われている)</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 414

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>最近の大雨等による建設地の土砂災害防止のための地質調査（ボーリング等）のあり方や、生活に必要な地域上水道の水源となっている大清水湧水についても、枯渇や汚染の問題等の調査が、まだ不十分といったことも聞いております。</p> <p>「絶対に大丈夫」という言葉は最近の社会情勢や災害情勢を見ても信用できないことは判ると思います。</p> <p>大手企業の一時的な利益優先のための自然破壊的なあり方ではソーラー建設周辺の住民の理解はとてむずかしいと思われます。</p> <p>十五社附近にある大清水湧水をおいしく飲んでいる私はこのメガソーラー建設計画には反対致します。</p>	

意見書 415

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1 対象となる準備書の名称 諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書</p> <p>2 環境の保全の見地からの意見 本事業予定地そのものについては大規模な地形改変はないものの、大規模な森林伐採による水収支や水循環の面での現状変更ととらえるべきであり、この視点での現地調査及び影響評価が不十分です。</p> <p>また当準備書の水象に関する評価の中で、地下水の流動経路について、同じ地質図に依拠していると思われるものの、地質の専門家による評価と貴社の評価が異なっています。貴社の「影響はない」あるいは「少ない」との評価がどのような論拠によるものか、また、地質の専門家による評価をどのように論破しているのか明示されたい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>影響予測については、事業計画地内の広い範囲で森林伐採を行いパネル設置を行うことから、表面流出の条件（流出係数）に現状から変化することを考慮し、これらの状況変化を踏まえて表面流出量、河川流量、地下水浸透量の変化について検討しています。</p> <p>なお、今回の環境影響評価における環境調査は、法令</p>

意見書 415

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>さらに、一部新聞報道によると、貴職は現地調査の実施について「調査自体が環境破壊」と発言されたとされますが、環境影響評価のための調査が適切な手法で行われることは環境影響評価の根幹であり、その理由をもって現地調査を回避することは認められません。</p> <p>以上の理由により、本事業の実施による環境影響評価について、現時点では不十分であり、より適切な調査の実施を求めます。</p>	<p>に基づき、かつ一定の技術水準で適切に実施していると考えています。また、長野県環境影響評価技術委員会のご審査や知事の意見に準拠し、かつ住民の皆様の意見をお聞きしながら、調査内容を充実しながら調査予測評価を行ってまいりました。</p>

意見書 416

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>太陽光発電施設の面積は、約 197ha と聞いています。横河水系の約 30%を占める面積となり、河川への影響も叫ばれています。</p> <p>諏訪湖への負荷を考えると、6 市町村に留まらず下流となる伊那地域など、影響を及ぼすであろう地域への説明も必要では無いのでしょうか。</p> <p>除草剤を使用しないと言っていますが、今後継続して運用を図るとなるとパネル表面に影を落とさ無い様、除草し続けるのには多大な人件費を必要とするかもしれません。</p> <p>その様な場面においても除草剤を使用しないと言い切れるのでしょうか。</p> <p>試算として除草費用を算出し、採算に見合う事業であるか収支の予定を数値化し教えて頂きたいと思えます。</p> <p>地質や地下水の専門の研究者は湧き水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と公演・報告がされています。</p> <p>地元説明会では「全く影響がない」と説明され、大清水や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が行わ</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその 90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や長野県環境影響評価技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいたませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っております。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>メンテナンス計画においての数値は非公開とさせていただきますが、具体的手法は準備書 P1-46 に記載して</p>

意見書 416

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>れていないのに「影響はあるが極めて小さい」としています。御社の考える影響を与えるであろうと思われる事項とそれに対する影響度の公表をお願いします。</p> <p>送電設備の設置も必要になると思われますが、どのようなルートで敷かれるのでしょうか。その際に必要になる地元説明もされたのでしょうか？</p> <p>改めて、今回の敷設で必要になる全ての設備がどのように設置され、それらが自然に与える影響、住民の生活に与える影響など説明を求めます。</p>	<p>おります。除草剤を用いる予定はありません。送電設備については準備書 P1-18 に記載しております。</p>

意見書 417

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>あれだけ広範囲の森林を伐採、造成し、地質調査も不十分なまま工事を進め、この先、仮に災害が発生した際に、絶対に Loop の事業の影響は無いと言えるでしょうか？ Loop の社長はもし自宅の河川や飲み水の源に大規模な今回のような事業が行なわれるとしたら、賛成できるのですか？ この先、何十年も下流の住民を不安にさせ続ける事業を強行する様な会社に幸せはありません。中止して下さい。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 418

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としてはいますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 419

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	ソーラーパネルの景観がキレイなので反対です。	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。

意見書 420

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ぼくたちのちきゅうきりがみねだから、やめてください。 ぜったいです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 421

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		人はひとりでは生きられません 私も娘、母、嫁など役割を担っています。 中村創一郎さんは今、自然の生命地域に暮らす人々の生命、地球の生命を担っています。その責任の重さを是非もう一度	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 422

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		男として家族のため、地域社会のため仕事をしています。 だからこそ、そのことが自分のやっているそのことが大切だと思います。 やめることの大切さ考えて下さい。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 423

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ぼくはこの春社会人になりました。いち社会人としてやめる勇気を持って下さい。それがぼくの貴方創一郎さんが生きる希望です	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 424

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私の心のふるさと霧ヶ峰。 ずっと関わって、人生そのものです。 やめて頂きたいです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 425

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然災害が増えてきている中、今回の計画で災害の可能性があるとわかっているまま進めるのはいいのでしょうか？</p> <p>また水への影響も懸念され、亜鉛の溶出も心配されているのに、人的被害などの調査をしていただけてるのでしょうか。</p> <p>安全性をしっかりと提示していただければ住民は納得しないと思います。</p> <p>水質の変化により少なからず諏訪五蔵にも影響があると思います。</p> <p>観光業にとっても大きなマイナスになり、諏訪市の住民や働く者に何かいいことがあるのでしょうか。</p> <p>不安要素が多いままではこの計画に賛成することはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動や、弊社 Loopoop でんきの特別価格提供など、地域と共生可能な様々な地域貢献を検討しております。 ・パネル設置に利用する架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。

意見書 426

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後万が一事業者が破産した時のパネル、支柱等の処理、費用、放置されれば、土地所有者又一般市民にまで負担が来ると思う。</p> <p>又パネルからの雨水一気に流れ、水害が懸念されます。開発した自然は100年先でも戻ることはないと思います。</p> <p>自然豊かな霧ヶ峰全体の自然環境を守ろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。撤去費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 427

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電所は原子力発電所・火力発電所・水力発電所に比較して、開発・設置時とその後の運転時における環境への影響がもっとも少ない発電所だと思います。資源を使わず大規模発電していくことは、環境を破壊せず、長い眼でみて、子孫のため、社会のためになると思います。開発・設置時の造成等による環境への影響をしっかりと調査し、確認して問題が無ければ、大賛成です。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 428

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラー自体に反対なのではなく、「自然や環境破壊、災害の危険のある場所に建設する」ことが問題です。</p> <p>生活を脅かすような計画は絶対反対です。</p> <p>伐採され抜根されないでいる木がどうなるのか、私の体験を報告します。</p> <p>我が家の物置小屋解体の際、毎年たくさんの実をつけていた柿の木を惜しみながらも伐採しました。</p> <p>高さ 30cm 位の切り株になり、その上にちょっとした</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。ボーリング調査については、長野県環境影響評価の手順である技術委員会での審査において検討している段階です。 下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動や、弊社 Looop でんきの特別価格提供など、地域と共生

意見書 428

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>植木鉢など置いてあったのですが、ある日突然切り株もろとも陥没し、大変驚きました。切り株は足で踏んでみると、モロモロと崩れ、深さ 20～30cm、直径 50cm 位の穴ができました。</p> <p>6～7年でこんなことが起こったので、パネル設置場所の抜根をしないと聞き当初から不安を感じていました。この度、林業にたずさわる方や森林災害の研究者から「伐採した木の根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて、このような現象が起こる」との話を聞き納得と同時に不安が強まりました。</p> <p>◎広大な土地のたくさんの木を伐採した場合、表層、斜面の崩壊が起こる危険があります。豪雨や大地震は、その危険を加速させることにもなると思います。この点についての検証を充分に行なっていただきたいと思います。</p> <p>メガソーラー建設による様々な危険性に我々住民は心を痛めています。建設に反対します。</p> <p>地下水の問題</p> <p>説明会で。大清水湧水、地下水には「全く影響がない」と言われていたのが、次には「影響は小さい」になり、どの程度の調査でおこなっているのか、疑問がぬぐえません。</p> <p>◎ボーリング調査をきちんとした上で報告説明をしていただきたいと思います。</p> <p>◎影響が小さくても、今後どう変化するのかがわかりません。建設、稼働されてからでは、取り返しがつきません。施行前に充分納得できる調査と対処法を示して下さい。</p> <p>災害の問題</p> <p>“想定外”の自然災害が当たり前のようになっている。近年、霧ヶ峰の広大な森林を伐採して、ソーラー施設を作るということ自体、最初から大変な問題と無理があると思います。</p>	<p>可能な様々な地域貢献を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。 万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、地震保険の加入を検討しております。 電気主任技術者が事業地もしくは事業地から 2 時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。 本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 428

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>地震や豪雨に耐えられるという保障は本当にあるのでしょうか？ 下流域の住民は守られるのでしょうか？「想定外の…でした」で済まされたのではたまったものではありません。</p> <p>36年前の台風の災害（まさに調整池を川の真中に作ると言われている横河川の氾濫）の恐ろしさを今でも思い出します。</p> <p>◎パネル倒壊、調整池氾濫等の想定外の災害時の対処方を検討し示して下さい。</p> <p>（どのような管理をするのかも具体的に）</p> <p>20年後の原状復帰や万が一事業者が破産した場合の具体的な方策に無理があり、納得できません。</p> <p>放置されたままになり、環境悪化する恐れがあります。</p> <p>パネル、調整池、etc 建設に伴って、壊された自然を元に戻すことなど不可能に思えます。</p> <p>◎評価書ではっきりと方策を示して下さい。</p> <p>◎Loop では諏訪市への税収予想は、初年度 1.4 億円 17 年間の合計では約 9 億円が見込まれる（お知らせ Vol.5）としていますが、茅野市住民にとっては、何の恩恵もないのは、もちろん不安ばかりの計画です。</p> <p>準備書と直接関係ないかも知れませんが、万が一の場合の保障とか、下流域住民及びその地への何らかの還元などは考えているのでしょうか？</p>	

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop 社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に</p>

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。デー</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけ</p>

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>タとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>㊦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？それがどのように続きますか？(何時から何時？何年間？)基準値を超えることは無いのですか？ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>㊧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>する事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>㊩工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力させていただきたいと考えてお</p>

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					ります。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。</p>
7	第1章	事業計画の概要		<p>㊦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>㊦野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える</p>

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ださい。	事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。</p> <p>人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や 動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた 山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。 このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実 際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになってい るようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木 を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネ ルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパ ネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番 よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してくださ い。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の 間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討し ています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場 地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ち る秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは 計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反 射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画 をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、 確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設 備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのま ま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置 し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画を</p>

意見書 429

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>しています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 430

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大反対します。</p> <p>環境破壊してまで、太陽光発電を設置する意味がどこにあるのでしょうか。</p> <p>私たちの生活は豊かな水、清々しい空気、緑の山々で成り立っているのです。</p> <p>そこに30万枚ものソーラーパネルは必要ありません。</p> <p>景観の変化についても御社の回答は「景観の変化は小さい」とあるが、霧ヶ峰の景観は機械的に変化してはいけないのです。「変化は小さい」この様な回答に納得しません。</p> <p>『自然エネルギーをあなたのそばに —未来の子供たちにできることは何か?—』</p> <p>自然エネルギーは山を森を、水を、私たちの生活を破壊することではありません。</p> <p>山を管理していた方々が高齢化を理由に維持できにくい状況なら、未来の子供のためときれい事をいうのであれば御社が、中村さんあなたが山をこの様な形ではな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 ・景観については、環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。 ・環境保全と両立した再生可能エネルギーの導入を推進するべく、環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、地元の方からもご理解・ご納得いただけるような事業となるよう努力していきます。

意見書 430

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				く、自然を管理し、あなたの子供のために緑をもっと増や し、鳥や動物の声を聞かせてあげてはいかがなもので しょうか。 ソーラーパネル事業撤退していただくこと希望しま す 諏訪市四賀ソーラー事業、大反対です	

意見書 431

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		①除草剤は使用しないと聞いたが、本当か？ 使用し ないという検証がなされるのか？ 防虫剤についても、どのように対応するのか？ 農薬 や除草剤が使用されると農作物への影響が心配だ。	太陽光パネルの洗浄において、溶剤、研磨剤及び洗剤 は使用せず、純水（現場生成）と精密洗浄ブラシによる 機械式洗浄を行います。 また農薬、除草剤は使用する予定はありません。
2	第1章	事業計画の概要		②草刈りは具体的には、どのように行なうのか？ ソ ーラー下部の狭い場所、伐採した切り株が点在する場所 の草刈りは容易ではなく、時間がかかり危険も伴う。 委託会社への対応方法を具体的に示してもらいたい。	草刈りの具体的処理方法は準備書P1-46に記載してお り、詳細については策定中です。
3	第1章	事業計画の概要		③刈り払った草の処理方法を明確にしてもらいたい。 乾燥による火災、放置による腐敗などの危険がないよう 検討してもらいたい。 実際に作業したことのない人の試算、また広すぎる 土地の草刈りの経験のない人の想像だけでは、解決でき ない問題だと思うので、是非もう一度しっかり検討して もらいたい。 特に除草剤、農薬（防虫剤など）使用しないことは、 こちらは信じるしかない状態だが、今までの Loop のや り方を見聞きしていると、全面的には信用できず不安に なるばかりだ。	草刈りの具体的処理方法は準備書P1-46に記載してお り、詳細については策定中です。

意見書 432

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>茅野市にも、諏訪市にも、影響は小さいとしています が、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には、ぜったい反対です。はかいした環境は元に戻らないからです。水質変化などあったら、どうするのですか？</p> <p>私たち、孫の世代までも、この自然を残して欲しいです。開発には、絶対、反対です。</p> <p>毎日、不安を持って、生活したくはありません。</p> <p>工事で、出た、土を鉄平石採掘所へはこんでも底は岩板です。いっぱいになった時には雨などでゆるみ、上に流れ出して、災害になります。やめて下さい。</p> <p>森林代採とパネル設置によって、樹木、下草、土壌などの水分で温度が下げられていたのに、涼しい、霧ヶ峰の温度の上昇があると思います。大雨になった時など横ヶ川に流れこみ、大きな災害になると思います</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 433

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>近年、想定外と言われる地振や集中豪雨が多発している中で、工事による災害、環境破壊が0.1%の可能性でも増す事があっては困ります。</p> <p>全ての工事工程中に地振や大雨が発生した場合、振度いくつ、雨量は1時間に何mm迄を相違し、工事を進める計画なのか？ 又、その時に下流域に影響を及ぼさない対策、対応、工法等は確立されているのか非常に不安です。確立されているのであれば、それらを詳らかに公表して安心を与えて欲しい。</p> <p>安心を得られなければ、諏訪市四賀ソーラー事業着手に反対です。螢飛び交う北大塩地区の環境を後世迄残したいと考えます。</p>	<p>工事の進め方については安全に配慮して行う計画とします。</p> <p>具体的には工事着手前に改めてご説明することを検討しております。</p>

意見書 434

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>隣接地の産廃埋設地に何が埋めてあるのかわからない状況で、発電建設の話が進む事は納得できません。</p> <p>何より地元で水を使い、水で暮らしている人たちはたくさんいます。すべての人々が、納得できるようにして下さい。</p>	<p>霧ヶ峰農場に隣接した産業廃棄物埋設地は、C調整池から200m程度以上離れた尾根を挟んだ場所に位置するため、事業により埋設地への影響は想定できません。なお、漏出等がないか県による水質調査が定期的に行われており、問題のある結果は出ておりません。本事業の現地調査の中でも、県と同様の調査を確認のため実施しましたが、現状で産業廃棄物埋設地から下流へ汚染物質が漏出していないと考えられる結果でした。</p>

意見書 435

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>予定されている太陽光発電施設は約200haもあり、開発する面積の大きさ、またその場所により、諏訪市、茅野市へのさまざまな影響が将来に渡って考えられます。</p> <p>地下水また水脈への影響、森林伐採による動植物への影響、土地開発により近年の気象条件からくる悪影響など、また何十年後かに、開発地域以外の場所へ影響を及ぼす可能性が大だと思います。</p> <p>面積、その場所（霧ヶ峰）への計画は大反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 436

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>※土の研究者、藤井一至【ふじいかずみち】（←国立研究開発法人森林研究 整備機構森林総合研究所 主任研究員）さんによる調査を依頼します。</p> <p>今回の調査では、土に対する認識・調査が手うすです。山からもたらされる河川水のカルシウムやケイ素の量の変化・予測等。メガソーラーができることによつての、</p>	<p>環境アセスメント調査については、長野県の条例に従い手続きを進めさせていただき、方法書提出の際にも長野県環境影響評価技術委員会等で協議をいただきながら進めてまいりました。調査についてもご指摘の通り、継続した調査が必要であり、可能な調査については現在も継続して実施しているところです。関係する地域の</p>

意見書 436

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				土の風化速度の予測などを、水田への養分供給を見積る応用研究のできる藤井さんをお願いします。 専門家の意見を聞かないと安心できません。	方々とは今後も対話を続けさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 437

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>「緑化について」 今回の計画地は、国定公園に近いから地元の「樹種」との考えだけでなく、地元 DNA まで考えなければならない。</p> <p>たとえば、日本海側の雪の多い地方のブナと、太平洋側の雪の少ない地方のブナでは、種の皮の厚さがまるで違っている。日本海側は、寒さに耐えるため厚く、太平洋側では、速やかに発芽できるように薄くなっている。そういう違いを無視して太平洋側のブナを、日本海側の地に移植したら、どうなるか、植えられた木自体は、健康に育ってくれるかもしれない。しかし、その木が花をつけ、周囲に花粉をまきちらし始めると、不都合が起り始める。皮の薄い遺伝子が劣性なら問題は少ないのだけれど、そうでない場合、この花粉がついた種から育ったブナの実の皮が薄いものになってしまう危険性が生じるのだ。当然、雪の冷たさに耐えられず枯れていってしまう。つまり、次の次の世代のブナに大きなダメージが出るリスクが否定できないのである。</p> <p>◎次の次の世代まで考えた地元の樹種、DNA をもったものを用意しなくてはならない。</p> <p>しかも、土砂流など危険性が発した場合、環境省の「自然公園における法面緑化指針」による、「表土利用工」「地域性種苗利用工」を用いると準備書にありました。</p> <p>そこで質問です。環境省では、施工対象地では、土が</p>	<p>緑化については、工事用道路の施工に伴う法面（切土、盛土）において実施します。緑化方法については、基本的には「自然侵入促進工」により施工を行い、湿地や河川に隣接する場所や急斜面地などの早期の緑化が求められる場所について「表土利用工」により施工を考えております。特に草本類による緑化を目標としており、樹木による緑化は考えておりません。</p> <p>自然侵入促進工については、緑化までに時間を要することから、降雨による法面の土砂流失を防止するための措置を行います。</p> <p>また、外来種対策については、工事車両のタイヤの洗浄のほか、定期的な抜き取りを行う予定です。</p>

意見書 437

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>劣化しているので、活着をうながすため、種ではなく、生育しうるサイズまでの苗にしなくてはならないと、解説しています。</p> <p>地元の DNA 樹種をどこのほ場で、育てるのですか？</p> <p>また、災害（樹が大きく成長するのをまっていられない）、会社破綻（土地を元に戻さなければならない）はいつおこるかかわからないので常に活着できる苗を用意してはなりません。7 万本伐採する予定なので、およそ何万本の苗を用意するつもりなのでしょう？</p> <p>また、この事業により、あきらかに土が劣化し、樹木の活着が悪くなります。どこで、すぐに補強できるような土壌を常に用意しておくのでしょうか？ また量は？</p> <p>◎また、環境省では外来種の侵入に細心の注意を払うようこまかく指示されています。</p> <p>工事車はもちろんチェックするシステムでしょうが、緊急時の救急車、パトカーなどにはどのように対応するのでしょうか？</p> <p>ほ場や地元樹種 DNA の苗が、きちんと準備できるまでは、決して伐採してはならないと思います。</p> <p>もし、準備できないと判断するなら、この事業を中止すべきです。</p>	
2	第 4 章	第 13 節 触れ合い活動の場	4-13-11	<p>「触れ合い活動の場」の調査について、</p> <p>◎ただのポイント地点として資料がそのまま載せられていたのがとても残念です。北大塩の地は、縄文時代（黒耀石）平安時代（馬）江戸時代（鷹）明治時代（養蚕）大正・昭和（りんどう県花市花の発祥の地）平成（米沢米）と、常に中央とつながりをもつ産業、歴史のある土地柄なのです。そして、多くの恵みを山からいただいた DNA が流れているのです。</p> <p>なので、単なる“場”ではなく、そこにらす人々の思いの深さまでも調査していただきたかったです。</p> <p>そのことはこれからの貴社の発展するか否かに大き</p>	<p>ご意見として賜りました。事業地内の変遷は把握しましたが、周辺地域における土地利用や産業の歴史は把握しておりません。現況の土地利用及び産業については把握しています。</p>

意見書 437

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>く関わると思います。大きくなる会社は、人の心を動かせる、それは、必ずしも“お金”だけではないのです。</p> <p>◎中村社長さん、お子さんをぜひ、こちらに1年間山村留学させてみて下さい。山、川、水、風、香……米沢にある諸々の体験をしてみれば、ここに住む人々が何を感じ、何を求めているのか、わかるかと思えます。</p> <p>「貢献したい」とおっしゃる言葉が本物ならば、ぜひ社長さんご自身が現地におもむいて感じてみて下さい。山の朝5時ころ昼1時ころ夕方6時ころ、夜9時ころ全ての時間帯を感じてみて下さい。</p> <p>人の力だけではなく、自然の山のもっている大いなる力を感じてみれば、「貢献する」ことの答えがみつかるかと思えます。</p> <p>◎「人の心への影響」できたらプラスで前向き、明るい影響を与えてくれるような会社になっていただきたいです。人々の心のさげびをふみつぶすことのないようお願いいたします。</p>	
3	第1章	事業計画の概要		<p>「信頼をとりもどす為に」</p> <p>以前、Loop社の皆さんは、「環境アセスになる前に早く事業をすすめましょう」という署名を集めましたね。今回も、40円が18円になる前に早く工事着工を！とといった文章を配布されました。</p> <p>すっかり信用を失ってしまいました。</p> <p>ぜひ、信頼をとりもどす為に、次の方々の講演会を来年2月までに企画して下さい。</p> <p>山田健【たけし】様 「サントリー天然水の森」 富山和子【とみやまかずこ】様 評論家、立正大学名誉教授 日本福祉大学客員教授 藤井一至【かずみち】様 国立研究開発法人森林研究整備機構森林総合研究所研究員 題名「霧ヶ峰にメガソーラーは必要か否か？」 —100年後の霧ヶ峰草原にむけて今すべきこと—</p>	ご意見として賜りました。

意見書 438

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境は守らなければ、子ども達やその次の代に負の遺産となりうると思います。少しでも不安のある事業であれば、やめるべきと考えます。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 439

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>専門的な知識を持つ者ではないけれど、ひとりの市民として意見を述べさせていただきます。</p> <p>司法の原則に、冤罪を防ぐため、「疑わしきは罰せず」の原則があります。一方、人と環境の保護のための基本理念として、「疑わしきは回避せよ」という原則があります。これは「予防原則」と言われます。この立場から、四賀ソーラー事業（仮称）に私も反対します。「疑わしきは全て禁止」といった極論はあってはならないけれど、今回の事業計画は、多くの市民や住民の間に疑問が残り、また理解が深まっていません。一旦白紙に戻して下さい。</p> <p>私事ですが、私は街道歩きが好きです。更科紀行は、松尾芭蕉が姨捨の月を見るために、険しい山坂の多い道を旅した紀行文です。この旅のなかの難所の一つが、善光寺街道の立峠です。かつては登り口に茶屋があり、旅人はそこの「うつつの清水」で喉をうるおし峠に発ちました。現在、この泉は長野自動車道の掘削で涸れ果て、近くにコンクリートの小さなダムが代わりに作られています。ちなみに、長野自動車道の最長トンネルが立峠トンネルです。これは、一例です。人間が自然に手を加えると、思わぬところに思わぬ影響が出てきます。こんな疑問が沢山出てきそうな事業計画です。一旦立ち止まって下さい。</p>	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 440

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私はこの地に移住して12年になります。</p> <p>米沢からは富士山や八ヶ岳、入道雲や見渡す限りの青空。田んぼ、畑、虫の声、すべてが新鮮でこの地に住む事を決めました。子供達と季節毎に変わる景色を楽しみたいと思っています。</p> <p>地区のボランティア活動では、米沢小学校の読み聞かせを行っています。米沢の自然の話を作ったり、水の大切さの歌をうたって楽しい時間を過ごしています。</p> <p>今後、田んぼが作れなくなったり、川が変化したり、山がくずれたりしたら、子供達に何を伝えたらいいのでしょうか？</p> <p>私はソーラーパネルが見える景観が大きいです。絶対に賛成はしません！ とにかく大きいです！！</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 441

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>パネル設置等の施設建造の為、大規模な伐採、掘削等が行われると認識しています。現在は「土石流危険区域」に指定されていない土地だとしても、伐採、掘削により地形等に変化が生じ、災害の危険が増大するのではないのでしょうか？</p> <p>最近気候も変化し、局地的な豪雨災害が発生しています。姫路市、神戸区でも、設置した太陽パネルが崩落する事案が発生していると聞きました。それらをはるかに超える規模の諏訪市四賀ソーラー事業では現在までに発生しうる天候の変化を正確に反映した調査結果を求めます。</p> <p>また、御社倒産等事業停止後の計画は桑原地区の返還</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土</p>

意見書 441

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>を軸に考えられていると思われませんが、原状復帰への明確な計画とは言えないと思います。</p> <p>他にも挙げるべき不安点もありますが、現在の事業計画には県からの指導もある様に不備も多く、事業の中止を求めます。</p>	<p>砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 442

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰は美しい自然環境があります。貴重な場所です。</p> <p>森林の伐採等による気温上昇も心配です。また地下水への影響範囲についても、地下水のボーリング調査なしには地下水の流れを知ることはできないと聞いています。</p> <p>文献を基に実施した水質調査・水収支計算から分析し、モデル化し予測したとしていますが、きちんとしたボーリング調査なしでは不十分です。</p> <p>近年の気候変動による大雨等での土砂災害も心配です。下流に住む米沢地区住民には大きな問題です</p> <p>私たちは未来にこの自然環境を引き継ぐ義務があると思います。一度破壊された環境を元に戻すことはできません</p> <p>湧水、地下水に少しでも影響があり、災害への不安が少しでもあるのなら、この開発には反対です。</p>	<p>ボーリング調査については、長野県環境影響評価の手順である技術委員会での審査において検討している段階です。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 443

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		なぜ、わざわざ山の木を切って電力を得るのか分かりません。リスクの方が高いと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 444

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		霧ヶ峰全体の自然環境を大切に保護してほしい。10年後、20年後の豪雨など心配あまりにも開発面積が大きすぎます。自然は、二度と絶対に戻らない計画は危険です中止すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 445

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>太陽光を電気に変える自然エネルギーで利益を得ることは法律で認められていますが、その為に、先祖代々受け継がれ、今まで守って来た土地や自然環境の中で開発が進み、今までの様な安心、安全が奪われ環境汚染や大規模災害の不安が続く恐れが少しでもあるならこの開発に反対します。</p> <p>特に今回の開発で最も影響が出ようとしているのが、水質、水象です。</p> <p>その中で北大塩にある大清水水源(北大塩配水系)は、</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい(ほとんど影響は発生しない)と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 445

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>茅野市の1/4を給水している主要水源です。</p> <p>米沢地区のみならず、仲町、本町、塚原、上原、城山、栗沢地区にも関係してきます。</p> <p>今回の開発が実行されれば、私達の命の源に少なからず影響が出るでしょう。しいては米沢地区だけに限らず茅野市全体にも影響が出ます。</p> <p>早速に計画を中止して下さい。</p>	

意見書 446

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1、これまで調整池の設置方法が通常に大きく異なり、河川内への造設など考えられないと、指摘してきたが、Loop 側ばかりか技術委員会においても、問題視されなかった。河川内へ簡易ダムと思われるダブルウォール工法による調整池は、大変危険な事を繰り返し文書にて訴えてきたが、その取り上げられない理由が7月16日のLoop 説明会の中での調査会社の見会でやっと理解できた。調整池の造設場所が河川ではないとの認識の上に進めているからである。我々住民は、魚類や多くの水中生物が生存し、常時、水の流れる河川であると考えてきた。</p> <p>上川支流である横河川の源流域が、河川かどうかの判断を公の場で議論し決定することが重要である。河川であれば河川内の調整池造設は、一般的に不可能であるはずではないか。</p>	<p>調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に計画しています。これにより雨水を確実に集められるようにするとともに、事業地の改変面積を減らすようにしています。</p> <p>なお、計画地は河川では無く、私有地であり、法令上当該箇所への調整池の設置は問題ありません。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>2、今年になってから、茅野市に土砂災害及び大雨警戒情報が幾度となく発表されている。それも米沢から霧ヶ峰、蓼科山にかけての一带に集中しており、正に、ソーラー建設域とも重なっていて、増々災害への不安が現実味を帯びてきている。10日程前、四賀と北大塩山林界にある林道を通行してみると、道面は大雨の為、深く浸食</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p>

意見書 446

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>され、車での通行が危険な状態であった。</p> <p>つまり、工事で表土が削り取られた場所は、降雨による浸食の影響を受け易く、災害の危険にさらされると言うことで、現状維持が最良の選択であり、工事は、中止すべきであると考えます。</p>	<p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>3、茅野市や長野県はじめ各方面への要望者の中で、丁寧な説明を求めてきたが Loop 側の考えでは数多くの説明機会を設定した実績づくりが丁寧な説明であると勝手な解釈がされている。</p> <p>要求者としては、安心安全である為の根拠を求めているのである。</p> <p>もう一度最初から、我々を納得させる調査方法の検討を求める。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の 6 分の 1 の広さに、310,000 枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop 社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1位は 24 ミリ、7位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰牧場付近の状況を考える</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>㊦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loop の準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの 65 デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？ (何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>㊧準備書にあるダンプの通行量 1 日 530 台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や病院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がるとありますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？ 「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>と、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行料を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰牧場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第 1 章	事業計画の概要		<p>㊩工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるように</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				し、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思いますと考えております。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね1Hz～100Hzの音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊧発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊨野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想し	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				て教えてください。	事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？定期点検の頻度はどのくらいですか？パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる怖れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。 今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かにLoop社のみならず、日本ではこれほど大</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不</p>

意見書 447

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はもちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の発注をさせていただく予定です。</p>

意見書 448

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>パネルを設置する事による。守り続けて来た。美しい景観が崩れてしまう事の恐ろしさ、それに伴い下流への影響、地下水への影響等々心配の事ばかりです。多くの住民、子供達のためにも、住みやすい環境が続く事を願います。</p> <p>調査は、充分に行うのは、当たり前、少しでも不安な結果が出た場合は、中止すべきです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 449

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	最近、どこに行っても“ソーラー畑”ばかり目立つ！ 農業の担い手不足等があって収入も少なくなり、手っ取り早い収入のため、…とは思いますが 十分な環境保全ができるとは思えない！ また、景観の点からも、「目に余る」！！	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。

意見書 450

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	・防災について 急斜面の伐採による整地で、地滑り、土石流等の災害が発生する可能性がある。	土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。 水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。

意見書 450

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・水源への弊害 水源が変わる、なくなる等の事があつた時、インフラ整備にかかる費用が発生した時に責任がとれるのか</p>	<p>事業計画地周辺の湧水への影響については、水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、枯渇等の影響は発生しないとの予測結果を示しております。</p> <p>しかしながら、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>なお、周辺水源に対する影響は、影響の有無について確認していくために、継続してモニタリングを実施していく予定です。</p> <p>本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>・環境 観光を財源としている市町村にあつて、景観が変わる事はその財源を減少させる。 霧ヶ峰の高原植物等にあたえる影響が多である。 反対意見がある上での工事は許されない。 施工者、製造者責任が問われる現代において、有事が発生した場合の責任をとれるのか。 以上の事を考へての場所選ひなのか。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思ひます。</p> <p>万一の有事に備へ、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加へて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合

意見書 451

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>防災や飲み水、景観等どこからみてもメガソーラーを作って良い事がひとつもない。 リスクが多すぎるのではないか。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫や地元企業への発注、弊社サービス Loopo でんきの地域への特別価格の提供等の地域貢献を検討しております。

意見書 452

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>Loopo 社の社是、誓いの言葉として、私達は、売る側の論理を徹底排除します、私達は、十分なコミュニケーションを通して価値観の共存化を図ります。 とあります。</p> <p>私は茅野市米沢北大塩に住んでおります。先祖代々大清水の（神）の水には、大変お世話になっております。東京等の出張から帰り真っ先にするのは、大清水の水を飲むことです。特に海外出張から帰って大清水の水を飲むと、疲れが一気に吹っ飛びます。</p> <p>大清水の水は、北大塩だけでなく、米沢地区だけでなく茅野市の多くの人々の飲み水として健康な体を維持する為に、過去、現在、未来と不断なく命を支えてくれると思います。その様な命の水、神の水に人間が何か手を加えて命の水でなくなることがあったら誰が責任を取るのですか。その時に慌てて責任のなすりあいをしてもどうすることもできません。Loopo 社の社是にある十分な communication を取らなければなりません、 公開された県からの厳しい指導内容を読むと 【県の指導】「湧水・湿地に関して、複雑な浸透・浸出のメカニズムがあることに踏み込んだ調査が必要。文献と水質調査だけでは充分ではない。ボーリング調査をや</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>過去に準備書内容の説明会を数十回にわたり実施致しましたが、林地開発の説明会を開催予定です。住民の皆様のご理解を得られる事業となるよう、計画を推進してまいります。</p>

意見書 452

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ること。」</p> <p>それに対して【Loop 社の見解】は、「数本の深度ボーリング調査で地下水流動経路を知ることは困難。」とボーリング調査はやるつもりがないように取れます。これは社是にも反します。徹底的に communication を取ってから物事を進める社是を持つ会社の見解とも思われません。</p> <p>まだ調査しなければならない事があること、Loop 社と地元権者・地元住民と満足に communication が取れていない事等を考慮すると Loop 社は、地元権者・地元住民との合意が取れない限り絶対に事業を進めてはならないです。</p> <p>50 年先、100 年先にも命の水は、絶対に残さなければならない。人間が手を加えることにより悪水になってはならない。</p> <p>中村社長様、是非子孫の為に、地元住民が納得するまで communication を取ってください。以上宜しくお願い申し上げます。</p>	

意見書 453

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 12 節 景観	4-12-36	<p>環境保全の点ではまず、景観を著しく損ねてしまうということ。</p> <p>便利さや利益だけを重視し、自然に手を加えていく前に、無くしてしまう自然の大きさを良く考えるべきであると思う。</p> <p>太陽光事業は今、以前より余剰ぎみになってきている。いずれはそれにとって変わる物や、もっと良い物も開発される、その時にもう利益があがらない。メンテナンスが大変、取り壊すにもお金がかかってしまう。等で、</p>	<p>本事業では敷地境界において幅 30m の残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。</p>

意見書 453					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ただ放置する状態になりかねない。</p> <p>その時に、景観を含め機材の劣化により、自然に害を与えた時、誰がどのように責任を取るかを明確にしないまま、事業を進めていくことは身勝手きわまりないことである。</p> <p>すべてがクリアされない以上この計画は無謀であり、目先の利益のみで行うことではないと思う。</p>	

意見書 454					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>近年全国的に大雨、短期集中豪雨等により土砂崩れが起きている。また、その多くの被災者が今までこんなこと、こんな所まで等と想定外であったと発言している。それを踏まえ、今回のソーラー事業には大変憂慮している。将来起こるかもしれない災害の想定がどこまで考慮されての計画なのか、多くの専門家の声に耳を傾け検証されての実施なのか、地元住民が納得できる様ご説明願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 455					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>○使用している途中、不良になったパネルは何処でどう廃棄され、どう処分されて行くのでしょうか。放置されたり、不明な状態では、困ります。</p>	<p>ソーラーパネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。具体的には、弊社自社発電所や海外事業等での再使用を検討し、再使用出来ないものは有価財としてリサイクル業者に販売する再生利用を検討します。なお、集計デー</p>

意見書 455

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					タが少し古いですが、弊社では平成 29 年 5 月末時点で約 65 万枚の太陽光パネルを出荷し、6 年間で約 800 枚の太陽光パネルを交換（外的要因・故障含む）しておりますが、これまでも再使用可能なものは自社保有発電所等で再使用し、再使用出来ないものは、有価財としてリサイクル業者に販売しており、平成 29 年 7 月末時点までに弊社が行ったパネル処理の中で産業廃棄物として処理した実績はありません。
2	第 1 章	事業計画の概要		○ダンプで運ばれる残土が雨の為流れ出す事はないのでしょうか、不安です。	防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
3	第 1 章	事業計画の概要		○以前米沢地籍で開発途中の土地が雨で流れ、結局開発を中止した経緯などを知っている上での建設なのでしょうか？ あの時を思い出すと怖いです。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。
4	第 1 章	事業計画の概要		○人口の減少、高齢化、働き手不足の中で、大規模開発された土地の草刈りなど、作業する人材の確保は、どの様にするのでしょうか。中途半端な管理では土地が荒れ災害に結びつきかねません。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。メンテナンス作業については、地域貢献の 1 つとして地元企業等にも協力いただきながら、必要な人材を確保していく考えです。
5	第 1 章	事業計画の概要		○パネルをささえる支柱の素材にサビなど、水質汚染に結びつく物は出ないのでしょうか、不安です。	架台に含まれる亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。
6	第 1 章	事業計画の概要		○今まで山林に均等にしみ込んでいた雨水は、一定箇所へと流れる可能性があります一部の箇所集中による山林の崩壊は無いのでしょうか。	・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。

意見書 455

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。
7	第1章	事業計画の概要		<p>○子孫に残してゆきたい自然豊かな信州の山々をわざわざリスクをおいながらも開発してこの様なパネルを敷き詰める意味があるのでしょうか？</p> <p>そもそもここまでせずに、太陽光発電出来る場所はないのでしょうか疑問に思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 456

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>失くしたモノはもどりません。 失くしてからでは遅いのです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 457

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私たち CLUB3719 は毎年全国各地から子供たちが参加するサマースクールを開催しています。その際に必ず訪れるのが大清水です。ここは縄文時代から続く歴史的にも大変価値のある場所として子供たちにも説明していますが、今、その大清水の水がこの Loop ソーラー計画により汚染されてしまうことに不安と怒りを覚えます。</p> <p>「影響は小さい」としていますが、「小さい」とはいえ、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 457

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>影響は必ずあります。そしてその大きさも「小さい」わけはありません。例え「小さい」にしても影響があるならば、開発には断固反対です！！ 破壊された自然は元に戻ることはありません。近年の気温上昇や上昇気流によるゲリラ豪雨など地球は今、大変な危機に直面しているというのにこのごに及んで自然破壊を行う Loop は一体何を考えているのでしょうか？！</p> <p>このようなことをしっかりふまえた上で、計画を全て中止して頂きたいと思います。</p>	

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>意見 1 残置森林の維持管理の具体的方針、実施体制を示してください (該当箇所：第1編第1章第5節「建設候補地決定の経緯」)</p> <p>「本事業では(略) 半分の面積は残置森林等として維持管理していく」「本事業の運営により、現在よりも人手による維持管理の機会を増やし、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するといった治山力の向上につなげたいと考えている」とあります。しかし、治山力向上のため、残置森林の維持管理の方針についての具体的説明がなく、森林環境保全の見地から疑問があります。間伐や倒木などの処理を行う予定があるのであれば、その方針や時期、実施体制について説明してください。本事業では、計画地の約半分の面積に電気工作物を建設します。森林面積の減少を生じさせるので、残置森林の維持管理の具体的方針が重要になってきます。</p>	<p>・行政の指導を仰ぎながら、必要に応じて適切な維持管理をしていきます。</p>

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第1章	事業計画の概要		<p>意見 2 基本方針に盛り込む内容を適切かつ矛盾なきものとしてください (該当箇所：第1編第1章6-1「太陽光発電所建設に関する基本方針」) 以下の2つの理由から、基本方針に盛り込む内容を再検討してください。</p> <p>1) 基本方針⑥の記載について。本件事業に起因する土砂流出等による災害の発生や、水質の汚染等により被害が生じないような立地箇所の選定を行うべきは当然のこととして、仮にそのようなことが生じた場合、損害賠償等の対応を行うことは、民法709条等によって法で定められています。このような法による当然の規定をわざわざ基本方針に組み入れる必要はありません。</p> <p>2) 第1編第1章第5節「建設候補地決定の経緯」において、本事業を通じて「現況よりも防災能力の高い山林としていく」との記載があります。しかし基本方針のうち②と⑥はこの記載と矛盾します。</p>	<p>ご意見として賜りました。</p>
3	第1章	事業計画の概要	1-19	<p>意見 3 調整池計画の根拠となるボーリング調査が不十分です (該当箇所：第1編第1章6-5「事業計画」および資料編第8章) 本件事業計画では、3ヶ所の調整池の建設が計画されています。長野県が定めた「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」では、堤体の基礎地盤(第27条)について、基礎地盤の土質、地層構成等を把握するために、十分な地質調査を実施しなければならないとされています。また同解説には、「基礎地盤の調査方法にはボーリング、試掘あるいは弾性波探査等があり、現場の状況に応じてこれらを組み合わせて行うのが通例」「既存の調査資料がない場合には、少なくともボーリング調査を(略)3ヶ所以上行うこととする」との記載があります。本件準備書では、この技術基準に基づいてボーリング調査が行われているように見受けられますが、表1-6-7(1-19</p>	<p>調整池の計画の伴う地質調査は、調整池の堤体予定箇所です。3箇所行っており、堤体の支持に必要となる支持層の確認を目的としております。この位置での調整池の堤体の根入れはおよそ現地盤より3m程度となっております。</p> <p>一方、最大掘削深は、調整池の上流側が最も深くなっており、この位置での深さとなっております。</p> <p>以上のとおり、地質調査の調査深度と調整池建設のための最大掘削深度はそれぞれ異なる箇所での深さです。</p>

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ページ) で示された調整池の諸元には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 調整池の最大掘削深 13.3m ・B 調整池の最大掘削深 11.5m ・C 調整池の最大掘削深 13.5m <p>とある一方、資料編第 8 章に記載されている表 8-1-1 (資 8-1-1 ページ) で示された調整池に係る地質調査の一覧には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点 A-1～A-4 の最深総堀進長 13.01m ・調査地点 B-1～B-4 の最深総堀進長 16.05m ・調査地点 C-1～C-3 の最深総堀進長 11.20m <p>と、A 調整池および C 調整池については、最大掘削深となる深さまでのボーリング調査が行われていません。各調整池の詳細図・構造図によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 調整池の堤体 総長 14.5m ・B 調整池の堤体 総長 10.8m ・C 調整池の堤体 総長 14.8m <p>とあり、これでは、堤体の基礎地盤の土質、地層構成等を把握するために、十分な調査とは言えません。3ヶ所の調整池を、安全かつ現地の水環境を破壊することなく建設することができる根拠を整えてください。</p>	
4	第 1 章	事業計画の概要		<p>意見 4 現案における調整池の仕様は当地における防災機能の維持には資しません (該当箇所：第 1 編第 1 章 6-5 「事業計画」) 写真 1-6-4 防災工事参考写真によれば、本事業の調整池にはダブルウォール工法を採用する計画です。この工法は砂防・治山事業における低コスト化・効率化のために開発された工法であり、調整池として位置づける堰堤に対する適用実績は多くありません。本工法の欠点として、第一に外壁材が基本的に鋼材であるため、防錆処理をしてもコンクリートのような耐久性はないこと、第二に内部材は盛土なので、圧密沈下する可能性があることの 2 点が浦川・春田 (2009)₁ によって言及されています。この欠点に対しては、どのように考えているのでし</p>	<p>今回の事業で計画しているダブルウォール工法による堤体は、調整池側表面が鋼矢板であり、下流側がエキスパンドメタルを用いた緑化型壁材としております。 鋼材を用いた土木構造物の場合、防錆処理による構造体の安定性を確保するよりも錆びることを前提とした錆代を考慮した構造体の厚さを確保することが一般的であり本計画でもその様に対応しております。 圧密沈下については、施工時に内部の盛土材料による圧密沈下の試験を行って残留圧密量について想定を行い、想定量に応じた余盛行うことで対応いたします。また、堤体頂部はコンクリートによる侵食防止対策を行い、堤体完成後に内部材の圧密沈下により堤体が不安定化しないように配慮します。</p>

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ようか。本件事業の調整池については、主として沈砂機能と出水時の沢水を貯水する機能を想定しています。また、調整池内に堆積した土砂は定期的に浚渫を実施するとしています。このことから、ダブルウォール工法を採用することに対する疑問点が2つあります。</p> <p>1) 砂防・治山事業では、堰堤は一定の堆砂が進むことによって安定性が高まるとされています。ダブルウォール工法の場合、コンクリート堰堤に比べて強度が落ちることが懸念されますが、調整池は沢水の貯水が主目的であることから堆砂を浚渫していくとされていますが、このことによって堰堤の強度が落ち、堰堤倒壊による災害発生因となることは考えられないのでしょうか。</p> <p>2) 調整池の堰堤の下部に出水した水を通す「オリフィス」なる流路を確保するというのですが、現地は山林であり、出水にともなって大量の土砂が流出する可能性が否定できません。堆砂によって流路が埋まる可能性は考えられないのでしょうか。仮に堆砂によって流路が埋まれば、河道閉塞のような現象が生じ、災害発生因となることは考えられないのでしょうか。</p> <p>「浦川宏毅・春田竜平、2009、「榎川砂防ダムの設計について」(平成21年度長崎県土木部技術職員等研究発表会資料)</p>	<p>調整池の堤体は、使用状況を想定した安定計算により断面を決定していますので、調整池内の堆砂土砂を取り除くことによる不安定化が生じることはありません。</p> <p>オリフィスの敷高(下面の高さ)は、設計基準に沿って想定される流出土砂量を考慮して決定していますので、降雨時の流出土砂によりオリフィスが閉塞することは無いと考えています。</p>
5	第4章	第6節 水象	3-3	<p>意見5 水象把握のためにはボーリング調査を採用してください</p> <p>(該当箇所: 第1編第3章第2節「方法書からの変更内容」 および第4章第6節「水象」)</p> <p>表3-2-1(3-3ページ)の水象の欄に、知事意見をふまえて「調査項目に、水文気象状況(水文気象状況の整理、蒸発散量の算定)、湿地実態調査(湿地・湧水分布調査)、水収支調査(広域的な沢水・湧水における流量観測)、水質分析(沢水、湿地水、湧水、井戸水)を対象とした水質分析、主成分分析、酸素・水素同位体分析)、自記流量</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層(地下水として流れる層)の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいてるところです。</p> <p>また、影響予測については、調整池を作った場合の周辺に地下水への影響予測や、森林伐採に伴う蒸発散の変</p>

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				観測を追加」とありますが、方法書に対する知事意見 3.3.3.6 水象には「地下水位のボーリング調査を検討する必要がある」と書かれています。しかし事業者はボーリング調査による実態把握ではなく、表流水を対象とした観測を元にしたシミュレーションに過ぎない手法を採用しています。なぜ知事意見をふまえないのでしょうか。本件事業における最大の懸念は、約 200ha の林地において、短期間のうちにおよそ 50% の面積で森林伐採を行うこと、さらに 3 ヶ所におよび 10m 以上の掘削を行い、当地の水環境を改変する可能性があることです。なお、当地はカラマツが植栽される以前には長期間にわたって採草地であったことが知られていますが、採草地としての利用に伴う環境改変は人為によるものであり、そのスピードは本件事業による環境改変のそれとは質的にまったく異なるものです。	化を考慮した水源・湧水等への影響について予測を行っております。
6	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-13	意見 6 水文地質に関する基本的認識が誤っています（該当箇所：第 1 編第 4 章第 6 節「水象」） 図 4-6-8 (1) 水文地質及び湧水水源分布図（4-6-13 ページ）の基図となっている表層地質図（諏訪市教育委員会、1975）では、領家花崗岩帯が県道 424 号線・茅野横河川に沿って記載されていますが、いわゆる領家帯は中央構造線の北側に存在することが知られる地質で、この表層地質図は、現在の定説とは異なっています。領家帯はここまで延びていないはずで、基図となる表層地質図に信頼が置けなければ、本準備書の水象に関する記載内容はすべて信頼が置けません。	準備書に示す地質図は、既往資料を基に記載しておりますが、ご指摘の領家花崗岩の表記は誤記入でした。失礼いたしました。お詫びいたします。評価書にて訂正させていただきます。領家花崗岩は、茅野横河川下流部の県道 424 号線付近に分布する花崗岩と認識をしております。ただし、水象の予測評価においては、現在と同様の見解となります。
7	第 1 章	事業計画の概要	4-6-115	意見 7 南沢水源を利用している住民との合意形成をはかってください（該当箇所：第 1 編第 4 章第 6 節「水象」） 4-6-115 ページの記載によれば、本事業の供用後における対象事業実施区域からの地下浸透量（深層）の減少量は角間川下流域南沢水源において 1.4～1.5% と見込まれると予測されています。このことをもって対象事業	過去に準備書内容の説明会を数十回にわたり実施致しましたが、林地開発の説明会を開催予定です。住民の皆様のご理解を得られる事業となるよう、計画を推進してまいります。

意見書 458

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				の実施による水道水源の利用量の減少等の影響は生じないと結論づけていますが、水量の減少だけではなく、地下水供給のバランスの変化に伴う水質の変化が、地元住民や事業者にとっては死活問題となります。このため、南沢水源を利用している住民・事業者との合意形成をより重点的にはかってください。	
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見 8 猛禽類の生息環境は狩り場環境も一体として保全してください (該当箇所：第1編第4章第10節「動物」)</p> <p>「営巣中の猛禽類等の注目すべき種については、工事による騒音・振動の発生、視界に入る人工物の動きにより、繁殖が阻害される可能性が考えられる」とされ、環境保全措置として営巣環境の保全、繁殖時期の配慮等が記載されていますが、本件事業は約200haの林地において、短期間のうちにおよそ50%の面積で森林伐採を行い、太陽光パネルを敷設することによって、林内で狩りに適した環境も半減することが予想されます。この対策も検討してください(仮にノスリが太陽光パネルの周囲でネズミをハンティングする等の知見があれば、示してください)。</p>	<p>対象事業実施区域内で確認された希少猛禽類は対象事業実施区域内だけでなく対象事業実施区域外も利用していることを調査により確認しております。また、対象事業実施区域内におきましても、保全区域や残置森林により可能な限り猛禽類が利用できる環境を残すよう配慮しています。</p> <p>太陽光パネル敷設箇所周辺でノスリが狩りをしている事例につきましては、公表されている資料は確認できておりませんが、他地域の事業箇所において太陽光パネル周辺の草地環境を草地を生息域とする鳥類が採食場所や営巣場所として利用している事例がございますので、太陽光パネル周辺を適切に管理することによって、猛禽類も含めた生物の利用環境とすることはできると考えられます。事後調査の結果も踏まえて可能な限り猛禽類も含めた動植物に配慮した方策を検討して参ります。</p>
9	第4章	第12節 景観	4-12-1	<p>意見 9 景観環境の予測・評価をドライブルートで実施してください (該当箇所：第1編第4章第12節「景観」)</p> <p>フォトモンタージュ法は一般に用いられる手法ですが、本件事業の予定地は四賀普門寺交差点から池のくるみ(踊場湿原)へのドライブルートに隣接しています。このドライブルートそのものが諏訪地域にとっての観光資源と考えられますので、主要眺望地点だけでなく、ドライブルート全体でのフォトモンタージュ法による予測・評価を行ってください。 以上</p>	<p>本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、ご意見をいただきましたドライブルートについては、事業地付近の道路は交通量が少なく、相対的に観光の主要なドライブルートとはなっていないと考えています。なお、景観については長野県の環境影響評価技術指針に沿い、主要な景観資源への影響、主要な視点場からの眺望景観への影響について予測評価を実施しています。</p>

意見書 459

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市には原子力発電所や石炭等を燃やす火力発電所がないので電気を使うのに環境のことを真剣に考えることが少ないと思いますが、そのようにして作られた電気を使いながら地元で太陽光発電の自然エネルギーを推進するのを反対するのはエゴとしか考えられません。自分のところだけ良ければいい、これでいいのでしょうか？</p> <p>この計画を潰すのではなく、なんとか実現することが地元民に課せられた課題です。是非とも実現してください。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境や景観に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 460

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>昨今の気候変動を考えると自然エネルギーの活用は子孫に安心して住める地球環境を残す為にも必要な行動です。</p> <p>3億年かけて地球の地下に蓄えた化石エネルギー、言い換えれば地球温暖化の元凶を産業革命以後でその半分を消費したといわれています。</p> <p>便利な生活をするには多量のエネルギーを必要としています。それをどこから得るのかよく考える必要があります。</p> <p>以上のことから太陽光発電は現在考えられる有効な手段の一つだと思います。</p> <p>問題はこれを実現するために、計画地の道路の両側に木を残し景観に配慮したり、災害防止の手段を取るなど対策をした上で実現することが望まれます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境や景観に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。また本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力をして行きます。</p>

意見書 461

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>海もプラスチックゴミで汚染されて、大きな環境問題となっているが、元の姿に戻すことがどれだけ大変な事かということを感じると共に、気象の面でも集中的に雨が降ったりなど、心配な状況です。</p> <p>自然の力は想像が出来ないエネルギーが有ることを実感しています。その為にも木の伐採は許されることではないと思います。地元に住んでいる人達のことをしっかりと考えてほしいと願います。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 462

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>森の働きが分かっていない者に森を切る資格はない</p> <p>1、本件土地の特殊事情</p> <p>本件土地は日本国敗戦直後の食糧難を乗り切るため、自作農創設特別措置法によりその活用は農地に限定して破格の値段で国有地を払い下げられたものであります。(資料1) 払い下げを受けた牧野組合としてはその趣旨を尊重して維持管理すべきところ年月の経過及び組合員の高齢化により手放すことになったようです。</p> <p>しかしながら元、国の財産であったことを考えれば国民の理解を得た上での方法で処分して頂きたいものと思います。</p> <p>国に返還する。固定資産税を免除してもらおう。補助金を申請する。</p> <p>等により自然環境を守っていただきたく願いたします。</p> <p>払い下げ地の転売に当たり、信託をせず贈与した組合員が42人おります(資料2) これ等の組合員の心の中はいかに。</p> <p>払い下げの趣旨にそぐわないとの心痛を私は察しま</p>	<p>ご意見として賜りました。なお、本事業地は事業者であるLoopが現地権者より土地を購入して実施する事業となります。</p>

意見書 462

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				す。	
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>2、大気質の項目に致命的な欠陥がある酸素を抜きにした大気質なんてあり得ない。人間は大気中の酸素を吸って生存しています。片時も酸素なくしては生きていられません。酸素は何処からくるのでしょうか</p> <p>その七割は海から、三割は地上の森林から放出されていると認識されている、森林の単一面積当たりの酸素放出量は海の3倍に達している。</p> <p>人間は大気中の酸素を吸って二酸化炭素を放出している。森林はその逆をしている、一人の人間が生存していくためにはテニスコート2面ほどの広さの森林を必要とされている。</p> <p>国立環境研究所が2005年に発表したところによると9年間の観測結果大気中の酸素濃度は夏には増えて冬には減りながらも毎年その濃度は着実に減少していることが明らかとなった。(資料3)</p> <p>その速さは一万年後酸素濃度は17パーセントに低下する予想です。</p> <p>この酸素濃度は人類の生存に致命的な打撃を与えることとなります。</p> <p>これ等を憂慮して、諏訪市に環境影響評価調査を諮問したところ事業者が行うので市では行わないとの回答書を頂いております。(資料4)</p> <p>しかしながら、準備書面を見る限り完全に無視されております。</p> <p>事業者は責任をもって現地の伐採による大気への影響について緻密に調査すべきであります。</p>	<p>本事業では約90haの面積に太陽光パネルを設置する計画です。したがって、相当面積の樹林を伐採いたします。しかしながら、樹木伐採による酸素の不足については影響が想定されないため、影響評価要素には取り上げていません。成木は酸素の供給とともに呼吸による消費もしています。二酸化炭素の固定(酸素の純供給)は、幼木の成長分に伴うものとされています。太陽光による発電は、火力発電所による発電と比較すると、二酸化炭素の固定に役立つ発電方式と考えています。</p>
3	第4章	第16節 温室効果ガス等	4-16-4	<p>3 森林の酸素放出と合わせて大切な働きが地球温暖化防止であります。</p> <p>森林は水分を溜めて地温を下げたり水蒸気を放散し</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、温室効果ガス排出削減という観点から地球温暖化防止に役立つ事業であると認識しています。自然環境の保</p>

意見書 462

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>て雲を発生降雨をもたらします。(資料5) これによって地球温暖化防止に貢献しています。 現在地球温暖化の影響が原因で世界で毎年 25 万人の命が奪われております。(資料6)</p>	<p>全にできるだけ配慮しながら事業を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。</p>
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>4、森林は人間にとって命の水を供給している。(資料5) 茅野市大清水、諏訪市南沢水源、諏訪市酒造5蔵に影響が出ないとは言ひ切れなひ。 万が一影響がでた場合には県はその責任を取れるのか。</p>	<p>霧ヶ峰から流れる地下水は諏訪・茅野両市民の大事な水資源であることは十分認識しております。 そのため、既往の地質調査等の資料や河川・湧水の流れ・水質調査からを行ひ、総合的に検討して事業計画地周辺の地下水の流れについて工事を行つた際に生じる予測について予測を行つています。 その結果、周辺に分布する湧水・水源に対しては水利用への支障を及ぼすような(水源の枯渇等)影響は発生しないと予測しておりますが、事業を進めるにあつてはできる限りの配慮を行ひながら進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。 また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行ひ、その結果については長野県に対して報告を行ひながら事業を進めてまいりたいと考えております。 本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>
5	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>5 森林は土石流災害を予防している。(資料5)</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行つています。 水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安</p>

意見書 462

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
6	第1章	事業計画の概要		6、森林は豊かな漁場を提供しています。(資料7)	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>
7	第1章	事業計画の概要		<p>7、外 多数</p> <p>酸素の供給は森林と海が担っております。</p> <p>無謀な森林の伐採は人の命を奪うのと同じです。</p> <p>終わりに、太陽光発電の問題点</p> <p>残念ながら太陽光発電は使い勝手がよろしくない、需要の少ない日中にしか発電しないので総電力に占める割合は限られる、すでに九州電力では買い取り制限を行った。</p> <p>更には近い将来電力買い取り制度が撤廃され自由契約となれば売電価格は5円以下になると予想される。</p>	<p>ご意見として賜りました。植物は日中光合成により、二酸化炭素を吸収（酸素を供給）します。夜間呼吸して二酸化炭素を排出（酸素を吸収）します。生長に従い二酸化炭素の吸収は小さくなり、長期的には吸収と排出がバランスします。本事業によりCO₂の排出量が少なくなることは準備書に記載させていただきました。</p> <p>・固定価格買取制度（FIT）を活用して売電する場合、制度により決められた期間は固定価格での売電となります。</p>

意見書 463

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		一度、これほどまでの大規模開発、森林伐採を行うことは、霧ヶ峰全体の自然環境破壊となり、二度と元に戻	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払</p>

意見書 463

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				すことはできない。動物・鳥類・魚類・植物に限らず、我々人間にとっても脅威である。 直ちに中止すべきだ。	拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 464

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>大量の森林伐採は、抜根される、されないに関わらず、表層崩壊、斜面崩壊を引き起こす可能性が高いと言われています。昨今の異常気象による豪雨時に崩壊しているパネル群の映像を見る限り、パネル設置場所が将来崩壊するかもしれないと不安を抱えながら暮らすことになる事は明確であり、計画は中止すべきだ。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 465

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>日本酒業界にとって、自然環境は何よりも重要です。特に仕込み水は生命線。いかに科学的に安心だと言っても、近隣に31万枚ものパネルが敷かれた環境は、日本酒にとってプラスはあるでしょうか。そこに働く蔵人にとっても、不安があつていい酒ができるわけではない。</p> <p>5年度10年後にどうなるかは誰も解らない。「何かあれば保証する」「設備の資金をだしてもいい」との事だが、札束でほほをたたくような企業が信用できるわけではない。</p> <p>自然光による電力は反対するものではないが、何故この地なのか。もっと山の奥へ、住民、企業に不安を与えない地に計画すべきではないか。</p> <p>要は経費が掛からないから。利益至上主義の会社に賛成することはできない。</p> <p>必ずどこかに嘘がある。</p> <p>将来地震がないと言えるのか。その時には自然災害だから防ぎようがない。いうことが見えている。保証する？ Loopが倒産しない保証がどこにある。</p> <p>自然災害は、人の力ではいかんともしがたい。またその自然を壊そうとするような企業。全員が賛成できないようなことをする企業、そんな企業に明日はない。</p> <p>小生は、72歳で10年後の保証はない。今舞姫に働く社員は20年30年と働く。</p> <p>その人の為にも断固反対する。</p> <p>以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されま</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop 社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？ (何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>⑩工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的に</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ご報告ください。	1 つとして地元企業にも協力いただきたいと考えております。
6	第 4 章	第 4 節 低周波音	4-4-5	④低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。
7	第 1 章	事業計画の概要		⑦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第 4 章	第 10 節 動物	4-10-52	⑥野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてく	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ださい。	事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。</p> <p>人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や 動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた 山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。 このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実 際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになってい るようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木 を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネ ルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパ ネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番 よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してくださ い。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の 間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討し ています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場 地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ち る秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは 計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反 射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画 をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、 確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設 備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのま ま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置 し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画を</p>

意見書 466

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>しています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると思っています。</p>

意見書 467

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する、高さそれぞれ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤（県のコンクリートダムでは無く、鋼矢板で現地の土を挟む工法）ができると、地元は大雨で満杯になった時や、大規模地震の時の不安がより大きくなります。雨や地震により大災害になります。</p> <p>近くには、いつ地震が起こっても不思議ではないと言われる「糸魚川―静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です（土石流警戒区域）。県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。</p> <p>人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。近年の豪雨は、全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価</p>

意見書 467					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 468					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>米沢の命、財産でもある「大清水」本当においしい水をなんとかしても守らなくては、ならない。</p> <p>何か問題が起ってからではおくれになります。次の時代まで安心安全の水が飲めますように。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 469					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する高さそれぞれ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤ができると（県のコンクリートダムでは無く、鋼矢板で現地の土を挟む工法）、地元は大雨で満杯になった時や大規模地震の時の不安がより大きくなります。雨や地震でより大災害になります。近くにはいつ地震が起っても不思議ではないと言われる、「糸魚川－静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰返し土石流災害を経験してき</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 469

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>た土地です。(土石流警戒区域)</p> <p>県の施設ではなく民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないで下さい。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p>	<p>す。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。</p>

意見書 470

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>(大清水)のモニタリングをしても結果が出るのは、数10年後です。その時に変化なくも取り返しがつきません。水質変化の原因は誰がどうかやって何時究明するのですか?その時の対処法については、今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処するとの回答でしたが、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい(ほとんど影響は発生しない)と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 471

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり、澄ませることができません。本来の調整池の役割を果たすことはできません。工事中、大雨の時は道路、パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた堆積物・腐敗物を巻上げます。下流で米作りをしている田んぼへと泥・細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により、農作物が生育に影響します。農業被害は避けられません。</p> <p>調整池は本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	<p>調整池は、対象となる流域の最下流部の谷地形箇所に計画しています。</p> <p>樹木伐採区域には侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂流出を抑制する計画としています。”</p>

意見書 472

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第17節 電波障害	4-17-2	<p>まず、車の運転時に、ラジオ特に、FM・LCV76.9MHZを聞いていますが、ソーラーの近くの道路を通るとラジオが雑音で聞き取りにくくなります。何らかの電磁波が、発生していると思われます。</p> <p>人間は、近づいても、はっきり影響に気づかないと思うが、動植物は敏感に反応して何らかの影響がある筈です。良い影響の方には、働かない。</p> <p>次に、ソーラーの寿命は、どの位まであるのか、寿命がなくなった時、どういうふうに分体、処理するのかその費用は、運転中に積み立てておくものか、また寿命が近づく時に、少しずつ交換していくのか？ソーラーがダメになった時、そのまま放置して会社をつぶして、逃げるのか、たとえ、会社がダメになっても、資産を投げ売ってでも、処分処理するのか、例えば、車の処理費用は、車の購入時に、車といっしょに上乗せされている。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。本事業で設置予定の設備機器から発生すると思われる電波障害は、既存施設（神奈川県）で測定した結果、FMとは異なる周波数帯であることがわかっております。また、電波障害における対策につきましては、建屋への格納、ノイズフィルター等の設置を検討しております。今後、何らかの問題が発生し、検討している保全対策等では視聴が困難になる可能性が見受けられた時には追加対策を検討する予定です。</p>

意見書 472

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>今後、電力会社の買い取り金額が下がるがそれで下がったとしても、経営は成り立ってゆくのか？ また、買い取り金額をこれ以下に下げられないなら電力会社は、われわれ消費者に、その分、電気料金を上げることによりつり合いを取ることになる。</p> <p>自分達だけの問題だけではすまされない</p>	

意見書 473

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		信州の山の自然を守ってほしい。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 474

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>植木職人という仕事から、抜根しないという事業に危険を感じます。</p> <p>まず、根を残した場合、針葉樹はほどなく枯れて土が流れ出ます。</p> <p>広葉樹は、ひこばえがはえてきてパネルを押しやり壊わすこともあります。</p> <p>いずれにしても、樹木の成長や勢いをあまくみない方がよいです。</p> <p>森林に手を入れるには、計画があますぎます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>また、ご指摘の様な事象が発生する可能性を踏まえて日常の管理を適切に行っていきます。</p>

意見書 475

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>霧ヶ峰の自然や動物たち、そして米沢の住民にとって大清水はかけがえのない宝であると思います。</p> <p>北大塩の子供たちは、大清水で水遊びをして、地区行事のいも会では大清水の水をくんで、そのままなべへ入れ、いも汁を作って食べます。スイカ割りのスイカも冷える程の冷たさです。大清水には、ここの地区の人だけでなく、諏訪の方からもわざわざ車でやってきて、たくさんくんでいく方もいます。そのまま飲める清水。それはとても貴重な宝です。</p> <p>ソーラーの開発のため、広大な土地を変えてしまうことは、大清水に影響があるはずで。</p> <p>大丈夫であると、主張されているそうですが、少しでも危険な可能性があるとするれば、絶対に中止していただきたいです。</p> <p>開発されて、大清水が汚されてしまったら、元に戻すことはできません。昔からあるものを変えてしまう、そんな悲しいことにしないで下さい。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 476

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水は、霧ヶ峰の自然や米沢の住民の暮らしにかかせないものです。様々な影響について問題無いとしているようですが、専門家によると、調査や根拠など不十分な点があるとのことで、何か起こった時責任をとれますでしょうか。大清水の水質が悪くなれば、お米を作ること、いい水を水道から出すことも、遠方から大清水の水をくみにくる人がいなくなり観光客が減ることもあるかもしれません。環境を守るためにつくるものが逆に環境をこわしてしまったら意味がありません。</p> <p>そしてわざわざここにつくる必要性はあるのでしょ</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境</p>

意見書 476

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>うか。こうして住民の方が多く反対の声を上げているのです。ほかの場所につくったほうが確実に良いと思います。土地探しは大変でしょうけど、そちらが良いと思います。</p> <p>私はこれからの米沢をつくっていく世代です。大切な自然をこれからも守っていきたくて考えています。ソーラー設置の事業は環境を守ることに繋がるとも良いとは思いますが、自然をこわすことにつながっては意味がないです。</p> <p>大切な自然を守るため中止をおねがひしたいです。</p> <p>今までこの事業のため多くのことをなされていたと思いますが、どうかおねがひしたいです。</p> <p>至らぬ点も多い文だとは思いますが、少しでも考え直していただけたら幸いです。</p>	<p>に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 477

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水をかえないでください。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 478

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の太陽光発電予定地は、牧野組合、山林組合、共有地組合3組合が、以前から森林管理の将来に頭を悩ませている場所です。広大な森林にはなかなか手が入らず、荒廃が進み始めていました。このままでは、さらに森林が荒れて災害が発生する可能性すら考えられます。この場所を太陽光発電という再生可能エネルギーに利用することが出来れば自然エネルギーの推進を飛躍的に向上させることが出来ると思います。</p> <p>環境への影響を心配する反対住民に対する説明会も、さまざまな会場で何回も実施され、その都度 Loop さんの誠実な対応に、この会社ならお願いしても大丈夫だと確信いたしました。</p> <p>確かに、目に見えない水質等についての不安が消えない地元住民の気持ちも分からなくもありませんが、Loop さんがその度に説明いただいている様に、今回の計画が水質等にほとんど影響がないことを丁寧に話されています。</p> <p>最後に、今後とも、反対されている方々の気持ちにも、真摯に対応していただき、20年後、30年後に3組合と Loop さんとが、やっぱり計画して良かったと思えるようになることを願っております。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。このような地域の課題可決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>ご指摘の通り、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 479

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質構造、地下水の流れを把握できていません。川を深さ13m、長さ200mも掘った時の影響を考えていません。</p> <p>「雨つぶ雨つぶどこしみる 涵養たいせつ 田にしみる 森にしみる 土をつくれ</p>	<p>下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴い周辺の地下水への影響は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を</p>

意見書 479

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>そしたら清水がわいてくる 百年かかって大清水」と言う「大清水のうた」もあります。</p> <p>今、ソーラーパネルの事業をやってしまうと、子供達が大きくなった時、大清水の水はどうなってしまうのですか？</p> <p>影響がないとは言いきれません！</p> <p>Loop さんが、100 年保障してくれるのですか？</p> <p>その時、今の同じ自然があるとは思えません！</p>	<p>行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流部の流量変化への影響はほとんど生じないものと考えております。</p> <p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、工事から工事後の一定期間にかけてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 480

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>信州諏訪に生まれ育った私からひと言申し上げます。毎日のように六斗川の通勤バイパスを通っておりますが、もう何年も前から両側に見える山々が白っぽく見えて来たのは私だけでしょうか？ まだ小さい頃、小学校の校庭から富士山が見えその山の両側には、きれいな緑色の山がはっきりと見えていたと記憶をしています。ただでさえ、環境問題が騒がれている今メガソーラーの様な巨大なものが出来てしまえば私には悲しいかぎりです。根をしっかりと生きて生きている木を切り殺してしまえば今守られている安全性にも問題が生じます。ソー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、景観に関して影響の軽減に努めます。

意見書 480					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ラー発電は、個人宅の屋根に付けるのであれば大賛成です。その位で良いのではないのでしょうか。一般人がいつも我慢をして生活をしている世の中も考えものですが。	

意見書 481					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		原子力発電所の稼働に反対する立場です。再生エネルギーの普及は東日本大震災以来、日本を元気にするためには必要不可欠だと考えております。大規模な太陽光発電所の設置に賛同致します。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 482					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>◆基本的姿勢 現行の計画で当該施設を建設することに反対。</p> <p>◆その理由 計画地の自然環境、景観を大きく損ね、治山・治水の見地から鑑みたとしてもその能力の著しい低下を招く恐れを否定できないため。また、設備建設後に現状復帰させることが事実上不可能と思われるため。</p> <p>◆代替案の提言 御社の主張する計画の目的は二つ。 ①山の保全・維持・管理 地元地権者らがこれまで担ってきた山の保全・維持・管理は、森林税を含めた行政の協力の要請、地元企業との連携を軸に、御社の事業内容として林業を再生させる方向で具体的施策を検討していただく。そもそも、人工</p>	<p>・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 482

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>物を山に建設することが「山の保全」とは考えられない。</p> <p>②自然エネルギー（再生可能エネルギー）の普及 森林の持つ二酸化炭素吸収の能力と、該当施設建設にともなうその能力の損失および二酸化炭素排出量を比較した場合、森林を森林として残す方がより自然エネルギーの普及に資すると思われる。また、必要量の電力獲得を目指すという側面から考えると、設備建設は該当地ではなく、既存の人工物の屋上（駅や役場庁舎、学校などの公共施設をはじめ、企業社屋、工場、個人の住宅等）に設置していくべきと考える。</p> <p>◆補足、他 そもそもの論として、現時点での電力消費量が果たして適正量なのかどうか、踏み込んで言えば、その消費量を減らしていくことを検討することを優先するべきではないか。そのうえで、必要量を確保するために必要な設備の性格として、既存の自然エネルギー利用の発電設備の充実と拡充を図っていく、という進め方が望ましいと考える。</p> <p>以上</p>	

意見書 483

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>本用地は広大であり、何らかの管理を行わないと、荒廃地になる可能性もあると思います。その点本件は自然エネルギー推進という目的もあり、他の事業より、危険性、汚染性も少ないと思われるので、積極的に賛成したいと思います。事業者の方には環境面、安全面を考慮してしっかり取り組んでいただくことを希望します。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が遞減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。このような地域の課題可決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>ご指摘の通り、長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、</p>

意見書 483					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 484					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	生態系への影響を考えたらソーラーの必要性は無いと思う。 水は人にとっては一番大事な物なのでそこに影響がでるのはいかがなものと思う。	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。

意見書 485					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		今回の掲示内容から、環境について大きな問題はないこと。自然を大切にしたい気持ちはもちろんありますが、今後の日本として将来性や、日本という小さな島国で活用されない放置される土地の問題という観点からも、太陽光発電という、地球事態に優しい自然エネルギーを後押ししていくことは、よい選択肢だと思います。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 485

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				環境などへ配慮がされて建設を宜しくお願い致します。	

意見書 486

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園である「霧ヶ峰」からわずか 500m の場所に、メガソーラーを作ることに反対です。 水のこと、土砂災害のこと、周囲の植物、動物達への影響…十分な評価が行われていない段階での開発だけでなく、これからもソーラー事業を進めることはやめていただきたいです。 ・ この計画がさまざまな影響を考えたいうえで、この地域の 100 年後、200 年後、もっと先のみみんなのためになるのか…この計画によって、関係する人々、環境が幸せになるのか、その部分を考えられておられるのですか？ このソーラーによって、エネルギーの変換により、何かしらの効果があったとしても、その代償が地域の犠牲の上にたったものではないと思います。 	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電所発電所としてパネルの耐用年数後も交換して永続的に利用することで、県の再エネ計画の推進につながり、ひいては社会全体のためになるものと考えております。

意見書 487

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）の太陽光発電所建設に関する基本方針は逃げ道にあふれており、事業が周辺住民や周囲の自然を犠牲にして成り立つ事を自ら露呈している。以下の様に改められないのであれば事業は行えない。</p> <p>① 従来と変わらない周辺住民の心身財産の安全を</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 487

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>保証する防災設備を建設する。</p> <p>② 事業実施区域から流出する水の水量及び水質を変えない。</p> <p>③ 適切な建設工事及び保守管理業務を行い、その業務の発注に当たっては出来る限り地元企業を採用し、地域活性化を図ります</p> <p>④ 周囲の自然と調和し違和感の無い景観を実現します。</p> <p>⑤ 自然生態系へ及ぼす影響は一切ありません。</p> <p>⑥ 開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生や水質の汚染等により被害を与えた場合は復旧します。</p> <p>⑦ 事業の内容を変更する場合は、関係市町村や自治会、住民等とあらかじめ事前に協議します。</p> <p>⑧ 事業を終了する場合は、設置及び施設等の撤去処理を適切かつ期限を設け速やかに行います。</p>	

意見書 488

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>1. ヤマネについて</p> <p>工事による直接的影響の予測に、「確認個体周辺は改変されないので影響はない」とありますが、移動能力が比較的高いので、事業予定地に入り込んでいる可能性は大きいです。たった200mしか離れていないのですから。再調査をお願いします。重機が作業する現場から逃げられるとは思いません。ましてや冬季半年は冬眠をしていますから、工事によって死んでしまいます。</p> <p>工事の間接的影響の予測に、「重機の稼働や伐採等の騒音で周辺を忌避する可能性があるが、本種は比較的高い移動能力をもつとともに、対象事業区域周辺には本種</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>

意見書 488

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の生息環境である森林環境が広く分布していることから間接的影響は極めて小さいと予測する。」とありますが、移動能力が高いので、予定地周辺から予定地内に入り込んでいる可能性が大きいです。再調査をして下さい。また、事業用地の周辺の森林があるからという勝手な解釈をすべきではありません。それを言うのであれば、その土地も購入して御社が保全管理すべきです。</p> <p>当該事業予定地は、周辺で残された貴重な 200 ヘクタールの森林です。周辺は、採石場、ゴルフ場、農場、別荘地、国定公園なので、似たような森林環境が広く分布しているとは決して言えません。</p> <p>5 ヶ所の樹洞を調べただけという不十分な調査で結果を出し、生息していないと決め付けて環境保全措置をしないのは、国指定の天然記念物ヤマネがあまりにも気の毒です。巣箱を設置することでヤマネの調査が確実に出来ると聞きました。再調査をし、正しい環境保全措置をすることを望みます。</p>	
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>2. ツキノワグマについて</p> <p>準備書に「対象事業区域内外で確認した。本種は広い行動圏をもつとともに、対象事業区域外周辺には生息環境である森林環境が広く分布することから、工事による生息域の分断や個体群の縮小といった直接的影響はないと予測する。」とありますが、開発に都合のよい解釈をしているとしか思えません。ツキノワグマは広い行動圏が必要なのです。御社が 200 ヘクタールの開発を予定し、100 ヘクタールの樹木を皆伐するのに、周辺の他人の土地があるから問題ないと予測を立てること自体が間違っています。残された森林もいつ開発されるかわかりません。それを書くのであれば、購入して管理して下さい。それに周辺には、採石場が今も山を崩し続け、ゴルフ場、別荘地、農場、霧ヶ峰国定公園があります。もし、そこでクマが出たという話しが出れば、どういう結末になるかご存知でしょうか)</p>	<p>ツキノワグマは、その大きな身体を維持するために、餌となる植物（葉っぱ・木の実等）の生育や実りの状況に応じて様々な環境を必要とする動物であり、その行動圏面積はオスで平均約 100 km²、メスで平均約 50 km²にもなります。</p> <p>対象事業実施区域の広さは、クマの行動圏面積にすると数%であり、今回確認した個体も、霧ヶ峰周辺の広い範囲を生活圏としていると考えられます。</p> <p>また、霧ヶ峰周辺は元々ツキノワグマの生息数が少ない地域であり、調査でも、ニホンジカやイノシシ等と比べると、確認頻度は非常に低く、</p> <p>対象事業区域及びその周辺に生息している個体は数少ないものとみられます。</p> <p>上記のような理由から、ツキノワグマへの直接的な影響は少ないものと考えています。</p>

意見書 488

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>クマは、性格は大人しく、人に隠れながら生活をしているのです。この200ヘクタールがメガソーラーになり、フェンスで囲われれば、クマの行き場は無くなります。事業用地内には、クマの餌となるドングリ、ミズナラの木も沢山あります。</p> <p>クマも生息できるような豊かな自然を壊さないで下さい。計画を中止にして下さい。</p>	
3	第1章	事業計画の概要		<p>追加</p> <p>今、地球温暖化による、大規模災害に世界中が悩まされています。人間の過剰な欲が地球をおかしくしてしまったのだと思います。人間に良い事ばかり考えず、他の生物のことも常に気にかけて、やって良い事、悪い事を判断してきていたら、こんな事態にはならなかったと思います。</p> <p>太陽光発電にしる、風力発電にしる、自然の力を利用したクリーンで持続可能で、危険な原発に変わるすばらしいものだと思いますが、その規模や建設場所によっては今まで以上に自然を破壊し、動植物を痛めつけ、生息地を奪い、結果、人間も生きづらい環境にしてしまいます。(海洋のプラスチックゴミの問題も同様で、人間の便利な生活を優先して、他の生物の事を気遣うことをしなかった結果ではないでしょうか？</p> <p>人間の行動が他の生物にどう影響するかを考えるのはとても重要な事です。たとえ僅かでもその可能性があったら止めなければならぬと思います。山も海も今ほど荒廃させてしまったら、今後は回復に努めるのみです。利用は控えなければなりません。</p> <p>メガソーラーの建設をこの地に行うことに強く反対します。私の意見書は本当に阿部知事に届くでしょうか。</p> <p>ダムの建設、ジビエの推進、リニアの推進等自然環境や野生鳥獣保護より観光・開発に専ら力を入れている方に理解を得られるかわかりませんが、反対意見も洩れな</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 488					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				く提出していただくようお願い致します。企業も政治家も良識ある決断をお願いします。	

意見書 489					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光発電は、孫も学校で勉強しており、いい印象をもっており、子供も孫も理解できる、誇れる発電所をつくってほしいです。	事業施設内に計画している管理道路への見学ルート設置を検討し、地域貢献につなげることも検討していきます。

意見書 490					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		霧ヶ峰の美しい自然の中にメガソーラーというのは、景観という意味でも残念で反対ですが、災害の影響についても不安です。 近年“過去に例がない”と言われる自然災害が増える中、現在の調査で影響なしとされたものが、将来も通用するのか全く不安です。	・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 491					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		御社が進めようとしている諏訪市四賀ソーラー事業計画（仮称）は、御社および上桑原牧野農協等地権者の利権を優先した結果として、50,000筆超の反対署名が集った。 これだけ多くの反対署名が集まったのは、予測のつか	・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・反対署名に対しては、真摯に受け止めております。

意見書 491

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ない現在、そして未来の地域環境への「不安」の意思表示である。</p> <p>今の時代に、全くそぐわない、自然豊かな国定公園周辺での開発。</p> <p>それに伴う周辺域に生息する動植物や生物の生息環境を著しく損なうこと、また、自然災害を助長する危険性のある大規模開発に懸念する思いの表れである。</p> <p>失った自然とその環境は、決して元には戻らない。</p> <p>周辺住民の一人として、諏訪市四賀ソーラー事業計画(仮称)の中止を求める。</p>	

意見書 492

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>僕は、木をいっぱい切ってソーラーパネルを作るのはいけないと思います。</p> <p>なぜなら林には木がいっぱいあって、それを観光の人が来て自然で育った木を見て、そんなに未来に近づけようとしても自然を壊すのはいけないと思うし、そんなにソーラーパネルを作っても今だと諏訪は、電気を夜とかに使ったら電気代がかからないから、ソーラーパネルを作っても金がかかるから無駄だと思います。</p> <p>なぜなら僕たちと同じ生きている物だからです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 493

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		山の木をいっぱい切ってソーラーパネルをつけちゃだめだと思います。つけるなら会社の上につけるといいと思います。木を切ってソーラーパネルをつけるとしぜんはかいになるからです。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 494

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		しぜんをこわしたくはないから、会社の屋根につければいいじゃん はんたいします。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 495

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		これだけ、大量の樹木を、伐採を、すれば、どれだけ、大きな災害がおきるか、目に見えている、それが、どれだけ、霧ヶ峰の自然に、そのふもとに住む。住人に影響をおよぼすか、そんなことはバカでもわかるような事だと思ふ、ほんとうに巨大、メガソーラーなど、迷惑でしかない。迷惑な物を設置することに反対します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 496

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		諏訪地方には太古より縄文文化が栄え、先人たちが豊かな森林、水の恩恵を受け生活をいとなんできた。 今回のメガソーラー事業は現在に至る諏訪地方の文化全てを破壊するものであると考える。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 496

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>企業が準備した説明内容はあまりにも粗末であり、ずさんとしかなわざるを得ない。</p> <p>森林を伐採して自然エネルギーを開発することは本末転倒であり、持続可能な社会をめざす責任のある我々にとって真逆の方向性である。また、水を生かした産業や、自然を観光資源とするこの地域にとって、自然を破壊することは生活基盤自体を失うことになる。</p> <p>長年かけて生活を守るために治山治水をしてきた人々の努力を「環境に対する影響はあるがごくわずか」との見解を示す企業の立場は営利目的でしかない無責任な態度と考える。</p> <p>国は再生可能エネルギーの買いとりの減少方向を示した。将来的なことを考え、この計画は地域のかかえるリスク、しかないものである。企業は自身の持つ社会的責任を自覚し、ただちにこの事業をとりやめるべきである。</p> <p>私たちの未来をこわさないでほしい。</p>	

意見書 497

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>地球の自然の驚異を侮【アナド】ると、ひどいしっぺ返しを受けます。それは人の浅はかな考えでは計りしれないほど、きびしい結果がまっけていると思います</p> <p>その自然を復元するには長い年月、多大な労力と財産(金等)を使う事になります。</p> <p>昭和初期の災害と令和の災害(半世紀で)での質が大きくかわっています。</p> <p>次に牧野組合についてです。自分達の財産ならなにをしても良いとの考えですが、自分の事は最後まで将来も含めて1代が責任を持っていただきたい(想定外とは言</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 497

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>わせません) 人の手が入っていない自然は破壊は少ないです。(カナダの大草原などは)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人達が高い空によって、日本列島を見たいですネ。そうすれば人の気持はおのずと結論が出るのでは！！ 	

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p>

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担する</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				かも)、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。	
4	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？ 過去2度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります。地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？（何時から何時？ 何年間？）基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>①準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰牧場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行料を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰牧場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思えます。</p>

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊦交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	
5	第1章	事業計画の概要		<p>㊦工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。</p>
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>㊦低周波による健康被害はありませんか？</p> <p>低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。</p>

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第1章	事業計画の概要		<p>㊸発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>㊹野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会のご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壤汚染	4-7-13	<p>㊺霧ヶ峰農場に土壤汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はもちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>㊻パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ち</p>

意見書 498

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を 1、既存のパネルが 10 と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>る秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第 1 章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。 今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。 もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>

意見書 499

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 5 節 水質	4-5-10	<p>諏訪市は水道水のすべてをまかなえず茅野市から譲 っていただいています。諏訪に帰省した方、諏訪を訪れ た方は、JR 線路の東側の水を飲んで。「諏訪の水はおい しいね」とおっしゃいます。この霧ヶ峰からの水に影響</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施し てまいります。また、様々な事後調査を予定しており、 異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実 施することも計画しています。補償責任に関しても因果</p>

意見書 499

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				が多少とも及ぼすソーラー事業は、認めるわけにはいきません。 茅野市の大清水上水も一緒です。	関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 500

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		日本の内陸では最大のメガソーラー事業、諏訪湖の7分1の大きさの森林開発が影響を及ぼさない又は影響が少ないとは、到底考えられません。信州大学の先生方も不安視なさっています。水象・災害・景観に多少とも影響があるこの事業は、推進すべきではありません。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 501

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	一、現在の景観の面から、一言申し上げたい。 四賀側から登っても、米沢側から登っても、素晴らしい景観のラインと思って居ります。例えば有賀側の峠にも、ゴルフ場をソーラーにした場所が、有りますが、非常に見苦しく思って、あの場所を通って居ります。ゆえに、あの素晴らしい霧ヶ峰線を、次の、次の、代まで、維持するには、今、絶対受け入れては、ならないと思います！！ そして、20～25年後の原状復帰については、現在言われて居る様な対処は絶対出来ないと思います。 現在の状態に戻すには、それから、何年も何年もかかると思います。	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。

意見書 502

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水の水を飲んだことが有りますか？ 毎日大勢の人が「生活水」としてくみに来ています。本当においしい水です。 10年先、20年先では無く、100年先もおいしい水が飲めますか？ 水は人間が生きていく上で、1番必要で大切なものです。自然が破壊され、森林・生物に影響が出ない分けが有りません。 最近山を走っているといきなり、「ソーラー」が目に入ります。そこだけ異様な風景です。 私達の美しい山々の景環を破壊しないで下さい。 私達にも自分の生活を守る権利が有ります。災害が起きてからでは遅いです。</p>	<p>大清水の水は、我々も飲用させていただく事もありますが、非常においしい水であると感じております。 大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 503

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>今、全国各地で想定外という言葉が使われたゲリラ豪雨がおきてきています。もし諏訪でそんな事態が起きた時、この広い範囲で伐採をしてしまっ、危険が増すのではないですか！それが心配です。 諏訪は、お酒のおいしいことでも有名です。それはやはり山からの水の力が大きいと思います。 これを作ること（メガソーラー）により、枯れてしまったり、汚染されたりすることは本当にないのでしょうか。 これだけ大規模な物が本当にこの場所に必要なのでしょうか。 再考を、是非ともお願いします。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。 そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。 諏訪の酒造用水源については、採水調査が実施可能であった一部の井戸の水質分析結果によれば、酒造井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、事業計画地周辺の地下水流動系が異なるものと考えています（水質分析結果については準備書には掲載しておりませんが、五蔵様への説明の際に示しています）。そのことから、酒造井戸への影響はほぼない</p>

意見書 503

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					ものと考えております。

意見書 504

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>ジャコッパラ遺跡が計画地に広く確認されています。山梨県から長野県にかけて広く縄文遺跡が日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」として文化庁の指定を受けその一角を占めています。準備書では、開発による切土、道路予定地の調査が行なわれていません。準備書ではなく、評価書に掲載するとありますが、何故でしょう。諏訪市の貴重な文化財でもあるため評価書までに丁寧に調査して下さい。試掘による計画の変更箇所がある場合も含め公開してください。</p>	埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。発掘調査は今後予定しているため、評価書にて報告いたします。
2	第1章	事業計画の概要		<p>草刈り後の刈り置き後の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で発電パネルからの火災の可能性についての評価はされていませんが、31万枚という膨大な数のパネル、100個のコンデンサーの故障等による万が一の火災発生についての評価も加えることを希望します。</p> <p>開発地は西の諏訪湖から強い風の吹き上げる地域で枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら上部へと広がり又は飛び火し、消火には難しい地域です。過去の火災のように特に春の乾燥時期は危険なため、火災発生についても評価を希望します。</p>	電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。

意見書 505

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市には影響が小さいとされていますが湧水、地下水などどう見ても諏訪市より影響があると思います。</p> <p>仮に影響があった場合、誰がどう責任を負うのでしょうか？ 今までに日本中でこういったケースがありましたが、きちんと責任を負って対処しなかったケースが多々ありました。また、パネル設置場所は抜根されないとされていますが、10年ほどで根が腐り、崩壊を起こすかもしれないということを聞きました。下流地区に住む者としては不安です。</p> <p>また、今は良くても数10年後、子供達の代になってから問題が起きるのではという不安が非常に強くあります。観光の面から考えるとむしろマイナスでなにもメリットがありません。</p>	<p>大清水水源の水量に対する影響について予測を実施しましたが、大清水水源の主な涵養域が事業地より標高の高い場所であることから減水する影響はほとんど想定されないと考えています。また、本事業では汚濁水を発生させるようなことはなく、農薬の使用も計画していませんので、水質に対する影響も想定していません。なお、大清水水源の湧水量についてはモニタリング調査を実施してまいります。</p>

意見書 506

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1、私が勤務しているのは諏訪の酒蔵「舞姫」です。</p> <p>舞姫では酒造りの際、霧ヶ峰の伏流水を使用しており、この地下水が出なくなる。汚染される等の現象が発生すると酒造りが出来なくなります。酒造りが出来なくなれば、私は当然のごとく職を失います。美味しい酒が造れなくなる、職場が奪われる等の恐れがある今回の事業は中止していただきたい。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示しておりません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>2、2年程前に、我が家の駐車場が大きく陥没しました。原因を調査したところ家を建築した際、抜根しなかった部分があった様で、この抜根しなかった木が15年経過後に腐って分解してしまった結果、陥没したものと判明しました。</p> <p>今回の工事では大量の木の根っこを抜根しないと聞</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>今回は抜根しない切株に盛土するような計画はありませんが、ご指摘の懸念を踏まえて日常の管理を適切に行ってまいります。</p>

意見書 506

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>いていますので、10 年経過以降に大規模な陥没が発生し、悪くすると土砂崩れの恐れもあります。 この様な危険な工事は中止すべきと考えます。</p>	
3	第 4 章	第 8 節 地形・地質	4-8-31	<p>3、私は茅野市に住んでいる関係上、上川の上流に堰堤が作られ、土石流災害の恐れがある今回の工事は人命にも関わる事なので取りやめていただきません。災害が起きてからでは取り返しがつきません。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 507

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 10 節 動物	4-10-52	<p>盛夏の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。公開されていた「諏訪市四賀ソーラー事業（仮</p>	<p>調査で確認されたサツキマス（アマゴ）については、貴重な個体群を保全するため、河川は、調整池の設置区</p>

意見書 507

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>称) 環境影響評価準備書」について、大きく3つの事項に不備等があると感じたため、アセスメントを所管する長野県環境部環境政策課および内水面漁業を所管する長野県園農政部園芸畜産課水産係に標記資料をお送りしたところです。参考に開発事業者である御社にもお送りします本来は業務を受託された株式会社環境アセスメントセンター様において、検討・提案がなされるべき事項と思われ、御社にとっては甚だ迷惑なことと思えます。昨今、茨城県の国木原太陽光発電所建設工事に伴う濁流の発生により、下流の十王川に土砂が堆積しイワナ、ヤマメが全滅したとの記事がデイリー新潮に掲載されました。計画地下流部の横河川、上川で同様の事態が起こることは容易に想像できます。長野県（諏訪地域）固有亜種のサツキマス（降湖型）絶滅回避に向けてご配慮いただきたく思います。「今更遅い」ということも重々承知していますが、死滅してからではもっと遅く、取り返しがつかないのも事実です。社長様ともご相談いただき、事業計画の変更という大英断を是非ともお願い申し上げます。故郷というのは、こうやって少しずつ失っていくものなのではないでしょうか、少しでも将来に残せたらと思っております。</p> <p>何卒、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>間以外、改変しないほか、河川沿いの森林を保全区域として設定する、産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は、河川沿いの工事を行わない等の対策を行います。また、調整池末端の構造については、魚道の設置を検討しますが、そのことによって下流側で放流された国内外来種が移動してくることも鑑み、サツキマス（アマゴ）の保全にとっての最善策を採用していきたいと考えております。</p>

意見書 508

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>我が家の水道の水は市販のミネラルウォーターよりもおいしいのです。</p> <p>少しでも水道水の質に影響が出る可能性があるならやめて下さい。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくこ</p>

意見書 508					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					とを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 509					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>大量の森林伐採計画では、パネル設置場所は抜根されないとされているが、根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて、斜面崩壊などを起こす可能性もあると聞きました。パネル設置場所が将来崩壊して被害が及ぶと予想するととても怖いです。</p> <p>下流域で米作りをしている田んぼへ泥、細かいシルトが流れこむことは避けられない。水量が確保されないだけでなく水質悪化によって農作物の生育に影響し、農業被害は避けられない。</p> <p>湧水・地下水に少しでも影響があるならば開発には反対です。</p>	<p>供用後は斜面の状況確認を定期的に行い、根の状態を含め斜面管理を行っていきます。また、造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的で調整池をつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 510					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。</p> <p>除草剤を全く使わないとのことでしたが、誰が管理や検証を行うのでしょうか。除草剤を使用した場合、農作物や周辺の森林や生態系への影響が心配です。</p> <p>20年後の原状復帰の具体的な構想や計画、責任者、パ</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは</p>

意見書 510

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ネル等の撤去や処分、管理等について具体的な計画を示してほしい。</p> <p>万が一事業者が破産した場合、パネルの撤去や計画地の管理などは、誰が責任を負うのでしょうか。現地権者の譲渡した場合、その後責任は、現地権者が負うのでしょうか。</p>	<p>言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 511

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大規模な伐採、掘削等により、土石流危険区域になってしまう事は明らかです。</p> <p>「パネル設置場所は抜根しないから安心」ではありません。数年後には根が腐り、地表を支持する力が無くなります。</p> <p>近年、全国で想定外の集中豪雨が降ったり、特に最近茅野市など土砂災害警報が発令されるなど、毎年気候変動が著しく、何一つ安心な事はありません。</p> <p>地下水への影響についても、「大清水」など、当初は「影響はない」としながらも、「極めて小さい」と変わっていますが、わずかに数ヶ所のボーリング調査による水質の検査だけで、鉄平石などの岩盤を通っていく複雑な「みずみち」を簡単に判断できるはずがありません。「除草剤は</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、防災上の安全面や水質の悪化を招かない様考慮しながら行っているところです。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、そ</p>

意見書 511

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>使用しない」とありますが、一部では除草剤を使用していたと耳にしました。これほどの広大な土地を管理するのは極めて大変な事で、コストがかかり、除草剤の使用を危惧します。「大清水」など、地下水が湧き出るのは数十年後です。水質への悪影響に限らず、水量の減少、又は水枯れ等、万が一影響が出たとなれば下流域の生活飲用水から農作物(特に米沢米)、河川に生息する生物等全てにおいて被害は「死活」問題です。</p> <p>よって、土砂災害から地下水への影響等全く心配がないと言える調査とデータが明らかでない限り、私はこの事業には絶対反対であり、このような調査とデータを明らかにするのは、無理な事であると思うので、計画を中止すべきです。</p>	<p>の結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>パネル設置エリアに残る根については、発電施設を継続的に管理してまいりますので、その一環として斜面の状況も確認し、状況に応じて対策を実施いたします。また、除草に関しては、除草剤を使用せず人力による管理を行う予定です。</p>

意見書 512

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>四賀ソーラー事業についてこれまで何度も各戸にチラシが配布され、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長野県の目標とする自然エネルギーの割合に貢献する ○地権者の方々のご要望に応える <p>等と謳い、事業の必要性をアピールしているが、このような大規模なソーラーは必要なのか、失おうとしている自然は元には戻せないと言う不安がつかない。自然エネルギーを奨めることは大変結構だが、森を壊さないでほしい。</p> <p>そもそもなぜ自然エネルギーなのか？ 原発に頼らないエネルギーに転換していくのも一つ。 そして、CO₂削減も大事な目的だと思う。 CO₂を吸収してくれる森を壊してはならない。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 512

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ぜひとも小規模なソーラーを奨めてほしい。これは県にもお願いしたい事だ。</p> <p>地権者の高齢化で山の管理が難しくなっている。とも聞いたが、この事業を始めることで本当に山の管理ができるのか？ そもそも管理は必要なのかについても疑問を抱いている。</p> <p>以上の点から私はこの事業に反対したい。</p>	

意見書 513

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 514

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>霧ヶ峰観光の目玉である グライダー上空からの景観が調査に含まれていません。 グライダーが旋回するときは、パネルをおおいかくす等の処置をするのですか？ もし対策がとれないのなら、即刻、この計画を中止してください。</p>	<p>景観については長野県の環境影響評価技術指針に沿い、主要な景観資源への影響、主要な視点場からの眺望景観への影響について予測評価を実施しています。主要な視点場としては、一般の不特定多数の方々の利用する場所を考えています。こうした観点からは、上空の視点は主要な視点場にはあたらないと考えています。</p>

意見書 515

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>・景観評価になぜ、「グライダーからの景観」がないのですか？</p>	<p>景観については長野県の環境影響評価技術指針に沿い、主要な景観資源への影響、主要な視点場からの眺望景観への影響について予測評価を実施しています。主要な視点場としては、一般の不特定多数の方々の利用する場所を考えています。こうした観点からは、上空の視点は主要な視点場にはあたらないと考えています。</p>
2	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>・実験区を作って、2～3年様子をみてから、あらためて影響を考えることはできないのですか？</p>	<p>事業の実施に当たっては、様々な事後調査を予定しています。例えば、貴重植物の移植などは、最低3年程度の経過を観察する事としています。各保全対策については、実施したきりではなく、事業を実施してからも数年間観察し、状況を公開しながら行っていく予定です。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-36	<p>・ボーリング調査を御社自身がしていないのにどうして安全といえるのですか？</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいますが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 515

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					しかしながら、安全のために追加のボーリングが必要と考えられるところについては、新たなボーリング地点を選定して追加調査を現在実施しているところです。
4	第1章	事業計画の概要		<p>・何故、観光客にアンケートをとらないのですか？</p> <p>◎今、事業を中止するとしたら、何が問題になりますか？ 具体的に教えて下さい。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 516

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-36	<p>私は諏訪市元町で清酒製造に携わっている者です。</p> <p>私は、諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に反対いたします。</p> <p>清酒醸造において、特に中小企業の清酒メーカーにとって、原料水、いわゆる仕込み水の成分は清酒の味を決め、ブランドを維持する上で大変重要な要素です。諏訪市元町周辺には5つの酒造メーカーがあり、ほぼ同じ軟水系の仕込み水を使用しているにもかかわらず、僅かな仕込み水中のミネラル成分の違いから各社ごと品質の差を作り出し個性ある清酒製品を製造しており、これら清酒製品の高品質さは全国的にも有名です。</p> <p>また、元町周辺から東側に位置する霧ヶ峰高原エリアは、そのロケーションの良さから多くの観光客が訪れる観光地であり、観光客がそこで感じたイメージは、霧が峰高原エリアから流れてくる地下水を使用して醸造されている清酒製品への付加価値となり、消費者への訴求力を高めています。</p> <p>今回の四賀ソーラー事業へ反対する理由としては、①元町周辺で湧き出る地下水にはほとんど影響が無いといわれているが、僅かなミネラル成分の違いが清酒醸造に与える影響は大きく、事業が行われた際、数十年後に</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示しておりません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p> <p>五蔵の皆様には、これまでどおりお酒造りを続けていただけるものと考えています。</p>

意見書 516

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				湧き出る地下水水質に僅かでも影響が出ることは許されないこと、さらに、②事業が行われた際、霧ヶ峰高原エリアのロケーションの良さが低下するため、消費者がロケーションの良さからイメージする清酒製造にふさわしい場所と合致する付加価値が失われ、元町で醸造される清酒製品の価値が低下し売り上げが低下することが予想されるため、の2点です。	

意見書 517

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-36	大規模伐採により霧ヶ峰全体の自然環境に大きな負荷となります。 横河川源流、清流住む生物にも影きょうが？ 地下水にも少しでも影響があるならば開発に反対です。	大規模伐採による周囲の影響については否定できないと思います。 そのため、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置する計画として、パネル設置エリア、管理用道路および調整池の流出係数を 0.90(降った雨の 90%が直接流出)する極めて安全側の条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。 工事中から供用後の一定期間には湧水等の水量・水質変化の有無についてモニタリング調査を行い、効果が表れているかどうか(予測した影響よりも大きい小さいか)について検証していきたいと考えております。 また、河川の生物の環境保全に対しても、事業地内の沢や湿地は、十分なバッファゾーンを設けた保全エリアとするなど、環境保全に配慮しております。

意見書 518

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	森林伐採とパネル設置による気温上昇について、評価されていません。樹木、下草、コケ類、土壌の水分で分まで下げられていましたが、世界中の温暖が進みます。人間が住み良い世の中でたいです。子ども達ためにも自然の中で住みたいです。	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 519

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		現在、活用用途の低い広大な土地を有効活用できることは大賛成です。また太陽光発電という自然エネルギーの活用は、CO ₂ 削減など将来の環境改善につながるため、建設に関する安全性の担保が確保されれば、前向きに推進していただきたいです。	建設時に安全性を確保するように努めて作業をしていくとともに、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 520

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境にも配慮した形で持続可能な社会を築くために、再生可能エネルギーである太陽光発電所を建設する事には賛成である。事業者もエネルギー関係の事業者で、信頼できると考えられる	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 521

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	米沢の宝物である大清水を子供や孫達へ残すには絶対的に反対です。 地質に変化がおきて水の道がかわって飲めなくなるので安心出来ません。	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 522

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		未来の子供たちに環境との共存をしたエネルギー供給を継承してゆくためにも、再生可能エネルギーの施設は重要だと思います。日本の未来のためにも本件建設に賛同いたします。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努め、本事業が地元の皆様から還元される事業となるようにします。

意見書 523

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	「L000P 準備書・ニホンヤマネに関する意見」 (株) L000P に対する質問 (確認事項) ①ニホンヤマネに関して調査をされた会社名を教えてください ヤマネの調査経験が有るのか？	株式会社環境アセスメントセンターが実施しております。 巣箱の設置等を含め、ヤマネの調査経験があります。
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	②調査方法について A、巣箱を利用したのか？ 利用したなら箱のサイズと入口のサイズは何センチか？ 何箱使用したのか？ 通常は、50箱以上使用する B、巣箱を利用しなかった場合、 なぜ使用しなかったのか？	巣箱調査については、生息環境を提供することとなり、その場所に定着していない個体を誘引する可能性があるとの判断から実施しておりません。 調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生

意見書 523

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ヤマネの情報を出来るだけ得る為には、巣箱を使用する事は必須である	息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。
3	第4章	第10節 動物	4-10-2	<p>③P4-10-2 任意観察 1) 哺乳類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春、夏、秋、冬の年1回の調査？ 動物調査では考えられない調査回数 ・今回の事業地内、事業地外でヤマネの生活圏を決める事は難しい。 <p>雄・雌、成獣、子供を問わず事業地内、事業地外を季節に問わず行き来している可能性が大である。ヤマネの棲息域は、事業地内、事業地外で判断するのは間違い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマネの姿を見かけなくても、フィールドサインでヤマネの糞と足跡が区別できる調査員がいるのか？ ・糞のサイズを知っているのか？ ・ヤマネが出す超音波測定し確認したのか？ ・樹洞のみの調査だったのか？ ・樹洞何メートルの高さまで確認したのか？ ・巣は、野鳥が作る巣に似た物を作ることがある。 ・野鳥の古巣を使うが確認したか？ ・樹上生活が主だと書いてあるが、地上での生活もしている。この点での調査をしたのか？ ・樹洞は、比較的少ない為に樹洞を中心での調査では、あまりにもヤマネという動物を知らなさ過ぎての調査である ・樹の太さと入口直径何センチの樹洞を対象として調査したのか？ ・記録用のカメラの設置位置場所と高さは、何メートル？ ・季節によっては、木々の葉が生い茂り確認は非常に難しいが、クリアされての調査か？ ・準備書の中での樹洞入口の写真などで、どのような事が分かったのか？ 	調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。巣箱調査については、生息環境を提供することとなり、その場所に定着していない個体を誘引する可能性があるとの判断から実施しておりません。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。

意見書 523

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマネをはじめ野生動物は、体がすれて入る位の入口を好む為、この樹洞の入口のサイズからは、大きすぎて雨、外敵の問題で使用確率が低い 	
4	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>④表 4-10-4 確認した哺乳類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマネは、季節により標高によって活動の内容がずれるが、この調査ではどう認識して調査されたのか？ ・ヤマネの確認時期とは、春夏秋の何月？ それは移動中か、出産か、子育てか、冬眠準備か、に関わる事柄で調査時期によっては情報内容が変わる ・特に秋は、何月に調査されたのか？ 	<p>事業地周辺にてヤマネを確認した時期は7月になります。</p> <p>秋の調査は10～11月にかけて実施いたしました。</p> <p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>
5	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑤結果的にあまりにも、ヤマネの事を知らないでの調査としか思えない。</p> <p>調査期間と回数で驚いている。40年以上ヤマネをはじめとして野生動物を調査する者から考えて、これは今時のセンサーカメラを使って趣味でちょっと調べてみたような程度で、ページ数を増やしたいのか、これで調査をしたとはとても思えない報告である。</p> <p>一応、ただ調べましたという事のようにです。</p>	<p>巣箱調査については、生息環境を提供することとなり、その場所に定着していない個体を誘引する可能性があるとの判断から実施しておりません。</p> <p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>

意見書 524

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>語る迄もなく、自然破壊である事は間違いない。予定用地の植性を破滅するばかりでなく一度破滅させると</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるよう</p>

意見書 524

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>復元はほとんど無理です。 ましてや地下水に於ては、数十年後に影響が表われる為、一度や二度のボーリング調査では簡単に決果を出すのは絶対に無理。 大切な自然と資源を後世に残すのは吾々の使命！！ ちなみにゲーロツ原や大清水をありがたく大切に利、使用させていただいている。自然愛好家の人間です。 絶対反対！！</p>	<p>な事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 525

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>天然記念物ニホンヤマネの専門家の計画地内で確認したり放獣した経験があり適正な調査を改めて実施して下さい。 大切な自然子供のためにも絶対に反対です。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。巣箱調査については、生息環境を提供することとなり、その場所に定着していない個体を誘引する可能性があるとの判断から実施しておりません。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>観光地として霧ヶ峰は涼しい所です。気温上昇気流の多発具体的な事 適正な調査を改めて下さい。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 526

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>人工物はいつか朽ち果てて、自然のサイクルのように再生する事はない。</p> <p>クリーンエネルギーというのが自然を壊して作るエネルギーの何がクリーンなのか？</p> <p>電気は足りている、むしろ節電できる技術を開発すべきで一部の投資や利益のために、やるべきではない</p> <p>未来ある子供のためにも、自然や水、地球を守りたい。ソーラー設置には反対します。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 527

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私たち諏訪林業士・GM 会は、長野県認定の林業指導員が集まった団体です。</p> <p>2年間の林業の専門知識を学び、長野県内10地区において森林の多面的機能について考え、その価値を伝える活動を行っております。諏訪地域においては林業従事者・森林所有者・地方公務員・一般市民など26名の会員で構成されております。</p> <p>常に森林に関わり、森林の多面的機能について考えている立場から、環境影響評価準備書に対する意見書を提出いたします。</p> <p>1. 森林整備という選択肢について</p> <p>「組合員の高齢化により山林の維持管理が以前にも増して難しくなっている。その中で有効な活用方法が模索されていたが、本事業により再生可能エネルギーの普及に寄与することが有効な活用方法につながるとして、本事業用地として活用する計画が開始された。」(第1章事業計画の概要の第5節)</p> <p>とありますが、当該地は、森林経営計画を樹立することで中長期的に森林所有者の負担をかけずに森林整備</p>	<p>・本事業計画地は、現地権者より Loop が購入して事業を実施することが前提ですが、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 527

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>を実施することが可能です。比較的平坦である地形ですので作業道を開設することで 80%～90%が森林循環可能なエリアとすることが出来ます。間伐と一部皆伐一植林作業を行うことで、将来世代に渡って水源地を保全しながら豊かな森林を残していくことが出来ます。</p> <p>管理においても、組合員の人足をそれほどかけずに実施することは可能なのですが、未来世代に渡って豊かな森林資源を残していく森林整備については、どこまで検討され、結果なぜ Loop 社におけるメガソーラー事業の方が有効な活用方法に繋がると考えたのか、その経緯についてご返答をお願いいたします。</p> <p>メガソーラー事業に対しては多くの住民から工事について、また工事後の運営について懸念が寄せられています。準備書を通して見ても、水象・土砂災害の危険性についてその懸念を払拭するものではありません。なぜメガソーラーの方が森林整備よりも有効な活用とされたのか、伺いたく思います。</p>	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>2. ボーリング調査について 諏訪林業士・GM会の有志の者が、本年4月5日以降、御社の説明会に参加しております。</p> <p>その中で住民からの質問が何度もありますが、なぜボーリング調査を実施しないのか、我々の方からも質問したいと思います。</p> <p>日本最大級のメガソーラー計画であるという社長のお話がありました。それにより多くの視察が来るだろうという話もされました。であればなおさら、慎重に事を進めることを提案します。</p> <p>他社もしくは他人のボーリング調査結果のみを参照して、自分たちでは実施しないというのは理由にならないと思います。周辺へどういう影響が出るのか、徹底的に調べてから工事を開始する事は最低限必要な構えだと思いますが、何故全く実施しないのか？ ご回答をお願い致します。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。特に、公表されている様々な既往資料結果を用いて当地域の地下水の流動状況は説明可能と判断しています。</p> <p>その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 527

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第1章	事業計画の概要		<p>3. 自然エネルギーの展開方法について</p> <p>「本事業では、地域と調和した事業を前提として、再生可能エネルギーの1つであり、2030年時点の日本の望ましい電源構成において、水力発電に次ぐ発電量が期待されている太陽光発電を行い、先に記述した日本国内外、そして長野県内で必要とされる再生可能エネルギーの導入促進に寄与することを目的とする。」(第1章事業計画の概要の第4節)</p> <p>中村社長は、自然エネルギーの事業を推進する意義を説明会でも述べていましたが、そもそもエネルギー問題は、地下資源の枯渇・温暖化問題があり、そこへの対応策として原発が促進されてきた。けれども、原発は一度事故が起こればその損害は多大であって、そんな危険を孕んだエネルギー対策では駄目だという事になって、自然エネルギーが着目された経緯であると思います。</p> <p>福島原発事故をきっかけに、再生可能エネルギーへの期待は高まりつつあり、日本の自然を活用した自然エネルギーを電力に変換することは推進すべき事業だと我々も思っています。しかしその自然エネルギーを活用するという事業が、大規模に森林伐採をし、土砂災害や水象への影響を引き起こす可能性があるというのは、本末転倒であると考えます。</p> <p>太陽光エネルギーの事業は、街場で展開することが好ましく、御社の家庭用蓄電池等は街場において普及することにより大変意義深くなると思います。このまま強行に進めて評判が下がる前に、街場における太陽光発電システムを展開する事業に注力される方が宜しいのではないかと思います。如何お考えでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 ・環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。
4	第1章	事業計画の概要		<p>4. 鹿児島県霧島市のソーラーパネル敷設地の土砂災害について</p> <p>去る6月末に、鹿児島県霧島市のソーラーパネル設置区域で、中規模の土砂災害が起きました。</p> <p>この事案について、御社のコメントを頂きたいと思</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業については回答を控えさせていただきます。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 527

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ます。 ちなみに新聞記事によりますと、当初想定していた雨量以内であったにも関わらず、土砂崩落が起きたとの事です</p>	
5	第1章	事業計画の概要		<p>5. 伐採工事の方法に関する疑問点を下記に列挙いたします。それぞれご回答いただけますようお願いいたします。</p> <p>①「道路と一部構造物以外は抜根はしない」とのことですが、どうやって幹や枝の搬出をするのか？ 又、パネル設置の際邪魔になる根株は撤去するのかしないのか？</p> <p>②木材の搬出量は、15,364t となっていたり、17,309t と書いてあったりする。 何れにせよ、この分量の中に根株や枝条は含まれているのか、いないのか？</p> <p>③大量の根株や枝条が出ると思われるが、どのくらいの分量と予測し、その処理方法はどのような方法を考えているのか？ またその処理費用にどれだけかかると試算されているのか？ (他の事業地の事例で、根株や枝条を埋設処理する所もあるようだが、本事業では行わないということを確約できるか？)</p> <p>④工事の元請業者は決定しているのか？ 大手ゼネコンから、諏訪地区のAクラスの土木業者、その下請けとなっていく場合、現場に十分な事業費が確保されるのか懸念される。それぞれの契約関係に関してLoop社はどのように関わる予定なのか？ もし契約文書案があれば、その文書は公表できるか？</p> <p>⑤立木のプロット調査を50箇所行っただと書いてあるが、どこで、どのような方法で、どんな調査結果だったのか公表できないか？ (公表しているとしたらどこにあるのか？)</p> <p>⑥以上、工事のイメージが明確でない場合、また発注</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の管理道路として整備する道路は、工事期間中は工事用道路として使用します。 この道路を使って伐採した樹木を開発区域の外に搬出します。 根株は、杭打ちや資機材の運搬に支障の無い高さでカットし、撤去せずに残す計画としています。 ・根株や枝条を含んだ数量としております ・再利用不可能な樹木については産業廃棄物として適正に処理いたします。処理費用については工事計画の中に含み事業性を検討しております。 ・工事元請け業者は現時点では決定しておりませんが、太陽光発電所建設の実績のある会社を採用予定です。地元企業の協力も得ていく考えです。 ・工事計画の説明会については検討させていただきます。

意見書 527

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				関係が曖昧な場合、工事着工後、これまで説明会にて地域住民に説明していた内容との齟齬が生じる可能性があります。いざ工事を着工してしまえば何をやっても良いという構えでは困りますので、事前段階で工事の計画を具体的に示し、住民に説明する必要があると思われます。今後も意見書に対する回答も含め、丁寧な説明を続けて行く意志はありますか？ また工事の計画を公表された後、その工事が具体性を伴うものなのか現地踏査を含む説明会の開催を行う予定がありますか？ 回答をお願いします。	
6	第1章	事業計画の概要		6. 1Kwあたり40円で計画していたものが、仮に18円になった場合でも工事を進めるつもりなのか？ その際、事前に計画していた内容通りの工事が可能なのでしょうか？	工事計画については当初予定したFIT単価が確保できなかった場合、当初計画と比較し、見直す必要があると考えております。
7	第1章	事業計画の概要		7. 土地の転売や事業権限の転売を行わない等の制約はないのか？ 林地開発が認められ、工事着工段階になった場合、工事対象地は上桑原牧野組合からLoop社へと土地の権利が移るとの事ですが、この土地の転売に関して何の制約もないのでしょうか？ 工事着工段階で他社への売買を行うことで責任の所在が曖昧な形で工事が実施されたり、また工事完了後、運営の段階で他社への売買を行い責任の所在が曖昧な形で事業運営がされたりすることを懸念しています。これだけ大きな工事であり、転売の権利を乱用しないような協定書を地元区と取り決めておくべきだと考えます。	本事業地を転売する計画は、現状ではありません。

意見書 528

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>はじめまして。茅野市で子育てをしている一市民です。</p> <p>林業を現場で3年経験し、現在は農作業系の仕事をしています。</p> <p>山を歩いて木を伐り、蔓をとり、地べたに這いつくばるように細かな草取りをしたりと、自然相手の仕事をしていると森はゆっくり育っていることがよくわかります。そうして時間をかけて出来上がった地下組織の構造が大きく変わった時、水や地力などに変化があることは容易に想像できます。諏訪の酒蔵の井戸水への影響や鹿児島県のソーラーパネル敷設地の土砂災害のようなことが起きれば私たちは地域の宝を失うことになります。</p> <p>自宅に配布された冊子には「近年多発する集中豪雨対策をするにも、組合員さまの高齢化もあり、広大な森林を健全に維持管理することが難しくなっている」とありますが、それを理由にするならば、代々大事にされてきた森ですから森林整備などのもっと自然な選択肢で後世につないで行ってほしいのです。</p> <p>エネルギー問題を考える時にソーラー発電は有効だと思いますが、大規模な森林伐採を伴う「メガ」なソーラー発電施設はとても心配です。</p> <p>大きなものを動かすとき、ぜひ小さな声をくみ取っていただきたいと思います。</p> <p>私はメガソーラー建設に反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 529

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>一年に数日だけ親に連れられて来ていた信州。それでも幼い記憶にしっかり埋め込まれたこの地の懐深さ。いつの頃からか、信州での暮らしを叶えることばかり思う</p>	<p>・太陽光発電所発電所としてパネルの耐用年数後も交換して永続的に利用することで、県の再エネ計画の推進につながり、ひいては社会全体のためになるものと考え</p>

意見書 529

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ようになっていました。</p> <p>もしあの時に見た景色が巨大なソーラー施設だったなら、私はここに住んでいないだろう。あそこで暮らしたい。私みたいなよそ者が焦がれて焦がれて仕方ない魅力がここにあることを、失うかもしれない今になって改めて痛感しました。</p> <p>エネルギー問題を、幼い記憶と個人的な感傷で論じることに恥ずかしさも覚えます。けれど、この無念さと焦燥感の根っこに「無機質な風景に対する拒絶感」があることを見ぬふりできないから、この想いにこだわって声をあげようと思いました。自分がそうだったように、この風景に助けられる子どもたちがきっと居るだろうと信じています。</p> <p>以下、ご回答を求めます。</p> <p>①東京ドーム 40 個分の敷地に 31 万枚のソーラーパネル。耐久年数 20 年のパネルがもたらすものは、いま、私たちが霧ヶ峰の山々から享受しているものの価値を超えるのでしょうか。</p> <p>②たくさんの命から大事なものを奪ってまで、自然を破壊してまでして得る必要があるのでしょうか。</p>	<p>ております。長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。</p>

意見書 530

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>森林を伐採して自然を破壊してしまうことは、観光業にとって大きなマイナスになると思います。</p> <p>諏訪にとっては、大きな痛手になりますし、森林がなくなることは、大変、心が痛みます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 531

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>植樹により再生した森林を管理できないという理由で伐採し、自然エネルギー開発を行うという事は人間のエゴであり、本当に自然について考えているのか疑問。</p> <p>また、せっかく自然に囲まれた土地なのに、メガソーラーの設置により景観を損なう事は地域にとってもマイナスではないか。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 532

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪湖の7分の1を占めるという広さ… 未来の子どもたちにとって、安全とはとても思えません！</p> <p>縄文中期、日本で一番栄えたこのエリア、縄文人は、自然に感謝し、共存共栄してきました。 そのDNAがこのエリアにはあります。 その思いが…誇りが…未来まで続くことを祈ります！</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 533

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の提示内容から、環境について大きな問題はないとのこと。自然を大切にしたい気持ちはもちろんありますが、今後の日本としての将来性や、日本という小さな島国で活用されない放置される土地の問題という観点からも、太陽光発電という、地球自体に優しい自然エネルギーを後押ししていくことは、よい選択だと思います。しっかりと環境などへの配慮がされて建設されるのであれば、何も言うことはありません。</p>	<p>今後も地元の皆様の意見や関係機関の指導により、より良い計画として進めていくとともに、引き続き可能な限り環境への影響を回避・低減するよう努めます。</p>

意見書 534

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>湧水を理解するための地質構造や地下水の流れを知るための調査は絶対必要、キチンとボーリング調査を実施すること</p> <p>県関係の質問を無視し、水取分析のみで評価しているのは？ 湧水や地下水に〈影響は小さい〉としているが、小さくてもある事を考えていないのは？</p> <p>大自然の昔からのすばらしい土地を破壊して反強引に進め様とする狙いは何ですか？</p> <p>自然や生物、下流住民に少しでも不安や影響考えられるならば絶対やめるべきです。</p> <p>下流域に少しでも不安があるならやめて下さい。</p> <p>企業側は利があるかも知れませんが住民には何ら得にもならない。</p> <p>何万の人が反対しているにもかかわらず進め様とする企業側の態度は許せません。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。まずは地下水の器としての地質状況から地下水の流動状況について検討し、その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、地質分布状況や現地での調査結果から、下流の水源の利用に支障が生じるような影響はほとんどないとの予測ですが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 535

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私はこの Loop Solar Project を反対しています。とても不安です。</p> <p>この数か月間に色々な説明・勉強会を参加した結果、このプロジェクトの環境や地域経済への影響に対しての調査・研究は不足していると思うようになりました。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご意見いただいた項目に関しても県環境影響評価の手順の中での県技術委員会の審査を経た上で、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 535

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>この大規模な太陽光パネル基地はどのぐらい水源や自然環境に影響するかをしっかりと調べて、計算して、研究して、データを十分ためてからリスク対メリットを深く考慮すべきだと思います。大規模太陽光ファームの存在はまだ20年でもないので、実際の影響のデータは足りないという事実から、「じゃ、反対する根拠がないのでやる」というスタンスはだめだと思います。特に、この高原地域で、水源や自然と文化の宝物が多い地域で設置するのは危険だと思います。</p> <p>私は科学や技術の専門家ではありません。ただの人ですが、28年前にアメリカのカリフォルニアからこの諏訪に引っ越してずっと住んでいます。この場所は大好きです。守りたいです。このプロジェクトにリスクがありすぎると思います。</p> <p>以上</p>	

意見書 536

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプ5万台分の残土は鉄平石採石場へ出す様ですが、盛り土の設計、計画、管理、泥水の流出対策等具体的な安全工法や責任者を明確に。 ・横河川源流域の3ヶ所に計画する堰堤を造り調整池とするのか、なぜ川の中に作るのか、ギモン ・地質調査でなぜボーリング調査をキチンと実施しないのか。 	<p>残土については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご意見いただいたボーリング調査に関しても県環境影響評価の手順の中での県技術委員会の審査を経た上で、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。調整池の場所も同委員会の審査を経て決定しております。</p>

意見書 537

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は、元に戻ることはありません。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。

意見書 538

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	「大清水」のモニタリングをしても、結果が出るのは10年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は、誰がどうやって何時発明するのですか？ その時の対処法については、「今、現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて、対処する。」との回答でしたがそれ以前に今、計画段階で出されている、有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。	貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop 社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に</p>

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。デー</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけ</p>

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>タとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>㊦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？ (何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>㊧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>㊨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>する事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰牧場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>㊩工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力させていただきたいと考えてお</p>

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					ります。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました。十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響について研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。</p>
7	第1章	事業計画の概要		<p>㊦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>㊦野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事により。昆虫については草地環境が増える</p>

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ださい。	事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。</p> <p>人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や 動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた 山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。 このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実 際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになってい るようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木 を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネ ルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパ ネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番 よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してくださ い。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の 間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討し ています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場 地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ち る秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは 計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反 射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画 をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、 確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設 備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのま ま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置 し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画を</p>

意見書 539

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>しています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると思っています。</p>

意見書 540

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水を霧ヶ峰も小さい頃から遊んだりした大切な場所です。大切な思い出がつまっている場所です。</p> <p>少しでも影響があるのであればやめてほしいです。</p> <p>これ以上、自然が破壊されたくもありません。</p> <p>「影響はあるが極めて小さい」なんて言葉だけで済まさないでほしい。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 541

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>この準備書は“無効”です。なぜなら真の影響評価を考えてないからです。先日 7/29 の茅野市での質問会にて「上田のソーラー周りが草ぼうぼうではないか」の質問に対して、中村社長はおっしゃいました。「上田の事業所はすでに売脚したもの。我が事業所では決して荒らすことなくきちんと管理します」管理するのは当然ですが、貴社が起こす事業に対して最後まで責任をとっていないところが問題なのです。手放してしまえばもう自社とは関係ない……それでは困るのです。</p> <p>今回のメガソーラー計画においても、もし、この事業が「人の管理ができなくなった山間をうまく利用したものだ！」と世の中の人が勘ちがいの場合、我も、我もと山を提供する者、山をくずしてまで儲けようとする者が出てくるのは必定。そんな時も、「Loop 社は規定の開発をしたのみ、他は知りません」などと言うのでしょうか？</p> <p>このように、自分たちの事業がその地域におよぼす 10 年、20 年…100 年単位の影響が予測されていない。目の前の事象や利益しか考えられていないところに、大きな欠陥があるのです。全くもって、“持続可能”ではありえないのです。だから、この環境アセスメントは、初めからやり直すべきです。</p> <p>まず、この地に、メガソーラーが必要か否かその原点から、見直すべきです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 542

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>僕はソーラー計画に反対です。</p> <p>メガソーラーの話しを聞き、まず疑問に思ったのは、何の為にやるのか？ ということです。電力を発電し、</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 542

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>人の暮らしを豊かにする為？</p> <p>人間の利便性の追求の為にたくさんの生き物、植物（木、草、シダ、コケなど）、昆虫、鳥類、動物などの命を奪ってしまうこと、それも多量に、自然の寛容能力を超えて行ってしまう事に問題があると思います。</p> <p>先日、米沢から県道 424 号線で踊場湿原～霧ヶ峰に上がり、それから歩いて旧御射山を通り八島湿原を見てきました。この地域では国の天然記念物にも指定されている3つの湿原、踊場湿原、車山湿原、八島ヶ原湿原があります。</p> <p>3 湿原はそれぞれ独自の特徴があり、それぞれにそこでしか見られない固有の植物もあります。これらは霧ヶ峰という独特の風土と長い歴史により育まれてきたものです。</p> <p>それがソーラー計画により損なわれる危険がある。</p> <p>そしてメガソーラー建設予定の下流にある水源が脅かされるのも心配です。</p> <p>また霧ヶ峰一帯には観光に来られる方々がたくさんいらっしゃいます。景観を損なうという面でも特大な損失です。</p> <p>子供たちや孫の世代、今から先、生まれてくる未来の人たちへ、自分たちが遺していかなければならないのはどちらでしょうか？</p> <p>僕はこのメガソーラー計画に反対です。</p>	

意見書 543

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の調査、どれもこれも数値が良いに決まっている。</p> <p>今は、山々がおだやかで人にあらされていないから、</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。</p>

意見書 543

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>あたりまえ。 そんな数値を元に、「影響ありません。もし影響があってもごくわずかです」などと書いてありますが。 何年先まで、安心、安全と言いきれますか？ 10年ですか？ 100年ですか？ 1000年先までも、安心といえますか？ 大清水の水を飲みつづけることはできますか？ それらが、安心、安全と言いきれなければ、霧ヶ峰にメガソーラーをつくることはやめてください。絶対、絶対やめてください。</p>	<p>す。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 544

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>未来の子供たちに環境との共存をしたエネルギー供給を継承してゆくためにも、再生可能エネルギーの施設は重要だと思います。日本の未来のためにも本件建設に賛同いたします。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力の一翼を担えるように努め、本事業が地元の皆様から還元される事業となるようにします。</p>

意見書 545

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>未来の子供たちに環境との共存をしたエネルギー供給を継承してゆくためにも、再生可能エネルギーの施設は重要だと思います。日本の未来のためにも本件建設に賛同いたします。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力の一翼を担えるように努め、本事業が地元の皆様から還元される事業となるようにします。</p>

意見書 546

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		この発電所が周囲に影響を及ぼさないならば実現するのになんら抵抗はない。新しい取り組みとして、町おこしも連携してほしい。	事業用地周辺地位の消費向上や、地域貢献につながる施策を検討し、地域活性化につなげていきます。

意見書 547

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は、原発反対派です。大規模太陽光発電をすることで原発を電力構成に含める必要性を無くすことに前進できるのであれば大賛成です。	現在はまだ太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは安価な電源とは言えませんが、本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力の一翼を担えるように努めます。

意見書 548

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>「大清水」のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化が有っても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどのように何時究明するのですか</p> <p>その時の対処法については「今現在は決まってい、有識者の意見を聞いて対処する」と回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちっと受け止めて下さい。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「えいきょうは小さい」としてありますが、湧水、地下水に少しでも影響が有るならば開発は反対です。破壊した環境は元に戻る事は有りません。</p> <p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する、高さ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤（県のコンクリートダムではなく、全国矢板で現地の土を挟む工法）</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>調整池の堤体はレベル2地震動による安定性の評価を行い、安全な構造としています。</p> <p>造成法面の安定性についても同様にすべり解析によ</p>

意見書 548

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ができる、地元は大雨で満杯になった時や大規模地震の時の不安がより大きくなります。雨や地震により大災害になります。近くには、いつ地震が起こっても、不思議ではないと言われる、「糸魚川ー静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です。(土石流警戒区域)、県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないで下さい、近年の豪雨は、全国各地で観測史上最大を記録しています。</p> <p>山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p>	<p>る安定性評価を行い、必要に応じて法面補強工を計画し法面全体の安定性を確保しています。</p>
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>天然記念物ニホンヤマネの専門家は、計画地内で確認した経験があり、計画地は生存、繁殖に適した環境にあるそうです。確認されないのは調査方法が全く適切でないからだそうです。適正な調査を改めて実施して下さい。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。巣箱調査については、生息環境を提供することとなり、その場所に定着していない個体を誘引する可能性があるとの判断から実施しておりません。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>草刈り後の刈り置き後の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で、発電パネルからの火災の可能性についての評価はされていませんが、31万枚と言う膨大な数のパネル、100個のコンデンサーの故障などによる、万が一の火災発生についての評価も加える事を希望します。開発地は西の諏訪湖から強い風が吹き上げる地域で、枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら上部へと広がり、又は飛び火し、消火には難しい地域です。過去の火災のように、特に春の乾燥時期は危険なため、火災発生についても評価を希望します。</p>	<p>草刈りの具体的処理方法は準備書P1-46に記載しており、詳細については策定中です。</p>

意見書 548

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				想定外の便利な言葉が使われない事を祈っています。	

意見書 549

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>現在、そしてこれからの未来に本当にソーラーパネルは必要でしょうか。</p> <p>ソーラーパネルの景色を見ると、自然とは遠く掛け離れていくように思うのです。</p> <p>森林伐採し、金属を埋めこみ、地面への影響が心配です。</p> <p>水質への影響が心配です。</p> <p>目先の事だけでなく、50年後、100年後、150年後と続いて行く地球を考えてほしい。</p> <p>ソーラーパネルの景色より、緑豊かな森林の景色を望みます。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 550

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>八ヶ岳、霧ヶ峰の裾野に住む者として、水その他の恩恵を受けて生きていると思います。近年、あちこちの畑や田んぼにパネルがふえています。いろんな事情があるのですが、自然の景観が、大変損なわれていて、ガッカリします。ましてや、有賀峠の附近の道路から、塩嶺峠の国道沿いの道路から、山肌に不骨にはりついたソーラーパネル。本当にガッカリします。自然の樹木を失くして、みっともなくその上を素通りする雨水は、表面</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。供用後のパネルは、地形的に遠方からは見えますが、周辺からは見えにくいという特性があり、眺望に対する影響は大きなものは想定されません。また、残置森林の保全を実施し、対象事業地の約50%が森林のまま残されます。霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知してお</p>

意見書 550

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の土砂をけずって、川に流れこむだけでしょう、ましてや、我々のすぐ頭上のキリガミネにソーラーなどどのように考えても良くありません。長い目で見て生態系から見ても自然の形態に悪影響が絶対に出てくると思います。キリガミネの美しい景色をこわさないで下さい。生きていくのに欠くことの出来ない電気です、他に道はないのでしょうか。</p>	<p>ります。良好な景観を損なうことがないように、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。</p>

意見書 551

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>日々目に入ってくる景色の中にソーラーパネルとその下のむき出しの地面を見るとガッカリします。他に自然をこわさない発電法方はないのでしょうか。</p> <p>Loop 社の準備書は信じるにはざつすぎると聞いていてとても心配です。</p> <p>諏訪湖の1/2程の面積の森林を消失することで、下流への影響が心配です。表土が流れ出すことで諏訪湖がにごったり浅くなったりしませんか？ 森林に始まる霧ヶ峰伏流水の水質が変わる事で影響を受けることや、土砂災害のリスクが高く有ることも心配です。</p> <p>広い森林が失われる事で周囲の自然もダメージを受けるのではないかと心配しています。</p> <p>Loop 社がこの事業を取り止め、別の自然への負加が少ない法方で社会の役に立ってくれるよう心から願っています。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 552

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は諏訪に生きる一人の人間です。</p> <p>今、計画されている四賀メガソーラー事業は、広大な森林を伐採し、現在動植物が生息している土地を切り崩して整地するという、まさに自然破壊そのものです。</p> <p>また、そこに設置される 31 万枚の太陽光パネルやコンデンサーは 20～30 年後には間違いなく大量の産業廃棄物となって人間を苦しめるのです。</p> <p>本来、太陽光発電事業は自然環境を守るために推進されてきました。ですから、わずかでも生態系を破壊したり、生活用水汚染や土砂災害などの不安を住民に与えるものであってはなりません。</p> <p>諏訪の人間は、大昔から自然を大切にし、自然とともに生きてきました。7 年に一度山の巨木を「ご神木」として伐り出し、人力のみで里へ曳き出す「御柱祭」が継承されてきたことでもおわかりだと思います。</p> <p>今、この事業を許してしまったら、私達のご先祖先に罵倒され、子孫から恨まれて非難されることでしょう。</p> <p>Loop の社長、社員の皆様、「自然エネルギー」という名でごまかして自然破壊を正当化しないで下さい。「企業」「事業」の名のもとに人間性を失わないで下さい。</p> <p>どうか四賀メガソーラー事業を断念して下さい。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 553

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー事業計画概要の中で、残置森林について約 49%が森林のまま残されます。と言っています。逆に言うと、51%半分の面積は森林ではなくなるということですよ。196ha の土地の半分約 100ha が、木を伐採してしまう。100ha の広さの感覚がわかりませんが、ものすごく広いような気がします。面積の半分の森</p>	<p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>・防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけ</p>

意見書 553

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				林がなくなって、どうなるのでしょうか？ なってみたいとわかりませんが、大雨などの影響で、下の方まで土砂が流れる事ってないでしょうか？ 今の天候は想定外の事が日本じゅうで起きているので 1%でも、不安点があるなら、100%絶対だいじょうでない限り、考えてみて下さい。	た持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。

意見書 554

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>本当に除草剤は使わないのですか？ 開発面積が大きすぎます。 絶対土砂くずれが起きないと神にちかえますか？ もし、起こったら誰がどう責任を取りますか？ Loopの方が以前、うちに説明に来られたとき、パネルが熱くならないと言われましたが、その後のニュース等で、家のまわりにソーラーパネルがたくさんできて、室温が50℃以上になったと伝えられました。諏訪の平がもうこれ以上、夏暑くなるのはたえられません。 また、Loopの方の説明も信用できません。 どうか、諏訪の平の自然を人の命をおびやかすのは止めて下さい。お願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。 ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっておりました。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。

意見書 555

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・大きなソーラーパネルを設置にあたり、近年の大雨（集中豪雨）など、雨水の処理に対する対応を明確にしてほしい。特に下流域の土砂は問題ないか？ ・諏訪市、茅野市への市水の汚染など本当に問題はないのか ・メガソーラー設置による地元民のメリットは何かあるのか知りたい。 ・建設有りきでなく、住民との話し合いをきちんと進めて欲しい。 	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 556

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>広大な本用地は管理を行わないと荒廃地になる可能性が高いと思います。その点、本件は、自然エネルギー推進という目的があり、他の事業より危険性や汚染性等も少ないと思われしますので賛成です。ただし、事業者には環境面や安全面を考慮し、しっかりと取り組んでいただくことを希望します。</p> <p>近年はどんどん過疎化が進み、若者達は都市部に流出していく中で町を変える・盛り上げる何か取り組みが必要だと常々思っていた。税収と人口の低下もありいつか私たちの生きてきた地域や文化がなくなってしまうのではないかと凄く寂しかった。今回の大規模太陽光発電は一定以上の森林を残したり、環境と市政に配慮した設計・工事を最優先に考慮するとの事で、下手なゴルフ場開発等よりもよっぽど建設的に市政の活性化に繋がるのではないかと。そして原発や火力発電よりも圧倒的に自然や人体にリスクや影響が少ないものであり、“自然との共生”を考えた上での地域の活性化としてはロー</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進していきます。</p> <p>また地元住民、諏訪市、茅野市が本事業によるメリットを享受していただけるような仕組みが必要と考えています。たとえば建設工事や保守管理業務の発注にあたってはできる限り地元企業を採用し地域活性化を図るという方針です。ほかにも地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される業務となるよう努力していきます。</p>

意見書 556

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ルモデルと言えるため是非ともこれを利用しない手はない。	

意見書 557

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>準備書の動植物の調査結果を見ると、当該地域が生物にとって多様性のある豊かな森林であることに改めて気づかされた。確認された野鳥は貴重種も含めて65種、諏訪地域の自然環境の中で、とりわけ一帯の鳥類は草原台地と隣接する森林と緊密に関連しながら生息している重要な場所であることが判明した。</p> <p>開発用地約200haのうち半分を残置森林として残すので、影響は小さいという結果を出しているが、日当たりの良い尾根部にパネルを設置するので、残置森林部は湿地、沢沿い、北側の斜面などになることを考えると半分残すと言っても、環境に偏りが出来てしまう。残すなら、太陽光パネルや道路で分断することなく、まとまった森林を残すべきだろう。</p> <p>霧ヶ峰国定公園から500mの距離であり、5カ所の高層湿原の存在、希少生物種の存在する河川、貴重な湧水の発生源、河川の汚染や下流域への災害・不安等を考えても、当該事業の立地、規模を根本的に見直すことが必要かと思う。その上で、私たちは、以下の意見を述べる。</p>	ご意見として賜りました。
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見1：猛禽類営巣環境の保全について（ハイタカ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイタカの営巣木から半径200m程度を保全するとあるが、実際は尾根があり半径100mほどになっている。その尾根に建設予定の道路、ほか3方向に設置されるパネル計画については、ハイタカの安定した営巣環境からは程遠く、保全の意味は全く果たせない。ハイタカの採 	対象事業実施区域内での営巣が確認されたハイタカについては、対象事業実施区域内だけでなく、対象事業実施区域外も利用していることを調査により確認しております。また、対象事業実施区域内におきましても、営巣地や湿地環境を中心とした保全区域や残置森林により可能な限りハイタカが利用できる環境を残すよう

意見書 557

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>餌、繁殖地の選定など 500m～1 kmは必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中、繁殖時期の配慮として、繁殖が確認された場合は、半径 300mにおいて騒音・振動の発生を低減する配慮等を行うとあり、その対策は超低騒音型機械の使用や重機周辺を防音シートで覆うと書かれているが、効果はないだろう。半径 500mにおいて工事を一時中止にするべきだ。対象時期を 4～7 月とあるが、営巣が確認されてからではなく繁殖準備期から巣立ちまでの間 2～8 月が適当と考える。 	<p>配慮しております。</p> <p>猛禽類の保全措置の対象時期については、おおむね本種の抱卵時期から幼鳥の巣立ち時期に当たる 4～7 月を予定しております。但し、工事着手前から、猛禽類の繁殖期に相当する 11～7 月に調査を行ってまいりますので、ハイタカのつがいの定着を確認した場合は、確認状況に合わせて積雪期にあたる 1～3 月につきましても周辺での工事は行わない計画を考えております。</p>
3	第 4 章	第 10 節 動物	4-10-52	<p>意見 2：猛禽類営巣環境の保全について（ノスリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノスリの営巣木 2 本のうち 1 本しか保全しないのはなぜか？三方をパネル域に包囲された半径 50mの残置森林は中型猛禽類の営巣環境としては全く無意味と言わざるを得ない。 ・工事中、繁殖時期の配慮として、繁殖が確認された場合は半径 300mにおいて騒音・振動の発生を低減する配慮等を行うとあり、その対策は超低騒音型機械の使用や重機周辺を防音シートで覆うと書かれているが、効果はないだろう。工事を一時中止にするべきだ。対象時期を 4～7 月とあるが、営巣が確認されてからではなく繁殖準備期から巣立ちまでの間 2～8 月が適当と考える。 	<p>ノスリについては、対象事業実施区域内で営巣が確認されたことや地域の生態系における上位種であることから、可能な範囲内で保全対策を検討した結果、平成 27 年に繁殖利用した営巣木を基準に保全区域を設定いたしました。</p> <p>対象事業実施区域内での営巣が確認されたノスリにつきましても、対象事業実施区域内だけでなく、対象事業実施区域外も利用していることを調査により確認しております。また、対象事業実施区域内におきましても、営巣地や湿地環境を中心とした保全区域や残置森林により可能な限りノスリが利用できる環境を残すよう配慮しています。さらにノスリは、草地や農耕地のような開けた環境で狩りを行う種であることから、太陽光パネル周辺を適切に管理することによって、ノスリが採食場所として利用できるような環境として整備できるのではと考えております。</p> <p>猛禽類の保全措置の対象時期については、おおむね本種の抱卵時期から幼鳥の巣立ち時期に当たる 4～7 月を予定しております。但し、工事着手前から、猛禽類の繁殖期に相当する 11～7 月に調査を行ってまいりますので、ノスリのつがいの定着を確認した場合は、確認状況に合わせて積雪期にあたる 1～3 月につきましても周辺での工事は行わない計画を考えております。</p>

意見書 557

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
4	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見3：猛禽類営巣環境の保全について（ハヤブサ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巣が存在する岩場は対象事業区域外とあるが、距離を明らかにした上で、直接的な影響の有無を検討したい。 ・工事中、繁殖時期の配慮として、繁殖が確認された場合は半径 300mにおいて騒音・振動の発生を低減する配慮等を行うとあり、その対策は超低騒音型機械の使用や重機周辺を防音シートで覆うと書かれているが、効果はないだろう。工事を一時中止にするべきだ。対象時期を4～7月とあるが、営巣が確認されてからではなく繁殖準備期から巣立ちまでの間2～8月が適当と考える。 	<p>ハヤブサの巣と対象事業実施区域との位置関係については、希少種であることから、詳細については差し控えていただきますが、巣が造られている崖地は巣場所以外も含めて、対象事業実施区域外に位置します。また、崖地全体が工事箇所あるいは供用後の設備からは直接見えない位置にあります。</p> <p>ハヤブサ繁殖つがいの主な行動圏は対象事業実施区域外であり、対象事業実施区域内を移動ルートや狩り場として利用することは少ない状況です。これらのことから、工事による直接的な影響は小さいと予測しておりますが、工事に伴う騒音や振動による間接的な影響が生じる可能性があることから、工事箇所から 300m 以内に営巣し、繁殖が確認された場合は、騒音・振動の発生を低減する配慮等を行います。また、工事関係者及び作業員が巣に近づくことのないよう、対象事業実施区域内外において立ち入りを制限いたします。</p> <p>猛禽類の保全措置の対象時期については、おおむね本種の抱卵時期から幼鳥の巣立ち時期に当たる 4～7 月を予定しております。但し、工事着手前から、猛禽類の繁殖期に相当する 11～7 月に調査を行ってまいりますので、ハヤブサのつがいの定着を確認した場合は、確認状況に合わせて積雪期にあたる 1～3 月につきましても周辺での工事は行わない計画を考えております。</p>
5	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>意見4：その他の注目すべき種について（ヨタカ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、オオタカ、クマタカ、オオムシクイ、ノジコ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事中における直接的影響は極めて小さい。伐採等による植生の変化や騒音の発生に伴う事業用地周辺の利用の忌避が生じる可能性があるが、生息環境は事業用地周辺に広く分布することから間接的影響も極めて小さいと予測している。」とあるが、開発に対する生物の影響が小さいはずはなく、当事者が都合よく解釈すべきでないとする。 	<p>御指摘いただいた注目すべき種のうち、ヨタカ、ミサゴ、ツミ、ハチクマ、オオタカ、クマタカにつきましても、対象事業実施区域内やその周辺で繁殖するつがいは確認されていないことから、直接的影響は極めて小さいと予測しております。</p> <p>オオムシクイについては、対象事業実施区域内の森林域を渡り途中の個体が一時的に滞在する場所として利用していると考えております。工事中は対象事業実施区域内を一時的に忌避する可能性はありますが、周辺の森林域を利用するものと予測されます。供用後には保全区</p>

意見書 557

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>・「供用時における直接的影響はほとんどない。地形改変及び工作物の存在の影響による、事業用地の日照条件・風当り・水分条件の変化等による植生の変化やパワーコンディショナーからの騒音により、一時的な忌避が生じる可能性が考えられるが、生息環境は事業用地内外に広く分布していることから、間接的影響はないと予測する。」とあるが、今まで山林地帯だったものが、太陽光パネルに変わってしまうわけだから、影響は大きい。それに予定地周辺は、採掘場、農場、別荘地、ゴルフ場、国立公園などであり、他人の土地を充てにするべきではない。</p>	<p>域や残置森林が本種の一時的な滞在場所として機能することが考えられることから、事業による直接的、間接的な影響は小さいと予測しております。</p> <p>ノジコにつきましては、対象事業実施区域内で繁殖していると推定されますが、本種が主に確認された湿地環境とその周辺を保全区域として保全していくことから、事業による直接的、間接的な影響は小さいと予測しております。</p>
6	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>意見5：野鳥全般について</p> <p>・猛禽類営巣環境保全については不十分であると述べてきたが、他の多くの野鳥にとっても生息環境を残すべきではないか。彼らにとって200haもの森林が太陽光発電所になった場合の影響は深刻そのものだろう。周辺に移動すれば問題ないと考えているようだが、それぞれに縄張りや採餌、営巣の問題が出てくる。</p> <p>その相互の連続性を確保し、残置森林の帯状の場所はその幅を最低でも200mにすることなどの配慮を望む。そして帯状の太陽光パネル設置場所は、計画を中止し、まとまった保全区域にするべきだ。</p> <p>なお参考までに、太陽光発電所が直接野鳥に与える影響には、以下の事例がある。カゲロウ、カワゲラのように水中に卵を産む昆虫が太陽光パネルを水域と間違えて、パネルの表面に産卵することが確認されている。こういった昆虫を重要な食物としている野鳥には、繁殖は勿論、採餌に大きな影響を与える。他にも、水鳥が光を反射する太陽光パネルを水域と間違えて、着水しようとして衝突したり、太陽光発電所を囲んでいるフェンスや送電線に野鳥が衝突するケースもあった。</p>	<p>本対象事業では、保全区域や残置森林の設置や維持管理等によって、自然環境への影響をできる限り回避・低減できるよう計画しております。保全区域や残置森林の位置や範囲については、対象事業実施区域内だけでなく、その周辺との連続性もできるだけ保つことができるよう配慮しております。しかしながら、御指摘のように現段階で生息している全ての鳥類の個体があるままの状態では難しい面があるのは確かですが、周辺区域も含めてできる限り多くの鳥類が生息できるよう工事中から配慮して参りたいと考えております。</p> <p>また、太陽光パネルを水鳥が水域と間違えて衝突することなどへの対策についてですが、関係学会などでそういった指摘があると認識しております（アメリカで事例が確認されており、(Lake Effects (湖効果)と呼ばれています)。今後、モニタリングを実施する中で、そういった行動がみられるようでしたら、専門家の意見を聞きながら対策を実施したいと考えています。</p>

意見書 558

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		本当に影響はわずかなのでしょうか？ 原子力発電所のように何かあったとき、責任は取れるのでしょうか。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 559

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	諏訪お酒を愛するものとして一言。 諏訪のお酒がおいしいのは、水の力も大きいと思います。その水源域かとも思われる場所が開発されるのはいかがかと思います。 絶対に井戸に影響がないと言い切れるのか、うかがいます。	事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 560

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然は自然そのままがいい。そっとしておいてやるのが私達の子供達に残してやれるのが、大切な事だ。 自然は誰のものではなく、みんなの宝である。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 561

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		木を切りたおし、湿地をうめたと自然をはかいしているとしか思えないのですが。本当にそれがエコなエネルギーなのですか？ これからもっと諏訪湖をきれいにし、未来の子供たち	ご意見として賜りました。本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が過減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっ

意見書 561

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が泳げる湖にしたいのに、どろがながれ込んできたらこまる！</p> <p>最近、やたらパネルを見るが、みぐさい！</p> <p>諏訪の未来を子供たちにバトンタッチするのに、そんなにいいのだろうか？</p> <p>ほんとやめてほしい！</p>	<p>ているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 562

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-5-10	<p>1、霧ヶ峰は自然のすばらしい観光地であり全国に知られている所です、ソーラーパネルを設置する所ではないです。諏訪全体の水がめであり、生命を守っている山で、自然保護がされてきている場所！！景観をそこねる。</p> <p>1、霧ヶ峰は豊かな緑地です、200haのソーラーパネルにより降水を遮断する事で、山は砂漠化をもたらすことになり、20年後パネルを撤去しても、その後の再緑化が不可能になり、土壌破壊をもたらされること、これが斜面に並ぶと森林破壊による大規模な斜面崩壊を引き起こすことになり問題！！</p> <p>1、ソーラーパネルの20年後の使用後の廃棄後処理の保証はきちんとされているのか、説明が不十分ではないか？？ 処理費は、ループさんはどう保証するのか？</p> <p>1、美しい霧ヶ峰をソーラーパネルでの乱開発は、大きな問題です。ぜったいやめてほしい。</p> <p>1、アセスメント会社の説明では、調査が短時間ではできかねない答で、あまりにも不信感しかもてない。他の資料での返答でしかないような説明ではまったく安心できないと思う。</p> <p>1、説明会での質問に対する返答があまりにもあいま</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。特に、様々な既往資料結果を用いて当地域の地下水の流動状況は説明可能と判断しています。</p> <p>その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けなが</p>

意見書 562

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>い、答えられない事が多すぎでは、まったく安心できない。</p> <p>1、ボーリング調査をしていない調査はまったく信用はできません、200ha の土地をどのように考えて調整をしたと言うのでしょうか？</p> <p>1、個人事業利益のために、数千年におよぶ美しい自然を諏訪の大切な水がめを破壊してほしくないです。</p> <p>1、太陽光利用が多くなってきている現在、停電が発生した場合の災害はどうなるのか？？</p> <p>1、説明会でソーラーパネルを設置した所は、草刈りなどの維持管理はきちんとするとの答弁でしたが、ループさんが他の場所へ設置してまったく草刈りや手を入れていないと聞いています、200ha の管理をほんとうにできるか信用できない。</p> <p>1、中村社長の説明会での話しを聞いていて、諏訪の美しい自然をほんとうにわかっているとは、見えません。利益のためのうわべの話でしか聞けませんでした。ソーラーは反対しかありません。</p>	<p>ら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。</p>

意見書 563

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>広大な土地の草刈りに伴う、刈り置き後の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で発電パネルからの火災の可能性等について評価はされていませんが、31万枚という膨大な数のパネル100個のコンデンサーの故障等による、万が一の火災発生についての評価も加えることを希望します。</p> <p>開発地は西の諏訪湖から強い風の吹き上げる地域で、枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら、上部へと広がり、又は、飛び火し、消火には難しい地域です。</p>	<p>草刈りの具体的処理方法は準備書P1-46に記載しており、詳細については策定中です。</p>

意見書 563

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				過去の火災等も考えると、特に春の乾燥時期は危険と考えるため、火災発生リスクについても評価を強く希望します。	

意見書 564

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>森林の伐採と、ソーラーパネルの設置による気温の上昇について評価されていません。</p> <p>樹木や草、コケ、土の水分で温度が下げられていましたが、工事後は温度の上昇が予測されます。</p> <p>涼しい霧ヶ峰ですが、気候の微変動によって気温上昇、また、豪雨の原因になる等が考えられますが、それについて回答をお願いします。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 565

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>開発が予定されている森林は、そこに住んでいる住民にとってかけがえのない生活基盤となっており、また、これほどまで広大な森林が失われると防災上の安全が失われます。</p> <p>計画の中止を求めます。</p>	<p>・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、これまでの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p>

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にありますが、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解し</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想</p>

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>やすい言葉で明示してください。(特に以下のことは必ずお答えください。)</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？(何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。 四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。 また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？ 道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？ 環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。 ⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？ ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第1章	事業計画の概要		㊦工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊦野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>

意見書 566

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p> <p>この電気、必要でしょうか？</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 567

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質構造地下水の流れを知るため、早急にボーリングの調査を行い、報告していただきたいと思います。専門家の話を聞くと、私たちの不安は大きくなる一方で、とうてい納得できるものではありません。これができなければこの計画は中止していただきたい。</p> <p>諏訪地方は関東、関西方面からの観光客が、この美しい景観を楽しみに多くの人々が、日帰りできる観光地があります。</p> <p>「もう1度きてみたい」と思える景観を維持することが未来に向け、一時的な小さな雇用より、大きな財産になっていく、地域であると考えております。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 568

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	5万台分の土を採石場跡地に運び出して、土砂崩れが起きないか、とても心配です。不安がある中で、治山力の向上にはつながらないと思います。メガソーラー整備が全国各地で、急増していると聞きましたが、トラブルが多発しているともよく聞きます。取り返しが見つからないことになったら大変です。	土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。

意見書 569

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	・大規模開発の工事後、災害が起こっても、本当に手おくれです。ここ数年各地で大きな被害が伴う災害が多発していて、不安も大きいです。 地元住民の生活を第一に考えて下さい！！	土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。 水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。

意見書 569					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 570					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光パネルを置くのに木を伐採するので良くない部分はぬぐい切れないと思います。ただ、計画地は広大で現在でも管理していくのが困難である、という話を聞きました。エネルギー問題を併せて考えたときに、森をそのまま残すことが人間が住む地球環境として良いのでしょうか。私はそうは思わないです。地元の未来に役に立つ発電所を是非作っていただきたいです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進していくとともに、地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から還元される事業となるよう努力していきます。</p>

意見書 571					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>これからは太陽光発電や風力発電の時代になると思う。今回の太陽光を機に自然エネルギーを促進する長野県であってほしい。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 572					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<ul style="list-style-type: none"> ・大清水湧水に対する影響、調査が不足しています。 ・知事意見に「地下水の影響範囲については、文献や地盤調査等の結果に基づき検討すること」とあり、準備 	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行って</p>

意見書 572

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、今回の準備書を見る限りでは、調査が不足しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査については地表から5メートル程度の浅い範囲のみの実施となっており、地下水の流域を知るために必要な地中深くの岩盤の構成が明らかになっていません。地下水への影響度を明らかにするため、地中深くのきちんとしたボーリング調査を実施してください。 <p>また準備書での水象の調査結果で、大清水湧水と、その北側に位置する大清水湧水の推定涵養域の間の地層構成を模式図で示していますが、肝心の大清水湧水と、その北西に位置する今回のソーラー事業実施区域間の地層構成図が不足しています。</p> <p>上記ボーリング調査を実施した上で、該当する区域の地層構成図を作成し、大清水湧水への影響度を評価すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の不足している点について、適切な調査を実施してください。 	<p>おり、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 573

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採、下草コケ等の消滅に依る気温の上昇は必ず起ります。気温の上昇はどの位ですか？ たとえわずかな変動であっても、その空気は、24時間/日、365/年この先幾年も西風にのり米沢方面に流れ込んできます。私達の日々の生活、農作物へ悪影響を及ぼします。 	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<ul style="list-style-type: none"> ・大清水の影響は小さいとのことですが影響のあることは止めて下さい。太古、縄文以前から大事に守り伝えてきた水 	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。</p>

意見書 573

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				何にも代えることのできない大切な水源です。影響がでてからでは取り返しができません。	す。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・タンク5万台もの残土を排出する工事はどれ程現在の地形を変えるものなのか想像もできません。このことなどの様な災害を引き起す基になるか心配です。</p> <p>科学的な調査を行ない、関係住民の同意が得られない限り、取り止めにして下さい。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 574

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水の水源に対するボーリング調査を、太陽光パネルの設置地域周辺部しか行なわなかった理由として、「ボーリング調査に費用がかかるから」とLoop側は回答したそうだが、大清水の水源は茅野市内に供給される水道水の中の重要なものであり、それを「単なる費用の問題」と片付けてしまう感覚に驚ろかざるを得ない。</p> <p>水源という、人間にとって最も重要な問題の一つに対する、企業の責任がまったく認識されていないとしか考えられない。</p> <p>この一点に関しても、今回のこの計画は、絶対に中止すべきだ。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 575

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	1、パネル設置で流れ出る水を地下水、河川に対する影響をもう少し考えて、進めるべき。	<p>パネル設置による河川への影響は否定できないと思います。</p> <p>そのため、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置する計画として、パネル設置エリア、管理用道路および調整池の流出係数を 0.90(降った雨の 90%が直接流出)する条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。</p> <p>工事中から供用後の一定期間においては湧水等の水量・水質変化の有無についてモニタリング調査を行い、効果が表れているかどうか(予測した影響よりも大きい小さいか)について検証していきたいと考えております。</p>

意見書 576

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>パネル設置で雨の 90%が流れ下る事業は対策を講じても地下水、河川水への影響は否定できない。</p> <p>災害のあったときの責任をどの様に負うのか明らかにしてもらいたい</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。</p>

意見書 577

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>先般（株）ループより配付されたVOL.5号の記事より（FAQ）</p> <p>1 パネルの設置による周辺の気温の変化や、上昇気流の変化…</p> <p>天候に及ぼす影響について考えてほしい</p> <p>→回答…これまで気象上昇したというような話は聞いておらず影響は極めて僅かであると考えます。</p> <p>◎ソーラーパネルの反射光による、気温上昇に関する記録は、インターネット上に多く載っており、回答にある「一聞いておらず…」というのはあまりにも調査がずさんである。</p> <p>又影響が僅かと回答していますが、科学的裏付けがどこまでされているのか明確な回答が必要です。</p> <p>その他の回答を見ても、設計上の安全性を確認します。</p> <p>水質分析を行なう事を検討します。</p> <p>といった、あいまいな回答が多く見られます。</p> <p>質問に対して回答するのであれば、具体的に、日程まで含めて回答する必要があります。</p> <p>同記事の中に、工期計画 2020/3 着工の表が載っていましたが、現在の状況の中での計画は白紙に戻すべきです。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 578

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>豪雨災害、高温、寒波…命を守る備えをしなければならぬこの時に、なぜこのような自然破壊をするのでしょうか。これ以上、山、川、海、地球を人の手で荒らす、こわすことまして自分の住むこの地を荒らすことは大反対です。土、水、空気、自然を守ります。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 578

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				地上に見える水ばかりでなく、地下にある水環境はどうなのかしっかりと検証してください。 霧ヶ峰国定公園にソーラーは似合わない！！	

意見書 579

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>一、大清水水源は踊り場と言っているが、確固たる証拠があるのでしょうか。(何を根拠に言っているのか)</p> <p>一、中村社長は清里に別荘を持って、この辺はとても良い所ですと説明会に言っていたが、社長、森田氏、園田氏、皆様はこの地域の事を知らなすぎ？ こんな会社にはとても任せる事はできない。</p> <p>一、説明会、技術委員会を聞いても質問に対する答弁がしどろもどろで答えになっていない、200ha どころか1m²の開発許可も与えられない。</p> <p>一、開発許可が下りても工事中のゲリラ豪雨(台風)災害又、工事中にでる河川の泥水の処理(農繁期)の説明がされていない。</p> <p>一、ネック地点がオーバーフローした時には県に言えば良い、こんな答弁があるのか。</p> <p>コンサルタントを変えれば良いというものではない。</p> <p>一、大清水水源は霧ヶ峰一帯に降った雨が二十年以上の年月を経て浸透し湧き出していると言われていた。二十年の売電の後に湧水に計り知れない影響が出ることになる。その後の責任、対策はできているのか。</p> <p>一、二十年の売電後の現況復帰工事の計画を示してもらいたい。二十年後の廃棄物処理費は建設費より多額になることが予想されるが供託金は積んでおけるでしょうか。</p> <p>一、建設地は大清水より 5K 離れているから影響がな</p>	<p>大清水水源の涵養域は、様々な既往の広域の地質調査資料を基に帯水層(地下水として流れる層)の分布状況について検討を行い、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も総合的に検討した上で、桧沢川や前島川の上流域かつ、事業計画地よりも高い範囲にあたりと推測しました。その上で、大清水水源は事業の影響は極めて小さいとの予測を行ったもので、事業計画地から大清水が離れているから影響がないという事ではありません。事業運営中は、事業地の下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p> <p>当地域では既往の調査がされていることから、ボーリングを行わなくとも広域の帯水層分布については把握することが可能であると判断し、深い深度のボーリングは実施しておりません。</p> <p>なお、周辺水源に対する影響は、影響の有無について確認していくために、継続してモニタリングを実施していく予定です。</p> <p>太陽光発電事業は、固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に実施する予定ですが、事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に撤去に要する費用の積み立てを予定しております。調整池、管理用道路など防災、管理上必要な箇所以外は、</p>

意見書 579

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>いから、影響がないとは言えないになったがどうか。説明がない、影響があると言うことで良いのか。あると言うことなら即時中止してもらいたい。</p> <p>一、アセスメントセンターの調査では短時間すぎて信用できない。縄文時代からの地層、水脈等が解るわけがない。他からのデータ等も引用し有利に作成している。</p> <p>一、ダム工事の設計は、20年位で壊れるような構造ではないか。(耐用年数が少ない)</p> <p>一、予定地の中に立木がない(牧場のころ)昭和の水害が多数発生している。現在の立木7万本を伐採したら以前のような災害が発生することになる。パネルだともっと多大な災害になる。</p> <p>一、伐採はしないと口では言っているが、伐採樹木量の中に含まれているがどうか。</p> <p>一、霧ヶ峰は観光地でありソーラーパネル設置場所ではない。諏訪地域全体の水がめである。住民の生活を破壊されたくない。下諏訪町、諏訪市、茅野市共に自然保護に努力している。</p> <p>一、想定外のゲリラ豪雨で河川の氾濫が発生した時の対処はできるのか。</p> <p>一、パネルの影響で漂流水が多くなり、浸透水が減少し、湧水が枯水した時はどうするのか。</p> <p>一、ボーリング調査 5M 位の掘削では溶岩層にまで届いていない。調査はまったく信用できない。再調査が必要であります。少なくとも、春夏秋冬一年を通しての調査が2年から3年の調査が必要だ。</p> <p>一、横河川自然流域の中にダムなど必要ありません。下流域水利権者にたいへん失礼な話した。</p> <p>一、個人事業が利益の為に自然河川にダムを作って水の管理をするなど言語道断である。</p> <p>一、平成二十七年、最初の説明会の申請は東日本土地開発であったが現在は違っている。経済産業省への売電申請は東日本土地開発ではないのか。</p>	伐採のみで抜根を行わない計画としています。

意見書 579

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				一、中村社長は中国と関係が深く、ダムの水を売るんじゃないか、疑わしい所がある。	

意見書 580

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>伏流水、地下水がどこをどう流れているかわからないからこそ、昔からの言い伝えや地元の体験談が重要と思われれます。</p> <p>「山の上をいじると水がかれる。水が枯れるかもしれない」とは祖々母の言葉です。</p> <p>もっと詳しい水の通り道についての調査（ボーリングなど）をしてください。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 581

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰の観光客は、230万人といわれています。そのうち、半分の人への調査もしていないのに（太陽光設備、メガソーラーが必要か必要でないか）この計画をすすめるべきではないと思います。最低でも100万人の意見を調査すべきです。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 582

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		調整池を川の中に造るとか、素人が過ぎるこんな計画はやめなさい。	・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 583

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>川を掘って作る調整池って聞いた事がないが川を堀って作る物はダムではないですか</p> <p>ダムであるなら湧水、湿地、水道、地盤調査漁協、住民説明、水利権大規模開発での住民不安が高まる一方である。なお調整池は川の外に作り水の調整をし川に戻るのが一般的だと思いますが。</p> <p>以前吉田山においてゴルフ場開発において、大掛りな山のはぎ取りによる災害がおきており山を大規模にはぎ取れば近年集中豪雨多くあるのに対策は</p> <p>もし災害が起きた場合の対策があるか</p> <p>どんな対策なのか？</p>	・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。

意見書 584

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然のシステムには人間にははかりしれないことがたくさんある。だからこそ地元に住む人の言いつたえは大切である。</p> <p>大清水の唄に「土（つち）をつくれ」とあるがこの事業は逆に土をこわし捨てる計画である。さらに雨水のしみこむ森をこわすということは大清水の水が減る、または枯れるのでは？ と心配です。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 584					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				こんな心配事をふやす計画は、中止してください。	

意見書 585					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>メガソーラーをどうしても霧ヶ峰でやらなければならないのですか？</p> <p>この事業を中止するとして、会社がクリアしなければならないことは何ですか？</p> <p>経済面？ 牧野組合の説得？ その他？</p> <p>具体的に教えてください。</p> <p>私は、大清水がなくなると聞いただけで切ないです。大清水に影響出るような計画はやめてほしいのです。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（大清水がなくなることはほぼない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 586					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>近年、この地域では、自衛隊に出動要請を出す様な大規模火災が発生しています。開発地は全体を柵におおわれ、管理は貴社の手の中にあり外からは誰もわかりません、消火活動も柵に阻まれてしまう可能性があります。いくら準備書で環境対策をうたっても、火災が発生してしまえば大きく環境が破壊されてしまいます。火災に対する対策が不十分だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。 万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、地震保険の加入を検討しております。 落雷による被害を防ぐため、各所に避雷器等を設置いたしますが、万が一雷により、パネルを含む機器が破

意見書 586

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>貴社のパンフレット「まもる一歩」には、「太陽光発電所に起因するさまざまなリスクとして、火災、落電、破裂、爆発のリスクがある」と銘記されており損害保険プランもっております。また製品カタログの最後のページには「屋外に設置される太陽光発電所は常に過酷な環境にさらされています。火災、落雷、台風などの自然災害や盗難などは避けようとしても避けられるものではありません」と自からソーラー事業が大変危険なものであることを銘記しています。</p> <p>火災の原因である人間（従業員）の教育は具体的にどの様におこない安全を確保するのか、コンディショナー、分電盤など機械より発火のおそれのある機器の管理をどのようにして発火を防止するのか、広範囲にわたる山の上のソーラー施設をどの様に落雷から守るのか、具体的に示していただきたいと思います。</p> <p>また、リスクの中で破裂、爆発のリスクがあると書かれていますが、もし大型ソーラーの発電所がその様な事になった場合の被害についても明確にいただきたいと思います。</p> <p>近年、異状気象により、溜池、ダム等の下流域での災害が発生した事例をうけ、各地で溜池やダムなどの下流域の防災ハザードマップを作成しようという動きが活発化しています。</p> <p>茅野市も市全域の防災ガイドブックを作成配布しており、横川流域は土石流等警戒区域となっており、土石流の発生時の被害範囲まで示されています。</p> <p>この開発において3つの調整池が計画され樹木の伐採がなされ、残土が隣地に捨てられる計画となっておりますので、現在、市より示されている防災ハザードマップは適用外となってしまうと思います。</p> <p>開発前に開発をふまえたハザードマップの作成を、必要であれば市、県の協力をえて作成し下流住民に事前に提示をしていただきたい。下流住民はこの開発により従</p>	<p>損した場合、故障箇所を直ちに停止させるとともに、遠隔監視装置からのアラートによって早期発見をし、交換等の対応を行います。また、落雷による影響だけでなく発電所に万が一電氣的な障害が発生した場合、周囲への影響が生じないように発電所は直ちに中部電力殿との系統から切り離されます。太陽光パネルおよび、パネル設置用架台は積雪を含む計画地の環境状況を考慮し設計をいたします。設計上の問題がないかについては弊社のみでなく、電気事業法に規定される工事計画届を通して中部近畿経済産業保安監督部に審査がされるため、客観的な安全性が確認されるものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。 ・本事業実施により万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 586

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>来の防災ハザードマップがどの様に変化するのか事前 に知る権利があると思います。</p> <p>準備書にも、茅野市発行の従来の防災ハザードマップ とこの開発に影響された防災ハザードマップの比較を のせていただける様要望いたします。</p> <p>今回のソーラー事業の中に耐震基準を満たさなけれ ばならない構造物はないのかもしれませんが、開発地 は、糸魚川、静岡構造線が近くに走っており、霧ヶ峰断 層の近くであることから地震による崩壊が懸念されま す。</p> <p>特に調整池に採用されているダブルウォール工法は、 簡単に言ってみれば、土を中詰材としたサンドイッチ状 の構造で、強度計算はされているものの、水圧に対して であったり、対地震においてはどの様な強度があり、 安全性が保たれるのかは示されていませんので、明確に していただきたいと思います。</p> <p>今回開発の大型太陽光発電所と原子力発電所といっ たいどこに違いがあるのでしょうかと言うのが準備書 を見ての感想です。</p> <p>たしかにソーラー発電は再生可能エネルギーであり、 放射能は発生しないかもしれませんが開発地の選定を まちがえると環境保護も、防災安全対策も、地域の住民 の日々の生活を奪ってしまう原子力発電となんら変ら ないものになってしまいます。</p> <p>この開発によって、上桑原三組合の山の有効活用はで きるのでしょうか、調整池が設置されたり、樹木が伐採 され災害のリスクが高まった下流域にこれから家を建 築しようとする人はいるでしょうか。現在住んでいる住 民でさえ可能であれば転地を考える人がいるでしょう。 山の上にソーラー発電所という爆弾をかかえた下流域 の経済活動は原発被害地がそうであったと同様にあき らかに減速してしまうのです。</p> <p>水質汚染についても、汚染の影響は小さいとしていま</p>	

意見書 586

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>すが、水質が少しでも変化してしまえば、魚業やお酒、米には大きな影響が出てしまいます。かつて福島県のやさいや魚が放射能レベルが基準以下であっても風評被害により売れなかったことと同様の事が、今、この開発により起きようとしているのです。水源池において汚染の影響がすくなくれば良いとすることはゆるされないのです。</p> <p>開発の中止を強く要求いたします。この様な風評被害が発生した場合の対応を解答ねがいます。</p>	

意見書 587

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>アセスメントセンター翁永さんへ かつて大相撲の行司は、もし、さしちがえたら、切腹する覚悟で、土俵にあがったそうです。 翁永さんはどのような覚悟をもって、準備書の数値を示し、安全だと言いきるのですか？ もし、安全との判断がまちがっていた時、ご自分の家、資産、その他全てをもって、その救済にあたる覚悟をおもちですか？ 我々は真剣です。その何気に出された数値や判断によって、生命をおびやかされるのですから……。 もし、ここに住んでいる人々が、あなたの家族、身内でも「影響は少ないでしょう」と言っていますか？ 家族の生命がうばわれても、平気でいられますか？ しかたないと思うのですか？ ぜひ、ご覚悟をおきかせ下さい。 ◎Q：今までに調査を行ない「この数値では危険だから、事業はとりやめましょう」と進言されたことがありますか？</p>	<p>ご意見として賜りました。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 587

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>中村社長へ あなたの会社が信じられません。 理由は、平成 27 年環境アセスメントを回避する署名を地域に出したからです。(添付 NO.1) その文章の中に「十分な環境配慮をおこなってまいりました」とありますが、すでに技術委員会のご指導により、どれほどの変更がなされたのでしょうか。 現在、工事が進んでいなかったからよかったものの、あの時点ですすめられていたら、とりかえしがつかない大惨事が発生したかもしれません。 ぜひ、住民全員が納得するまで、合意形成をはかると約束して下さい。合意形成なき事業の悲惨さをあじわいたくありません。(添付 NO.2) Loop という会社が、笑顔を皆にもたらず会社！ 約束を守る会社ということを証明して下さい。 信頼をとりもどさせて下さい。 もし、全ての住民を納得させることが無理と思われるなら、退座にこの地から撤退する決断をして下さい。 この土地は、メガソーラーをつくってはいけない土地なのです。</p>	

意見書 588

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>少し雨が降っただけでも、下流地域には濁水が流れてきます。 山の上で降り続く雨は、地下清水の水源に流れ込みます。 ソーラー事業は湖の辺に計画してもらいたい。</p>	<p>濁水については影響の想定される工事中は、多数の沈砂池を設置し、同時に土砂移動防止の措置を図りながら慎重に工事を実施する予定です。本事業は地形改変を極めて限定的に抑えた計画としており、供用後の濁水の発生は極めて小さいと考えていますが、降雨時に濁水が発生したとしても調整池で一定期間沈殿させます。なお、工事中や供用後の一定期間にかけて水質の変化の有無</p>

意見書 588

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

意見書 589

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>Loop の皆さんにお尋ねします。皆さんは大清水に行かれ、その水を飲んでご覧になった事がありますか？もしなかったならば、ぜひ一度大清水へ足を運んで、こんこんと湧き出し流れるその水を飲んでみてください。私達住民がなぜこの水にこれほどまでにこだわるのか？ その理由がおわかりいただけだと思います。地球が途方もなく大きなひとつのボールだとしても、このように泉となって湧き出し、人間がそのまま飲める水はほんのひと雫なのだそうです。</p> <p>水も空気も太陽の光も、命をつなぐ為になくてはならない大切な物です。そしてこの懸け替えのない命は、人間だけでなく大小さまざまな生き物や、木や草や花の命も皆同じです。</p> <p>自然は奇跡のような悠久の時を経て創られる物で、いったん壊されてしまったら、人間がどのような手段を以ってしても決して作り出す事はできません。そして均衡を失った自然は、思い掛けない脅威となってありとあらゆる命を脅かします。</p> <p>近年地球温暖化に因るとされる異状気象や、それに伴い世界各地で引き起こされる自然災害は決して他人事ではありません。文明の進歩に依る利器も確かに魅力的ではありますが、私達が祖先から受け継いで来たこの自然の恩恵を代替にってしまったとしたら、私達は子や孫達に顔向けできません。</p>	<p>大清水の水は、我々も飲用させていただく事もありますが、非常においしい水であると感じております。</p> <p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 589

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				Loop の皆さんは自然のもたらすメリットとデメリットとを秤りに掛け、あらゆる命の健やかな営みに配慮したうえで選択し、判断して行くと云う難しい立場に居られます。どうかこれまで貴社が培って来られた知識と経験と技術とを駆使し、慎重の上にも慎重を重ねられ、熱慮したうえで計画の可否を見究めていただきたく、切にお願い申し上げます。	

意見書 590

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>開発予定地下流域の横河川では、昭和 58 年に大水害に見舞われている。それに対する対策が不十分である。木の大量伐採により保水力が失われ、災害の危険度が大幅に増す。近年多発している 1 時間あたり 100mm を超えるゲリラ豪雨への対策を明記して頂きたい。</p> <p>数ヶ月前には、実際横河川に沿って走る県道 424 号線で大雨により土砂崩れが発生し、通行止めとなった。その際の横河川の濁流を見ると、計画にうたわれているため池（調整池）などでは到底対応しきれない。ため池（調整池）が機能しないのは、西日本豪雨でも明らかであり、問題である。</p> <p>太陽光パネルには有害物質を使用しているが、将来的な（具体的な）保全計画が示されておらず、原状復帰（そもそも会社が倒産したら誰が責任をとるのか。諏訪市四賀上桑原の組合-地権者が責任をとるのか）についても明確な根拠となり得る説明や提示がなされていない。放置は絶対にあってはならない。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p>

意見書 590

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>なお、本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウム等有害物質は含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウム等有害物質の溶出は想定されません。</p>
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>諏訪マス、縄文マス（魚類）、ヤマネ、ホンドギツネ（動物類）、オオワシ（鳥類）など、生体系に大きな影響を及ぼす大規模な森林伐採に対して、その影響調査が短期間、かつ不明確で少なすぎる。</p> <p>専門家からも多数同様の懸念がなされている。</p> <p>大清水をはじめとした、飲み水への影響が最も懸念されるが、調査の程度が非常に甘く、信用できない。</p> <p>今回の大規模太陽光事業が行われてからでは取り返しがつかない。</p> <p>地元地域に生きる子供たち、大人、動物や魚、鳥、植物や木々など、そのすべてに悪い影響を与える恐れのある本事業計画は、絶対に中止すべきです。</p>	<p>環境影響評価については、長野県の条例及びマニュアルに従い調査、保全対策の検討等の手続きを進めさせていただいています。また、工事中、供用後とモニタリング調査を実施しながら保全対策の効果の検証を行いつつ、状況に応じて必要な方策を実施します。</p>

意見書 591

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>昨年、米沢小学校の5年生が昔から村に伝わっている歌を改めて聞きました。</p> <p>100年たって、大清水に流れることが歌われています。そのくらい誰もが、大切に守られてきた水源です。</p> <p>地下水の流れが解からない中、自然を破壊すればもうとり返しがつきません。</p> <p>次の世代、その次の人々のためにきれいな水を残さなければ、後悔します。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業</p>

意見書 591

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>止めて下さい。 又、近年の土石流災害があちこちで起きています。他事ではありません。人工物は何を変化させるかわかりません。自然を守ってください。</p>	<p>を進めてまいりたいと考えております。 樹木伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p>

意見書 592

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>①大清水水源への影響について、Loop 社は「影響は極めて小さい」と予測されているが信大小坂教授の言われるように「現行アセス地域内だけの深さ 5m 不足でのボーリング調査では影響評価は出来ず」、アセス地域内外含めきちんとボーリング調査を行い水象再評価して下さい。モニタリングで異常が出てからでは元に戻せません。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>②計画する調整池について、ここは糸魚川-静岡構造線断層に近く、現行工法では満水で震度7の地震が襲った時の安全性に不安を持ちます。北大塩では昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です（土石流警戒区域）。不安の有る現行構造での調整池を河川に造らないでください。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。 ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。 調整池の計画地は個人の私有地であり、管理者がいる</p>

意見書 592

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					河川（水路）ではありません。
3	第1章	事業計画の概要		③残土処理について、ダンプ5万台分の残土は計画地から運び出される為アセスの対象から外されましたが運び出される鉄平採石場はやはり横河川水系になります。盛土の詳細な設計・計画・管理方法・泥水の流出対策（調整池等）、工事中・供用中・発電事業終了後以降の各責任者が明確では有りません。アセス対象外でも具体的な安全工法や・責任者を明確にして下さい。	採石場の現状復旧に関しては本環境影響評価の対象外となりますが、当事業地の残土を現状復旧として利用予定であり、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら、事業者の責において防災に配慮して計画を進めてまいります。
4	第4章	第5節 水質	4-5-10	④泥・シルト対策について、大規模工事であり工事中「アセス対象地及び残土処分地より大量の「泥やシルト」出て米沢ブランド米に影響を与える。 農業者から汚濁影響を指摘されたら工事を中断し、再開は県の原因調査の後に農業者の同意が必要と約束して下さい。	調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。 事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。
5	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	⑤隣接地の産業廃棄物埋設地についてですが、影響範囲は周囲20mとし影響がないとしています。埋設時より違法物の埋設が懸念されており、隣接地にC調整池が造られ影響が懸念されます。横河川で水質調査をしており有害物は検出されていないと言っておりますが検出されてからでは止められません。 現行、「何が廃棄されていて、有害物の流出の有無」を調査し、C調整池による影響評価をして下さい。	霧ヶ峰農場に隣接した産業廃棄物埋設地は、C調整池から200m程度以上離れた尾根を挟んだ場所に位置するため、事業により埋設地への影響は想定できません。なお、漏出等がないか県による水質調査が定期的実施されており、問題のある結果は出ておりません。本事業の現地調査の中でも、県と同様の調査を確認のため実施しましたが、現状で産業廃棄物埋設地から下流へ汚染物質が漏出していないと考えられる結果でした。

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例えば局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、これまでの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p>

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 3 節 振動	4-3-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります。地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解し</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想</p>

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>やさしい言葉で明示してください。(特に以下のことは必ずお答えください。)</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？ (何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第1章	事業計画の概要		㊤工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊤低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊤発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊤野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる怖れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていき ます。ストリング監視により不具合が疑われた場合に、 現地での速やかなパネル検査を検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はもち ろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な 対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場 作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。 また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>

意見書 593

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 594

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>いちばんの心配は50年、100年に一度の大雨による水害です。保水力の弱くなった山から一気に水が出る可能性が大であります。</p> <p>次に業者が破産した時設備がそのまま放置されてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>以上二点の問題が解決されない限り反対です。</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、事業地の下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。また、本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産して土地を返還したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 595

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		ソーラー事業は環境に悪いというイメージだったが準備書を拝見すると丁寧に準備を進めていることが分かりました。このまま計画を進めても安心できると思います	事業の実施による環境への影響については、工事の施工中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り環境への影響を低減するように努めます。

意見書 596

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>貴方の住む町にふる里にソーラー事業が進められたら悲しくないですか？</p> <p>100年の水、これからも100年続いて行く大清水、その場所に在存するだけで心が豊かになります。特にこの暑い夏、子供達の水遊びの賑わう声、笑い声が聞こえてくるだけで、平和な気持ちになります。</p> <p>未来を担う子供達から、この自然、今の環境を奪わないで下さい。</p> <p>私達はこれ以上の贅沢は望みません</p> <p>豊かな自然、動物、植物も季節の風を感じ、次の世代に伝えて行きたいだけです。</p> <p>生まれ育ったこのふる里を変えないで下さい。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 597

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>諏訪五蔵では、古くから霧ヶ峰の伏流水を使用してお酒を醸造しています。今回の開発地域の、これらの井戸の水源域と思われます。水量、水質ともに影響があるのではないかと思います。</p> <p>特にパネルを支える金属柱は、鉄柱であるため、鉄分</p>	現地調査を実施する中で、周辺の湧水や井戸水などに含まれるイオン成分の調査等を実施し、水の性質を調べました。酒蔵の井戸に関しては、ミネラル分の多いどちらかというところ平地の周辺の地下水が集まったいわゆる井戸水であり、事業地を直接の水源とする水ではないと

意見書 597

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				の溶出が懸念されます。	調査結果から判断しております。また、架台は腐食を施したものを使用します。

意見書 598

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		200ha 近くにも及ぶ森林の開発ともなると、動植物への影響や、流域への地下水や水質の影響、土石流発生のリスクなど、様々な点で事業者の説明では不安を拭いきれません。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 599

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>約 90ha の森林を伐採するにも関わらず、抜根されないから、木が土を保有する力は保たれるとの説明でしたが、伐採＝「木の死」を意味しますので、根が腐れば土を保有する力は衰えることが指摘されています。「抜根しないから安全」というのは何の根拠もない誤った認識であると考えます。常に土砂災害の不安を抱えながらの暮らしを住民に強いるような計画は中止してください。</p> <p>除草剤は全く使わないとの説明ですが、具体的に広大な土地の草刈り作業を行うのか明確ではありません。</p> <p>内緒で使用されてもチェックの方法がないため、計画が始まってしまえば、住民は泣き寝入りするしかありません。現実的な草刈り計画を提示してください。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止し</p>

意見書 599

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>ます。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、地元会社の協力を得て、草刈り機を用いて除草を実施する考えです。</p>

意見書 600

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>そもそも何のために、誰のために行う事業ですか？ 今回のメガソーラーパネル事業を行うことにより、水、文化財、動植物、景観、運営、その他、それらいずれにも「悪い影響」があると考えられる限り、この計画は中止してください。それら全ては繋がっており、その一つでも影響があればその他全てにも影響が出てくるのが考えられるからです。「悪い影響」に大も小も関係ありません。悪いものは悪く、諏訪地域の動植物や人々の平穏な暮らしに少しでも変化がでてくること自体がそこに暮らす者にとってストレスになります、また、私利私欲でずさんな事業内容は過去の歴史からも、その地域の分裂しか生みません。そのような争いもまた地域住民にとってはストレスです。そのような事業が、少なくとも地域の為の良い事業とは到底思えません。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。</p>

意見書 600

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>水、文化財、動植物、景観、運営、観光、その他に何らかの悪影響があった場合、当然それら全てに対して責任を取られることと思いますが、その内容のご提示もありません。</p> <p>地域住民の納得のいく事業内容のご提示をお願いいたします。今の段階でのご提示いただいているだけの内容では不十分です。</p>	

意見書 601

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-70	<p>1. 工事中および供用後の外来種対策について 準備書記載箇所：4-9-70等 記載内容：対象事業実施区域へトラック等が入る前に洗浄プールを設置し、タイヤを洗浄した上で対象事業実施区域へ入ることを検討する。</p> <p>意見： ・洗浄を行うこと自体は賛成ですが、上記のみでは不十分ではないかと考えます。具体的には下記について検討の必要があると考えます。</p> <p>（車両について）対象事業実施区域へ入る前、とほどの地点でしょうか？ 対象事業実施区域に隣接する区域に多量の外来種種子を持ち込まれてしまうと、そこから対象事業実施区域へ分布拡大することも考えられ、洗浄の効果が十分得られない恐れがあります。①対象事業実施区域を含む山域への進入前、および、②対象事業実施区域への進入前の2地点でのタイヤ洗浄を行っていただきたいです。</p> <p>（作業員について）作業員の靴等を介しての外来種の侵入も懸念されます。作業員の靴等の洗浄も行うべきと考えます。</p>	<p>（車両について） 対象事業区域周辺においては、区域脇を通る道路の往来により、外来植物の種子の持ち込みが現段階においても起きている状況であると考えており、道路際には、特定外来植物のオオハンゴンソウ等の生育もみられます 上記のような現状も踏まえ、基本的には、「対象事業区域への進入前」の洗浄を重点的に実施する考えですが、他地域から資材を運搬するような車両については、「対象事業実施区域を含む山域への進入前」の実施を検討します。</p> <p>（作業員について） 作業員については、作業の前後で靴や機材の洗浄を行います。対象事業地で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。</p> <p>（洗浄の詳細） 洗浄後の外来種種子が含まれた水については、フィルター等を用いて種子をこしとります。</p>

意見書 601

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>(洗浄の詳細) 洗浄後の外来種種子の扱いについて記載がありませんでした。確実に回収、処理するための具体的な計画を提示していただきたいです。</p> <p>(供用後の対策) 供用後も作業員および車両の出入りがあるため、頻度は低いとはいえ外来種の侵入が懸念されます。同様の対策を実施していただきたいです。</p>	<p>(供用後の対策)</p> <p>供用後は、ソーラーパネルの維持管理作業等のため、対象事業地へ定期的に入出りを行います。そのため、外来植物の種子の持ち込みの可能性がございますので、供用後についても供用前、工事中と同様の対策を行うよう検討いたします。</p>
2	第4章	第9節 植物	4-10-50	<p>2. サツキマスについて 準備書記載箇所：4-10-50等 記載内容：いずれの河川も、対象事業実施区域の末端にコンクリート製ヒューム管または滝による落差があり（東側流域では上流端にもヒューム管がある）、魚類にとっては下流の生息域と分断された状況であった。したがって、対象事業実施区域の魚類は、区域内の3本の河川に隔離された個体群と考えられる。</p> <p>意見： ・8月8日付の長野日報で、対象事業実施区域内に固有亜種のサツキマス（降湖型）の産卵場所があることを知りました (http://www.nagano-np.co.jp/articles/51404)。これに関して、以下について教えていただきたいです。 （「分断」の根拠について）降湖型は、下流と対象事業実施区域内とを行き来しているはずですが。準備書の写真を見る限りヒューム管等による段差もさほど大きくはなく、明らかに分断されているとまでは思えません。「分断されている」とのことですが、下流との往来がないことをどのように確認したのか具体的に教えていただきたいです。 （調整池について）調整池を川に設ける計画ですが、調整池の放流部は大きな構造物が設置されます。降湖型の移動を妨げ、固有亜種の絶滅にも繋がりがねません。至急、専門家の意見を踏まえて降湖型の生態に影響を与えない計画へ変更いただき、変更後の計画について環境</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。春、夏、秋と3季の調査を行いました。最大でも体長18cmと小さく、“降湖型”とされる個体が行き来している状況は考えにくい結果でした。生息域の下流に設置されたヒューム管は、上流から下流への移動は可能ですが、遡上方向へは大きな妨げになっていると思われます。このため、小さな河川の限られた範囲で個体数を維持しているとみられます。</p> <p>この貴重な個体群を保全するため、河川は、調整池の設置区間以外、改変しないほか、河川沿いの森林を保全区域として設定する、産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は、河川沿いの工事を行わない等の対策を行います。また、調整池末端の構造については、魚道を設置し上下流の移動を可能とすることも可能です。ただし、そのことによって下流側で放流された国内外来種が移動してくることも考えられます。これらを総合的に考慮し、区域内に生息するサツキマス（アマゴ）の保全にできる限り取り組んでいきます。</p>

意見書 601

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				影響を再評価いただきたいです。	
3	第4章	第9節 植物	4-9-67	<p>3. ミズゴケの保全について 準備書記載箇所：4-9-67 等 記載内容：籠工やフィルター材などを併設し土砂流出防止対策・濁水対策を行う。 意見： ・設備類から溶出、流出する金属等のミズゴケへの影響が懸念されます。影響評価及び必要な対策を実施していただきたいです。 （籠工について）籠工の材料については記載がありませんでしたが、亜鉛メッキが含まれる可能性は高いかと思えます。亜鉛がコケ類に大きなダメージを与えるとの研究があり、ミズゴケにも同様の影響があってもおかしくありません。他の金属についても検討が必要と思われる。影響の出ない材料を評価、選定するか、籠工が必要ない、すなわち湿地へ土砂が流入する心配のない計画へ変更いただきたいです。 （ソーラーパネル等について）上記と同様の問題がないか、ソーラーパネル等他の設備についても確認、評価と必要な対策を検討いただきたいです。 （メンテナンスについて）ソーラーパネルのメンテナンスとして、パネルの洗浄等を行うことがあります。準備書には洗浄についての記載はありませんでしたが、洗浄は行うのでしょうか？ 植生に影響を与えるような洗浄液を使用しないよう、計画を提示していただきたいです。</p>	<p>湿地については、湿地周辺の湧水が枯渇する状況になれば、湿地の機能を失い激変といわれる状況となると考えられますが、計画地内の湿地湧水の減少は極めて安全側の条件で検討した結果、5～19%であり 80%以上は残るものと考えています。 そのことから、湿地を保全するために、その残った80%以上の水が湿地全体に行きわたるような侵食防止養生マットなどを活用した保全対策を考えています。工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングしていくことを考えています。 パネル設置に利用する架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。 太陽光パネルの洗浄を洗浄する場合は、溶剤、研磨剤及び洗剤は使用せず、純水（現場生成）と精密洗浄ブラシによる機械式洗浄を行います。</p>
4	第4章	第10節 動物	4-40-92	<p>4. フェンスの意味 準備書記載箇所：4-40-92 等 記載内容：対象事業実施区域周辺の進入防止柵 意見： ・設置目的と設置期間を明確にしていきたいです。</p>	<p>フェンスは、事業地の安全管理のため人の立ち入りを規制する目的での設置となります。 準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会での</p>

意見書 601

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				す。 西側は哺乳類の往来を妨げない構造、東側は往来を遮断する構造とのことですが、そもそも設置目的が記載されておらず、何のためのフェンスかがわかりませんでした。工事中の哺乳類の事故を低減する目的なら西側は設置不要で、東側も工事期間だけ設置し、他の期間は哺乳類が自由に移動できるよう撤去するのがベターではないでしょうか。人の往来を制限する目的であっても、工事期間後は東側も動物が移動しやすい構造にすべきではないでしょうか。	ご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。
5	第4章	第9節 植物	4-11-28	5. 砂利 準備書記載箇所：4-11-28 等 記載内容：管理用道路は、原則的に砂利敷きとする 意見： ・道路用の砂利をどこから調達するか、記載がなかったように思います。砂利に外来種が混入する恐れがあるので、調達方法および外来種対策を明確にしてください。	現在、道路を造成する際に使用する砂利については、近隣の鉄平石場等からの確保を予定しています。砂利を採取する場所周辺の外来植物の生育状況を事前に確認するとともに、生育を確認した場合には、駆除作業を行います。
6	第1章	事業計画の概要	4-5-14	6. 浚渫後の水抜き 準備書記載箇所：4-5-14 記載内容：調整池に堆砂した土砂は晴天時調整池内で脱水が進む事が想定される為、別途脱水の為の設備は設けず調整池より直接の搬出を計画する。 意見： ・晴天時に十分な脱水ができることを前提としていますが、そうならなかった場合はどうするのか、教えていただきたいです。また、調整池を建設する際の掘削で生じる土砂の脱水について記載がなかったように思います。掘削時の土砂は水を含むと思われそうですが、脱水はどのように行うのでしょうか？	浚渫土の天日乾燥について、水の流入が想定されない調整池内の泥溜部分で乾燥させることを想定しておりますが、モニタリングの結果、乾燥が確認されない場合、バキュームカーで場外搬出し、天日乾燥させることを検討しています。
7	第4章	第9節 植物	6-18	7. 事後調査内容と期間 準備書記載箇所：6-18 等 記載内容：調査期間は、工事着手から供用後3～5年ま	事後調査については、工事中、供用後と継続して実施していく考えです。モニタリングの期間については、特に外来植物への対応や湿地の状況確認については、長期

意見書 601

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>での期間とする。</p> <p>意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の調査を、事業終了まで継続的に実施していただきたいです。 <p>3～5年で調査を終了するとのことですが、期間が短く、長期的な影響を確認できないと思います。また、調査終了後の期間については情報が得られないので、外来種対策等、事業終了まで継続的に行うことになっている対策に必要な情報をどのように得て、どのように対策を実施するのが不明です。最後まで適切な対策が実施されるような計画を提示していただきたいです。 以上</p>	<p>的に継続していく内容と考えておりますが、調査対象や結果の内容により、長野県等と相談しつつ期間を検討して参ります。</p>

意見書 602

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>高齢者よりも若い世代の考えを尊重すべきです。原子力発電の代わりになるものが再生可能エネルギーです。今後、長い目で見た時に原子力発電に依存しないようにするために太陽光事業には賛成です。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 603

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>何年もかけて、育った木々を代採してまで、ソーラーを置く必要はない。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 604

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>開発による自然環境の変化を懸念します。</p> <p>殊に私共の住む地域は地下水を汲み上げて飲料水を確保していますので、この飲料水の枯渇等の変化を懸念します。</p> <p>尚、この工事により</p> <p>米沢～上流から流れ込む河川の増水等の点も、心配の材料の一つです。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>工事に伴う茅野横河川の流量変化についても、特に降雨時の下流への流量増加対策として、事業計画地で調整池による対策を計画しています。</p>

意見書 605

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>1、災害への懸念</p> <p>横河川には災害危険がある事から砂防ダムが既に設置されており今回の開発により、建設時条件と変わるので現在の気象条件を踏まえ災害防止としてのダムの見直しをして欲しい。</p> <p>また諏訪地域のメインガス管が県道、諏訪茅野線の砂防ダム上流の横河川に架かる橋の個所を通っておりここを守る為に橋上流に丈夫な砂防ダムを設置して欲しい。</p> <p>霧ヶ峰はグライダーに適した上昇気流がありますが、ソーラーパネル設置により更に上昇気流が助長され豪雨の危険度が増す恐れがありこの点への影響調査をして欲しい。</p> <p>山間部には地表に見えない地下水の流れがあり土を挟んだ堤の調整池は豪雨、地震への保証が出来ず見直し</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>長野県によって整備された砂防施設や橋梁等の既存</p>

意見書 605

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				が必要。	施設に対して、今回の計画で悪影響が出ない様にするために、本事業により計画する施設については、設計基準の中から、より安全側となる基準を採用することで十分な安全性を確保して、災害が生じるリスクを低減しています。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	2、地下水 我が家は地下40mからの井戸水を使用しており、大清水より上流の更にパネルに近い位置となるので影響のない事を調査保証して欲しい。	準備書では、大清水湧水や南沢水源等、公共性の高い湧水や井戸について事業実施に伴う影響の予測を行い、水源等については実害となるような影響はほとんど発生しないものと考えております。

意見書 606

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	「地下水の影響範囲については文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」と知事意見にある。「地下水位のボーリング調査を検討する必要」の指摘も受けている中、全くボーリング調査もされずに「影響はあるがわずかである」との回答では「わずか」がどの位であるのかはわかりしれず、大変心配である。また、ボーリング調査も無し状態で検討が十分であるのか、知事、諏訪市の首長である金子ゆかり市長の見解もお聞かせいただきたい。 観光が資源の一部となっている諏訪市であるが、その一部の自然環境に広大なソーラーパネル地帯ができ、新たな観光資源となりうるとのご意見があったが、1人の人間として社をはなれて考えてみた時、本心からその様に思えるのか、お伺いしたい。	今回の準備書作成の中では深いボーリングを実施してはませんが、様々な既往の地質調査が実施されているために、その既往資料を使用しながら帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。水文地質の分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。その結果につきましては、長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。

意見書 607

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>これまで何十年と災害もなく安定した生活を送っていますが、その安定した地盤や水の流れが変わる事により、どこがどう変わるが分からない事から事業の中止を願います。</p> <p>調査は行っているとはいえ、近年の異状気象から見ると、予期せぬ事態が起こる事も十分予想され、大規模な工事は危険と思います。</p> <p>何かあってからでは遅いです。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また、床上浸水の被害を与えた場合 <p>なお、防災調整池などのメンテナンスについては、事</p>

意見書 607

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					業実施後も万全を期します。

意見書 608

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>メガソーラーには絶対反対です 皆さんもご存じでしょうが、鹿児島県霧島山麓にはいくつもの大規模メガソーラーが稼働している所があります 又、現在も測量をし、更に増やそうとしています 2017年に稼働した霧島サンデー発電所は6月26日～7月4日までの豪雨で法面が崩落し、調整池に大量の雨水と土砂が押し寄せ損壊させた それにより地盤浸食でパネルの一部とPCSが損壊とニュースにありました 下流域の川の水が濁るなど、農業への影響を懸念する声もあるそうです これらは悪い手本として私たちに語りかけていると思います お金儲けだけで良いのですか？ 引用：霧島山麓の大規模メガソーラー建設問題と歴史文化の破壊 神田 嘉延 中国系資本等の外国資本を含む事業者が、霧島神宮周辺の土地で、メガソーラーを計画しているために、現在は測量を実施しています。ここは、次々に土地所有者が変わり、事業計画者の転売などによって変わっているのです 上桑原三組合の地権者皆さんへ 今の若い人の中に林業への関心を持っている方がいます</p>	<p>他事業に関してのコメントは控えさせていただきます。環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していきます。</p>

意見書 608

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>例えば、ここの木を伐ったら一本〇〇円で買い取るなんていう事業を始めている地域があります 山の有効活用は本来、木を育てる事が一番です 間引きや下草刈りなどに若い方の力を借りましょう 太陽光発電は安全ではありません 今ならまだ間に合います 子供や孫たちにこの素晴らしい環境を残してください</p>	

意見書 609

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>除草剤で汚センされ水が飲めなくなる。</p>	<p>発電所内の管理に関しては、除草剤を使わず人力による草刈りいたします。農薬の流出といったご心配は無用でございます。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 610

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>汚れた水（清水以外）がこれ以上諏訪湖に流入すれば 死んだ湖水になってしまう。 漁協総代</p>	<p>本太陽光発電所からは汚水などの発生はありません。 なお、発電所内の管理に関しては、除草剤を使わず人力による草刈りいたします。農薬の流出といったご心配は無用でございます。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 611

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		茅野市への移住を考えていた人が「霧ヶ峰にメガソーラーができると聞いて、移住をとりやめたという話を耳にしました。 まだ、メガソーラーはできていないのにもう影響が出ているのかー、と悲しくなっていました。 なんとか、中止してもらえないでしょうか？	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 612

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	農業にとって「水」は命です。一言で水といっても、色々なものが含まれます。透明度、栄養素 etc 今回の調査では、特に水にふくまれる栄養素についての検討がなされていないようです 水源から水の利用されている先までも（水の行くえ）きちんと調査し予測をたて公表してください。 もし、もうこれ以上“調査ができない”とおっしゃるなら、事業計画を中止し、撤退してください。	本太陽光発電所からは汚水などの発生はありません。なお、発電所内の管理に関しては、除草剤を使わず人力による草刈りいたします。農薬の流出といったご心配は無用でございます。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 613

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	①森林伐採による風の影響について、 森林伐採により風が吹き、開発地の下部にどのような影響をもたらすのか、心配です。	本事業は、原則的に地形改変を予定していません。そのため、地形変化による風の変化の影響は想定していません。なお、パネル設置エリアは森林伐採を行います。周辺や事業地内には、およそ事業地の半分の面積の森林を残置森林として残しながら管理する計画です。
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	②森林の保水能力が下がり、地下水の流れに変化が出るのではないのでしょうか。 米沢台区内で小規模な発電設備が山の斜面を利用し	事業地の保水力の低下分は防災調整池の機能で代替することになりますが、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、下流の地下水の状況を変えるよ

意見書 613

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				て作られているが、その下の個人宅の法面に水が浸み出している所が発生しています。当然今回の発電計画の地域でも同じことが発生すると推測されますので、森林を伐採する前に計画の中止を	うな変化は想定していません。ただし、近年の豪雨被害などによる状況をみますと、防災の重要性を再認識しております。防災調整池の設計にあたっては、行政の基準や指導に基づき十分な安全率を見込んだ設計を板します。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。

意見書 614

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	・調整池は、川の外に造るべき。工事中に出る泥水を沈泥する事が出来ず、河は泥にまみれ生物は死滅してしまう。	調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に計画しています。これにより雨水を確実に集められるようにするとともに、事業地の改変面積を減らすようにしています。 樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。
2	第4章	第9節 植物	4-9-52	・湿地はバランスがくずれると森林化してしまう。影響があるならば、その工事はやめるべき。	湿地については、湿地周辺の湧水が枯渇する状況になれば、湿地の機能を失い激変といわれる状況となると考えられますが、計画地内の湿地湧水の減少は極めて安全側の条件で検討した結果、5～19%であり 80%以上は残るものと考えています。 そのことから、湿地を保全するために、その残った80%以上の水が湿地全体に行きわたるような侵食防止養生マットなどを活用した保全対策を考えています。工事中から供用後の一定期間においては、対策の効果も含めて湿地の水位等の観測により湿地への影響をモニタリングしていくことを考えています。
3	第4章	第12節 景観	4-12-36	・霧ヶ峰は、諏訪地方にとって重要な観光資源。都市部の人々は、普段、見ることのできない山々の景観を求めている。そこに巨大なソーラーパネルの発電所があれば、リピーターになってくれるだろうか。	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さく

意見書 614

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					なるように配慮しております。

意見書 615

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>リスクを負う者と、リターンを得る者は、同じでないとおかしくなる。</p> <p>リスクによる損害を負担する周辺住民は、法的にも資金的にも守られていない弱者である。</p> <p>リターンを得る者が、何らかの加害をした場合にリスクを負わせるような仕組みと、そのための持続可能な監視制度をつくらなければならない。</p> <p>そのための法制度が整備されるまでは、工事は延期されるべきである。</p> <p>しかし、非現実的であれば、環境保全に関して、協定書などを作れば良いのでは。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>環境保全についての協定書については、行政と協議してまいります。</p>

意見書 616

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>・20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から総工費の5%程度、毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。</p>

意見書 616

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第7節 土壌汚染	4-17-2	<p>・除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ 農薬が使われ、汚染されると農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません。Loop 関係者の除草剤使用が、インターネットで公開されており、不信感が拭えません。下請け会社が使用しない為の対処方法が明確になっていません。広大な土地の草刈り作業が確実に実施される方法も明確ではありません。刈り取った草を乾燥のため放置する事で腐敗の恐れもあります。</p>	<p>太陽光発電所の事業内容については、地元で報告させていただく用意があります。また、農薬を使用しないことなどは、協定という形でお約束する事も可能と考えています。いずれにせよ、事業実施前にお約束したことが、確実に実施されている状況についてお知らせしたいと考えています。</p>

意見書 617

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>いずれ底を尽くことが明らかな化石燃料に代わり、再生可能エネルギーである太陽光発電所を作る事は、大賛成です。</p> <p>大気汚染・放射能汚染・爆発などの危険性が限りなく少ない安全な発電所が設置される事を望みます。</p> <p>また、20年経過後も、環境保全に万全を期すよう、強く要望します。</p>	<p>事業の実施による環境への影響については、工事の施工中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。また固定価格買取制度（FIT）の契約期間である20年経過後も発電事業は継続します。</p>

意見書 618

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は原発には反対です。</p> <p>メガソーラーを作ることで原発を無くすことができるなら、大賛成です。</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 619

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市に実家があり、今回帰省した際、8月15日(木)までであれば、当該事業に対し意見を述べることであり、以下に意見を述べます。これまでの議事録等から、本事業の買い取り期間20年を過ぎた後も事業を継続される予定であること、また万が一事業を中断する際には、事業期間中に積み立てた資金にて設備を撤去予定であることは、把握しました。</p> <p>一方で、買い取り期間終了後は、買い取り価格が下がり、本事業における収益が事業期間中と比較し低下すると思われ、買い取り期間終了後に事業を継続していく場合も、設備のメンテナンス等は、買い取り期間中と同水準でのメンテナンス等が行われる確約はあるのでしょうか？</p> <p>もし同水準・適切なメンテナンス等が行われなかった場合、設備の老朽化などから、鉄錆やその他有害物質を含んだ水が土壌に浸透し、下流側に流れる可能性があると思われ、また、周辺地域・下流側における水質等環境への悪影響の有無について、買い取り期間中および買い取り期間終了後、事業期間終了後も、設備の撤去有無に関わらず、永続的に監視を続け、万が一影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償する、という旨を名言して頂きたく思います。</p> <p>上記のメンテナンス等に関する回答、また水質等環境に関する監視項目および監視手法、対応・補償方法に関し、定量的に説明・確約して頂ければ、本事業の推進には反対です。</p> <p>取り急ぎ、本メールをご確認頂きましたら、本メールに確認の旨のご返信を頂きたく、何卒宜しくお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売電収入から総工費の5%程度、売電期間中に毎年撤去費用を積み立てを行い、撤去費用を確保します。 ・万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> -水が汚染され身体障害が発生した場合 -騒音が発生し身体障害が発生した場合 -工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 -設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また上浸水の被害を与えた場合 ・買取期間中および買取期間終了後、事業期間終了後も、設備の撤去有無に関わらず、永続的に監視を続け、万が一影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。

意見書 620

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）について、現計画および環境影響評価準備書に基づく事業遂行を前提とするならば、大幅かつ根本的な計画の見直し及び長期にわたる丁寧な環境影響評価を継続しない限りは事業を中止すべきである。</p> <p>地域住民は 15,000 年以上にわたり、諏訪の地でこの厳しい自然環境と暮らし、恩恵も受けてきた。</p> <p>わずか数十年の間の一部のものの利益のために、広大な山地をこうした評価の未確定な本事業に供することははなはだ疑問である。</p> <p>御社と地域住民が永続的かつ安定的に自然環境による益をうけるために、事業予定地の本事業計画の大幅な見直しまたは中止、事業用地の利用方針の再検討をすべきである。</p>	<p>環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していきます。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>8節地形地質</p> <p>8-2 予測及び評価の結果</p> <p>2. 工事中における土地造成等に伴う土地の安定性への影響</p> <p>5) 予測結果</p> <p>「表 4-8-6 対象事業実施区域の地質層序」に示されるように、事業予定地を含む霧ヶ峰は、過去数千年前からの草原管理活動により黒ボク土によって表層をおおわれているとされている。</p> <p>この黒ボク土は何らかの原因で安定性を欠いた際には土砂災害を引き起こす恐れが高く、この黒ボク土と同様の地質を持つ岡谷市港区の山林においてはゴルフ場の造成に伴い、表土の変更がなされたため平成 18 年の土石流災害（死者 7 名）を引き起こした疑いがもたれている。（『信州の草原』ほおずき書房）</p> <p>事業予定地は戦後の植林等のため、堆積物により確認が困難であると思われるが、過去の経過から下層に黒ボク土があると考えられる。</p> <p>土石流災害の懸念が強く、事業を実施するには周辺環</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対</p>

意見書 620

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>境及び人命を損なう可能性が高く、不敵であると考え 「茅野横河川は、対象事業実施区域の流域面積占有率が約 22%で、土地造成・伐採により 改変される面積の流域面積占有率は約 11%である。茅野横河川流域における対象事業実施区域内の工事中の改変面積は表 4-8-32 に示すとおりで、土地の安定性への影響度合いが高い土工区域の面積占有率は、対象事業実施区域において 7.1%程度、茅野横河川の流域においては 1.5%程度である」と安定性の根拠の一つとしているが、近年みられる気候変動や天候の急変、想定外の降水など予測不可能な未知数な要素も多く、評価は信頼できない。 表 4-8-37 環境保全措置（供用時の改変された地形等） いくつかの工法が提示されているが、事業予定地は広大で、御社がこういった適切な管理をしていくにあたり、人件費・材料費、景気の後退などの要素があり、事業を実施したとしてもこのように丁寧に手をかけて今後施設を維持していく資産があるとは保証されているものではない。景気が後退していく昨今の経済状況から、継続的に実施できるのかはなはだ疑問である</p>	<p>して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。 調整池の堤体検討については、設置位置において地質調査を行ったうえで設計しています。 将来的な補償につきましては、売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の 5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p>
3	第 4 章	第 9 節 植物	4-9-52	<p>5. 調査結果 4) 注目すべき個体、集団、種及び群落 すべて草原性植物のなかでも、国内では貴重となっている種である。また、そうした植物を食草にしている草原性チョウ類を始め、昆虫の保全にも欠かせない種もある。 事業予定地が国内においても草原生植物の宝庫となっている証であり、保全が非常に望ましい区域であると言える。工事による大型車両の出入りや人の移動に伴い、外来種（オオハンゴンソウ、ハルザキヤマガラシなど）の繁殖域拡大が懸念されるため、事業を行うには適さないと考える。 また現在は、事業予定地の 9 割以上が植林を含む森林</p>	<p>調査にて確認された希少な動植物は、湿地及び河川の周辺に集中している状況にありました。ご指摘のとおり、過去の航空写真等の確認などから昭和 30 年頃までは、放牧地として利用されていた半自然草原の中にまばらに木が生え、その中に湿地が位置する状況にあったと思われます。このため現在よりも多くの草地性の植物やチョウ類などが生育・生息していたと考えられます。 現在でも森林内にパッチ状にススキ草地などがみられるのは、その名残であり、埋土種子の存在も予想されます。 今回の事業では、パネル設置範囲の土地造成は基本的に行わない計画であり、パネル設置エリアは工事後徐々に在来の植物による草地が成立すると予測しています。</p>

意見書 620

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>となっているが、昭和 30 年代頃までこの一帯はほぼ半自然草原であり、こうした貴重な植物の埋土種子が多く存在している可能性が非常に高いことを考慮すべきである。</p> <p>そうした場合において、パネル設置を主とする本計画はこうした種の保全に対し、まったく適さない事業であり、継続した環境保全とエネルギーの生産が望めないものである。</p>	<p>また、工事や管理にあたっては外来植物の進入を防ぐ取り組みを継続します。</p>
4	第 4 章	第 14 節 文化財	4-14-4	<p>第 14 節文化財 表 4-14-2 埋蔵文化財の試掘結果（諏訪市教委との協議結果から）</p> <p>事業予定地は、15,000 年以上も前から人の往来があったとされる遺跡からの移動ルート沿いであり、山塊の麓からは国宝土偶 2 体、国重要文化財や県宝に指定されている土器等の出土も相次いでいる。事業予定地は今後も多く埋蔵物が出土することも予測され、日本の古い時代の姿を解き明かす重要な遺物が埋蔵している可能性が高い。</p> <p>遺物の発見があった際には丁寧な調査や遺跡の保存の県都がなされるべきである。</p> <p>そうした区域で大規模に太陽光パネルを設置することが適しているとは考えられない。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。発掘調査は今後予定しているため、評価書にて報告いたします。</p>
5	第 1 章	事業計画の概要		<p>第 7 節 地元関係者への説明等 表 1-7-9 諏訪五蔵説明（平成 29 年 11 月 14 日開催）の対応概要 表 1-7-14 北大塩地区準備書事前説明会（平成 30 年 2 月 25 日開催）</p> <p>事業破綻後については最も懸念される事態である。</p> <p>いくら貴社で積み立てたとしてもそれは債権者のものであり、必ずしも事業地の復旧や維持管理の費用に充てられるかは保証がない。</p> <p>事業破綻しても跡地が適切に管理されるために、原状回復に必要な費用を長野県等の関係自治体にデポジッ</p>	<p>ご意見として賜りました。</p>

意見書 620

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>トしておく等の手段を取ってほしい。</p> <p>事業展開を望むのであれば地元住民の不安払しょくと事業への協力を取り付けるために、御社自ら住民と協力し、条例制定等を自治体に働きかけるなど取り組みをすべきである。過去の説明会で「事業継続が不可能となり土地の保有が不可能となった場合には、地権者へ土地を戻すことができないか検討しており、設備の撤去費用は予め積み立てていくことを検討していることを説明」「倒産隔離された形で、事業に左右されないように本事業は進めていき、この事業の収益により保守メンテナンスを行う予定」としているが、実際の事業破綻の場面ではこのようなことは画餅であり、何の信用を得るものではない。また、事業破綻後のパネルがおかれたまま、環境を大幅に改悪した年を地権者へもどすなど言語道断である。</p> <p>全国に先駆けて、メガソーラー事業者が責任を持った継続的な事業展開と地域の信頼をえるための画期的手法である。御社の前向きかつ具体的アクションに期待したい。 以上。</p>	

意見書 621

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>約 31 万枚のソーラーパネルが置かれた場合、雨水の移動場所（ルート）、移動時間（スピード）が良くわからない。現状がどうなのか、設置後定期的に水量、水質を調査する必要がある。</p> <p>諏訪は観光地であり、銘醸地でもあります。霧ヶ峰の雨水が何年、何十年とかけて井戸水、湧き水として出てきます。31 万枚のソーラーパネルが置かれて現在の水量、水質が大丈夫なのか？</p>	<p>例えば、北大塩大清水湧水の水が何年をかけて湧出しているのかについては、正確にはわかっていません。今回の事業においては、太陽光パネルを設置するわけですが、トンネルなどの地下構造物や井戸による取水などを行うわけではないため、降った雨が、蒸発散、表流水、地下浸透するという水収支の観点からは大きな変化は想定していません。ただし、事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施してまいります。湧水や河川の</p>

意見書 621					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				設置後何年後何十年後に起るトラブルの責任はだれがどうしてくれるのか？	流量を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。

意見書 622					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		霧ヶ峰の美しい自然（森林、水など）に影響が懸念される大規模ソーラー設置には絶対反対です。 ボーリング調査を必ず行なってその結果を報告してください。水の源流伏流水は何にも変えられない貴重な水資源です。自然エネルギーは聞こえはいいですが、パネル設置による自然破壊であることを認識してください。	ご意見として賜りました。弊社としましては法令に則った長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 623					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	昭和 61 年に霧ヶ峰山系の自然環境の素晴らしさに魅せられて、大阪より茅野市に転入してまいりました、以来 34 年間素晴らしい環境の下、何の懸念も無く、恵まれた自然環境の中で生活をさせて頂いてまいりました。 突如、降ってわいたように今回の株式会社 Looop による、大規模なソーラー発電事業、私は決して太陽光発電を否定している者では有りません。 地球温暖化防止の為の発電事業としては賛成しておりますが、なぜ大切な自然を破壊してまでこれほど大規	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 623

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>模な開発をしなければならないのか、ただ一重に企業の利益のみを追求するエゴイズムに過ぎないのではないのでしょうか。</p> <p>一度壊れた自然は人間の手では再生する事は出来ません、豊かにこんこんと湧き出る清純な（水）の恵み、色とりどりの山野草、古来より生息している動物達。</p> <p>人間の生活を豊かにする為だけに、企業の利益追求の為だけに、これだけ豊かな自然を破壊する事は止めて下さい。</p> <p>営々と積み重ねてきた自然の摂理を、一部の人間により破壊させる事は絶対に許される事ではありません。</p> <p>何卒、計画の見直しを切にお願い致します。</p>	

意見書 624

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>守り続けることが必ずしも良い結果になると思えません。クリーンで大規模な電気を作ることが、高齢化や産業の空洞化といった問題に対し、良い変化をもたらしてくれる可能性に賭けたいと思います。</p> <p>Loop は中部電力が株主でもあるようだし、変なことはしないと思う。地域の再開発、町おこしにもつなげられるよう、協力してもらえればと思う。</p>	<p>地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から還元される事業となるよう努力していきます。</p>

意見書 625

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>元々何にも使っていなかった土地をちゃんと有効活用するのだから良いと思う。</p> <p>これ程の規模の事業だと変に真面目に推進しようと</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していく</p>

意見書 625

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				している事業者に断念をさせると次に質の低い事業者に引き継がれることが往々にしてある。そうであれば事業を前向きに捉えて、どうすれば良い結果が出せるかを地域住民と一緒に考えて行くべきである。	ことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していくとともに、地元の皆様のご意見や、関係機関の指導により、よりよい計画としてまいります。

意見書 626

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		今回の提示内容から、環境について大きな問題はないとのこと。自然を大切にしたい気持ちはもちろんありますが、今後の日本としての将来性や、日本という小さな島国で活用されない放置される土地の問題という観点からも、太陽光発電という、地球自体に優しい自然エネルギーを後押ししていくことは、よい選択だと思います。しっかりと環境などへの配慮がされて建設されるのであれば、何も言うことはありません。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していきます。

意見書 627

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	山の生き物が、生きる場所を追われる事は互いに良くない出来事だと思います。 発電も自分達の手におえる範囲でしたら誰も止めません。もし災害になったら、地元の消防団が赴く事能なるのでしょうか？	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供

意見書 627

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p> <p>なお、電気主任技術者が事業地もしくは事業地から 2 時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p>

意見書 628

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>私は太陽光発電そのものは反対ではありません。しかし、私達のほこるべき故郷である霧ヶ峰に自然のバランスを欠くほどの太陽光発電に対してはとても賛成は出来ません。私達のほこるべき故郷である霧ヶ峰に私達の想像を越す広さの太陽光発電所を作る事には毎日生活をしている地元住民が子供達まで以降の安全を私達親が考えていくことは生活の基本だと思います。</p> <p>霧ヶ峰八ヶ岳山麓の歴史は日本列島の人類史の中でもとても重要で多くの人達を育てて来ました。その為にもこれからも日本列島の中心的な場所として安全に又、子供達や外国から日本をあこがれて来る人達の為にも、世界にほこるすてきで安全なところとしてみらいえいごうにすてきな所として確保する必要があります。</p> <p>どうか地元民のみならず日本人のほこりである霧ヶ峰に皆んなを不安にする規模の太陽光発電所をつくる事は考え直し地元の人々と話し合いをしていって下さい。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。弊社としては環境影響評価に定められた規定以上の説明会を開催して参りました。</p>

意見書 629

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>令和元年度土砂災害警報が何度も発令され、特に米沢地区は常に警戒地域に指定されています。</p> <p>現状でさえ不安なのにソーラー事業が強行された場合甚大な非害を受ける事が予想されるため、開発には大反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 630

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには、「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演、報告している。地元説明会にて、「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず、「影響はあるが、極めて小さい」と変えている。「極めて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査をしてない状態だ。大した調査もなしにふるさとの財産をいじくりまわすなど決してあってはならない。または、ボーリング調査を実施し、地域全員が納得するまで説明できる状態でなければ、ソーラーパネルの設置は辞退したほうが良いと考える。</p> <p>我々北大塩地区のシンボリック的存在である「大清水」のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後である。その時に変化があっても取り返しがつかない。よって、水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのか教えてもらいたい。前回の地元説明会でも似たような質問されていたが、そのときの対処法については「今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する。」との回答であったが、それ以前に今、計画段階で出されてい</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 630

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>る有識者の意見をきちんと受け止めてもらわないと、ソーラーパネル設置する計画を立てる資格がない。</p> <p>また、太陽光発電施設の面積は196.5haもあり、関連水域も含めると横河水系の約30%も面積を占めている。開発による横河川への影響が小さいとは決して言えない。横河川だけでなく上川、諏訪湖と観光地にも影響が出てくる。あまりにも面積が大きすぎだ。よって、太陽光パネル設置は大反対である。</p>	

意見書 631

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・茅野市にも諏訪市にも影響は小さいとしています。湧水、地下水にほんの少しでも影響があるのであれば、開発には、絶対反対です。</p> <p>破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>ソーラーを中止して下さい。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。</p> <p>必ず原状復帰をして下さい。</p> <p>工事車両の通行ルートは、茅野市側のルートではなく、諏訪市のみにして欲しい、トラックの行き来は不安ですし、迷惑です。</p>	<p>・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から総工費の5%程度、毎年撤去費用を積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。</p> <p>・通行ルートに関しては茅野市側の通行量は極力低減しておりますので、ご理解をお願い致します。</p>

意見書 632

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は米沢（北大塩）の1区民です。このたびのソーラー事業に関しては、全くの素人で、専門的な用語を使って、専門的な内容を定示されても理解することだけで時間をついやしてしまいます。</p> <p>しかし、そんな私でも思ったことは、意見書として提出できるのかなと思っています。</p> <p>まず、最近、どこへ行ってもあちこちの緑に囲まれた山の中や、田んぼの中、家と家の間にソーラーパネルを目にするようになりました。緑の中にパネルがあるのか、パネルの中に緑があるのかわからないような環境です。自然破壊を感じます。私たちがきちんと納得いくような内容で将来を見すえて結論を出さないことには、小さい子どもたちが大きくなった時、どのような状態になっているのだろうかと不安を感じ責任重大です。</p> <p>きれいな水や自然の中で一生けん命育てている米や野菜、花などは、この土地の宝です。毎日生活の為に汗を流している人々の本当に大変さをループの方々は知っていますか？ 私たちに理解を求める前に、自分たちも現地の人の本当の思いや生活を理解してほしいです。</p> <p>今までにやってきた意見交かん会や署名活動の結果をきちんと前向きに受けとめてほしいと思います。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。反対署名は真摯に受け止めております。</p>

意見書 633

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>Loop (株) より最近、指定郵便で送られてきた Vol. 5 の FAQ では、パネル設置による周辺の気温上昇や気流の変化等が天候に及ぼす影響について、</p> <p>①国立研究開発法人***の実証研究の文献調査では、気温の変化は認められず、②弊社の設置事例でもそ</p>	<p>・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギー</p>

意見書 633

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>んな話は聞いていない、とし、影響は極めて僅かと回答しています。</p> <p>しかし、諏訪市四賀の計画は【196.5ha の中に、97.4ha】のパネル設置という</p> <p>今までに無い大規模なものであり、①②の回答だけでは到底納得出来ません。</p> <p>平地に設置されている小規模のパネルの周辺でさえ、気温が上昇し、暑くなった等の声をきいています。</p> <p>パネルで熱せられた気流が上昇気流となり、高原に吹き上げられる可能性は素人でも十分考えられます。</p> <p>もっと多くの専門家の意見を聞いてください。</p> <p>地下水への影響や工事による下流域への影響等も、簡単に「安全だ」との結論が多すぎます。もっと調査をしっかり行ってください。</p> <p>大規模な森林伐採と大量のパネルによる周辺の気温上昇によって、地域の宝である霧ヶ峰高原の自然破壊が心配ですから、工事はしないでください。</p>	<p>一を発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p> <p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 634

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>そもそも自然を壊して、山を切り、山を削り、大規模に自然を破壊する、そんなソーラー建設を絶対に許せない。絶対反対。</p> <p>過去に水害（災害）があった事があるこの地域の上流部の山に 1km×2km の広大な土地を破壊してソーラーを作る事はまた水害（災害）になる可能性がある建設を許す事は出来ない。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 635

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>1、調整池は、本来川の外に造るものであり、川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p> <p>川には調整池で水を集め泥を沈めたり、水を澄ませてから水量を調整し川に排水するものだと思います。</p> <p>近頃米沢地域にも大雨警報、土砂災害警報（レベル4）等ありました。川に調整池を造ると泥が沈殿し堆積物を取り除く管理をしないと面積が減少し設計面積を保てなくなり災害につながると思います。</p> <p>また堰堤はコンクリートダムではなく、鋼矢板で土を挟む工法を聞いています。一度造られると、この先将来に渡り取り除くことはないと思います。</p> <p>責任を持って管理はだれがしていくのですか、崩壊等不安でいっぱいです。</p>	<p>水害等への対応については、意見書12番No.1の回答をご参照ください。水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>設置位置については、調整池が集水対象とする流域の雨水が集まる低地に設置することが最も地形改変を少なく出来るために、この様な配置計画としています。</p> <p>調整池の計画地は個人の私有地であり、管理者がいる河川（水路）ではありません。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1、大清水への影響は極めて小さいと報告されていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、将来破壊された環境は元に戻ることはありえません。影響があるならば開発には反対です。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p>

意見書 636

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>○我々が実施して頂きたい調査（ボーリング調査）を我々が納得する方法で実施して、納得する報告をして頂きたい。</p> <p>○大清水は茅野市の重要な水源です。</p> <p>計画段階での有識者の意見をよーく聞いて下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 637

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・知事意見に「地下水の影響範囲について、地質調査は絶対に必要」としているのに対し、きちんとボーリング調査を実施していない。</p> <p>ボーリング調査をして、「全く影響がない」旨の調査結果を出してほしい。水は茅野市、諏訪市の大切な水源である為、調査をしっかりとしてほしい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 638

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ループ社は、ひとたび、許可がおりてしまえば、金もうけ以外は何もしないだろうと思います。いいかげんな会社です。まわりの人もみんなそう言っています。何回か説明会に参加しましたが、それ以外の感想はありません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 638

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ん。</p> <p>工事中の騒音や道路沿いの住民の迷惑、あと、水害や、大清水の水質は影響が出てはならない（出来ない）のは明白な駄目会社です。ループがつぶれた後には美しかった霧ヶ峰にきたならしい、黒い残がいが永久に残るでしょう。</p> <p>「そんなことを絶対にさせない」という住民の怒りの深さをループは知るべきだと思う。ただちに計画を中止しろ！！ 馬鹿者共！！</p>	

意見書 639

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水湧水は開発により影響が予測される開発計画は中止すべきです。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも影響は小さいとしていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば絶対開発には反対です。</p> <p>破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>大規模伐採、掘削、堰堤の開発によって危険になることが住民の不安であり、大規模開発で災害の不安はより大きくなります。</p> <p>開発中止を求めます。</p>	<p>茅野市の大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。</p> <p>また、諏訪市の南沢水源の影響については、取水量の減少といった影響はほぼ発生しないものと予測しております。</p> <p>科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、これまでの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p>

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解し</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは</p>

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>やさしい言葉で明示してください。(特に以下のことは必ずお答えください。)</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？(何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思えますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰牧場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行料を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰牧場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第1章	事業計画の概要		㊤工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊤低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊤発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊤野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が	準備書ではフェンスの高さを調整して、シカなどの大型獣についても事業地内に生息できるようにすることを検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、湿地等の環境を保全する目的で高いフェンスにより囲い、シカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>く創出し、周辺からそれを餌とするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる怖れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>

意見書 640

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>

意見書 641

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私達北大塩住民は決して無意味な反対をしているわけではありません。</p> <p>私がまだ小学生だった頃、吉田山ゴルフ場開発で樹木が伐採されて地山を掘さくし、結果、大雨で土砂が流れ出して田畑が流れる被害が生まれました。</p> <p>会社の営利が大事か、下流住民の安全が大事なのか、そんな事は、わかりきっています。</p> <p>大清水水源においてもモニタリングだけで完全なものとはいえないような気がします。</p> <p>上流で開発を行えば被害は必ず下流が受けます。水脈が変わってしまう可能性も充分考えられます。</p> <p>反対意見を真摯に重く受けとめ、工事着工を断念すべきです。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 642

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラーからの電気の買い取り料金は、当初よりだいぶ値下がりしているとのこと。ということはソーラー施設を整備したところで企業としての「儲け」はさほど無いということになります。それでも事業を押し進めるということは、ソーラー施設を建設するという事自体に何らかの意味があるのではないかと考えざるをえません。ということは「儲け」の出ない施設の行く末はどうなるでしょう。いずれ使用されなくなり「放置」の可能性が大きくなります。これ程大規模な施設が「放置」されることを考えると恐ろしくなります。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 643

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>太陽光発電施設の面積は196.5haもあり、関連水域も含めると、横河水系の約30%の面積を占めます。</p> <p>開発による横河川への影響が小さいとは言えません。横河川から上川、諏訪湖へと負荷がかかります。開発面積が大きすぎます。</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や長野県環境影響評価技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>今回の事業地からの雨水の流下量は、調整池により調整して放流しますので基本的に開発前に比べて増えることはありません。</p>

意見書 644

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>○森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価されていません。樹木・下草・コケ類・土壌の水分で今までは温度が下げられていましたが、工事後は植物からの蒸散量の減少に伴い温度上昇が予想されます。観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、気候変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発豪雨などが懸念されます。</p> <p>尚、冬パネルに降った雪がすぐ解けて、川に流れこむ、春の川の水量や地下水に影響すると思います。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>○川の中に調整池を造ることに不安です。説明が不十分です。</p> <p>天然記念物ニホンヤマネの専門家は、計画地内で確認したり、放獣した経験があり、計画地は生存、繁殖に適した環境にあるそうです。確認されないのは調査方法が全く適切でないからだそうです。適正な調査を改めて実施して下さい。</p>	<p>調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に計画しています。これにより雨水を確実に集められるようにするとともに、事業地の改変面積を減らすようにしています。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p> <p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを</p>

意見書 644

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モモンガとともにモニタリングしていくことを計画いたします。

意見書 645

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。</p> <p>地元説明会「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査がまったく行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。『きちんとボーリング調査は極めて不十分です』</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるのであれば開発には絶対反対です。</p> <p>破壊してしまった環境は元に戻ることはありません。「大清水」のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰れがどうやって何時に究明するのですか？ その時の対処法については「今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受けとめて下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 645

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				大清水は北大塩そして茅野市の宝です。この湧水子ども孫次の世代まで大切に守っていきたいです。	

意見書 646

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大量の木を伐採し、山を削って 31 万枚のパネルを設置する約 196ha の大規模なメガソーラーの建設計画に「景観の変化が小さい」との調査手法に疑問。</p> <p>霧ヶ峰は、神聖な場所であり、県外からも多くの観光客が訪れる人気の観光地である。</p> <p>霧ヶ峰の最大の魅力は、自然が豊かな事。</p> <p>自然を守っていくのも地元住民の大事な役目。</p> <p>自然が破壊されるこの Loop 社の計画に反対。</p> <p>5 万 0122 筆の反対署名を深く受け止めて、計画を中止してほしい。</p> <p>自然災害が起きて、水道水が汚染され、使えなくなかった時には、大清水湧水は、水源として活用できる大切な資源であり、地元住民にとっては、かけがえのない宝物である。</p> <p>また、米の沢と書く、米沢地区は米作りのさかんな地域であり、その大清水湧水を利用して作るお米のおいしさは、有名で古くは諏訪の高島藩の献上米として使用され、今現在も諏訪地方はもちろん県外からの人気も高いブランド米である。</p> <p>今回のメガソーラー計画で、大清水湧水への影響が心配。県の指導である「ボーリング調査」を全く行わずに、「影響はあるが、極めて小さい」としている事には、不感しかなく、少しでも影響があるのなら建設は反対。</p> <p>3 つの堰堤は大規模な掘削で、下流域への影響は大きく、水質悪化は明らかで、農業への被害の不安は多く、</p>	<p>反対署名については真摯に受け止めております。地質調査については、深いボーリングを実施してはませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っております。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、地質分布状況や現地での調査結果から、下流の水源の利用に支障が生じるような影響はほとんどないとの予測ですが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については皆様にも報告させていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 646					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				建設計画は止めてほしい。	

意見書 647					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。</p> <p>破壊した環境は、元に戻ることはありません。</p> <p>パネル設置で、90%が流れ下る事業は、対策を講じても地下水・河川水への影響は、否定できません。</p> <p>計画地一帯を知らない事業者の計画は、危険で中止すべきです。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p>

意見書 648					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>①地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造、地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのきちんとボーリング調査を実施して下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 648

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>②川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。本来の調整池の役割を工事中、大雨の時は道路、パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた堆積物、腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと、泥、細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害は避けられません。調整池は本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
3	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>③除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ ひとたび農薬が使用され汚染されると、農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません。Loop 関係者の除草剤使用がインターネットで公開されており、不信感が拭えません。下請け会社が使用しないための対処方法が明確になっていません。広大な土地の草刈り作業が確実に実施される方法も明確ではありません。刈り取った草を乾燥のため放置する事で腐敗の恐れもあります。</p>	<p>太陽光発電所の事業内容については、地元で報告させていただき用意があります。また、農薬を使用しないことなどは、協定という形でお約束する事も可能と考えています。いずれにせよ、事業実施前にお約束したことが、確実に実施されている状況についてお知らせしたいと考えています。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>④太陽光発電施設の面積は196.5haもあり、関連水域も含めると横河水系の約30%の面積を占めます。開発による横河川への影響が小さいとは言えません。横河川から上川、諏訪湖へと負荷がかかります。開発面積が大きすぎます。</p> <p>万が一事業者が破産した場合「事業用地を現地権者に譲渡し返還する事を検討する。」とありますが、現土地所有者が管理者・担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や破産後の計画地を管理することには現実性が無く、産業廃棄物が放置されかねません。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 648

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>準備書段階では対応策が具体的に示されていません。 放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにする必要があります。 現地権者はどのように責任を負うのかも明らかにして下さい。 茅野市、諏訪市の住民の反対をおして、太陽光発電設置事業にかぎりなき不安をかんじ絶対、反対です。</p>	

意見書 649

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>湧水、地下水への影響は小さいとの説明があったようですが、少しでも影響が出るのであれば反対です。 一度影響が出てしまったら元に戻すことができません。保障すれば良いという問題ではありません。出さないためにはやらないことです。 開発するのであれば、全く影響はありませんと言い切れる根拠の提示をして下さい。 納得できない以上は反対です。 ダイレクトメールに記載されている 「開発にあたりましては、治山力を高め、防災能力も強化していくことに十分配慮して、持続可能な山林の維持管理に努めてまいります。」について、 近年多発する集中豪雨対策という観点からすると地質構造や地下水の流れ等を厳密に調査したうえで問題ないと判断しているとは思えません。 また、大清水や諏訪市の水源への影響もないという根拠が明確でないという状況からすると到底賛同できません。 特に横河川周辺や米沢北大塩地区は、過去に水害が発生しており、ハザードマップでも危険区域に指定されて</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。</p>

意見書 649

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				おります。そのような地区の上流にソーラー事業を展開するという考え方自体が全く理解できません。	

意見書 650

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		電気の必要性は理解しますが、山を削り、ソーラーパネルを設置することには反対します。 災害、水資源、植物、生物の生活場所……。 山を切り開くのではなく、守る活動のが、大切と考えます。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 651

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	開発による外来植物の侵入に対しては車の洗浄、抜き取りなどの対策が立てられていますが、森林の伐採、道路のための切工、盛土工事、草刈り等によって日の当たる面積が一気に拡大します。近年里山まで爆発的に増えてきたセイヨウタンポポ、ヒメジョオンなど森林では増殖できなかつた飛来植物が開発によって定着、増殖することになります。やがて計画地を中継して上部国定公園へと種子を飛ばすことになり、現在でも国定公園周辺の外来植物の抜き取り作業は追いつかない状況にあり、国定公園への負担は一気に増大することが考えられます。その対処法は準備書には記されていません。これらは草刈りでは対処できません。	外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぐことを計画しています。
2	第4章	第14節 文化財	4-14-4	ジャコップラ遺跡が計画地に広く確認されています。準備書では開発による切土、道路予定地の調査が行われ	埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように

意見書 651

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ていません。準備書ではなく、評価書に掲載するとありますが何故でしょう。諏訪市の貴重な文化財でもあるため評価書までに丁寧な調査をして下さい。試掘による計画の変更箇所がある場合も含め、公開して下さい。</p> <p>万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する。」とありますが、現土地所有者が管理者、担い手不足で開発を希望した経緯からパネル撤去や破産後の計画地を管理することには現実性がなく、産業廃棄物が放置されかねません。放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を具体的に準備書で明らかにする必要があります。</p> <p>現地権者はどのように責任を負うのかも明らかにして下さい。</p>	<p>計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。発掘調査は今後予定しているため、評価書にて報告いたします。</p> <p>太陽光発電事業は、固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に実施する予定であります。事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に撤去に要する費用の積み立てを予定しております。</p>

意見書 652

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>・森林代採とパネル設置による気温上昇についての評価がない。工事後は植物からの蒸散量の減少に伴う気温上昇や上昇気流による降雨の多発・豪雨などが懸念され不安である。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・事業規模が196.5haもあり、関連水域も含めると横河川水系の約30%の面積を占め、開発による横河川への影響が大きい。</p> <p>横河川から上川、諏訪湖への負荷がかかり、開発の面積も大きすぎる。</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や長野県環境影響評価技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計</p>

意見書 652

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					画しております。 なお、事業地の面積は、ご指摘のように大きなものではありませんが、約5割を残置森林とするなど環境保全に配慮しております。
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・人の住む上流に耐震性もない危険な3つの堰堤をつくらないで欲しい。</p> <p>北大塩は土石流警戒区域で、「糸魚川—静岡構造線」が走る。</p> <p>県の施設でない堰堤は、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない。近年の豪雨は堰堤を決壊させる恐れがある。</p> <p>準備書では「大規模掘削による影響」について評価がされていない。</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や長野県環境影響評価技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>なお、事業地の面積は、ご指摘のように大きなものではありませんが、約5割を残置森林とするなど環境保全に配慮しております。</p>
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・知事意見にも「地下水の影響範囲については、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり、水質分析のみでは不十分であり、きちんと、ボーリング調査を実施して欲しい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 653

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>○霧ヶ峰は、湿原植物が多く国の天然記念物に指定されているのに、ソーラーパネルを設置する事により、外観が悪くなり、観光の面で他県よりの来客が減り、県の</p>	<p>供用後のパネルは、地形的に遠方からは見えますが、周辺からは見えにくいという特性があり、眺望に対する影響は大きなものは想定されません。また、残置森林の</p>

意見書 653

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				財形にも影響が出るのではないか？	保全を実施し、対象事業地の約50%が森林のまま残されます。霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないよう、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。
2	第4章	第9節 植物	4-9-52	○ソーラーパネルの周辺がパネルの反射熱でまわりの温度が高くなり、周りの植物に影響が出る（動物や昆虫類に出るのでは？	太陽光発電による気温上昇などの事例は把握しておりません。樹林環境から草地に類似した環境への変化が予測されます。
3	第4章	第12節 景観	4-12-36	○霧ヶ峰は映画や小説、プロモーションビデオなど数々のモデルになっている事もあり、パネルをとり付ける事により、外観も悪くなり、どこの県、どこの町、でも外観が同じで観光の目的が悪くなるので反対する。	本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。
4	第1章	事業計画の概要		○太陽パネルの耐久の時期などもしっかりとハークしてもらわないと故障箇所が出た時に、継続的な出力低下、売電損失を生み、電極配線の不良により火災が出る、大きき的にも火災になれば対応が困難となり、山火事になるおそれがある、霧ヶ峰は湿原植物があるので危険なので反対します（山火事の消火は困難） 上記、内容をこうりよすると、霧ヶ峰にソーラーパネルを設置するべきではないと考えます。	定期的に発電所の点検を実施し、パネル不良について対処していきます。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 654

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		・娘から話を聞きました。自然エネルギーへの転換がさげられる中で、ソーラーへの期待は高まるばかりかと思いますが、今回の計画はあまりにも住民の意見を無視していると思います。 土地所有者の方々のお気持ちもわかりますが、万一にか（土砂災害、水問題等）あった時に、その影響はか	環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 654

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				なり広い範囲に出るでしょう。住民すべての理解が得られない内は計画を進めるべきではないと思います。(環境保全の見地からの意見ではないですが…)	

意見書 655

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画は、表層崩壊を起こす可能性があるのではないのでしょうか。緑の中での生活もくずれてしまうのは残念です。</p> <p>ループの人達のが、なんか信用出来ない面があり、説明を聞いても本当かなあと感じてしまいます。</p>	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 656

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>水質調査が不十分で本事業による水質汚染の影響が懸念されます。一度、事業化されてしまうと、簡単には元に戻せません。</p> <p>霧が峰一帯を水源として地域の住民は生活水や事業用数など大きな恩恵を受けており、水質悪化の可能性のある以上、本事業には反対です。</p>	<p>水質については工事中の濁水の影響が懸念されると考えています。工事中、大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 657

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>子供の頃より諏訪のお水は美味しいと思い育ちました。他地域に旅行や仕事で行く時、水道水を飲み美味しいと感じた事はありません。</p> <p>それは諏訪の水道水があたりまえに美味しく飲めたからです。</p> <p>その水が出来上がり私たちに届くには山や森の整備はもちろん、本来の木や土のもつ浄化能力に他なりません。</p> <p>その大切な木々を切り、数十年しか発電しない太陽光を設置する事に、水以上の価値があるとは思えません。</p> <p>太陽光の発電しなくなった後のパネル（ゴミ）はいかがするおつもりですか？</p> <p>原発同様土にかえるものでなくその土地に置きっぱなしですか。持続可能で自然に負荷のない発電の仕方にしていただきたいです。</p> <p>数十年で技術も大幅に変わります。</p> <p>一度汚れた水や自然をもとに戻すのは、大変なことです。どうぞ考えを改めて、諏訪の自然をお守り下さい、宜しくお願いいたします。</p>	<p>大清水の水は、我々も飲用させていただく事もありますが、非常においしい水であると感じております。</p> <p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 658

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>自然を守ることは何もしないこと。</p> <p>水を守ることは人間が手を加えないこと。</p> <p>発電でも車でも、家電でも、飲食店でも、すべて生産かた。つまり、それほど需要もないのに作り続けている。今、必要なものはもうそろっている。</p> <p>これ以上何がいるというのか？ こと足りているのである。</p> <p>一度壊したものは二度ともとは戻らない。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 658

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>小学生でもわかる。ソーラー事業よりもっとやらなければいけないことがある。もっと社会に貢献できる事業があるはずだ。今、本当に必要なものは何なのかを考えるべきだ。環境を破壊してまでやる事ではない。</p> <p>人は電気よりも、水や食料がないと生きていけない。水は命。それにつきる。</p>	

意見書 659

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>1、霧ヶ峰の茅野側の森林を多数伐採する事で四賀地域の雨による、土砂災害が引き起こされる。最近の雨の降り方は、ゲリラ豪雨であり、おもわぬ被害が、あらゆる所で起きている。四賀のすそ野部分は、地層が軟らかで、以前、大災害の起きた所である。人命にかかわる事態も十分に考えねばならない。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6</p>

意見書 659

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					～7に相当) による安全性評価を行っています。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>2、霧ヶ峰の水質はやわらかなとても人体に良い水である。その水に頼る地域は、諏訪だけでなく茅野にも多数いる。これらを考えると、ソーラー事業より、大切にせねばならない。</p> <p>1、2の事からして、事業者は、絶対この事業を行うべきでない。もしどうしても行いたいなら諏訪市と茅野市の全市民の了解を得る事と何らかの被害が起きた時は、自治体に対して救済を依頼する事なく、全て(株) Loopが早急に行う事を契約する。もちろん、資金的にも道義的な面からも合格する保証人をたてる事。</p>	<p>霧ヶ峰から流れる地下水は諏訪・茅野両市民の大事な水資源であることは十分認識しております。</p> <p>そのため、既往の地質調査等の資料や河川・湧水の流量・水質調査からを行い、総合的に検討して事業計画地周辺の地下水の流れについて工事を行った際に生じる予測について予測を行っています。</p> <p>その結果、周辺に分布する湧水・水源に対しては水利用への支障を及ぼすような(水源の枯渇等)影響は発生しないと予測しておりますが、事業を進めるにあたってはできる限りの配慮を行いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、本事業は、太陽光パネルによる発電事業であり、地下水を汚染するおそれのある有害物質を地中に埋設するような行為は実施いたしません。また、太陽光パネルの配置についても事業地の約5割を残置森林として残し、できる限り環境保全に努めてまいります。</p> <p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与

意見書 659

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					えた場合、まだ床上浸水の被害を与えた場合

意見書 660

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>来店されるお客様から“どうして諏訪ではお酒を”とよく聞かれます 諏訪は“霧ヶ峰の伏流水と気候とが”と今は自信を持って答えております。 酒造りを担っている水。この根本に少しでも疑念を持つては諏訪の特色の大きな一つである酒造りに大きな影響を与えかねません。 長い歴史をつくってきた諏訪の酒造り。これまでと同じ時間も未来にさらにと考えたとき、はたして何の影響もでないとは、絶対言いきれないと考えます。 水質への影響に対して、“～のはず”“～のつもり”での設置は不安ばかりです。 何故「水を命」としているこの場所なのか？</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。 酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>

意見書 661

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然豊かなこの諏訪の地に、大規模なソーラーパネルを設置したいという計画。諏訪の中でも高所の場所に危険な人工物を3つも作りたい、説明会に2回程参加しましたが納得できる説明がなされたという印象は全くありませんでした。いかにも土地所有者や諏訪市の財政に寄与できるという様なことを前面に出していました。一</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思っております。</p>

意見書 661

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>度倒した木が元通りになるまでには何年かかるのでしょうか。その間の森林から排出される CO₂ は？ 気温上昇はないのかと心配です。また湿地に咲いているサクラソウや貴重な動植物はどうなるのでしょうか。それを求めていらっしゃる観光客の方達もおられるのではないのでしょうか。</p> <p>また諏訪には美味しい酒蔵がたくさんあります、霧ヶ峰から湧き出した水がその美味しい御酒のもとになっているでしょうし、勾の手一縁の方達の飲料水にも当然影響があると思います。また、最終的に諏訪湖に合流した水の中で生きる魚や生物はどうなるのでしょうか。</p> <p>様々な計画している皆さんは、30 年先 50 年先にはこの世にいらっしゃらないかもしれません。今さえよければという考え方を考え直していただきたいと思います。</p>	

意見書 662

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰の自然は皆で大事にし先祖が残した自然を守り壊してはいけないと思います。絶対反対です。一度壊した自然は人間の手では戻せません。</p> <p>使われていない工地を活用してください。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 663

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 8 節 地形・地質	4-8-31	<p>異常気象で集中豪雨など人間の想像を遥かに越える災害が多く発生している昨今を考える時、永い年月で安定してきた自然を大規模に改造することは、更なる大災害を引き起こす可能性が無いとは言えない。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p>

意見書 663

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				その下流に居住する市民として、今回のソーラー事業に反対いたします。	<p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 664

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		子供達の将来のためにも、反対します。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、これまでの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p>

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解し</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは</p>

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>やすい言葉で明示してください。(特に以下のことは必ずお答えください。)</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？(何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰牧場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行料を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰牧場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第1章	事業計画の概要		㊤工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思いますと考えております。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊤低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊤発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊤野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が	準備書では事業地のフェンスの高さを調整してシカなどの生息を許す事を検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、フェンスにより囲いシカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれをえさとするシカなどが集まり、シカの個体数

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてももっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です。</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。 今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃってますが、</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置</p>

意見書 665

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 666

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然を破壊するのは、人間の仕業。平穏に暮らす人々動物をおびやかす事は愚かな事、絶対、反対。 壊した自然はとり戻せない！ 反対！</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 667

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>御意見申し上げます。 私は神戸出身で、約30年前に4年間暮らしていた東京北区より移り住んでいます。 霧ヶ峰の裾野に位置する茅野市に移住しました。 そのきっかけは、この環境の美さに深く心うたれました。 背後に霧ヶ峰、前向に蓼科、八ヶ岳を望み自然環境を大切に守って来た、茅野市、北大塩区米沢移り住んでい</p>	<p>・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっております。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソー</p>

意見書 667

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ます。</p> <p>東京勤務の時代に家族を連れてビーナスラインから霧ヶ峰美ヶ原とドライブをすることを楽しみにしていました。</p> <p>美しく管理された霧ヶ峰、美ヶ原国定公園です。私を茅野市に移住させた自然の風景でした。</p> <p>茅野市の発展、人口増加の基本的ベースを支えるのも周辺の環境保全だと思います。</p> <p>他府県から人を茅野市に引つける大節な自然環境です。</p> <p>東京のゴミゴミした下街の住居に薄汚れた工場、混雑した道路、煙突から排出される大気汚染、夏場などは特に酸い状態でした。昔から茅野に住んでいる地元民は恵に環境下で自身が生されていることの大切さが知っていない人もたくさん居るように思います。</p> <p>国立公園の隣接地は大切な地域です。</p> <p>公園内に生息している動植物は公園内だけで生息しているのではなく、周辺区域と密接な関係で成立していることは、自然科学の分野で証明されています。</p> <p>動植物は長い目で見てみると互いに区域内で深い関係が成立って霧ヶ峰の美しい自然がたもたれている。</p> <p>(2) 公園の隣接地に巨大な太陽光パネルが出来上がった場合、特に春から夏にかけて気温の変化が動植物に与える影響は計り知れないものになるのでは、</p> <p>温度の悪い影響を長い間、出し続けて自然破壊されるのでは、私の家の近くに小模様の太陽光パネルが出来上っただけで隣接の民家の家主は、</p> <p>春から夏場、晴の日は1日中熱くなったと言っていたのを聞きました。人間は住んでいるうちに慣れて気にしなくなっていく。</p> <p>貴重な動植物は、人と異なって長い時間をかけて消滅して行くものです。</p> <p>国定公園の枠の外だから何をしても許されるもので</p>	<p>ラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。

意見書 667

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>わない。一度失った自然は元にもどらない。</p> <p>自然を破壊した過去を人間が幾度となく引継いで来た失敗が物語っている。</p> <p>近年の異状気候が豪雨となって、日本各地で大災害を引っ越している。</p> <p>地元下流住民としては各地の大災害は明日の我身として恐になっている。</p> <p>近年の異状気候は、この先どのように悪化していくことも容易に推測されるのではないか。</p> <p>自然の気候変動に対して、これは想定外の出来事ではすまされない。</p> <p>小規模業者が営利目的にする事業としては、霧ヶ峰高原は不向きではないか。</p> <p>長い目で見た安全な事業を行う土地に摘していないのではないか。長野県下で安全な候補地は他にいくらかも有るのではないか。一時の売電事業の継った後も、永遠に破壊された傷跡は残る、Loop は永遠に安全を担保できるのか。</p> <p>地域住民の不案な日々は、何十年先まで続くことになる。</p> <p>電力事業が終了した後、誰が安全を担保できるのですか、Loop 又は諏訪市、茅野市、長野県ですが、自治体として最大の受益者である諏訪にその覚悟は有るのでしょうか。益者負担の原則のような物が発生するのでしょうか。</p> <p>被害が発生した時（将来）も、自治体が保証分担のとり決を3者間で成立させてから。</p> <p>住民の意志を確認して行くことを第1に考えてほしいだけです。</p> <p>地元自治体としての責務をしっかりと示して行くことが原則で有る。しっかりとした責務がとれないのであれば、中止にすべきです。</p>	

意見書 668

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から総工費の5%程度、毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 669

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		現在、活用用途の低い広大な土地を有効活用できることは大賛成です。また太陽光発電という自然エネルギーの活用は、CO ₂ 削減など将来の環境改善につながるため、建設に関する安全性の担保が確保できれば、前向きに推進していただきたいです。	建設時に安全性を確保するように努めて作業をしていくとともに、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 670

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境にも配慮した形で持続可能な社会を築くために、再生可能エネルギーである太陽光発電所を建設する事には賛成である。事業者もエネルギー関係の事業者で、信頼できると考えられる	事業の実際による環境への環境については、工事の施工中と工事完了後に置いて事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。

意見書 671

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		20年後に使用できなくなったパネルや支柱はどのように、どこの費用で撤去するのですか？ 又、原状復帰の計画はたてられているのでしょうか。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から総工費の5%程度、毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 672

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。</p> <p>「極めて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。</p> <p>きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>知事意見書にも「地下水の影響範囲については、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり、準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが全く無視し、水質分析のみで評価しています。調査は極めて不十分です。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水・地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>パネル設置エリアに残る根については、発電施設を継続的に管理してまいりますので、その一環として斜面の状況も確認し、状況に応じて対策を実施いたします。また、除草に関しては、除草剤を使用せず人力による管理を行う予定です。</p> <p>調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に計画しています。これにより雨水を確実に集められるようにするとともに、事業地の改変面積を減らすようにしています。</p> <p>調整池の堤体はレベル2地震動による安定性を確保しています。</p>

意見書 672

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>「大清水」のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのですか？ その時の対処法については「今現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する。」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p> <p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する、高さそれぞれ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤（県のコンクリートダムでは無く、鋼矢板で現地の土を挟む工法）ができると、地元は大雨で満杯になった時や大規模地震の時の不安がより大きくなります。雨や地震により大災害になりなす。近くには、いつ地震が起こっても不思議ではないと言われる、「糸魚川—静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です（土石流警戒区域）。</p> <p>県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、1時間80mmの設計でも堤堰が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p> <p>川の中に調整池を造ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませることができません。本来の調整池の役割を果たすことはできません。工事中、大雨の時は道路・パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。シルトが横河川を流れ下ります。浚渫（しゅんせつ）の時は更に沈殿していた堆積物・腐敗物を巻き上げます。下流域で米作りをしている田んぼへと泥・細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されないだけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。農業被害は避けられません。</p>	<p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p> <p>造成法面はすべり解析による安定性評価を行い必要に応じて法面補強工を計画しています。</p>

意見書 672

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>調整池は本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p> <p>3つの堰堤は川床を上流に向かって広く、深く掘削します。長さがそれぞれ129m、77m、235m、深さが13.3m、11.5m、13.5mの大規模なものです。更に左右から多くの湧水がある急斜面も最大13mと大幅に削る工事は地下水の流れや河川に大きな変化を与えます。</p> <p>下流域の湧水・地下水・河川水が変わると暮らしている人々は生活できなくなります。源流域を大規模に掘る工事には絶対反対です。</p> <p>準備書では、「大規模掘削による影響」について評価がなされていません。</p> <p>大量の森林伐採計画では、パネル設置場所は抜根されないとされていますが、林業の方や森林災害の研究者から、10年程度で残っていた根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて「表層崩壊」・「斜面崩壊」を起こす可能性がある事を聞きました。パネル設置場所が将来崩壊して横河川・下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮さなければなりません。抜根しないことは、決して安全とは言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p>	

意見書 673

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>これだけの広大な面積の開発は自然のバランスに対して確実に大きな変化をもたらします。霧ヶ峰高原では、ニホンジカの個体数の増加が課題となっていますが、生きものたちの生息環境となっているかもしれない山麓の森林を広範囲に伐採すれば、周辺地域も含めた生物相が連鎖的に変化して新しい問題を起き越すこと</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 673

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>も考えられます。</p> <p>地下水・湿地・生態系への影響パネルによる温度変化、土砂災害など様々な問題が提起される中、それに対する対策を回答されているようですが、大切なのは「私たちに本当のところはわからない」ということです。自然の複雑なつながりの中で、人間に把握できていることはほんの少しであって、そもそも適正な影響評価が出来るとは思えません。</p> <p>大昔から続いてきた自然の営みとその役割をしっかりと見直して、自分たちの子孫のためにも計画を中止することを求めます。</p>	

意見書 674

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回の大規模ソーラー発電所計画につきましては、大きな懸念を抱いております。</p> <p>そもそも太陽光利用エネルギーに大規模発電所を建設する前に、それが題目として環境保全を掲げるならば、すべき事案は他に多くあると思います、環境にやさしいと言いながら環境を大きく変化させる。やり方は（破壊？）賛同できません。</p> <p>該当地域は地質的、水資源的見地から適当ではないと考えております。個々の事案は他に任せるとして、以前、意見交換会で私が</p> <p>「会社の存続が保証されない状態で災害当にみまわれた場合、誰が保証してくれるのか」</p> <p>と質問した時、担当者は「絶対、潰れないから大丈夫です」と答えておりましたが、この世界に「絶対」はありません。国の太陽光利用の法律もコロコロと変わるかもしれません。実際変っております。会社が潰れる可</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>・売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うための特別目的会社により発電所の運営は継続されます。</p>

意見書 674

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>能性はゼロではないはずです。 会社がなくなってしまったとしても現地回復、災害復旧ができる体制でなくては賛同致しかねます。</p>	

意見書 675

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私はこれまでアジア・ヨーロッパを中心に世界43カ国を旅して回り、海外出張を合わせると、海外で過ごした日数は1300日を超えます。数多くの国を訪れ、世界の多くの人々と接する中で、日本と日本人とに誇りを感じて来ました。</p> <p>何故でしょう？日本の最大の特徴が、少しは判った様な気がするからです。日本の特徴は、国土が緑に覆われ、極めて美しい事です。又、日本人はそんな自然を大切に思う人種と思えます。中国・黄河流域もインド・インダス川沿いも、パキスタンのモヘンジョダロも、イランのペルセポリスも、エジプトのナイル川沿いも、皆、荒地に有ります。皆、砂漠化し荒涼としています。それは文明が栄えた際に木を切り倒して仕舞ったからと言われていてます。イギリスでも山に木は少なく、森を見かける事は余りありません。産業革命で木を切り取ったからと言われていてます。中国大陸やインド大陸、アメリカ大陸、オーストラリア大陸も内陸部は荒野です。荒野と言うか、只、荒れ果て、石と土だけの大地です。</p> <p>これに対して、日本はどこに行っても山に木が生い茂り、大変に緑豊かで美しい国と言えます。昔、木曾では木を切ってはならなかったと聞きます。同様に諏訪の地でも、上社が山をご神体としている様に、緑豊かな山と森とに敬意を抱いてきました。これが諏訪の人、日本人の特徴と言えるでしょう。他国で日本人程自然を愛好</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 675

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>し、崇拜する民族は少ないかと思えます。</p> <p>日本人は自然を愛し、森を守り、緑豊かな国土を大切にしている民族です。世界に誇るべきこの民族性と日本の国土を破壊する行為に私は反対します。</p> <p>自然を破壊し、木を切り倒す様な太陽光発電は、日本の心に反する行為と言えましょう。日本の美しい自然環境とそれを大切に思う日本の心とに反する行為に、私は反対いたします。先祖伝来の豊かな自然を守り、次世代に継承する事こそ私達の世代に果たせられた責務と信じます。</p>	

意見書 676

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>自然豊かな土地に住んでいる1住人です。</p> <p>森林伐採などによる気温上昇や大雨時での農作物地下水への流れ込みによる汚染などの不安はぬぐい切れません。</p> <p>20年後又は破算した場合の撤去、処理方法など具体的な計画を示して下さい、放置 その場へのうめたてなどでは、困ります。</p> <p>大切な「大清水」の水源は守りたいです。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 677

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		事業地の20年後の原状復帰の具体的な構想について計画書を示して下さい。建造される物の撤去やその処理費用、処理計画、原状が回復していく構想(期間)等についても具体的な計画を示してもらいたいと思います。	固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 678

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		私は、太陽光パネルによる発電は、優れた技術であり、その普及は好ましいものと考えています。しかし今回の事案については、その設置場所、設置面積が大きすぎる点に、大変疑問を感じています。以下、意見を申し上げます。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。
2	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>●森林を伐採しての、自然エネルギー開発は本末転倒計画されている土地は、元々、牧野組合の土地であり牧草地であったようですが、昭和24年頃から牧野組合が植樹を始め、今は森林の姿となっています。せっかくよみがえった森林です。森林としての利用、活用が本来のあるべき姿ではないでしょうか。</p> <p>森林はいろいろな機能を複合的・有機的にもっている大切な場所です。そのような森林の大規模な伐採となると、その地域はもとより、はるか海の生物までの含めた生態系への影響、人間の生活への影響が、大いに懸念されます。</p> <p>森林には、植物の生存空間、動物の居住空間、水の涵養域としての機能、それによる災害防止、生物への栄養補給、温度上昇の抑制、人間へのやすらぎの場の提供、等々、すぐれた事が多くあります。</p> <p>手入れの行き届いた森林であれば、CO₂削減に留まら</p>	本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。

意見書 678

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ず、02 の供給機能もあります。</p> <p>東京電力ホールディングスのホームページ内の、「資料館」・「冊子 森のともだち、ブナを知ろう」・「森林が吸収する二酸化炭素と放出する酸素の量」</p> <p>(http://www.tepco.co.jp/oze/shiryoukan/book/html/buna04-j.html) には、次のような文章があります。</p> <p>「日本の森林面積は2,510万ヘクタール [※1] あり、国土面積のおよそ66%です。この森林で一年間に吸収される二酸化炭素の量は8,033万トン [※2] 放出される酸素は5,847万トン [※3] になります。数字が大きすぎてよく分かりませんね。5,847万トンの酸素というと、日本に住む人全員が1年間の呼吸で必要とする酸素の量のおよそ2倍です。吸収された二酸化炭素8,033万トンは、向上や発電所などで使われた石油や石炭などから出てくる日本全体の二酸化炭素の排出量13億7430万トン(2007年で) [※4] のおよそ6% [※5] です。」</p> <p>ここから計算すると、今回伐採を予定されている88.6haの森林では、CO₂の吸収量は283.6t/年、酸素の排出量は、206.4t/年です。この酸素量は、700人以上の人間が1年間に必要とする酸素の量という事になります。</p> <p>また、諏訪圏の大切な森林資源の活用、林業収入の創出、雇用の創出、等々、地域にとっての大きな利益貢献が予想されます。この事は、人間が社会生活をする限り、数百年、数千年と永久に継続できることです。</p> <p>ドイツでは、伐採した分の森林は新に植樹しないといけないとの話を聞いたことがあります。森林は複合的有機的な機能を有しているので、そこまで大切にされているのではないのでしょうか。諏訪市や長野県による、森林環境を優先する先進的な指導が、日本の良き手本となることを望みます。</p>	

意見書 678

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第1章	事業計画の概要		<p>●森林伐採での太陽光パネル発電は、100%自然エネルギーと言えるのか</p> <p>森林を伐採しての太陽光パネル設置は、どこまで自然エネルギーと言って良いのでしょうか？ 自然エネルギーを購入したい人に、「100%自然エネルギー」と称して販売して良いものかどうか大変疑問に思います。発電会社のLooop社も、途中で仲介する中部電力も、自然エネルギー電力として販売する会社も、この電力を「100%自然エネルギー」と称しては、お客様を欺くことになるのではと思います。本当に自然エネルギーを提供したいと考える会社、経営者であるなら、自然を破壊しての自然エネルギー開発は会社理念・経営理念と矛盾すると考えないのでしょうか？</p>	ご意見として賜りました。
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>●水源域は特に大切にしたい</p> <p>諏訪の五蔵は、霧ヶ峰伏流水を利用してすぐれた清酒を長年醸造してきています。清水町という名もある通り、酒蔵のある地域は良質な水の湧き出る地域です。村上先生の指摘にもあるとおり、今回の開発地域は、これらの井戸の水源域と予想されます。森林の中でも、麓の水源となっている地帯は特に大切な場所です。そのような場所での大規模な森林伐採は、予測も難しく、基本的にやってはいけない事ではないでしょうか。</p> <p>準備書では、南沢水源の水源域をピンク色で図示し、今回の開発エリアにはわずかかかると示しながら、そのあとの南沢水源への影響計算では、水源域を開発エリアを完全に含む、かなり広い範囲にして計算しています。それにより、水質、水量への影響の予想として、影響は少ないと書かれています。このあたりの推論の仕方が、素人にはわかりにくい推論の立て方に見えます。また、ボーリング調査もしていない、モデルのみの予測では、準備書としても不十分なものに思います。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p> <p>南沢水源の涵養域については、地質分布から考えられる水源の帯水層の分布状況や水素・酸素同位体分析結果から検討した推定涵養標高から、準備書に示すような事業計画域の上流側に多少かかると想定し、事業に伴う南沢水源への影響の可能性を示しました。しかしながら、事業に伴う南沢水源に対する影響量の予測を行う際には、最悪の場合を想定し、南沢水源の涵養域が事業区域全体を含む範囲と広げて検討しました。</p>

意見書 678

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>●土石流の恐れ</p> <p>かつて牧草地であった土地ですが、昭和24年頃から植林を始め、昭和60年頃には森林としてよみがえってきたようです。それまでの間、土石流災害が何度かあったようです。森林を伐採して、地面を裸にしまうと、雨水の涵養能力は落ちてしまうため、土石流の恐れがぬぐえません。それを補うために人工貯水池を作る計画とのことですが、自然の脅威はたびたび人知をはるかに超えています。原子力発電の事例もあります。最近の局地豪雨と大地震の複合の可能性もないとは言えません。その場合でも、大丈夫といえる設計なのでしょうか。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
6	第1章	事業計画の概要		<p>●支柱の亜鉛メッキは大丈夫か</p> <p>約31万枚のパネルを支える金属柱は、数万本～15万本と予想されます。予想される鉄柱は亜鉛メッキのものであるため、亜鉛の腐食は進みます。本数が多いため、年間の腐食量も相当な量になります。その後の溶出が予想計算されていませんが、大変心配です。</p> <p>●巨大すぎるものは、何が起こるか分からない。</p> <p>かつて、「スモールイズビューティフル」という本がありました。人間にとってあまり大きすぎるものは、何が起こるか分かりません。身の丈に合ったサイズというものがあるように思います。</p>	<p>・パネル設置に利用する架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p> <p>・観光に対する景観の影響は、定量的に示す事は難しいと考えます。事業地は地形的に周辺からは見えにくい</p>

意見書 678

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>●想定外と言われて済ませられそう 準備書では、「影響はあるがわずかである。」と言ったコメントが多くあります。100%大丈夫と政府の高官、エリートの技術者が口をそろえて言われていた原子力発電所の例もあります。今回の場合、影響はすぐには出にくく、影響がでる10年先、20年先に、想定外と言われて済ませられそうです。その時、だれが責任をとるのか、なんのためのアセスであったのかも問題になると思います。</p> <p>●一つ許すと、次々にできてしまいそう 国立公園内では、規制がありこのような開発がなされることはありませんが、その外では、一つ許可されてしまうと、つぎつぎに開発が進み、自然が大きく破壊されることになりそうで大いに心配です。これほどの大規模な森林伐採によるパネル設置計画は、許してはならないことに思います。</p> <p>●諏訪の観光にマイナス 諏訪にとって、製造業と観光業はともに大きな柱です。自然は観光資源の大切な一大要素。それを破壊してしまつては、風光明媚な地域のイメージを損ねてしまい、諏訪の観光業にとって大きなマイナスになってしまいます。守屋山への登山口、杖突峠には太陽光パネルがならび、神聖な山が無残な姿になっています。ハイカー達は唾然とし、がっかりしながら、その脇を歩いています。</p>	<p>特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽減に努めます。</p> <p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>
7	第4章	第14節 文化財	4-14-4	<p>●ジャコップラ遺跡の破壊 この地域の地面の下には、多くの遺跡が眠っています。これも未来に残したい諏訪の大切な資源です。 以上、よろしくお願ひします。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については諏訪市教育委員会様より情報提供を受けており、極力包蔵地を回避するように計画を検討しています。一部道路等で包蔵地にかかる部分があり、そのような場所については諏訪市教育委員会様の指導により発掘調査を行うこととしています。発掘調査は今後予定しているため、評価書にて報告いたします。</p>

意見書 679

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラーを作るとしても、米沢の地域には利益もないのにつくるのはどうかと思うし、米作りの多いこの場所で水の品質が落ちると作物も作れなくなったりと産業にも多くの影響もでてくると思います。</p> <p>また、山でのソーラーの設置が初の試みと聞きましたが、いきなり大規模でやって失敗した場合に大きな損害がでます、なぜこんな規模でやるのですか、小規模でもいいんじゃないのですか。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 680

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>先人達が、長い長い年月かけて、守ってくれた霧ヶ峰はじめ里水をつなぐ貴重な場所を、大量な森林の伐採や水源の破壊、特別天然記念物植物、等々どれも取っても、私達は大切に守らなければいけません。太陽光発電施設は必要ではありません。絶対反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。本事業では、地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 681

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然は何百年もの歳月をかけて、その姿を作りあげてきました。人間はほんの一瞬でその姿を変えてしまいます。</p> <p>特別天然記念物や貴重な植物が生息し、生育している自然の山を人間の欲のために破壊して良いわけがあり</p>	<p>ご意見として賜りました。事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に</p>

意見書 681

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ません。</p> <p>しっかりとした調査を行われず、様々な点が問題視されているにもかかわらず、住民の理解も得られないまま、計画だけが進められているのは、どう考えても納得いきません。</p> <p>これから、百百年ももっと先までも、自然豊かな環境を、子どもや孫その子孫に残していくためにも、この計画は中止すべきです。</p>	<p>事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 682

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>地球温暖化に対する再生可能エネルギーとしてソーラー発電は、有効なのは分かりますが、地球の自然を守る為に、森林を破壊して、自然を破壊するのは認めることができません。まったくもって個人の1企業のおがままとしか言えません。</p> <p>自己の利益の為に、又は、1企業が利益を出す為に自然破壊することは断じて許せないことです。</p> <p>将来的にどんな影響が出るか分かりません。水質汚濁、土砂崩れ等、災害が起きる可能性がある事業は、即刻中止していただきたく意見書を書きました。</p>	<p>ご意見として賜りました。本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 683

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・水質悪化など予想される可能性があるため反対です。 ・ソーラーパネルは賛成です。 	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 684

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>株式会社 Loop が諏訪市四賀に計画中のメガソーラー事業に対し、以下の事由によって大幅な規模縮小あるいは白紙撤回を要求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弊社が長年に亘って使用して来た醸造用井戸水の水量は近年明らかに減少している。今回の巨大開発によりこの傾向に拍車がかかれば、350年以上の歴史を有する酒蔵の生命線が絶たれかねず安易に容認することは出来ない。 ●30万枚という膨大なパネルを支える金属柱からの成分溶出にも危惧を覚えるが、何より広大な森林を伐採し長い年月を掛けて形成された腐葉土層を破壊することが水質、水量に影響を与えないという理屈には違和感がある。もしも影響がゼロと主張するのならその科学的根拠を明確に示すべきだ。 ●例えば豊かな森林と豊かな漁場の密接な関係が国内外で実証されるなど、森林が人類へもたらす恩恵の大きさは常識化しつつある。そんな貴重な森林を大規模に破壊するなど時代錯誤的蛮行と言わざるを得ず、これを容認した我々は開明的な世界の人々からも後世の人々からも嘲笑の的となる。 ●そもそも、近年頻発する自然災害や様々な事故に際して、たびたび「想定外」という言葉が便利な言い訳として乱用されており、これは科学技術がまだまだ未成熟であることを如実に証明している。科学技術が未成熟で 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。 ・本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。 ・観光への影響については、「ふれあい活動の場」で環境影響評価の評価対象としている認識です。観光に対する景観の影響は、定量的に示す事は難しいと考えます。事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽減に努めます。 ・パネル設置に利用する架台の亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッ

意見書 684

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ある以上、とりわけ調査が困難な地下水の巡りなどは所詮人知の及ぶ処では無く、いかに高名な専門家の見解であっても容易に信ずる訳には行かない。また実際、数度に亘る会見の中で Loop 社側の専門家からは「限られた調査期間で全てを解明することは不可能」との発言が繰り返されている。</p> <p>●対象地域は伝統的に牧草地として利用され草原化していたため度々米沢地区に深刻な土石流災害をもたらして来たと聞く。数十年を経てやっと再生した森林を伐採して再び災害のリスクを高めるのは不合理で、同じ諏訪地方の住民として看過できない。倒木処理など山林のメンテナンスに関しては、長野県の森林税を活用して専門業者に委託するなどの方策を先ず検討すべきだ。</p> <p>●観光業は製造業と並んで今後の諏訪地域を支える重要な産業であり、我々諏訪五蔵も観光コンテンツとしての酒蔵の価値を高めるべく腐心している。地域の特性や世界の先進的な観光トレンドを考えると、諏訪地域にとって最重要な観光コンセプト、コンテンツは、極力人工物を排除した大自然の中でゆったりと時間、空間、アクティビティーを楽しむことと考える。こうした未来的観光イメージに巨大メガソーラーは全くそぐわない。</p> <p>●もし今回のプロジェクトが認可されれば、前例主義を建前に瞬く間に同様の設備が霧ヶ峰南麓を埋め尽くすことに成るであろう。そうなったら諏訪の水、環境、観光イメージは永遠に損なわれてしまう。</p> <p>●化石燃料、原子力発電から自然エネルギー発電への転換は今や人類全体にとって最重要課題だ。今回のプロジェクトが、ループ社、地権者、地域住民、地域経済、自然環境の全てにとって好ましい物になるよう、県や市が仲立ちとなって例えば工業団地の空き地、遊休農地を活用するなどの代替案を検討することは出来ないだろうか？</p>	<p>キ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p>

意見書 685

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今から数十年前ですが、人工降雪機が全国で盛んに設置され当地にもあちこちに出来ました。東京から中央高速道路で帰って来る時、まわりの山には降雪が無く、そこだけが白く輝いて何か、異常な感じを今回の件で思い出しました。人工降雪機の費用対効果はさて置き、冬季が過ぎれば又緑が戻り、景観は戻りますが、今回のメガソーラーの設置では、一年、365日緑は失われ、異常にその一角だけがキラキラ輝いている、異様な景観が出現すると思います。視聴覚的に見て、ドローンを使い写真を撮り如何に景観に影響が在るか見て見るのもいかがでしょうか。</p> <p>一時の費用対効果に目を奪われて、後世の世代の方に、この素晴らしい景観を引き継いで行きたいと思えます。いったん壊れた自然をもとに戻すには時間がかかります。</p>	<p>事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽減に努めます。</p>

意見書 686

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地下水についての調査が足りなすぎる。時間も期間もサンプリングも足りない。</p> <p>市民のライフラインである水の調査がこんないい加減な結果では納得ができない。</p> <p>諏訪には100年以上続く、造り酒屋諏訪五蔵があり仕込み水の問題は重大な事であり、文化、観光の面で大きな影響が考えられる。</p> <p>信州大の小坂先生も地下水の流れをみるためにはボーリング調査の必要性をおっしゃっている。更なるボーリング調査を求めます。</p> <p>南沢水源の涵養域の推定も信州大の宮原先生の指摘と食い違いがあります。このこともしっかりと再検討す</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>弊社では降雨の同位体分析が実施できていないため、宮原先生がされた調査結果と直接比較することはできませんが、準備書の中では、事業計画地内で確認される涵</p>

意見書 686

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>べきです。</p> <p>都会から移住してくる人に話を聞くと諏訪は自然が素晴らしく水が美味しかったから移住を決めたという話を聞く、なのに森林を切り倒してなおかつ水の心配があるなんて諏訪にとってマイナスでしかない。地域貢献と言っているが本当に地域貢献になるのか。観光についても 31 万枚ものソーラーパネルが景観に影響を与えないなんてありえません景観についても再調査を求めます。</p> <p>諏訪水道ビジョンで水源の環境維持保全と汚染リスクを下げるとある、それを考えると水源の大規模開発はリスクしかない。</p> <p>とにかく未来に諏訪の美味しい水が残せるか不安しかない</p> <p>時間もやり方も適切な方法で調査報告を再度お願いしたいです。</p> <p>そしてその報告を技術委員会、諏訪市長が集めてやってほしい。</p>	<p>養域が比率的狭い湧水（C・D 湿地湧水）を基準として、周辺の水源や湧水の涵養域の検討を行っております。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 687

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>木を切ると土砂崩れが多くなったり、自然に影響がおきたり、空気がきれいになくなったり動物のカモシカやヤマネが生きる場所がなくなったり、米ができなくなったり、酒屋がつぶれるかもしれないので、反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 688

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>わたしは、メガソーラーをつくるのに、はんたいです。わたしがおとなに、なっても、きれいな、お水がのみたいから、すこしでもよごれるのがいやです。</p> <p>おいしいにほんしゅをのみたいです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 689

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>豊かな自然と、良いお酒、良い水のある諏訪です。そのすべてが犠牲になってしまいそうな計画がとても残念です。</p> <p>御社が経営に行き詰まったり、破産してしまうなど、不足の事態にどのような保証があるのかも疑問です。</p>	<p>万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うための特別目的会社により発電所の運営は継続されます。地権者に事業用地を返還する場合は、発電所の運営開始より積み立てられた復旧費用によって維持管理が継続されます。</p>

意見書 690

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>森林部分を4割残すとのことですが、その部分は樹木の伐採はないのでしょうか。</p> <p>ソーラーに日陰を作ることはいえないと思うので、そこが疑問です。</p> <p>根だけ残すような現状維持では、地盤の軟弱化は避けられないと思います。</p>	<p>残置森林としている区域については伐採は行いません。ただし、樹木の育成に必要な整枝、剪定などの生育に関する管理行為は、健全な森林維持のために実施したいと考えています。</p>

意見書 691

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>予定地山腹に通う高校があります。もともと断層等で地盤が危険な地域です。</p> <p>森林や山間部の多い長野県で、わざわざ人里に近いところにソーラーを作らなくても良いと思います。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 692

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>長野県の環境とその影響を考えたら、これは、自然破壊にしか見えないし、他にも考えられません。</p> <p>森林を伐採して、地上の山林を崩し、動植物の生息地を狭め土壌を壊して、地下への影響とまわりの温度の上昇に影響がないとは、とても思えません。</p> <p>鴨川のメガソーラーでこんな投稿を目にしました。</p> <p>「太陽光発電が推奨されるのは、温暖化ガスが発生せず、環境破壊しないという理由からです。森林を伐採して実現してしまったら、本末転倒です。」多くの方が賛同すると思います。</p> <p>何故、緑豊かな自然の森林を壊してまで、ソーラー発電が必要なのですか。自然を壊さずとも高速道路の防音壁、路面、マンション等の屋上等考えて頂きたいです。何故そうしないのでしょうか、何故。そう考えないのでしょうか。保障等、何か不都合な事があるのですか。</p> <p>近未来（令和）では、宇宙空間で発電が出来るシステムを今、構想中のようです。過去の負の遺産になってしまわぬ様願いたいところです。</p> <p>どうか、自然破壊を良く良く考えて頂きここが、いつまでも美しい自然あふれる信州のままで残っていく様考えて下さい。</p> <p>切にお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見として賜りました。本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。このような地域の課題可決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 693

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境、観光の点から、反対です！	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 694

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラーパネルによる火災が懸念されるが、監視体制についてはどうなっているのか。</p> <p>監視カメラだけでは不十分。</p> <p>有人により、見回りなどはあるのか。</p> <p>霧ヶ峰でもし火災がおきたら、大変！！</p> <p>燃え広がって我が家の方まで影響が出ないか心配。</p> <p>監視体制、火災がおきた場合の対応マニュアルを公開し、地元住民に承諾を得るべきだ。</p>	電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。

意見書 695

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>自身のアトピーやアレルギーなどを含めた体調不良の際、仙台市にある丸山アレルギークリニックの院長丸山修寛先生を知り、電磁波が人体に非常に有害な影響をもたらすという事実を知りました。メガソーラーに使われている金属や酢酸ビニル材料などには強い毒性があるだけでなく、設備からは、電磁波の中でも、最も危険な超低周波が発振されているそうですね。</p> <p>米国環境保健科学研究所 (NIEHS) は、1992年から5年をかけた調査と研究で「電磁界には発ガンの可能性があるかもしれない」と結論を下し、また、国際がん研究機関 (IARC) からは2002年、電磁波を「発ガンの可能性あ</p>	電磁波の健康への影響は話題にされることもありますが、現状においては一般的なものではないと考えています。ソーラー発電と健康についての話題については今後も留意してまいります。今後も継続して安全な事業継続を目指しております。

意見書 695

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>り」という発表がされています。人体にこれだけ影響がある電磁波が小さな動植物、昆虫、鳥類などに影響が無いとは言いきれないと思います。ソーラー開発予定地全にている動植物たちをリスト化し、個別に調査をすべきです。この美しい霧ヶ峰の自然が破壊し、生命サイクルに少しでも影響があることは許されません！！</p> <p>電磁波における権威、増川いづみ博士への調査を依頼してください。増川博士は、小淵沢にお住まいのようなので、調査していただくことは必須だと思います。よろしくをお願いします。</p>	

意見書 696

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>このメガソーラーの開発によって、もし土砂災害などが起きた場合、下方にある角間新田などの住宅地や、農地への被害に関してはLoop社で費用負担して下さるんですよね？</p> <p>万が一、災害があった際の保険はどうなっているのでしょうか？</p> <p>諏訪市は年々高齢化が進み、市の財政が非常に苦しいと聞いています。</p> <p>市を頼らず、御社で責任をとれますか？</p> <p>このメガソーラー開発によって土砂災害などが起きた場合、被害者の遺族に慰謝料など損害賠償責任をおえるだけの資金準備はあるのでしょうか？</p> <p>どこからどこまでがLoop社の責任なのか、範囲を明確にしてほしい。</p> <p>また、災害がおきてしまった場合の対応について、開発予定地から具体的に何キロまでの住人に説明をしているのでしょうか？</p>	<p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合 <p>万が一影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 696

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ただ新聞チラシにお知らせの紙をはさんでいるだけでは不十分だと思う。	

意見書 697

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	大切な自然を壊してしまうような事は絶対やめるべきだと思います。緑豊かな草原の中にソーラーパネルがきらきら光っていたとしたらどうでしょう。そして緑を奪ってしまうということは私たちにとって、大切な水にも大きな影響を与えることになると思うのです。私達の生活にマイナスになるような事はやめてください。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 698

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		諏訪は山の神様のお陰で豊かな暮らしが出来るようになった。御柱でも200万人もの観光客が訪れるのに、山は違うけれども諏訪全体の1つの山に巨大なメガソーラーがいき、影響が少ないとはいかがなものか？ Loop の調査では不十分だと考えます。見えにくい所ばかりでなく、見える所もはっきりと言って欲しい。私たちはこの土地で生活しています。東京の企業が何も知らず勝手に山をくずし半世紀もないような計画で世界でもトップクラスだと喜んでこの土地をお金であらすことはやめてほしい。これだけ山の恩恵を受けて生活をしている諏訪に日本最大級のメガソーラーがある市などという良くないレッテルをつけさせないでほしい。 計画地が巨大すぎます。諏訪市の40年後の人口は半	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 698

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>分が高齢者と言う恐ろしい時代がきます。そのことを考えても観光と言う事が諏訪の強味になって行く。自然が豊かでお水も美味しくお酒も美味しいと諏訪の住民が誇れる事として守って行きたいです。</p> <p>この計画を許したらまた他の計画が出てくる可能性もあります。故に絶対にOKとは言えません。</p> <p>今は富士山の美味しいお水として良いイメージでお水が売れる時代。これからは綺麗になっていく天然水なんて絶対あり得ません。汚染されていく一方です。</p> <p>Loop 社の不十分すぎる調査で水質に与える影響は極めて小さいと有りますが、小さくても影響があるならばやめていただきたいです。</p> <p>「御柱」もあるように、山の神で守られている土地の大事な山を「世界的にも大規模なメガソーラー」などと恥ずかしいレッテルを張らないで欲しい。</p>	
2	第1章 第4章	事業計画 騒音	4-2-7	<p>工事中のトラックのルートを確認にして欲しい。</p> <p>家の前を毎日何台ものトラックが往復されては危ないし、騒音被害もあるのではないかと。</p> <p>子供の登下校時間はせめて走行は停止すべきだ。</p> <p>一日何台のトラックが、何日間通るのか、時間は??</p> <p>工事予定期間はどのくらいになるのか、確認して欲しい。</p>	<p>工事用車両の通行ルートについては準備書 1-34 ページに記載しておりますが、原則として諏訪市側のルートを通行し、茅野市側は一部の車両が通行します。登下校時間は通行しないなどの配慮を行いますので、ご理解をお願いいたします。</p>

意見書 699

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>地球温暖化が各地に自然災害をもたらしています。一つは経済優先のための開発による自然破壊が原因となっています。</p> <p>人間は自然と共に生き、恵みをいただきながら生活している、動物の一種にすぎません。便利さを追求し、経済優先の社会が、様々な大切なものと引き換えに今があります。</p> <p>子どもの発達にも大きな影響を及ぼしている自然環境に目を向けるべきです。</p> <p>自然と引き換えこうした開発が、今後においてよい結果を生み出すことはあり得ません。全ての面から、今回の開発計画に反対します。</p> <p>今こそ、自然環境の激変を食い止めることが求められている。</p> <p>自然を私たちの生活のために、開拓、破壊することは諏訪地方だけの問題ではない。</p> <p>温暖化、自然災害等にますます拍車をかけることにつながる。</p> <p>自然を大切に、自然と共に生きる、ことに目を向けるべき。</p> <p>メガソーラー事業に、強く反対します。</p> <p>今回の開発の本当の目的は何か？</p> <p>根本の目的をすべての人が理解できず、賛成できないことが水面下で決まっていくことに、賛成できません。</p> <p>自然（植物・動物・景観 etc）への影響、水源への影響等、多くの反対があると言うことは、その先に大きな不安とマイナス面があるからです。</p> <p>こうした不安と疑問と大きな反対の声がある以上、このまま進めてしまうことに断固反対します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。

意見書 700

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>1. 天然記念物「高層湿原」保護の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> 霧ヶ峰高原一帯には、八島湿原、車山湿原、踊場湿原（別称：池のくるみ）と三つの貴重な湿原を擁しています。 <p>これらは何れも国の天然記念物に指定されており、幼齢期のところで数千年、場所によっては一万年を超える年月を経て現在の姿に至ったことはご承知の事と思います。</p> <p>湿原は、周辺の地形や植物、気候などにより形成され維持されております。</p> <p>今回の事業はあまりにもこの湿原に近く、地形的下流域における大規模工事の湿原に対する影響は極めて大きな危険を含んでいることは疑う余地がありません。</p> <p>★この危険度はどのように調査し、どのように判定しているのか？</p> <p>この危険度が予測できない限り、事業の計画は撤回すべきです。</p>	<p>ご指摘の湿原は、位置的に事業地より十分に離れた標高の高い位置に分布していますので、事業による影響は考えておりません。</p>
2	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>2. 観光資源保護の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> 霧ヶ峰一帯が国定公園であることは周知のとおりです。 <p>この地域は自然保護を一層強化するためにも、将来的に国立公園化を目指さなくてはなりません。そのためにも貴重な自然の周辺直近に大規模な人工物があってはなりません。</p> <p>今回の事業は、霧ヶ峰一帯の観光資源としての価値を大きく落とすばかりでなく、将来目指すべく「国立公園化」への障害となりその道を閉ざすものです。</p> <p>★観光資源価値の下落を、どう捉えているのか？</p> <p>☆もし、尾瀬ヶ原の湿原近くに今回と同規模の事業が行われるとしたら、全国からの非難が集中し、事業計画からの撤退が不可避となることは容易に想像できる場所です。</p> <p>霧ヶ峰高原一帯は一般の里山や山岳地とは異なり、尾</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p>

意見書 700

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				瀬ヶ原に匹敵する貴重な自然資源であり、計画地帯はその直近であることを認識するべきです。 貴社にこの自然資源を破壊する権利が無い事は明白であり、計画は即刻撤回するべきです。	

意見書 701

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書において、拙著「諏訪市水道水源の水質及び涵養域に関する基礎調査」が何カ所かで引用されております。本事業では、事業予定地の水の平均涵養標高が重要な意味を持ち、その標高を根拠に下流域への影響をご説明されています。拙著をご覧いただいているのであれば、本文図中に示された「標高と酸素同位体比の関係式」によって、水の平均涵養標高を算出できるはずですが、その結果をお示しいただき、再評価していただく必要があると考えます。拙著と同様な調査を行ったとし、住民説明を行っているのは残念です。</p> <p>また、「事業予定地から浸透する水の量が減っても南沢水源への影響はごくわずかである」との計算結果が示されています。この計算では、「南沢水源の集水域で浸透した水は全て南沢水源で汲み上げることができる」ことが前提となっており、水位を保ちつつ汲み上げている南沢水源の実情に即した計算とは考えられません。このような計算結果を根拠として住民説明を行うのは問題があると思います。これに関連し、南沢水源の最大の涵養源である角間川の水質をお示しいただき必要があると考えます。私共の調査では、南沢水源の水質と角間川の水質は類似しており、南沢水源の水は浅い地下水である可能性が高く、上記計算で示されたほど南沢水源の賦存</p>	<p>準備書内に示す各水源の涵養域の推定においては、調査実施時期が異なることもあり、宮原先生の論文の数値そのものを引用して評価は行っておりません。一般書籍に示してあります酸素同位体の高度効果について当地域の降水の傾向についてのみ確認をさせていただいたことで、参考文献として記載させていただきました。</p> <p>特に、涵養域の推定においては他の論文等（風早・安原, 1994）で発表されている手法を用い、最も限られた範囲から湧出していると考えられる事業計画地内のC, D湿地の湧水の分析結果を比較の基準として平均涵養標高を推定し、既往地質資料等から南沢水源の帯水層と考えられる古期火山砕屑岩類（En 層）の分布を踏まえて推定涵養域を示しました。南沢水源の帯水層と考えられる古期火山砕屑岩類の分布は非常に広域であり水源への地下水涵養域を正確に推定することは困難ですが、準備書内では事業計画地周辺で考えられる涵養域として示しました。</p> <p>なお、南沢水源に対する影響については、水源の集水域は広域に及ぶと考えられますが、事業計画地周辺～角間川左岸側の範囲（準備書 P4-6-117, 図 4-6-80）に示す範囲（影響が比較的大きくなる範囲として断定的に仮定しています）の全ての地下浸透量が南沢水源方向に流動していると仮定した場合の、事業計画地からの浸透量が</p>

意見書 701

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>量は多くないと考えられます。</p> <p>上記2点に関し、諏訪五蔵をはじめとする市民が納得できる情報を提供していただくよう切にお願い申し上げます。</p>	<p>減少することによる影響を試算しています。なお、その際の検討に、宮原先生の論文に記載の南沢水源での取水量を引用させていただいています。</p>

意見書 702

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>今ある自然を少し、1回でも変えることは破壊することにつながる。破壊することは、自然環境の中では、元にもどすことは不可能。特にその周り、下流の水源に何らかの影響がある。又、災害の原因になるかもしれない。</p> <p>ソーラーを設置し、何も影響がないと断言できない限り工事はするべきではないでしょう。影響が出て後悔しても、後のまつり。元にもどす、もどることはない。と断言できます。自然を壊してしまうと元にはもどりません（もどせません）人工的なものは、再び作ることはできますが、それをよく考えて今、ソーラーが必要なのか、何のためにそこを壊すのか。子どもだって考えれば分かること、未来に美しい自然、生きるための大切な水を守り、残しませんか。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 703

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1、ソーラー発電事業の20年後の原状復帰の具体的な計画を示して頂きたい。計画にまつわる責任者、所在講築物の撤去方法、堰堤撤去計画、等、森林後期の為の植林計画、植生保ゴ計画等、有識者からの意見を、または指導を受け、明確にして頂きたい。</p>	<p>売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 703

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第1章	事業計画の概要		<p>2、貴社が事業計画期間に破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し、返還することを検討する」とありますが、この場合、発電事業の撤廃をとまなう場合、原状復帰の義務は、貴社が負うのでしょうか。</p> <p>現地権者側の負うべき責務はあるのでしょうか。</p> <p>責任のなすり合いにより、結果、放置というのが、よくある事例です。</p> <p>破産にとまなう、事業用地の原状復帰計画、原地権者への返還計画を明確に示して頂きたい。</p> <p>県の指導により、湧水、湿地に関して、複雑な浸透、浸出のメカニズムがある為、踏み込んだ調査が必要とあるが、また水質分析や水収支計算だけでは不確実との指摘もあります。</p> <p>これに対し、貴社は事業予定地内で、数ヶ所、数メートルのボーリング調査しか実施しておらず、また、数本の深度ボーリング調査で地下水流動経路を知ることは困難、と回答しています。</p> <p>この様な調査で、何故、北大塩大清水湧水や横河川の湧水量、河川の流量変化が「極めて少ない」と断定できるのでしょうか？</p> <p>何年かけてでも、困難な調査を続け、事業にとまなう開発行為が、下流域に暮らす住民の生活を脅かす物では無い事を明確に証明する事が必須ではないでしょうか。</p>	<p>事業地は現地権者より弊社が購入して実施しますので、現地権者に責はありません。</p> <p>・売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うための特別目的会社により発電所の運営は継続されます。地権者に事業用地を返還する場合は、発電所の運営開始より積み立てられた復旧費用によって維持管理が継続されます。</p> <p>・ボーリング調査については引き続き技術委員会の審議の中で議論していく考えです。</p>

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>霧ヶ峰活用方法についての私の意見</p> <p>まずはじめに、7月に入り、株式会社 Looop による太陽光発電所設置事業計画の“環境影響評価準備書公告縦覧”住民説明会に於いて意見陳述をすればと思いました</p>	<p>ご指摘の通り、本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが</p>

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が7月12日諏訪市で行われた説明会に参加し残念ながら意見を述べられる環境にありませんでした。反対派の怒号、中傷等それに彼らだけの発言とともに、長い発言によるものでした。従ってここに皆様に私の意見を文字として表現し、お伝えすることとしましたので宜しくご理解をお願いいたします。</p> <p>私は、地元諏訪市に住んでおります百瀬達朗と申します。地元四賀普門寺に住んでおります。今回の開発地を所有&管理している組合員です。開発地の3組合とも組合員であり過去においては組合長、副組合長を経験してまいりました者です。現在は組合員としての任務（保守、管理等）と今後の後継者の為の啓蒙活動もしております。</p> <p>併せて私は霧ヶ峰の近くに土地を幾つか所有しており過去の中においてその土地を、日本を代表するある企業さんと、そのプロジェクトを成功させるためのやはり日本を代表する建設会社さんとも御付き合いをさせて頂きました。現在までかれこれ30年になりますが、この間災害も発生しその対応に悩みながら解決策を考え実施してまいりました。現在ではその結果も出はじめております。平成4年頃から始まったお話ではありますが！</p> <p>私の意見を述べるに当たり次の様な内容で説明いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 霧ヶ峰の歴史（先輩の方々からの伝え） 2. 第一段階（私所有の土地活用の初期完成～災害） 3. 第二段階（私所有の土地の災害復旧～恒久策実施） 4. 第三段階；こだわりの“直根木（ちょっこんぼく）”との出会い 5. 第四段階（私所有の土地の実際の災害復旧：現場植栽は“直根木”で） 6. 直根木と植林木の根本的な違い 7. 霧ヶ峰の今後（人が手を入れなかったら） 8. 霧ヶ峰の今後（結び） 	<p>現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していくとともに、地元の皆様のご意見や、関係機関の指導により、よりよい計画としてまいります。</p>

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>1. 霧ヶ峰の歴史（先輩の方々からの伝え）</p> <p>地域における霧ヶ峰との付き合いは長いことお互いの持っている自然財産を持ちつ持たれつの関係で享受してきました。山からは自然の恵（食糧、燃料、肥料、資材・用材等）そして、山の自然を確保し翌年も同じ収穫が得られるように手入れを重ねてきたものです。つまり山からは人間の生きる食料と生活の為の資材、そして平地の方々への販売で生活してきております。霧ヶ峰は“自然と共に”を長く昔から実施してきたのです。この資料は現在“霧ヶ峰自然保護センター”にあり来られた方々に伝授されています。</p> <p>当時県の“自然保全関係の方々の要請”により地元長老の方々の霧ヶ峰との付き合いを2回聞く機会を実施してきました。その他、レンゲつつじの炭の火もちがよく、山に入れば3～4日位は野宿した話、戦後の国家的事業“植林”の話、“山の水路用間知石持ち上げ”等当時の状況を出払いの度に聞かせて頂いたものです。その中から、時代と環境は変化するが霧ヶ峰と組合員の関係は変わらない。従って時代に合った形での活用、付き合いをして欲しいということが先輩方々の教えでした。今回のお話もその一つでしょう。今回から得られる人、もの、お金を未来に霧ヶ峰に 使って行くことが一番大切と考えています。</p> <p>今でも毎朝山の見廻りを実施して財産に異常がないかどうかをチェックしております。また、台風時などの時は通行者はじめ霧ヶ峰に入られている業種の方々からの情報を頂いています。</p> <p>2. 第一段階（私所有の土地活用の初期完成～災害）</p> <p>平成初期に私の所有する山林の地下及び沢を使っての工事のお話を頂きました。日本を代表するある企業さんと、そのプロジェクトを成功させるためのやはり日本を代表する建設会社さんでありましたが、当時の私にはさほど知識もありませんでした。いわば提案通りの内容</p>	

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>を契約し事業を完成させたのです。</p> <p>しかしその完成後の猛烈な降雨により沢は流れ、植栽も流され、地域に非常に危険な状態を作り出しました。原因は地形に対応できるような排水構造、排水構造用使用材料、植栽方法などを考慮実施しなかったためと受け止めています。私の山を事業の為に協力した結果、もう少しで地区の住民に危害を加えていたかもしれないことを非常に危惧し相手に伝えたことを覚えています。</p> <p>3. 第二段階（私所有の土地の災害復旧～恒久策実施）</p> <p>この経験により自分が納得できる対応でなければならないことを強く自覚しました。プロジェクトの最高責任者ともお話し、沢の集水及び排水工法の提案、工事業者の変更、新たな植栽方法の採用などを行ってきました。その結果、正確な地績図の作成をはじめ、沢の水路構造を恒久的なものに変え、沢の集水はガニパイプにより水路に流すこととしました。</p> <p>4. 第三段階；こだわりの“直根木（ちょっこんぼく）”との出会い</p> <p>平成 18 年 7 月の“長野県土砂災害”は県下全体で 12 名の犠牲者を記録し、特に岡谷市湊区小田井川澤では 8 名の犠牲者が出てしまいました。当時私も地区財産区の役員をやっていたので他人ごとではありませんでした。そんな中、長野県主催で災害現場研修会を開いて頂きました、記憶では諏訪市大字豊田靚石（のぞきいし）だったと思います。沢が流された現場に着くや強烈に目に焼きついたのは一本の赤松が天に向かって突っ立っていました。太さは 50cm 位ありました。倒れも傾きもしていません。そして沢側は 1m 以上削られそこに太い幹の根っこが露出していました。</p> <p>この時の講師（説明者）が当時の信州大学農学部教授の山寺先生であり“直根木”による災害防止を研究されておられた方です。この時“これだ！”と直感しました。土石流が沢を下りそこに突っ立った赤松が沢側は直根</p>	

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>をむき出しにし、山側の土は削れることなくあった光景は脳裏に焼き付いています。その後発生する土石流の報道画像では倒れ流れる木の根っこの部分に目が行きま</p> <p>す。</p> <p>(※画像)</p> <p>5. 第四段階(私所有の土地の実際の災害復旧:現場植栽は“直根木”で)</p> <p>災害現場への植栽は“直根木”の植え付けをお願いしました。しかし当時“直根木”を商業的に行っている業者はありませんでした。それでも無理を承知でお願いいたしました。私の代では災害が起こらなくても何代か先で災害が起これば大変なことです。その為にはここ数年の我慢も大切だと訴えて受け入れてもらいました。今ではしっかり根付き、毎年大きくなっていくのが楽しみであり、また年ごとに安心度が増しています。</p> <p>6. 直根木と植林木の根本的な違い</p> <p>挿し木による育苗苗(いくびょうなえ)及び育苗後直根を切断して苗を植え付けたものをここでは“植林木(しょくりんぼく)”と表現させていただきます。</p> <p>いずれの木々も元は“種子”から発芽して、その後植え替え成長させてきたものであるが植え替えの際に地下真下に向かった直根(地下方向に伸びる幹なる根)があるか、切ってしまっているかの違いです。一般的には木々の成長にあっては地上部分と地下部分は同じような形で成長していくといわれています。</p> <p>1) 直根木</p> <p>山などで成熟した木から“種”が落ちそこで発芽成長したものであります。別名“実生木(みしょうぼく)”とも言われています。その環境に適した形で地下への直根の成長とともに崖や岩石があればそれに対応した形で地上への成長バランスを保って成長しています。良く見られるのは山寺や山中にある神社の御神木や参道に立つ木々があります。</p>	

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>長所は風害と土石流災害に強いことです。短所は時間と膨大なお金が必要ということです。</p> <p>2) 植林木 圃場で大量育苗した苗木ですが圃場から取り出すときに直根部分を切断したものです。 これは圃場からの取り出しや運搬移動そして植え付けに手間がかからないようにしたものです。戦後の大量植林はこの木でした。 長所はコストが安いことです。短所は風害と土石流災害に弱いということです。</p> <p>3) 直根木と植林木の決定的違い 直根部分は一度切ってしまうと二度と再生しません。従って風に対する横揺れに弱く（風倒）また、地滑り（土石流）に抵抗できません。</p> <p>（※画像） 最近、風水害の度に山崩れ、土石流災害が発生しています。山そのものの治山力が植林の成長とともに落ちてきていることが大きく、今後ますます被害は増大することが考えられます。 従って今後施さなければいけないことは成長しすぎた植林木の間伐と直根木の植林が一つの解決手段と考えられます。しかしこの方法は莫大なお金と時間がかかります。でもやらなければならないことです。</p> <p>7. 霧ヶ峰の今後（人が手を入れなかったら） 現在の霧ヶ峰は草原の場所、戦後の植林が成長したところ、雑木林などかつての草原と違ったものとなって点在しています。人間が介在できる場所とそうで無い場所と様々となっています。社会、生活環境の変化、経済活動の変化。組合員の減少と高齢化等が大きな変化をもたらしています。また、法規制も大きな要因で組合員でさえかつてのような手を加えることが難しくなっています。このままではかつてのような姿は思い出としてしか残りません。すなわち、自然淘汰、自然破壊をたどり</p>	

意見書 704

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>挙句の果ては災害となって行くことが容易に推測できます。</p> <p>8. 霧ヶ峰の今後（結び）</p> <p>今回の開発プロジェクトは今後の霧ヶ峰の維持管理、発展を目指すためには最も心強いものであります。災害に強い霧ヶ峰を民間企業の力と資金を投入していくことこそ今必要なことと考えています。これこそ、先輩方々が長い年月を持って維持管理してきた財産の活用と思っています。</p>	

意見書 705

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>①まず規模が大きすぎると思います。なぜ、この規模のメガソーラーを傾斜地の森林地帯に作るという選択をされたのでしょうか？</p> <p>73000本にも及ぶ樹を一度に伐採するということはどういうことなのか！地下水の問題はもちろんの事、なんといっても心配なのは土砂災害の問題。これから異常な降雨も増えてきます。日本各地でおこる洪水や土砂崩れ。無理な土地での造成による土砂崩れなどを見るたびに、事業者は事前の調査では問題ないと回答しているのではないかと想像します。</p> <p>自然は人知の及ばないところに存在します。いくら説明会で大丈夫と言われても、安心はできません。</p> <p>大丈夫かもしれないし、大丈夫じゃないかもしれない。つまり誰にも分らないのです。加えて、冬の降雪期の無駄、除草作業にかかる膨大な人件費（そもそも年二回の除草では間に合わないのでは？）等々。御社にとりましても、平坦な海岸線にしたほうがリスクは少ないのではないのでしょうか？</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 705

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第1章	事業計画の概要		<p>②事業ありきの姿勢に疑問を感じます。 それは大きなプロジェクトなので、5年に及ぶ準備期間を無駄にすることは会社という括りのなかではありえないこととお考えでしょう。 今、人口は減り続け日本の経済全体が縮小傾向にあります。 そんなに電気が必要ですか？社会的な見地に立ち、事業中止の英断も必要な世の中になっているのではないのでしょうか！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。

意見書 706

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私ども「諏訪湖周水路復活漕ぎあるきプロジェクト」は諏訪湖及び諏訪市内流入河川をカヤックで漕ぎあるきながら、湖・河川の清掃等の景観美化活動をしている団体です。 御社が進めている「諏訪市四賀ソーラー事業」の環境影響評価手続準備書説明会に参加しましたが、まず太陽光発電所建設に関しての基本方針に大きな疑問を感じます。 基本方針 ①安全な設計を行うこと… 巨大かつ広範囲の森林伐採をして、パネル 31 万枚もの設置に安全性などあるのか？ 保障なき乱開発としか言いようのない計画である。 ②地域貢献に努める… 地域貢献とは全く逆に地域の自然破壊と生活を脅かすものである。 ③環境負荷軽減に努める… 広範囲の森林伐採により土砂流出・浸透を阻害された水の流れ、地下水脈への明かな影響は大きな負荷として、後世まで影響を及ぼ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。 ・下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動や、弊社 Loop でんきの特別価格提供など、地域と共生可能な様々な地域貢献を検討しております。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 706

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>す。</p> <p>④地元への理解・配慮につとめる… 理解と配慮に努めたければ、事業計画の撤回を求める。</p> <p>環境影響評価手続準備書も説得力がなく、調査内容も納得いくものではありません。</p> <p>特に一番気になるところの水象に関しては地下水系の肝心な水脈・水流・湧水に対して調査が全く不十分である。水と共に暮らす市民にとっては一番の不安である。</p> <p>また伐採後露出した土地の雨水は貯められたとはいえ、浸透水でなく、泥水と化し河川へ、延いては諏訪湖へと注がれ、湖水の水の汚染が明らかに進むものです。</p> <p>この事業による自然破壊・環境汚染・災害を誘発するのは明確です。</p> <p>水を愛し、諏訪湖を愛するものとしてこの事業計画の中止を要望します。</p>	

意見書 707

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・パネルからの火災の可能性が？ 事業は反対です ・パネル撤去や破産後の計画を管理することは現実性が悪く、産業廃棄物が放置されかねません！現地地権者はどの様に責任を負うのかも明らかにしてください ・茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水地下水にも少しでも影響があるならば開発には反対です。 ・霧ヶ峰の自然や生物に影響が出るなら事業はやめてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。 ・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 708

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・知事意見にも「地下水の影響範囲について文献や地質調査等の結果に基づき検討する事」とあり準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが全く無視、水質分析のみで評価しています。調査は極めて不十分です。</p>	<p>今回の準備書作成の中では深いボーリングを実施してはませんが、様々な既往の地質調査が実施されているために、その既往資料を使用しながら帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。水文地質の分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。その結果につきましては、長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第4章	第1節 大気質		<p>・森林伐採とパネル設置による気温上昇について評価されていません。 樹木・下草・コケ類・土壌の水分で今まで気温が下げられていましたが、 工事後は植物からの蒸散量の減少に伴い温度上昇が予測されます。 観光地として霧ヶ峰は夏でも涼しいところですが、 微気候変動による気温上昇や上昇気流による降雨の多発、豪雨などが懸念されます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 709

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>・準備書面で報告された動物・鳥類。魚類・植物の調査報告は計画地が上部国定公園に続く豊かで貴重な自然環境であることを証明しています。 特別天然記念物の二ホンヤマネ・二ホンカモシカ・国指定でもあり県のレッドリストにも指定されている5つの湿地、サクラソウ群落、堰堤を減らすもともなった貴重な鳥類も確認されています。指定されないものにとっても貴重な自然環境です。</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリ</p>

意見書 709

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ここ霧ヶ峰一帯は貴重な生物多様性の「ホットスポット」です。</p> <p>計画では沢と沢の繋がりもパネルによって隔たれてしまいます。</p> <p>1 km×2km の周辺をフェンスで囲うことは高さの工夫がなされても周囲との連続性が失われることになり、大規模伐採と共に自然環境に大きな負荷となります。</p> <p>霧ヶ峰全体の自然環境として国定公園と里山をつなぐ貴重な場所です。</p> <p>将来に引き継いで保護しなくてはならない大切な環境であり計画は根本的に見直すべきです。</p>	<p>アとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・諏訪・茅野は自然豊かな観光地です。それを求めて多くの観光客の方々が来てくれます。</p> <p>一度破壊された自然は元に戻りません。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要	1-1, 1-2, 1-49	<p>一読して得た感想：</p> <p>まずは建設ありき。形骸的な調査の体が否めない。中止を視野に入れた調査ではない。</p> <p>生活環境や自然環境に配慮した上で再生可能エネルギーの導入を促進するという前提からかけ離れたアセスメントである。</p> <p>単に環境を壊すだけではない。それまでの地域の歴史や営まれた生活、育まれた文化も破壊する。日本の公共事業はいつも住民を後回しにする。高度経済成長は終焉した。そろそろ自然環境を保全しつつ生かしつつ地域を活性化させる公共事業を考える時にさしかかっているのでは。</p> <p>美しい自然を消失することにはウンザリである。次世</p>	<p>・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。</p> <p>・長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>・固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用を積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係</p>

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>代に遺せる一番の財産はそれであるのに。</p> <p>第1編 環境影響評価 第1章 事業計画の概要 第4節 事業の目的及び必要性：1-1</p> <p>抜粋：『生活環境や自然環境に配慮した上で再生可能エネルギーの導入を促進しており、平成27年9月には、「自然エネルギー発電容量」について、平成32年までに達成するとしていた目標を前年度に達成したため、太陽光発電設備容量の短期（2020年時）目標を25.1万kWから145.1万kWに引き上げる等、上方修正を行っている。』</p> <p>太陽光発電、特にメガソーラーの建設が他方自然環境破壊も行っている事実は認めなくてはならない点であり、豊富な自然が長野県の観光資源であり他県に誇れる財産である点を重要視すべきである。</p> <p>第5節 建設候補地決定の経緯</p> <p>抜粋：『本事業では、計画地の約半分の面積に太陽光パネルを設置し、残る半分の面積は残置森林等として維持管理していく。加えて、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林としていく。また、本事業の運営により、現在よりも人手による維持管理の機会を増やし、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するといった治山力の向上につなげたいと考えている。』</p> <p>上記：『現況よりも防災能力の高い山林としていく』このようなことが可能であろうか？ 甚だ疑問である。</p> <p>第7節 地元関係者への説明等 7-2 住民説明会等での要望と環境影響評価における対応概要：1-49</p> <p>抜粋：『希少な植物を移植する場合は3～5年は見る。』どこに？ どれくらいの規模で？ 移植先も既存の植物があるのでは？ 希少な植物であればあるほど環境が少しでも変われば適応できないと考える。自然環境、植物や動物がお互いに影響し合い絶妙なバランスで</p>	<p>省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>成り立っている自然界。家庭の庭に移植するわけではないだろうから、安易に考えすぎではないか？</p> <p>抜粋：『ソーラーパネルの寿命はどのくらいか？』…『25年で80%の出力を保証しているが、実際はそれよりも長く使用でき、30年程度の稼働は問題ないと考えている』</p> <p>同時期に大量の廃棄物がでるのではないか。</p> <p>抜粋：『(酒蔵の井戸は広い涵養域を持っていると推定しており、井戸に変化があった場合にその原因として考えられるのは広範囲の他の要因を検討する必要があり、原因特定は困難であると考えていることを説明した。)』</p> <p>本事業の建設に着手されたのちに井戸水量に変化がみられた場合、本事業が原因であると考えてるのが自然である。</p> <p>抜粋：『仮に事業が破綻した場合に土地を放置されては困る。』…『(事業継続が不可能となり土地の保有が不可能となった場合には、地権者へ土地を戻すことができないか検討しており、設備の撤去費用は予め積み立てていくことを検討していることを説明した。)』</p> <p>そもそも地権者とは誰なのか？</p> <p>メガソーラー設備が撤去された後、地権者が跡地を維持できるのか、(治水が可能なのか) 甚だ疑問である。それなりの手を加えて初めて治山が可能になるであろう(この報告書でそう明記されているので) この伐採後の土地の管理を地権者が担うのか。次世代の安全性に責任を負うことを放棄していると言っても過言ではないと思うがいかがか。</p> <p>抜粋：『(諏訪湖の集水面積は広大なため、影響が発生するとしても極めて軽微であると判断していることを説明した。)』</p> <p>「諏訪湖の集水面積は広大なため」に「影響が軽微」と判断することは軽率である。</p> <p>抜粋：茅野市準備書事前説明会（平成30年2月2日</p>	

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>開催) の対応概要『大清水水源は、事業地より標高の高い箇所の地下水が湧出しているとのことだが、地下水は連続しているはずでなぜ影響がないと言い切れるのか。』…『(調査結果に基づく現時点での予測結果では大清水への影響は想定されないと予測している事と、予測には一定の不確実性(4-6-46 ページ等参照)が伴うためモニタリングを検討している事を説明した。)』</p> <p>回答になっていない。影響が出た場合はその「一定の不確実性」とやりに頼むのだろう。</p> <p>いわずもがな、それは建設の影響であるのに。</p> <p>第4章 調査・予測・保全対策・評価 第9節 植物：4-9</p> <p>抜粋：環境保全措置(工事中)：車両対策：工事車両等が対象事業実施区域内に進入する前にタイヤを洗浄する。一回一回本当にすることができるのか、怪しい。</p> <p>抜粋：環境保全措置(工事中)：個体移植：直接改変により消失する個体を生育適地へ移植する。</p> <p>どこへ？ 移植先に影響がでるのでは？ 工事をしないことが一番。</p> <p>第10節 動物：4-10</p> <p>抜粋：『4) 予測方法直接的影響及び間接的影響の有無について予測を行った。直接的影響は、工事に伴う直接改変により、個体の損傷又は逃避、忌避等が発生し、その結果として、動物相、注目すべき種及び個体群が消失すると予測される場合に影響があると判断した。間接的影響は、工事により環境要素(騒音、水質、水象、地形・地質、植物等)が変化し、その結果として、動物相、注目すべき種及び個体群が消失すると予測される場合に影響があると判断した。</p> <p>表 4-10-21：工事中における直接的影響及び間接的影響の視点直接的影響・重機が稼働することによる踏みつけ・食樹、営巣木の伐採・繁殖場所等を含む重要な生息場所の地形改変、埋没、消失・工事による生息場所の縮</p>	

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>小や分断/間接的影響・重機の稼働による騒音の発生・切盛土による濁水の発生・生息環境』</p> <p>すばらしい多様な生態系である。この素晴らしい自然を破壊するのか？ 信じがたい。</p> <p>『直接的影響：哺乳類相：水域では、工事用道路が河川を横断する際にその上下流の移動が妨げられる場合は、生息域の分断が生じると予測する。陸域では、重機の稼働や樹木伐採、車両の走行に伴い、改変区域に生息する哺乳類の営巣場所等が消失する可能性があるものの、いずれの種も高い移動能力を持ち合わせているとともに、対象事業実施区域外にも広く分布する種であることから、工事による直接的影響は小さいと予測する。』小さなほ乳類は移動し工事から逃れる事が困難であろう。しかし、広く分布する種であるので死滅しても問題ないとの報告である。</p> <p>『直接的影響：鳥類相：重機の稼働や樹木伐採、車両の走行に伴い、改変区域に生息する鳥類の生息場所の一部が消失する可能性があるものの、鳥類は高い移動能力を持ち合わせるとともに、対象事業区域外にも広く分布している種であることから、工事による直接的影響は小さいと予測する。ただし、猛禽類等の注目すべき種については、その存在が希少であることから営巣環境の消失による影響は大きいと予測する。</p> <p>猛禽類でなくとも、交尾、営巣、子育ての時期に工事をすれば影響は増すと考える。高い移動能力を有しているものの、縄張りもある。</p> <p>『直接的影響：両生類・爬虫類相：水域では、改変区域に限られており、両生類への直接的影響は小さいと予測する。陸域では、重機の稼働や樹木伐採、車両の走行に伴い、改変区域に生息する両生類や爬虫類の一部の個体が損傷、消失する可能性がある。ただし、非改変区域にも同様の種が生息しており、一定期間を経た後に回復するものと考えられることから、工事による直接的影響</p>	

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>は小さいと予測する。工事用道路に付設する側溝や排水路が深い場合は、落下した両生類や爬虫類が抜け出せずに死亡すると予測する。種数の減少が考えられるため、環境保全措置として側溝等への落下防止対策を実施する。』</p> <p>両生類は水域だけに生息しているとは思わないがどうであろうか。</p> <p>『直接的影響：対象事業実施区域外のみで確認した。確認個体及びその周辺は改変されないことから、工事による直接的影響はないと予測する。』</p> <p>「対象事業実施区域外のみで確認」とあるが、区域内にいてもおかしくない。そういう前提でうごくべきではないか。もともと観察が容易な種ではないはず（夜行性なので）。樹木が伐採されればそれを食べ樹洞で生活する彼らにとって影響は必至である。</p> <p>全てを見てみると、ここに生息する種は消失するかもしれないが、他の場所にたくさんいるのだから、「影響はない」としている。</p> <p>それでいいの？ って思ってしまう。そう言ってしまったら、全部「影響はない」で済ませられます。</p> <p>抜粋：『緑化等に伴って意図せず侵入した外来植物がヒメヒカゲの食草（スゲ等のカヤツリグサ科）を駆逐する場合は、ヒメヒカゲの生息に与える影響が想定される。</p> <p>植生が単一化し蝶の生息に適さなくなるシナリオは容易に想像できる。</p> <p>環境保全措置の内容（供用時）：外来植物の繁茂によって注目すべき種（蝶）の食草が消失することを防ぐ。・外来植物の除草</p> <p>抜粋：『対象事業実施区域の除草は、除草剤を用いず、手作業での除草を計画しており』</p> <p>メガソーラー設備をとりまく環境の維持管理に莫大な費用がかかる。</p>	

意見書 710

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>資金面で頓挫すれば真っ先に削られるものは植生管理など環境面への配慮であるのではと懸念している。</p> <p>また、それでもこの事業は持続可能なものといえるのか。たしかに太陽光は半無限であるだろうが太陽光発電が持続可能であるというのは大間違いだ。森林を破壊して設備を敷設し、それが半世紀ももたずに次世代のお荷物になるかもしれないものならばなおさらだ。森林破壊をせずにソーラーシステムを敷設できる場所を他であたってほしい。ここでは、いらない。</p>	

意見書 711

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の現状復帰の具体的な構図、計画、責任者、パネル・支柱の処分、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 712

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大規模な伐採による、自然環境への影響、又、パネル設置による豪雨や土石流災害の被害を心配しています。</p> <p>万が一、会社が撤収する場合、パネルは全て撤去できるのですか？</p>	<p>・防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものであります。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 712

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					・使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 713

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	「諏訪マス、縄文アマゴ」の希少種を守る観点から、ほとんど明らかにされていなかったため、理解がうすくて、います。	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分に相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量の減少を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>

意見書 714

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		日々草木と向きあっています。そこで、この事業の草刈りの大変さを懸念します。 日のあたらぬ地になった場合、はえてくる草の質も	草刈りの具体的な処理方法は準備書P1-46に記載しております。地元企業の協力を得ながら実施していく考えです。

意見書 714

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>かわってきます。なかなか刈りきれません。 また、ソーラー業者によると、多少草がはえていた方が、発電率もよいといえます。 刈り取った草の処分についても不安が残ります。 社員の皆さん机上の論議だけでなく、実際、草刈りを体験してみてください。その上で、検討してみてください。</p>	

意見書 715

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ 農薬が使われ汚染されると農作物への影響の他、風評被害は計り知れません。 Loop 関係者の除草剤使用がネットで公開されており、不信感が拭えません。 下流域の湧水・地下水・河川水が変わると、暮らしている人たちは生活できなくなります。 源流域を大規模に掘る工事は絶対に反対です。</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内では確認しておりません。</p>

意見書 716

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>地球環境の破壊が温暖化の要因であることは、最早、疑いのない事実、その防止のために太陽光発電をするために自然破壊をすることは全くのナンセンス。企業としての経済効果、利益追求以外の何ものでもない。自分たちの利益追求のために、地域住民の生活をおびやかすような計画はすべきではない。近年の集中豪雨は予測不可能なことが多く、全国の被害状況からも、貴社の計画が</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 716

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>実行されれば、地域住民の不安は計り知れないものとなる。</p> <p>諏訪地域の自然の美しさは全国に自慢できるほどの美しさであり、それは観光客が訪れる場所だけでなく、霧ヶ峰地域全体のバランスの上に成り立つものである。</p> <p>欲望の資本主義の論理でなく、次世代につながる環境保全の立場での考え方を進めてもらいたい。</p>	

意見書 717

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市民憲章に「うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち」とあります。このソーラー計画は、この憲章に大きな悪影響を与えるのではないのでしょうか。土砂災害の危険をもたらす事業で汚濁された水が諏訪湖に流入します。200ha の森林で緑が守れますか。小鳥が歌いますか。市民も企業もこの憲章を守る責任があります。事業計画の撤退を強く要望します。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 718

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市の近隣町村ではソーラーパネル設置の条例制定が進んでいます。その中の1つが住民の合意です。土地所有者の合意ではありません。すべての影響を受ける方の合意が不可欠だと思います。長野県そして諏訪市行政も認めるわけがありません。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 719

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪市四賀ソーラー事業計画、環境影響評価準備書の内容について、住民の意向・意見を取り入れるなど評価に値する箇所も多々見られますが、以下の理由に依り早急に本事業から撤退することをお勧め申し上げます。</p> <p>①自然保護の観点から思慮すると、事業計画に齟齬【そご】があるのではないかと懸念されています。</p> <p>②茅野市の大清水湧水に対する影響調査が不十分であり定かでない。</p> <p>③斜面の崩落防止措置が十分にされていない。</p> <p>④台風梅雨前線等の豪雨に対する、調整池のキャパが、極めて楽観的なのが、懸念材料であります。</p> <p>⑤ ④来るべく地震への対応がされていないのが心配である。</p> <p>⑥景観そのものが損なわれてしまいそうである。</p> <p>⑦飲料水の水質、水量の問題が解消、確認されていない。</p> <p>⑧一旦手を付けると元に戻すことは、極めて困難、膨大な費用が必要になるのではないかと懸念しています。</p> <p>以上の点から考えただけでも、本事業からの撤退中止をお願いする者であります。(御決断下さる様願っております。)</p> <p>貴、株式会社 Looop、益々の御繁栄を願っています。</p>	<p>・環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。</p> <p>・事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽減に努めます。</p> <p>・売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>

意見書 720

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>観光関係の仕事をしています。災害が起きると、風評被害により、観光客が敬遠し、客足が戻るのに苦労している現場の姿をテレビで見ると、他人事には思えません。茅野市は観光に力を入れている中、霧ヶ峰、蓼科、</p>	<p>観光に対する景観の影響は、定量的に示す事は難しいと考えます。事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の軽減に努めます。</p>

意見書 720

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				車山など長野県まで足を延ばし、空気、緑、星、自然を楽しみにしている観光客が膨大なパネルを目にしたその時、もう茅野市には来ないでしょう。観光客の将来減少はビーナスラインにある飲食店も人事ではありません。20年で時代は大きく変化する中、劣化したパネルの景観その後処理等地元の人々の不安が出た時、素早く対応、責任を持ち続けていけるのか疑問です。	

意見書 721

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>規模が大きく、自然環境への影響、災害への不安を強く感じます。</p> <p>特に我家ではまだ上下水道が整備されておらず、水あげポンプを使って、地下水をくみあげ、飲料水等に使用しています。水質が変わる可能性があるとなれば大問題です。地下水や長く受けつがれてきた貴重な環境は一度変わってしまえば元には戻りません。なので私は開発に反対です。</p> <p>ただいくら反対署名が集まっても、参考意見程度で、開発を中止にするだけの力にはならないとも聞いています。ソーラー対策協議会の方々が中心となり勉強会もたびたび開催され、住民がみな関心をもち、危機感を覚えている人々も多い中、これだけの反対意見があっても、着々と計画は進んでいるようです、結果的には押し切られて巨大パネルで山がうめつくされるのではないかと大変不安です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。また、本事業による大清水湧水を始めとする地下水への影響が出る可能性は限りなく低いと考えております。</p>

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		意見：この開発地域は、諏訪市の「自然環境保護調整地区」の指定を受けている。保護地域全体に占める割合は高く、開発は大規模で、この地域が諏訪市の水道水源の涵養域であることがアセスではっきりして来ました。諏訪市に開発の届出が必要であります。ことの重要性からみて、諏訪市の「環境審議会」により、諏訪市独自にその開発の妥当性の審議を受けるべきである。計画は、各種の条例をクリアすることで実行が可能である。 (※画像)	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	意見：アセス調査で、諏訪市民が飲む南沢水源井戸の涵養域が示されている。アセス準備書で示された涵養域は、1400m以上の角間川源流域と指摘されている。下の図の赤い地域がそれに相当す。この指摘には疑問があるので述べる。信州大学の宮原教授の結果によれば、それよりも低い標高が涵養域の中心と論文に書かれている。信大の榊原教授にコメントを求めたところ、食い違いの原因は雨水の分析の手法にあり、Loopは雨水の分析をしないでアセスの結果を出し、信用できない。宮原教授の仕事は正しく行われていると教えていただいた。宮原教授は、諏訪市からの委託を受けて、全ての水源の調査をしておられて見識が高い。何が原因で食い違っているのかを教授と面談して、アセス結果に書き込むべきである。 (※画像) 信大の宮原教授が論文で、涵養域は平均標高1170-1334(平均1250m)と推定している。アセスの結果の標高1400m以上とは矛盾している。宮原教授と面談して報告してほしい。 しかも同位体分析では平均標高が出るだけで、1400m以上とする領域は出せない。	降水の水素・酸素同位体分析は実施できてはいませんが、湿地に見られる湧水分布と地質との関係、水質分析結果、湿地の水温変化等の状況から、C,D湿地の湧水が調査地内で最も狭い(限られた涵養域として)流動範囲であるとの判断し、周辺に分布する湧水の涵養域がC,D湿地(対象事業実施区域)の湧水の涵養域に比べて高いのか、同程度か、また低いのかという検討を行いました。 宮原先生が分析された時期が弊社の調査時期と異なるため、そのまま比較することはできませんが、今回の調査では、C,D湿地の湧水地点の標高(平均標高1,350m)を基準とした場合に、それぞれの湧水の涵養標高の平均がどこなのか、地質分布(帯水層分布)を考慮したときにどのあたりが涵養域として想定されるのかを可能性として示しました。

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>意見：アセス調査で、諏訪市民が飲む南沢水源井戸の涵養域が示されている。アセス準備書で示された涵養域は、1400m以上の角間川源流域とする。下の図で赤い地域である。この指摘は疑問である。水源の水質のクラスター分析では、南沢水源の水質を、霧ヶ峰農場に近い殿様水湧水や創価学会井戸と似ていると指摘している。しかも、角間川源流域の水質とは、南沢水源の水質は似ていない。なぜ、このような解釈ができるのか？ 食い違いが起きる原因を説明すべきである。南沢水源井戸の水は、霧ヶ峰農場台地方面から来ていると考えるのが妥当である。諏訪市水道局との検討が必要である。</p> <p>(※画像)</p>	<p>事業地付近の地下水は角間川の方向に流動していると推定しています。準備書では、南沢水源の涵養域を地形的な流域として、仮に事業地がすべてこの涵養域に含まれた場合を想定し影響を予測したところ、水に対する影響はないものと考えています。</p>
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>意見：諏訪五蔵と呼ばれる酒蔵の醸造水への影響について、アセス準備書の説明では、水のトリリニアダイアグラム分析から、酒蔵R井戸と酒蔵M井戸の水はミネラルの多いⅡ型の深層地下水タイプと分類され、開発地域の水とは水質が違っていると結論し、暗に、酒蔵の水への影響はないと説明した。しかし、南沢水源井戸は深さが110mの深井戸であるが、深層地下水には分類されていないし、真澄井戸は数m程度の浅井戸である。角間川右岸の一部の水を分析しただけで、五蔵の水について、何かを言えたとも思えない。ミネラルが多いことも、霧ヶ峰台地から横河川で伏流し、糸魚川ー静岡構造線断層に近づいた結果、そのミネラルを取り込んだと解釈するのが妥当であり、事実、南沢水源は水温が18度と極めて高い。あたかも影響が無いような結論する根拠はない。硝酸態窒素の分布から、五蔵の水が霧ヶ峰農場方面から来ていることがわかっている。</p> <p>(※画像)</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示しておりません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p> <p>しかしながら、各酒造会社様で使用されている井戸毎で、位置や構造により状況が異なる可能性も考えられますので、具体的な問題については、必要に応じて個別に検討させていただきたいと思っております。</p>
5	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>意見：アセス調査では、諏訪市民が飲む南沢水源井戸の涵養域が示されている。アセス準備書で示された涵養域は、1400m以上の角間川源流域とされる。この指摘は疑問である。信州大学の横内教授の硝酸態窒素の追跡調</p>	<p>南沢水源の涵養域については、既往資料から把握した水文地質の分布状況、水収支観測結果および水質分析結果を基に検討し、古期火山砕屑岩類(En層)が分布し、事業計画地よりも若干高い標高(C,D湿地の涵養範囲より</p>

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>査によれば、南沢水源井戸は高い汚染を受けているが、角間川源流域は全く汚染を受けていない。高い汚染濃度は横河川へ流れ込む霧ヶ峰農場からの溪流で観測されるので、農場が起源である。このことは、南沢水源への地下水は、霧ヶ峰農場台地から横河川を經由して福沢山や唐沢山の尾根を地下で超えて供給されることになる。宮原教授の検討した涵養域標高とも一致する妥当な結果となる。この結果をアセス調査の中に書き込むべきだ。資料の調査不足である。なぜ角間川源流域なのかを説明して欲しい。</p> <p>(※画像)</p>	<p>も若干高い範囲) として 1,400~1450m付近を中心とする高さを想定しています。本準備書では横内先生が調査された硝酸態窒素による追跡調査の結果は考慮しておりませんが、準備書内で検討した範囲とも大きく異なるものではないと考えられると思います。</p>
6	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>意見：角間川の左岸には豊富な支流がある。左岸の支流は、年間を通して安定した水量があり、降雨では無く地下水（湧水）が水源であることがわかる。これらの支流は図でもわかるように計画地から 300m 程度しか離れていない。計画地と支流の間には唐沢山や福沢山があることから、角間川左岸の支流への影響は全く検討されていない。この溪流水は、角間新田の田畑に利用され、生活用水として使われる重要な水である。硝酸態窒素の追跡調査から、横河川から伏流して、これらの支流に水が供給されていることがわかっている。横河川の源流を 13m もの深さに掘削し、調整池を 3 箇所も作った場合の、支流への影響は未知である。掘削により地下水が 3-9% も減る可能性があるのアセスでは指摘しているが、見積もりの理由も、どこの地下水かもわからない。計画地に近く、影響が最初に現れる水であるにもかかわらず、全く調べられていない。かつて、清陵高校を造成した時、地下水を遮断して井戸水が枯れたと聞いている。A 調整池の掘削を深く行い、鋼矢板を打つと地下浸透や溪流への伏流水の流れを切断する可能性がある。水みちの確認が必須である。ボーリングしかないだろう。調査が全く行われていない。</p> <p>(※画像)</p>	<p>角間川の左岸側の支流につきましては、水収支調査として、各沢の流量調査を実施しました。その結果、特に事業計画地より標高の低い（下流部にあたる）流域では比流量も小さいことから、流域外の地下水が流動する様な流域ではないと判断し、地藏寺湧水や南沢水源といった水源等の井戸を対象として影響予測を行いました。</p> <p>また、A 調整池計画地で実施したボーリング調査データを用いて検討した調整池工事に伴う周辺地下水への影響は、最大で約 27m と調整池の近傍に限られ、角間川流域にはほとんど影響は及ばないと予測して、調整池工事箇所周辺においては全くボーリング調査を実施していないわけではなく、必要に応じて調査を実施しております。</p>

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第1章	事業計画の概要		<p>意見：この計画で使用される資材について、材料を含めて全く示されていない。そもそも材質が書かれていないのも疑問である。諏訪市の「自然環境保護調整地区」の指定を受けている。水質や生物への影響がきちんと示されるべきだ。31万枚使われる太陽光パネル自体は、大規模な破損が無い限り汚染をするとは思わない。しかし、パネルを支える約10万本の支柱は溶融亜鉛メッキの鋼材で、可能性がある。アセスセンターの担当者は、「材料が示されておらず調べようがない」との無責任な回答だった。日本溶融亜鉛協会の資料では、条件が良い場合でも、30年間の負荷試験で10g/m²程度の溶け出しがあり、多い場所では数100gを超える。ここは硫黄成分の多い酸性土壌になりやすい溶岩地帯である。10万本に換算すると全体で年間で100kgも溶け出す可能性がある。重金属の多くは土で保持されるが、水生生物に対する環境基準は最近設けられ、0.03mg/Lと厳格である。湿地に対する影響や横河川の魚への影響が検討されるべきだ。南沢水源への影響や生物や湿地への影響をきちんと報告してほしい。表土を剥いだ場合の金属の溶け出しも心配である。下流では、地下水を使って金属に敏感な酒の醸造も行われている。(※画像)</p>	<p>亜鉛メッキについて、塗布後に一定の時間が経過し安定的に定着したものを使用いたします。亜鉛については水質基準が設けられているため、運転開始後の水質検査においてモニタリングを行ってまいります。溶融亜鉛メッキによる影響については、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。</p>
8	第1章	事業計画の概要		<p>意見：事業計画地の森はアセスでは次のように説明される。「昭和22年では、事業地はほぼ草地であった。24年頃から植林され、昭和48年には南側を中心に森林植生が成立し始め、昭和61年以降は谷部の湿地を除いて、ほぼ全域が森林植生となった」。つまり、昔は草地だから、草地に近い状態に戻しても問題はないとの見解である。確かに、江戸時代からこの場所は薪炭とまぐさ等の採取地で草原が維持されて来た。他方、土石流災害の歴史を振り返ると、茅野市側では度々の被害を受けている。しかし、昭和58年の大土石流を最後に土石流がなくなった。県が横河川に砂防ダムを建設したのも事実だが、源流で土石流が出なくなった。森が再生してやっと</p>	<p>事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。</p>

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>土石流災害がなくなったのである。昔は草原だったから、裸地に戻しても良いわけではない。少し広い視野で学べばわかるのに、災害の歴史を知らないアセス担当者や諏訪側の人だから言えるのである。森は重要である。</p> <p>(※画像) 昭和 60 年以前は、大規模な土石流被害が発生していたが、砂防ダムと森林の回復で災害が起こらなくなった。森林の効果を示している。</p> <p>砂防ダムが必要な、危険溪流指定地域である。</p>	
9	第 4 章	第 5 節 水質	4-5-10	<p>意見：地域最大の懸念の一つは、農業用水の汚染である。ここは米沢ブランド米の重要な産地であり、多くの農家が存在する。このブランド米の味を決めているのが水と土である。開放調整池であるがために、砂は止められても泥やシルトの流れ出しは避けられない。調整池には、深さ 1m 程度の沈砂地が用意されているが、流れ出した泥やシルトはそのような時間では沈殿しない。このことはすでに技術委員会でも指摘されている。木を切るだけで抜根はしないとはいうが、これだけの広大な面積の工事ともなれば、道路や調整池やパネル設置の斜面などから、かなりの泥やシルトが流れ出す。落ち葉などと共に砂や泥やシルトが堆積して、3 年に一度は浚渫をしなければならぬことがそれを証明している。3 年に一度の浚渫や調整池の撤去による工事では、未曾有の泥やシルトが流れ出す。防ぎきれない。オリフィスで調整とかいうが、泥やシルトをいかように沈殿させるのか？ 具体的な方法について、下流の農業者が納得できる説明がない。慣行水利権者として同意書が出せないと聞いている。(※画像)</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
10	第 1 章	事業計画の概要		<p>意見：この開発地は、糸魚川－静岡構造線断層から 2km と近い。大規模な地震が予想される。新聞記事(朝日 2019 年 7 月 24 日 産総研データ)によると、規模は M7.6 で、今後 30 年の最大確率が 30% と、南海トラフ地震並みに高い。日本で一番確率の高い危険地帯である。震度 7 が予想されている。ここに諏訪湖ができたのは、度々の巨</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。 万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、地震保険の加入を検討しております。

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>大な地震による土地の大規模な陥没の結果である。開放ダムであり、満水の時間は確かに短い、満水時に震度7の地震が襲った場合の安全性は、茅野市米沢の住民の最大の関心事である。シミュレーションの条件を住民に示して、シミュレーションの結果を示すべきである。熊本地震や東日本大震災で、貯水池や堰堤の崩壊で複数の死者が出ている。(※画像)</p>	
11	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>意見：地域最大の懸念の一つは、大清水湧水への影響である。この湧水は茅野市民の1/4が利用し、最近では、危機管理上の重要な水として茅野中央病院への配水が実現している。アセスでは、この水の起源を霧ヶ峰南西斜面と桧沢川と前島川だと主張し、横河川水系は、大清水に影響したとしても「わずか」と結論している。同位体分析やクラスター分析や化学分析や水温から、大清水湧水の主成分が標高の高い霧ヶ峰南西斜面や桧沢川や前島川水系であることは認める。しかし以下に示すように、横河川の影響が少ないことを見積もる数学的な取り扱い使い方は、やりきれない。</p> <p>桧沢川と前島川が主涵養域と結論する理由では、桧沢川が9.7で前島川が6.5と、他の河川に比べて比流量が小さく、地下浸透が多いことから両河川を選び、大清水湧水を加えて地域比流量を計算する。地域全体の平均比流量は夏17.7、冬18.1で、桧沢川+前島川に大清水の水量を加えた時の比流量は19.9となる。ほぼ地域平均と等しくなることで説明できたとする。問題は、横河川水系からどの程度の影響を受けているかである。試みに、横河川+桧沢川+前島川+大清水を計算すると、平均比流量は17.4となる。より地域平均に近い。これは、初歩的な算数のまやかashiで、全体平均に近づけるなら、より多くを足せば平均に近くなる。十分条件と必要条件が分かっていない。結局、ボーリングをしないと正しいことはわからないと信州大学の小坂教授は主張されている。こんなことでは説明になっていない。</p>	<p>大清水湧水は茅野市民の非常な水源であることは十分承知しております。そのため、大清水水源の湧水のメカニズムを把握するために様々な既往の地質調査データを基に地下構造について把握し、熊井先生が茅野市の調査で実施されている様な水収支調査を実施いたしました。</p> <p>水収支調査の結果については、比流量分布の算数のまやかashiを行っているのではなく、桧沢川+前島川の流量に大清水水源の湧水量を加味して分布図に整理して水文地質分布と比較すると、大清水水源の湧水箇所に分布する第Ⅰ期上部霧ヶ峰火山岩類(KIb層)の分布と比流量が20L/km²を示す分布が重なる結果となり、当層が北大塩水源や湿地にみられる湧水の流動する層であると考えています。一方、茅野横河川下流の比流量が12.4と茅野横河川上流や大清水水源の湧水量を加味した桧沢川、前島川の比流量より小さいのは、事業計画地の下位に分布する第Ⅰ期下部霧ヶ峰火山岩類(KIa層)に地下水浸透しているためと考えられ、この浸透した水はさらに下位に分布する古期火山砕屑岩類(En層)に浸透しているものと考えられます。</p> <p>これらの状況については、既往の地質調査資料から水文地質的な分類が可能な準備書に示した地質図と現地の水収支調査結果から把握することが可能であることから、新たなボーリング調査は実施しておりません。</p> <p>なお、角間川の左岸側の支流につきましては、特に事業計画地より低い(下流部にあたる)流域では比流量も</p>

意見書 722

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>横河川が 12.4 と他よりも高いのは、A 湿地などで大量な湧水があるからで、それにも関わらず平均よりも低いのは、横河川から大量に地下水に失われているためである。多くが諏訪市側の支流や大清水湧水に浸透している可能性は否定できない。流れ面や方向を確定するボーリングが必要だろう。</p> <p>横河川から、角間川左岸の支流に伏流水として流れ込む水も全く考慮されていない。(※画像)</p>	<p>小さいことから、流域外の地下水が流動する様な流域ではないと判断し、地蔵寺湧水や南沢水源といった水源等の井戸を対象として影響予測を行いました。</p>

意見書 723

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>電気は現代の我々に欠かせないエネルギーの一つです。原子力や火力と言った発電所と違って、大気汚染せずに電気を発電出来るような発電所が出来るのであれば、大いに賛成です。我々の子供たちに必要なエネルギーとして環境に優しい発電所の設置を希望します。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。</p>

意見書 724

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>水力、風力は心配だが、太陽光であれば最悪元に戻せると思うので、進めていいのではと思う。景観に配慮した発電所になるといいと思う。</p>	<p>良好な景観を損なうことがないように、影響を実行可能な範囲内のできる限り回避または軽減します。</p>

意見書 725

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		太陽光発電所は周りへの影響がすくない自然エネルギーへの第一歩と思います。きちんと調査の上で多大な悪影響がないのであれば、将来への投資といった意味でも設置に賛成いたします。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していきます。

意見書 726

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		日本のエネルギー自給率を上げることは安全保障上非常に重要だと思います。化石燃料に恵まれない日本にとっては、太陽光発電は非常に有効なエネルギー確保の手段だと思います。また、太陽光発電は化石燃料を利用した火力発電等と比べて、環境負荷が低いので、より望ましい事業だと思います。	本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。

意見書 727

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		山の管理には相応の費用が必要です。環境保全を訴えているだけでは、その費用を賄うことができず、結局、山を荒れさせることになるのではないのでしょうか。山の管理をするために何らかの開発が必要なのであれば、環境負荷の少ない太陽光発電事業は合理的な選択だと思います。ましてや、事業予定地は以前は牧草地として利用されていたと聞いていますので、木の伐採が環境に与える負荷は限定されるのではないかと思います。もちろん、事業者には、山の管理をしっかりとやっていただくことを求めます	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業ではこのような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。 長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進していきます。

意見書 728

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		草刈りや保守などメンテナンスの仕事があると聞いている。地元シニア世代の雇用促進になればとてもいいのではないか。	草刈りや保守等の業務の発注に当たってはできる限り地元企業を採用し、雇用促進につなげることを検討していきます。

意見書 729

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>ボーリング調査は専門家の意見や県からの指導もあります。必ず十分なボーリング調査の実施をお願いします。又、一定の不確実性が伴うので影響が見られると判断されたら必要に応じて対策のための措置を検討すると回答されました。判断基準と対策の具体的な内容を示して下さい。</p> <p>抜根しない事は10年後位には根が腐り、大雨や台風をきっかけに表層、斜面崩壊を起こすのは当然予想されます。その時の対応策を具体的に示して下さい。</p> <p>湧水、地下水への影響は小さいと回答されましたが、「大小」の問題ではなく「あるか否か」の問題です。少しでも影響が出れば元には戻りません。</p> <p>責任の取れない開発には反対です。</p> <p>社会貢献は地場製品の購入や税収もありますが、アフリカや中国等の非電化地域に集落単位の電力供給サービスするような事が歓迎される社会貢献と考えます。本当の社会貢献を期待します。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、パネル設置エリアに残る根については、発電施設を継続的に管理してまいりますので、その一環として斜面の状況も確認し、状況に応じて対策を実施いたします。また、除草に関しては、除草剤を使用せず人力による管理を行う予定です。</p>

意見書 730

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-32、4-6-35	<p>1. 水象 P4-6-32～ 水収支調査結果について 各河川の流域ごとに水量等の調査が行われ、水収支が計算されておりますが、北大塩地域には江戸時代より桧沢から横河川へ、前島川から桧沢川へ、さらには車山直下より緑の村を流れる滝の湯川支流から藤原川へと3本の繰越汐が造られております。今回の調査においてはこれらの水量調査はされておらず、汐の水量の影響が考慮されてないように思います。また、水量調査は夏と冬1回ずつのみで、さらに冬の調査結果は使えないということで、夏の1回の調査結果で結論を導き出しております。“大清水水源については重要な保全項目と考えており…”と再三事業者見解で述べられておりますが、あまりにも調査回数（他の季節も）や地点が少なすぎ、大清水水源への影響を真剣に検討しようとする姿勢が見られないように思います。採用した夏の水収支に繰越汐が考慮されていないことからこの結果は不正確であると思っておりますので、もう少し（もっと）じっくり腰を据えた調査をお願いいたします。</p> <p>また、水収支の結論の出し方についても、非常に雑であるように思います。P4-6-35においてH・M流域と大清水湧出量を合わせた比流量が19.9l/sec/km²で、すべての流域の平均湧水比流量17.7に近く（？）H・M流域から涵養された可能性が高いと結論づけておりますが、大清水を真剣に考える立場から考えると、平均よりも1割程度多くの流量があるということは、他の流域からその分が流れこんでいると考えるほうが良心的で妥当な結論かと思っております。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、茅野横河川、桧沢川、前島川の水収支調査に合わせ、繰越汐（堰からの取水）についても確認の上で調査を実施しております。特に、流量は純粋な地形的流域内を流れる水量をとらえることを目的としていますので、繰越汐の上流で測定を行うようにしておりますが、それが困難な場所については取水後+取水量という形で全体の流量を把握いたしました。</p> <p>大清水水源につきましては、これまでも述べてまいりました様に、重要な保全項目として考えておりますので、出来得る限りの資料収集や現地の調査を実施してまいりました。ご指摘の通り広域の調査は2回ではありますが、広域的な地下水流動状況については推定で来ているものと考えております。また、主要な観測地点につきましてはその後も継続して調査を実施しているところです。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-92、4-6-112	<p>2. 水象 P4-6-112～ 地下水源への影響予測について 北大塩大清水水源についての涵養域および地質についての記述があり、“…対象事業実施区域のうち茅野横河川より東側の一部が涵養域に含まれる可能性があるものの、対象事業の実施による影響は極めて小さいと予測される。”というきわめてあいまいな結論が述べられ</p>	<p>地質断面図につきましては、長野県環境影響評価技術委員会においても指摘された事項でございます。</p> <p>これまで準備書では、各水源への主な地下水流動方向について示すために、涵養域から湧水箇所方向の断面図のみ作成してはいたしましたが、説明不足であったと思っております。そのため、これらの地質断面図につきましては、作</p>

意見書 730

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ています。そのページに続いて図 4-6-75 水循環系概念図（平面図）および図 4-6-76 から図 4-6-78 までの水循環系模式図（断面図）が示されているが、なぜか肝心の大清水から事業実施区域を結んだ線で切断した断面図は示されておりません。</p> <p>事業実施区域と諏訪側の湧水を結んだ断面は示されておりますが、大清水・事業地間の断面が示されていないため、なぜこのような結論が出るのか、断面図で検討されたのか不安になります。大清水の大きな涵養域は北側の地域であるということで、大清水と北側の踊り場湿原方面を結んだ断面図は示されておりますが、こちらが知りたいのは事業の大清水にたいする影響ですから、これだけでは不十分かと思えます。P4-6-92 には、“…茅野横河流域全体の流出係数が小さく、地下水涵養量の多い地域となっている。”、また、“…残りの 37.1～54.9%の水量は、更に深層に流出し他流域に供給していることになる。”と述べられ、それらの水が諏訪側の湧水の方に浸透しているとのことですが、この水が大清水側に流れることについて断面図等でしっかり検討されたのかわかりません。大清水から事業地を通り、角間川方面までの断面図を示していただきたいと思えます。もしできないということでしたら、その断面線に沿って数箇所のボーリング調査等を行ってできる限りの断面図を作成していただきたいと思えます。大清水水源を重要保全項目と考えるのなら、また、私たちを安心させるためにも最低限必要な検討かと思えます。</p>	<p>成しているものを長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にも一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
3	第 1 章	事業計画の概要		<p>3. 河川内の調整池について</p> <p>水質等の項目で土砂による濁流の影響が検討されておりますが、いずれも調整池が沈砂能力を持つことを前提とした検討であり、調整池を造る時やそのための侵入路を造る時の影響については示されておりません。河川の中に調整池を造る場合、堰堤工事前の堰堤用侵入路工事や堰堤工事の段階では、雨や豪雨時に大量の土砂の下</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止し</p>

意見書 730

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>流域への流出を防ぎようがないと思われます。堰堤の水調整能力が機能するまでの土砂対策についての検討をする必要があると思われます。十分な対策を行った上で、万が一のことを考え、堰堤およびそれへの侵入路の工事は水稲の栽培期間中は行わないことが必要だと思われま。</p> <p>河川をほとんど堰き止めて河川を管理するような工事は、民間の一企業の手には負える工事なのではないでしょうか？河川の治水のような重要な工事は、持続性を持つ自治体が行うべきものと思われ、今後起こり得る問題のことを考えると、Loop 社が費用を負担し、県（河川管理者と思われるので）が責任を持って造るべきかと思われま。このような工事を一民間企業に任せることは県（河川管理者？）の責任放棄ともいえるのではないのでしょうか？</p> <p>河川の大半にわたる様な大規模な工事は自治体（河川管理者）が責任を持って関わるべきではという観点から県の方にお聞きしたいと思います。もし、このような機能を持つ調整池を Loop 社が費用を負担し、工事は県が行うとした場合、現計画と同じような構造のものを造るのでしょうか？ もし、同じようなものを造るということであれば、河川管理者がお墨付きを与えたものとして、調整池が原因で起こる問題には Loop 社だけの責任にせず、一緒に対処していただきたいと思ひます。また、違う構造のものを造るということであれば、そのようなものを Loop 社に造らせるべきだと思ひます。いずれにせよ、河川全体を調整池とするということですから、県が責任を持って関与していただきたいと思ひます。</p>	<p>ます。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>
4	第 4 章	第 12 節 景観	4-12-36	<p>4. 景観について</p> <p>住民意見 15-3 では上空からの景観について、コンピューターシミュレーション等でお示しすることを検討いたしますとされておりますが、示されてはおりません。検討されたのでしょうか？ 霧ヶ峰からはグライダ</p>	<p>景観については長野県の環境影響評価技術指針に沿い、主要な景観資源への影響、主要な視点場からの眺望景観への影響について予測評価を実施しています。主要な視点場としては、一般の不特定多数の方々の利用する場所を考えています。こうした観点からは、上空の視点</p>

意見書 730

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>一が飛び、上空から諏訪湖や霧ヶ峰高原を一望にすることができます。また、最近ではドローン等により上空から諏訪地域を撮影することも当たり前の時代となっております。この大規模開発は諏訪地域の要ともいえるべき中心部に位置し、上空から見た時、諏訪湖と霧ヶ峰高原、さらには八ヶ岳や富士山にいたるまでの景観の中で、常に視界の中に入るのではと思います。このような大規模な行為ですから、後でこんなはずではとならないよう、それがどのように見えるのかを事前に検討することは最低限必要かと思われま。</p> <p>(※画像)</p> <p>杖突峠手前の晴ヶ峰（杖突峠展望台）からの景観は、諏訪湖から八ヶ岳までの大パノラマが広がり、観光客が立ち寄る主要な観光ポイントです。その景観の中で、遠景の八ヶ岳や諏訪湖の間に挟まれるように、中景ともいえる割と近い正面の位置に事業地ははっきり視認できます。</p> <p>しかしながら、本準備書で検討いただいた写真モンタージュにおいては A4 版用紙の中で示されている写真が小さいため、実感として理解することが難しいと思われま。</p> <p>そこで、実際の感覚に近づけるためには、写真を拡大して検討することが必要かと思われま。例えば目の前約 60cm（これは腕を伸ばした先）に画面があると仮定すると、今回検討いただいた写真の画角が約 60 度として、その画面の幅は半径 60cm の円の円周長さの六分の一（60/360）となり、$2 \times 60 \times 3.14 \times 60 / 360 = 62.8\text{cm}$ となります。すなわち写真の幅を 62cm 程度に拡大してみないと実感がつかめないということになります。杖突峠から事業地を見た場合、事業地の水平角は約 7.5 度になりますので、この拡大した写真の中では幅約 7.8cm に相当いたします。次ページに準備書の中の画像の事業地周辺部をこの位の寸法に拡大したものを掲載いたしました。</p>	<p>は主要な視点場にはあたらないと考えています。</p> <p>また、ご意見の「写真が小さい」という点につきましては、長野県の技術委員会でも同様のご意見がございましたため、大きくした写真を準備いたします。公表につきましては、その方法について長野県と協議の上ご報告いたします。</p>

意見書 730

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>残念ながら画素数が小さいため、ぼやけてはっきりとわかりませんが、この位の大きさのものが 60cm 先に見えるわけですから、明らかに点ではなく面として認識され、実際の目でははっきりとパネルと樹木は区別して見えると思われます。このようなことから、小さい画像の中で割合が小さいということで片付けるのではなく、保存林のあいだにパネルがどのように見えるのかなど詳細に検討していただきたいと思ひます。</p> <p>(※画像)</p> <p>次に諏訪湖サービスエリアからの景観についてですが、写真モニタージュによりますと、諏訪湖の対岸の稜線上にわずかに事業地が見えるように示されております。景観、特に山岳景観においては稜線を侵すことは避けるべきことが常識となっております。わずかとはいえ、稜線上に見えるようですので、やはり拡大して詳細な検討が必要かと思われます。サービスエリアから事業地の水平角は約 14.6 度ですので、先に説明させていただいた実感に近い幅は 15cm 程度になるかと思われます。パネルや樹木がどのように見えるのか、景観上気にならない程度かなどを、拡大した写真で検討していただきたいと思ひます。</p> <p>同様な検討が必要だと思われる眺望地点として高ボッチや守屋山があると思われます。</p> <p>このような検討を重ね、修正すべき点は修正することが必要ではと思われます。</p> <p>(※画像)</p>	

意見書 731

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要です。きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には反対です。</p> <p>水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのですか。</p> <p>人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。</p> <p>調整池は本来、川の外に造るものです。川の中に調整池を造るのはやめて下さい。</p> <p>源流域を大規模に掘る工事には絶対反対です。</p> <p>除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ ひとたび農薬が使われ汚染されると農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません。除草剤は絶対使用しないで下さい。</p> <p>隣接地の産業廃棄物埋設地については、影響範囲が周囲20mとして影響がないとしています、一時的であっても今までにない水位の上昇が起きる開発であるので、地下に浸みこんだ産廃の成分に対しての影響は開発行為による「アセスの対象」とするべきです</p> <p>霧ヶ峰全体の自然環境として、国定公園と里山を繋ぐ貴重な場所です、将来に引き継いで保護しなくてはならない大切な環であり、計画は抜本的に見直すべきです。</p> <p>ダンプ5万台分の残土は計画地から運び出されるため、アセスの対象から外されましたが、運び出される先の鉄平石採石場はやはり横河川水系になります。盛り土の詳細な設計、計画管理方法、泥水の流出対策（調整池等）、工事中、供用中、発電事業終了後以降の各責任者が明確ではありません、アセス対象ではなくても残土に関して、一体的な計画として具体的な完全工法や責任者を明確にして下さい。</p> <p>本事業区域には、地下に多くの「みずみち」が形成さ</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところで、</p> <p>水質についてモニタリングを実施しますが、結果を見ながらその内容に応じた対策を事業者として実施します。</p> <p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。</p> <p>事業地の南西に位置する産業廃棄物の処理場については、一定の距離があり、地形的にも影響は想定されないと判断しています。</p> <p>水象の予測や、防災調整池の設計を行うために雨水の90%を流出した場合でも影響が発生しないようにしております。</p> <p>準備書に記載の水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行いました。また、調整池を計画している3か所については、水収支調査結果からも顕著な流量増加区間にはあたらず、詳細な検討を行っているわけではありませんが、工事中に仮に水みちにあたり湧水が発生した場合においても斜面崩壊につながるような湧</p>

意見書 731

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>れているものと判断される。これらの「みずみち」を今回の計画・施工で止水あるいは流路変更が余儀なくされると、湿地や下流での利水環境に影響を与えることも予想される、施工に際しては、湧出箇所の確保及び排水には充分配慮されたい。</p> <p>20年後原状復帰の具体的な構想図、計画責任者、パネル、支柱の処分、堰撤去管理、処理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります。</p> <p>万が一事業者が破産した場合、「事業用地を現地権者に譲渡し返還することを検討する」とありますが、現土地所有者が管理者、担い手不足で開発を希望した経緯から、パネル撤去や破産後の計画地を管理することには現実性が無く、産業廃棄物が放置されかねません。準備段階では対応策が具体的に示されていません。放置され、環境に負荷をかけたままにならない方策を準備書で明らかにする必要があります。</p> <p>現地権者はどの様に責任を負うのかも明らかにして下さい</p> <p>パネル設置で雨の90%が流れる事業は対策を講じても地下水、河川水への影響は否定できません。計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。</p>	<p>水は発生しないものと考えております。</p> <p>しかしながら、工事の実施にあたりましては、ご指摘の内容に十分注意し、湧出箇所の確保や排水方法には充分配慮しながら工事を進めて参りたいと思います。</p> <p>調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に計画しています。</p> <p>造成法面はすべり解析による安定性評価を行って、必要に応じて法面補強工を計画しています。</p> <p>残土については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。万が一事業者が倒産した場合でも、倒産隔離のため作られる本事業を行うためだけの特別目的会社により発電所の運営は継続されます。</p>

意見書 732

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>平成28年2月25日、環境影響評価方法書に対する意見書で(別紙1)の意見を申し上げ、その後約3年間にわたり、会社の説明会、専門家、有識者、による講演会勉強会等を重ねてまいりました。またその間にも、最近の局地的集中豪雨の多発化を心配し、諏訪市桑原地区裏</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な</p>

意見書 732

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>山に土石流災害防止にコンクリート製の大きな堰堤が建設され、北大塩区においても、霧ヶ峰水系前島川に砂防堰堤設置を市を通じ県に要望しており、また今年5月には県道諏訪茅野線、諏訪市、茅野市の境界近くの県道と桑原区の林道揚汐の間の斜面の土砂崩れにより県道の全面通行止め、以上が、この地域の現況であります。</p> <p>このたび、事業者側から準備書が公告、縦覧されましたので、心配事項問題点を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の森林伐採計画で、表層崩壊・斜面崩壊を起こす可能性がある。 ・横河川源流域の3箇所の川の中に大きな調整池が計画されその工法は川床を上流に向かって長く(129m・77m・235m)深く(13.3m・11.5m・13.5m)掘削し、そこに高さ(12.9m・12.4m・12.9m)のダブルウォール工法の堰堤ができる。この大規模の調整池が大問題である。(水環境の破壊、堰堤の安全性、将来にわたっての責任もった管理等) ・計画地からダンプ5万台分の残土がアセスの対象からはずされた鉄平石採石場跡地、すべて横河川水系で1箇所は今年斜面の土砂崩れで県道の全面通行止めの災害の場所のすぐ上部でありアセスの対象地外でも1体的な計画として盛り土の安全工法や発電事業終了後まで含めた責任者を明確にしておく必要があると思う。 <p>この事業が、前記のような問題を抱えて進められると周辺および下流域はどうなるかと言うと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状でも、大雨警報発令時の水害、夏場の水量の減少等いっぱい状態であるので、この事業により、森林、湿地、河川(湧水、支流含む)のバランスが完全に崩れてしまい、水害、水質水量の変化、常時川の濁り等で下流域では安心した日常生活や農業ができなくなってしまう。 ・大清水水源には「影響ない」が「小さい」に変わったが、あっては困る。踏み込んだ調査が必要有。 	<p>抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。 ③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。 ④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。 ⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。 ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。

意見書 732

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・源流より横河川、上川の魚類に悪影響あり。 ・事業地域内の遺跡、稀少動植物に悪影響大。 ・隣接地の産業廃棄物埋設地については、影響範囲外とし影響なしとしているが一体的事業として評価しないと長期的に見て危険である。 <p>ソーラー発電事業そのものを否定する考えはないが、今回の地域は、日照時間以外は実施不適当な地域で有効活用とはならないと思うので、本事業の中止を求めます。</p> <p>(※以下別紙内容)</p> <p>今回の計画は、一級河川茅野横河川の源流に位置する広大な面積の事業であり。</p> <p>特に水害については、横河川流域の持つ歴史的経緯から大変心配しております。80年間横河川と生活を友にしてきた1人として、経過と意見を申しあげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後昭和 20 年代、霧ヶ峰農場の開墾時降雨による水害。 ・昭和 34 年、伊勢湾台風による風水害。 ・昭和 38-40 年代、諏訪湖カントリー開発による水害(諏訪市普門寺側も) ・昭和 47-49 年帝国観光(株)による吉田山ゴルフ場開発に土石流災害。 ・昭和 58 年台風 10 号による記録的豪雨により、氾濫、決壊による大被害。 ・昭和 58-60 年河川災害関連事業として、河積拡大、河道修正、河床勾配緩和等抜本的改修完成。 ・昭和 63 年—平成元年災害関連緊急事業として、横河川本流、支流(細沢)に砂防堰堤、保安林設定・完成。 <p>平成に入りやっと安心して横河川と付きあえるようになり、毎年葦刈等を住民出払いで行い、河床の浚渫を市を通じ県にお願いしてきました、改修後約 20 年ほど経過し葦の根、土砂等が滞積し最近の降雨で氾濫の心配があり平成 18 年に区にて檜沢川合流地点より吉田楠緒</p>	

意見書 732

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>氏宅横迄河床の浚渫を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 7 月 20 日午後 2 時からの集中豪雨（約 3 時間）で金山橋下左岸付近より氾濫下流水稻、花卉に被害が出た。 <p>以上の様な経過から考えると横河川流域は、非常に保水力が弱く雨が降るとすぐに流れ出し夏場晴天が続くと本流の河床が出る位水が少なくなり（檜沢川の揚汐を利用しても）、今がいっぱい、いっぱいの状態で、上流の木を切ったり、地表を動かす事は絶対に危険だと思います、又事業終了後（20 年後）はどうするのか、特に調整池の管理、資材等、</p> <p>近年の雨の降り方は、全国的に見ても、当地区に於ても局地的集中豪雨が多発しており（平成 24 年の様に）、今までのデータでは想定出来ないような災害、いわゆる想定外災害が多発している時でもありますので地下住民の十分納得できる、想定外のない災害、安全対策が担保できるか検討の上で事業を進めるようお願い致します。</p>	

意見書 733

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>パネル設置で雨の 90%が流れ下るとの事対策を講じてても地下水、河川水の影響は否定できません</p>	<p>ご指摘のとおり、河川への影響は否定できないと思います。</p> <p>そのため、パネルを設置しないエリアは自然のまま残置する計画として、パネル設置エリア、管理用道路および調整池の流出係数を 0.90(降った雨の 90%が直接流出)する条件で地下への浸透量や河川流量の影響について予測を行っています。</p> <p>工事中から供用後の一定期間においては湧水等の水量・水質変化の有無についてモニタリング調査を行い、</p>

意見書 733

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					効果が表れているかどうか（予測した影響よりも大きい か小さいか）について検証していきたいと考えております。
2	第1章	事業計画の概要		20年後の原状復帰の具体的を構想図、計画、パネル、 支柱の処分、管理、処理費用の計画等について具体的に お願いしたいです。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、 電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に 発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤 去費用の積み立てを行います。費用については総工費の 5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省 庁で定められるガイドラインに従って処理していく計 画です。弊社としましては長野県環境影響評価の手續き を遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推 進してまいりたいと思います。

意見書 734

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		災害はいつおこるかわかりません 汚染も何年、何十年もかけて悪くなっていくのでしょ う。不安はあります。 又、パネル他もいつかはダメになるわけですし、その 時はどうなるのでしょうか。今一般家庭でも大きな問題に なっていますが… 中止になった後は諏訪市茅野市で何か計画を考えて いるのでしょうか？ 観光など他の方法で活用できる方法はないでしょ うか	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、 電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に 発電事業を実施していく考えです。弊社としましては長 野県環境影響評価の手續きを遵守し、ご懸念を払拭でき るような事業となるよう推進してまいりたいと思いま す。

意見書 735

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画では、パネル設置場所は抜根されないと、されていますが、林業の方や森林災害の研究者から、10年程度で、残っていた根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて「表層崩壊」、「斜面崩壊」を起こす可能性があると聞きました。パネル設置場所が将来崩壊して横河川・下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮らさなければなりません。抜根しないことは、決して安全とは言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また、地表面は自然の植生が復元することで安定化していくことを想定しております。</p> <p>ただし、日常の管理を適切に行うことで、ご指摘のような兆候が生じた場合は専門家の意見を取入れながら、早期に適切な対応を行うようにします。</p>

意見書 736

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>横河川の源流域の3ヶ所に計画する、高さそれぞれ12.9m、12.4m、12.9mのダブルウォール工法の堰堤ができると地元は大雨で満杯になった時や大規模地震の時の不安があり大きくなります。雨や地震により大災害になります。近くには、いつ地震が起こっても、不思議ではないと言われる「糸魚川-静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です。県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでいただきたい。近年の豪雨は全国各地で観測史上最大を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れ込み、1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。</p> <p>昭和58年横河川の土石流をともなったはんらんで田んぼが一夜にして上川の川原のようになったことを思い出します。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p>

意見書 736

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 737

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>四賀ソーラー事業の環境影響評価準備書の質疑応答会で、Loopの中村社長が「環境に与える影響は極めて軽微」とお答えになっていますが、私には決して「軽微」とは思えません。</p> <p>以下にその理由を述べさせていただきます。</p> <p>私たちの生活圏の上方にある森林の拡大な土地を改変することは、水源の枯渇、水質の悪化、木の抜採による土砂災害という悪影響もたらされることは、充二分に考えられます。</p> <p>そこに生息している動植物の生存もおびやかされます。</p> <p>観光地としての資源価値も半減することでしょう</p> <p>また、メガソーラーが設置される大量のパネルは長い歳月を経て劣化し、いずれ土にかえらない大量のゴミとなって処分のために膨大な費用と労力を要することとなるでしょう。</p> <p>電気は遠い距離を輸送する間に放電されロスが生じます。反対を押して電力を供給する事業をなさりたいのであれば、大量に電気を必要とする都会の近くの平地に建設されればロスも減りますし、環境に及ぼす被害も少なくなります</p> <p>四賀の霧ヶ峰近くの山林にメガソーラーを建設する事業は、是非とも見直していただくよう以上、意見申し</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 737					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				上げました。	

意見書 738					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		事業用地の山林は広大で維持管理が大変なため、将来的に荒廃地になる可能性があると思うので、太陽光発電所を作る事によりこの土地の管理が行われる事になるので事業を進めて欲しい。ただ、環境への影響についてはきちんと考慮して作ってほしいと思います。	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業ではこのような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 739					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		管理がされず荒廃するより、環境に配慮した企業がしっかり説明を行って事業を進めるのであれば、賛成をしたい。	長野県環境影響評価の手続きを通して、本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していくとともに、今後も皆様のご意見や関係機関の指導により、よりよい計画としてまいります。

意見書 740					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		環境防災の面から影響を心配しておりましたが、きちんと環境評価を行って頂けたようなので、一定の安心感を持っています。調査の結果を反映し、環境への影響が	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していきます。

意見書 740

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>極力ないような計画とすることや今後の管理を責任持って対応頂くこと、工事期間中の安全対応を徹底して頂くこと。以上責任持って行なっていただけるなら太陽光発電所の設置に反対する理由はないと思います。</p> <p>地域との共生を大切にしながら進めてほしいです。</p>	<p>また地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるように努力していきます。</p>

意見書 741

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>私は、学校の講演会で、ニホンヤマネの話をお聞きしました。そのニホンヤマネは、超希少生物らしいです。そして、とてもかわいらしい生物だそうです。ニホンヤマネの専門家は計画地内で確認したり放獣した経験があり、計画地は生存、繁殖に適した環境にあるそうです。確認されないのは調査方法が全く適切でないからだそうです。適正な調査を改めて実施して下さい。</p>	<p>調査については長野県環境影響評価条例の手続きを踏んだうえで実施してまいりましたが、ヤマネについては樹洞等の確認及びカメラを用いた調査により、事業地周辺での生息を確認しました。しかし、ヤマネはその生息数が少ないうえに確認が困難という面もあります。準備書では記載がありませんが、事後調査の中で巣箱を設置し、モニタリングしていくことを計画いたします。</p>

意見書 742

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にも諏訪市にも影響は小さいといわれていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるのなら開発には反対です。米沢には大清水があり、きれいな水が私たちの生活を潤してくれています。もしこの清水が汚染されてしまったら、どう責任をとってくれるのでしょうか？先日送られてきたお知らせの中に「49%が森林のまま残されます」とありましたが、49%しか残らない、51%はつぶされるんだと思いました。</p> <p>破壊した環境は元に戻ることはありません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてははできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと</p>

意見書 742					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				自然を破壊し、地元の住民に不安だけを残して Looop さんはいったい何がしたいのでしょうか？ソーラー事業の魅力をなにも感じません。	思います。

意見書 743					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		大きすぎる開発は、自然に影響が出ないはずがない。すばらしい景色はもちろん、霧ヶ峰からのおいしい水が飲めなくなってしまうことは、住民にはもちろん、観光にも多大な影響を及ぼすことになると思います。土砂災害は出ないのでしょうか？保障はあるのですか？住民の意見を無視した開発が認められるのは絶対に許されてはなりません。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 744					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>広大な森林がなくなり、そこにソーラー施設を作ってしまうと、大規模な土砂災害が起こってしまうのではないのでしょうか？最近の雨の降り方は、異常ですし、予測ができない降り方になるので、家の裏山がメガソーラーなんていう状況は不安にしかありません。絶対に安全だという確実な保証はありますか？もし災害が起きてしまった時は、どのような保証をしてくれるのでしょうか。</p> <p>私たちの子供たちが生きていく時、どのような問題が出てしまうのか、心配です。規模が大きすぎる！！</p> <p>ソーラーを設置するならば、地元の意見を取り入れ、適した大きさの物を、適した場所に！</p>	<p>ご意見として賜りました。万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合 <p>・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵</p>

意見書 744					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				日本一、世界一のメガソーラーをここに設置するメリットは無いと思う！でも、現状のままが1番です！	守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 745					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	自然や生物、そして環境への影響、また開発により発生する災害の有無についても、調査内容からは、納得出来るものではない。調査、また対策が不十分だと思えます。	本事業の実施に当たっては、改訂され太陽光発電事業が追加された、長野県の環境影響評価条例に基づきこれまで実施しています。準備書の記載内容については、同条例技術指針に準拠して、また、県内外の同様の面的開発事例を参考にできる限り科学的に実施しているつもりです。また防災についても、長野県の指導に従い、計算上災害時の防災能力を現状よりも向上させる計画としています。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。

意見書 746					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>以前、貴社の森田さんは、「反対住民の最後の1人まで説得しますか？」という質問に「無理です。最後は仕方ないと思ってあきらめてもらいます」との返答でした。</p> <p>しかし、どの説明会に行っても、ほとんど賛成の意見の出ない昨今、ますます、この事業に対する懸念と不安、反対の声が高まっているように思えます。</p> <p>添付した記事のように、このまま押し切ってすすめると御社の社会的ダメージは、著しく大きくなるでしょう。押し切られた地元住民の怒り、憎悪、反感といった感情は思いのほか大きく大きくなるものです。</p>	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 746

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>けれど、勇気をもってこの事業の撤退を選択されるなら、(株) Loop の増々の発展が期待されると思います。</p> <p>目の前の利益に固執するか</p> <p>貴社の 10 年後、20 年後の発展をみこして、会社の成長を考えるか</p> <p>“撤退する” という潔さをぜひ検討して下さい。</p>	

意見書 747

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の先生等が「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演されています。</p> <p>「影響はあるが極めて小さい」と「大清水」に対して言われていますが、「水象」として重要な調査がしてありません。</p> <p>十分なボーリング調査を実施して下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 748

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>北大塩は大清水という重要な湧水を持っています。</p> <p>湧水、湿地に関して複雑な浸透・浸出のメカニズムがあることに踏み込んだ調査が不十分であり、今のままでは不安です。開発を認める事はできません。</p>	<p>霧ヶ峰から流れる地下水は諏訪・茅野両市民の大事な水資源であることは十分認識しております。</p> <p>そのため、既往の地質調査等の資料や河川・湧水の流量・水質調査からを行い、総合的に検討して事業計画地周辺の地下水の流れについて工事を行った際に生じる予測について予測を行っています。</p> <p>その結果、周辺に分布する湧水・水源に対しては水利</p>

意見書 748

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>用への支障を及ぼすような（水源の枯渇等）影響は発生しないと予測しておりますが、事業を進めるにあたってはできる限りの配慮を行いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 749

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>諏訪マスと縄文アマゴの絶滅について、8月7日の長野日報に記事が載っています。</p> <p>日本の諏訪地域しか生息していない原種に対して、充分な調査とそれに対する保護や生育の継続について、生存在数がどの位いるのか？ またどこに生息しているのかをキチンと調べお教えて下さい。</p>	<p>同様な遺伝子を持つ在来のアマゴの分布については、調査を行っておりませんが、対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。事業区域内に生息するアマゴの遺伝的な価値を含めた保全を行って行く考えです。また、調査では、事業区域内に調査区間を設定し、生息密度についても調査を行っております。生息状況については、工事中、供用後についてもモニタリングをしていく考えです。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪の自然はこれから何百年、何千年と生きていかなうといけません。日本、世界が異常気象になっていく中で、せめて、日本の中心で自然豊かな諏訪を守る為の行動をすべきであって、自然を破壊する行為をする事は、あってはならないと思ひます。自然は何もしなければ永遠に継続しますが、人間が手を入れると数年でだめになってしまいます。今回のソーラー事業が今後、何百年も自然を壊し保償が無いなら、行うべきではないのですか。本当に自然が破壊されない、あるいは、異常気象が起きない保償があるのなら提示して下さい。誰が見ても聞いても納得出来る様は資料を出して下さい。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思ひます。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>

意見書 750

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>これまで私達地域住民の反対意見の内容を理解しようとしないうる姿勢でただ利益を望むだけの行為はやめてください。私達はこの土地で人生を生活しているのです。それを中村創一郎さんあなたの金もうけの為に使わないでください。環境を破壊しその後の影響がどうなるかも考えてはいませんよね。ボーリング調査もせずなぜ安全だと言えるのでしょうか。</p> <p>さまざまな影響と不安が解決されない限り工事のとりやめを望みます。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。ボーリング調査については引き続き技術委員会の審議の中で議論していく考えです。</p>

意見書 751

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は、絶対に必要」講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るための「ボーリング調査が全く行われていない」にもかかわらず「影響はあるが、極めて小さい」と変えています。</p> <p>「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>知事意見にも「地下水の影響範囲については、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり、準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討する必要」を指摘していますが、全く無視し、水質分析のみで評価しています。</p> <p>調査は極めて不十分です。</p> <p>茅野市にも諏訪市にも「影響は小さい」としています</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>また、地質分布状況や現地での調査結果から、下流の水源の利用に支障が生じるような影響はほとんどないとの予測ですが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については皆様にも報告させていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 751					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には絶対反対です。</p> <p>破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>「大清水」のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても、取り返しがつきません。</p> <p>水量変化の原因はだれがどうやって何時究明するのですか？ その時の対処法については「今現在は決っていない。有識者の意見を聞いて対処する。」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めて下さい。</p>	

意見書 752					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質		<p>森林伐採とパネル設置による気温上昇について上昇気流による降雨などが心配になります。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 753					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。</p> <p>放置されては困ります。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の</p>

意見書 753

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。

意見書 754

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>1. 事業計画地の茅野横河川について</p> <p>①茅野横河川は、諏訪湖に流れ込む上川の最上流部に位置する支流の一つとして、多くの魚種や、貴重な固有魚種が生息し、それらの魚種の繁殖場所となっている。</p> <p>②この茅野横河川には、内共第5号第1種及び第5種共同漁業権の免許を受け、長野県指令25園畜第902号の5により、諏訪湖漁業協同組合を代表とした、諏訪湖漁業協同組合と諏訪東部漁業協同組合により、諏訪湖全域並びに岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の区域内の諏訪湖に流入する河川の本流及び支流の一つの漁場として漁業権が設定されており、諏訪東部漁業協同組合が漁場として管理を行っている。</p> <p>2. 縄文アマゴ（茅野横河川に生息する固有の原種アマゴの俗称）について</p> <p>①上川・宮川水系に生息する在来アマゴは、その分布上北限に位置し、更には稚魚の時に海に降るために海水耐性を獲得したまま湖までしか降らない、貴重な降湖型アマゴであることが関係機関の調査により明らかになっています。</p> <p>②更には、茅野横河川の事業計画地内に生息するアマゴは上記特性を持ち、全国でもこの茅野横河川水域のみ生息する遺伝子系統を持った固有の原種アマゴであることが遺伝子系統解析により明らかとなっています。</p> <p>これは、茅野横河川の下流部の堰堤により、下流部か</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分に相当する97.4haを残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量や水深等の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p> <p>調整池の建設では、現状の谷地形箇所を掘削することで調整池としますが、調整池の上流側と排水塔下流部を魚類の移動を可能とする魚道で連続させることで調整池の設置に伴う移動阻害を防止する計画です。</p>

意見書 754

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>らの遡上が阻止され、上川本流筋における放流魚との交配がされずに原種のまま残ったものと推定されます。</p> <p>③この縄文アマゴが原種の系統を保ち、事業計画地内で生息・繁殖し、スモルト化した個体が茅野横河川を降り、上川を経て諏訪湖でスワマスと呼ばれる降湖型サツキマスとなって遡上するもので、この地方の固有亜種であり、世界中でこの諏訪地方にしか存在しない貴重な魚であります。</p> <p>3. その上での準備書の問題点は、</p> <p>①東側の流れの最下流部に段差があり、外部との連続性はないとしたこと。</p> <p>②縄文アマゴ（降湖型サツキマス）の存在を認識していないこと。</p> <p>4. 事業計画案における課題</p> <p>縄文アマゴ（降湖型サツキマス）の保全を考えると、以下の課題があります。</p> <p>①調整池の沈砂池がアマゴの降下、上流移動を阻害している。（低流速、悪化した水質、低酸素、湛水不足による放流管との段差の発生）</p> <p>②調整池の放流管下流部に設置する洗堀防止目的の布団かごにより、降下個体の死滅、上流移動個体の移動阻害が起きます。</p> <p>③調整池の設置により、夏季好天時に放流管からの流出量が無くなり（掘削した底面の不透水性の不足及び3年に一度の浚渫による透水層の露出による地下浸透、蒸散、蒸発による水位の低下等）、茅野横河川が水枯れする恐れがあり、茅野横河川上・中流部に生息する個体に致命的な影響が出るのが予測されます。</p> <p>④事業計画地内のアマゴの集団が茅野横河川上・中流部の集団と分断・孤立することで中長期的には遺伝子劣化が起こり、事業計画地内の集団が死滅する恐れがある。</p> <p>⑤調整池の設置は、茅野横河川の河床を掘り下げる構</p>	

意見書 754

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>造で、しかも3年に一度の浚渫作業により、この区間における繁殖は到底継続できるものとは思えない。よって、繁殖範囲が狭まることは明らかである。</p> <p>以上から、現計画の河川内への調整池の設置には大きな問題があります。</p> <p>4. 問題点に対する漁協の考え</p> <p>世界で一か所しか生息しない、古代からの貴重な原種の固有種である縄文アマゴの保全を、漁場や魚類の管理をする漁業組合の立場から、今の計画では計画地内の河川そのものを調整池にしてしまう計画であり、そこに住む生物や魚類、また下流域に及ぼす影響は計り知れない。計画の見直しを切に願うところであります。</p>	

意見書 755

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は他県からこの地にやってきました。初めて、霧ヶ峰に家族で訪れた時、緑いっぱいの光景に、なんてすばらしい所にやってこれて、これから、ずっと住む事が出来るなんて、幸せだと思った日をよくおぼえています。</p> <p>そして、この地で暮らし始めて、様々な美味しい物を（この米沢の）いただいたり、購入するうちに、美味しい水が、これらをつくってくれていると気づきました。</p> <p>今回この計画を聞いて、私が心配しているのは、この豊かな水です。本当に、水に影響がないと言い切れるのですか？ ポーリング調査をしていないのなら、必ずやって確認すべきです。地下水の流れを止めないと証明できないならば、工事は中止すべきです。</p> <p>この地の方たちが、一生懸命守ってくれた。水のためにも、そして、自然のためにも、工事を中止する方向にして下さい。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。ポーリング調査については引き続き技術委員会の審議の中で議論していく考えです。</p>

意見書 755					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				観光、農業で、頑張るこの街のために…。	

意見書 756					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		敷地の中に木が多く残るといことで、環境面に配慮をしていると感じる。撤退時のことまで考えられているようなので、事業を進めるべきだと思う。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していくとともに、仮に弊社が倒産した場合、事業の遂行に影響が及ばないような仕組みを構築をしています。

意見書 757					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		自然破壊かと思っていましたが、野放図にされていた土地を整備することにもつながるとわかり、誰かがやらないといけないことと認識を改めました。それが、CO ₂ の削減といった環境改善につながるものであれば、なおのこと建設すべきと思います	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業なるよう推進していくとともに、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。

意見書 758					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		再生可能エネルギーは世間からの注目度も高く、今後の暮らしに必要不可欠なものになると考えています。そういった意味では手入れの行き届かない箇所を再生可能エネルギーの為に有効活用する事に賛成です。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 758

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ただ、規模が規模だけに以下のような不安が残ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質への影響 ・原生生物、植物への影響 ・土砂災害のリスク ・積雪時の運用 ・30年、40年後の保証 etc <p>それぞれ調査を行った上で、問題ない事を証明している(または証明していく)とは思いますが、いざ実運用した時に思わぬ障害に遭遇する可能性は捨て切れません。</p> <p>まずは小規模での施工と実運用によるテストを重ね、問題ないと証明できたところで規模を拡大していけば納得しやすいのかと思いますがいかがでしょうか。</p>	

意見書 759

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今回メガソーラーの壮大なる計画を聞き大変びっくりしました。霧ヶ峰は本来自然の宝庫として皆さんに親しまれ、私共もお客様が来れば霧ヶ峰、子供達とお弁当を持って遊びに行くと言えば霧ヶ峰でした。</p> <p>私はこの地に嫁に来て46年、諏訪は霧ヶ峰あり、諏訪湖ありでとても良い所だと思っています。</p> <p>7月の終りに同級会をし二日目に霧ヶ峰に行きました。参加してくれた同級生は皆とても喜んでくれました。</p> <p>こんなすばらしい霧ヶ峰にメガソーラーなんて、絶対反対です。とにかくこの美しい景観は残して下さい。</p>	<p>ご意見として賜りました。霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないよう、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 760

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然エネルギーであるソーラー発電の意義は理解できます。が、地球に優しい発電であればこそ、美しい霧ヶ峰の自然を壊すことは許されません。</p> <p>これまで、多くの住民が慈しみ、大切に育て、守ってきた諏訪の地を次の世代にたしかにつなげる為に、私はメガソーラー建設に反対です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪の観光</p> <p>今年、7月高校時代の友人と訪れた霧ヶ峰高原、咲き誇るニッコウキスゲの遥か彼方に、360°見渡す限り続く山脈。本当に美しかったです。まさに信州、諏訪の宝です。</p> <p>8月5日の毎日新聞に「わくわく山歩き」の記事が掲載されました。霧ヶ峰の名の由来から、ハイキングコース、その魅力、そして旧石器時代や中世の歴史があり、信仰の地でもあるとその多様性が紹介されました。</p> <p>この素晴らしい大自然は守るべき大切な観光資源です。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>水質の劣化</p> <p>私は現在、東京在住ですが、諏訪市清水町で生まれました。小学校の行き帰りに湧き出る清水で喉を潤しました。今でも冷たく、美味しかったその味は忘れられません。</p> <p>また、その中にプカプカと浮かぶスイカやトマト、その涼げな光景も目に焼きついています。</p> <p>美味しいお酒も水が命。お酒が大好きだった父、“真澄”は昔から我が家の定番です。</p> <p>諏訪のお酒、水を守って下さい。</p>	<p>お酒造りに使用する井戸については、お忙しい中調査の協力をいただいております。採水調査が可能であった一部の井戸の水質分析結果については、五蔵様にご報告した通りでございます（準備書内では示していません）。</p> <p>酒造用の井戸の水質は事業計画地周辺の湧水や南沢水源と水質組成が異なることから、主体となる地下水流動系が異なると考えられ、影響はほぼないものと考えております。</p>
4	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>土石流</p> <p>今、地球規模で異常気象が起きています。</p> <p>いつ、災害が起こるかわかりません。</p> <p>災害を防ぐことは難しいかもしれませんが、リスクを減らすことは出来ます。</p> <p>最近の国内の水害からも、森林が果たす役割は大きい</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p>

意見書 760

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>とされています。</p> <p>森林はいったん失ってしまったら、元に戻るには何十年とかかるでしょう。</p> <p>今ある森林を守り、育てていくことこそが大切と考えます。</p>	<p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 761

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<ul style="list-style-type: none"> ・開発面積が大きく、関連水域への影響が小さいとは言えません。 湧水、地下水に少しでも影響があるならば反対です。 ・広大な土地の草刈り作業が確実に行なわれるか、除草剤が大量に使用されるのではないかと心配です。 下流域の農作物への影響も懸念されるので反対です。 ・森林伐採とパネル設置による気温上昇や降雨の多発、豪雨が懸念されます。 最近の気候変動で各地で記録的な豪雨もあり、大きな災害がいつ起きてもおかしくありません。 土石流警戒区域である地域の上流に危険な人工物を 	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、防災上の安全面や水質の悪化を招かない様考慮しながら行っているところです。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 761

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				造ることには反対です。	<p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、除草剤は使用しない計画です。太陽光発電による気温上昇などは、そういった事例は把握しておりません。</p> <p>降雨による影響については、調整池を計画することで対応します。</p>

意見書 762

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・開発面積が大きく、関連水域への影響が小さいとは言えません。湧水、地下水に少しでも、影響があるならば反対です。</p> <p>・広大な土地の草刈り作業が確実にこなされるか、除草剤が大量に使用されるのではないかと心配です。</p> <p>下流域の農作物への影響も懸念されるので反対です。</p> <p>・森林伐採とパネル設置による気温上昇や降雨の多発、豪雨が懸念されます。</p> <p>最近の気候変動で各地で記録的な豪雨もあり、大きな災害がいつ起きてもおかしくありません。</p> <p>土石流警戒区域である地域の上流に危険な人工物を造ることには反対です。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、防災上の安全面や水質の悪化を招かない様考慮しながら行っているところです。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、除草剤は使用しない計画です。太陽光発電による気温上昇などは、そういった事例は把握しておりません。</p>

意見書 762					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					降雨による影響については、調整池を計画することで対応します。

意見書 763					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>準備書では「影響はわずかである。」と言ったコメントが多いのですが、100%大丈夫といわれた原子力発電所の例にもある通り、想定外と言われて終わりになったとき、いったい誰が責任を取るのでしょうか。</p> <p>また、倒産しても大丈夫なように積み立てるといわれていますが、十分積み立てできずに倒産したらどうなるのか、とても心配です。</p> <p>森林を伐採しての自然エネルギー開発は本末転倒です。</p> <p>計画している土地は、元々、牧野組合の土地のため、牧草地だったのが、昭和24年頃から植樹をはじめ今は森林の姿になったのだそうです。せっかくよみがえった森林です。森林としての利用、活用が本来のあるべき姿ではないでしょうか。</p> <p>(※以下添付資料)</p> <p>おわりに</p> <p>土(土壌【どじょう】)は《生き物》なのです。しかも地球上の最大の《生き物》だといっていいと思うのです。わたしたちが、ふだんいつている動物や植物の、いわゆるもろもろの《生き物》の生命をささえてくれている《母なる生き物》だからです。</p> <p>そのことに、わたしたちは、ずっとずっと長いあいだ気づかないできました。</p> <p>たとえば、植物について学校で勉強したとき、根のことについて話が出たと思います。だけどそのとき《土》</p>	環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。また、売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。一方、本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。

意見書 763

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>のことが話題になったのでしょうか。土のない根について、それがおかしいとも思わず、教えられ、教わってきたと思うのです。</p> <p>植物の図鑑【ずかん】は、本屋さんの棚【たな】にいっぱいならんでいます。しかし、どの図鑑【ずかん】を開いても、《根》の図なんて、まったく描【えが】かれていません。《根》がないというのは、《土》の中にある植物のからだの大部分を忘れているからです。それはけっきょく、植物が生きていく上での《土》の役割【やくわり】が、どんなに重要なのか、そのことに気づいていないためだと思うのです。</p> <p>今、わたしたちの国土（文字通り土のことです）は、死につつあると指摘【してき】されています。アスファルトやコンクリートで塗【ぬ】りかためられた都会の土は、すでに死んで白骨化【はつこつか】した土です。水田も畑地も、化学肥料【ひりょう】をまいてきたために、《土》本来の、植物を育てるはたらきを失ってしまいました。</p> <p>その上《土》が育てた植物（農作物）や樹木を、わたしたちは《土》に還元【かんげん】しないで全部持ち去ってしまいます。もし、《土》を《生き物》としてほんとうに理解していたら、そんなことはしないはずです。やはり、地のものは地に帰さなくてははいけません。</p> <p>わたしは、《土》の専門家【せんもんか】でもありませんし、農学者でもありません。そのわたしが、土の本を書いたのは、たとえ小さな知識でも、忘れられている大切なことは、早くみんなのものにしなくてははいけないと思ったからです。</p> <p>本の中の微生物の写真は、工業技術院微生物工業技術研究所の都留信也先生、国立科学博物館の土居祥兌先生に、ミミズの図は、青木淳一先生の《土壌動物学》を参考にわかりやすい形にかきなおしました。またスズメやコイの貴重な標本は、小保方美江子さん（現逗子市池子</p>	

意見書 763

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>小教諭)、生物のいろいろのことについては木村功さん(横浜市洋光台中教諭)に協力してもらいました。あわせて、お礼申し上げます。</p> <p>大竹三郎 この本をかいた人 大竹三郎【おおたけさぶろう】 1928年生まれ。東京物理学校卒業。化学教育、とくに学校化学実験の方法について貢献。化学教育研究書、児童向け啓蒙科学書、翻訳書等多数。おもな著書に、『学校化学実験法の再検討』(明治図書)、『物質の学習』(明治図書)、『ミクロ探検隊』(大日本図書)などがある。現在、相模工業大学教授。</p>	

意見書 764

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>発電パネル、100個のコンデンサーの故障等による、万が一の火災発生についての評価も加える事を希望します。以前の霧ヶ峰火災でもわかる様に一旦火災が発生したら上部へと広がり飛び火し、消火には難しい地域です。是非評価をお願いします。</p> <p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、パネル支柱の処分責任者堰堤撤去、管理、処理費用計画等を具体的に示して下さい。放置されたまま、知らぬ、存ぜぬは、絶対あってはならないと思います。</p> <p>万が一事業者が破産して、逃げられた場合、現地権者は、どの様に責任を負うのかも明らかにして下さい。責任の擦り付けで、知らぬ存ぜぬもない様に明らかにして下さい。</p> <p>自然破壊は絶対おこるので、はじめからこんな物作らない事を提言いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。 ・総事業費の5%を毎年撤去費用として積み立てていきます。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。 ・本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産したとしても、発電が続く限り事業の安定性

意見書 764

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				人間的に信用されていない人達の会社がやる事、考える事は、根本的に誰も信じてないのだから、作らないで下さい。	が担保されます。

意見書 765

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		20年後に原状復帰というが、一度破壊した自然が元に戻る事はない。国の法律や政策が20年後に変わる事も考えられる。 そのような事態になっても最後までLoopが保証してくれるか。具体的な計画を提示せよ	総事業費の5%を毎年撤去費用として積み立てていきます。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 766

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		諏訪にとって、製造業と観光業は大きな柱です。自然は観光資源の大切な一大要素です。それを破壊してしまえば、風光明媚な地域のイメージを損ねてしまい、諏訪の観光業にとって大きなマイナスになってしまいます。 この地域の地面の下には、多くの遺跡が眠っています。これも未来に残したい諏訪の大切な資源です。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 767

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画半分も残る！！ ??? 半分しか残らない！！ それぞれに考え方は、違うけども、霧ヶ峰の自然を壊すのは、反対です！ もし、土石流災害、水質汚染等がないとは、いいきれないのでは、とても不安です。 開発中止を求めます！！</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 768

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>私は、角間川周辺地区で、南沢水源の水で育ちました。これ以上ない美しくおいしい水で育ちました。自然のセリも育つほど美しい水です。大切な生活資源を損ねる事は反対です。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しておりますが、諏訪の水資源を損ねることはないと考えております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ます。</p>

意見書 769

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>①霧ヶ峰一帯は、国定公園を中心に貴重な自然環境と特別天然記念動物の宝庫でも有ります。 調査報告からも、状況は明らかです。 大規模な工事予定地での工事は全てが自然破壊以外の何物でもありません。 直ちに計画の中止と撤退を求めます。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 769

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
2	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-4-1	<p>②県環境保全研究員の方々、他、技術委員会の専門家の方々より厳しい意見が出されているにも関わらず、(株) Loop 側は回答として、調査は行なわれていない。予測している。恐れは無いなどの根拠の無い発言が多い。</p> <p>この様な回答は、会社側の体質を露呈している。行うべき調査は行いデータを公表すべきである。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、改訂され太陽光発電事業が追加された、長野県の環境影響評価条例に基づきこれまで実施しています。準備書の記載内容については、同条例技術指針に準拠して、また、県内外の同様の面的開発事例を参考にできる限り科学的に実施していると考えています。調査結果については、準備書など環境影響評価制度の書類に記載し公表いたします。また、今後必要な追加情報を記載した評価書も公表される予定です。さらに、事業開始後は事後調査の結果を公表いたします。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③近年の豪雨の多発、気候変動から計画が進む事で山の安全性は大きく低下すると考えられる。</p> <p>水の汚染、災害の危険など数えきれない地元住民の不安の声を最優先に対応してもらいたい。</p> <p>結論から申し上げるなら、計画の中止と撤退を直ちに求める。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動(震度6~7に相当)による安全性評価を行っています。</p>

意見書 770

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>娘の話を聞いて、反対します！ 代弁して、娘が書きます。</p> <p>日本一大きなソーラー事業と聞き、台風があり、ソーラーパネルに大きな影響があった時は、どうするのですか？</p> <p>にごった水が田んぼに入れば、お米ができないと聞きました。</p> <p>米沢米は、米沢の宝です。廃棄物がそのまま、そこに放置をされても、困ります。自分達の売上しか考えないで、自然をこわさないで下さい。この場所は、こわれたら、なおすのにどれだけかかるといのでしょうか？ この企画には反対です！</p>	<p>弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。総事業費の5%を毎年撤去費用として積み立てていきます。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。</p>

意見書 771

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>現況での事業計画及び十分な協議の無いまま工事に着手する事を反対します。</p> <p>この事業において最も優先されるべきは「地元住民の生活」であり、徹底した事前調査、行き届いたヒアリング、具体的な維持計画。突発的なトラブルや自然災害への対応手段、仮に事業が頓挫した際のその後の見通し等、地元住民の全般の了承が得られない限り、計画を施行に移すべきではありません。</p> <p>また、事業規模、総発電量約89MWも、これまでLoop社が手がけた規模としては最大級ということもあり、引き起こる問題や課題も未知の領域のものが出てくるかと思われ、それらに対処する為にも、事前計画は必要すぎる程練った段階で、初めてスタートラインに立ったと言えるものと思います。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 771

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>環境は、一度大きく手を入れてしまっただけでは元に戻るまで、莫大な時間と手間を要します。環境の変化により、もし万が一重大な問題や、損害が出た場合、それを被るのは地元住民であり、それらが解決するまで安心と安全が脅かされるのも、また地元住民なのであります。</p> <p>当計画の事業主においては、利益や計画目標の達成よりも、何よりもまず住民の目線に立った対応や姿勢を望みます。</p> <p>今後の Loop 社の地域社会との共栄の為に、慎重な事業展開を何卒お願い申し上げます。</p>	

意見書 772

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>・長野県で育って、生活し続けている私にとって、安全な飲用水、野菜、住環境は今まで「あたりまえ」の事でしたが、その「あたりまえ」の事は、多くの方々の努力があつたのだと痛感しています。大規模メガソーラー開発で、一度失ってしまった環境は仮に失敗（中止など）した時にはもう元に戻すことは、出来なくなると思われます。十分に調査した…と記載されていますが、この時点での調査で本当に良いのでしょうか？ しっかりとしたエビデンスがあつた報告とは思えません。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>
2	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>・良質の水が安定し使用できる事で成り立っている産業は、茅野市、諏訪市にとっても多くありますが、特に食品関連の業種では、不可欠のものです。現在より少しでも質が下がる事はあつてはならないと考えます。</p> <p>大規模の開発により大きな不利が出る事が、僅かでも考えられるとしたら、計画には反対です。</p>	<p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。また、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく</p>

意見書 772

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					存じます。

意見書 773

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>太陽光発電施設の直下のようなところに住んでいるので、開発による横河川への影響、斜面ほうかい、等により家がつぶされてしまうのではと、大変心配しております。井戸水を使用していますので、この点も大変心配です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 774

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画ではパネル設置場所は伐採されないとされていますが、林業の方や森林災害の研究者から、10年程度で残っていた根が一斉に腐り、土をつかむ力が急に衰えて「表層崩壊」・「斜面崩壊」を起こす可能性がある事を聞きました。パネル設置場所が将来崩壊して横河川・下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮らさなければなりません。抜根しないことは、決して安全とは言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。樹木を伐採しパネルを設置するエリアについては、草本は生育したままです。地表面殻の土壌流亡は防げるものと考えられ、さらに、侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>また、日常的な監視点検により斜面状況を把握し必要に応じて対策を実施します。豪雨の後などは特に留意して対応いたします。</p>

意見書 775

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にも、スワ市にも、影響は少ないとしています。この美しい水（湧水、地下水）に影響があるならば、開発には反対です。</p> <p>一度破壊した環境は、決して元に戻ることはありません。子供達のためにも今のまゝであってほしいです。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>

意見書 776

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大規模メガソーラーの話聞いた時にまず思い浮かんだのが土砂災害の危険が高まる、ということ。確かに放置された人工林も保水力がなく土砂災害の危険はあ</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思っております。防災</p>

意見書 776

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>と思いますが、人の手が造った斜面よりはまだマシと思います。</p> <p>人の手が造った大きな構造物は多大なお金と労力をかけ、さらに遠い将来を見据えた綿密な計画の上で管理されてのみ安全に機能すると思います。今、私の耳に入っている情報からは全くそのような事は読みとれません。様々な問題が指摘されてる中で、このまま計画を進めるのはとても危険ですし、理解できません。</p> <p>メガソーラー建設予定地には湿原がいくつかあると聞きました。湿原はとても微妙なバランスの上に成り立つ物であり、周りの環境が少しでも変わるとたちまち失われてしまいます。湿原をさけてソーラーパネルを設置するとのことだったと思いますが、湿原だけさけても意味はありません。もっと広い範囲、集水域全体が守られなければ湿原は失われるでしょう。せっかく観光開発されることなく、ひっそりと身をかくしてきた湿原ですので、これからも守られることを祈ります。</p>	<p>については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 777

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>管理がされず荒廃するより、環境に配慮した企業がしっかり説明を行って事業を進めるのであれば、賛成をしたい。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して、本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるように推進していくとともに、今後も皆様のご意見や関係機関の指導により、よりよい計画としてまいります。</p>

意見書 778

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪の平に生まれた私は、囲まれている山々に長く慣れ親しみ経済優先で自然が破壊されている今の時代に、この豊かさは自慢です。</p> <p>以前テレビで、山梨県の北杜市でソーラーパネルが大量に設置されたことから発生している様々な問題を知りました。それらとはとても比較にならない、東京ドーム40個分という広大で大量のパネルがこれから霧ヶ峰に設置されるという計画を大変不安に思っています。どんなに事前に調査をし、その結果を安全性に繋げて安心を約束しても、これだけ広大なパネルから生じる影響は、予測と想像を超える脅威となります。</p> <p>自然を壊して生まれる環境の向上はありません。</p> <p>取り返しのつかない失敗をしないためにもう一度立ち止まる勇気を持ってほしいと思います。</p> <p>計画を実行される皆さんは、見渡す限りソーラーパネルが並ぶ山の麓に暮らしたいと思いませんか？</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 779

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市及び諏訪市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば、開発には絶対反対です。調査が不十分で納得できません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ます。</p>

意見書 780

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>個人の住宅を建てる時でさえ、ボーリング調査をするのに、この反対の声があがり、不安に思っている人が多くいるのに、影響が極めて、小さいで次に進めようとしているのは、おかしいです。</p> <p>きちんとして下さい。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 781

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>源流には、色々な生物が確認されています。</p> <p>その地質や地下水の流れを知るためには、ボーリング調査が必要だと思います。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 782

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>木を切ることも優先順位をつけていることや水の安全性もわかっているようであれば、山の管理含め助かると思います。</p> <p>また、伐採木を地域に還元し、再利用することなどを</p>	<p>地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力していきます。</p>

意見書 782

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				考えていただければ資源を無駄にすることがないので賛成できます。	

意見書 783

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		木や水のことをしっかり理解し考慮した上での企画であると感じました。 売電で地域に還元していくこと、伐採した木についても有効活用できることを踏まえ、賛成です。	地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力していきます。

意見書 784

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		50～60年前、牧野組合が商社に売買する話がありました。私はまだその頃20代でした。 今100才になる母が、「この霧ヶ峰の草原は、そのまま孫末代まで自然をそのままにしたい」と願っていました。その後自然破壊が世の中の大きな問題になり、話しは立ち切れました。 今、市民が美味しい水を飲めるのと草原に来て、自然を満喫して帰る、都会の人達の為にも、是非この計画は中止して頂きたい。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 785

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>ソーラーパネルの建設に、以下の2点の理由から、強く反対致します。</p> <p>①長い時間をかけて作られてきた現在の自然体系を安易に破壊しないで下さい。そこには、貴重な動植物が生息しています。植物は物のように簡単に移動できません。移植した環境が適さなければ、すぐに絶えてしまいます。また、これ以上動物の住処を奪っていいのでしょうか。人間の利益追求のために、このような動植物が犠牲になるのは、耐えられません。</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②湧水、地下水に及ぼす影響がゼロでないのであれば、計画を中止して下さい。</p> <p>水は諏訪における貴重な財産です。多くの人がある恩恵に預かり、その美味しさは、諏訪の誇りです。この水は、人間の力では、計り知れない様々な要因が作用して、このような資源が生まれます。人間がこのような作用に手を入れるべきではありません。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しない、南沢水源に対しても取水量が減少するといった影響はほとんど発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>

意見書 786

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>新しいものが出来て、街が活性化するのであれば、開発をするべきだと思います。</p> <p>確かに自然が豊かなことは良いことですが、若い人がここで暮らしたいと思えないのであれば「自然を守る」</p>	<p>事業地施設内に計画している管理道路を見学ルートとして活用できないか検討し、地域貢献につながることを検討していきます。</p>

意見書 786

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>のだけが大人の役目ではないと思います。 また自然エネルギーは基本的に歓迎です。 きちんと調査をしてアセスの結果ほとんど影響が出ないと出ているのであればぜひ進めて頂きたいです。 自然エネルギーを使って街が元気になること（発電所を見学できるなど）をしてください。</p>	

意見書 787

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>3ヶ所に計画する堰堤について 広く、深く掘削するので、地下水、伏流水の流れが変わり住民や酒蔵にも影響するので反対です。 霧ヶ峰の自然環境について 自然豊かな環境で多様な生物が生息していると聞きます。工事をすることで沢と沢の繋がりや森林がなくなり、生物が生育できなくなります。企業のために、やる工事としては、リスクが大きいと思います。未来世代に自然豊かな霧ヶ峰を残していく方が必要だと思います。</p>	<p>下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴い周辺の地下水への影響は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流部の流量変化への影響はほとんど生じないものと考えております。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいります。</p>

意見書 788

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>森林の伐採、道路のための切土、盛土工事、草刈り等によって、日の当たる面積が一気に拡大します。近年、里山まで爆発的に増えてきたセイヨウタンポポ、ヒメジョオンなど森林では増殖できなかった飛来植物が開発によって定着・増殖する事になります。やがて計画地を中継して上部国定公園へと種子を飛ばすことになり、国定公園への負担は一気に増大することが考えられます。その対処方法は準備書には記されていません。これらは草刈りでは対処できません。</p>	<p>外来種対策については、車両のタイヤの洗浄や作業員の靴及び機材の洗浄を行います。事業区域内で使用する靴や服装、機材については、事業地内でのみ使用する専用のものを用意することで、外部からの種子の持ち込みを防ぎます。また、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。</p>

意見書 789

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・大清水や諏訪市の地下水への影響は「きわめて小さい」といっていますが、根拠がないのでボーリング調査を実施して下さい。現状の調査では不十分です。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・北大塩は昔から土石流が発生しやすい土地です。近年予想もしないような豪雨や地震といった自然災害が全国各地でおきています。人的被害が出てから想定外ではすまされません。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p>

意見書 789

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・調整池のために斜面を最大13mも削る計画でもあるに関わらず、湧水に対する調査・対策が不十分です。調査をきちんと実施して下さい。</p>	<p>下流部への防災のために行う調整池の計画では、ご指摘の通り規模が大きい調整池が必要となりますが、湿地周辺に分布する湧水を遮るような計画ではありません。また、調整池掘削に伴い周辺の地下水への影響は行いましたが、湿地まで水位低下等の影響は発生しない（湿地の水を引っ張るといった影響は発生しない）との予測を行っています。また、調整池の掘削により通常時は下流部の流量変化への影響はほとんど生じないものと考えております。</p> <p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、工事中から供用後の一定期間においてはモニタリングにより、下流域の河川の流量変化を確認しながら進めていきたいと考えております。</p>

意見書 789					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
4	第1章	事業計画の概要		・20年後パネル・支柱の処分が必要になります。処理にかかる費用と具体的な計画を示して下さい。	固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。
5	第1章	事業計画の概要		・計画地の地質・地盤を知らない事業者の計画は、きわめて危険で無責任ではないでしょうか。	長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。

意見書 790					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	大量の森林伐採により、地面を支える根が腐って来る頃、近年増加して来た豪雨による土砂くずれも懸念されます。パネル設置による気温上昇も豪雨を発生させる一因となるのでは……と不安です。	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。
2	第4章	第9節 植物	4-9-52	又、今までは繁殖していなかった外来植物が一気に増殖し、地形、環境を変えてしまう心配もあります。一度増殖してしまうともう元に戻す事はできないでしょう。その植物が種子を飛ばし、国定公園も生態系を変えてしまう事でしょう。	ご指摘の通り、事業区域内にて一度外来種が繁茂してしまうと、駆除は困難になると考えています。外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。
3	第4章	第10節 動物	4-10-52	川の大規模な堀削工事川に住むヤマメ、イワナ、カジカ、ハコネサンショウウオ等の産卵場所を奪われ、生育不可能になるかもしれません。	河川の形態を改変することとなる調整池造成範囲については、ご指摘のとおり、生息環境の悪化が予想されます。調整池における環境配慮として、常水路を設置することで流量や水深の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してくることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。
4	第1章	事業計画の概要		パネルの故障でパネル撤去するにしても、家庭のパネル1枚でも3万円かかるとの事(以前業者さんにお聞き	ご意見として賜りました。

意見書 790

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>しました。)</p> <p>パネルは故障していても発電している場合が多く、火災の原因になるかもしれません。</p> <p>ループさんをお願いします。夢のような話かもしれませんが、例えば、大橋の天井に設置するというのは無理な話でしょうか。</p> <p>伐採もせず、土をいじる事なく、草刈りもいらず、高い所の作業で大変ではありますが、何とか他の場所で考えてみていただきたいと切に願います。</p>	

意見書 791

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>・災害が起こる事業は反対です。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p>

意見書 791

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・横河川に変化が起きるなら、にごった水が田んぼに入ると、お米はできません。 工事で出た残土は鉄平石採掘場は横河川水系になります。 大清水・南沢水源の湧水は、100年先飲めますか 湧水・地下水に少しでも影響がある開発は反対。破壊した環境は元に戻ることはありません。有識者が納得するボーリング調査の実施。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>なお、濁水については影響の想定される工事中は、多数の沈砂池を設置し、同時に土砂移動防止の措置を図りながら慎重に工事を実施する予定です。</p> <p>河川や湧水の水量や、濁水の状況についてモニタリングを行いながら慎重に事業を進めてまいります。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>・国定公園霧ヶ峰高原の自然や生物に影響が出るなら事業を中止する。 霧ヶ峰全体の自然環境を将来に引き継ぎ保護する環境であり、計画の中止をする。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>・20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル・支柱の処分・堰堤撤去管理、処理費用、具体的な計画書、万が一事業者が破産した場合、現地権者ほどの様に責任を負うのか具体的に表明。</p>	<p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>・計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 792

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・太陽光発電施設の面積は196.5haもあり、関連水域も含めると横河水系の約30%の面積を占めます。開発による横河川への影響があり、横河川から上川、諏訪湖へと負荷がかかります。とにかく開発面積が大きすぎます。</p>	<p>横河川に対する影響は、事業計画地の中のパネル設置エリアや管理用道路等に降った雨水はその90%が直接下流部に流れるとの極めて安全側の条件で、その場合の表面流出量の増加や浸透量の減少について検討しております。また、降雨時の茅野横河川で洪水を発生することが無いよう、長野県の指針や長野県環境影響評価技術委員会からの指導を受けながら調整池による対策を計画しております。</p> <p>なお、事業地の面積は、ご指摘のように大きなものではありませんが、約5割を残置森林とするなど環境保全に配慮しております。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・大量の森林伐採で根を残すと言いますが、それがやがて腐って、表層崩壊や斜面崩壊を起こすキケン性があると思います。パネルの設置場所が崩壊されれば横河川、下流域に被害が及ぶ不安があり、とても心配です。にごった水が田んぼに入ったら、お米は出来ません。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また防災設備の設計条件は、伐採、抜根をしたことを想定していいです。防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものです。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>
3	第1章	事業計画の概要		<p>・北大塩は昔から繰り返し土石流災害を経験してきた土地です。最近ではゲリラ雨や地震なども多く、山腹崩壊で大量の土砂が流れたりしたら、3つの調整池も下流域に影響を与えないと保障はありません。自然破壊は止めて下さい。</p>	<p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また防災設備の設計条件は、伐採、抜根をしたことを想定していいです。防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しております。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものです。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>・霧ヶ峰全体の動物・植物・鳥類・魚類が伐採などにより生息域を狭まれたり、環境が変わる事で住みにくくなったり、植物が育ちにくくなったり、自然環境が大きく変わります。自然を守りたいです。 工事は止めましょう。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 793

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>・事業終了後の原状復帰の具体的な計画を示して下さい。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。費用については総工費の5%程度を計画しています。撤去期間については、関係省庁で定められるガイドラインに従って処理していく計画です。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・動植物、湧水・地下水に影響は小さいとしていますが、小さいということは影響があるということです。破壊した環境は元に戻ることはありません。計画の見直しをお願いします。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 794

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>災害が起こる事業は反対です。 にごった水が田んぼに入るとお米はできません。 大清水や南沢水源の湧き水は100年先も飲めますか？ 少しでも影響があるなら、やめて下さい。霧ヶ峰の自然や生物に影響が出るなら事業をやめて下さい。 横河川に変化が起きるなら、やめて下さい。 きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>

意見書 795

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>・大清水、及び横河川水源に関する開発ですが、変化が発生した場合の究明、及び対応について対処法が不十分です。</p>	<p>事業計画地周辺の湧水への影響については、水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、枯渇等の影響は発生しないとの予測結果を示しております。</p> <p>しかしながら、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、周辺水源に対する影響は、影響の有無について確認していくために、継続してモニタリングを実施していく予定です。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>・堰堤についても、長期間に対する対応が責任を持って管理しきれないのではと考えます。</p> <p>下流域への影響は、豪雨による土砂流失が長期に堰堤で防止できるのでしょうか。定期的なメンテナンスの実施に事業者が対応できるのでしょうか。「できます」「やります」は現在では実施可能でしょうか、将来的な財務検証が不十分です。</p> <p>一度大きな変化により破壊された自然環境は元に戻るには長い時間がかかります。</p> <p>人的被害発生に対する考え方が不十分では、ソーラーパネルの長期設置による故障による火災発生を地元の消防に対応で事業者として大規模開発業者としての基本姿勢に不安を感じます。なにか発生したらそこから、対応すれば良いでしょうと受け取ってしまいます。</p>	<p>・電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p> <p>・水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>・調整池は定期的に浚渫を実施します。</p> <p>・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。また、売電収入から毎年撤去費用を積み立てを行います。一方、本事業に</p>

意見書 795

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					おける資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。

意見書 796

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには、「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演・報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。「極めて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。</p> <p>きちんとボーリング調査を実施して下さい。</p> <p>また、大清水のモニタリングをしても結果が出るのは数十年後です。その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどうやって何時究明するのですか。その時の対処法については「今、現在は決まっていない。有識者の意見を聞いて対処する。」との回答でしたが、それ以前に今、計画段階で出されている有識者の意見をきちんと受け止めてください。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>大清水水源についても、影響は今後も継続してモニタリングを行いながら工事を進めてまいります。モニタリング結果については県に報告し、問題が認められた場合は、有識者の指導を仰ぎながら必要な対策を検討いたします。</p>

意見書 797

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水のモニタリングをしても、結果が出るのは数十年後です。</p> <p>その時に変化があっても取り返しがつきません。水量変化の原因は誰がどうやって究明するのか、その時の対処法については、「今、現在は決っていない。有識者の意見をきいて対処する。」との回答でしたが。</p> <p>それ以前に今、計画段階で、出されている有識者の意見をきちんと受けとめて下さい。お願いします。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 798

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>2018. 2. 25 に行われた地元説明会（北大塩公民館）で要望し、地元提供された報告書「ソーラーパーク四賀太陽光発電、設備設置事業に伴う地質調査その2」では「みずみち」の報告があり、「本事業区域には地下に多くの「みずみち」が形成されているものと判断される。これらの「みずみち」を今回の計画施工で止水あるいは、流路変更が余儀なくされると、湿地や下流での利水環境に影響を与えることも予想される。施工に際しては、湧出箇所の確保及び排水には十分配慮されたい」とある、又「小規模な小川を構成する程度に流れている」「毎分100ℓと非常に大量の湧水箇所も見受けられた」とあります。特にC調整池の場合、川岸、左右の斜面の至る所から湧出しているのが確認されます。準備書では「みずみち」の存在は認めながらも、工事計画には「蛇籠」や有孔管により湧水を排出する」とする保全措置のみの記述</p>	<p>準備書に記載の水みちの存在の可能性については、ボーリング結果に基づき、比較的透水性の良い箇所ではその可能性を示唆するために記載しています。調整池の工事に伴う地下水への影響予測については、ボーリング調査時の透水試験の結果が水みちを含む地盤の透水性を反映しているものと判断し、ボーリング調査時の試験結果を用いて検討を行い、周辺の調整池の掘削が湿地の水位の低下や下流域の流量減少影響を発生させるほどの影響はほぼ発生しないものと予測しております。</p> <p>特に、意見で述べられている湧水量は調整池の計画地点よりさらに上流部の湿地の源頭湧水であり、調整池を計画地点付近は、水収支調査結果からも顕著な流量増加区間にはあたらないことから、上流部の様な顕著な湧水は発生する可能性は高くないと考えております。しかしながら、工事の実施にあたりましては、湧出箇所の確保</p>

意見書 798

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>で、調整池のために斜面を最大 13m も削る計画であるにも関わらず、おびたしい数の湧水（みずみち）に対する調査、対策が不十分です！！ それに、ダンプ 5 万台分の残土は計画地から運び出されるため、アセスの対象から外されましたが、運び出される先の鉄平石採石場は、やはり横河川水系になります。盛り土の詳細な設計、計画、管理方法、泥水の流出対策（調整池等）。工事中、供用中、発電事業終了後以降の各責任者が明確ではありません！！ アセス対象でなくても残土に関して、一体的な計画として具体的な安全工法や、責任者、責任の所在をきちんと、明確にして下さい！！</p> <p>※ただ単に作って、いらなくなったらそのままにして放置する。そこで生きていて生活していて暮らしている私達は死活問題になります。森や林、自然と生きてきて、先祖の代からきちんと守ってきた山をただただ破壊することは絶対に許されません。テキトーにやって理解してくれとはダメだと思います。今後、子や孫その孫まで命はつないでいくのです！！ 自然と共存して生きていくのです！！ こんな工事は心から反対です！！ 全て見直して出直して下さい！！</p>	<p>や排水方法には十分配慮しながら工事を進めて参りたいと思います。</p> <p>残土については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 799

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>ダンプ 5 万台分の残土は計画地から運び出され、運び出される先の鉄平石採石場はやはり横河川水系になります。盛り土の詳細な設計、泥水の流出対策等発電事業、終了後以降の各責任者が明確ではありません。</p> <p>残土に関して一体的な計画として具体的な安全工法や責任者を明確にして下さい。</p>	<p>残土については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p>

意見書 800

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は 84 年間北大塩に生を受け霧ヶ峰を迎ぎ霧ヶ峰から発する水を載き、うまい米沢米で育って来た。</p> <p>戦中戦後お食料難の時代は、霧ヶ峰も開コンがされ立木は伐採され土地は掘り起され、いも類、そば、大豆等が栽培され後に牧場として乳牛、メン羊等飼育された。これ等の事業は我々同朋の命を支える為已むを得ない所である。毎年の様に霧ヶ峰から出水が有り田畑が流されたが、住宅にも被害が及び、防災への苦勞で大変であった。以後、埴生を変化し出水等案定して来たが伊勢湾台風や昭和 58 年の大豪雨時には、区内至る所で被害を受ける状況になった。又、吉田山ゴルフ場造成工事では立木伐採抜根、山体剥離により大降雨により出水横河川流域に大被害をもたらした。その後、米沢地区内各河川の改良拡幅工事が県により行われましたが、50 年に 1 度の降雨に対応する設計にも施工され、それ以後区内にて河川の浚渫を行い災害に備えて居る。</p> <p>過去の災害から私達は、多くを学び、天災に対する備えを常に考へて居なければならない現在の環境である。一言でいえば、本計画はあまりにも、無謀な計画と云わざるを得ない。</p> <p>①自然現象に対する認識が大変曖昧である。 ②天災に対しては万策を講じることが重要である。 ③天災には想定外はないと思わなければならない ④人工物に完全、絶対大丈夫はない（例 原発） ⑤有識者とは、どう云う者を指すのか？ 理論者ディスクワーク者ではだめだ現場主義経験者が重要だ。 ⑥流域住民への配慮を優先すること</p> <p>以上の考へから私はこの計画に全面的に反対します。共存共栄の道を共助の道を</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 801

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1、除草剤は全く使わないと説明していますが、誰が検証するのですか？ ひとたび農薬が使われ汚染されると農作物への影響のほか、風評被害は計り知れません、Loop 関係者の除草剤使用がインターネットで公開されており不信感が拭えません。</p> <p>下請会社が使用しないための対処方法が明確になっていません、広大な土地の草刈作業が確実に実施される方法も明確ではありません。</p> <p>刈り取った草を乾燥のため放置する事で腐敗の恐れもあります。</p>	<p>メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内で確認しておりません。</p> <p>草刈りの具体的処理方法は準備書 P1-46 に記載しております。</p>

意見書 802

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラーパネルの耐用年数は20年前後と聞きますが、その耐用年数を過ぎた後の処分方法やもしLoop 様が倒産等した場合のソーラーパネルの処分方法をきちんと誰が責任を負うのかの確認書を作成してもらいたい。</p> <p>(長野県及び上諏訪市等のきちんとした自治体と) ※太陽光発電を作って何年かしたら、所有者がどんどん変わって、誰が所有者かわからず困っていると言う話をあちこちで聞きます。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。また、売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。一方、本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 803

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然を変える事は、絶対反対です。</p> <p>今以上に大清水の水源量が減る事は、納得できません、もし、工事をする事になったら、その前に必ず、大清水等の水が出なくなった時（飲み水、田んぼの水がこまります）の保証、補償を必ず約束してからにして下さい。</p>	<p>万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が汚染され身体障害が発生した場合 ・騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合 <p>万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 804

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者の方は、湧水を知るには「地質構造、地下水の流れを知るための地質検査は、絶対必要だ」と講演・報告をしています。</p> <p>地元の説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知る為のボーリング調査が全く行われていないにも関わらず「影響はあるが極めて小さい」と変えています。やっぱり影響があると認めていますね、ちゃんと調査を実施してから報告して下さい。</p> <p>もし、工事を実施して何か問題（水が出なくなった）が生じた時には、責任をちゃんと取る、約束をして頂かないと絶対反対です。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>万が一水質に影響が出た場合は、調査方法・結果等を公表し、本事業との因果関係を明らかにし、誠意を持って対応・補償します。</p>

意見書 805

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>異状気象、地球温暖化、各地で起きている大災害、時代の変化……大工事をなさるなか、思わぬ大問題に直面すること多いと思われませんが、永年そこに住み生活している住民そこが一番大事。</p> <p>住民が納得いくまで説明をお願いします。</p> <p>一方的に進めても後に問題残るようでは、莫大な費用賭けても水の泡。</p> <p>喜ばれることとして欲しいです。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 806

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>横河川の下流で米作りをしている。</p> <p>田んぼ泥水雨水など流れこむことは米作りにはできません絶対反対です。</p> <p>大清水の水量の変化湧水地下水に少しでも影響があれば開発は反対です。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今回の事業は、地形改変を原則的に予定せず、樹木を伐採して場所に太陽光パネルを設置する計画ですので、一般的な開発に比較して工事中の濁水影響は比較的少ないと考えています。また、工事中、水質について監視し異常があれば適切に対応することを計画しています。</p>

意見書 807

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>将来的に、土石流災害や、大清水水源への影響が、とても心配です。</p> <p>地域の人たちが、不安をもっている中工事を進めるのは、絶対反対です。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況の把握や水収支・水質分析結果を基に、影響は極めて小さい（ほとんど影響は発生しない）と予測しております。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p>

意見書 808

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>太陽光発電そのものに反対ではありませんが、このソーラー事業の設置場所と大規模であることにより、次の理由で反対します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、大地震、豪雨、劣化による貯水池の決壊から下流域への土石流災害。 2、横河川への泥水（多量の残土も横河川水系にしている）、保水減による横河川の渇水。 3、隣接地に広大な産業廃棄物埋設地があり、横河川や、地下水への影響のないことが不明確。 4、大清水水源への影響の根拠が不明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。 ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。

意見書 809

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大規模な森林伐採により、横河川の水質、水量に変化が起き、さらに近年の異常気象により災害が拡大する可能性が大きいという危機感がある。</p> <p>災害の起きた場合、保証問題だけではすまない。</p> <p>又、動植物の生態が大きく、くずれることが予想される、動植物は住む場所や成育環境が失われてしまう。人間だけの都合で考えてよいのですか？</p> <p>太陽光発電施設の面積は196.5haもあり、関連水域も含めると横河水系の30%の面積を占め、横河川から上川、諏訪湖へと負荷がかかります。開発面積が大きすぎます。</p> <p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、責任者パネル支柱の処分堰堤撤去管理処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります。</p> <p>大規模なソーラーパネルは景観も異様です。</p> <p>小規模化、又は中止その他対策を考えて下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。 ・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。 ・景観に関しては事業地は地形的に周辺からは見えにくい特徴がありますが、施工後も残置森林を確実に管理するなど、影響の低減に努めます。

意見書 810

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>1、土地造成時にて、道路が溪流を横断する箇所がある、又は土砂流出が発生する可能性がある。</p> <p>2、周辺水源等への影響で、北大塩大清水水源にては、影響は極めて小さいと予測、又殿様水湧水は、影響は極めて小さいと予測1と2の他にも、いくつかこのような中途半端で、いい加減な回答、しかも、もう災害が起こるであろうと考えている事はこの事業を中止すべきだと思います。極めて小さいとか、その極めては、どの規模で、どう我々に被害が及ぶのか、とても不安である。</p> <p>調査した事、我々が質問した事については、完璧に大丈夫であるという答え以外はないです。</p>	<p>工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p>

意見書 810					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>大規模に自然を変える事、破壊する事は、生きている全ての物に危害を加えます。そのような開発行為は中止すべきです。</p> <p>この事業は、正に百害有って一利なし</p>	

意見書 811					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大清水水源への影響について、地元説明会で「全く影響がない」から「影響はあるが極めて小さい」と変えています。いずれも結論づけだけのもので、その根拠はあまりに曖昧です。</p> <p>大清水水源は、米沢はもとより、茅野市にとって、とても大切な生活用水です。</p> <p>影響が出たときには、とりかえしがつきません。</p> <p>「影響はあるが、極めて小さい」とはどの程度なのか。現況では、しっかりとしたボーリング調査をして、その調査結果の提示と「極めて小さい」の関連を解かるように説明して下さい。</p>	<p>大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。調整池等の設計につきましても、行政の基準に従いながら、防災上の安全面や水質の悪化を招かない様考慮しながら行っているところです。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 812					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>北大塩で生まれ、幼い頃より大清水で遊び、小学校の行事では野菜やくだものを冷して食べ、大清水の水を飲み、大清水の水でみそ汁などを作り育ってきました。</p>	<p>・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくこ</p>

意見書 812

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>私の子どもたちも、そのようにして育ててきて、これから孫も自然の中でそのようにして育ててほしいと願っています。</p> <p>そんな中で、諏訪四賀ソーラー事業で木を伐採する事により山の保水力が低くなり、水量がおちて、大清水が枯れてしまったり、にごりや汚染されたりと影響がないとは確信できないので、不安な気持ちです。</p>	<p>とを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大清水湧水への影響は極めて小さいと考えております。

意見書 813

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>基本の考えとして開発は反対です。</p> <p>横河川の変化が起きる可能性が少しでもあるのならやめて下さい。</p> <p>可能性が全くないとなれば客観的データを出して下さい。</p> <p>そもそも川は水を流す所であり、ためる場所ではありません。</p> <p>調整池の堆積物が懸念されます、どのような堆積物があり、有害物質の可能性があり、データ開示を求めます。</p> <p>大清水の水質に変化がないというならば、その客観的証拠を建設予定地から大清水までボーリング調査を行いデータを開示して下さい。</p> <p>ループさんは観光客目当ての事業ですか？ それとも社会貢献ですか？ 観光客が来る様になると山は汚れ道は混み合います。</p> <p>住民生活に影響をあたえるのでやめて下さい 私どもに利益はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。ボーリング調査については引き続き長野県技術委員会の審議の中で議論していく考えです。 ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。

意見書 814

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>今すぐに計画を中止してください。</p> <p>地震や豪雨による土砂災害が、日本中多発しています。</p> <p>あの場所に計画するのはやめてください。</p> <p>大清水や南沢水源の湧き水に、少しでも影響があるならば断固反対です。</p> <p>31万枚という膨大な太陽光パネル等の発電設備が、放置されるおそれがあります。</p> <p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去、管理、処理費用計画等について具体的な計画を示してください。</p> <p>問題が起こった際に、「想定外」というお粗末な言い訳をする可能性があるなら、この計画を中止してください。</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p>

意見書 815

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去・管理、処理費用計画等について具体的な計画を示して下さい。放置されては困ります。</p>	<p>固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用の積み立てを行います。</p>

意見書 816

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>パネル設置で雨の90%が流れ下る事業は対策を講じても地下水・河川水への影響は否定できません。計画地一帯を知らない事業者の計画は危険で中止すべきで</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行って</p>

意見書 816

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>す！</p> <p>知事意見にも「地下水の影響範囲については、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること」とあり準備書第2編「県関係の質問」でも「地下水位のボーリング調査を検討すること」を指摘していますが、全く無視し、水質分析のみで評価しています。調査は極めて不十分です。</p>	<p>います。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p>

意見書 817

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>工事がはじまると、県道諏訪茅野線を大量の大型トラックや工事車両が通ると。小学生など通学路になっておりとても危険です。</p> <p>騒音も、ものすごくなると思います。地元住民の生活を危険にさらすようなことは、やめていただきたい。</p>	<p>貴重なご指摘をありがとうございます。通学路などについてはご指摘のとおり、事前に把握し細心の注意を払いたいと思います。工事期間中は何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解をよろしく願いいたします。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>森林伐採計画では、抜根されないとなっておりますが、森林災害のスペシャリストから、10年程度で残っていた根が腐り、土をつかむ力が急に衰えて、斜面崩壊を起こす可能性がある事を聞きました。</p> <p>パネル設置場所が将来崩壊して、横河川、下流に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮らさなければなりません。</p> <p>抜根しないことは、安全とは言えないです。崩壊のリスクはすごく大きくなります。</p>	<p>弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p> <p>抜根しない理由は、土地形状をなるべく変えないためです。また、地表面は自然の植生が復元することで安定化していくことを想定しております。</p> <p>ただし、日常の管理を適切に行うことで、ご指摘のような兆候が生じた場合は専門家の意見を取入れながら、早期に適切な対応を行うようにします。</p>

意見書 818

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	大清水の地下水、湧水に少しでも影響があるならば開発には反対です。 大雨の時の横河川の影響も心配です。	工事による水源への影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、北大塩水源に対しては、ほとんど影響は発生しないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格もっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思ひます。

意見書 819

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		・大規模な環境破壊で行う事自体不自然に思ふ。メリットは近隣地域に無くデメリットしか無い。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思ひます。

意見書 820

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		完璧な調査が行われ、地元から不安が取り除かなければ作ってはいけない巨大なもの	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思ひます。

意見書 821

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	☆砂漠化の危険性について。パネルを数十枚単位でまとめられて設置させると、ある一定の場所に雨水が浸透しなくなり、地下から塩分が上がってきて砂漠化するの	本事業の実施にあたっては、調査に基づく様々な環境配慮を実施いたします。また、工事中だけでなく供用後も一定期間周辺河川の流量や、湿地の状況などモニタリ

意見書 821

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ではないか。地層は上からの浸透水と地下水とのバランスで保たれているはず。古代エジプトもメソポタミアもこの原理で砂漠化した。絶対にまとめてパネル設置はしないほしい。	ング調査を実施いたします。慎重に事業を実施してまいりますので、ご理解をいただきたく存じます。
2	第1章	事業計画の概要		☆パネルの廃棄処分方法がまだ確立していないはず。よって廃棄処費用が、通常の簡単な産業廃棄物としての処理単価でしか設定されていない、とても少額なのではないか。 そんな積立金は意味がないのでは？ 適正な廃棄処分費用の設定をお願いしたい。	売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用の積み立てを行います。
3	第1章	事業計画の概要		☆漏電の危険。土砂崩れで調整池に壊れたパネルがたまって、発電し続けるので危険で近寄れない。電気は水を伝わるのでどこまで電気が流れるかわからない。その時はどう処理するのか？	万が一の際は感電に留意し、電気主任技術者・関係会社と連携して可能な限り早急に回収を行います。
4	第4章	第1節 大気質	4-1-18	☆気温上昇はする。砂漠化が進めば、植物が生えないので、そのせいで気温は上がるでしょう。 気温上昇について詳しく説明してほしい。	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。
5	第4章	第6節 水象	4-6-62	☆雨の量が減るのでないのか。日本の雨のほとんどは海からの水蒸気。霧ヶ峰は日本海側からも太平洋側からも水蒸気が届かない地帯。雨は森林、木のおかげ。木は地中より栄養分を30メートルも吸い上げるために、上部から水蒸気を発生している。その森林伐採をし、植物を無くせば当然、雨量は減る事も予想される。雨量の変化について詳しく説明してほしい。	ソーラーパネルの設置による周辺の気象（降水量・気温等）の変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。
6	第4章	第6節 水象	4-6-62	☆調整池が大きすぎる。水を貯め、販売するのが目的なのでは？ 他国に水を販売する考えはあるのか。ないのであれば、水利権者などと誓約書を交わしてほしい。 ○地質調査のため、ボーリング調査をしなければならぬと思います。事業地だけ数本、それも5メートル程度ボーリングした程度では何にもならないはず。これは	沢を活用して調整池を作ることは一般的に行われています。調整池は造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。大雨の場合には濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。

意見書 821

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>太陽光パネルを設置するための調査であって地質は関係ないはず。</p> <p>○準備書の冒頭に、高齢化のため森林整備が出来ないと書かれているが、諏訪地域の森林事業関係者に全くの相談がないのはどういう事なのか。森林関係者は 200ha すべておまかせしてもらえば、固定資産も払えて多少利益も上げ、循環型の森林整備ができると言っているが森林整備ができないというのはウソなのか。</p> <p>○横河川を掘削するのは湧水の影響や横河川自体の水量の減少につながると思うが、調査が不十分。事後調査では手遅れ、取り返しのつかない事になるので納得のいく調査か、調整池を川の外に造ってもらいたい。</p> <p>○川が工事や堰堤の土砂を取り除く作業の時に濁るはず。濁ったら米も作れない。対策が不十分。調整池のため大規模に掘削工事をしている最中が特に心配。土砂を沈殿させると言っているがそれは調整池が完成してからの話なのでないか。工事中は調整池完成時ほど濁り水を止める事ができないのではないか。</p> <p>○森林伐採後、根を取り除かないというが、10 年程度で腐り、土をつかむ力がなくなり表層崩壊などが起こる可能性が高い。根を残すのはより危険なのは。</p>	<p>調整池周辺の地質分布についてこれまでもボーリングを実施しておりますが、さらに詳細な地質状況や地下水位を把握する目的で追加のボーリングを実施しております。</p> <p>調整池は長野県の設計基準に基づき適正な規模に計画しています。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p>

意見書 822

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 1 章	事業計画の概要		<p>広範囲に森林破壊をした場合、次の様な問題が生じると考えます。生態系の破壊、自然災害の増加。いずれにしても、各方面、各団体より、様々な意見が提出されているにもかかわらず、なぜ、正確な調査を行わないのか？ 森林の広範囲の伐採により、そこに生存している植物、昆虫、動物たちの生態系が崩壊していくのは明確</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 822

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>な事実である。又、山の上部の森林を伐採することにより、森林のもつ多面的機能が失われますね。</p> <p>雨による表面土壌の流出や土砂崩れ等の防止ができなくなる。土壌に体積した落葉など有機物が昆虫や微生物により分解され土壌に養分を供給したり、雨水をろ過し水質を浄化したり、豪雨時の降水を一時的に貯留し、河川への流量を調整し平準化することで洪水を緩和させたり。森林のもつ機能は計りしれないものです。森林を伐採することにより、あらゆる部分に影響が生じるのは明らかな事実である。現在ある、自然環境を破壊するのではなく、空いている土地（農地等、又はビルのかべ等）を利用してパネルをつければ良いのでは、一企業の利益のために自然破壊をすることに対し、どのような心持ちでいるのか教えてほしいです。又、このことに対し、各方面の方々がご苦労されていることも、理解していただきたいと思います。</p>	

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	
2	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。なお、ゲリラ豪雨の予測は防災の観点から関心の高いテーマですが、実際の予測は非常に難しい状況です。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わ</p>

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ですが、資料では9ミリ、8ミリ、16ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？ 想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>かりづらい内容となってしまい申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？ 過去2度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください。）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」のですか？ Loopの準備書説明会では「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？（何時から何時？ 何年間？）基準値を超えることは無いの</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧</p>

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>④準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑤交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>④工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。</p>
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>④低周波による健康被害はありませんか？</p> <p>低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね1Hz～100Hzの音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々も</p>

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					のから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		⑦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	⑥野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。	準備書では事業地のフェンスの高さを調整してシカなどの生息を許す事を検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、フェンスにより囲いシカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれをえさとするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人い	パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要

意見書 823

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				れば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。	な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の発注をさせていただく予定です。
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かにLoop社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 824

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第11節 生態系	4-11-16	<p>☆特別天然記念物ニホンヤマネやニホンカモシカ、湿地にはサクラソウ群落、貴重な鳥なども生息している。大規模伐採やフェンスで囲んでしまうのは自然環境に悪影響は間違いない。保護すると言っているか、保護されるとは思えない。</p>	<p>本事業は太陽光発電という再生エネルギー事業であり、今後のわが国のエネルギー事情を考慮した場合、重要な事業であると考えています。本事業の事業地も、近年かつてのような森林管理が難しくなっている山林であるとの側面もあると認識しています。一方で、この度の文献調査及び現地調査の結果をみると、湿地や水辺など特有の自然環境を有している事を確認しています。事業の実施にあたっては、湿地や沢とその周辺を保全エリアとして環境保全を図る事や、工事前から工事中及び供用後の一定期間にわたりモニタリング調査を実施し、結果に応じた方策を講じるなど、できる限り、自然環境を保全しながらの発電事業を目指しております。事業に対してご理解をいただきたいと考えております。</p>
2	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>☆北限のアマゴの固有種がいる。河川の大規模掘削工事は産卵場所が奪われる。少数に減少すると言っているが、絶滅の危機だと思う。絶滅したら取り返しがつかない。河川の掘削工事はやめてもらいたい。</p>	<p>河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量や水深等の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>
3	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>☆サクラソウを移植すると言っているが、移植場所が本当に生息に適しているのか、全く記載がない。</p>	<p>移植が必要となっている種について、追加の現地確認を行うとともに、移植適地、移植手法、時期等について評価書に具体的な記載を行います。</p> <p>特に、サクラソウについては、有識者の助言を仰ぎつつ、春季～初夏に追加の調査を行い、異型株ごとの生育現況を把握するとともに、必要な保全対策を検討・実施します。</p>

意見書 824

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
4	第4章	第1節 大気質		☆パネル設置のため、気温が上がるはず。気温上昇についてしっかりとした事が書かれていない。	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。

意見書 825

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		横河川の大雨による氾濫で、自宅の横に水路が有り、それによって家への水害を招く恐れがあります。 農家が多い米沢、茅野市の地区は家の横に必ずと言っても良いほど、水路があり、何度も大雨の時には、氾濫して、家も流された方もあります。そんな危険なソーラーパネルの設置は反対します。私達の生活を脅かす事は中止して下さい。	・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。

意見書 826

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		20年後の原状復帰の具体的な構想図、計画、責任者、パネル、支柱の処分、堰堤撤去、管理処理費用計画について具体的な計画を示して下さい。 放置されては大変困ります。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 827

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質構造・地下水の流れを把握できていません。川を深さ13m、長さ200mも掘った時の影響も考えていません。</p> <p>協議会に提供された調査会社のデータには沢等の「みずみち」の記載があり、“今回の計画・施工で止水、あるいは流路変更が余儀なくされると湿地や下流に影響を与えることから湧水箇所の確保・排水には充分配慮が必要”と報告されているが、反映されていません。</p> <p>「事後」ではなく現在必要な調査を優先し配慮すべき。</p> <p>取り返しがつきません。</p> <p>自然が破壊されてまで、すべきことですか？</p> <p>きれいな水を守るべきだと思います。やめてください。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。</p> <p>調整池を作った時の周辺の地下水への影響については、計画掘削深度や掘削範囲を基に周辺の地下水に対してどの程度水位低下が生じるかを予測しています。その際には、調整池の計画箇所で実施したボーリング調査の結果を用いて検討しています。</p>

意見書 828

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>源流には諏訪東部漁協によって北限のアマゴ固有種の存在が確認されています。カジカ、ハコネサンショウウオ等、清流に住む生物は、川の大規模な掘削工事で産卵場所を奪われ、斜面工事による水の濁り等、今の生産環境を奪われ、生き残ることはできません。</p> <p>横河川源流、清流の現在の環境で命を繋いで来たのです。上流に移動して保護するというのは安易な対策です。</p>	<p>河川及び河川沿いについて、調整池の設置区間以外、はサツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量や水深等の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>

意見書 829

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然を人間の手で破壊することは反対、良いことはない。</p> <p>大量の森林伐採することで、地下水や河川に大きな変化があると思います。</p> <p>我々地元住民はここで暮して行かなければなりません。被害に合うのは絶対いやです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。

意見書 830

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>なぜ今回の場所（霧ヶ峰）に太陽光パネルを設置それも大規模な物であり、自然を破壊するのは目に見えています。それなりの対応を考えている様ですが、Loop社は発電終了後（20年後）以降将来も責任を負う意向が社長発言で全く無いです。</p> <p>※説明会で将来は牧野組合に譲渡すると有った。）現在牧野組合は管理出来ないと言っているのに無責任な発言であり、下流或に生活をしている茅野市の住民をバカにしていますか！</p> <p>自然を破壊して何が住民に利益が出るのか、現住民又将来の為ににとって良い事は1つもないと考えます。自然エネルギー活用を目的にする為に今回の計画はもってのほかであり、他を考えるべきであると強く訴えます。</p> <p>企業は利益追求だけに拘ると社会的責任を果たす事がおろそかになりますよ。</p> <p>諏訪市、茅野市になし利益還元が有るとの発見もありましたが、スワ市に年何千万円、チノ市は“0”円ですよ。毎日災害発生に怯えた生活を強いられるのは、茅野市の米沢地区の住民であり、将来的に何の有益性はありません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。 ・固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。使用できなくなった太陽光パネル等の処理について、関係省庁で定められるガイドラインに従って取り扱ってまいります。

意見書 830

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ん。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横河川水系で今年大雨による避難警戒レベル4が3回発令されています。又スワ地（鉄平石下部）での土砂崩れの発生もありました。社長発言では認識ナシ。 ・牧野三組合も自分達の頭の上がこんな開発をしても良いと考えているのか明確な意志を公にするべきではないですか。 ・災害発生が有れば保障を考えるのではなく、災害の起さない事への思想が大切であります。 ・Loop社の説明を聞き、住民の不安は募るばかりです。当地の開発をやめるべきです。 	

意見書 831

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>横河川の源流域の3ヶ所に計画するダブルウォール工法の堰堤ができると雨や地震により大災害になります。近くには、いつ地震が起こっても不思議ではないと言われる、「糸魚川-静岡構造線」が走っています。北大塩は昔から繰り返す土石流災害を経験してきた土地です。</p> <p>県の施設ではなく、民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な人工物を3つも造らないでください。近年の豪雨は全国各地で観測史上最を記録しています。山腹崩壊で大量の土砂が流れこみ、1時間80mmの設計でも堰堤が決壊する恐れは高く、人的被害が出てからでは取り返しがつきません。計画は危険で中止すべきです。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。 ②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。 ③盛土のり面の地震時への対応については、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全評価を行っています。 <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。 ②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。

意見書 831					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 832					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>茅野市にも「影響は小さい」としていますが、湧水、地下水に少しでも影響があるならば開発に反対です。破壊した環境は元に戻ることはありません。</p> <p>パネル設置で雨の90%が流れ下る事業は対策を講じてでも地下水・河川水への影響は否定できません。計画地を知らない事業者の計画は危険で中止すべきです。</p>	<p>大清水水源の影響については、地質分布状況や現地での調査結果から、ほとんど影響がないとの予測をしておりますが、科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

意見書 833					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>はじめに、Loopさんにおかれましては、被災地や全国各地で素晴らしい活動・実績を重ねてこられており、尊敬致します。また、これだけの住民が反対している中でも、事業を推進させようとしており、強い意志も感じております。</p> <p>専門知識がありませんので、水質や環境への影響など細かい内容は分かりません。</p> <p>そこで、基本的な質問です。</p> <p>1、これまでの素晴らしい事業方針・実績を踏まえ、日</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地と活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林が行われ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p>

意見書 833					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>本全国の中で、今回の地を選定された理由。</p> <p>2、反対住民を説得してでも、この地でなければならない理由・この時期でなければならない理由について、納得のできる説明を求めます。</p>	

意見書 834					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>米沢は自然が多くて、水もきれいで災害も少ない所なので、大きいソーラーはいらない！！</p> <p>何十年かたって、ソーラーが使えなくなったとき、そのソーラーの大量な処分にも環境が破壊されそうなので、電気を作るよりも、そっちのほうが大切！！</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。固定価格買取制度（FIT）に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から毎年撤去費用の積み立てを行います。ソーラーパネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。</p>

意見書 835					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>現在茅野市米沢をはなれて、埼玉で暮していますが、子供時代育った諏訪の霧ヶ峰のメガソーラー計画に反対の意見を述べさせて貰います。</p> <p>◎メガソーラー計画の防災計画は 50 年確率で計画されているようだが近年の異常気象では 100 年確率で計画されても十分とはいえない</p> <p>◎貴重な多種多様植物群の生息している霧ヶ峰の環</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 835

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				境を大きくかえる計画には賛成できない	

意見書 836

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		大清水の唄に「つちをつくれ」とあるがこの事業は逆に土をこわし、捨てる計画である、さらに雨水のしみこむ森をこわすということは、大清水の水が減るまたは枯れるのでは？ と心配です。 こんな心配事をふやす計画は中止にしてください。	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。本事業による大清水湧水への影響が出る可能性は限りなく低いと考えております。

意見書 837

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		◎方法書段階からのズサンな計画によりパネル設置面積をしぶしぶ7ha近く縮小せざるを得なかったが、残置林等の位置も変わり、日照や勾配条件も変わっているのに、パネルの設置枚数は何故31万枚としているのか。売電量確保のための残置設定と言わざるを得ない。湿地から数メートルの範囲や河川を線としか連続させずに、保護措置としているのは、パネル設置が前提にあるのではないか。見識を疑う。具体的なエリア毎のパネル設置の地形的対応を伴う状況、支柱の保持、高さ等を明らかにされたい。	パネルについては水平よりの傾斜角30度を基本とし、地形の傾斜に対応した架台を用いて場所ごとに合わせた施工を行います。支持杭の施行は地面への直接打ち込みを計画しております。架台の基本設計は準備書第一章に記載のとおりとなります。
2	第1章	事業計画の概要		◎アセス手続きにおいて、御社は地権者と連名で、諏訪市内・茅野市内の世帯に5回以上に亘り、ダイレクトメールを送付している。その中味はまだ評価がされていないアセス会社の見解を一方向的にタレ流し、あたかも計	パネルについては水平よりの傾斜角30度を基本とし、地形の傾斜に対応した架台を用いて場所ごとに合わせた施工を行います。支持杭の施行は地面への直接打ち込みを計画しております。架台の基本設計は準備書第一章

意見書 837

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>画どおりに手続きが進み、下流域住民等の不安はあたらないと押し付けた内容であり、誠に遺憾である。このDMを見る限り、御社と地権者が共同事業者であることを示していると言える。説明を求める。</p> <p>内容に明らかな間違いがあっても訂正すらない姿勢は信義にもとる。</p> <p>準備書公告前にこうした説明会にすら値しない行為が許されるのか。</p> <p>また、県にお尋ねしたい。こういう行為はアセス手続きを行っている業者が一般的に執る手段なのでしょう。</p> <p>なお、「地権者の同意のもと、アセスを進めている」とあるが、売買契約により仮登記が済んでいる段階の「同意」とは何を差すのか。明らかにされたい。地権者が「安全な山の有効活用」を考えているならキチンと関係者に説明すべきである。(ループと一体ならできないかもしれない。)</p>	に記載のとおりとなります。
3	第1章	事業計画の概要		<p>◎中村社長は事業のメリットはループ以外の収益で、固定資産税、地元企業活用(いずれもスワ市)観光の三つしかないと説明した。残念ながら観光で来る施設ではない。観光面をアピールするなら、今すぐCMでも使って「大規模開発によって森林伐採地形改変しても安全な設備を造ろうとしています」と流したらどうか。その影響をみて判断してもらいたい。</p>	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。

意見書 838

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大清水では、色々な人が水をくみに来たりします。子ども達の遊び場でもあります。そして、時々地域の人達で大清水に行き、そこで過ごしたりします。</p>	ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。本事

意見書 838

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>私も、子どもの頃から大清水は遊び場として使っていて、地域の人達にとってとても大切な場所です。</p> <p>今回の事業によって木を切り、広大な面積にソーラーパネルを設置すると、木がないので地下水がたまらず山から全て流れてしまいます。そして、あたり前ですが土が雨を含みにくくなってしまい、結果として大清水が枯れてしまいます。一度木を伐採してしまうともう一度植えて大人になるまで何十年かかるのでしょうか。ソーラーパネルを設置したら撤去するのにさらに時間がかかってしまいます。</p> <p>一度事業を始めてしまったら、もう元には戻りません。</p> <p>天然の動物の命も取り戻せません。</p> <p>事業はとりやめにして下さい。</p>	<p>業による大清水湧水への影響が出る可能性は限りなく低いと考えております。</p>

意見書 839

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>「どうやって直すのかわからないものをこわしつづけるのは、もうやめてください」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅した動物をどうやって生きかえらせるのか、あなたは知らないでしょう。 ・今や砂漠となってしまった場所に、どうやって森をよみがえらせるのか、あなたは知らないでしょう。 ・自然こそが「持続可能性」のほんものの専門家なのです。そのシステムのなかのすべての要素が持続可能性を維持するように働き、たがいにかかわりあって全体をつくっています。 ・人類がくるわせつつあるこの驚くべき自然界のバランスを回復するために努力しなくてはならないのです。 <p>——リオ・サミットにて、伝説のスピーチより——。</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。</p>

意見書 839

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>☆正に直し方を知らないのに、こわそうとしている Looop のみなさん、どうか、この地でのメガソーラー計画を止めてください。</p> <p>日本で！ 世界中で…心の底からさげんでいます。もう、やめてください！！</p>	

意見書 840

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私は今年 82 才の老婆です。幼い時から祖母 (M17 年生) みねよから何度も何度も聞かされてきたことがあります。</p> <p>「オラー家は、昔 (明治 7 年) 横河川の氾濫で、一家の 4 人が水死した」のだそうです。その時はまだ生まれていなかった祖父幸七 (明治 13 年生) ですが、「決して屋敷に水は引き込むな！ 坪庭に池は作るな！」と曾祖父作内 (安成 3 年生) から聞かされていたことを、祖母に伝えていたそうです。折あるごとに祖母から聞かされてきた私は、「あ、またあの話だ！」くらいにしか思っていないませんでした。が、後年 (昭和 63 年頃) 久保の吉田貞男さんから「横河川氾濫記録」という書面を見せていただきました。</p> <p>それによると、明治 7 年 8 月 12 日米蔵 (43 才) 妻きし (36 才) 長女さく (11 才) 次女いい (4 才) が水死。残された作内は養子となって勘五郎宅に入った。こののです。その遺児作内が、幸七の父親、すなわち、私の曾祖父ということになります。</p> <p>明治 7 年といえば、今から約 150 年前のこと。そして、それから 100 年程して、横河川は昭和 58 年にも大災害がありました。私たちはもちろんのこと若い人達もしっかり記憶に残っていると思います。記録写真もありま</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社としましては長野県環境影響評価の手続きを遵守し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進してまいりたいと思います。事業運営中は、下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>

意見書 840

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>す。また、それから 50 年近くが過ぎています。50 年、100 年に 1 度の災害といいますが、ついこの間のことです。</p> <p>私には、アセスとか、ボーリング調査とか、専門的学問的な調査研究は、いくら説明してもらっても理解不能です。</p> <p>しかし、過去の悲惨な経験をないがしろにしてよい筈はありません。原発に代るエネルギーとしての効能はわかりますが、企業や地主の利益のために私たちが、こうむりかねない「北大塩の不利益は納得できません。これまでに投じた元手は大きいかもしれませんが万が一、災害が生じたら、とり返しのつかないことです。法律を犯していなければ何をしても許可される…ものではないと思います。</p> <p>今ならまだ間に合います。どうか、150 年前、50 年前の北大塩住民の体験を無視しないで下さい。</p> <p>「屋敷に水を引き入れるな！」と戒めた。曾祖父、祖父、父母もみな逝きました。そして今度は私の番です。</p> <p>この穏やかな北大塩の自然環境をこのまゝ手つけずに保存していけますよう。</p> <p>「ループソーラー」には絶対反対します。</p>	

意見書 841

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>1、計画地のボーリング調査を実施する事。 地元役員立ち合いの上、地下 max 150m の調査を必須でお願いしたい。</p> <p>2、湧水、地下水について影響は小さいとしているが、根拠を示して下さい。</p> <p>3、北大塩は繰り返し、土石流災害を経験して来た。今</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいますが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野</p>

意見書 841

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				回の計画の中、危険な人工物を作っても、人的被害に対する下流住民への保償はどう考えるか？	<p>県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。</p> <p>事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。また、下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動を計画しております。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>1、ダンプ5万台分の残土処理、及び工事用車両、資料運搬に関して、北大塩区内の県道及び市道を通行しないよう「確認書」を北大塩区長に提出する事。</p> <p>2、茅野市上宗区内の温泉施設アクアランド近くの河川が少しの雨でも上川の流入がむずかしく、現在、排水ポンプで対応している。今後、想定外の豪雨がきた場合の対応について、解答いただきたい。</p>	<p>1. ご意見として賜りました。</p> <p>2. 防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>

意見書 842

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地下水の流れがどうなっているのかわからずに、なぜ湧水への影響が少ないと言えるのか。その少ないけれどあると認めた可能性は開発とどのような因果関係があるのかわかって言っているのですか？</p> <p>もし大清水などの湧水が濁った時、因果関係が分らないと言って逃げるのは目に見えている。</p> <p>地下水の流れも分らずに開発をするのは我々の感情を無視している。</p>	<p>大清水水源の影響については、様々な既往資料により水文地質分布の状況を把握し、水収支・水質分析結果等の現地調査結果を踏まえて総合的に検討を行っています。その結果、水量・水質ともにほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの</p>

意見書 842

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>北大塩の清水はどこにも負けないきれいな湧水。開発の影響は少ないということだが、少しぐらい濁っても飲めるんじゃないでしょうかということですか？</p> <p>濁ってしまった場合、米沢米や清水の水で作っている食品、みやげ物などの商品価値への影響は計り知れない。</p> <p>湧水への影響を認めているのになぜ開発を中止しないのか？</p>	<p>配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に報告を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見書 843

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第5節 水質	4-5-1	<p>4-5-1 水質の件で、私は下流域で水稲栽培を行い、横河川から取水した用水を利用していますが、毎年水田へ砂が流入しその除去を毎週のように行っています。</p> <p>今回の事業を行うにあたり、河川へ流入する砂の量が増えてしまうと稲作ができなくなる恐れがありますので、その量についての調査をお願いします。</p>	<p>今回の事業においては、太陽光パネルを設置するわけですが、トンネルなどの地下構造物や井戸による取水などを行うわけではないため、降った雨が、蒸発散、表流水、地下浸透するという水収支の観点からは大きな変化は想定していません。ただし、事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。湧水や河川の流量を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
2	第1章	事業計画の概要	1-2	<p>1-2 建設候補地決定の経緯の中に「以前牧草地として活用していたが…」とあります。牧草地のころは下流域の米沢地区では毎年のように横河川や前島川が氾濫していたと祖父や父から聞いていました。私が小学校の時に横河川にあった家も浸水し、高台への建て替えを余儀なくされたこともあります。開発地の地目の用途変更の移り変わりについて地元への詳細な調査をお願い</p>	<p>米沢地区における水路の集水域において本事業地が占める割合は一部とは思いますが、本工事により調整池が設置される事により、下流への流下水量は大雨時にも調整がされますので、洪水時の氾濫の緩和に寄与できるものと考えております。</p>

意見書 843

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				します。	
3	第4章	第13節 触れ合い活動の場	3-7	<p>3-7 触れ合い活動の場の状況についてで、大清水や神社など調査いただいておりますが、私は10年以上開発地内で狩猟を行っています。現在狩猟者は高齢化し特に銃器での狩猟者は減少の一途をたどり、そのことは食物連鎖の頂点に立つ人類が生態系の管理ができなくなった現在の状態に繋がっていると思います。</p> <p>工事期間には、県道諏訪茅野線を何万台ものダンプカーが往来することで猟犬をつかった狩猟は当然できなくなり、ソーラーパネル設置後も周辺での銃器の使用も当然できなくなってしまいます。このままでは私は狩猟は辞めることとなります。</p> <p>事業地周辺での狩猟者の人数や山菜取りを行う人の人数はどのように変化するかのご調査をお願いします。</p>	<p>山菜採りの人数については地権者へ確認しましたが、把握されていないとのことでした。また狩猟者についても利用は少ないと考えられることから、把握しておりません。</p>
4	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>4-5-1 水質の件で、私は下流域で水稻栽培を行い、横河川から取水した用水を利用していますが、毎年水田へ砂が流入しその除去を毎週のように行っています。</p> <p>今回の事業を行うにあたり、河川へ流入する砂の量が増えますと稲作ができなくなる恐れがありますので、その量についての調査をお願いします。</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
5	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>1-2 建設候補地決定の経緯の中に「以前牧草地として活用していたが…」とあります。牧草地のころは下流域の米沢地区では毎年のように横河川や前島川が氾濫</p>	<p>米沢地区における水路の集水域において本事業地が占める割合は一部とは思いますが、本工事により調整池が設置される事により、下流への流下水量は大雨時にも</p>

意見書 843

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				していたと祖父や父から聞いていました。 私が小学校の時に横河川にあった家も浸水し、高台への建て替えを余儀なくされたこともあります。開発地の地目の用途変更の移り変わりについて地元への詳細な調査をお願いします。	調整がされますので、洪水時の氾濫の緩和に寄与できるものと考えております。
6	第4章	第13節 触れ合い活動の場	4-13-11	<p>3-7 触れ合い活動の場の状況についてで、大清水や神社など調査いただいておりますが、私は10年以上開発地内で狩猟を行っています。現在狩猟者は高齢化し特に銃器での狩猟者は減少の一途をたどり、そのことは食物連鎖の頂点に立つ人類が生態系の管理ができなくなった現在の状態に繋がっていると思います。</p> <p>工事期間には、県道諏訪茅野線を何万台ものダンプカーが往来することで猟犬をつかった狩猟は当然できなくなり、ソーラーパネル設置後も周辺での銃器の使用も当然できなくなってしまいます。このままでは私は狩猟は辞めることとなります。</p> <p>事業地周辺での狩猟者の人数や山菜取りを行う人の人数はどのように変化するか調査をお願いします。</p>	山菜採りの人数については地権者へ確認しましたが、把握されていないとのことでした。また狩猟者についても利用は少ないと考えられることから、把握しておりません。

意見書 844

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>地質や地下水の専門の研究者は、湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対必要」と講演・報告をしていますが、いつボーリング調査をするのですか？</p> <p>日程日、調査結果を書面にて報告をしてもらいたい（※必ず調査の実施を行って下さい）もし、実施と言いながら行わない場合は、工事をやるべきで無いと思われまます。今後の信頼感も無くなります。</p> <p>そんな中工事を行う場合は、いろんな保証問題が発生</p>	地質調査については、深いボーリングを実施してはいたませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っています。その上で、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。

意見書 844

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>する可能性が有ため、工事を中止するべきかと思いません。</p> <p>大量に森林を伐採計画ですが、本当に土砂、水害等は大丈夫ですか？シミュレーションでは大丈夫と言っていますが、近年、台風、大雨、ゲリラ豪雨などにより、水害が多発しています。もし被害になった場合の保証、対応をしてもらえますか？</p> <p>(もし保証してくれると言っても実際やらないとか、対応がおそくなるかもしれない。本当に早急の対応を必ずやるのか心配です。)</p> <p>今現在田んぼ等に砂が流れてこまっている状態ですが工事後は砂が多量に流れないですか？</p> <p>もし流れてしまうと田んぼに被害になってしまう(植てある稲が砂にたまってしまい、稲が育たなくなる。)</p> <p>もし砂が多量に流れてきた場合、稲の保証、対応は大丈夫でしょうか？</p> <p>もし出来ないならば工事を中止するべきです。</p>	<p>事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。また、調整池の設置、適切な管理を行うことで防災能力が向上されるものと考えております。また、下流域を中心とした事業地外の浚渫等の保全活動を計画しております。</p>

意見書 845

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>1.6.5.9 発電所廃止後の撤去及び処分について、事業実施期間中に撤去及び処分に要する費用を積み立てるとあるが、費用概算を明確にしてほしい。それに伴い、どのような積み立てなのか積み立て方法の詳細も明らかにしてほしい。金額が提示されていないと、その費用が妥当なのかもわからない為。</p> <p>破産手続き開始…事業用地を現地権者に譲渡し返還とあるが、この事業が行われることはないが、もし開始され事業終了後に災害が起こった場合、地権者が補償する仕組みになっているのか？ その場合地権者はどの</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の 5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p> <p>本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社であ</p>

意見書 845

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ような方法で、補償するのか明確にしない。</p> <p>上記に付随するが、ソーラーパネル等がそのまま放置された場合、地権者はどう対処するのかも明確にしない。</p>	<p>る合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産して土地を返還したとしても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>
2	第4章	第5節 水質	4-5-3	<p>4.5.3 水質</p> <p>横河川水系下流の水の濁り（シルト）の調査をもっと重点的に行ってほしい。</p> <p>現状でも水田に土砂がたまっている状態です。それは鉄平石採掘場の影響もあると思うが、今回搬出土砂も鉄平石採掘場に運ぶことと、事業の工事に関して今まで以上に土砂の堆積が多くなると思う。</p> <p>その為下流米沢地域の水田一つ一つの現状を把握し、事業後の土砂流入が一つの水田にどのくらい増えるのか明確にしない。</p> <p>また土砂の種類があればそれも明確にしない。</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を払って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任についても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
3	第4章	第12節 景観	4-12-2	<p>4.12.2 景観：調査結果の概要</p> <p>このような事業は、地域が許可したと判断されても恥ずかしいので、何処からも見えないものにしてほしい。</p> <p>あと、これから宇宙へ行く機会も多くなると思うが、宇宙からみた事業計画地を出してほしい。できれば、月面からや火星・水星等、惑星ごとに事業計画地を提示してほしい。</p>	<p>本事業では敷地境界において幅30mの残置森林を設置し、太陽光パネル等が直接見えにくいように配慮します。また、太陽光パネルは黒色系の目立ちにくい色彩のものを採用する計画であり、観光への影響が極力小さくなるように配慮しております。</p> <p>景観については長野県の環境影響評価技術指針に沿い、主要な景観資源への影響、主要な視点場からの眺望景観への影響について予測評価を実施しています。主要な視点場としては、一般の不特定多数の方々を利用する場所を考えています。こうした観点からは、宇宙からの視点は主要な視点場にはあたらないと考えています。</p>
4	第1章	事業計画の概要		<p>事業への心配について</p> <p>空中写真等で昭和22年・昭和48年・昭和61年とあり、説明会で大きな変化はないと言っていたが、平成の空中写真はないのか？</p>	<p>ご意見として賜りました。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてま</p>

意見書 845

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>今まで歴史的にこの事業予定地での記録を出してほしい、台風や地震等で大きながけ崩れ等の災害や倒木などはなかったのか？</p> <p>今まで大きな変化がなかったからこの事業が大丈夫だというのはおかしい。</p> <p>地権者からの資料・記録の提出を求める。</p>	<p>います。</p>
5	第4章	第11節 生態系	4-10-2	<p>4.10.2 動物(植物)</p> <p>2019年8月8日の長野日報、信濃毎日新聞に計画地内の「信州縄文アマゴ」と「諏訪マス」の記事が載ったが、そもそもこの開発を行うことで、どのような保全をしても植物も動物も絶滅の一途をたどることが、貴社がどうしてわからないのか不思議です。</p> <p>このように保全しているから大丈夫は、絶対にありません。</p> <p>とにかく計画中止を求める。</p>	<p>河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス(アマゴ)を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス(アマゴ)の産卵期から卵が孵化する期間(秋～冬季)は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量や水深等の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してこることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス(アマゴ)等が生息する河川環境を保全する考えです。</p>
6	第1章	事業計画の概要		<p>その他、</p> <p>この開発計画にあたり、地権者から何も情報や説明がなされていないので、地権者も同席した事業説明会を強く要望する。</p> <p>何故なら森林組合の高齢化で維持できなということが理由で、この事業計画20年後まで補償できるはずがない。</p> <p>また何故ソーラーなのか？ 諏訪や茅野市民に対してどう思っているのか？ 沢山地権者から聞きたいことがある。</p> <p>いい加減、事業者の陰に隠れるのはやめて、3組合の責任ある姿勢を見せてほしい。</p>	<p>本事業は事業者である株式会社Loopが現地権者から土地を購入して実施する事業となり、地権者は事業者ではありません。</p>

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>準備書の内容は全般に独善的主観に満ち、凡そ机上の技術士としても科学的知見に乏しく、開発目的とする以上稚拙さはやむなくとし、次のとおり意見、具申する。</p> <p>◎第1章第4節・5節：事業の目的及び必要性に挙げている内容は一般概念であり、御社がこの計画地で発電事業をする根拠とは到底なりえない。「固定買い取り制度が最大活用（実際は悪用）できるうちの企業利潤の追求」と明記した方がわかりやすい。しかるに御社の経営理念はどうか。東日本大震災のボランティアを契機に再生エネルギーの普及を通じ、環境に配慮した自然エネルギーを主としたエネルギーフリー社会の実現を目指していたのではないかと、原発安全神話が崩壊し、新たなエネルギーモデルに参入したまではよしとして、環境アセスを逆手に取った霧ヶ峰の大規模開発は、新たに「太陽光発電安全神話」を捏造しようとするにはほかならない。</p> <p>いくら立派な企業理念があっても、実際の経営手段と乖離していれば、遠くない将来に破綻することは多くの企業が辿った道ではないのか。この計画には様々な角度から疑念が呈されている。それも災害危険度は増し、希少保護、保全対象・絶滅危惧動植物、湿原は壊滅するなど、一旦改変されたら復元不可能な事象ばかりである。中村社長は「この計画に賛同すれば地域貢献する」と発言している。どういう道理が説明されたい。企業の地域貢献とは地元の協力をちらつかせて行うものと考えているなら益々会社の存続は危うい。</p> <p>原発事故をみるまでもなく、法の抜け穴を駆使して今の科学水準でやれるかもしれないことと、やっつけはいいことの見分けがつかないようでは先が知れている。しかし社長は「計画の影響は軽微」と明言した。自分たちに都合よく解釈して「軽微」とする姿勢には、凡そ自然への畏怖や敬意はもちろん社会人としての謙虚さの欠片も見当らない。今ならまだ間に合う。御社の最大の社会・地域貢献は企業理念に照らし、また起業の原点に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。 ・弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。 ・また「再エネ発電促進賦課金は、再エネを普及するうえで国民が負担しているものであり、国が定める電源構成の実現化には必要と判断されているものであるという認識です。ただし、なるべくその負担を抑制させながら再エネを普及していくことが重要であると考えております。賦課金は本計画の有無にかかわらず、発生しているものであります。 ・本事業は事業者である株式会社 Loop が現地権者から土地を購入して実施する事業となり、地権者は事業者ではありません。説明会内で訂正させていただきました。

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立ち返り、英断によりこの計画から撤退することであり、これにより全国の杜撰な森林伐採を伴う太陽光発電による被害を喰い止め、将来に禍根を残さない最善の策である。今一度被害が発生する前に立ち止まってもらいたい。「過ちて改めざる、既ちこれを過まち」と云うではないか。また、計画当初は売電目的以外の説明はない。アセス段階で治山を盛り込んだ意図と経緯を明らかにされたい。防災や下流域に配慮した計画を標榜するのなら、下流域住民や漁協関係者、湧水利用事業者等から理解が得られるまで対応するのが責務ではないか。守るべき豊かな自然、(継承すべき孫子にとって)安全や人命は何ものにも代え難い。なにも買い取り価格の期限にこだわることはないのではないか。また、高額な買い取り価格は消費者に転嫁され大きな負担と社会問題となっており、御社の理念に反するのではないか、見解を求める。</p> <p>そもそも、計画地が採草地であったころは、茅野横河川の下流域では土石流により農作物や農業施設への被害が頻発していた。その後の植林や砂防ダム建設によりS59年以降は濁水・渴水を除く影響が逡減されたものであり、地権者が下流域に配慮した山林の維持管理をしていたというには当たらない。それは、御社の計画がアセス手続きとなった2年後に、漸く説明に来るとい程度の「配慮」で、アセス手続きに反対する署名を御社と合せて行ったことから自明である。ついては、本年7月29日の質問冒頭に中村社長から地権者とは共同事業者と認識しながら反駁した理由の中で、地権者から「下流域への影響がないよう求められている」旨の説明があったが、その具体的な内容を時系列で示してもらいたい。このような大事なやりとりが口頭で成されるとは考え難い。仮に本計画に掲げる治水・防災面を考慮するとしても別な手法で対応することは充分可能である。また、当初計画の主体であった東日本土地開発との関係を明確</p>	

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				にされたい。 以上、第1章第4・5節に関連する事業の根幹となる見解を求めるとともに、取って付けた事業目的や建設候補地の説明を抜本的に修正されたい。	
2	第1章	事業計画の概要		◎第6節 基本方針について このようなものが基本方針といえるのか。そもそも防災面や環境に影響があるなら、この予測不能な立地での開発は断念すべきである。全評価項目において影響予測を過少評価し、限定的な措置しか講じない御社やアセス会社には残念ながら、環境を語る資質はない。特に、「事業に起因する災害・水質汚染により被害を与えた場合云々」とは、誰が被害の原因を認定するのか。被害者が原因を疎明し立証責任を負うことになるのではないのか。御社が掛ける保険は被害救済が目的ではなく御社を守るためでしかない。下流域等にとって有益で実効性のある対処策を示されたい。 また、「地域住民の理解が得られるよう努める」のではなく、事業の重大性に全監「理解が得られるまで事業計画の説明・協議を行う」のが筋ではないか。地権者から土地改変によって赤津川土砂災害で尊い人命が奪われたことを聴いていないのか。 尚、個別意見については、別葉による。	弊社としましては長野県環境影響評価の手続き上での技術委員会の審議があり、客観性が担保されていく中で事業を進めてまいります。
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	◎地元説明会では「大清水水源への影響は全くない」と明言していた。(資料あり)しかし、地元の反論や県意見などの結果、「影響は極めて小さい」に変わってきている。こうした意見がなければ、「影響は全くない」ものとしてきた姿勢は科学的信頼にもとるものである。なぜこのような経緯を辿ったのか。このことは他の調査項目も信頼できないことにつながる。準備書に掲げる説明は、過去文献や部分的で不十分な調査による予測にすぎない。地質や地下水湧水を把握するには地点を増やしたボーリング調査をキチンとしなければ凡そのことも解からない。水質分析で形だけの評価で結論は導き出せない。	大清水水源の影響については、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりました。科学的な知見に基づく予測においては、現実的には影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、「極めて小さい」という表現で記載しております。事業についてはできる限りの配慮を検討していますので、ご理解いただきたいと思えます。 また、工事中や供用後の一定期間にかけて湧水の変化の有無について把握するためのモニタリングを行い、その結果については長野県に対して報告を行いながら事

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				い。適切なボーリング調査を実施すること。また、計画地の降雨はどこの涵養域になっているのか根拠を示すこと。	業を進めてまいりたいと考えております。
4	第1章	事業計画の概要		◎当初、切土を調整池の上部に埋土するとの説明に、地元は当然にも反対し、技術委員会の指摘等により残土処理は2転、3転するという場当り的な計画である。何故このような計画となったのか説明を求める。アセス会社の資質を疑う。また、残土を場外搬出し抜け穴でアセスから除外しても、御社はもとよりアセス会社の責任は免れないと考える。今後どのように関わるのか具体的に示されたい。	環境影響評価方法書提出時の技術委員会での審議の結果、残土処理の位置が変更となりました。残土については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
5	第1章	事業計画の概要		◎地元説明会では一貫して抜根はしないとしていた。しかし準備書では調整池、管理用道路は抜根、パネル設置箇所では極力抜根しないとしており、地元説明資料と矛盾している。うその説明を繰り返していたことになる。説明を求める。ただし、抜根しないから良しとするものではない。森林災害の専門家は、樹木伐採後抜根しなくとも10年程で根が腐蝕し、保持力が一挙に衰え、表層崩壊や斜面崩落の可能性が高まると指摘しています。また、崩壊した表土は調整池などへ流れ込み機能が維持できなくなる。	調整池、管理用道路など防災、管理上必要な箇所以外は、伐採のみで抜根を行わない計画としています。また、樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを設置し、地表面の土砂流出を抑制する計画としています。
6	第1章	事業計画の概要		◎調整池は本来河の外に設けるべきものである。河道域に設置する場合は公共上やむを得ず災害防止策を充分講じた上で限定的に認められるべきものである。河道域内の調整池は工事中、豪雨時に大量の泥が流れ込み、シルトも影響を及ぼす。定期的な浚渫を伴い泥水やシルトが水門等に流入する。農業用水が確保されないほか水質悪化による農作物の影響は必至である。オリフィスが機能するか疑問であり、同様な事例を示した根拠を明らかにされたい。机上の計算では説明できない自然摂理を無視しないように。	調整池は各流域の最下流部の谷地形の箇所に設置します。これは、雨水の集水を実際に行うとともに地形の改変を最小限に抑えるためです。 山間部の開発において谷地形箇所に調整池を設置することは、確実に雨水を集水でき、且つ地形改変を少なくできるので一般的です。

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
7	第1章	事業計画の概要		<p>◎地元説明会では、当初砂防ダムを築造するとしていた。その後、事業終了後に撤去しやすいダブルウォール工法に変更となった。(工事費が安価な工法に替えただけで環境面の配慮ではない。)しかし、準備書では事業は永続的に行うとしている。矛盾している。仮に永続的ならダブルウォール工法とする理由はなくなる。砂防ダムが望ましい訳ではないが、わざわざ耐震性を満たさない土作物が存置されれば、糸魚川-静岡構造線断層地震による被害発生や豪雨時の危険度は増す一方となる。この間の経緯を示すとともに、独自の『耐震診断』ではなく、信頼のおける別の専門機関で、耐震性の判定をされたい。調整池に周辺パネル設置斜面が崩落した場合などのシミュレーションがなければ、災害対応避難等の安全対策が講じられない。</p>	<p>今回の事業で計画しているダブルウォール工法による堤体は、基本的に恒久施設として計画しています。設計に当たってはレベル2地震動による安定性の評価を行い十分な安定性を備えた施設として計画をしています。設計基準については独自の基準でなく、公共施設と同等の設計基準に準拠しています。</p> <p>また、造成法面についてはすべり解析による安定性評価を行い必要に応じて法面補強工を計画しています。</p>
8	第1章	事業計画の概要		<p>◎計画地内の調整池は河道域の川床を上流方向に広く深く掘削する。この土工によりみず路や湧水が分断され地下水や表流水に大きな影響を及ぼす。源流域を深さ13m以上に亘って掘削しなければ機能を有しない調整池を築造する行為には断固反対であり、準備書にも大規模掘削による影響評価がされていない。準備書説明会でアセスの下請宮前氏が、計画地内の水路が河川かどうか答えられなかったことをみても、下流域への影響を軽視していることを証左したと言ふべきである。</p>	<p>ご意見として賜りました。防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。事業運営中は、下流域を中心とした事業地外の河川の浚渫などの防災にも取り組んでいく所存です。</p>
9	第1章	事業計画の概要		<p>◎撤去費用の積立が計画どおりできるのか。誰がどのようにチェックするのか。内部留保では意味がない。供託など公的制度を活用すること。また原状回復の具体的な工程責任者、パネル資材・調整池の管理・撤去等のロードマップを示すこと。</p>	<p>固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p>
10	第4章	第9節 植物	4-9-52	<p>◎国指定で県のレッドリストになっている5箇所の湿地やサクラソウ群落は、源流域の兩岸に生育しており、たった数メートルの保全区域では植生は維持できない。ましてや移植によっては保護できない。準備書には候補地(移植)すら明記されていない。現在でも湿地帯の水</p>	<p>保全区域の設定にあたっては、地形及び周辺の湧水箇所から集水域を検討したのち、湧水箇所の現地確認、植生図作成による湿性植生の分布確認を経て、当初計画との照らし合わせ、有識者からの助言を踏まえて、保全区域の検討を行っております。保全区域の幅については、</p>

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				量減少がみられることから、工事着工により乾燥化が進みサクラソウを含む湿地全体が壊滅的被害を受けることになる。	開発区域と保全する植生が直接接することを防ぐため、また河川の連続性を確保する目的として設定しており、植生及びそこに生育する注目すべき種が今後も維持できる範囲を設定しております。 移植が必要となっている種について、追加の現地確認を行うとともに、移植適地、移植手法、時期等について具体的な記載を行います。 特にサクラソウについては、有識者の助言を仰ぎつつ、5月に追加の調査を行い、異型株ごとの生育現況を把握するとともに、必要な保全対策を検討・実施します。
11	第4章	第10節 動物	4-10-52	◎源流域には、日本北限のアマゴの固有種が生息している。またカジカやハコネサンショウウオなど清流を好む生物は、大規模掘削により産卵場所を奪われ、切土による水濁などの生育環境の激変で生存できなくなる。また、ごく数メートルを河床連続性と捉えても保護することはできないとアセスの永翁氏が言明していたがどうか。	調整池の掘削により、魚類や両生類の生息場所や産卵環境が一部消失しますが、その多くを保全する計画としています。 調整池の建設では、現状の谷地形箇所を掘削することで調整池としますが、調整池の上流側と排水塔下流部を魚類の移動を可能とする魚道で連続させることで調整池の設置に伴う移動阻害を防止する計画です。
12	第1章	事業計画の概要		◎除草剤や融雪剤を全く使用しないとしているが、誰が検証するのか。一旦農薬が使われ汚染されれば農作物被害はもちろん、風評被害は計り知れない。大清水などの湧水にも多大な影響を及ぼす。Loop 社関係の除草剤使用がネット上で公開されており、信用に値にしない。 (使用しないことの) 下請・管理会社が使用しない方法を明示することと地元の確認手段を提示すること。	メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。弊社関係者の除草剤使用がインターネットで公開されている事実は社内では確認しておりません。
13	第4章	第9節 植物	4-9-52	◎外来植物の侵入を車の洗浄、抜き取り等としているが、大量伐採により今まで増殖できなかった飛来植物が定着、増殖することになり、計画地を経由して、固定公園へ拡大し、植生に大きな変化を及ぼすことが考えられる。その対処が示されていない。	ご指摘の通り、事業区域内にて一度外来種が繁茂してしまうと、駆除は困難になると考えています。外来植物の分布を継続してモニタリングするとともに、定期的な抜き取りを行い、事業区域内での外来植物の拡大を防ぎます。
14	第4章	第1節 大気質	4-1-18	◎森林伐採とパネルによる気温上昇とこれに伴う微気候が評価されていない。以前は樹木・コケ類・保水力によって温度が保たれていたが、大規模伐採後は、植物からの蒸散量の減少による気温上昇が予測される。微気	パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。しかしながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モ

意見書 846

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				候変動により気温の上昇、上昇気流による局地的豪雨が懸念される。	ニターしていく事を検討いたします。
15	第1章	事業計画の概要		◎伐採木はチップ化しないとしながら、ウッドチップ工法の資料を準備書に載せている。説明を求める。また、多くの資料中の写真等は計画地の形状と異なるものがあり、急傾斜地で実施された実例写真等に差し換える必要がある。このままの準備書では、計画地の危険性が伝わらない。	ご意見として賜りました。評価書では差し替えを検討致します。
16	第1章	事業計画の概要		◎会社が清算手続きに入ったときは、地権者に譲渡するとしている。その意味でも地権者は計画全体にどのように係わり、責任を見るのか明らかにすべきである。 産業廃棄物が放置されない保証を示されたい。また地権者に譲渡できるとする法的根拠を示すこと。(任意売却ではない。)	太陽光発電事業は、固定価格買取制度(FIT)に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に実施する予定であります。事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に撤去に要する費用の積み立てを予定しております。
17	第1章	事業計画の概要		◎準備書では地元説明会を重ねたような取扱いをしているが全くの誤りである。これまで説明会の都度不十分な計画・ズサンな内容を指摘され、説明を繰り返さざるを得なくなっただけで、しかも部分的・場当りの対応にとどまっていた。説明会は回数ではなく中味であり、真しに下流域住民と向き合う姿勢に欠けている。この経過を準備書に示すこと。 これは意見の一部であり、この計画により関係住民や事業者に影響を及ぼし、不安に晒されることがあってはならない。計画、総体に問題が山積しており、再調査または調査会社を変えて調査することを要請する。	弊社としては回数を重ねることで、事業内容を住民の皆様丁寧に丁寧に説明してきたと考えますが、ご意見を真摯に受け止め、今後の説明方法を検討していきたいと思えます。 工事完了後も事後調査として、モニタリングを継続的に実施します。

意見書 847

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>横河川は昔から土石流災害を経験しています。 近年減少傾向にあるのは霧ヶ峰の森林が成長してきたためとされています。 その成長した森林を伐採することは土石流災害を引き起こす最大の要因です。 近年では観測史上最大と言われる災害が各地で起きています。 その要因を1つでも減らすことが地元住民の願いです。減らすことはあっても、増やすことはぜったいにしてはいけません。 森林伐採には反対です。是非計画の中止を要望します。 堰堤に堆積した土砂などはたまる一方です。作った後の維持管理が重要です。 どのように進め、だれがチェックするか、管理方法を明確にして下さい。 湧水、湿地に関して、浸透、浸出のメカニズムが報告されているが、これだけの拡大な開発で、数本のボーリング調査では、地下水流動経路を知るには少なすぎる。 ぜひ範囲を拡大して、ボーリング調査を実施して下さい。その結果を専門家の先生と協議し、結果報告をして下さい。 現状では森林法で危険渓流になっています。 ただ開発中、開発後に土石流危険区域にならないか、危惧されます。 事前の調査や対処をお願いします。 検討ではなく、結果報告をお願いします。</p>	<p>地質調査については、深いボーリングを実施してはいませんが、様々な既往の地質調査資料を基に帯水層（地下水として流れる層）の分布状況について検討を行っており、広域の水文地質分布状況や現地の水収支調査・水質分析結果も踏まえて総合的に事業計画地周辺の地下水の流れについて予測を行っています。長野県環境影響評価技術委員会の委員の先生方にもその根拠資料を一つ一つ示しながら説明させていただいているところです。 樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p>
2	第4章	第5節 水質	4-5-10	<p>横河川の下流で水田を作っていますが、大規模開発で水が汚れ稲の育ちに影響が予測されます。 この土地はゴルフ場開発でも水の汚くがあり、開発中止の経緯があります。 水の汚れ対策を下流域への十分な説明をお願いします。</p>	<p>調整池の造成により地面への雨の浸透が失われた場合でも、下流へ流れる水を一時的に貯留し災害を防止する目的でつくります。設計に当たっては行政の基準に従います。工事中、大雨の場合には仮設沈砂池や調整池を活用して濁水をそのまま下流に流さず一定時間滞留させますので下流への影響を低減できるものと考えてい</p>

意見書 847

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>米沢米のブランドに風評被害がでない様に対策をお願いします。</p> <p>今回の計画は1km×2kmといった広大な開発です。自然環境に人工の手を加えることは、生態系を変えることです。</p> <p>開発で生態系が変わることは確実です。計画の中止・見直しを要望します。</p>	<p>ます。</p> <p>事業の実施に当たっては、細心の注意を図って実施してまいります。水質を含め、様々な事後調査を予定しており、異常があれば一時的に工事を中断して必要な対策を実施することも計画しています。補償責任に関しても因果関係が明らかになれば前向きに対応させていただくことを考えています。事業に対してご理解をいただきたく存じます。</p>
3	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>横河川の源流、清流の現環境でアマゴの存在が確認されています。これらが開発によってとだえることが予測されます。魚は川をのぼり生命をつないでいます。上流に移動して保ゴするとありますが、川を遮断して保ゴできるのでしょうか。</p> <p>専門家の意見を聞き、具体策と対処方法を明確にしてください。</p>	<p>対象事業実施区域に生息するサツキマス（アマゴ）は在来の可能性が高いと考えています。限られた範囲で個体数を維持しているとみられ、とても貴重な個体群と考えています。</p> <p>事業では対象区域の約半分に相当する 97.4ha を残置します。特に河川及び河川沿いについては、調整池の設置区間以外、サツキマス（アマゴ）を含む水生生物の生息場所として保全するほか、パネル設置エリアについても極力土地の改変を行わない方針です。また、サツキマス（アマゴ）の産卵期から卵が孵化する期間（秋～冬季）は保全上特に重要な期間ととらえ、河川沿いの工事を行いません。調整池については、常水路を設置することで流量や水深等の変化を防ぐとともに、国内外来魚の移動してくることも鑑みつつ、上下流の連続性の確保についても検討します。これらの対策により、サツキマス（アマゴ）等が生息する河川環境を保全する考えです。</p> <p>本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>

意見書 847

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					鉄平石採石場の現状復旧に関しては本環境影響評価の対象外となりますが、当事業地の残土を現状復旧として利用予定であり、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。
4	第1章	事業計画の概要		<p>万が一事業者が破産した場合「事業用地を現地権者に譲渡し、返還することを検討する」とあります。</p> <p>一度買い取った用地をそもそも元の地権者に譲渡できる契約が結ばれているのでしょうか</p> <p>検討した回答を提示して下さい。</p> <p>今回の事業区域では施工で止水あるいは流路の変更があり湿地や下流での利水環境が変わると予測されている施工では、湧出ヶ所の確保及び排水には充分配慮されたいとあるが、十分に配慮とは具体的にどのような内容か明確な回答はもらいたい。</p> <p>残土は計画地から運びだす計画になっていますが、ダンプ5万台分の大量の残土が対象になるので、残土の管理方法や大雨による残土の流れ出しに対する対処方法を明確に提示し、第3者の管理下による対応をして下さい。</p> <p>「除草剤を使わない」は地権者 Loop 社は使わないのはわかりました。</p> <p>では、子会社・孫会社への業務委託する場合はどのように徹底し、報告書や契約書で守れるのでしょうか。</p> <p>証明する方法の回答をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の譲渡契約は現時点では締結しておりません。 ・施工・残土についても、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。 ・メンテナンス計画において、除草剤を用いる予定はありません。面積が広大なためメンテナンス要員も複数で実施する必要があり、事業者の監督下のもと、草刈り機を用いて除草を実施します。

意見書 848

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大量の森林伐採計画では、パネル設置場所は抜根されないとされていますが、林業の方や森林災害の研究者から10年程度で残っていた根が一斉に腐り土をつかむ力が急に衰えて、表層崩壊、斜面崩壊を起こす可能性がある事を聞きました。</p> <p>パネル設置場所が将来崩壊して横河川・下流域に被害が及ぶと予想される不安を抱えながら、地元住民は暮らさなければなりません。抜根しないことは、決して安全とは言えません。崩壊のリスクは大きくなります。</p> <p>横河川の源流域の3ヶ所に計画するダブルウォール工法の堰堤は大雨で、満杯になった時や大規模地震の時の不安がより大きくなります。北大塩は昔から繰返し土石流災害を経験してきました。</p> <p>民間事業者では将来にわたって責任をもって管理しきれない堰堤です。人の住む上流に耐震性もない危険な工作物を3つも作らないで下さい。最近のゲリラ豪雨は全国各地で史上最大を記録しています。</p> <p>人的被害が出たとき、ソーラーメーカーはもちろんですが、ソーラーに同意した諏訪市は、どう対応するのでしょうか。</p> <p>吉田地籍に田んぼがあります。</p> <p>川の中に調整池を作ると常に水が流れており、泥を沈めたり水を澄ませる事ができません。本来の調整池の役割を果たす事はできません。工事中、大雨の時は、道路・パネル設置場所の山の上からの泥水が一気に流れ込みます。</p> <p>シルトが横河川を流れ下ります。浚渫の時は更に沈殿していた堆積物、腐敗物を巻き上げます。</p> <p>下流域で米作りをしている田んぼへと泥・細かいシルトが流れ込むことは避けられません。水量が確保されただけでなく、水質悪化により農作物の生育に影響します。</p> <p>農業被害は避けられません。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 848

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				調整池は川の外に作って下さい。 川の中に調整池を作るのはやめて下さい。	

意見書 849

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>大規模伐採、掘削、堰堤の開発によって危険になることが住民の不安であり、「土石流災害区域」でないから、心配がないではありません。</p> <p>大規模開発で災害の不安はより大きくなります。</p> <p>工事後、事後調査をし、県の有識者の指導を後になって受けても手遅れです。</p> <p>有識者とは誰ですか？ 開発中止を求めます。</p> <p>ボーリング調査なしに地下水の流れを知ることはできません。科学的な判断のため、必要な調査です。</p> <p>茅野市が調査依頼した熊井先生は実施し報告しています。</p> <p>水質分析に関しても、「地下水水文学」の専門家の先生から、「調査期間、回数も少なく適切な調査方法、評価は無い。」との発言がありました。</p> <p>専門家に参考意見を聞く必要があります。</p> <p>草刈り後の刈り置き後の乾燥、冬季の植物の冬枯れの状態で、発電パネルからの火災の可能性についての評価はされていませんが、31万枚という膨大な数のパネル、100個のコンデンサーの故障等による、万が一の火災発生についての評価も加えることを希望します。開発地は西の諏訪湖から強い風の吹き上げる地域で、枯れススキの期間は長く、一旦火災が発生したら上部へと広がり、又は飛び火し、消火には難しい地域です。</p> <p>過去の火災のように、特に春の乾燥時期は、危険なため、火災発生についても、評価を希望します。</p>	<p>今回の環境影響評価における水象等の調査は、法令に基づき、かつ長野県の長野県環境影響評価技術委員会からのご指摘内容、長野県知事、諏訪市長、茅野市長からいただいた意見書、さらには大清水水源等について詳細な調査を実施されている熊井先生の文献等の内容を踏まえて、調査計画を行い、実施してまいりました。調査に関しては一定の技術水準で適切に実施していると考えております。地質調査についても、地質構造や広域の地下水の流れを知るための資料として多くの地質調査結果の既往資料がございますので、これらの調査結果を有効的に利用させていただきながら検討を進めて参りました。</p> <p>大清水水源の影響につきましても、広域の水文地質分布状況や水収支・水質分析結果から、ほとんど影響がないとの予測結果を示しておりますが、科学的な知見に基づく予測には現実的に影響がゼロであるとは言えない性格をもっていることから、準備書の中でも「極めて小さい」という表現で記載しております。</p> <p>樹木の伐採区域には侵食防止養生マットを施工し地表面の土砂流出を抑制する計画としています。</p> <p>電気主任技術者が事業地もしくは事業地から2時間以内の距離に設けます統括事業所において常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。また、万一の有事に備え火災保険に加入致します。</p>

意見書 849

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>地質や地下水の専門の研究者は湧水を知るには「地質構造・地下水の流れを知るための地質調査は絶対に必要」と講演、報告をしています。地元説明会で「全く影響がない」と説明されていた「大清水」や諏訪市の水源を知るためのボーリング調査が全く行われていないにも関わらず、「影響はあるが極めて小さい」と変えています。</p> <p>「きわめて小さい」とする根拠である「水象」として重要な調査がしてありません。</p> <p>きちんとボーリング調査を実施してください。</p>	

意見書 850

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>●森林を伐採しての自然エネルギー開発は本末転倒である。</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>
2	第1章	事業計画の概要		<p>●原子力発電が良い例である様に、使用後に明確で適切なリサイクル・リユース・廃棄方法が確立されていないものを使用すべきでない→次世代に大きな負債を残す無責任な大人であってはならない。</p>	<p>ソーラーパネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。具体的には、弊社自社発電所や海外事業等での再使用を検討し、再使用出来ないものは有価財としてリサイクル業者に販売する再生利用を検討します。なお、集計データが少し古いですが、弊社では平成29年5月末時点で約65万枚の太陽光パネルを出荷し、6年間で約800枚の太陽光パネルを交換（外的要因・故障含む）しておりますが、これまでも再使用可能なものは自社保有発電所等</p>

意見書 850					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					で再使用し、再使用出来ないものは、有価財としてリサイクル業者に販売しており、平成 29 年 7 月末時点までに弊社が行ったパネル処理の中で産業廃棄物として処理した実績はありません。
3	第 1 章	事業計画の概要		<p>●現在福島県福島市で実際に使用されているが、パネルの太陽光の照り返しにより、パネル周辺の温度上昇が問題となっている。</p> <p>環境（生態系）、住民への被害がすでに出ているという現実を考えるのは当然である。</p>	<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や太陽光発電技術組合による、文献調査を行いました。いずれも結論として、大規模太陽光発電所の設置による周辺気温の上昇は認められない結果となっておりました。理論上は太陽光発電は太陽のエネルギーを発電に利用するため、熱の発生は抑えられるとされていますが、実際の局地的な気温の変化については、まだ知見が十分な状況にはないようです。また、メガソーラーによる気象変化などの報告も、今のところないようです。従って、予測評価項目に取り上げていません。本事業が進むに従い、こうした情報が十分でない事項についても、例えば気温の測定を実施するなど、知見を蓄積してまいりたいと考えています。</p>

意見書 851					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 8 節 地形・地質	4-8-31	<p>森林の伐採は、土石流を起こします。まやかしの対策では、自然には勝てません。反対します。</p>	<p>土砂災害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し表層からの崩壊を防止します。</p> <p>②切・盛土法面に対しては、すべり解析により必要な抑止工を計画し、地盤のすべり破壊を防止します。</p> <p>③盛土のり面の地震時への対応については、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全評価を行っています。</p> <p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安</p>

意見書 851

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p>

意見書 852

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 6 節 水象	4-6-62	<p>準備書では水象予測内容の影響は極めて少ない若しくは影響は予測されないとありますが、信州大学の小坂共恭先生はデータ不足であり科学的理由が示されていないと述べられています。諏訪 5 蔵が製造する日本酒に欠かせない地下水に影響が出るのは、30 数年後とも述べられました。諏訪 5 蔵は、諏訪の信州の大きな財産です。諏訪市民が守っていかなければならない宝です。また、昨年制定された「諏訪市の地酒による地域振興・乾杯条例」にも抵触することとなります。このようなことから、今回のソーラー事業を絶対認めることはできません。</p>	<p>小坂先生が述べられている際に使用したデータは、弊社より平成 29 年の地元説明の際に提供した途中段階における資料を基に述べられているものと思われます（小坂先生から戴いた意見書に使用されている資料より推測しています）。</p> <p>準備書には、小坂先生が不足していると言われているデータを掲載した上で予測結果を示しております。</p>

意見書 853

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>大清水湧水が好きなので、その水が汚されてしまう可能性があるソーラーの建設は、やめて欲しい。おいしくて、きれいな水が無くなってしまうのは悲しい。</p> <p>又、長い期間をかけて培われてきただろう。植物たち、そして、それらが作り出す美しい景色を壊して、無機質なソーラーパネルを並べることは、とてもセンスが悪いと思う。</p> <p>景色が台無しになるのではないか。</p> <p>一度失われてしまったら、元に戻すことはできないのではないか、なので、ソーラーの建設に反対である。</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。	
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるのか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大10分間雨量データは、1位は24ミリ、7位までが20ミリ以上ですが、資料では9ミリ、8ミリ、16ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p> <p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル2地震動（震度6～7に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大10分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しており</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>ます。</p>
4	第4章	第2節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去2度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解しやすい言葉で明示してください。（特に以下のことは必ずお答えください）</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」のですね？</p> <p>Loopの準備書説明会では「（霧ヶ峰農場は）相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？（何時から何時？ 何年間？）基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。</p> <p>四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことは</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよ迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>できません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。</p> <p>また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？</p> <p>道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？</p> <p>環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。</p> <p>⑦交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？</p> <p>はっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	
5	第1章	事業計画の概要		<p>⑤工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？</p> <p>工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。</p>	<p>工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。</p>
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	<p>④低周波による健康被害はありませんか？</p> <p>低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。</p>	<p>低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いました十分な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		<p>⑦発電をやめた後の計画は？</p> <p>耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？</p> <p>設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。</p>	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の 5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>⑥野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。</p> <p>計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？</p> <p>昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	準備書では事業地のフェンスの高さを調整してシカなどの生息を許す事を検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、フェンスにより囲いシカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれをえさとするシカなどが集まり、シカの個体数を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。</p> <p>人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？</p> <p>パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？</p> <p>パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてもっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう</p> <p>に計画しています。</p> <p>発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を検討いたします。</p> <p>もちろん地震や台風などの自然災害の後は、上記はもちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現場作業の実施については管理会社に委託をさせていただきます。また、この管理会社より地元を優先し作業の発注をさせていただきたく所存です。</p>

意見書 854

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？</p> <p>霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。</p> <p>また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。</p> <p>今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、確かにLoop社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業にしては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	4-1-18	<p>霧ヶ峰農場横、諏訪湖の6分の1の広さに、310,000枚ものパネルが設置されるという諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に対して、不安を感じています。</p> <p>以前の地元説明会では知らされなかったことや、違う内容があり、計画地に隣接する霧ヶ峰農場地区への説明が不十分であるように感じています。アセスの内容も含む、以下の全意見について、Loop社の丁寧な説明を求めます。</p> <p>①森林伐採とパネル設置による気温の上昇はどの位ですか？</p> <p>森の中の涼しさは誰もが知っていると思います。</p> <p>森林を伐採しソーラーパネルを設置すると、当然、気温の上昇が予測されます。例え局地的な現象であっても、隣接する霧ヶ峰農場への影響は大きく、住民の健康はもちろん、農作物（家畜の飼料用を含む）の生育、暑さに弱い乳牛への悪影響などが予想されます。</p> <p>計算上の数値はもちろん、他設置地域での実際の気温についてデータを分析し、森林伐採とパネル設置後の気温上昇の影響により起こり得る事象の詳細な報告を求めます。</p>	<p>貴重なご示唆を頂きありがとうございます。ソーラーパネルの設置による温度変化による影響はこれまで報告されていないと認識していますが、周辺微気象への影響は、まだわからない事も多いことも確かです。今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、気温変化について貴重なデータにもなると考えられますので、モニターしていく事を検討いたします。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ゲリラ豪雨の増加など気象の変化を予想調査してください。</p> <p>気温の上昇を原因として、局地的な上昇気流の発生やゲリラ豪雨の増加、風向きの変化などが考えられますが、その点についても山岳に精通した気象予報士を交えた調査を要求します。</p>	<p>ゲリラ豪雨の予測については、現在の技術では非常に困難と考えられます。</p> <p>そのため、降雨時の下流域への災害防止を目的とした調整池の規模等を検討するにあたっては、行政の基準に従い、過去の降雨データを基に統計的な検討を行っています。</p>
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>③異常気象に備えた調整池ダムを設計してください。</p> <p>最近の霧ヶ峰での雨の降り方は、今までの経験を超えるものがあります。過去のデータによる諏訪地方一律の計算式を用いた調整池ダムでは信頼ができません。昨今のゲリラ豪雨や、線状降水帯など降り続く場合の累積雨量も考慮に入れるべきではないですか？ 温暖化による気象変化は著しく、過去のデータに基づく計算は役に</p>	<p>水害等のリスクに対しては、次の対応を行うことで安全性を確保します。</p> <p>①侵食防止養生マットを施工することで地表面の土砂の移動を抑制し、降雨時の地表面からの濁水の発生を防止します。</p> <p>②雨水調整池を計画することで、洪水の発生を防止します。</p>

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>立たないと思います。さらに言えば、この計算式は諏訪地方全般に適用されるようですが、計画地の雨量値を用いないと意味が無いと思います。</p> <p>また、設計計画容量と、調整池自体の強度は別の問題のようにも感じます。容量ではなく地震なども含め強度はどの程度耐えられるものか、示して下さい。</p> <p>ところで、準備書説明会資料「防災調整池の設計条件」の参考値について疑問があります。</p> <p>気象庁が公開している諏訪地方の過去の最大 10 分間雨量データは、1 位は 24 ミリ、7 位までが 20 ミリ以上ですが、資料では 9 ミリ、8 ミリ、16 ミリという数値をあげ、必要容量をクリアしていると言っています。この気象庁データとかけ離れた数値を説明会資料で使った理由は何ですか？ 恣意的に小さな値を示しているのでしょうか？ さらに言えば、計画地の雨量は諏訪地方の雨量データより大きいのは容易に想像できます。計画地の雨量を何年か計測し、設計してください。</p> <p>④満水の調整池が決壊し地域が孤立したら？</p> <p>想定以上の豪雨や地震などにより満水の調整池が決壊したり、土砂崩落が起きた場合の予想を示してください。県道、う回路が不通と想定し、被害規模、予想孤立期間、復旧にかかる日数、復旧費用額（だれが負担するかも）、その後の対策や損失補填についてなど、どうなりますか？ 農場では酪農を営んでいるものもいます。人間だけヘリコプターで救助されればいいわけではありません。</p>	<p>③調整池の貯留容量は、簡便法と厳密解法による評価を行い十分な容量を確保しています。</p> <p>④決定した調整池容量は過去の大規模な降雨実績に対して十分安全であることを確認しています。</p> <p>⑤調整池の堤体の安定性は、レベル 2 地震動（震度 6～7 に相当）による安全性評価を行っています。</p> <p>準備書説明会時の調整池説明内容について、調整池の安全性をご理解いただく為に、過去の大災害発生年の最大 10 分間雨量データとの比較をお示ししましたが、わかりづらい内容となってしまう申し訳ありませんでした。今後はわかりやすい内容の説明とする様に努めます。</p> <p>調整池は、貯留容量にも十分な余裕を見込んでおります。万が一、調整池の余水吐から雨水が流出する事象が発生しても調整池の堤体は壊れない様に設計しております。</p>
4	第 4 章	第 2 節 騒音	4-2-7	<p>⑤地元への説明が不十分ではありませんか？</p> <p>過去 2 度行われた地元（霧ヶ峰農場）での説明会では聞かされなかった（もしくは違う説明だった）アセス調査結果が準備書にあります、地元への説明はありません。工事中の騒音、振動、交通量などに加え、先の気温上昇、低周波による健康被害（人・動物）など供用後に変化が予想される全ての事象について、具体的に理解し</p>	<p>霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からピーク時はかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると 60 dB 以上が「普通～うるさい」とされ、60 dB で「静かな乗用車」70 dB で「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。ただし、こうした騒音が想</p>

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>やすい言葉で明示してください。(特に以下のことは必ずお答えください。)</p> <p>また、調査地点の番号と名称が間違っています。データとして検討できませんが、どうすればいいですか？</p> <p>⑦「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」のですね？ Loopの準備書説明会では「(霧ヶ峰農場は) 相当うるさくなる」との説明がありました。基準値ぎりぎりの65デシベルと予測されていますが、それは具体的にどの程度の音量ですか？ それがどのように続きますか？(何時から何時？ 何年間？) 基準値を超えることは無いのですか？ ひどい騒音と我々が感じたら、工事の差し止めに応じてもらえますか？</p> <p>⑧準備書にあるダンプの通行量1日530台という数字に驚いています。 四賀に通じる道路は我々の通勤や通学、買い物や通院など、重要な生活道路となっています。この見通しが悪く狭い道幅で大型ダンプとスムーズにすれ違うことはできません。この台数では渋滞や事故も考えられるでしょう。今まで通り生活道路として利用することは困難にも思えます。 また、積載土砂が大量にこぼれたり、舞い上がると思いますが対応策はありますか？ 道路の修繕は？ 冬期積雪時、凍結時のダンプのスリップ防止策は？ 環境保全措置とは何ですか？「アイドリングストップや法定速度を守る」というのは当然のことです。 ⑨交通量の増加や工事の振動による人、乳牛などの健康被害はどう予想しますか？ ひっきりなしの振動には人間だけでなく、乳牛など動物もストレスを感じ乳量に変化があるかもしれません。振動への対応策や補償はどう考えていますか？</p>	<p>定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。それにしても、現状非常に静かな霧ヶ峰農場付近の状況を考えると、工事中は一時的にせよご迷惑をおかけする事になると思います。騒音についてはモニタリング調査を実施しながら、慎重に工事を実施し、場合によっては工事車両の通行量を調整させていただく事も検討します。なお、主に土砂を運ぶ車両は事業地内か、あるいは各調整池と事業地西側に隣接する採石場などの間となりますので、霧ヶ峰農場付近は、土砂を積んだ車両が多く通行する事は予定していません。工事用車両が霧ヶ峰農場内などを通行する際には、地元車両の優先通行を心がけるだけでなく、場所や時期によっては誘導員などの配置も検討いたします。なお、具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。</p>

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第1章	事業計画の概要		㊦工事中の責任者、現場で対応するのは誰ですか？ 工事中に起こり得る事故やトラブルについて、現場責任者、Loop 側責任者など常に連絡が取れるようにし、即時対応してください。工事の進捗についても定期的にご報告ください。	工事施工会社は現時点では確定しておりませんが、大規模太陽光発電所建設経験のある企業を採用する予定ですので、ご指摘の事故の懸念やトラブルに対して、対応できる体制を構築してまいります。また、地域貢献の1つとして地元企業にも協力いただきたいと思います。
6	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	㊦低周波による健康被害はありませんか？ 低周波の健康被害について知識がありません。どんなものか説明してください。そのうえで、私たちや乳牛に影響はありますか？ その根拠を示してください。	低周波音は概ね 1Hz～100Hz の音とされ、人の耳では聞きにくい音も含まれた、低い周波数の音のことで音量によって人の健康にも影響があるとされているものです。乳牛はほぼ人と同じ音を聞き分け、低い音にも反応する傾向があるという研究もあるようです。低周波音の発生源としては、電車や自動車や工場の機械など様々ものから発生しているとされています。今回の事業では主に供用後のパワーコンディショナーユニットから発生することが想定されるため、予測を行いましたが必要な距離があるため周辺への影響は想定されない結果となっています。工事中の車両の走行については、交通量が集中する時期には注意が必要ですが、交通量の多い時期は一時的なものになります。乳牛への影響についての研究報告はいくつかみられるものの、一般的によくわかっていないことも多い状況です。酪農について問題があるようでしたら個別に相談させていただきたく所存です。
7	第1章	事業計画の概要		㊦発電をやめた後の計画は？ 耐用年数が過ぎた後のパネルの撤去計画と費用、土地利用についてどう考えていますか？ 設置と同様に莫大な費用と時間、労力がかかり、その際には農場もまた影響があると思っています。	固定価格買取制度 (FIT) に基づく買取期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の 5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。
8	第4章	第10節 動物	4-10-52	㊦野生動物の生活圏への出没、生態系の崩れによる害獣の増加を懸念します。 計画地内の動物が住む場所を失うことにより、鹿、熊といった大型の動物、農作物を食い荒らしたり病原菌を運ぶ動物の移動や個体数の変化はどう予測しますか？ 昆虫についても農作物の受粉に影響したり、特定の虫が	準備書では事業地のフェンスの高さを調整してシカなどの生息を許す事を検討しましたが、長野県環境影響評価技術委員会でのご議論により、フェンスにより囲いシカなどの侵入を防ぐ計画に変更する事を検討しています。事業地は草地に類似した環境が多く創出し、周辺からそれをえさとするシカなどが集まり、シカの個体数

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>激増、激減することは考えられませんか？ それらの変化が私たちの生活にどんな影響を及ぼしますか？ 影響が軽微なものから重大なものまで予想して教えてください。</p>	<p>を増やし周辺の獣害を増加させる事を懸念した事によります。昆虫については草地環境が増える事による種構成の変化が予測されますが、人間の生活への影響は想定していません。</p>
9	第4章	第7節 土壌汚染	4-7-13	<p>⑦霧ヶ峰農場に土壌汚染は深刻な問題です。 人体に有害な物質が使用されているというパネルが破損した場合、速やかに撤去、交換とのことですが、速やかとはどの程度の時間ですか？ パネル管理は誰がどのようにしますか？ 定期点検の頻度はどのくらいですか？ パネルの破損や崩落の可能性が高い豪雨、台風やその直後には、ドローンの飛行は難しく目視が必要になるでしょう。出水して足元の悪い状況で人間が何人いれば、あの広大な面積を管理ができるのでしょうか？ パネルの破損によって森林火災につながる恐れもあると耳にします。パネル、土地管理についてももっと具体的に示してください。</p>	<p>パネル等点検作業の標準的な頻度としては、以下のよう に計画しています。 発電所運転開始後、遠隔でのパネルのストリング毎の 発電量監視を行っていきます。ストリング監視により不 具合が疑われた場合に、現地での速やかなパネル検査を 検討いたします。 もちろん地震や台風などの自然災害の後には、上記はも ちろん、現地での目視点検により、状況を把握し、必要 な対策を速やかに実施し、事故や災害を未然に防ぐよう 配慮いたします。なお、事業者が管理責任者となり、現 場作業の実施については管理会社に委託をさせていただ きます。また、この管理会社より地元を優先し作業の 発注をさせていただく予定です</p>
10	第4章	第12節 景観	4-12-36	<p>⑧パネルの反射や景観の変化によるストレスは人や動物に影響無いですか？ 霧ヶ峰の予想景観に驚いています。パネルに覆われた山が常に視界に入るとは、大変な圧迫感を感じます。このような変化にどの程度のストレスを感じるかは実際分かりませんが、他設置地域でもトラブルになっているようです。せめて我々の生活圏から見えるところは木を残すことはできませんか？ また、反射を抑えるパネルを使用するとのことですが、元の森林を1、既存のパネルが10と考えたとき、使用パネルはどの程度ですか？ さらに、調査地点以外も含め、この近辺で計画地が一番よく見える（景観が変わる）場所と時季を示してください。</p>	<p>事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。計画地が一番良く見える場所は、霧ヶ峰農場地区となります。また、時期的には相対的には葉の落ちる秋冬の方が見えやすくなります。ただし、見えるのは計画地の一部です。 また、太陽光パネルのガラスには防眩処理を施し、反射光の低減を図ります。</p>
11	第1章	事業計画の概要		<p>⑨自然はコントロールできません。もっと慎重な計画をお願いします。 今回の計画は「世界有数の…」とおっしゃっていますが、</p>	<p>本事業では、本計画地の約半分の面積に太陽光発電設備を設置し、残る半分の面積は残置森林等としてそのまま残し、維持管理を行います。また、防災調整池を設置</p>

意見書 855

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>確かに Loop 社のみならず、日本ではこれほど大規模に山間地で森林を切り開いてのソーラー設置は聞いたことがありません。長くこの地に住んで、自然の脅威に耐えてきた私たちとしては、初めての事業としては安全を過信しすぎている Loop 社の姿勢に不安を感じています。工事中から事故や災害が起きたり、途中で放棄されるのはとても困ります。</p> <p>もし計画を進めるなら、過去の事業と照らし合わせて最初は小さな面積に設置し、数年の経過観察を経て、何段階かで規模を広げていく慎重さを求めたいのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>し、現況よりも防災能力の高い山林になるように計画をしています。更に、年間を通じて定期的に草刈りと場内点検等を行うことで人手をかけた持続可能な山林の維持管理が実現でき、その結果、治山力の向上につながると考えています。</p>